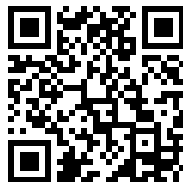

This is a reproduction of a library book that was digitized by Google as part of an ongoing effort to preserve the information in books and make it universally accessible.

Google™ books

<https://books.google.com>





THE HOOVER LIBRARY
ON
WAR, REVOLUTION, AND PEACE

Complete Works of Yutichi
Fukuzawa, Founder of the
Kei-O-Gi-Juku.
in Five Volumes.

Presented to

Mrs. ~~Leland~~ Stanford,

in memory of her kind visit
to the Kei-O-Gi-Juku, on
June 4, 1902, which is deeply
appreciated by her sincere friend,

Ichitaro Fukuzawa.
Son of the Author.

[The page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is scattered across the page and cannot be transcribed.]

J
CXLX
F85b
v 1

福澤全集

卷一

福澤全集目錄

卷之一

緒言

華英通語

全一冊

西洋事情(初編)

全三冊

同 (外編)

全三冊

同 (二編)

全四冊

雷銃操法

全三冊

西洋旅案內

上下二冊

卷之二

條約十一ヶ國記

全一冊

西洋衣食住

全一冊

同 (二編)

通貨論 全一冊

通俗民權論 全一冊

通俗國權論(前篇) 全一冊

同 (後篇)

民情一新 全一冊

時事小言 全一冊

時事大勢論 全一冊

卷之五

帝室論 全一冊

德育如何 全一冊

兵論 全一冊

學問の獨立	全	一	冊
全國徵兵論	全	一	冊
通俗外交論	全	一	冊
日本婦人論(前編)	全	一	冊
同(後編)	全	一	冊
品行論	全	一	冊
士人處世論	全	一	冊
男女交際論	全	一	冊
日本男子論	全	一	冊
尊王論	全	一	冊
國會の前途	全	一	冊
國會難局の由來	全	一	冊

福澤全集目錄

治安小言

地租論

實業論

全
一
冊

全
一
冊

全
一
冊

六

福澤全集緒言

福澤諭吉

四十年來余が著述又は翻譯したる諸書類を集めて新に版行せんとするに當り聊か其趣意を一言して卷首に記し置かんとす抑も余が著譯書は其數甚だ尠なからずと雖も隨て作れば隨て散じ所見を天下に披露したる後は所謂成行次第に任せ主人は曾て相知らず歲月の遷移と共に其書物を算へて算へ難く主人自から忘却して失笑する場合もなきに非ず今これを版行して散逸を防ぐは一は余自身の子孫の爲めにして又知己朋友の爲めなり現に先頃版行の事を思立つと同時に限なく家内を搜索せしも何時しか藏書四散して其半を留めず餘儀なく使を舊知人の許に馳せ或は借受け或は貰受などして漸く全部を取揃へたる其手數は實に容易ならず今日斯る始末なれば行く／＼五年を過ぎ七年を過ぎ余の死後にも至らば搜索の勞は十倍して尙ほ搜し得ざる者あらん情に於て竊に惜む所なり一身の私情は暫く措て扱廣く世間を見渡すに今日の日本は昔日の日本に非ず所謂新日

本と稱して舊來の舊觀を改め文明諸國と交際して敢て遜色なきに至りたれども新日本は一朝の誕生に非ず因果の理路を尋ね來れば近きは四十年遠きは四百年の其上にも越えて變遷沿革の端緒を見出すことある可し左は云へ兎に角に日本が舊物破壊新物輸入の大活劇を演じたるは即ち開國四十年のことにして其間の筋書と爲り臺帳と爲り全國民をして自由改進の舞臺に新様の舞を舞はしめたるもの多き中に就て余が著譯書も亦自から其一部分を占たりと云ふも敢て疚しからず余の放言して憚らざる所なり左れば其筋書臺帳を彼れ是れ寄集めて之を後世に保存するは近世文明の淵源由來を知るに於て自から利益なきに非ず歴史上の必要と言ふも過言に非ざる可し

以上は舊書新刊の理由として尙ほ事の序に前年余が多くの書を著譯したる其由來因縁を記憶のまゝに一節づゝ記し置くも自から世人の參考に無益ならざる可し先づ第一に余が文筆概して平易にして讀み易きは世間の評論既に之を許し筆者も亦自から信じて疑はざる所なり今その由來を語らんに四十餘年前余は大阪の大學醫緒方洪庵先生の門に在り先生の平生温厚篤實客に接するにも門生を率

ゐるにも諄々として應對倦まず誠に類ひ稀れなる高德の君子なり然るに此先生が一旦文事に臨むときは大膽ども磊落ども譬へ難き放膽家にして其議論には毎度人を驚かすことあり當時上國にて蘭學の大家と云へば先づ先生一人にして門生常に門に滿ち著譯の書亦甚だ多し扱大阪を措て江戸の方には蘭學を以て門戸を張るもの甚だ多くして其中最も有名なるは杉田成卿先生なり此人は眞實無垢の學者にして其蘭書を翻譯するには用意周到一字一句を苟くもせず原文の儘に翻譯するの流義なれば字句文章極めて高尚にして俗臭を脱し一寸手に執りて讀下したるのみにては容易に解す可らず熟讀幾回趣味津々として盡きざるの明文にして此先生の世に出したる譯書も亦尠ならず以上二先生は東西學問の兩大關にして名望學識共に相下らずおのゝ得意はありながら其翻譯の風に至ては徹頭徹尾正反對にして緒方先生は前にも云ふ如く一向字句に構はず荷蘭の文法を明にして其難文を解釋するは最も得意なれども翻譯の一段に至れば原書を輕蔑して眼中に置かず其持論に曰く抑も翻譯は原書を読み得ぬ人の爲めにする業なり然るに譯書中無用の難文字を臚列して一讀再讀尙は意味を解するに難きも

のあり畢竟原書に拘泥して無理に漢文字を用ひんとするの罪にして其極譯書と原書と對照せざれば解す可らざるに至る、笑ふ可きの甚だしきものなり云々とは吾々門下生の毎に聞く所にして其持論の事實に現はれたる一例を言はん、或時門生の一人坪井信良と云ふ者が遠方にて何か翻譯したりとて先生の許に草稿を送りて校閲を乞ひけるに先生は朱筆を把りて頻りに之を添削しつゝあり其時余は先生の傍らに居合せ親しく様子を窺ふに先生の机上には原書なくして唯翻譯草稿を添削するのみ原書を見ずして翻譯書に筆を下すは蓋し先生一人ならん其文事に大膽なると概ね此の如し其頃余は塾に居て蘭人ベル著の築城書を翻譯する折柄にてありしかば或日先生余に告げて云はるゝやう今足下の翻譯する築城書は兵書なり兵書は武家の用にして武家の爲めに譯するものなり就ては精々文字に注意して決して難解の文字を用ふる勿れ其次第は日本國中に武家多しと雖も大抵は無學不文の輩のみにして是れに難解の文字は禁物なり試に彼等を平均して見よ足下などは年も少くして固より漢學の先生には非ざれども士族の中では先づ以て知字の學者と申して宜し左れば此知字の學者が洋書を譯するに難字

難文を用ひんとすれば唯徒に讀者の迷惑たる可きのみ故に翻譯の文字は單に足
下の知る丈けを限りとして苟も辭書類の詮議立無用たる可し玉篇又は雜字類編
なども坐右に置く可らず難字難文を作り出すの恐れあればなり但し人間の記憶
には自から限りありて易き文字も不圖忘るゝこと多し其時には俗間の節用字引
にて事足る可し醫師の流には學者も多くして自から譯字の議論喧じきことなき
に非ざれども足下は醫流に縁なし高の知れたる武家を相手にすることなれば返
すくも六かしき字を弄ぶ勿れ云々と警められたる先生の注意懇到父の子を訓
るも奮ならず余は深く之を心に銘して爾來曾て忘れたることなし文を草するに
當り思はず筆端に難文字の現はれんとすることあれば直に先生の警を思出して
之を改むるに吝ならず例へば築城書の一節に應有の材料云々と記して心竅に平
かならず早速有合の品云々と改めて始めて満足したるが如き毎度の事にして枚
舉に遑わらず余が著譯の平易を以て終始するは誠に先生の賜にして今日に至る
迄無窮の師恩を拜する者なり其後江戸に來りて種々の著譯を試るに至りても力
て難解の文字を避て平易を主とするの一事は曾て念頭を去らず同時に江戸の洋

學社會を見るに著譯の書固より多くして何れも假名交りの文體なれども動もすれば漢語を用ひて行文の正雅なるを貴び之が爲めに著譯者は原書の文法を讀破きて文意を解するは容易なれども穩當の譯字を得ると難くして學者の苦みは専ら此邊に在るのみ其事情を丸出しに云へば漢學流行の世の中に洋書を譯し洋説を説くに文の俗なるは見苦しとて云はゞ漢學者に向て容を裝ふものゝ如し蓋し百年來の翻譯法なれども斯くては逆も今日の用を辨するに足らざるを信じ依て窃に工風したる次第は漢文の漢字の間に假名を挿み俗文中の候の字を取除くも共に著譯の文章を成す可しと雖も漢文を臺にして生じたる文章は假名こそ交りたれ矢張り漢文にして文意を解するに難し之に反して俗文俗語の中に候の文字なければとて其根本俗なるが故に俗間に通用す可し但し俗文に足らざる所を補ふに漢文字を用ふるは非常の便利にして決して棄つ可きに非ず行文の都合次第に任せて遠慮なく漢語を利用し俗文中に漢語を挿み漢語に接するに俗語を以てして雅俗めちやくゝに混合せしめ恰も漢文社會の靈場を犯して其文法を紊亂し唯早分りに分り易き文章を利用して通俗一般に廣く文明の新思想を得せしめん

どの趣意にして乃ち此趣意に基き出版したるは西洋旅案内窮理圖解等の書にして當時余は人に語りて云く是等の書は教育なき百姓町人輩に分るのみならず山出の下女をして障子越に聞かしひるも其何の書たるを知る位にあらざれば余が本意に非ずとて文を草して漢學者などの校正を求めざるは勿論殊更らに文字に乏しき家の婦人子供等へ命じて必ず一度は草稿を讀ませ其分らぬと訴る處に必ず漢語の六かしきものあるを發見して之を改めたる多し然かのみならず余が心事既に漢文に無頓着なりと決定したる上は勉めて此主義を明にせんとを欲し例へば之を知らざるに坐する或は此事を誤解したる罪なりと云へば漢文の句調にて左まで難文にも非ざれども態と之を改めて之を知らざるの不調法なり又此事を心得違したる不行届なりと記すが如き少年の時より漢文に慣れたる自身の習慣を改めて俗に従はんとするは随分骨の折れたることなり又字義に就ても同様に例へば恐の字と懼の字と漢文には必ず其區別を明にすれども和訓には二字共にオッルと讀むゆゑ先づ世間普通の例に倣ふて恐の字ばかりを用ひたり此外余が著譯書中には漢文流の字義を誤りたるもの甚だ多し實は自分にも其大

概がひを知らざるに非あらざれども兎とに角かどに通俗つうぞくに分りさへすれば夫それにて宜よろしとして態たいと無頓着むとんちやくに附つし去り要もとは世間の洋學者やうがくしゃを磊落放膽らいらくはうたんに導き漢學かんがくを蔑視べつしせしめんとしたる臨機りんき一時ひとの方便ほうべんなりと知る可し

又余またが若年じやくねん十七八歳の頃きり、舊藩地きうはんち豊前中津ぶんぜんなかつに居るとき家兄かけいが朋友ほうゆうと何か文章ぶんしやうの事を談だんずる其談話そのだんわ中に和文わぶんの假名使かなづかひは眞宗しんしゆ、蓮如れんにょ、上人じやうじんの御文章ごぶんしやうに限る、是れは名文めいぶんなり云々と頻りに稱賛しやうさんするを余または傍かたはらより之を聞て始めて始めて蓮如れんにょ、上人じやうじんの文章家ぶんしやうかたることを知りたれども其御文章ごぶんしやうとは如何なる書籍しよせきにや目に觸ふれたることもなく唯一時長者いちぢやうぢやの文談ぶんだんを聞流きりながしにしたるまでのことなりしが其後數年そのあとちうねんを経て江戸えどに來り洋書やうしよ翻譯ほんやくを試るときに至りて前年の事を思出し右御文章みぎごぶんしやうの合本一冊がふほんいちさふを買求かひもとめて之を見れば如何にも平易へいひなる假名交かなまじりの文章ぶんしやうにして甚だ讀易おみやすし是れは面白おもしろしとて幾度いくども通覽熟讀つうらんじゆくして一時は暗記あんきしたるものもあり之が爲めに佛法ぶつぽうの信心しんじん發起きふは疑うたがはしけれども多少たうしやうにても假名文章かなぶんしやうの風ふうを學び得たるは蓮如れんにょ、上人じやうじんの功德くどくなる可し

又高谷龍洲先生たかたにりゆうしゆせんしやうは元もとと舊中津藩士きうなかつはんしにして余またが母ははの再從兄弟またじやくにいなれば自みづから親戚しんせきの

交際もあり且つ先生は豊後帆足萬里先生の門に在て余が父にも交り漢學に於ては深く經義に通じて文章に名ある人物なり維新後東京に住居せられ或時余が家に來訪談話は例の如く文談にして先生の云はるゝに足下は幼にして薄命何も知らぬ事なれども在昔尊嚴福澤百助先生が豊前中津藩の文壇を専らにして敢て争ふ者なかりしは拙者の親しく見る所なり此父にして此子あり今日足下の著譯書を見るに文章甚だ妙なり唯遺憾なるは足下が漢文を知らずして假名交りの俗文に偏するの一事のみ左れば足下も今より志を立て、正文を學ぶの意なきや若しも其意あらんには他人を煩はすに及ばず拙者自から之を教授す可し足下の才を以て勉強すれば僅に半年を費し忽ち日本一の文章家と爲りて第二の福澤百助先生を生ずるは拙者の確に保證する所なり云々とは流石親戚の間柄なり又亡父の親友なり少しも挾む所のものなく親切一偏の勸告なれば余に於ては其至情に對して返す言葉もなき次第なれども左ればとて今更ら自から漢學漢文の先生たるを好まざるのみか寧ろ之を排斥せんとて勉強する最中なれば先生には氣の毒千萬ながら固より之に従ふの意なく乃ち頓首して先づ一禮を述べ先生の御忠告誠

に過分至極難有仕合なれども自分は御存じの通り三歳にして父を喪ひ教育の世話いたす者なければ漢學とて何等の所得もなく弱冠にして洋學を學び今は著譯なぞするも其文章は唯通俗一偏のみ亡父に對しては耻かしき次第なれども自分の筆は既に世俗流の習慣を成したるゆゑ今更ら之を改むる譯けにも參らず云々と體よく謝して分れたるとあり夫れより獨り自から按ずるに龍洲先生が亡父以來の舊縁故を以て斯くまで深切に忠告せられたることなれば他にも亦必ず同感の人ある可きなれども自分の文章は最初より世俗と決心し世俗通用の俗文を以て世俗を文明に導くこと恰も眞宗の開祖親鸞上人が自から肉食して肉食の男女を教化したるの響に倣ひ何處までも世俗平易の文章法を押し世俗と共に文明の佳境に達せんとするの本願にして曾て初一念を變じたるなき今日到底先生の忠告には従ふ可らずと覺悟して其忠告と同時に却てますく俗文主義の志を固くしたるこそ是非なき次第なれ又これに就て一些事を記さんに余が印章に三十谷人の五字を刻したるものあり是れは谷にも山にも地名なぞに縁あるに非ず三十一を一字にすれば世の字にして谷人の人を扁にして左右に並ぶれば俗の字

と爲るが故に即ち世俗の意を寓したるものにして前年龍洲先生の文談を聞きし後に特に彫刺せしめたる戯作思付きの印なり

又王政維新後、明治の初年大阪に醫學校やうのものを官設し余が舊友中この學校に奉職して醫書を翻譯する者あり或時余は大阪に遊び其學校を一見せしに在校の一友今その人を記憶せず坪井芳洲かど覺ゆ余を迎て共に語り種々の原書など見る中に友人が書中の一原字を指點し時に此字を何と譯して穩ならんあてはめると云ふ字であるが抑譯語には困る君は是れまで毎度譯したることもあらんが、こんな字に出逢ふたときには何とするやとの相談に余は大に笑ひ君は今譯語に困ると口に言ひながら其口は既に適當なる語を吐て原字を譯出したるに非ずや、君の言はるゝ如くあてはめるとは誠に穩なる日本語にして申分なき譯字なり僕なれば直に此日本語を以て原字を譯する積りなり全體君等が西洋の原書を翻譯するに四角張つた文字ばかり用ふるは何の爲めなるや詰る所は漢學流の機嫌を取る積りならんなれども今の文明世界に漢字を詮索するが如き閑日月はある可らず御同前に眼中漢學者なしと度胸を定めて唯新知識の傳播を勉むべきのみ云

々として朋友の間柄、他に憚る所もなく互に思ふ所を談話したることあり當時は洋學社會の人數甚多からず其互に懇親なるは一種の秘密結社に等しく他人に言ふ可らざる事柄にても互に打明けて語るの常にして是れは今人の知らざる所なり。翻譯文の事は凡そ右の方針にして先づ便利を得たれども之に次で困却したるは追ひ々西洋の新事物を輸入するに隨て之を代表する新文字の絶えて無きこと是れなり初めの中は漢書を彼れ是れと亂抽して相當の文字もがなど詮索したれども到底其甲斐なきも道理なり元來文字は觀念の符號に過ぎざれば觀念の形なき所に影の文字を求むるは恰も雪を知らざる印度人に雪の詩を作らしむるが如く到底無用の沙汰なれば遂に自から古を爲し新日本の新文字を製造したる其數亦尠なからず例へば英語のsteamを從來蒸氣と譯するの例なりしかども何か一文字に縮めることは叶ふまじきやと思付き是れと目的はなけれども藏書の康熙字典を持出して唯無暗に火扇水扇などの部を搜索する中に汽と云ふ字を見て其註に水の氣なりとあり是れは面白しと獨り首肯して始めて汽の字を用ひたり但し西洋事情の口繪に蒸氣濟人云々と記したるは對句の爲め蒸の一字を加へた

ることなり今日と爲りては世の中に汽車と云ひ汽船問屋と云ひ誠に普通の言葉なれども其本を尋ねれば三十二年前余が旨搜しに搜し當てたるものを即席の頓智に任せて漫に版本に上せたるこそ氣の字の發端なれ又當時コピライトの意義を含みたる文字もなし官許と云へば稍や似寄りたれども其實は政府の忌諱に觸れずとの意を示すのみにして江戸の慣例に據れば臭草紙の類は町年寄の権限内にて取捌き其以上學者の著述は聖堂又翻譯書なれば蕃書調所と稱する政府の洋學校にて許可するの法にして著書發行の名譽權利は著者の専有に歸すと云ふが如き私有權の意味を知る者なし依て余は其コピライトの横文字を直譯して版權の新文字を製造したり其他吾々友人間にて作りたる新字も甚だ少なからず名は忘れたり或る學友が横文にあるドルラルの記號を見て堅に似寄りの弗の字を用ひドルラルと讀ませたるが如き面白き思付にして之に反し余がポストラフスを飛脚場ポスタージを飛脚印と譯して郵便の郵の字に心付かずブックキーピングを帳合と譯して簿記の字を用ひざりしは餘り俗に過ぎたる故か今日世に行はるゝを見ず

又文久年間のこと、覺ふ唐人往來とて余が記したる一小冊子あり出版はせざりしなれども今その草稿の遺るものを取出し見れば誠に小兒の話にて唯可笑しけれども亦以て三十何年前の事情を想ひ見る可く又當時余が之を記したる由來に付き一奇談こそあれば併せて之を語らんに其頃は所謂攘夷論の最中にして浮浪の徒と稱する輩が諸方に亂暴を逞うし外國人を暗殺する者あり洋學者を脅迫要撃する者あり御殿山の公使館を焼き市中の唐物店に亂入する等實に物凄き世の中なりし折しも余が學友神田孝平氏は江戸に住居して獨身の書生なれば年どりたる婆を雇ふて賄をさせ居たりしに此婆が律義一偏堅氣の正直者たるに拘はらず生來の唐人嫌にて當時外國人のことを通俗一般に唐人と云ふ朝夕何事に付けても外國人を憎むこと甚だしく小買物して魚類の價が高し野菜が高し米が高し酒が高し豆腐の代が同じこと、思へば形を小さくしたり蕎麥の蒸籠も小形になれば鰻の井も正味甚だ輕少なり其くせ紙屑を賣れば屑やは見倒し灰を賣れば灰買はたい之を持って行かんとす諸色高直諸人難澁是れも唐人のお蔭なり其れも唐人の所爲なりとて喋々しやべり續けに喧しけれども主人公の神田は少しも叱ら

すして却て面白きことに思ひよし、乃公の辯舌方便を以て此婆を説諭し呉れん是式の老耄を説き伏せる位の伎倆なくて逆も天下に開國論を唱ふることは叶はず婆の頑固なるこそ幸なれ先づ之を試みんとて夫れより主人は殊更らに婆を手なづけ開暇の時には種々様々の話を始め直接に遠廻はしに開鎖の利害を説き或は笑ひ或は洒落或は立服の真似し或は心配の體を装ふなど丁寧反覆氣長にすること三箇月も半年も試みたれども婆の剛情は鐵石の如く何としても解く可らず神田も近來は根氣に負けて聊か閉口の様子なりと或日のことなり笑作秋萍氏に面會し共に此事を語りて笑ひ且つは神田の苦心を推察し共に時運の非なるを歎息して相分れたる其跡にて余も亦一策を按じ神田が能辯を振て婆を口説くと云へば自分は筆を以て之を試みん一本の筆を振り廻はして江戸中の爺婆を開國に口説き落さんには愉快なりと夫れより勿々執筆書き綴りたるは即ち唐人往來なり之を寫して色々の人に與へたる數も随分多かりしなれども果して功能ありしやなかりしや固より分らず往時恍として夢の如し今懷舊の爲めに其全文を左に記す

唐人往來

江戸 鐵砲洲某稿

一先年亞米利加合衆國よりペルリと云へる船大將を江戸へ差遣し日本は昔より外國と附合なき國なれども斯く國を鎖して世間と交らざるは天理人情に反ることなれば古來の法を替へ外國と親しく交を結びて互に國の難澁を救ひ漂流人などある節は何れの國にても厚く之を取扱ふ様致し度く且つ平生國産の品をも双方明人同士互に交易賣買するを許し度き趣を公議へ申出引續き英吉利佛蘭西等の國々よりも追々使節渡來して條約を取結び且つ又右の如く兩國の間柄親しくなる上は色々掛合事もあるに付き其取扱を爲すため彼國々より留守居(外國の官ニストル)と云ふ又日本一人づゝを江戸へ勤番致させ又双方賣買の取締として横濱長崎箱館等へコンシユルと云へる役人壹人づゝ勤番に差置くやう取極たり然る處日本國中の學者達は勿論餘り物知りでもなき人までも何か外國人は日本國を取りにでも來たやうに鎖國の攘夷の異國船は日本海へ寄附けぬ唐人へは日本の地を踏ませぬなど仰山に唱へ觸らし間には外國人を暗打にする者など出來て今のやうに人氣の騷立つは唯内の騷動ばかりでない斯く人心の片意地なるは世

間へ對して不外聞至極ならずや元來何の惡意もなく一筋に異人を嫌ひ異人が來ては日本の爲めにならぬと思込みたる輩は自分には知らぬ事ながら我生國の耻辱を世間一般に吹聴する同様にて氣の毒千萬なれば此人々の爲め聊か辯解することある可し大凡世界の廣さ一里坪にして八百四十萬坪程あり此廣さ地面を五に分ちこれを五大洲と云ふ亞細亞洲歐羅巴洲亞米利加洲亞弗利加洲澳大利洲なり右五大洲の中亞弗利加澳大利は下國にして洲の内に國と云ふ國もなく住人も生れ付知慧少なくて餘り學問も出來ず衣服其外諸道具を巧者に作る事をも知らず先づ日本にて云へば蝦夷位のものなり亞米利加洲も北亞米利加の合衆國は別段開けたる國にて世界中第一番の上國とも云ふべき程なれども其外は格別目ばしき國もなし唯一洲の内不殘繁昌して學問も武術も格別に世話行届き砲術訓練の盛なるは勿論其外蒸氣船蒸氣車等便利よき道具を造り人手を費さずして師の備も爲し平日の用も達し安樂にして國の強きは歐羅巴洲に限るなり亞細亞洲も随分よき大洲にて人の數も多く産物も澤山あり小細工物なごは世界中に名を賣りたる程巧者に作り出し學問も出精し中々亞弗利加澳大利の比類にはあ

されども兎角改革の下手なる國にて千年も二千年も古の人の云ひたることを一生懸命に守りて少しも臨機應變を知らずひやみに己惚の強き風なり其證據には唐土宋の時代より北方にある契丹或は金など云ふ國を夷狄々々と唱へそのくせ夷狄と師をすればいつも負けながら蔭では矢張り畜生同様に見下し己が方には何の改革も爲さず備もせず己惚許り増長して遂には其夷狄へ國も奪取れたり其後度々代も替りて明朝に至り其頃今の清朝は矢張り北國の韃靼に居たるものなれば明朝にては先々代の如く之を韃夷など、散々輕蔑したるに又其韃夷に國を取られ即ち今の清朝は昔の韃夷なり然る處清朝になりては自國の近傍に夷狄と云ふべき國もなく先年中己が夷狄と云はれたることを今は早忘却して今度は掛隔てたる西洋諸國の事を指して夷狄夷匪などを唱へ犬猫を取扱ふ様に心得我儘ばかり働かし處道光年中阿片始末の節英吉利より痛き目に逢ひ償金など出して漸く中なをりしたり其後こそ心付き國內の政事兵備を改革し外國との附合にも信實を盡くして不都合なき様すべき筈なるに又々性も慾もなく四五年前天津と云ふ處にて英吉利の軍艦と取合を始め不都合の始末にて遂に英吉利佛蘭西申合せ

大兵を指向けて北京へ攻入り威豊帝は韃靼へ出奔し餓死同様見苦しく落命したり是れ皆世間知らずにて己が國を上もなく貴き物の様に心得て更らに他國の風に見習ひ改革することを知らざる己惚の病より起りたる禍なり言語道斷風上にも置かれぬ惡風俗、苟めにも其眞似をすべからず兎角亞細亞洲には此風俗あるゆゑ能々謹むべきことなり楮右五大洲八百四十萬坪の地に在る人員凡十億許りなり其十億の中或は五百萬人或は千萬人或は五千萬人宛仲間を結びて一所に住居する土地を一國と云ふ即ち亞細亞洲にては日本、唐土、暹羅、安南、天竺、ペルシヤ國等歐羅巴洲にては英吉利、佛蘭西、荷蘭、魯西亞、李滯生、葡葡、伊太利等亞米利加洲にては合衆國、メキシコ等大國もあり小國もあり帝國の位もあり王國の位もあり輪番持の政事もありて何れも互に條約を結で親しく交り歐羅巴亞米利加などにて各國附合の様子は日本國中にて諸大名の國々相互に親しく附合ひ使者の往來もあり主人は主人同士、家來は家來同士、縁組も爲し百姓町人は國産の物を互に賣買することあるが如し尤も世界中廣きことなれば飲食衣服住宅等は土地の寒暖又舊來の風習にて國々異なることもある可けれども人情は古今萬國一樣にて言葉の唱

へこそ違へ仁義五常の教なき國はなし何れの國にても親に不孝國に不忠にて構はぬと云ふ政事もなきものにして人を殺せば死罪に行はれ、人の物を盜めば夫々の刑法もあり、才徳あれば人に貴ばれ、愚昧なれば人に賤まるゝ等何も珍らしからぬことにて一々並べ立つるにも及ばず然るに今、日本一國に限り自から神國なぞ、唱へ世間の交を嫌ひ獨り鎖籠りて外國人を追拂はんとするは如何にも不都合ならずや固より我日本を大切に思ひ之を尊敬し、惡しき事をも成丈け包み隠して人に知れぬやう致し度きは人情の當然、古人の教に國惡を諱ひと云ふ事もあれば随分國を尊大に構へ他國を見下す程の威力を張り度き事なれども謂れもなく自國許りを別段貴きものゝ様に思込み世間の事に頓着せずして我意を言募らば遂には人の嘲弄を受け唐土同様の始末に陥り我國を貴ぶ心より實は却て我國を賤むるの場合に成行べきやと深く心配する處なり前にも云へる如く世界中の人数を十億人とし其内日本人の數凡三千萬程あり故に世界中の人数と比例すれば九十七人と三人との割合なり、抑今何れの國にもせよ百人の人あり其内九十七人は陸しく附合ひ往來する處へ三人は天から降りたる者のやう氣高く構へ別に仲間

を結んで三人の外は一切交を絶ち分らぬ理屈を言ひながら自分達の風には合はぬとて九十七人の者を畜生同様に取扱はんとせば夫れにて済むべきや先づ世の中の笑はれものなるべし又譬へば日本にて諸大名の内風遠の家ありて自分の家は古來の家格にて世間の附合をなさず諸家と縁組などは勿論領分の百姓町人も他國のものど商賈するを許さず自國は自國の産物を以て用を達し決して他國の産物を領内へ入る可らず若し他國より附合を始めんと所望して使者を差遣し又は町人共より商賈に来ることあらば之を追拂ひ領分の土地へは一步も近付くべからずなぞ分らぬ我意を云ひ張らば第一其大名の家にては萬事差支へて不自由は勿論其上日本國中の評判に之を何と云ふべきや必ず其儘には差置くまじ左れば日本一國にて鎖國攘夷など唱ふるは右に言へる百人の中三人の仲間か又は風遠の大名と少しも異なることなく唯世間の笑を取る許りにて此上もなき不外聞なれば能く前後を見合せ氣を鎮め心を落着けて勘辨すべきことなり

一外國と交易始りてより彼國無用の品を持來りて我國有用の物と引替るゆゑ國內の品物追々少なくなり就ては諸色高直諸人難澁すると言ふは世上一般通用の

話なれども此亦物の道理を辨へざる人の妄りに觸流す空言にして能々其本を糺せば證據もなきことなり交易に彼國より積來る品は羅紗吳縞服更紗金巾天鵝絨唐綾鐵錫ブリキ藥種等なり日本より積出す品物は絹絲茶煙草蠟油樟腦昆布椎茸煎海鼠鮑鱸の諸等なり右双方出入の品物を較るに何れが有用何れが無用と云ふ差別もなし唯餘計のものと不足のものと取替るまでのことにて格別損得もあるまじ或は日本の絹物は貴く舶來の反物は下品に見ゆるなど云ふものあれども此は唯品物の多きと少なきとに付き人の氣前の違ひたるに過ぎず先年中長崎一箇所交易ありし節は舶來品拂底縮緬一反二兩なれば吳縞服の羽織地は五兩唐綾も仙臺平より高直なりしに直段の高さは好む人も多く其頃は世間の人皆仙臺平の袴に黒縮緬の羽織を着るよりも吳縞の羽織に唐綾の袴を貴く思ひ人の目にも好く見ゆたり(古渡りの品物は新物とは違ふなご云ふ者もある二兩一分も出す氣唐らば如何様の品物に)左れば近來に至り俄に唐物を安く見下し縮緬仙臺平は有用とも手に入るべし)吳縞服唐綾は無用と云ふ理屈もなかるべし勿論交易する者は双方町人の事なれば直段安く商賣にして引合ふ物を互に賣買するは町人根性當然の理交易の始り

たる當座は日本町人が内證にて頻りに銅を賣出さんとし(町人には條約の禁制を賣渡)
彼國より綿を買込たることありし處其後日本にて銅の相場高くなりたるに付き
當時は之を積出す者絶てなく假令以賣渡さんとしても直段が高ければ外國人も
買はず又合衆國は綿の名産處にて世界中に積出し居たる處同國內亂に付產物拂
底になりしより日本へも積渡らず却て一頃頃は日本の綿を賣渡す様になりたり
此節は又々模様替りたるや綿の積出し止みたる由此等は町人同士の掛引にて中
々素人には分からず然るに青表紙の學者達が物知り顔にて何は無用何は有用之
を賣ては國の損之を買ては國の害など彼是言ふは可笑しからずや町人の目から
見たらば片腹痛しどころ思ふべし尤も市中唐物見世など一見した所ではフランス
コ、コツプ、繪鳴物、筒袖の古着など無用の玩物らしき品もあれども此等は交易品と
云ふ程の物でもなく又此玩物あるとて大日本國の害にもなるまじさう云へば日
本より漆器、竹細工、根付等の小間物は澤山外國へ渡り彼國の見世にも此等の玩物
をかざり置き日本見世とて其繁昌するは矢張り日本の唐物見世と同様にして強
がら日本許りに玩物を賣付け彼の國へは實用の物を持歸る譯にもわらず却て舶

來の醫法藥品などこそ人命にも拘はり必用の品ども云ふべし先年來種痘にて人命の助りたるは云ふまでもなく近日は色々の名藥舶來して古來日本にては直り衆たる難病も其療治出来る由此は六かしき醫師の話にて素人には分からぬ事なれども誰にも合點し易き一例を云へば七八年前唐船の入津なき節大黃の相場俄に上り貧しき病人は中々之を買ふべき手當もなく無據和大黃など云ふ日本産の品を代用せし處少しも其功能なく却て腹痛する許りにて大に苦みたり然る處近來交易始りしより大黃は品物澤山直段も安く如何なる貧乏人にても和大黃など飲で腹を痛ひるに及ばず左れば世間銘々の子供へ種痘をさせて難痘を通れ又先年和大黃に腹痛したる輩は義理にも外國交易の事を悪くは云はれまじ又未來不祥の事ながら萬一不幸にして日本國中大餓饑あらば其時こそ思ひ當るべし先年奥州筋餓饑の節も數十萬の人餓死したり憐れなるは云ふまでもなく食物不足なるを以て人命を失ふとは國の爲め惜むべき事ならずや然る處期く外國と條約を結で交易する上は其後个様なる天災の節は外國より米穀を積渡るは必定既に五六十年前英吉利國餓饑にて諸民餓溢せし處亞米利加合衆國の官府より數艘の船

を仕立て英國官府へ麥粉を贈て其國人を救ひしとありされば萬一の時日本にても假令ひ外國官府の惠を受けず金子を以て米穀を買取るども先づ饑饉に餓死の心配はなく難有仕合と思ふべし○扱又諸色高直にて諸人難澁と云ふもの多けれども此も評判許りにて根も葉もなきこと、實は品物の直上りにあらず金の位の下りたるにて小判直上りの割合にすれば昔一兩の品物は此節三兩か四兩にて丁度相當諸色の高直に付ては日雇賃も高くなり武家の拂米も同様の割合にて何れも困る譯はなき筈なり實は交易始りてより以來日本國中金銀の融通よく難澁するもの却て少なくなりたる其證據は色々あれども先づ一二を云へば世柄悪しく渡世六かしければ給金は安くとも喰ふ事が出来さへすればとて奉公に出るもの多き筈なるに近來世間に奉公人少なく道中の雲助迄も減じたるは全く奉公などするよりも別によき持ぎの道出来たるに非ずや既に奥州邊拾萬石許りの或る大名にて領分より絹の賣出し追々増して一箇年にて九十萬兩餘の高になりたる由拾萬石の人数を十萬人と積り平均一年一人に付九兩づゝの金を得る姿なり誠に莫大の利益と云ふべし右に付其領分にてはわれもくど蠶を仕立中々奉公などす

るものはなく何れも勝手向よくなり普請をしたり着物を買たり先年中麥飯を鹽にて食したる者も當時は米の飯に肴を喰ふ様になり就ては米も魚類も高直となり米を作る百姓も魚を取る漁者も大工も左官も金廻りよく一國中世柄直りたる由右は奥州許りに限らず日本國中同様の事にて絹の出来ぬ國なれば綿を作り綿の出来ぬ土地なれば油種子を作り假令外國交易に持出さぬ米でも麥でも日本國中廻り持の融通にて諸色賣捌よく百姓も職人も仕事に追はるゝ程忙しくなりたり日本に交易始めて世間一般の潤となりたるを譬んには江戸に火事ありて鳶の者の喜ぶと同様の譯なり平生鳶の者は屈強の體なれ共火事がなければ仕方もなく涸涸へか道普請なせして兎角仕事なきに困る處へ一つ大火事があると地ならしの普請のどて俄に忙しく金廻りもよくなる故に不人情の事ながら朝夕火事のあるを祈るものなり日本人も一體國の土地柄はよく澤山に産物を作り出すことも疾くより心得居たれども限りある一國中の事にて折角作り出しても賣捌出來兼ねゆゑ無據先づ程々に持ち齋の者にて言へば涸涸へ位の渡世を仕來りしに外國と交易始めて世界中に産物を賣出すと云ふ場合になりしより俄に仕事多く

なり持げば金の取れることにて我れも〜と思立ち火事後に慮の忙しき様なり
況して交易には火事もなくして仕事の多くなりたるなれば目出度き事ならずや
此様子なれば年々産物も増し何程外國へ積出すとも更に差支なかる可し故に交
易は我國一般繁昌の基と思ひ喜ぶべき事にて少し物心ある人は皆合點せる所な
り然るに世上一般諸色高直にて難澁々々と唱るは何故なるやと考ふるに其本は
皆人情の自分勝手より起りたる話に相違なし大抵世の中の人は自分に都合よき
事なれば先づ隠すものにて金があるとして自慢する金持もなく大儲けをしたと吹
聴する町人もなし何か自分の身に付き不足あれば少しの事にて頻りに唱觸ら
し仰山に言ひなすは人情の常當時諸色高直と云ふも矢張り交易の御蔭を以て好
き事した所はだんまりにして置き取ても付かぬ外の事へ交易を引合に出し自儘
勝手の愚痴を述ぶること、思はる又一つには諸色高直とはよき言ひ種にもなる
ことあり物を賣るにも金を借るにも借金しんぐきんの催促めいそくをするにも催促の斷ことわりを言ふにも
諸色高直に付き个様々々と云ひ又奉公人など多く召使ふ家にては儉約けんやくをする云
ひ種にもなり幸も不幸も都合好き言ひ種にて此節このせうになりては譯わけけもなく朝夕の

話に諸色高直といふ様に成りたるなり能々事の本を詮議して根もなきことにて世間の人を迷はさぬやうにするがよし

一 外國と附合始りてより日本國中の學者先生と云ふ先生は大概不殘海防策と云ふものを書き種々様々の理屈を述立て何でも唐人共へは油斷が出来ぬ之を防がねばならぬ其趣向は个様々々濱邊に臺塲を築き大筒を並べ木蔭から小筒を打つ、唐人は船師は上手なれども陸に上れば河伯も同様いくぢはなし、唐人が来たならば先づ相手にならずして陸に上らせそこで我方より兼て得道具の槍劍を以て之を塵にするがよし、夫れよりも彼軍艦が来たならば此方より小船に乗て本船に漕ぎ付け船中へ飛乗て大筒も小筒も打たさぬ間に唐人共を不殘切殺し船も奪取るがよし、又一段上の手に出る工風あり个様に異船が来てから打つ様な事では受身になる姿故日本にも軍艦を拵へて此方から出掛て先方を攻め序に地面も奪取るがよしと云ふ者あり或は又弱武者が取越し苦勞して逆も日本は小國にて五大洲には叶はぬ故早く降参するがよしなど大騒の話にて其有様を見るに何か外國と散々師でもした跡でまだ仲なほりも濟す互に睨み合て居る様なり成程火を見た

ら火事と思へ人を見たらば盗人と思へど云ふ謠もあれば初對面の外國人何をするやら分らぬゆゑ若しや賊ではあるまいかと我本國を大切に思ひ用心の餘り一旦の騒ぎは尤なれども今になりては最早月日も經たる事なれば能く心を落付けて考ふべし元來外國人の日本に來たる趣意は最初にも云へる如く日本國を盗み取りに來たではなし各國より當前の禮義を以て使者を差遣はし既に條約も取り結びたることなれば隔意なく附合ひ篤と其意を察して如何にも最前使者を遣はし條約を結びし時と同様の心得にて睦しく交はらんとするならば此上もなき次第此方よりも世界普通の道理に従て益々信實を盡すべし若し又さもなく此方から信實を盡しても先方は表向許りにて内心は日本の土地をも奪取らんと思ひ不埒なる振舞を爲す國もあらば此等は世界の道理に背きたるものにて世界中の罪人なれば其道理を押立て我日本國の威勢を張り之を追ひ拂ふども其國を攻取るとも誰か何と言ふべきや斯く筋の立たる帥なれば世間にて我國の方を尤なりとするは勿論時宜に依り加勢に來る國もあるべし敵は如何程大國なりとも少しも恐るゝに足らず唐土など此道理を知らず何でもかでも外國人は無法なるものと思

込み伊勢參宮の田舎者が宿引を疑ふやうに深切にさるれば底氣味悪く思ひ理屈を云ふて聞かすれば無理を云ふと思ひ一から十まで疑心許りに凝り固まり互の實情は少しも通せず既に唐土阿片始末の節もいよ／＼阿片が國の害をなすならば先ず國中に阿片煙草はふかすことならぬと法度を出し其評を英吉利へ篤と掛合ふて積渡を差留むるやう道理づくで談判せば英吉利にても他國の害になることを構ひ付けぬ理屈はなし必ず穩に談判も行届きたる筈なるに林則徐と云ふ智慧なしの短氣者が出て自分の國中に法度を出すことは先づさて置きうもする言はず英吉利より積渡りたる阿片を理不盡に焼捨て扱夫れより英吉利にても大に立腹して果ては師となり散々痛め付けられたり今日に至るまで世界中に英吉利を咎むる者はなくして唯唐人を笑ふ許りなり是れ全く唐人が世間見すにて道理を押し立つることを知らざる己が不調法なれば自業自得誰に向て愚痴の述ぶべきやうもなし夫れに引替へ葡萄牙と云へる國昔は随分繁昌したりしが近來は追々衰へ一國中の兵とて二三萬人蒸氣船も僅う四五艘に過ぎず其外都て國內の備向も手薄にて中々英吉利佛蘭西等の比類にあらず弱き國なれども古來よりの政事正し

く外國と交るにも實意を盡して不都合なき故力づくならば英吉利でも佛蘭西でも唯一握みにせらるゝ筈なれども決して左様の事なく矢張り歐羅巴中にて各國と肩を並べて附合をする中に少しも引を取らず剩さへ掛隔りたる亞細亞洲に瑪港と云ふ飛地領分まで支配し日本ども條約を結び中々好き顔なり一と通り考へた所では歐羅巴諸大國の中に斯る弱き國の獨立し居たらば方々より附睨はれて危うかる可しとこそ思はるれども道理を守るものは外より動かしやうもなし若し理不盡に之を攻取らんなせするものあれば必ず之を救ふものあり聖へば佛蘭西が攻めんとすれば英吉利が救ひ露西亞が師を仕掛ければ佛蘭西が加勢を出すなせにて手を出す者もなく長き月日を太平無事に過せり右に述る如く先見すの短氣にて前後を顧みず是非を辨へず無理なる師をすれば敗軍の上に世界中未代まで耻辱を遺し唯一つの道理を守て動かざれば敵は大國にても恐るゝに足らず兵力弱くども妄りに他人の侮りを受くることもなしされば學者先生達も今少し揭辨して氣を廣く持ち治にも亂にも守るべきは世界普通の道理なりと腹を据ゑて妄りに短氣を起さぬやう謹むがよし扱又日本は小國にて逆も五大洲には叶は

殊ことに彼國かには軍艦ぐんかん大砲たいほう等ら中ちゆう々々恐おそろしき道具どうぐありて力ちからづくでは我國わがくにの及およぶ處ところに
 ならずなぞ憚はばかる所ところもなく妄みだりに唱となへ觸ふらすものあり一體いつたい此者このもの等は無學むがく文盲ぶんもうにて
 何處どこが五大洲ごだいしゆうやら何れなにの國くにに軍艦ぐんかん大砲たいほうがあるやら少しも辨別べんべつなく唯ただ横濱よこはまの噂うわさを
 聞きたり或あるは世界圖せかいず杯きに日本國にっぽんこくの小さちひさを見て仰天おやうてんしたるに相違さうゐなし元來もとより地圖ちずの廣ひろ
 きと狹せまきとを見て國くにの大小だいせうを定さだむべからず亞非利加あふりかの砂原すなはら露西亞ろしや領りやうの荒野あれのなど
 は唯ただ賈たうても仕方しかたのなき地面ぢめん夫れでも世界圖せかいずには當あたり前まへの土地ちどと同様どうように認しんめある
 ゆゑ此等このらを見て大國たいこくと思おもふは大間違おほまちがひ實じつに國くにの大小強弱だいせうきやうじやくは其國そのくに住人ぢゆうだんの多少たせうにあ
 ることにて人數にんずの割合わりあひをすれば日本にっぽんは世界中せかいちゆうにて上じやうの段だんの大國たいこくなり其故そのゆゑは世界
 の廣ひろさ一里坪いちりへいにて八百四十萬坪はちひやくしじゆうばんへい人の數かずは十億人じゅういっぴやくにん其中そのちゆうにて日本にっぽんの廣ひろさは同二萬七
 千坪せんぢゆうばうへい人の數かずは三千萬人さんせんにんあり扱さく其世界そのせかいの人數にんずを平均へいきんして土地ちどの廣ひろさに配くわり附つて見
 るに一里四方いちりしやうに百二十人の割合わりあひとなり日本國にっぽんこく中の人數にんずを日本國にっぽんこく中の地面ぢめんに配くわり
 附つくれば一里四方いちりしやうに千二百人程せんにひやくにんぢやうの割合わりあひとなる左れば地圖ちずでこそ日本にっぽんは世界せかいの三
 百分さんぱうふんの一つ許よこりにて見る影かげもなき小國せうこくのやう思おもはるれども其實そのじつは全世界ぜんせかいを三十
 に割わりて其一分そのいちぶんを押領おしりやうする姿すがたなり況まして產物さんぶつは澤山たくはん食物じよくもつは勿論もちろん金銀銅鐵きんぎんどうてつ何なにに一

つ不足なき富有の國にて世界中に恐るべき相手はなき筈なり左れども唯々久しく太平打續き獨り鎖籠りて世間に交はらず外國にては折々師もわりて色々の事を發明し蒸氣車蒸氣船大砲小銃等を工風して本法に備立の出來たることも知らず一國限りにて學問と云へば唐土の書物を読み武術と云へば木刀や槍劍などを頼みにして居たるものゆゑ自然外國へ後れを取り我れ知らず恐ろしく思ふ様成行きたるなり故に今日にもせよ一番思立ち漢學や槍術などは先づ次のことにして置き歐羅巴風に見習ひて蒸氣船も澤山に拵へ大小砲も造立て海にも陸にも備を設け江戸は勿論大阪京都長崎箱館等へ常々師の人數を盛に備置き萬が一にも外國より理不盡に無理を仕掛けることもあらんには其時こそ道理づくにて之を打拂ひ又は其國を攻め潰すども世界中誰か一句の故障を言ふべきや光り燦々大日本國と其威勢に恐れざるものはなかるべし (唐人往來終)

以上所記の全面を概して云へば吾々洋學者流の目的は唯西洋の事實を明にして日本國民の變通を促がし一日も早く文明開化の門に入らしめんとするの一事のみ西洋人の爲めには恰も東道の主人と爲りて彼の新事物の輸入取次を勤むるも

の、如くなれども扱大節に臨んで洋學者が自から能く其身の獨立を守り會て動搖することなきの事實は掩ふ可らず蓋し治亂共に彼を知り我を知るの知識は正しく同一様に發達するの約束にして彼を知ることいよ／＼明なれば我を思ふの情も亦いよ／＼深からざるを得ず左に我慶應義塾中の一美談を語らんに維新の當年徳川將軍は東歸、官軍は京師を發して東征の事と爲り其軍勢は既に箱根を越えて富士川に近しなぞ江戸市中の人情恟々、其間に訛傳誤報は固より必然の勢にして官軍必ず亂暴ならんとは市中一般の評判を成したるに付ては當時横濱に在る外國の公使館領事館等に縁ある者は日本人にして之に雇はれ居る身分なりとの證明券を貰ひ之に由て官軍亂暴の災を免かれんとする者多く中には外國人に無縁の人までも手筋を以て内々之を貰ふたる歴々の人物もあり、時に余が友人尺新八と云ふ人は在横濱の米國公使ポルトメン氏と懇意にして同公使の話に公使館の證明券が日本人の爲めに護身の効を成すことならば幾片にても之を利用して苦しからず颯々として人に與へよとの言を聞き得て余が宅に來訪米國公使より云々の言を承知したり就ては慶應義塾の學生等は此際如何する積りなるや若しも

彼の證明券入用とならば周旋は甚だ易しと云ふにぞ余は直に之に答へず兎に角
に一應塾中に話し又余が説も出して諾否を決せんとて夫れより尺氏と共に塾舎
に行き衆學生の意見を叩きたるに小幡仁三郎(小幡篤次郎氏の實弟十餘年前米國
遊學中に病死)真先きに發言して云く米公使の深切は實に感謝に堪へずと雖も抑
も今回の戦亂は我日本國の内事にして外人の知る所に非ず吾々は紛れもなき日
本國民にして禍福共に國の時運に一任すること本意なれ東下の官軍或は亂暴な
らんなれども唯是れ日本國人の亂暴のみ吾々は假令ひ談て白刃の下に斃るゝこ
どあるも苟も外國人の庇護を被りて内亂の災を免かれんとする者に非ず西洋文
明の輸入は吾々の本願にして彼を學び彼を慕ひ畢生他事なしと雖も學問は學問
なり立國は立國なり決して之を混淆す可らず公使館の證明券に付き公使の好情
深切は飽くまでも多謝する所なれども仁三郎は同窓の朋友と共に御斷り申すと
其語氣悲壯痛快座中又一言を發する者なくして其まゝ止みたることあり其後官
軍江戸に入りたれども萬事以前の評判に異なり軍律正しく兵士穩にして何等の
亂暴もなかりしかども當時小幡仁三郎氏の一言は文明獨立士人の龜鑑なりとて

華英通語

永く塾中に傳へて之を忘るゝ者なし
 以上概畧の記事終りて左に又余が著譯書を出版したる其時の事情に付き記憶に
 存するもの丈けを記し聊か以て世態今昔の變遷を知るの一助に供す可し
 安政五年余が江戸に來りて初めて出版したるは華英通語なり是れは翻譯と云ふ
 可き程のものにも非ず原書の横文字に假名を附けたるまでにして事固より易し
 唯原書のVの字を正音に近からしめんと欲し試にウツの假名に濁點を附けてヅ
 ヲと記したるは當時思付の新案と云ふ可きのみ夫れは扱置き此書を出版して後
 に獨り自から赤面して遺憾なりと思ひしは其凡例を漢文に認めたること、皇國
 又本邦の文字に闕字したることなり畢竟原本が支那人の手に成りて都て漢文な
 りしゆゑ自然に之に鈞込されたるか左りとは緒方先生の訓に背くものなりと心
 甚だ安からず又闕字の事は果して國法の命ずる所なるや否や其邊の吟味もせず
 して漫に世間の先例に倣ふたるは習慣の奴隸たるに過ぎず是亦輕卒の至りなり
 左れば漢文は此度限りとして以後を慎しむことに決心したれども闕字の要不要
 は容易に獨斷す可らず斯る些細の事よりして奇禍を得たる先例は珍らしからぬ

西洋事情

ことなれば其筋に質問すること上策なれと思ひ當時蕃書調所開成所と名を改めたる後か確に覺ゆる主任教頭川本幸民先生を木挽町の私宅に訪ひ從來著書中に何か貴尊なる文字あれば闕字するの例あるが如し是れは國法の命する所にして背く可らざるものなるや否やと尋ねしに先生云く調所などには曾て其種の成規なし都て著者の思ひくになりと余は尙ほ念を押して然らば先輩の先例に拘はらず著譯書中闕字を全廢しても是れが爲めに著譯書の絶版を命せらるゝことなく著譯者の罪に陥ることもなきやと質したるに心配に及ばずとの明答は蓋し川本先生も洋學界自由思想の大家なれば口にこそ言はざれ闕字する勿れと暗に訓ふるものゝ如し余は之を聞得て欣喜に堪へず走て家に歸り爾後闕字は無用なりと決定して余が著譯書中華英語を除くの外今日に至るまで古來學者流の弊習を免かれたるは今を去る卅八年前川本先生の賜なりと云ふ可し

西洋事情は余が著譯中最も廣く世に行はれ最も能く人の目に觸れたる書にして其初編の如き著者の手より發賣したる部數も十五萬部に下らず之に加ふるに當時上方邊流行の僞版を以てすれば二十萬乃至二十五萬部は間違ひなかる可し今

その出版に至りしまでの事情を陳べんに余は前にも云ふ如く大阪緒方先生の門に蘭學を學び凡そ蘭書なれば塾中にある醫書にても物理書にても之を解するに甚だ易く原書に乏しき世の中なれば何か難解の原書はなきやと詮索し果ては諸原書の序文又は緒言など寫して同窓生と共に講じたる程の次第にて原書を讀み原書を譯するには先づ以て差支なし次で江戸に來りて英書讀むことに志し特に教師とてもなく専ら蘭英對譯の辭書を相手に辛苦二三年にして略英文をも解するに爲りしかども蘭書なり英書なり之を讀むは唯文法を本にし辭書に訴るのみにして其外に便る可きものなきが故に彼國普通の語にして誰れにも知れ渡り殆んど辭書に註解するほどの必要なきものは正しく吾々日本人の最も解釋に苦しむ文字にして一文字の不審なるが爲めに全文の始末に當惑したるは毎々のことなり現に余が苦しむたる文字の一二を云はんには大阪に居るとき何か兵書を見てバシスと云ふ蘭語あり英語にベースと云ふ今日は根據地とでも譯するにせよとならん幾度讀んでも分らず蘭辭書を引出し見ればバシスは本なり例へばアルカリがバシスにて硝酸はシユールなりなどありて化學の事のみ兵事に少しも縁

なし逆も分らぬこと、斷念して其後江戸に來り誰れか兵書に明なる洋學者はなきやと諸方を尋ね下谷住居の石川平兼郎先生は勢州津藩の爲めに専ら兵書を讀み當時唯一の先生なりと聞き乃ち其門を叩て質問したれ共石川先生も矢張り文法辭書の學者にて質問者の分らぬ處は丁度先生にも分らず又英書中にダイレクトタキス、インダイレクトタキス(直接税間接税の事なり)の語を見て少しも分らずダイレクトは直達の義にして之にインなる打消しを冠すれば不直達の義なり夫れまでは解す可きなれども税に直達不直達とは何のことやら種々様々の辭書を調べても曾て註解したるものなく先輩老成の學者に質問しても終に説明を得たることなし左れば横濱居留の外國人に聞かんとするも幕府の成規甚だ煩はしく内外人相互に文通さへ六かしき有様なれば書生が文事の不審を質問するなど逆も叶ぬことにして當時吾々讀書生の不如意推して知る可し然るに文久元年の冬幕府より歐羅巴各國へ使節を派遣することに決し余も亦其隨行を命せられたり翌年春先づ佛蘭西に若し夫れより英、蘭、宇露、葡等の諸國を巡回して文明の文物、耳目に新ならざるはなし扱滞在中色々の人物にも面會して教を聽く中に先方の人

が念入れて講釋する學術上の事は先方の思ふ程に此方に珍らしからず例へば蒸氣機關は石炭の熱を以て水を沸騰せしめ其水氣の膨脹力を利用して器械を動かすものなり汽船は云々汽車は云々又電信は不思議なるやうなれども是れはエレクトルの氣を長き針金の線に傳へ線的一端に器械を動かせば線の長さは幾百幾千里あるも忽ち音信の記號を紙に印して云々と説明すること甚だ詳なるが如くなれども蒸氣電氣の如きは日本に在るとき出來る丈けの力を盡して其大體を講究し當時最近のフハラデー電池の事なども既に原書を熟讀して飽くまでも了解し居ることなれば外人の深切に説明する其厚意は有難けれども實は是等の講釋に旅中大切の時を費すに忍びず氣の毒ながら其邊は事に託して話を切上げ此方の専ら知らんと欲するは従前辭書を調べて詮索の届かざる事柄のみに在りと先づ大凡の方向を定めて其方に取て掛り適當の人を見立て、質問を試るに先方の爲めには尋常普通分り切たる事のみにして如何にも馬鹿らしく思ふやうなれども質問者に於ては至極の難問題のみ例へば政治上に日本にては三人以上何か内々申合せ致す者を徒黨と稱し徒黨は曲事たる可しと政府の高札法度の揭示場に

明記して最も重き禁制なるに英國には政黨なるものありて青天白日、政權の受授を争ふと云ふ左れば英國にては處士横議を許して直に時の政法を誹謗するも罪せらるゝことなきか斯る亂暴にて一國の治安を維持するとは不思議千萬何の事やら少しも分らずとて夫れより種々様々に不審を起し一問一答漸くして同國議院の由來帝室と議院との關係輿論の勢力内閣更迭の習慣等次第に之を聞くに従て始めて其事實を得たるが如く尙ほ未だ得ざるが如し滿目の人事唯不審のみにして法律は學者の學問なりと云ひ代言人は他人の訴訟を引受け罪人の爲めに辯護する者なりと云ふも日本に居るとき公儀(幕府)に御大法百箇條あるを傳聞したるのみの書生には少しも分らず民間商賈人の仕事に生命保險會社あり海上保險會社ありと云ふが如き成程面白き工風なりと思へども其仕組を詳にするは甚だ容易ならず彼の郵便事業の取調べに苦しみたるは今に記憶に存じて忘れず佛京巴理在留中に何れへか手紙を出さんとして其手續を偶然來客の一人に尋ねしに客は紙入より四角なる印刷の紙片を出し此印紙を手紙に張て出せば直に先方へ達す可しと云ふ夫れは飛脚屋へ頼むことかど問へば否などよ巴理にそんな飛脚

屋はなし町内何れの處にも箱のやうなものあるゆゑ唯その箱の中に投ずれば手紙は自然に表書の届先に届くと云ふいよゝ不思議に堪へず江戸の飛脚屋京屋島屋に手紙を頼むに江戸より京大阪まで七日限りと云へば書狀一本に付き金貳歩の定價なり日を限らぬものにて一本に付二三百文を拂ふことなるに佛蘭西では唯印紙を張れば手紙は恰も獨りで先方に届く扱々奇なりと無理に客を引留めて全體の次第柄を聞けども其日は要領を得ずして相分れ翌日は此方より客の家に出掛けて不審の残りを質問し尙は合點行かずして重ねて訪問する等凡そ時を費すこと三四日にして始めて腹に落ちて成程旨い通信法なりと獨り感心したるは他なし今日我國一般に行はるゝ郵便法なり其他病院貧院盲啞院癲狂院博物館博覽會等目に観て新奇ならざるものなく其由來其功用を聞いて心酔せざるものなし其有様は恰も今日朝鮮人が始めて日本に來りて観る毎に聞く毎に驚くの情に異ならず朝鮮人は唯驚き去る者多けれども當時の吾々同行の日本人は驚くのみに止まらず其驚くと共に之を羨み之を我日本國にも實行せんとの野心は自から禁じて禁ず可らず即ち余が歐羅巴滞在一箇年の間に到る處に筆記して歸來これ

を取纏め又横文の諸書を參考して著述したるものは西洋事情の一部なり
右の如く様々に見聞筆記したるは唯日本に歸り西洋出版の原書を讀んで解す可
らず辭書を見ても分らぬ事柄のみを目的として一筋に其方向に心を寄せたるこ
どなれば固より事の詳なるを盡すに足らず都て表面一通りの見聞にして極めて
淺薄なる記事なれども此淺薄なる記事が何故に大勢力を得て日本全社會を風靡
したるやと云ふに當時我開國匆匆上下共に適する所を知らず諸藩の有志者は維
新の事を經營する最中にして其有志者は大抵皆藩中有爲の人物祖先以來我固有
の武士道に養はれて其活潑穎敏磊落不羈なるは殆んど天性にして大膽至極なれ
ども本來支那の文學道義に入ること甚だ深からず儒學の極意より之を視れば概
して無學と云はざるを得ず此無學の一流が維新の大事業を成して扱善後の一段
に至り鎖國攘夷の愚は既に之を看破して開國と決斷したれども國を開いて文明
に入らんとするには何か據る所のものなきを得ず流石の有志輩も當惑の折柄目
に觸れたるものは近著の西洋事情にして一見是れは面白し是れこそ文明の計畫
に好材料なれど一人これを語れば萬人これに應じ朝に野に苟も西洋の文明を談

して開國の必要を説く者は一部の西洋事情を座右に置かざるはなし西洋事情は
 恰も無鳥里の蝙蝠、無學社會の指南にして維新政府の新政令も或は此小冊子より
 生じたるものある可し事甚だ奇なるに似たれども當時日本國中に西洋流の新思
 想を傳ふる版行の著書とては粗漏淺薄ながら唯この冊子あるのみにして正に時
 の機會に投じたると同時に其新説の容易に實際に行はれて故障を見ざりしは當
 局士人の漢學に入ること深からずして一言これを評すれば其無學なりしが爲め
 なりと斷定せざるを得ず卷初に記したる如く緒方先生が日本國中の武家は夫
 無學にして文字を知らずと云はれたるは實際の事實にして維新の有志輩が事を
 斷ずるに大膽活潑なる其割合に字を知ること甚だ深からず假令ひ或は之を知
 るも之を無頓着に附し去り一片の武士道以て報國の大義を重んじ苟も自國の利
 益とあれば何事に寄らず之を従ふこと水の低きに就くが如く舊を棄るに吝なら
 ず新を入るゝに躊躇せず變遷通達自由自在に運動するの風にして淺薄なる西洋
 事情も一時に歡迎せられたる所以なり即ち日本士人の腦は白紙の如し苟も國の
 利益と聞けば忽ち心の底に印して其斷行に躊躇せず之を彼の支那朝鮮人等が鑑

教主義に養はれ恰も自大己惚の虚文を以て腦中縦横に書き散らされたる者に比すれば同年の談に非ず左れば維新の當初我國の英斷は當局士人の多數が漢文漢學を味ふこと深からざりしが故にして奇語を用ふれば日本の文明は士人無學の賜なりと言ふも過言に非ざる可し

次に雷銃操法の由來を語らんに幕末に長州征伐の事ありて徳川の四天王と稱せられたる井伊禰原等に出陣を命せられ何れも大切なる台命なれば如何で猶豫ある可き整々の陣堂々の旗以て中國路に繰出したれども其武器には舶來の鐵砲もあり和製の火繩筒もあり弓も槍もありて士氣の振ふと振はざるとは姑く擱き武器不揃の爲めに萬事意の如くならず之に反して長州勢は人數も少なく百姓共へ鐵砲を擔がせなせして至極見苦しきやうなれども武器は甚だ宜しく就中ライフルにて小銃の筒に筋ありて之に細長き椎の實丸を込めて發射する其勢は當る可らず徳川方の散々不利なりしは椎の實丸の力に敗したるものなりとて江戸中に評判高し余は之を聞て獨り心に首肯きライフルの銳利は到底争ふ可らず數年を待たず數月の間にも軍陣にライフルは日本國中の流行たる可し何と加してライ

フルの書を手に入れんと思へども横濱にも江戸にも尋常の洋書店に求め得べきものにあらず唯心に思ふのみにて日を送る中に爰に圖らずも奇縁を得たるこそ不思議なれ其次第は江戸芝口伊勢源と云へる料理茶屋の向ふに和泉屋善兵衛なる書肆の老翁あり此翁が文明年中版行の中庸古註の一本を所有して曾て余に示したることであり余は中庸に用はなければも文明は足利時代西洋にては紀元千四百七十年の頃にして其時の版本とあれば印刷歴史の材料として心酔せざるを得ず幾回か善兵衛に賣渡を迫れども老翁の物數寄書物屋にてありながら金銭には易へられずとて中々之を手離す氣色なし或日の事なり今日も亦老翁を口説て見んと芝口に出掛けて和泉屋の店に立寄りしに主翁が一冊の原書を持出し是れは何の本なるやと云ふ其原書を見れば即ちライフルの書なり難有しと心に喜び賣物なるや價は何程と尋れば少々損じたる古本なれば二分三朱三分二朱か覺えずなりと云ふ心得たりと其云ふがまゝに直に代金を渡し急ぎ歸宅して書中を通讀すればライフルの事詳かならざるなし然るに爰に不都合なるは余が本來武家に生れながら鐵砲を知らず之を發射したることなきのみか家に其物なければ之を

手に觸るゝ機會もなし況してライフルの如き目に見たることさへなし其物を知らずして其書を翻譯とは餘り鐵面皮なりと思ふ處に偶々余が妻の實弟に土岐謙之助とて一少年あり先日椎の實丸の筒を新調して江川太郎左衛門殿の屋敷に打方の積古するよしを聞き乃ち之に鐵砲を持參するやう申遣はし之を見れば果して施條ライフルなり依て少年に問ふやう江川にて足下達が打方の積古したる跡にて掃除は如何する都て銃器の取扱ひに規則あるや否やと尋るに何も規則どてはなし積古終れば井戸側にて筒を洗ひ錆が見ゆれば磨砂にて磨き何か工合のわるきときは釘抜鐵鏈火箸など用ひて筒を取りほぐすこともありと云ふ左れば此筒には何か附屬品ある筈なり之をも持來れど申付け扱少年に向て拙者の言ふがまゝに此筒を解潰し見よとて余は原書を手にして差圖し先づ其螺旋を抜け次ぎは之を抜て其金物を外し云々と次第に進み行き鐵砲は遂にばらばらに解けたり夫れより今度は組立なりとて又以前の如く順々に差圖して難なく元の鐵砲に蘇生したるにぞ少年は大に驚き是れは不思議なり妙法なりとて稱讚止まず余は此一事を以て大にライフル銃の事を了解し勿々執筆急ぎ翻譯して出版せしに果し

て時勢の必要に投じて發賣の數幾萬なるを知らず江川の積古塲にても銃器の取扱ひに多少新知識を得たることならん其後凡そ二十年を過ぎて明治十七年の冬府下小石川の砲兵工廠を一見したるとき村田少將に面會の語次少將云く自分が壯年時代始めて砲術に志を立てたるときには雷銃操法に教へられたること多しとて主客一場の笑を催はしたることあり操法の譯者は生來鐵砲を手に觸れたることなき男にして眞實紛れもなき素人なり此素人の手に成りし譯書が日本第一、世界に大名を擧げたる砲術家の爲めに多少の利益を與へたることありとは是れぞ浮世の奇遇にして所謂不龜手の藥なる可し

西洋旅案内

安政六年の冬余は始めて米國に航海し文久元年冬歐羅巴に渡り次で慶應二年冬重て米國へ渡航のとき幕府公用の爲めに米國に持參する爲換の事を頼まんとて横濱の外國商人ウチールスフチール會社に至りて爲換云々を申入れしに直に承諾幾千兩の金を渡せば之を請取り爲替手形として此方に授けたる紙片を見るに金の數に相違もなく先方にて直に渡すと明に記して文意は能く了解したれども其先方はバンクヲフイングランドとありて確と當惑したり此方共は英國に行くにあ

らず米國に渡る者なり夫れに英國銀行の爲替を渡されては困ると雖すれば會社員は笑ひながら御心配に及ばず此手形さへあれば米國の何れの銀行にても金は滞りなく直に渡します云々と辯すれども生來千を以て計る大金を取扱ひしこともなく日本に行はるゝ金銀取引の習慣さへ知らざる士族書生に外國爲換の手續逆も容易に合點す可きに非ず左りとて金は大切なり其歸する所を明にすることを得たり時に會社員と相對して一問一答凡そ二時間ばかり費して漸く釋然たるを得たり時に會社員の云ふやう君は餘程了解の早き人なり既に昨日も爲換の依頼者ありて其説明に半日を丸潰にして遂に分らずに歸りたり云々と余は此言を聞て心中竊に赤面に堪へず夫れ是れの事を思ひ今度の渡米中には勉めて通俗日常の事柄に注意し他日若し西洋諸國に旅行する人もあらば旅中の心得に爲る可き事を参考に供し自身に覺えある赤面を免かれしめんどの微意を以て綴りたるは即ち西洋旅案内なり

開國の初に當り吾々洋學者流の本願は兎も角も國中多數の人民を眞實の開國主義に引入れんとするの一事にして恰も西洋文明の爲めに東道の主人と爲り一面

には漢學の固陋を排斥すると同時に一面には洋學の實利益を明にせんことを謀り、あらん限りの方便を運らす其中にも凡そ人に語るに物理の原則を以てして自から悟らしむるより有力なるはなし少年子弟又は老成の輩にても一度び物理書を讀み或は其説を聽聞して心の底より之を信ずるときは全然西洋流の人と爲りて漢學の舊に復歸したるの事例殆んど絶無なるが如し吾々實驗の示す處なれば廣く民間を相手にして之を導くの第一着手は物理學に在りと決定はしたれども無數の國民に原書を讀ましむるが如き固より思ひも寄らぬことにして差向きの必要は唯翻譯書を示すの一法あるのみ然るに開國以前既に翻譯版行の物理書なきに非されども多くは上流學者社會の需に應ずるものにして其文章の正雅高尚なると共に難字も亦少なからず且つ翻譯の體裁専ら原書の原字を誤るなからんことに注意したるが爲めに我國俗間の耳目に解し難きものあり例へば物の柔軟なるを表するに恰もポートル(英語バタ)に似たりと直に原字のまゝに翻譯するが如き譯し得て眞を誤らざれども生來ポートルの何物たるを知らざる日本人は之を見て解するを得ず依て余は其原字を無頓着に附し去りポートルと記す可き處

に味噌の文字を用ふることに立案して凡そ此趣向に従ひ管に二三の原字のみならず全體の原文如何を問はず種々様々の物理書を集めて其中より通俗教育の爲めに必要なりと認るものを抜抄し原字原文を餘處にして唯その本意のみを取り恰も國民初學入門の爲めに新作したる物理書は窮理圖解の三冊なり

洋兵明鑑は單に一部の兵書なれども其翻譯に就ては大に事情の存するものあり慶應義塾は元と江戸鐵砲洲奥平藩邸に在り鐵砲洲を去て芝新錢座に移りしは慶應四年の春明治改元の前なりしが時は恰も維新の兵亂最中にして新錢座新塾の經營も唯僅に成るのみ然るに入學生の來るは日に多數にして逆も之を容るゝに足らず是非とも一棟の塾舎を新築すること必要なれども所謂先きだつものは金にして以前の經營に有金は既に使ひ盡し間もなく更らに新築とは實に當惑の次第にして夫れ是れと思案の折柄熊本藩中に知る人ありて其士人の平生兵事を好み或日私宅に來訪何か新舶來に面白き兵書はなきやとの話に應じ偶然余が手許に持合せの原書を示し是れは云々の書なり之を翻譯しては如何と云ふに先方は大に悦び早速翻譯上木を頼むとのことにて夫れより上木出來の上は熊本藩にて

何百部を引取ることには約して相別れ事急なれば一人の手にては間に合はず乃ち小幡篤次郎其實弟故仁三郎の兩氏と余と三名にて同時に匆々着手し匆々版行したるは洋兵明鑑五冊にして約束の如く其何百部を熊本藩に納めて請取りたる金高六百圓ばかり恰も天興の資金にして直に塾舎の新築に取掛り當時物價も今と違ひ下直なることなれば凡そ六百圓の金を以て二階立の一棟を立派に建築し疊建具も入れて大に學生の便利を成したり右の次第にて此譯書は單に熊本藩を目的にして思立たることなれば世間一般に發賣は甚だ多からず自から他の出版書と事情を殊にするものなり

議事院談

英國議事院談は英國々會の有様を一通り記したるものなり當時日本の官邊にも何か會議様の事を思立ち時の政府の改進黨は大に力を入れて其事を謀り恰も一時の流行談を成したるが如し其時余は紀州藩の一士人某に交り毎度往來の折柄或日雑話の語次某氏の云ふに何か外國にて國事を評議する手續體裁を記したる原書はなかる可きや若しも其書を得て翻譯にでもなれば最も妙なり實は方今官邊には云々の必要ありとの話に余は之に即答し夫れは原書もあり翻譯も易し直

に版本にして御目に掛けんとして相別れ夫れより家にある種々雑多の原書を取集め英國々會に關する部分を夫れ是れと見合せ接ぎ合せ腹案既に成りて筆を執り同時に版下書版木師に命じて彫刻の用意を爲さしめ翌日二三枚の原稿出來すれば即刻版下に廻はし版下を書き終れば直に版木師に渡して彫刻せしめ彫刻成れば版摺に渡して幾百枚を印刷せしめ其翌日も又その翌日も斯の如くにして凡そ著者の執筆したる原稿は三枚にても五枚にても一週間を出でずして印刷に上の趣向にして毎日曾て怠ることなく其間版下書版木師版摺等一切の職工に向ては錢を吝まらず其言ふがまゝに割合を與へて晝夜の別なく勉強せしめ主人の勉強と共に職人等も休息するを得ず斯くて著者が始めて執筆起稿の其日より一切の事を終りて議事院談二冊の製本何百部を得たるまでの日數は僅に三十七日を過ぎず木版彫刻の時代に斯る速成は古來未曾有の異例なりと云ふ可し而して當時の事情に於て出版物を急ぐは著譯社會一般普通の人情なれども特に本書に限りて期くまでも性急にしたる理由ありしども覺えず唯著者が壯年の氣力に乗じ他人の成し得ざる事を成して見んどの好奇心に出でたることならん今にして思へ

世界圖畫

ば自分にも分らず唯一笑に附す可きのみ
 幾千百年來塾居の人民が俄に國を開て世界に交らんとするには先づ其世界の何
 物にして何れの方角に位するやを知り其地名を知り其遠近を知るは最も大切な
 ことにして前年は唐天竺とて世界の末端と心得たりしに今は唐天竺の外に歐
 羅巴、亞米利加等も出現し來り隨て人の眼界は舊時に幾倍して廣からざるを得ず
 眼界の廣きは取りも直さず世界を狭く思ふことなれば兎に角に全國民をして世
 界を観ること日本國內を観ると同様ならしめんと欲し之に就ては江戸の各處に
 在る寺子屋の手本に江戸方角又は都路とて府下東西南北の方角地名等を記し、東
 海道五十三驛の順序を五字七字の口調もて面白く書綴り、兒童をして其手本の文
 字を手習すると共に其文句を暗誦して自然に地理を覺えしむるの慣行にして江
 戸方角都路と云へば江戸中の貴賤貧富に拘らず毎戸每人これを知らざる者なき
 程の次第なれば余は之を見て獨り首肯さよし、日本國中の老若男女をして世
 界の地理風俗を知ること江戸の方角地名、東海道の五十三驛を暗誦するが如くな
 らしめんとの一案を起し俄に書林に就て江戸方角都路の版本を求め幾度も之を

熟讀暗誦して乃ち其口調に倣ふて綴りたるものは世界國盡なり本文のみにては盡さるるが故に頭書を加へて凡そ各地の風俗歴史等の荒増しを記したれども文章は極めて通俗を主として苟も難字を用ひず紛れもなき寺小屋流の體裁なりと信す

序ながら一事を記さんに右の如く世界國盡は俗中の俗文、自分の目にも可笑しく見ゆる程なれば世間の儒流は無論洋學社會にも必ず之を嘲り笑ふ者あるべし是れも平氣に構へて馬耳東風に附し去れば夫れ迄なれども出来ることならば何か一策と考ふる中に不圖思付きたるは英文翻譯のとなり國盡の本書に不似合なる難解の英文字を翻譯して世間に示したらば自から本書の重きを成すこともあらんかと思案の末、米國學士ワルブランク氏の一文を譯し序文の代りとして卷首に掲げたり今日の洋學界に是式の英文を譯するは固より容易なれども三十年前には随分骨の折れたる業なり亦是れ著者一時の好事のみ

學問のすゝめは一より十七に至るまで十七編の小冊子何れも紙數十枚ばかりのものなれば其發賣頗る多く毎編凡そ二十萬とするも十七編合して三百四十萬冊

學問のすゝめ

は國中に流布したる筈なり書中の立言往々新奇にして固より當時の人氣に叶はず上流社會の評論に於ても漫語放言として擯斥するもの多し殊に明治六七年度の頃より評論攻撃ます／＼甚だしく東京の諸新聞紙に至るまでも口調を揃へて筆鋒を差向け日に其煩に堪へず畢竟世間の讀者が文章の一字一句を見て全面の文意を玩味せず記者も亦數枚の小冊子に所思を詳にすること能はずして双方共に堪へ難き次第なれども每人に向て語る可きにあらず唯そのまゝに打捨て置く中に明治七年の末に至りては攻撃罵詈の頂上を極め遠近より脅迫狀の到來、友人の忠告等今は殆んど身邊も危きはどの場合に迫りしかば是れは捨置き難しと思ひ乃ち筆を執りて長々しく一文を草し同年十一月七日慶應義塾五九樓仙萬の名を以て朝野新聞に寄書したるにぞ物論漸く鎮まりて爾來世間に攻撃の聲を聞かず蓋し従前盛に攻撃したる者も又攻撃せられたる者も唯双方の情意相通せざるが爲めに不平を感じるのみ苟も其眞面目を明にして相互に會心するときは人間世界に憎む可きものもなく怒る可きものもなきの事實を知るに足る可し今その寄書の全文を記すること左の如し

學問のすゝめの評

近來福澤氏所著の學問のすゝめを論駁するもの多く而して其鋒を向くる所は其第六編と七編なるが如し世の識者固より各其所見を述ぶるの權あり余輩敢て其駁者を駁して以て一世の議論を籠絡せんとするに非ざれども識者或は此書の通編を見ざるのみならず其駁論の目的とする所の六七編をも通覽吟味せずして唯書中の一章一句に就き遽に評を下すに似たるもの多し是余輩が爰に一言を述べて世に公布する所以なり

學問のすゝめ第六編は國憲の貴き由縁を論じて私裁の惡弊を咎め國民の身分を以て政府の下に居るときは生殺與奪の政權をば悉皆政府に任して人民は此事に就き秋毫の權ある可らず其趣意を廣めて極度に至れば假令ひ我家に強盜の犯入することあるも妄に手を下すの理なしとまでに論じて痛く私裁の宜しからざるを述べ卷末に赤穂の義士並に政敵の暗殺等を出して其例を示したるなり余輩の第六編を解すこと斯の如し

第七編は卷首に云へる如く六編の補遺にて其趣意は人の了解に便ならしめんが

ため人民の身分を主客の兩様に分ち客の身を以て論ずれば苟も政府の憲法を妨ぐ可らず既に彼を政府と定め此を人民と定め明治の年號を奉じて政府の下に居る可しと約束したる上は假令ひ政法に不便利なることあるも其不便利を口實に設けて之を破るの理なしとて専ら政府たるもの、實威を主張し又主人の身を以て論ずれば政府の費用を拂ふて銘々の保護を託したるものなれば損徳共に之を人民に引受けざる可らず政府の處置に不安心なることあらば深切に告げて遠慮することなく穩に之を論ず可しとて日本の人民何れも皆この國を以て自家の思を爲し共に全國の獨立を守らしめんとするの趣意なり

卷の半に至て政府の變性を説き政府若し其本分を忘れて暴政を行ふときは人民の身分に於て如何す可きやと難題を設けて之に三條の答を附し第一節を屈して暴政に伏すれば天下後世に惡例を遺し全國の衰弱を致す可きが故に國を思ふの赤心あらん者は斯る不誠實を行ふ可らず第二、然らば則ち腕力を以て其暴政に抗せん欺内亂の師は禍の比す可きものなし決して行ふ可らず第三、人民の身として暴政府の下に立つには正理を守て身の痛苦を憚らず「マルナルドム」の事を爲す可

しどて殿に人民の暴舉を制し腕力に依らずして道理を頼み理を以て事物の順序を守らんとするの趣意なり此一段は亞國「ウエーランド」氏修身論第三百六十六葉の抄譯なれば今原文の續きを譯し其意の足らざる所を補ふて之を示さん同書第三百六十七葉の文に云く英國にて第一世「チャーレス」の世に國民政府の暴政に堪へず物論蜂起して遂に内亂の戰爭に及び王位を廢して一時共和政治と爲したれども人民はこれがために自由を得たるに非ず其共和政治も數年にして止み第二世「チャーレス」を立るに及で國政は益々專制を主張し英人は恰も自由を求て自由を失ひ暴を行て暴政を買たる者の如し内亂の不良なること以て知る可し第二世「チャーレス」の時代には人民其氣風を改め腕力に依頼せずして道理を唱へ理の爲めに身を失ふ者比々相續き「マルチルドム」の功徳を以て今の英國に行はるゝ自由獨立の基を開きたりと卷末は此「マルチルドム」の話なり内亂の師と「マルチルドム」と比較して其得失如何人間に行ひに於て忠義は貴ぶ可きものなれども唯一命をさへ棄れば忠義なりとて一筋に之を慕ふの理なし忠僕が縊死も其時の事情を考への外に置いて唯其死の一事に就て之を見れば忠義の死と云はざるを得ず忠臣義

士の死も死なり權助の死も死なり然ば即ち權助の死は人の手本ども爲る可きもの乎決して然らず狷介の犬死のみ其之を犬死とするは何ぞや世の文明に毫も益することあらざればなり扱忠臣義士の談に亘り古の歴史を見るに國のため人のためにとて身を殺したる者は甚だ多し北條の亡びたるときに高時自殺して從死する者六千八百人とあり高時は賊にても此從死したる者は北條家の忠臣と云はざるを得ず其他武田上杉の合戦にも雙方共に君の爲めに身を殺したる者は擧て計る可らずと雖も今日より之を論ずれば何のため死したるか假りに今日の日本にて甲越の戦争起ることあらば其討死の士は之を徒死と云はざるを得ずとの趣意なり

又外國の例を引て其意を足さん昔佛蘭西及び西班牙にて宗旨のために戦争を起し君命を以て人を殺し君命を重んじて身を殺したる者は幾千萬の數を知る可らず其人物の誠忠は實に天地に耻るなしと雖も開明の今の歐洲の眼を以て見れば宗旨論に死する者は之を犬死と云はざるを得ず

右の如く忠臣義士の死を徒死と爲し犬死とするは何ぞや當時未開の世に當り人

の目的とする所のもの各其一局に止て一般の安全繁昌に眼を着するに至らざればなり、こは人の罪に非ず時の勢なり古に在ては忠死なり今に在ては徒死なり故に後世より之を觀れば其志は慕ふ可くして其働は則とる可らざる者なり朝野新聞第三百六十八號愛古堂主人の評論中に前略事柄に於て決して其目的のある可らず此禁止の辭解し難しとあれども時勢の沿革文明の前後を察すれば數百年の上らざればとて之を古人の耻と云ふ可らず又今日に至ては文明の事物大に見る可きものありと雖もこれを以て今人の面目と爲し今人は古人に優るとて誇るの理なし古人は古に在て古の事を爲したる者なり今人は今に在て今の事を爲す者なり共に之を人類の職分と云はざるを得ず

楠公の事は學問のすゝめ中に其文字なしと雖も世論の所見に次て之を論せん公の誠忠義氣は又喋々論するを俟たず福澤氏は楠公と權助とを同一の人物なりと云たる乎元弘正平の際に公の外に權助あらば其功業に優劣なしと云たる乎筆端に記せざるは勿論言外にも其意味を見ず氏が立論の眼目は時勢の沿革文明の前

後に在るものなり其忠臣義士と權助とを比したるは唯死の一事のみ譬へば義士は正宗の刀の如く權助は鎗たる庖丁の如し死の一事を以て論すれば正宗も庖丁も共に其地金は鐵なれども其働と品柄との輕重を論じて之を同時同處に置く時は雲壤懸隔固より比較す可らず晉に理に於て不都合のみならず之を聞て先づ捧腹す可きに非ずや苟も人心を具したる者なれば是等の辨別はある可し元弘正平の際に楠公が功業を立てたるは此寶刀を耀かしたる者にて王室のために謀れば全國この耀光の外に見る可きものなし然らば則ち公の貴き所以は其死に非ずして其働に在るなり其働さとは何事を指して云ふや日本國の政權を復して王室に歸せんとしたる働なり此時代に在ては公の舉動毫も問然す可きものなし其分を盡したる者と云ふ可し

然りと雖も爰に時勢の沿革を考へ元弘正平年中と明治年中とを提出して日本國人の當に務む可き働を論すれば大に異なる所なかる可らず元弘正平の際に王室政權を失ふと雖も之を奪ひたる者は北條なり又足利なり結局日本國內の事にて然も血統を以て論すれば北朝にも天子あり往古より如何なる亂臣賊子にても直

に天子の位を窺ふものなきは公も自から信することならん然りといへども公は尙これを以て満足するものに非ず飽くまで正統を争ふて其權柄を王室に復せんとし力盡て死したるものにて其一局の有様を想へば遺憾限りなしと雖も其政權は遂に去て外國人の手に移るに非ず外に移らざるものは再び復するの期もある可ければ公は當時失望の中にも自から萬分一の望をば達したることならん故に明治年間に在る日本人の所憂を以て元弘正平の時勢を見れば尙恐ぶ可きものありて楠公の任は今の日本人の責よりも輕しと云ふ可し是亦時勢の沿革文明の前後なり思はざる可らず目今の有様は實に我國開關以來尤も始めにして最も大なる困難に當りたる時勢なり

抑も明治年間の日本人にて憂ふ可きものとは何ぞや外國の交際即是れなり今外交の有様を見るに商賣を以て之を論すれば外人は富て巧なり日本人は貧にして拙なり裁判の權を以て論すれば動もすれば我邦人に曲を蒙る者多くして外人は法を通るゝ者なきに非ず學術も彼に學ばざるを得ず財本も彼に借らざるを得ず我は漸次に國を開て徐々に文明に趣かんとすれば彼は自由貿易の旨を主張して

一時に内地に入込せんとし事々物々彼は働を仕掛けて我は受け身となり殆ど内
 外の平均を爲す能はず此勢に由て次第に進み内國の人民は依然として舊習を改
 ることなくば假令ひ外國と兵革の釁を開かざるも或は我國權の衰微なきを期す
 可らず況んや萬一の事故あるに於てをや之を思へば亦寒心す可きに非ずや
 此困難の時勢に當り日本國民の身分において事あれば唯一命を抛つと云て其職
 分を終れりと爲す可きや余輩の所見は決して然らず元弘正平の政權は尊氏に歸
 したれども明治の日本には尊氏ある可らず今の勁敵は隱然として西洋諸國に在
 て存せり本書第三編に云ふ所の大膽不敵なる外國人とは蓋し此事ならん今の時
 に在て我國の政權若し去ることあらば其權は王室を去るに非ずして日本國を去
 るなり室を去るものは復するの期ありと雖も國を去るものは去て復た返る可ら
 ず印度の覆轍豈復た踏む可けんや事の大小輕重に眼を着す可きなり此困難の時
 勢に當り楠公の所業學ぶ可きや余輩の所見は決して然らず公の志は慕ふ可し其
 働は手本と爲す可らず前の感にも云へる如く楠公の働は猶正宗の刀の如し刀劍
 の時代には固より此刀を以て最上の物と爲す可しと雖も時代の變革に従へば寶

刀も亦用を爲す能はざるの勢に移るが故に別に工夫を運らすことなかる可らず
即是れ變遷の道なり公の時代には外國の患なし其患なければ之に應ずるの工夫
も亦ある可らず公の罪に非ず決して之を咎む可らず然るに今世の士君子古の忠
臣義士を慕ひ其志を慕ふの餘りに兼て其側をも學ぶ可きもの、如く思ひ、古の勳
を以て今の時務に施し毫も工夫を運らすことなくして其まゝに之を用ひんとす
る者あるが如し其趣を形容して云へば小銃の行はるゝ時節に至て尙古風の槍劍
を用ひんとするに異ならず余輩の疑を生ずる所以なり余輩の眼を以て楠公を察
するに公をして若し今日に在らしめなば必ず全日本國の獨立を以て一身に擔當
し全國の人民をして各其權義を達せしめ一般の安全繁昌を致して全體の國力を
養ひ其國力を以て王室の連綿を維持し金剛無缺の國體をして益々其光を耀かし
世界萬國と並立せんとて之を勉むることなる可し今の文明の大義とは即ち是な
り此大事業を成さんとするに豈唯一死を期するのみにて可ならんや必ず千狀萬
態の變通なかる可らず假に今日魯英の軍艦をして兵庫の港に侵入することあら
しめなば楠公は必ず湊川の一死を以て自から快とする者に非ず其處置は余輩の

敢て測る可きに非ざれども別に變通の策あること斷じて知る可し結局死は肉體の働なり匹夫も溝瀆に經るゝことあり變通は智慧の働なり時勢の沿革事物の輕重を視るの力なり楠公決して匹夫に非ず今日に在らば必ず事の前後に注意し元弘正平の事に倣はずして別に舉動もあり別に死所もある可し概して云へば元弘正平の事は内なり明治の事は外なり古の事は小なり今の事は大なり是即ち公の働の元弘と明治とに於て異なる可き所以なり故に楠公の人物を慕ふ者は假に之を今の世に摸寫し出し此英雄が明治年間に在て當に爲す可き働を想像して其働に則らんことを勉む可し斯の如くして始めて公の心事を知る者と云ふ可し元弘正平の楠公を見て公は數百年の後今日に至ても尙同様の働を爲す可き者と思ふは未だ公の人物を盡さずして却て之を蔑視する者と云ふべし公の爲に謀りて遺憾なきを得ず結局公の誠意は千萬年も同一なりと雖も其働は必ず同一なる可らず楠公の楠公たる所以は唯この一事に在るのみ

變通と云は血氣の少年輩は遽に之を誤り認めて鄙怯なる遁辭などと思ふ者もあらんがよく心を平にして考へざる可らず弘安年中に北條時宗が元使を斬たる

は之を義舉と云て妨げなからんされども此義舉は弘安に在て義舉なり若し時宗をして明治年間に在らしめ魯英の使節を斬る歟又は明治の人が時宗の義舉を慕ふて其義に倣ふことあらば如何ん之を狂舉と云はざるを得ず均しく外國の使節を斬ることなるに古は之を以て義と爲し今は之を以て狂と爲すは何ぞや時勢の沿革なり文明の前後なり都て時代と場所とを考への外に舍くどきは何事にても便ならざるはなし何物にても不便利ならざるはなし變通の道とは正に此邊にあり者なり

福澤氏が立論の趣意は右の如し是に由て之を觀れば氏は楠公を知らざる者に非ず之を知ること或は世の識者よりも詳ならん然り而して近日紛紜の論駁を生ずる所以は未だ互に其兩端を盡さずして論の極度を以て相接すればなり蓋し世の新聞投書家の如きは愛國の義氣固より盛なる者とは雖も其外國交際の難きを視ること氏が如く切ならず國の獨立を謀ること氏が如く深からず時勢の沿革を察すること氏が如く詳ならず事物の輕重を量ること氏が如く明ならずして遂に枝末近淺の爭論に陥りたるものなり思ふに福澤氏は世論の喧しきを恐れずして却

て我日本國內の議論未だ高尙の域に進まずして其近淺なること此度の論駁の如きものあるを憂ふることならん

世人又福澤氏を駁するに共和政治又は耶蘇教云々の論を以てする者あり何ぞ夫れ惑へるの甚だしきや氏が耶蘇教に心酔して共和政治を主張するとは果して何の書に記して誰に傳聞したるや福澤氏は世界中に行はるゝ政治の専制を好まずして民權を主張する者なり其これを主張するや私に非ず公然と此説を唱へり我日本國にも古來專制の流弊ありて人民の氣力これが爲に退縮し外國の交際に堪ふ可らざるの恐あるが故に氏の素志は勉めて此弊を糺し民權を主張して國力の偏重を防ぎ約束を固くして政府の實威を張り全國の力を養て外國に抗し以て我獨立を保たんとするに在るのみ都て事物を論ずるには先づ其物の區別を立てざる可らず共和政治なり耶蘇教なり民權なり專制なり何れも同一の物に非ず氏は專制の暴政を嫌ふ者なり是亦氏に限らず凡そ人類として之を好むものはなかる可し何ぞ獨り福澤の如き奇人にして暴政を惡むと云ふの理あらんや又宗教と政治とは全く別の物なり宗教の事に就ても積年氏の持論あり爰に贅せず(此論も世

人の氏を視る所の心を以て聞かば必ず驚駭することあらん又この專制と云ひ暴政と云ふものは必ず立君の政治に伴ひ民權と云ひ自由と云ふものは必ず共和政治と並び行はるゝもの乎果して何の書を読み誰の言を聞て此臆斷を爲すや請ふ試に之を辯せん

專制は猶熱病の如く政治は猶人身の如し人身には男女老幼の別あれども共に此熱病に罹る可し政治にも立君共和等の別あれども共に專制の惡政を行ふ可し唯立君の專制は一人の意に出で共和の惡政は衆人の手に成るの別あるのみなれども其專制の惡政を行ふの事實は異なることなし猶人身に男女老幼の別あれども熱病に罹るの實は同一なるが如し何様の態度を以て事を斷ずるも熱病は必ず男子に限り專制は必ず立君の政治に限ると云ふの理なし

佛國「ギゾー」氏の文明史に云へることあり立君の政は人民の階級を墨守すること印度の如き國にも行はる可し或は之に反して人民群居漠然として上下の別を知らざる國にも行はる可し或は專制抑壓の世界にも行はる可し或は眞に開化自由の里にも行はる可し君王は恰も一種珍奇の頭の如く政治風俗は體の如し同一の

頭を以て異種の體に接す可し君王は恰も一種珍奇の果實の如く政治風俗は樹の如し同一の果實よく異種の樹に登る可しと

右はあまり珍らしき説にも非ず少しく學問に志す者なれば是等の事は早く既に了解したる筈なるに今日に至るまでも尙耶蘇教共和政治などの如き陳腐なる洋説を以て區々の疑念を抱くは必竟掩はるゝ所ありて片眼以て物を視るの弊ならん其掩はるゝ所の次第を尋るに人民同權は共和政治なり共和政治は耶蘇教なり耶蘇教は洋學なりと己の臆度想像を以て事物を混同し福澤は洋學者なるゆゑ其民權の説は必ず我嘗て想像する所の耶蘇共和ならんとて一心一向に之に怒ることならん歎愛に鄙言を用ひて其惑を解かん云く酒店の主人必ずしも酒客に非ず餅屋の亭主必ずしも下戸に非ず世人其門前を走て遽に其内を評する勿れ其店を窺て其主人を怒る勿れ固より其怒心は其人の私に非ず國を思ふの誠意なれども所謂國を思ふの心ありて國を思ふの理を辯せざる者と云ふ可し

明治七年十一月七日

慶應義塾 五九樓仙萬記

記者評曰議論精確而巧緻麻姑搔痒

日本の洋學は百二十餘年前醫學門より入り同時に物理學は學者社會の最も悦ぶ所にして藥材學に兼て化學本草學數學天文學等を修る者も少なからず嘉永開國の後には以上諸科に續ぐに兵學を以てし明治維新の前後に至りて更らに面目を改め慶應三年夏余が米國より歸來のとき歴史經濟法律數學等諸種の原書を輸入して私塾の教科書に用ひたるこそ洋學教場の大進歩にして日本國の少年子弟が始めて萬國の歴史を讀み經濟の主義を講ずるが如き一として新奇ならざるはなし其書を教ふる者も學ぶ者も唯文を解するに巧拙こそわれ書中の事柄に至りては師弟共に等しく初學入門のことなれば一句一章讀み去り讀み來りて相共に拍手快と稱するもの多し誠に愉快なる次第なれども道德論の一段に至りては余が米國在留中にも頗ど心付かずして其書類の有無をも知らざれば固より之を携へ歸らず然るに當時吾々の文明思想は次第に發達して恰も天下に恐るゝ者なしと聊か自から信じて竊に得々たりと雖も西洋の道德如何の議論を聞くときは何か物足らぬ心地して安んずるを得ず塾中長者の最も苦心する所なりしに明治元年の事と覺ゆ或日小幡篤次郎氏が散歩の途中書物屋の店頭に一冊の古本を得たりと

て塾に持歸りて之を見れば米國出版ウェーランド編纂のモラルサイヤンスと題したる原書にして表題は道徳論に相違なし同志打寄り先づ其目錄に從て書中の此處彼處を二三枚づゝ熟讀するに如何にも徳義一偏を論じたるものにして其だ面白し斯る出版書が米國にあると云へば一日も捨置き難し早速購求せんとて横濱の洋書店丸屋に託して同本六十部ばかりを取寄せモラルサイヤンスの譯字に就ても様々討議し遂に之を修身論と譯して直に塾の教場に用ひたり是れより塾中には物理經濟等の外に新舶來の徳論を論ずることゝなりて自から面目を新にし既に事の端緒を開けばウェーランドの外に諸種の修身教科書を得ることも甚だ易くして明治四五年の頃に至り童子教ども云ふ可き物語りの原書を翻譯したるものは童蒙教草五冊なり古來外國人の事を禽獸のやうに云ひ嗤し紅毛人の尻には尾があるなど思ひし輩の迷を解く爲めには随分有力なる翻譯書なりしと思ふ

かたわ娘は實にたわいもなき小説やうのものなれども之を綴りたるには自から其時の事情あり明治四五年の頃人の噂を傳聞するに京都の堂上公卿の中には今尙は鐵漿を着ける者ありと云ふ余は竊に不平に堪へず王政維新既に四五年を経

かたわ娘

過して堂上貴顯の因循文弱唯驚くの外なし數百年來京都の公卿輩が國中に重きを爲し得ざりしも偶然に非ず實に氣の毒なる次第なれば今これを文明に導て活潑男兒たらしめんとするには先づ其外形よりして兎も角も婦人やらの鐵漿を廢せしむるこそ至急なれと思ひ執筆起草して之を議論せんとする折柄不圖思案すれば待てしばし公卿が婦人の眞似するは固より可笑しけれども其婦人が天然に白き齒を持ちながら態と之を黒く染るも亦笑ふに堪へたり左れば小數の公卿は答るに足らず全國大多數の婦人の齒を白くして天然の美を保たしむるは事の順序なり婦人にして果して鐵漿の陋習を脱するときは京都の柔弱男兒も自から愧ぢて自から改むるや必せり一舉兩善の法なりと是に於てか最前の文案を改め單に婦人に向て鐵漿の利害を説かんとし齒を黒くするは人爲の片輪者なりとの意味を以て之を諷したることなり

明治五年十一月九日改曆の發令あり其時の公文左の如し

今般改曆之儀別紙の通被仰出候條此旨相達候事

(別紙詔書)

朕惟ふに我邦通行の曆たる太陰の朔望を以て月を立て太陽の躡度に合す故に二三年間必ず閏月を置かざるを得ず置閏の前後時に季候の早晚あり終に推歩の差を生ずるに至る殊に中下段に掲ぐる所の如きは率ね妄誕無稽に屬し人知の開逮を妨ぐるもの少しとせず蓋し太陽曆は太陽の躡度に從て月を立つ日子多少の異ありと雖も季候早晚の變なく四歲毎に一日の閏を置き七千年の後僅に一日の差を生ずるに過ぎず之を太陰曆に比すれば最も精密にして其便不便も固より論を俟たざるなり依て自今舊曆を廢し太陽曆を用ひ天下永世之を遵行せしめん百官有司其れ斯旨を體せよ

明治五年壬申十一月九日

一 今般太陰曆を廢し太陽曆御頒行相成候に付來る十二月三日を以て明治六年

一月一日と被定候事

但新曆鑲板出來次第頒布候事

一 一箇年三百六十五日十二月に分ち四年毎に一日の閏を置候事

一 時刻の儀是迄晝夜長短に隨ひ十二時に相分ち候處今後改て時辰儀時刻晝夜

平分二十四時に定め子刻より午刻迄を十二時に分ち午前幾時と稱し午刻より子刻迄を十二時に分ち午後幾時と稱候事

一時鐘の儀來る一月一日より右時刻に可改事

但是迄時辰儀時刻を何字と唱來候處以後何時と可稱事

一諸祭典等舊曆月日新曆月日に相當し施行可致事

太陽曆 一年三百六十五日 閏年三百六十六日

(四年毎に置之)

一月大 三十一日 其一日 即舊曆壬申 十二月三日

二月小 二十八日 (閏年二十九日) 其一日 同癸酉正月四日 (三月以下略

す)

(別に時刻表あり二時は丑の刻とか四時は寅の刻とか記したるものなり)

以上の公文を見れば古來の大陰曆を廢し太陽曆に改むることにして甚だ妙なり
吾々の本願は唯舊を棄て、新に就かんとするの一事のみなれば何は扱置き先づ
大贊成を表したりと雖も抑も一國の曆日を變するが如きは無上の大事件にして

之を斷行するには國民一般に其理由を知らしめて丁寧反覆新舊兩曆の相異なる由縁を説き双方得失の在る所を示して心の底より合點せしむこそ大切なれ歐羅巴の耶蘇教陽曆國にて露國の曆は他に異なること僅かに十二日なれども古來の慣行にて今日尙ほ之を改むるを得ず然るに日本に於ては陰陽曆を一時に變化して凡そ一箇月の劇變を斷行しながら政府の布告文を見れば簡單至極にして其詳なるを知るに由なし畢竟官邊に其注意なくして且つは筆執る人の乏しきが爲めなりと推察せざるを得ず左れば民間の私に之を説明して餘處ながら新政府の盛事を助けんものと思付き匆匆書綴りたるは改曆辨なり其起草は發令の月か翌十二月か日は忘れたり少々風邪に犯され床の上にて筆を執り朝より午後に至るまで凡そ六時間にて脱稿したり固より木葉同様の小冊子にて何の苦勞もなかりしが扱これを木版にして發賣を試みたるに何千何萬の際限あることなし三版も五版も同時に彫刻して製本を書林に渡さへすれば直に賣れ行く其有様は之を見て面白し一冊何錢とて高の知れたる定價なれども塵も積れば山と爲るの諺に洩れず發賣後二三箇月にして何かの序に改曆辨より生じたる純益の金高を調

べたるに七百圓餘に上りたることあり其時著者は獨り心に笑ひ此書を綴りたるは僅に六時間の勞なり六時間の報酬に七百圓とは實に驚き入る、學者の身に斯る利益を收領しても宜しかる可きやと恰も半信半疑に自から感じたるは舊藩士族根性の然らしむる所にして今尙ほ之を記憶す、二三箇月の後も賣捌は依然として止まず利益の全額は千圓も千五百圓も得たることならん畢竟余が今日に至るまで何に一つの商賣もせず、工業もせず、家富みて餘あるには非ざれども大勢の家族と共に心配なく生活して靜に老餘を樂しむは改曆辨のみならず他の著譯書より得たる利益の多かりしが故なり

又改曆辨の卷末に時計の圖を記して其見やうを示したり、つまりらぬ事ながら其次第を語らんに徳川の末年に世上一般漸く西洋風を催はし時の政府に在る貴顯の人々は何れも金の時計を懐中して價は二百兩も三百兩もしたることならんに其時計を見る法を解する者甚だ少なし貴顯兩座談話などの折節、座中の一人が「もう何時で御座らう貴殿の時計は如何で御座る」と云へば隣席の人が懐中より光り輝く時計を取出し之を見て「最早や、一時過ぎで御座る」と答ふるに此方も同じく自分

の時計を見て成るほど左様で御座るか[貴殿の長針は何時の處に居ます]との間に長針は大抵三時で御座ると答ふるは正に是れ一時過ぎ十五分前後のことなり凡そ是等の問答にして其實は時計の實用を知らず吾々貧書生は自分に時計こそ所持せざれども次ぎの間から其話を聞いて竊に捧腹に堪へず旗本の殿様が太福を取て大きな金時計を持って其時計の見やうが分らぬか寶の持腐りとは是れならんなど、冷評したるは毎度のことなりしが維新の後も世間には必ず同様の人物多からんと思ひ、くたくしくも時計の圖解を示したることなり亦以て當時の世態を想ひ見るに足る可し

帳合之法

余が著譯書中最も面倒にして最も筆を勞したるものは帳合之法なり舊幕府時代に一寸その原書を見たることあれども餘り心に留めず書中の二三枚を讀で何かに是れは金錢の請取書と認むる法式にてもあるかと思ひしのみにて其まゝに捨置きしが明治維新後に至りて横濱の一友人が新舶來の原書を携へ來り本書はブックキーピングとて金錢の受授取引會計の法を記したるものにして商家の必用缺く可らざるものなりと云ふ依て之を手に取り尙は二三日留置きて熟覽すれば如何

にも商賣用の書にして其帳面の仕組甚だ密なるが如し余が生來の境遇、日本流の大福帳さへ一見したることはなけれども今この原書を翻譯すれば大福帳の法に優ること萬々なりと深く自から信じ直に翻譯に着手して其原文を讀むは左まで困難ならざれども之を譯して商人の實用に供せんとするには先づ日本商家の實際に取引する模様を知り商家通用の言葉を知ること肝要なり都て士族書生には不案内の事のみにして當惑したること多し次に大困難は金高を記すに何百何十何圓何十何錢と日本流に書けば文字長く隨て帳面も多くなりて逆も實用に適せず然らば三二五七八と記して三百二十五圓七十八錢と讀ませんかと思へども古來絶えて例なきことなれば逆も通用六かしからん夫れよりも西洋の數字は僅に九字なれば之を日本人に覺せさせることとして豎の譯書に數字ばかりを横にして西洋の原字を用ひん期くすれば何萬何千何百何十の順序は左より右へ計へて日本の双露盤の桁と恰も同様なるゆゑ人の呑込みは易からん左りどて日本人に新に九字の西洋文字を用ひしむるは中々の困難なり如何して善からんと思案に備み幾回か系紙の版を彫刻して其體裁を試みたれども何分にも自から釋然とし

て安んずるを得ず一進一退不決斷の折柄、先年余が米國在留中特に惡意にしたる
 チャース ウォールコット プルックスと云ふ商人が維新後日本大使の爲め種々周旋した
 るその由縁を以て我國に渡來し府下木挽町の精養軒に止宿したることあり依て
 余は此人を尋問して話しの序に右數字の翻譯法を相談せしにプルックスも色々考
 へたりしが如何にしても新に西洋の數字を用ふるは穩かならず假令ひ古來の例
 なきにもせよ日本の數字を用ふるに若かずとの説にて乃ち其説に従ひ思ひ切て
 日本字を豎に書き百二十三圓四十五錢を一二三四五と記するが如き體裁に決定
 したり今日となりて見れば簿記學の翻譯も多く其法を事實に用ふる者も甚だ多
 くして數字を記すは商家の小僧も心得居ることなれども其初めに於ては之を譯
 すること最も易からず左れば二十年以來殆んど普通なる日本數字の用法も本
 を尋ねれば當時偶然渡來したる米國人プルックス氏の賜なりと知る可し
 人事の進歩は實に驚く可きものにして我國演說法の如きは即ち其一例なり今日
 の實際を見れば人が其心に思ふ所を口に述べて公衆に告るは尋常普通の事のみ
 ならず速記法さへ行はれて實用を達する程の世の中に演說などは百千年來の慣

習ならんと思ふ人もある可きなれども其演説は廿何年前の奇法にして當時これを實行せんとして様々に工風したる吾々の苦勞は自から容易ならず今その次第を語らんに明治六年春夏の頃と覺ゆ社友小泉信吉氏が英版原書の小冊子を携へて拙宅に來り扱云ふやう西洋諸國にて一切の人事にスピーチの必要なるは今更ら言ふに及ばず彼國に斯くまで必要なる事が日本に不必要なる道理はある可らず否な我國にも必要のみか此法なきが爲めに政治も學事も將た商工業も人が人に所思を通ずるの手段に乏しく之が爲めに双方誤解の不利は決して少なからず今この冊子はスピーチの大概を記したるものなり此新法を日本國中に知らせては如何どの話に余は其書を開き見るに成程日本には新奇なる書なり然らば兎に角に其大意を翻譯せんとて數日中に抄譯成りしものは即ち會議辨なり扱その翻譯に當り第一番に原語のスピーチに當る可き譯字を得ず此とき不圖思付きたるは余が舊藩中津にて藩士が藩廳に對して原届は尋常一樣のことなれども時としては銘々の一身上に付き又は公務上の情實に關し公然たる願に非ず又届にも非ずして書面を呈出することあるの例にして此書面を演舌書と云ふ他藩にも其例

あるや否や知らざれども兎に角に演舌の文字は中津にて儘に記憶するが故に夫れより社友と謀り舌の字は餘り俗なり同音の説の字に改めんとて演説の二字を得てスピーチの原語を譯したり今日は帝國議會を始めとして日本國中の塞村僻地に至る迄も演説は大切なる事にして知らざる者なきの有様なれども其演説の文字は豊前中津奥平藩の故事に倣ふて慶應義塾の譯字に用ひたるを起源として全國に蔓延したるものなり其他デペートは討論と譯し可決否決等の文字は甚だ容易なりしが原書中にセカンドの字を見て之を賛成と譯することを知らずして頗る窮したるは今に記憶する所なり夫れ是れ文字も畧定りて譯書は印刷に附し社友相共に此新事業を研究して竊に實地に試み或は拙宅の二階に集り又は社友の私宅に會席を設くる等熱心怠ることなく明治六年より翌七年の半に至ては聊か熟練したるが如し明治七年六月七日肥田昭作氏の宅にて余が演説したるは口に辯ずる通りに豫め書に綴り假りに活字印刷に附して之を其まゝ述べんことを試みたるものにして今日幸に其活版の遺るものあれば之を左に記す

明治七年六月七日集會の演説

福澤 諭 吉

この集會しよくわいも昨年せんとしから思立おもひだたたことでござりますが、どかく其規律きりぎもたゝすあまり益えきもないやうで、このあひだまでも其當日たちらには人は集あつると申すばかりのことでござりましたが、このたびはまたすこし趣おもむを替かへて、社中の宅へ願ねん々に席せきを設まける約束やくそくにしまして、則ち今日はこの肥田君の御宅おんたくに集あつたことで、ござりますせんたい、この集會しよくわいは初めから西洋風さいやうふうの演説えんせつを稽古けいこして見たいと云ふ趣意おもひであつた、ところが何分なにぶん日本の言葉ことばは、獨りて事を述のべるに不都合ふつごで演説えんせつの體裁ていさいが出来で来きず、これまでも當惑たうわくしたことでござりました、けれどもよく考かんへて見れば、日本の言葉ことばでも演説えんせつのできぬと申すは、ないわけ畢竟ひつじやう昔むかしから人のなれぬからのことでござりませう、なれぬと申してすておけば際限さいげんもないことで、何事なにも出来でる日はありません、いつたい學問がくもんの趣意しゆいはほんを讀よむばかりではなく、第一だいいちがはなし、次つぎにはものごとを見たりさいいたり、次には道理だうりを考かんへ、其次つぎに書かを讀よむと云ふくらゐのことでござりますから、いま日本で人の集あつたときは、自分おのれの思おもふことを明らかに大勢たいせいの人に向むかへて述のべることができぬと申しては、初めから學問がくもんのてだてを一つなくして居ゐる姿すがたで、人の耳目じもく鼻口びく五官ごくわんの内を一つ欠かけたやうなものではござりませぬか、御

同前に五官揃ふても人なみにないど平生患ひて居る處に、有る其一つのものをつかはずにむだにして置くとは、あまりかながへのないわけではござりませぬか
先づ爰に物事があるとして、其ものがいよく、大切だと云ふことを知るには、其ものが有て便利、なくて不便利と云ふ其便利と不便利の箇條をかぞへ上ぐればよくわかります、いま演説の法があるとないに付て其便利と不便利をかぞへて見ませう

第一 原書を讀でも翻譯の出來ぬ。人があり、またできてもひまのないものもござります。假令ひ其ひまがあるにもせよ、生涯の内は何ほどの翻譯ができません、そこに今演説の道が開けましたら、學問の弘まることはこれまでより十倍もはやくなりませう

第二 世の中に原書が讀めて、翻譯のできぬと云ふ人は、唯むづかしい漢文のやうな譯文かできぬと云ふまでのことで、原文の意味はよく分つて居ることだから、其意味を口で云ふ通りに書くことは誰れにもできませう、して見ればこの後は世の中、の原書よみは其まゝ翻譯者になられる、そこで世間に翻譯書はふえて、其書は讀

み易く、何は世の便利かしれません。翻譯書のをかしいと云ふのは、漢文のやうな文章の中にはなしのことばがまじるからこそをかしけれ、これをまるではなしの文にすればすこしもをかしいわけはありませぬ。都て世の中のことばは何でもなれで、どうでもなりました。御同前に勇氣を振て人のさきがけをしやうではないか、すこしなまいきなやうだけれども、世間にこわいものはないと思ふて、我輩から手本を見せるがようござります。

第三 いま日本の誰に逢ふても寒暑のあいさつでも、はじめからしまいまであきらかにまんどくに述べてしまふ人はござりませぬ。ことに朋友の送別、祝儀、不祝儀、何事によらず大勢の人に、向て改まつて口上を述べることは絶てできず、唯酒でも飲で騒わがしくすれば、それで御祝儀など、云ふのも、あまり不都合なわけではござりませぬか。

第四 演説は我輩のやうな學者ばかりのする事ではござりませぬ。婦人にも小供にも其心得がなくはかないませぬ。其證據には一寸よその家に行て、其内の下女に口上を取次がせてもらんなさい、いつでもまぢがはぬことなし、畢竟この下女な

は口上こうじやうを開たこともなく、のべたこともないからでござりませう

第五 演説えんせつの法はふがないものだから、世間せけんには意見書いけんじゆとか何とか云ふものを書かてやりとりすることがござりますが、これは啞子おしが筆談ひつだんをするやうなもので、其書かたものを見て其心もちをくみとり口と耳との縁えんはなく、筆と目の取次とつぎで、應對おうたいをする趣向しゆかうでござります、それゆゑ議院ぎいんなどの席せきで一度書かたものを出だしてこれを讀よ上げた跡あとでは、もはや議論ぎろんは出來きず、議論ぎろんがあれば内へかへつて筆ふでをとらねばならぬことでござりませう、こんなことで、とても民選議院みんせんぎいんも官選議院くわんせんぎいんも出來きますまい、また學問がくもんのなかまも追々おひつくふえて盛さかんに集會しやくわいを開くこともありませう、其時には筆談ひつだんの集會しやくわいでなくて、口上の集會しやくわいにして、其口上こうじやうを紙かみに寫うつして本ほんにするやうにしたいものでござります

此外このほかにも便利べんり不便利ふべんりのケ條じょうは澤山たごんあるけれども、今日は先づこれを略りやくして、いよく演説えんせつが大切たいせつなど云ふがわかれば、此上この上は銘々めいめいの見込みこをのべなり、又は原書げんじゆをしらべたりして、規則きそくを定めませう(演說終)

右の如く内々の準備じゆんびは次第しだいに整ととのひ社友しゃゆうも次第しだいに事に慣なるゝに付き此新法しんぽうを日本

國中に弘めんとは吾々本來の冀望にして去年以來藝外の親友には事の次第を語り兎も角もして其同意を求めんとすれども何分にも新奇のことにして應ずる者少なし其時明六社とて笑作秋萍津田真道西周助加藤弘之杉亨二森有禮等の諸氏と折々會合することありしかせも演説の一事に付ては何れも半信半疑にて之を共にせんと云ふ者なし就中森有禮氏の如きは年は少かけれども異論を唱へ西洋流のスピーチは西洋語に非ざれば叶はず日本語は唯談話應對に適するのみ公衆に向て思ふ所を述べ可き性質の語に非ず云々なを反對するゆゑ余は之を反駁し一國の國民が其國の言葉をして自由自在に談話しながら公衆に向て語ることが出来ぬとは些少の理由なきのみならず現に我國にも古來今に至るまで立派にスピーチの慣行あり君は生來寺の坊主の説法を聴聞したることなきや説法を聞かずとならば寄席の軍談講釋にても滑稽落語にても苦しからず都て是れ一人の人が大勢の人を相手にして我が思ふ所を述べるの法なれば取りも直さずスピーチなり講釋師語落家はスピーチが出来て吾々學者には出来ぬと云ふか譯けの分らぬ説なり云々と反覆議論すれども中々屈服の色なし其後或日本挽町の精養軒に明

六社員十名ばかりの集會を催はして同日も亦スピーチの話しど爲りしかども相
 料らず賛成者に乏し依て余は一策を按じて何氣なき風に發言し今日は諸君に少
 しお話し申すことがあるが聞て呉れないかと云ふに、何れも夫れは面白い聞かう
 と云ふ、然らば諸君は此ターブルの兩側に并らんで呉れ給へ、僕は爰で饒舌るから
 どてターブルの一端に立ち、頃は丁度臺灣征討の時にて何か其事に付き議論らし
 きことをべら／＼饒舌り續に卅分か一時間ばかり退屈させぬやうに辯じ終りて
 椅子に就き、扱今の僕の説は諸君に聞き取りが出来たか如何にと問へば皆々能く
 分つたと云ふにぞ、ソツヤ見たことか日本語で演説が叶はぬとは無稽の妄信に非
 ざれば臆病者の遁辭なり、今僕の辯じたるは日本語にして僕一人の辯じたる所の
 言葉が諸君の耳に入て意味が分れば即演説に非ずして何ぞや以後演説の誹難無
 用なりとて此日は先づ演説首唱者の勝利に歸して相分れたり夫れより塾に歸り
 いよ／＼此新法を弘めんとするには特に演説の會堂を作ること必要なりと決し
 て直に新築に着手したり、此時余が手元には著譯書を發賣して聊か貯蓄もあり新
 築の圖案は偶々在米國富田鐵之助氏より寄贈せられたる諸種會堂の圖本を本に

して之を取捨し凡そ二千何百圓を費して勿々竣工したるものは慶應義塾の演説館にして創立以來今日に至るまで學術演説の斷絶したることなし斯くて吾々の苦心したる演説の奨励は効を奏すること最も速にして間もなく世間一般の流行を成し義塾の演説館に次で凡そ二箇年後に文部省にても神田橋外に講義室なるものを新築して演説等の用に供したり左れば慶應義塾の演説館は其規模こそ小なれ日本開闢以來最第一着の建築國民の記憶に存す可きものにして幸に無事に保存することを得ば後五百年一種の古跡として見物する人もある可し

従前の著譯は専ら西洋新事物の輸入と共に我國舊弊習の排斥を目的にして云はれ文明一節づゝの切實に異ならず加之明治七八年の頃に至りては世態漸く定まりて人の思案も漸く熟する時なれば此時に當り西洋文明の概略を記して世人に示し就中儒教流の故老に訴へて其贊成を得ることゝもあらんには最妙なりと思ひ之を敵にせずして今は却て之を味方にせんどの腹案を以て著したるは文明論の概略六卷なり讀者は何れ五十歳以上視力も漸く衰へ且つ其少年時代より粗大なる版本に慣れたる眼なればとて文明論の版本は特に文字を大にして古本の太平

記同様の體裁に印刷せしめたり本書の發行も頗る廣くして何萬部の大數に達したりしが果して著者の思ふ通りに故老學者の熟讀通覽を得たるや否や知る可らざれども發行後意外の老先生より手書到來して好評を得たること多し有名なる故西郷翁なども通讀したること、見ぬ少年子弟に此著書は讀むが宜しと語りしことありと云ふ

民間經濟錄

明治六年の頃帳合之法を發行して書物は賣れたれども扱この帳合之法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し聊か落膽せざるを得ず其實用に適せざるは尙ほ忍ぶべしとするも遇々當時新進の商人又は會社などにて西洋風を氣取り萬般の施設を新奇にして帳簿は無論彼國の流儀に限るなど、て新法を採用したる者の中には商運非にして往々失敗したる連中も少なからず其原因は必ずしも帳合法の罪に非ざる可けれども著者の身に於ては陰ながら赤面せざるを得ず依て竊に按ずるに商工社會の人が其營業を西洋風にせんとならば先づ西洋の經濟主義を知ること肝要なり其根本大體の主義を知らずして單に帳簿の風を改革するが如き事の順序に非ず左れば今日西洋經濟の大概を廣く民間の子弟

に教へて其成長を待つこそ無難の策にして帳合法も始めて實際の用を爲す可しと思ひ恰も學校讀本の體裁に綴りたるものは民間經濟録なり此書も時の需要に適したること、見ゆ發賣頗る盛なりしが爰に序ながら記すべき事こそあれ明治十四五年の頃なり政府が教育に儒教主義とて不思議なることを唱へ出し文部省にては學校讀本の檢定と稱して世上一般の著譯書等を集め省の役人が集會して其書の可否を議定し又は時候後れの老儒者と呼ば集めて讀本の編纂を囑託するなほ恰も文明世界に古流回復の狂言を演ずる其最中に福澤の著譯書は學校の讀本として有害無益なりと認められ唯の一部も檢定に及第せざりしこそ可笑しけれ即ち此民間經濟録も落第中の一にして此方は固より文部省に採用を依頼する等の卑劣手段は思ひも寄らず遠方より省中の事情を傳聞しながら唯竊かに冷笑する中に經濟録は既に已に五萬部も八萬部も世上に流布したるのみならず爾後十餘年を経て明治二十五年に至り最早や前年の版木もなく製本のなき折柄、府下の豪商故堀越角次郎氏が自家商法の實際に徴し少年輩に此書を讀ますれば自ら利益あるを信じて再版の事を企て私費を投じて二千五百部を活字に印刷せし

り之を知己朋友の間に分ち又堀越家の郷里なる群馬縣吉井近傍の學校等に寄附
 したることあり前年文部省に於て政府の意を迎へ彼の讀本檢定に力を入れたる
 俗輩も是等の事情を見聞して定めて失望せしことならん是れは單に些末事にし
 て論ずるにも足らざることなれども兎に角に明治十四五年の政變に政府が何か
 狼狽して古風復活の眞似したるが爲めに國中の少年子弟は恰も之に欺かれ眞面
 目に文明主義を排斥して漢學に入門したる者多く其時の子弟が昨今成生して大
 人となり種々様々の言論を放て世教を害するのみならず文明政府の運動を妨げ
 て當局者を困却せしむるこそ氣の毒なる次第なれ是れぞ所謂身から出たる錆な
 るべし

分權論 民權論 國權論 時事小言の如きは官民調和の必要を根本にして間接直接に
 綴りたるものなり明治政府の發論は攘夷論にして大事成るに及んで開國主義に
 變化し俗に云ふ惡に強きは善にも強しの諺に洩れず昨日までの殺人暴客は今日
 の文明士人となり政雲に飛翔して活潑磊落言ふとして實行せざるはなく實行し
 て効を奏せざるはなし傍觀の吾々に於ても拍手快と稱す况して當局の本人に於

分權論以下

ては愉快極まり得意極まることならんなれども文明開化は政府の専有に非ず國民も又共に進歩して其知識の程度時としては政府の右に出るものなきに非ず且つ政府は治安維持の大任を負担するが爲めに自から活動不如意の歎あるに反して人民の責任は政府に比して左まで重からず酷に評すれば國家全體の治安に關して直接に無責任とも云ふ可き境遇に居り其責任の輕き割合に言論は却て公平正直にして假令一個人一時の放言にても人の耳に入り易く自から政府に對して反對の意を生ずる其一方に政府の役人等は王政維新の功勞を頼みにして世間の議論を侮り萬一の時には力を以て壓倒するも易しなぞ、兎角人民を疎外して之を容るゝの色なし即ち民權官權の相分るゝ所以にして双方共に一得一失何れを是とし何れを非とす可きに非ざれども左りどて此まゝに捨置くときは國家の不利これより大なるはなしと獨り心に感じたるは凡そ明治十年以來のことにして之を醫するの法は唯官民を調和せしむるの外に手段なきを信じて或は地方分權の要を説き或は民權の眞面目を論じ又或は國權の大切なるを論じて官民の目的を外に向はしめんとし是等の爲めには國會の開設も妙ならんなど論じたる其全

面の要領を概すれば政府は容易に破壊すべからず人民は容易に侮る可らずとの意を直接間接に示したることなれども政府の人は兎角目前の急に迫られて遠き利害を謀るの遠なく又その役人の中には不似合に無學無識なる人物も多く文明進歩の大勢を知らずして要もなき事に壓制を試みんとすれば人民は恰も西洋民權論の耳學門を卒業して只管これに反對し官民調和は扱置き双方の間いよゝゝ離隔したるこそ氣の毒なれ夫れより明治十五年に至り社友壯年輩が新聞紙發行の事を企て余も之に關係して毎度筆を執り政論に關しては其要常に調和を主張するのみ抑も余が此調和論の一念は明治十五年始めて發起したるに非ず又十年にも非ず現に明治七八年の頃かど覺ゆ故大久保内務卿と今の伊藤博文氏と余と三人何れかに會合したるとき談話政治の事に及び其時余の説に政府は固く政權を執り時としては壓制の譏も恐るゝに足らずと度胸を極めながら一方に民間の物論は決して侮るべからず云々と話したることあり又其以前明治の初年麻布鳥井坂か長坂邊に住居の鮫島尙信氏より招待に預り推參したれば大久保内務卿と相客にて主客三人食後の話しに大久保氏の云ふに天下流行の民權論も宜し左れ

ども人民が政府に向て權利を争へば又之に伴ふ義務もなかる可らず云々と述べしは暗に余を目して民権論者の首魁と認めたるものゝ如し依て余は之に答へ權利義務の高説よく了解せり抑も自分が民権云々を論ずるは政府の政權を妨ぐるに非ず元來國民の權利には政權と人權と二様の別あり自分は生れ付き政事に不案内なれば政府は政府にて宜しきやう處理せらる可し唯人權の一段に至りては決して假す可らず政府の官吏輩が馬鹿に威張りて平民を輕蔑し封建時代の武家が百姓町人を視るが如くにして人生至重の名譽を害するのみならず其實利益をも犯さんとするが如き萬々之に甘んずるを得ず左れば自分の争ふ所は唯人權の一方のみなれども今後歲月を経るに従ひ世に政權論も持上りて遂には蜂の巢を突き毀したるが如き有様になるやも計られず其時こそ御覽あれ福澤は決して其蜂の仲間に入つて飛揚を共にせざるのみか今日君が民権家と鑑定を附けられたる福澤が却て着實なる人物となりて君等の爲めに却て頼母しく思はるゝ場合もある可し幾重にも安心あれど恰も約束したることあり是は一場の茶話にして今更ら其話しを思ひ出して心事を左右するに非ざれども政府の虛威を廢して官吏

の體度を改むると共に國務の爲政權を當局者に一任して自由自在に運動せしめ人民も亦深く文明の教育に志して政治思想を養ひ政府と相對して讓る所なく共に國事を分擔して國運萬歳ならんことを祈るのみ

右全集緒言終りて尙ほ念の爲めに一言あり著譯書中の二三其舊版に他人の姓名を記し又は諭吉立案何某筆記など巻首に掲げたるは當時様々の事情に任せて他名を用ひたることなれども今回は改めて實名諭吉の文字を現はしたり讀者之を諒せよ

明治三十年九月十日

福澤全集緒言終

萬延庚申發兌

華英通語

凡例

庚申之春余從某君航海至桑方西斯哥港適得清人子卿所著華英通語一篇于在港清商仲夏歸甌之後乃欲上梓以公諸同志焉蓋子卿之舉素在由外客之言語支離應接難通而者焉耳頃年我

皇國亦然開港已來蕃舶輻輳日加一日有司商賈事管貿易者咸有通譯之急而刊行諸書能爲其楷梯者或鮮矣今也適得此篇之宜譯焉以答國家之急務而余學英語日猶淺矣素非其任也如子卿則不然已抱命世之才而親炙英人之塾千嗟萬切是譯之務是以其著書音之與義雅正而着實莫毫可間然矣但其所譯皆用其國字

故學者自非諸支那音者則縱令解其義弗能識其音也
况賈豎牙儉之輩乎此乃余所以甘淺陋而譯之也世之
君子苟不問其和譯之好否直就其原譯以探索其音義
則其弗爲子卿者殆希矣

語中無和譯者或有 本邦全無名物者或雖適有類似
者以穩當未詳故不妄下譯

義譯主存英語之意故間有與原譯齟齬者然漢譯亦未
可保必無誤謬也看官勿慢罪和譯之杜撰

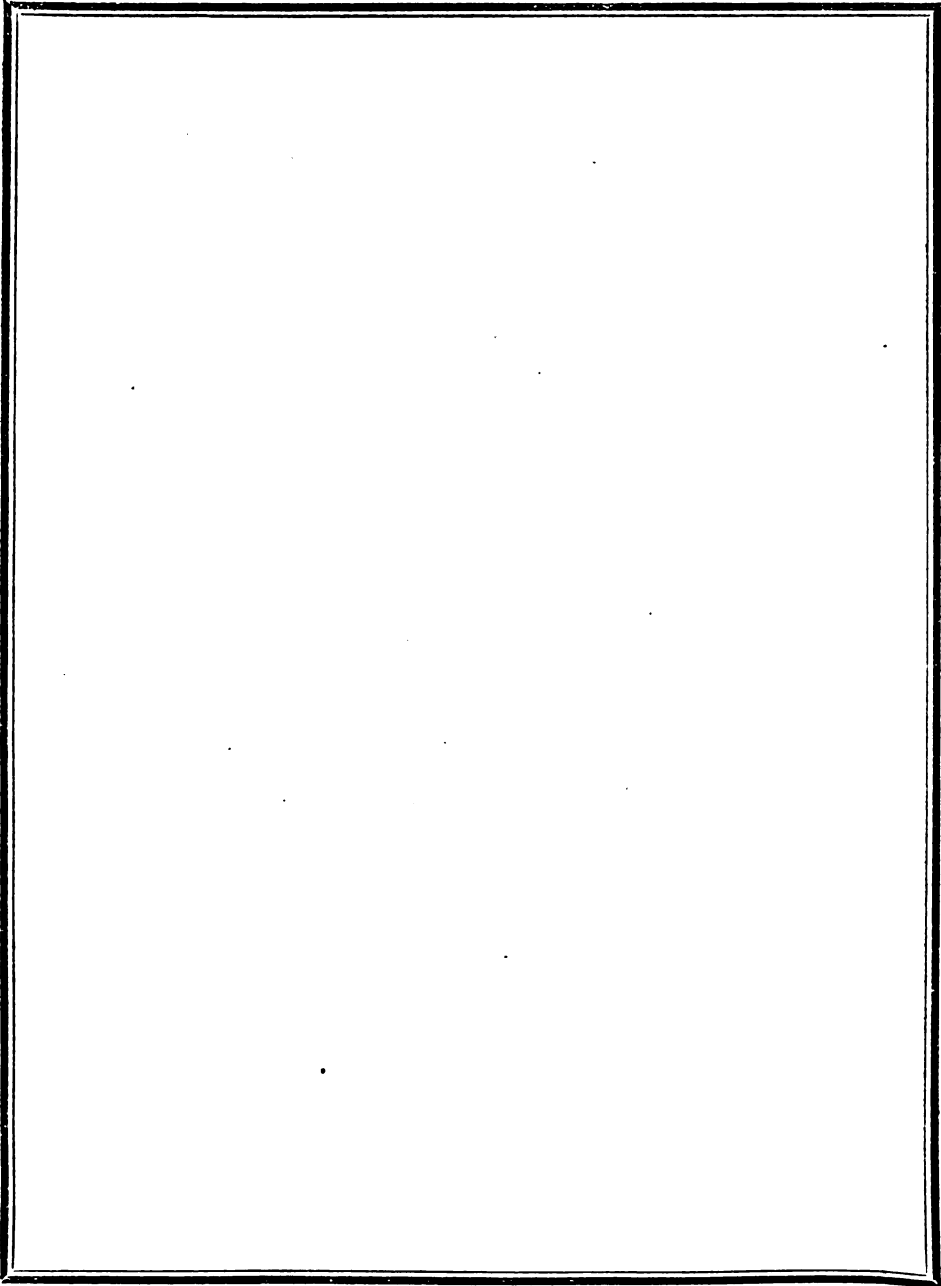
義譯之語不厭鄙俚勉用俗語且以國字書之者則非啻
爲傭人不知丁字者亦欲爲外客學我土音者之一助耳
音譯國字內有小字者要急口低音口內讀之

ウ ヲ 附濁点者ブバ與ウ ヲ之間音也

ヌ字要急音與上字合讀之稍近於ン音而自有別

萬延元年庚申仲秋

福澤 範
子圍誌



蓋聞言之無文不可以行遠也惟言語不
相通此亦然我

朝桑遠有道外國商旅梯航而來者絡繹輻
輳第土音各區於方隅故意氣每難干投
契古者重譯有官職是故也吾友 子卿
從學於英人書塾者歷有年所凡英邦文
字久深切究恒慮華言英語不異北轍南
轅爰將日用應酬事欸別類分門輯成一
帙名曰華英通語以公同好庶幾閱是書

者開卷燎然既熟究卷中之聲韻復推類
以盡其餘將見應答如流絕無齟齬之苦
言談相人幾忘兩地之人誠堪爲習語者
之津梁也夫

肯

咸豐乙卯蒲節後二日何紫庭序

目錄如左

天文類	地理類	人倫類	職分類	國寶類	五金類	玉石類	數目類	時節類	刑法類
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

紬緞類	布疋類	首飾類	顏色類	瓜菜類	藥材類	疾病類	茶葉類	通商類	食物類
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

酒名類	飛禽類	走獸類	魚蝦類	器用類	房屋類	百工類	菓子類	身體類	草木類
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

各埠類	船隻類	炮製類	寫字 房什物類	粧扮類	工器類	房內 物類	單字類	二字類	三字類
-----	-----	-----	------------	-----	-----	----------	-----	-----	-----

四字類	五字類	六字類	七字類	長句類	單式類
-----	-----	-----	-----	-----	-----

一凡所傳之英語因我漢書或無此音故間有未能畢肖者然有英字之可考亦不難於所悟蓋神而明之存乎其入耳

一凡漢字內有小字務於牙舌唇齒喉五音辨別清楚方與英語相肖不然是差之毫釐而謬之千里矣

一凡漢字內有倪字者須以華人正音調之

一凡相問之語必用此了字煞尾

一凡用漢字註脚內有兩小字相連須要急口合讀之此一定不易之法也學者其究心焉

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
a	i	u	e	o	ka	ki	ku	ke
亞	啞	施	呢	衣	鴨	之	亞	埃

サ	シ	ス	セ	ソ	カ	キ	ク	ケ
sa	shi	su	se	so	ka	ki	ku	ke
這	吻	啞	呢	烟	阿	卑	嘴	亞

タ	チ	ツ	テ	ト	カ	キ	ク	ケ
ta	chi	tsu	te	to	ka	ki	ku	ke
啞	時	天	噫	粒	察	益	時	歪

A B C D E F G

H I J K L M N

O P Q R S T U

V W X Y Z

カキケケニ
Celestial
施啞

カキケケニ
sphere.
時啡

天
球

類 文 天

カ
Sun.
申

日

カ
Heaven.
嗒填

天

クラウド Cloud. 仰萎	雲 <small>クモ</small>	ムーン Moon. 們	月 <small>ツキ</small>
レイン Rain. 俄連合	雨 <small>アメ</small>	ヴェヌス Venus. 伝拿時	金 <small>キン</small> 星 <small>セイ</small>
レインボー Rainbow. 俄連合 摩	虹 <small>ニジ</small>	ユピター Jupiter. 租必附	木 <small>キ</small> 星 <small>セイ</small>
サンダー Thunder. 吞拿	雷 <small>カミナリ</small>	マルクス Mercury. 孖孖 <small>俄不</small> 合	水 <small>スイ</small> 星 <small>セイ</small>
ライトニング Lightning. 禮寧	電 <small>イナヒカリ</small>	マーズ Mars. 孖時	火 <small>カ</small> 星 <small>セイ</small>
エア Air. 亞	氣 <small>キ</small>	サターン Saturn. 刹頓	土 <small>ド</small> 星 <small>セイ</small>
ウェザー Weather. 噫叻	天 <small>テン</small> 氣 <small>キ</small>	プラネット Planet. 罷蘭 孖	行 <small>カウ</small> 星 <small>セイ</small>
ドロ Dew. 呢要合	露 <small>ツユ</small>	ウィンド Wind. 伝	風 <small>カゼ</small>

<p>★ ★ ★ Star. 時昀</p>	<p>星^ホ 宿^シ</p>	<p>ハホシ Fog. 霧</p>	<p>霧^キ</p>
<p>アキラ Light. 禮烟地</p>	<p>光^{アカリ}</p>	<p>ミヅ Mist. 味時地</p>	<p>霞^{カスミ}</p>
<p>ハシラトクニホノクニイノク Eclipsed of the moon. 衣劫獵舌 珂父 呢 們</p>	<p>月^{ツキ} 虧^{シヨク}</p>	<p>ホシノクニ Hoarfrost. 呵丁文^兒合^夏時</p>	<p>霜^{シロ}</p>
<p>類 理 地</p>		<p>スノー Snow. 時娜</p>	<p>雪^{ユキ}</p>
<p>アース Earth. 亞士</p>	<p>地^チ</p>	<p>ハイル Hail. 唏侏</p>	<p>雹^{アライ}</p>
<p>ターレストル Terrestrial sphere. 昀呢時地兀亞 時啡</p>	<p>地^チ 球^{キウ}</p>	<p>アイス Ice. 埃時</p>	<p>冰^{コナリ}</p>
<p>チャート Chart. 札地</p>	<p>海^{ウミ} 面^ヅ 圖^ズ</p>	<p>スleet Sleet. 時列</p>	<p>霰^{シニ}</p>
<p>コンチネンツ Continent. 干顛啤</p>	<p>大^{ダイ} 洲^{シユウ}</p>	<p>ハロ Halo of the sun. 蝦罗 珂父 呢 申</p>	<p>日^ヒ 暈^{カウ}</p>

<p>大西洋 The Atlantic. 呢 壓蘭的</p>	<p>大 西 洋</p>	<p>島 Island. 埃噶</p>	<p>海 島</p>
<p>太平洋 The Pacific. 呢 巴施噶</p>	<p>太 平 洋</p>	<p>邊 Peninsula. 边咩些拉</p>	<p>土 股</p>
<p>印度洋 The Indian. 呢 烟呢想</p>	<p>印 度 洋</p>	<p>衣 Isthmuse. 衣時嗎時</p>	<p>土 腰</p>
<p>北極冰洋 The Arctic &. 呢 亞的</p>	<p>北 冰 洋</p>	<p>角 Cape. 噶</p>	<p>土 角</p>
<p>南極冰洋 The Antarctic. 呢 噶明的</p>	<p>南 冰 洋</p>	<p>歌 Coast. 歌時地</p>	<p>海 濱</p>
<p>海施 Sea. 施</p>	<p>海</p>	<p>嶽 Mountain. 嶽喚顛</p>	<p>山 嶽</p>
<p>海股 Gulf. 呀侏乎</p>	<p>海 股</p>	<p>平 Plain. 囉噠</p>	<p>平 原</p>
<p>海灣 Bay. 咩</p>	<p>海 灣</p>	<p>啊 Ocean. &c. 啊臣 等類</p>	<p>洋</p>

<p>De-ert place. 呢利 噍兀時</p>	<p>野^レ 地^チ</p>	<p>Strait. 時峯列</p>	<p>海^キ 腰^ト</p>
<p>Paddy land. セ呢 嚙</p>	<p>水^ミ 田^ヅ 地^ダ</p>	<p>Lake. 叻忌</p>	<p>湖^{ミヅ} ^{ウミ}</p>
<p>City. 施叻</p>	<p>トク^クライ^イ. 城^{シヨ} ^{ウカ}</p>	<p>River. 兒^ニ花^カ 合</p>	<p>河^カ ^ウ</p>
<p>Town. 兜喚</p>	<p>トク^クライ^イ. 邑^{シヤ} ^{ウカ}</p>	<p>Hill. 希侏</p>	<p>崗^カ ^カ</p>
<p>District. 呢時的叻</p>	<p>郡^コ ^{ホリ}</p>	<p>Hill country. 希侏 斤地兀</p>	<p>山^タ 地^チ</p>
<p>Village. 威叻</p>	<p>村^{ムラ}</p>	<p>Flat country. 父^ニ斤地兀</p>	<p>平^ラ 地^チ</p>
<p>Capital. 急必叻</p>	<p>都^ミ ^コ</p>	<p>Barren land. 孖^ニ嚙^カ 嚙</p>	<p>荒^サ 地^チ</p>
<p>County. 鳩喚</p>	<p>府^シ ^{ハイ} ^{シヨ}</p>	<p>Rich land. 兒^ニ列^カ 合 嚙</p>	<p>肥^コ 地^チ</p>

<p>フナクホク Fountain. 噴泉類</p>	<p>イ ツ ム シ ノ イ 泉</p>	<p>クニ Country. 斤地兀</p>	<p>村 郷</p>
<p>類 分 職</p>		<p>ロード Road or way. 兒博合 咄 噓</p>	<p>衢</p>
<p>カトリシ Official Tittles 珂啡施了僂低囉僂時</p>	<p>職 分 名 目 職 分 名 目</p>	<p>ハイ High way. 囉 噓</p>	<p>官 路</p>
<p>ドゥーク Duke. 忸</p>	<p>公 公</p>	<p>ボヤージュ Voyage. 噓爺噶</p>	<p>水 路</p>
<p>マルキス Marquis. 孖規時</p>	<p>侯 侯</p>	<p>ロード Road by land. 兒博合 咪 噓</p>	<p>陸 路</p>
<p>カント Count. 鳩喚</p>	<p>伯 伯</p>	<p>タイ Tide. 低咽</p>	<p>潮 沙</p>
<p>アール Earl. 亞僂</p>	<p>子 子</p>	<p>スラック Slack water. 時嘯 噓噶</p>	<p>水 慢</p>
<p>バルン Baron. 兒安合</p>	<p>男 男</p>	<p>ショール Shoal water. 梳僂 噓噶</p>	<p>水 淺</p>

<p>大助士丹 Great assistant. 呀兒帶合 了施士丹</p>	<p>冢 相</p>	<p>皇帝 Emperor. 嘸吧兒拉合</p>	<p>皇 帝</p>
<p>文列尼 Chief of the literati. 噠父 珂父 尼 列 喇 列 喇</p>	<p>狀 元</p>	<p>王 King. 京</p>	<p>候 王</p>
<p>督 Governor. 呀吩哪</p>	<p>制 臺</p>	<p>后 Queen. 姑兒合</p>	<p>皇 后</p>
<p>司 Treasurer. 噠 芝 蘇 兒 拉 合</p>	<p>布 政 司</p>	<p>子 Prince. 噠 兒 達 回 合</p>	<p>太 子</p>
<p>衛 Protector. 噠 兒 兒 的 喇 合</p>	<p>鎮 臺</p>	<p>主 Princess. 噠 兒 達 些 時 合</p>	<p>公 主</p>
<p>主 Chief examiner. 噠 父 益 三 兒 那 合</p>	<p>主 考</p>	<p>臣 Courtier. 噠 喇 了</p>	<p>侍 朝 臣</p>
<p>治 Judge. 噠 治</p>	<p>按 察 司</p>	<p>衛 Imperial guard. 噠 吧 兒 兒 了 噠 合</p>	<p>護 衛</p>
<p>提督 Admiral. 噠 兒 兒 拉 合 悅</p>	<p>水 司 提 督</p>	<p>宰 Prime minister. 噠 兒 兒 噠 兒 尼 時 喇 合</p>	<p>冢 宰</p>

<p>Director. 扼叻喇</p>	<p>主 事</p>	<p>Traitor. 噍結喇</p>	<p>奸 臣</p>
<p>Major-general. 嗎地 毡那拉</p>	<p>提 督</p>	<p>Commissioner. 咁美荷那</p>	<p>欽 差</p>
<p>Officer. 珂啡沙</p>	<p>官 府</p>	<p>Colonel. 哥倫尼悅</p>	<p>副 將</p>
<p>Civil officer. 施噉儂 珂啡沙</p>	<p>文 官</p>	<p>Colonel of a regiment. 哥倫尼悅 珂父亞 丕兼晚</p>	<p>協 臺</p>
<p>Military officer. 美芝喇瓦 珂啡沙</p>	<p>武 官</p>	<p>Chancellor of slate. 噉施拉 珂父士</p>	<p>學 士</p>
<p>Localmagistrate. 洛加儂仔之士噉列</p>	<p>郡 官</p>	<p>Chancellor. 噉施拉</p>	<p>翰 林</p>
<p>Captain. 急頓</p>	<p>守 備</p>	<p>President. 噉呢舌噴</p>	<p>監 督</p>
<p>Naval officer. 尼威儂 珂啡沙</p>	<p>水 師 官</p>	<p>Prefect. 噉呢噉</p>	<p>知 縣</p>

<p>スニキ一ト Soldier. 梳菴</p>	<p>兵 卒</p>	<p>ヤクキヤフ一ツ Interpreter. 炬咄啤咧咄</p>	<p>師 爺</p>
<p>カキキフ一 General. 毡哪兒拉合</p>	<p>將 軍</p>	<p>カキキフ一 Consul. 干梳倪</p>	<p>領 事 官</p>
<p>類 倫 人</p>		<p>ヤクキト一 Centurion. 植菴乞想</p>	<p>把 總</p>
<p>ク一 Parents. 巴噠時</p>	<p>父 母</p>	<p>ロ一 Lawyer. 咬咆</p>	<p>狀 師</p>
<p>ハ一 Father. 花叻</p>	<p>父</p>	<p>カ Clerk. 加喇</p>	<p>書 辨</p>
<p>マ一 Mother. 呀叻</p>	<p>母</p>	<p>カ Great person. 呀兒列合 吧臣</p>	<p>大 夫</p>
<p>ハ一 Brothers. 嘛啦叻時</p>	<p>兄 弟</p>	<p>カ Assistant. 了施時丹</p>	<p>佐 堂</p>
<p>ハ一 Brethren. 嘛兒曉士兒連合</p>	<p>同 會 兄 弟</p>	<p>カ Police rnrer. 坡乞時 兒曉合 哈</p>	<p>差 役</p>

<p>ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Grandmother. 呀儂蘭仔呀</p>	<p>祖^{ㄉㄨㄥˊ} 母^{ㄇㄨˊ}</p>	<p>ㄏㄨㄤˊ ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Elder brother &. 亞儂拿 嘛啦呀</p>	<p>兄^{ㄒㄩㄥ} 女^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Sisters. 施時呀時</p>	<p>姉^{ㄉㄨㄥˊ} 妹^{ㄇㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄩㄥˊ ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Younger brother. 映呀 嘛啦呀</p>	<p>弟^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄏㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Nephew. 尼^{ㄋㄨㄥˊ}非^{ㄈㄨㄥˊ}天^{ㄊㄨㄥˊ}合^{ㄏㄨㄥˊ}</p>	<p>姪^{ㄉㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Children. 之^{ㄉㄨㄥˊ}儂^{ㄋㄨㄥˊ}拿^{ㄋㄨㄥˊ}儂^{ㄋㄨㄥˊ}連^{ㄌㄨㄥˊ}</p>	<p>子^{ㄉㄨㄥˊ} 女^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄋㄨㄥˊ Niece. 坭時</p>	<p>姪^{ㄉㄨㄥˊ} 女^{ㄉㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄉㄨㄥˊ Male. 咩儂</p>	<p>男^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ ㄉㄨㄥˊ Grandchild. 呀^{ㄉㄨㄥˊ}兒^{ㄋㄨㄥˊ}蘭^{ㄌㄨㄥˊ}儂^{ㄋㄨㄥˊ}</p>	<p>孫^{ㄉㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄉㄨㄥˊ Female. 啡^{ㄉㄨㄥˊ}咩^{ㄋㄨㄥˊ}儂^{ㄋㄨㄥˊ}</p>	<p>女^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄏㄨㄥˊ Husband. 虾時^{ㄒㄩㄥ}咬^{ㄚㄠ}</p>	<p>丈^{ㄉㄨㄥˊ} 夫^{ㄉㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄉㄨㄥˊ Son. 新</p>	<p>子^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄉㄨㄥˊ Wife. 威^{ㄉㄨㄥˊ}父^{ㄈㄨㄥˊ}</p>	<p>妻^{ㄉㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄉㄨㄥˊ Daughter. 那^{ㄋㄨㄥˊ}呀^{ㄚㄠ}</p>	<p>女^{ㄉㄨㄥˊ}</p>
<p>ㄉㄨㄥˊ Son in law. 申^{ㄕㄨㄥ}相^{ㄒㄩㄥ}咬^{ㄚㄠ}</p>	<p>女^{ㄉㄨㄥˊ} 婿^{ㄉㄨㄥˊ}</p>	<p>ㄉㄨㄥˊ Grandfather. 呀^{ㄉㄨㄥˊ}儂^{ㄋㄨㄥˊ}蘭^{ㄌㄨㄥˊ}花^{ㄏㄨㄥˊ}呀^{ㄚㄠ}</p>	<p>祖^{ㄉㄨㄥˊ} 父^{ㄈㄨㄥˊ}</p>

<p>ハシカシハクシニシカシカ Physician, doctor. 非施臣又曰醫附</p>	<p>醫 シ 先 ヤ</p>	<p>マシカシカシカシカシカ Maternal uncle. 仔附拿鹿蔦囑</p>	<p>舅 父</p>
<p>カシカシカシカ Watchman. 屹喇樹</p>	<p>看 更 佬</p>	<p>カシカシカシカ Widower. 威撥亞</p>	<p>練 夫</p>
<p>カシカシカ Thief. 屹父</p>	<p>賊 子</p>	<p>カシカシカ Widow. 威撥</p>	<p>寡 婦</p>
<p>カシカシカ Robber. 鹿笠仔 合</p>	<p>小 手</p>	<p>カシカシカ Friend. 父兒連 合</p>	<p>朋 友</p>
<p>カシカシカ pirate. 賊 合</p>	<p>海 賊</p>	<p>カシカシカシカシカ Commercial agent. 仔仔些鹿 亞也</p>	<p>大 班</p>
<p>カシカシカシカ Policeman. 坡兀時樹</p>	<p>差 役</p>	<p>カシカシカシカ Mandarin. 万拿噠</p>	<p>府 官</p>
<p>カシカシカシカ Pilot. 卑唯</p>	<p>帶 水</p>	<p>カシカシカシカ Teacher. 跌渣</p>	<p>先 生</p>
<p>カシカシカシカ Marchant. 仔也</p>	<p>商 人</p>	<p>カシカシカシカシカ Law adviser. 夏 壓威沙</p>	<p>師 爺</p>

<p>カニヤシキ Gardener. 呀囑拿</p>	<p>園 公</p>	<p>カニヤシキ Comprador. 今啁 嗎那</p>	<p>買 辦</p>
<p>カニヤシキ Slave. 時呢父</p>	<p>奴 僕</p>	<p>カニヤシキ Table boy. 菱布 俛 味</p>	<p>事 仔</p>
<p>カニヤシキ Female slave. 啡嗎 俛 時呢父</p>	<p>妹 仔</p>	<p>カニヤシキ Cook. 谷</p>	<p>厨 子</p>
<p>Shroff. 士 俛 父</p>	<p>看 銀 者</p>	<p>カニヤシキ Cooly. 姑 老</p>	<p>管 店</p>
<p>カニヤシキ Money changer. 攸呢 毡 括</p>	<p>我 銀 者</p>	<p>カニヤシキ Groom. 呀 俛 合</p>	<p>馬 夫</p>
<p>カニヤシキ Miss, lady. 味時 或 日 呢呢</p>	<p>姑 娘</p>	<p>カニヤシキ porter. 坡 打</p>	<p>門 公</p>
<p>カニヤシキ Beggar. 覓</p>	<p>乞 兒</p>	<p>カニヤシキ Chair bearer. 遮了 嗎 俛 拉 合</p>	<p>轎 夫</p>
<p>カニヤシキ Captain. 急 頓</p>	<p>船 主</p>	<p>カニヤシキ Nurse. 拿 時</p>	<p>奶 媽</p>

<p>ニクニクニクニク Linguist. 冷曉時</p>	<p>通事 通事</p>	<p>チーフメイト Chiefmate. 嗤父賊</p>	<p>伙長 伙長</p>
<p>ステワード Steward. 時調活</p>	<p>管事 管事</p>	<p>セカンドメイト Secondmate. 昔根賊</p>	<p>伙次 伙次</p>
<p>インキーパー Innkeeper. 烟叔巴</p>	<p>店主 店主</p>	<p>サードメイト Thirdmate. 捷賊</p>	<p>伙終 伙終</p>
<p>ランドロード Land lord. 喇啡</p>	<p>地主 地主</p>	<p>パルサー Purser. 巴沙</p>	<p>船寫字 船寫字</p>
<p>ショップキーパー Shopkeeper. 梳押合叔巴</p>	<p>舖主 舖主</p>	<p>エンジニア Engineer. 烟世拿</p>	<p>絞車者 絞車者</p>
<p>ディガー Digger. 尼呀</p>	<p>土工 土工</p>	<p>ヘルスマン Hermman. 唏嘛替</p>	<p>舵工 舵工</p>
<p>ポウルター Poulter. 坡佬喇</p>	<p>賣雞佬 賣雞佬</p>	<p>スクールマスター Schoolmaster. 時姑佬仔時喇</p>	<p>師傅 師傅</p>
<p>フォートゥンテラー Fortune-teller. 科噶爹拉</p>	<p>占卦先 占卦先</p>	<p>パピル Pupil. 來卑佬</p>	<p>徒弟 徒弟</p>

<p>銅カ 子セ 銭</p> <p>銅幣 急巴 該國</p>	<p>銅 カ 子 セ 銭</p>	<p>Officiale. 何啡些使</p>	<p>仕 サ ム ラ イ</p>
<p>行ツ ツ メ ツ カ 銭</p> <p>加噠 吹呢</p>	<p>行 ツ ツ メ ツ カ 銭</p>	<p>Husbandman. 虾時巒免</p>	<p>農 ヒ ヤ ク シ メ ウ</p>
<p>紋</p> <p>Sycee silver. 施施 施俛花</p>	<p>紋 銀</p>	<p>Mechanics. 仔毡溺時</p>	<p>工 シ メ ク リ シ</p>
<p>古ゴ 銭</p> <p>Ancient coin. 噶臣 該國</p>	<p>古 ゴ 銭</p>	<p>Merchants. 仔毡時</p>	<p>商 ア カ シ ヤ</p>
<p>貢 鷹 銀</p> <p>Tribute eagle money. 地獵逸 衣呀俛 吹呢</p>	<p>貢 鷹 銀</p>	<p>類 寶 國</p>	
<p>單 鷹 銀</p> <p>Single eagle money. 星呀俛 衣呀院 文呢</p>	<p>單 鷹 銀</p>	<p>Preciousmetal. 咭兀些時滅呀</p>	<p>寶 カ ラ ガ チ 貝</p>
<p>四 工 銀</p> <p>Four IIII money. 科 工 文呢</p>	<p>四 工 銀</p>	<p>Gold. 哦俛</p>	<p>金 カ シ</p>
<p>考 貢 銀</p> <p>Beautiful tribute money. 妙呀夫俛 噶獵逸 文呢</p>	<p>考 貢 銀</p>	<p>Silver. 施俛花</p>	<p>銀 ギ ン</p>

<p>先士 Cent. 先地</p>	<p>先士</p>	<p>Spanish dollar. 時班呢吐 挪拉</p>	<p>唐銀</p>
<p>半个先士 Half cent. 蝦父 先地</p>	<p>半个先士</p>	<p>Mexican dollar. 覓施斤 挪拉</p>	<p>廣銀</p>
<p>兩 Tael. 啲亞俾</p>	<p>兩</p>	<p>One dollar. 溫 挪拉</p>	<p>一員銀</p>
<p>錢分 Mace, Candareen. 嗎時 奸拿噠</p>	<p>錢分</p>	<p>Half a dollar. 蝦父 亞 挪拉</p>	<p>半員銀</p>
<p>類 金 五</p>		<p>Rupee. 兒呖 父 呢</p>	<p>爐 牌</p>
<p>砒霜 Arsenic. 啲咭彌</p>	<p>砒霜</p>	<p>Shilling. 施冷</p>	<p>錢 八</p>
<p>黑鉛 Black lead. 啲勒 嚙</p>	<p>黑鉛</p>	<p>Six pence. 昔時 邊時</p>	<p>八分</p>
<p>銅簿 Brass leaf. 啲咭吐 兀字</p>	<p>銅簿</p>	<p>One penny. 溫 邊呢</p>	<p>邊呢</p>

<p>h-2k 3-1 Gold leaf. 俄佛 既孚</p>	<p>金^ン 簿^フ</p>	<p>22+k4 Cinnaber. 先拿孖</p>	<p>硃^フ 砂^フ</p>
<p>1-mok Iron. 埃喻</p>	<p>鐵^フ 器^フ</p>	<p>2+k4 Cinder. 先隆</p>	<p>鐵^フ ツ ノ 尿^フ</p>
<p>22+k4 Malachite. 孖勒孺咽</p>	<p>鉛 皿</p>	<p>h+k4 Copper. 急巴</p>	<p>銅^フ カ ノ 器^フ</p>
<p>22+k4 Minium. 晒尼寇</p>	<p>鉛^フ 粉^フ</p>	<p>22+k4 Sulphate of copper. 沙流啤列 呵 急巴</p>	<p>膽^フ 礬^フ</p>
<p>h+k4 Orpiment. 呵卑吹</p>	<p>雄 黄</p>	<p>h+k4 White copper. 喊咽 急巴</p>	<p>白^フ 銅^フ</p>
<p>2+k4 Pyrite. 啤嚙咽</p>	<p>青^フ 蒙^フ 石^フ</p>	<p>h+k4 Copperass. 急巴拉吐</p>	<p>青^フ ノ 礬^フ</p>
<p>2+k4 Quicksilver. 嚙施兒花</p>	<p>水^フ 銀^フ</p>	<p>h-2k Gold. 俄佛</p>	<p>金^フ 器^フ</p>
<p>2+k4 Rust of iron. 兒拉時 呵父 埃喻</p>	<p>鐵^フ 銹^フ</p>	<p>h-2k Gold dust. 俄佛 隆吐</p>	<p>金^フ ノ 水^フ</p>

類 石 玉		КР-ЭА Smalt. 士噶兒地	大青
К-К Stone. 時顯	石	К-ЭА Spelter. 士噶兒地	白鉛
К-Э Jade. 嚙	玉	К-Э Steel. 士噶兒	鋼
К-Э Diamond. 泥們	金鋼石	К-Э Pewter or tin. 票附 或曰 顯	錫
К-Э Emery. 厭馮兀	鑽石	К-Э Block tin. 嘛絡 顯	斗錫
К-Э Flint. 父噠	火石	К-Э Verdigrise. 噠喇呀兀時	銅綠
К-Э Gypsum. 噠心	石 羔	К-Э Vermillion. 噠味兀噠	硃 硃
К-Э Limestone. 禮厭時顯	粉石	К-Э Sublimate of mercury. 濕喇噠也 阿父 嗎加兀	輕粉

<p>珊瑚 Coral. 哥倪拉儂 哥合儂</p>	<p>珊瑚 珊瑚</p>	<p>納他 Naphtha. 納他</p>	<p>石漆 石漆</p>
<p>類 目 數</p>		<p>亞啞 Agate. 亞啞</p>	<p>白瑪瑙 白瑪瑙</p>
<p>One. 1 溫</p>	<p>一</p>	<p>哥呢輪 Cornelian. 哥呢輪</p>	<p>紅瑪瑙 紅瑪瑙</p>
<p>Two. 2 都</p>	<p>二</p>	<p>加禮時叻時柯父亞林 Crystals of alum. 加禮時叻時柯父亞林</p>	<p>鏡礬 鏡礬</p>
<p>Three. 3 地藍</p>	<p>三</p>	<p>啞孖 Alum. 啞孖</p>	<p>白礬 白礬</p>
<p>Four. 4 科</p>	<p>四</p>	<p>亞林 Amber. 亞林</p>	<p>琥珀 琥珀</p>
<p>Five. 5 輝乎</p>	<p>五</p>	<p>摩勒時 Borax. 摩勒時</p>	<p>硼砂 硼砂</p>
<p>Six. 6 昔時</p>	<p>六</p>	<p>蘇廉時頓 Brimstone. 蘇廉時頓</p>	<p>硫磺 硫磺</p>

<p>フハトトク Fifteen. 15 啡乎顛</p>	<p>十ヲ 五ゴ</p>	<p>チーシク Seven. 7 些焚</p>	<p>チ 七 シ</p>
<p>チキクトク Sixteen. 16 昔時顛</p>	<p>十ヲ 六ロ</p>	<p>ハヤ Eight. 8 乃廻合</p>	<p>ヤ 八 シ</p>
<p>チーシクトク Seunteen. 17 些焚顛</p>	<p>十ヲ 七シ</p>	<p>トヤク Nine. 9 乃廻合</p>	<p>コ 九 シ</p>
<p>ハヤトク Eighteen. 18 噎顛</p>	<p>十ヲ 八シ</p>	<p>トク Ten. 10 顛</p>	<p>ト 十 シ</p>
<p>トヤクトク Nineteen. 19 乃廻顛</p>	<p>十ヲ 九ノ</p>	<p>ハシク Eleven. 11 衣元云</p>	<p>十ヲ 一ノ</p>
<p>シクキト Twenty. 20 都温酌</p>	<p>二ニ 十ヲ</p>	<p>シクキシク Twelve. 12 都喊恍乎</p>	<p>十ヲ 二ニ</p>
<p>キーシク Thirty. 30 捷酌</p>	<p>三サン 十ヲ</p>	<p>キーシク Thirteen. 13 捷顛</p>	<p>十ヲ 三サン</p>
<p>ハキートキト Forty. 40 科酌</p>	<p>四シ 十ヲ</p>	<p>ハキートキト Fourteen. 14 科顛</p>	<p>十ヲ 四シ</p>

<p>One hundred thousands. 100000 温 痕地例 兜臣時</p>	<p>一 フ ヤ 億</p>	<p>五十 Fifty. 50 啡乎酌</p>	<p>五 十</p>
<p>One million. or 1000000 温 美倫 或</p>	<p>一 ロ ヤ 兆</p>	<p>六十 Sixty. 60 昔時酌</p>	<p>六 十</p>
<p>Ten lacs. 1000000 ・ 類 勒時</p>	<p>同 上</p>	<p>七十 Seventy. 70 些焚酌</p>	<p>七 十</p>
<p>Ten millions. 10000000 類 嘆仁時</p>	<p>京 セン ン</p>	<p>八十 Eighty. 80 噫酌</p>	<p>八 十</p>
<p>One hundred lacs. 温 痕地結 勒時</p>	<p>同 上</p>	<p>九十 Ninety. 90 乃合酌</p>	<p>九 十</p>
<p>類 節 時</p>		<p>One hundred. 100 温 暇地例</p>	<p>一 百</p>
<p>January. 真天丁元</p>	<p>正 月</p>	<p>One thousand. 1000 温 兜臣</p>	<p>一 千</p>
<p>February. 沸不曉了元</p>	<p>二 月</p>	<p>Ten thousands. 10000 類 兜臣</p>	<p>一 萬</p>

ノ一々々々々 November. 仔咸仔	十 一 月	マ チ チ March. 仔治	三 月
ノ一々々々々 December. 尼參仔	十 二 月	ハ ト ニ April. 啞參兒合	四 月
ノ一々々々 Sunday. 新呢	禮 拜 日	マ チ May. 咩	五 月
ノ一々々々 Monday. 咬呢	禮 拜 一	ハ ト ニ June. 津	六 月
ノ一々々々 Tuesday. 租時呢	禮 拜 二	ハ ト ニ July. 津茨	七 月
ノ一々々々 Wednesday. 嚙呢時呢	禮 拜 三	ハ ト ニ August. 啞嫁時	八 月
ノ一々々々 Thursday. 他時呢	禮 拜 四	ハ ト ニ September. 濕痞仔	九 月
ノ一々々々 Friday. 扶黎呢	禮 拜 五	ハ ト ニ October. 啞都仔	十 月

<p>トホホ Hour. 區啞</p>	<p>時ト 辰*</p>	<p>サトホホ Saturday. 失喇呢</p>	<p>禮 拜 六</p>
<p>ト一 Day. 呢</p>	<p>日ヒ</p>	<p>日ホホホ A week. 亞 噠</p>	<p>一 個 禮 拜</p>
<p>フホホ Month. 咬時</p>	<p>月フ</p>	<p>サヨホ Sabbath day. 濕存絲 呢</p>	<p>安 息 日</p>
<p>フホホ Year. 啞</p>	<p>歲フ</p>	<p>フホホフホホ Four seasons. 科 施臣時</p>	<p>四 季</p>
<p>トホホフ Daytime. 呢低噠</p>	<p>日ヒ 間*</p>	<p>クホホ Spring. 時兵玲</p>	<p>春</p>
<p>トホホフ Nighttime. 呢低噠</p>	<p>夜 間*</p>	<p>サヨフ Summer. 心仔</p>	<p>夏</p>
<p>ホホ一 フホホ Today or this day. 都呢 或曰 尼時呢</p>	<p>是 日 是 日</p>	<p>ホホフ Autumn. 呵坦</p>	<p>秋</p>
<p>ホホフ Tomorrow. 都打噶</p>	<p>明 日</p>	<p>フホホフ Winter. 噠喇</p>	<p>冬</p>

<p>一ヶ月 One month. 溫 捫</p>	<p>一 月</p>	<p>一日後 Day after tomorrow. 呢 啞扶打 都打啞</p>	<p>後 日</p>
<p>本月 This month. 尼時 吹時</p>	<p>本 月</p>	<p>二日後 After two days. 啞扶打 都 呢時</p>	<p>大 後 日</p>
<p>上月 Last month. 拉時 吹時</p>	<p>前 月</p>	<p>昨日 Yesterday. 啞時打呢</p>	<p>昨 日</p>
<p>下月 Next month. 尼時 吹時</p>	<p>下 月</p>	<p>一日前 Day before yesterday. 呢 味科 啞時打呢</p>	<p>前 日</p>
<p>二個月前 Two months ago. 都 吹時 啞我</p>	<p>前 兩 月</p>	<p>二日前 Two days ago. 都 呢時 啞我</p>	<p>前 兩 日</p>
<p>三個月後 After three months. 啞扶打地毛 吹時</p>	<p>三 月 之 後</p>	<p>數日後 Several days ago. 些花啦 呢時 啞我</p>	<p>前 幾 日</p>
<p>幾年 Several years ago. 些花拉 嗲時 亞我</p>	<p>前 幾 年</p>	<p>明日 Tomorrow night. 都打啞 坭地</p>	<p>明 晚</p>
<p>多年 After many years. 啞扶打 嗎尼 啞時</p>	<p>過 好 多 日</p>	<p>一日後 Day after tomorrow night. 呢 啞扶打 都打啞 坭地</p>	<p>後 晚</p>

<p>ㄟㄣㄨㄛㄎㄨㄎ</p> <p>Afternoon.</p> <p>亞扶打暖</p>	<p>下^{ㄒㄩㄛ}</p> <p>午^{ㄨㄣ}</p>	<p>ㄟㄣㄨㄛㄕ ㄏ ㄩㄣ ㄨㄛ ㄨㄣ ㄕ</p> <p>After a few years.</p> <p>亞扶打亞^{非天} 哪時^合</p>	<p>過^{ㄉㄨㄛ}</p> <p>幾^{ㄐㄩㄣ}</p> <p>日^ㄣ</p>
<p>ㄨㄛ ㄨㄣ</p> <p>Midnight.</p> <p>噤泥地</p>	<p>中^{ㄓㄨㄥ}</p> <p>夜^ㄚ</p>	<p>ㄟㄣㄨㄛㄕ ㄏ ㄨㄣ ㄨㄣ ㄕ ㄨㄣ ㄕ</p> <p>After a little while.</p> <p>亞扶打亞^咧都^威 儻</p>	<p>過^{ㄉㄨㄛ}</p> <p>吓^{ㄒㄩㄛ}</p> <p>添^{ㄎㄩㄣ}</p>
<p>ㄏ ㄨㄣ</p> <p>A rat.</p> <p>亞 啞</p>	<p>子^ㄗ</p>	<p>ㄟㄣㄨㄛㄕ ㄕ ㄨㄣ ㄨㄣ ㄕ</p> <p>After three years.</p> <p>亞扶打 地^兀 哪時</p>	<p>三^{ㄨㄢ}</p> <p>年^ㄣ</p> <p>之^ㄣ</p> <p>外^{ㄨㄣ}</p>
<p>ㄏ ㄨㄣ</p> <p>A cow.</p> <p>亞 鳩</p>	<p>丑^ㄔ</p>	<p>ㄨㄣ</p> <p>Early.</p> <p>哪^兀</p>	<p>清^ㄑ</p> <p>早^ㄗ</p>
<p>ㄏ ㄨㄣ</p> <p>A tiger.</p> <p>亞 低呀</p>	<p>寅^ㄩ</p>	<p>ㄨㄣ</p> <p>I ate.</p> <p>啞^地</p>	<p>天^ㄊ</p> <p>晚^ㄨ</p>
<p>ㄏ ㄨㄣ</p> <p>A rabbit.</p> <p>亞 笠滅</p>	<p>卯^ㄠ</p>	<p>ㄨㄣ</p> <p>Mid-day.</p> <p>噤 呢</p>	<p>中^ㄓ</p> <p>日^ㄣ</p>
<p>ㄏ ㄨㄣ</p> <p>A dragon.</p> <p>亞 摩勒岸</p>	<p>辰^ㄔ</p>	<p>ㄟㄣㄨㄛㄕ ㄕ ㄕ</p> <p>Forenoon.</p> <p>科^噤</p>	<p>上^ㄕ</p> <p>午^ㄨ</p>
<p>ㄏ ㄕ</p> <p>A snake.</p> <p>亞 時溺</p>	<p>巳^ㄣ</p>	<p>ㄕ ㄕ ㄕ ㄕ</p> <p>Noontime.</p> <p>噤^低 噤</p>	<p>正^ㄓ</p> <p>午^ㄨ</p>

<p>ホーニクニ ンーケク Autumnal season. 阿祖尼倪 施臣</p>	<p>秋 季</p>	<p>H キナク A horse. 亞 苛時</p>	<p>午</p>
<p>ホククニ ンーケク Winter season. 佗打 施臣</p>	<p>冬 季</p>	<p>H ンート A sheep. 亞 味</p>	<p>未 ヒツシ</p>
<p>類 法 刑</p>		<p>H 申ケキ A monkey. 亞 唃機</p>	<p>申</p>
<p>ホホホニ ローケ General laws. 毡拿拉 罗時</p>	<p>名 總 列 律</p>	<p>H ンコ A cock. 亞 各昆</p>	<p>酉</p>
<p>ハクニ トーニク ホノ 五ニケク Five modes of punishment. 輝父 抹時 呵父 賓呢時免</p>	<p>五 刑</p>	<p>H ニム A dog. 亞 囉</p>	<p>戌</p>
<p>ホクニ トーニク ホノ 十ニケク Ten great offences. 顛 呀列 呵分些時</p>	<p>十 惡</p>	<p>H キート A boar. 亞 啤</p>	<p>亥</p>
<p>H トーニク トーニク トーニク トーニク トーニク トーニク トーニク トーニク Eight classes privileged to 噎加拉時些時 卑兀威力折都 enjoy Deliberation. 烟墜 呢兀打呢臣</p>	<p>八 議</p>	<p>クニニ ンーケク Spring season. 時兵玲 施臣 ニケニ ンーケク Summer season. 心存 施臣</p>	<p>春 季 夏 季</p>

<p>フカ一ニク H 11 3-1-2 11 K False accusation. 科院時 厄嬌些臣</p>	<p>冤^ム 枉^{シツ}</p>	<p>ハ イ ス 一 Summary. 心¹¹ 佛¹¹ 不¹¹ 合¹¹</p>	<p>籠^{ロウ} 單^{ワン} 單^{シヨ} 單^コ</p>
<p>トクハト Bribe. 嘛禮嘛</p>	<p>賄^マ 同^イ 即^イ 也^イ 食^イ</p>	<p>ハ イ 申 11 K Summons. 心¹¹ 門¹¹ 時¹¹</p>	<p>檄^ゴ 檄^シ</p>
<p>ロトツ Robbery. 佛¹¹ 筵¹¹ 打¹¹ 瓦¹¹ 合¹¹</p>	<p>爲^ス 盗^ミ 盜^ソ</p>	<p>トクハ一 Decree. 呢¹¹ 忌¹¹ 瓦¹¹</p>	<p>諭^{ロウ} 諭^シ 諭^シ 諭^キ 諭^キ</p>
<p>H 11 2 3 4 5 6 7 8 9 Advertisement. 壓¹¹ 囉¹¹ 的¹¹ 時¹¹ 文¹¹</p>	<p>賞^イ 帖^キ 帖^カ 帖^セ</p>	<p>トクハ一 Precept. 卑¹¹ 瓦¹¹ 陟¹¹ 特¹¹</p>	<p>戒^イ 勅^キ 勅^カ 勅^セ</p>
<p>ト 11 2 3 4 5 6 7 8 9 Proclamation. 駸¹¹ 羅¹¹ 加¹¹ 藍¹¹ 馮¹¹ 臣¹¹</p>	<p>告^ヨ 示^シ 示^カ 示^セ</p>	<p>11 11 11 K 一 Common law. 今¹¹ 文¹¹ 一 今¹¹ 文¹¹ 一</p>	<p>恒^ヤ 例^レ 例^イ</p>
<p>ハ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 To commit perjury. 都¹¹ 今¹¹ 滅¹¹ 巴¹¹ 渣¹¹ 瓦¹¹</p>	<p>發^イ 假^ハ 誓^シ 誓^イ</p>	<p>ト 11 2 3 4 5 6 7 8 9 Declaration. 呢¹¹ 忌¹¹ 瓦¹¹ 臣¹¹</p>	<p>告^モ 白^シ 告^シ 示^シ 即^シ 告^シ</p>
<p>フカ一ニク 11 11 11 11 11 K False witness. 科院時 威尼時</p>	<p>假^イ 證^シ 證^シ 證^シ 證^シ</p>	<p>H 11 11 11 一 11 11 11 K Affidavit. 亞¹¹ 佛¹¹ 呢¹¹ 嗒¹¹</p>	<p>口^シ 供^シ 供^シ</p>
<p>ハ 11 11 11 11 11 To swear. 都¹¹ 時¹¹ 威¹¹</p>	<p>發^チ 誓^カ 誓^イ 誓^テ 誓^ス 誓^ル</p>	<p>トクハ一 11 11 11 11 K Plea or defence. 卑¹¹ 瓦¹¹ 又¹¹ 日¹¹ 呢¹¹ 分¹¹ 時¹¹</p>	<p>訴^シ 狀^シ</p>

<p>トニート Proof. 歩路父</p>	<p>證 據</p>	<p>ホク クキ # ノ ム ム ム ム ム ム On the decision of cases. 安 呢 呢 施 臣 何 父 加 些 時</p>	<p>斷 罪</p>
<p>ト ヌ ー ク ャ ン Plaintiff. 啐唵的乎</p>	<p>原 告</p>	<p>ニ ム ム ム ム To be wounded. 都 味 碗 跌</p>	<p>受 傷</p>
<p>ノ ム ム ム ム Defendant. 呢分喚</p>	<p>被 告</p>	<p>シロ Jury. 租 合</p>	<p>案</p>
<p>ニ ム ム ム ム To judge a case. 都 隲 祥 亞 加 時</p>	<p>審 斷</p>	<p>ロー Law or regulation. 罗 又 曰 不 嬌 呢 臣</p>	<p>律 例</p>
<p>ニ ム ム ム ム To address a petition. 都 壓 呢 呢 時 亞 必 的 臣</p>	<p>呈 稟</p>	<p>ニ ム ム ム An accusation. 噯 尼 嬌 些 臣</p>	<p>狀 子</p>
<p>ニ ム ム ム ム To complaint of grievance. 都 今 啐唵 何 父 噯 呢 墳 時</p>	<p>訴 究</p>	<p>ニ ム ム Petition. 必 啲 臣</p>	<p>稟</p>
<p>ニ ム ム ム To listen to the complaint. 都 不 臣 都 呢 今 啐唵</p>	<p>聽 訴</p>	<p>ワラント Warrant. 啐唵</p>	<p>票</p>
<p>ニ ム ム ム To sentence. 都 噯 頓 時</p>	<p>定 罪</p>	<p>ボンド Bond. 摺</p>	<p>文 單</p>

<p>ㄨ ㄩ ㄙ ㄨ To be hung. 都 味 空</p>	<p>問 シメ コロ サル、 吊</p>	<p>ㄨ ㄩ ㄨ ㄨ ㄨ To murder. 都 孛 孛</p>	<p>故 ヒト 殺 コロシ</p>
<p>ㄨ ㄩ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To be transported. 都 味 喇 蘭 時 休 跌</p>	<p>問 シメ ナガシ ニラフ 軍</p>	<p>ㄨ ㄨ ㄨ To wrong. 都 佛 羅 合</p>	<p>冤 ムシツ テイ ヒカケル 枉</p>
<p>ㄨ ㄩ ㄨ ㄨ ㄨ To be banished. 都 味 嚙 呢 舌</p>	<p>問 ツイ ハヤ ニラフ 徒</p>	<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To kill by a mistake. 都 呢 呢 呢 味 時 的</p>	<p>誤 ナカ ガゴ コロス 殺</p>
<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To punish a fine. 都 奔 呢 士 了 輝 屈</p>	<p>罰 カリヤ ラナイ ヒシムル 銀</p>	<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To rob or to plunder. 都 佛 笠 又 曰 都 罷 倫 拿</p>	<p>槍 ラン ボウ スル 劫</p>
<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To flog or to whip. 都 父 略 又 曰 都 嚙</p>	<p>打 ダ、 キメ ナシ 簾</p>	<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To confiscate. 都 干 啡 時 吉</p>	<p>抄 ケツ シヨ ニスル 官</p>
<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To reward. 都 覺 无 吃</p>	<p>賞 ホウ シムル、 ホメル</p>	<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ Witness. 威 呢 時</p>	<p>証 シヤ ウ コニ 人</p>
<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ Fiscal laws. 啡 時 哥 罗 時</p>	<p>戶 律</p>	<p>ㄨ ㄩ ㄨ ㄨ ㄨ To be beheaded. 都 味 味 歇 突</p>	<p>問 ク ヒナ キ ラル、 斬</p>
<p>ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ Dispatch. 呢 時 啤 辭</p>	<p>文 書</p>	<p>ㄨ ㄩ ㄨ ㄨ ㄨ ㄨ To be strangled. 都 味 時 登 冷 呀 列</p>	<p>問 シメ コロ サル、 絞</p>

<p>〇〇〇 Silk. 絲叻忌</p>	<p>絲^キ</p>	<p>ス一〇ハキ Gazettes 呀舌的時</p>	<p>京抄</p>
<p>ロ一 〇〇〇 Row silk. 兜羅絲叻忌</p>	<p>胡^キ 絲^キ</p>	<p>〇ロ一〇〇 Records. 俄既葛時 合</p>	<p>文^キ 卷^キ</p>
<p>ハ一〇一 〇〇〇 Lute string. 唯 時丁玲</p>	<p>薄^キ 絹^キ</p>	<p>ハキ 〇一〇〇 Extort. 益斯多時</p>	<p>勒^キ 索^キ</p>
<p>ハキ 〇一〇一 〇〇〇 Mixed lute string. 覓舌 唯 時丁玲</p>	<p>班^キ 絹^キ</p>	<p>ハ一〇一 〇〇〇 Revenue. 俄既合 云鳥</p>	<p>錢^キ 糧^キ</p>
<p>ハハキ 〇一〇一 〇〇〇 Flowered lute string. 乎婁亞咭 唯 時丁玲</p>	<p>彩^キ 絹^キ</p>	<p>〇〇 〇〇 Register. 俄既合 據時附</p>	<p>冊^キ 籍^キ</p>
<p>ト一〇一 〇〇〇 Plain satin. 唯 唯 刹頗</p>	<p>素^キ 緞^キ</p>	<p>スハキ 〇一〇一 Permission, leave. 巴、味臣 又曰瓦父</p>	<p>人^キ 情^キ</p>
<p>〇一〇一 〇〇〇 Striped satin. 時疊 唯 刹頗</p>	<p>柳^キ 條^キ 緞^キ</p>	<p>ハ一〇一 Report. 俄既合 体</p>	<p>奏^キ 章^キ</p>
<p>ハハキ 〇一〇一 〇〇〇 Changeable satin. 噴遮布兜 刹頗</p>	<p>閃^キ 緞^キ</p>	<p>類 緞 紬</p>	

<p>ホハハハキキホキ キキホ一 Ornamented pongee. 阿南次跌 邦之</p>	<p>錦 綢</p>	<p>ハハホホキ キキホ Flowered satin. 乎婁亞結 刺類</p>	<p>局 カウ ツキン シユス 綉</p>
<p>キキホ キキホ一 Stiff pongee. 時豹乎 邦之</p>	<p>生 綢</p>	<p>キキホ キキホ Crimson satin. 忌噤臣 刺類</p>	<p>呀 ヒ シ 噤 ユ 綉</p>
<p>ハハキ キキホ一 Soft pongee. 梳乎 邦之</p>	<p>熟 綢</p>	<p>ハキキホキ キキホ Figured satin. 嶼呀結 刺類</p>	<p>花 モ ハ ツ キン シユス 綉</p>
<p>キキホ キキホ一 Reeled pongee. 倪董列 邦之</p>	<p>紡 綢</p>	<p>キキホ Satin. 刺類</p>	<p>漢 フ 府 ユ 綉</p>
<p>ニキホ キキホ一 Rust colored senshaw. 兒拉合時 哥拉列 先梳</p>	<p>薯 苒 綢</p>	<p>キキホ Camlet. 今例</p>	<p>線 綿</p>
<p>ハハキホ キキホ一 Black senshaw. 嘛喇 先梳</p>	<p>黑 膠 綢</p>	<p>ハハキホ キキホ Black camlet. 嘛喇 今例</p>	<p>黑 線 綿</p>
<p>ハハキ キキホ一 Cotton senshaw. 葛頓 先梳</p>	<p>棉 紬</p>	<p>ハハホホキ キキホ一 Flowered pongee. 乎婁亞列 邦之</p>	<p>花 綢</p>
<p>シキホ キキホ一 Sham senshaw. 沈 先梳</p>	<p>沈 紬</p>	<p>キキホ一 Pongee. 邦之</p>	<p>綢</p>

<p>カシメス ハーグ Curtain gauze. 加頗 曬時</p>	<p>帳 紗</p>	<p>カシメス Crape. 咖兒笠</p>	<p>縐 紗</p>
<p>カシメス ハーグ Watered gauze. 曬打列 曬時</p>	<p>襪 雲 紗</p>	<p>ロー Law &c. 羅 等類</p>	<p>熟 羅</p>
<p>ハルカ ハーグ Coarse gauze. 哥倪時 曬時</p>	<p>機 紗</p>	<p>カシメス ロー Stiff law. 時响乎 笈</p>	<p>生 羅</p>
<p>カシメス ハーグ Figured crape. 拂呀列 咖笠</p>	<p>花 縐 紗</p>	<p>カシメス ハーグ Damask silk. 南开時忌 絲叻</p>	<p>綾 紗</p>
<p>カシメス Embroidery. 唵嘛來唵石</p>	<p>願 縐</p>	<p>ハーグ Gauze. 曬時</p>	<p>紗 子</p>
<p>ハルカ Floss. 乎叻時</p>	<p>絨</p>	<p>カシメス Bombazin. 唵嗎先</p>	<p>羽 紗</p>
<p>ハルカ Yarn. 也倫</p>	<p>棉 紗</p>	<p>カシメス Bombazettee. 唵嗎舌叻</p>	<p>羽 紗 子</p>
<p>カシメス V elvet. 威呢呢</p>	<p>剪 絨</p>	<p>カシメス ハーグ Spring gauze. 時兵^{兒合} 曬時</p>	<p>春 紗</p>

<p>ニナト Dimity. 拈未的</p>	<p>斜 紋 布</p>	<p>フナニ Flannel. 乎蘭尼呢</p>	<p>佛 蘭 絨</p>
<p>スナクク スロク Grass cloth. 呀佛拉時哥羅絲</p>	<p>夏 布</p>	<p>ロシ 長 Long ell. 嗎亞呢</p>	<p>嗶 機</p>
<p>スナク クラ Grass palate. 呀佛拉時巴列</p>	<p>葛 布</p>	<p>スナク Baracan. 打喇好</p>	<p>粗 羽 紗</p>
<p>ロクク スロク Coast cloth. 哥時哥羅絲</p>	<p>粗 布</p>	<p>スナク クラ Dutch camlet. 蠟治今咧</p>	<p>羽 緞</p>
<p>フナク スロク Fine cloth. 輝烟哥羅絲</p>	<p>幼 布</p>	<p>フナク Sarcenet. 沙先蠟</p>	<p>羽 綾</p>
<p>チン Chints. 毡時</p>	<p>花 布</p>	<p>類 疋 布</p>	
<p>カニ Canvass. 奸花時</p>	<p>帆 布</p>	<p>スロク Cloth. 哥羅絲</p>	<p>ラシヤ 布</p>
<p>ガゼット Gazette. 呀舌的</p>	<p>京 布</p>	<p>カリコ Calico. 加心哥</p>	<p>洋 布</p>

<p>女帽 Ionet. 聯環</p>	<p>女 帽</p>	<p>ナケン Cloth. 能堅 哥羅絲</p>	<p>紫 花</p>
<p>高帽 Hat. 吃</p>	<p>高 帽</p>	<p>リンネン Cloth. 連典 哥羅絲</p>	<p>蘇 布</p>
<p>貝尼特 Bennet ring. 聯環 兒合</p>	<p>帽 圈</p>	<p>Plush. 罷拉士</p>	<p>毛 布</p>
<p>帶 Strap. 時踏 兒合</p>	<p>綁</p>	<p>コットン Cloth. 葛頓 哥羅絲</p>	<p>棉 布</p>
<p>貝尼特 Bonnet string. 聯環 時丁 兒合</p>	<p>帽 挺</p>	<p>Unbreached cloth. 、噁麻列拆 哥羅絲</p>	<p>原 色 布</p>
<p>巴頓 Batton. 七頓</p>	<p>帽 頂</p>	<p>Bombazette. 噁嗎舌的</p>	<p>羽 布</p>
<p>帶 Bandbox. 帶刺士</p>	<p>帽 盒</p>	<p>類 飾 首</p>	
<p>皮靴 Leather boot. 哂他 抹地</p>	<p>皮 靴</p>	<p>エプロン Apron. 鴨布翁</p>	<p>帷 裙</p>

<p>マカホニ一カク Pantaloons. 班咁嚮</p>	<p>大^ヘ カ 褲^ハ</p>	<p>サトク ト一 Satin boot. 沙顯 抹地</p>	<p>絲^シ スソ^ソ ナカ^ナ ザツ^ツ 靴</p>
<p>マカホカ Patten. 叭顯</p>	<p>履^ウ シツ^シ</p>	<p>トニカト ヲカ Breast-pin. 嘛兒兀時 邊</p>	<p>胸^ム 針^イ</p>
<p>マカホロ一 Petticoat. 必的袴</p>	<p>裙^チ ナ^ナ ワ^ワ シ^シ</p>	<p>ト一トカ Breeches. 嘛兒兀遮時</p>	<p>牛^ウ 頭^ト 褲^ハ</p>
<p>カカホカ 一カ トカ Pocket in vest. 博結 烟 噉時</p>	<p>背^カ 心^コ 袋^シ</p>	<p>カカホカ Hatband. 吃糕</p>	<p>帽^ボ シ^シ ヒ^ヒ 綿^ワ</p>
<p>カ一カ カロ一カ Rain cloak. 兒顯合 哥絡</p>	<p>笠^カ ツ 衣^ハ</p>	<p>カカニ Buckle. 劈斤陀</p>	<p>帽^ボ 扣^カ</p>
<p>ロ一ト Robe. 兒笠合</p>	<p>而此句則當買連 之 袍^ウ キ</p>	<p>カカニカ Button. 乜顯</p>	<p>鈕^ボ シ</p>
<p>カカ一カ カカホニ Courier's sandal. 加兒尤了士 山尼兒</p>	<p>千里^ウ 馬^マ 鞞皮即</p>	<p>カカニカ カ一ニ Button hole. 乜顯 苛院</p>	<p>鈕^ボ 扣^カ</p>
<p>カカホニ Sandal. 山喙兒</p>	<p>草^ウ ヲ 鞞^シ</p>	<p>カカホカロ一カ Neckcloth. 嶼哥歹時</p>	<p>頸^ウ 巾^シ</p>

<p>レキカク カキカク Leathern girdle. 呢他喻 呀怒兜</p>	<p>皮カク 帶チビ</p>	<p>シヤト Shirt. 吐利地</p>	<p>貼身衣 シヤト ハ チ</p>
<p>カクカク Gloves. 呀罗乎時</p>	<p>手チ フ フ 笠カク</p>	<p>カク Shoe. 吐素</p>	<p>鞋カク</p>
<p>カクカク カキカク Handkerchief. 怪 加始乎</p>	<p>手チ フ フ 巾カク</p>	<p>カクカク Sleeve. 士兀父</p>	<p>袖カク</p>
<p>カクカク Rain hat. 呢噠 吃</p>	<p>雨チ 帽カク</p>	<p>カクカク Fan. 番</p>	<p>扇カク カク カク</p>
<p>カクカク カクカク Felt hat. 啡呢 吃</p>	<p>毡チ 帽カク</p>	<p>カクカク カクカク Fan-case. 番 稅時</p>	<p>扇カク カク カク 插カク</p>
<p>カクカク カクカク Summer hat. 心仔 吃</p>	<p>凉チ 帽カク</p>	<p>カクカク カクカク カクカク Grasscloth frock. 呀兒拉時哥呀士 父絡</p>	<p>夏布大衫 カク カク</p>
<p>カクカク カクカク Straw hat. 時多呀 吃</p>	<p>草チ 帽カク</p>	<p>カクカク Gaiters. 呢咁時</p>	<p>脚 カク カク</p>
<p>カクカク カクカク Winter hat. 呢咁 吃</p>	<p>暖チ 帽カク</p>	<p>カクカク Garters. 呢咁時</p>	<p>襪 カク カク 帶カク</p>

<p>サプルリス</p> <p>Surplice</p> <p>沙波禮時</p>	<p>袈^セ</p> <p>裝^{ゾウ}</p>	<p>レドハット</p> <p>Red hat.</p> <p>侖結 吃</p>	<p>紅^{ベニ}</p> <p>帽^{カッパ}</p>
<p>サスペンダ</p> <p>Suspenders.</p> <p>士沙時邊摩時</p>	<p>褲^{ズボン}</p> <p>帶^{オビ}</p>	<p>ジャケット</p> <p>Jacket.</p> <p>則潔</p>	<p>中^{ナカ}</p> <p>衫^{カミ}</p>
<p>トラウザーズ</p> <p>Trowsers.</p> <p>兜樓沙時</p>	<p>褲^{ズボン}</p>	<p>ソックス</p> <p>Sock.</p> <p>索忌</p>	<p>襪^{タビ}</p> <p>頭^{カビ}</p>
<p>ターバン</p> <p>Turban</p> <p>巾帶</p>	<p>頭^{カビ}</p> <p>帕^パ</p>	<p>スペクタクル</p> <p>Spectacle.</p> <p>時逼釜斤院</p>	<p>眼^メ</p> <p>鏡^{カガミ}</p>
<p>ガウズ</p> <p>Gauze veil.</p> <p>哦士 噫兒</p>	<p>障^{サテ}</p> <p>面^{メン}</p> <p>紗^サ</p>	<p>ストッキング</p> <p>Stock.</p> <p>時鐸忌</p>	<p>頸^{ノド}</p> <p>帶^{オビ}</p>
<p>ヴェール</p> <p>Veil.</p> <p>噫兒</p>	<p>面^{オモて}</p> <p>衣^イ</p>	<p>ウール</p> <p>Woollen stocking.</p> <p>活噠 時鐸京</p>	<p>毡^{ウール}</p> <p>襪^{タビ}</p>
<p>ベスト</p> <p>Vest.</p> <p>噫時</p>	<p>背^セ</p> <p>心^{シン}</p>	<p>シルク</p> <p>Silk stocking.</p> <p>絲叻 時鐸京</p>	<p>絲^{シルク}</p> <p>襪^{タビ}</p>
<p>ニュー</p> <p>New waistcoat.</p> <p>鳥 噫時葛</p>	<p>新^{シン}</p> <p>背^セ</p> <p>心^{シン}</p>	<p>スツーマ</p> <p>Stomacher.</p> <p>士多劈加</p>	<p>腰^{ウエスト}</p> <p>肚^{ウエスト}</p>

<p>ライト Light 禮烟</p>	<p>淺 ウナイ</p>	<p>ウォレット Wallet. 窩兒咧</p>	<p>荷 シャイ 包 包</p>
<p>ダーク Dark. 摩重</p>	<p>深 コイシロイ</p>	<p>スカーフ Scarf. 士加父</p>	<p>被 巾</p>
<p>リッチ Rich. 饒 例合 辞</p>	<p>濃 コイ</p>	<p>タオル Towel. 兜威兒</p>	<p>面 巾 巾</p>
<p>デュル Dull. 拿兜</p>	<p>淡 ウナイ</p>	<p>レース Lace or band. 呢士 或曰 縷</p>	<p>縷</p>
<p>メルロウ Mellow. 咩唎</p>	<p>老 オシロイ</p>	<p>ダブル Double jacket. 哪布兒 則結</p>	<p>夾 襖</p>
<p>ソフト Soft. 梳父</p>	<p>嫩 オシロイ</p>	<p>ライディング Riding jacket. 兒禮寧 則結</p>	<p>馬 褂</p>
<p>デリケート Delicate. 呢丕咭</p>	<p>嬌 オシロイ</p>	<p>アンブレラ Umbrella. 唵嘛丕拉</p>	<p>洋 造</p>
<p>チェンジ Changeable. 咭之了布</p>	<p>閃</p>	<p>類 色 顏</p>	

<p>トーデー Blue. 嘛路</p>	<p>藍^ア 色^ナ</p>	<p>ギラキラ Glistening. 呀元時顛嘩</p>	<p>靚^{ビカ}</p>
<p>キハク White. 威烟地</p>	<p>白^シ 色^ロ</p>	<p>クモリ Cloudy. 加^ツ合^ヘ呢</p>	<p>啞^{ボロ}</p>
<p>グリーン Green. 呀^ツ合^ヘ</p>	<p>綠^キ 色^ナ</p>	<p>プレーン Plain. 啤噠</p>	<p>素^ホ</p>
<p>イエロー Yellow. 喲^ツ</p>	<p>黃^キ 色^ナ</p>	<p>マーブル Marbled 孖嘛咧</p>	<p>雜^{カサ}</p>
<p>ブラック Black. 嘛喇</p>	<p>黑^ク 色^ロ</p>	<p>スート Soot black. 喲 嘛喇</p>	<p>油^ア 短^カ</p>
<p>ブラウン Brown. 嘛^ツ合^ヘ</p>	<p>棕^カ 色^ロ</p>	<p>スポット Spotted. 時林跌</p>	<p>點^カ 彩^キ</p>
<p>スカーレット Scarlet. 時加列</p>	<p>花^シ 紅^ベ</p>	<p>カラー Color. 哥噠</p>	<p>顏^イ 色^ロ</p>
<p>カーミン Carmine. 加咪個</p>	<p>朱^ベ 色^ロ</p>	<p>レッド Red. 加^ツ合^ヘ</p>	<p>紅^ベ 色^ロ</p>

<p>トロクシキ トア一 Prussian blue. 布<small>併</small>臣 囉嚙</p>	<p>洋<small>シ</small> 靛<small>シ</small></p>	<p>ク一キト一 Darkblue. 拿囉嚙</p>	<p>寶<small>コ</small> 藍<small>シ</small></p>
<p>トア一 一 Brick red. 囉<small>併</small>助 囉<small>併</small>結</p>	<p>青 蓮</p>	<p>ハ一 ト一 Light blue. 禮地 囉路</p>	<p>二<small>ア</small> 藍<small>シ</small></p>
<p>トア一 一 Iris purple. 埃<small>併</small>士 巴布<small>併</small></p>	<p>葡 青</p>	<p>ク一 一 Turkey red. 晴<small>併</small>噤<small>併</small></p>	<p>洋 紅</p>
<p>トア一 一 Vermilion red. 嘩<small>併</small>咪倫<small>併</small></p>	<p>硃<small>シ</small> 硃<small>シ</small></p>	<p>ハ一 ト一 Azure blue. 亞沙 囉嚙</p>	<p>天<small>シ</small> 青<small>シ</small></p>
<p>ト一 一 Tea color. 啲 加啦</p>	<p>茶<small>シ</small> 色<small>シ</small></p>	<p>ネ一 ト一 Deep blue. 陸 囉嚙</p>	<p>元<small>コ</small> 青<small>シ</small></p>
<p>ト一 一 Ash color. 了士 加啦</p>	<p>灰<small>シ</small> 色<small>シ</small></p>	<p>ト一 一 Reddish gray. 囉<small>併</small>呢士 呀<small>併</small>呢</p>	<p>紫<small>シ</small> 色<small>シ</small></p>
<p>ト一 一 Bister. 咪時啲</p>	<p>豬、 肝、 色<small>シ</small></p>	<p>ト一 一 Indigo. 烟呢囉</p>	<p>洋<small>シ</small> 藍<small>シ</small></p>
<p>ト一 一 Copper color. 急巴 加拉</p>	<p>古<small>シ</small> 銅<small>シ</small> 色<small>シ</small></p>	<p>ト一 一 Purple. 巴布<small>併</small></p>	<p>紫<small>シ</small> 粉<small>シ</small></p>

<p>ホクホク Pumpkin. 泵堅</p>	<p>冬瓜 瓜</p>	<p>ホクホク Crimson. 鉅合臣</p>	<p>胭脂 トビイロ</p>
<p>マキロ 黄 Yellow pumpkin. 爺罗 泵堅</p>	<p>金瓜 カボチャ、オウチナス</p>	<p>マキロニ 黄 Cochineal color. 葛毡尼陀 加拉</p>	<p>呀嗽色 シヤウシヤウシ</p>
<p>シキシキ Ginger. 毡渣</p>	<p>生羌 シヤウ</p>	<p>シキシキ 藍 Blue black. 矚路 矚物</p>	<p>老藍</p>
<p>カキ Millet. 味列</p>	<p>粟</p>	<p>カキ 鐵 Brownrust. 矚合 陀拉時</p>	<p>鐵棕 テツ</p>
<p>ホクホク 洋 Bombay onion. 噓嗎 安仁</p>	<p>洋葱頭 ホク</p>	<p>ホクホク 花 Figured. 拂呀咧</p>	<p>花色 ホク</p>
<p>シキシキ Eggplant. 嗒罷噓</p>	<p>苦瓜</p>	<p>シキシキ 彩 Variegated color. 噓不噓跌 哥拉</p>	<p>彩色 シキ</p>
<p>ホクホク 西 Water melon. 噓咄 嗎倫</p>	<p>西瓜 瓜</p>	<p>類 菜 瓜</p>	
<p>ホクホク 綠 Green pease. 呀噓 啤時</p>	<p>綠豇 豇</p>	<p>ホクホク Melon. 嗎倫</p>	<p>瓜</p>

<p>セリー</p> <p>Celery.</p> <p>施拉合</p>	<p>塘</p> <p>蒿</p>	<p>ロウ ヲーキク</p> <p>Long beans.</p> <p>郎 面時</p>	<p>荳</p> <p>角</p>
<p>バーレー</p> <p>Barley.</p> <p>籽呢</p>	<p>大</p> <p>麥</p>	<p>ソウ ヲーキク</p> <p>Soy beans.</p> <p>衰 面時</p>	<p>白</p> <p>荳</p>
<p>ブクワート</p> <p>Buckwheat.</p> <p>嚙威烟</p>	<p>三</p> <p>角</p> <p>麥</p>	<p>アカ ヲーキク</p> <p>Red beans.</p> <p>伏列合 面時</p>	<p>紅</p> <p>荳</p>
<p>フラスコ</p> <p>Fragrant basil.</p> <p>父勒呀蘭 籽施陀</p>	<p>紫</p> <p>蘇</p>	<p>ブロード ヲーキク</p> <p>Broad beans.</p> <p>嘛律 面時</p>	<p>藕</p> <p>荳</p>
<p>チブ</p> <p>Chives.</p> <p>之父時</p>	<p>薤</p>	<p>エンシフォーム ヲーキク</p> <p>Ensiform bean.</p> <p>焯施科林 面</p>	<p>刀</p> <p>荳</p>
<p>クレス</p> <p>Cress.</p> <p>嘍呢時</p>	<p>水</p> <p>芹</p>	<p>ブラック</p> <p>Black pepper.</p> <p>嘛喇 卑巴</p>	<p>胡</p> <p>椒</p>
<p>ガーリック</p> <p>Garlic.</p> <p>呀叻</p>	<p>青</p> <p>蒜</p>	<p>カゲンヌ</p> <p>Cagenne pepper.</p> <p>嘍笛呢 卑巴</p>	<p>辣</p> <p>椒</p>
<p>カラム</p> <p>Caraway, carum.</p> <p>加罗威 又曰加林</p>	<p>莞</p> <p>茜</p>	<p>カウリフラー</p> <p>Cauliflower.</p> <p>哥无父樓了</p>	<p>花</p> <p>椰</p> <p>菜</p>

<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Mushmron. 孖士嗎倫</p>	<p>香 瓜</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Grain. 呀噠</p>	<p>禾</p>
<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼𠵼 Snake gourd. 時蔞 𠵼</p>	<p>絲 瓜</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼𠵼 Bean sprout green. 面 時臨樓 呀噠</p>	<p>芽 菜</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼𠵼 Hairy squash. 時瓜士</p>	<p>節 瓜</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 Lettuce. 列堆時</p>	<p>生 菜</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼𠵼 Bottle squash. 砵都從 時瓜士</p>	<p>蔞 芋</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 Meize. 嗎時</p>	<p>粟 米</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 Tarrow. 𠵼𠵼𠵼</p>	<p>薯 頭</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Mushroom. 孖士喇</p>	<p>香 信</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 Taro. 𠵼𠵼</p>	<p>芋 頭</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 Boletus. 摩列𠵼時</p>	<p>木 耳</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 Tomatum. 多也都</p>	<p>番 茄</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Onions. 噶仁時</p>	<p>葱 頭</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 Carrot. 加律</p>	<p>紅 薯 𠵼</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Cucumber. 隔今孖</p>	<p>黃 瓜</p>

<p>メヂシキ Medicine. 碱呢咭</p>	<p>藥 材</p>	<p>ターニブ Turnip. 町攝</p>	<p>蘿 蔔</p>
<p>マイrrha Myrrh. 孛孛</p>	<p>沒 藥</p>	<p>アヤラダ キアホー Irish potato. 埃孛士 坡參都</p>	<p>荷 蘭 薯</p>
<p>トリスカ カー Plaster or salve. 罷拉時拉 又曰 些倪父</p>	<p>膏 藥</p>	<p>スウィート Sweet potato. 時威甜 坡參都</p>	<p>番 薯</p>
<p>オインメント Ointment. 哀攻</p>	<p>膏</p>	<p>スカリオン Scallion. 時加孛安</p>	<p>韭 菜</p>
<p>ローション Lotion. 罗順</p>	<p>洗 藥</p>	<p>シーワード Sea-weed. 施威田</p>	<p>海 菜</p>
<p>ピル Pill. 列治</p>	<p>丸</p>	<p>シサムム Sesamum. 施三膳</p>	<p>芝 蔴</p>
<p>レッチ Lecch. 味院</p>	<p>牛 蝦</p>	<p>ヤマ Yam. 姪</p>	<p>大 薯</p>
<p>オイル オフ ペッパーミント Oil of peppermint. 哀倪 阿乎 卑巴米烟</p>	<p>薄 荷 油</p>	<p>類 材 藥</p>	

<p>リグウロル Liguorice. 不瓜<small>佛禮合</small></p>	<p>甘 草</p>	<p>ハートホーン Hart-horn 虾日時看</p>	<p>鹿 茸</p>
<p>類 病 疾</p>		<p>プレスクリプション Prescription. 庇丕時劫獵臣</p>	<p>藥 方</p>
<p>シック Sick or ill. 息 或曰 衣院</p>	<p>疾 病</p>	<p>フェルメント Ferment. 花文</p>	<p>醱</p>
<p>ラメ Lame. 癱</p>	<p>跛</p>	<p>カウステック Caustic. 哥時的</p>	<p>艾 茸</p>
<p>ブラインド Blind. 嘛禮烟</p>	<p>瞽</p>	<p>パウダー Powder. 哂拿</p>	<p>藥 散</p>
<p>デアフ Deaf. 尼父</p>	<p>聾</p>	<p>カスター Castor oil. 加時喇哀院</p>	<p>桂 子 油</p>
<p>デュムブ Dumb. 啞</p>	<p>啞</p>	<p>キニン Quinine. 結魁 合 泥烟</p>	<p>金 雞 喇</p>
<p>ニア Near sighted. 尼 西跌</p>	<p>近 視</p>	<p>クロトン Croton oil. 哥罗頓 哀院</p>	<p>巴 豆 油</p>

<p>カアール 取一カ Ca arrh, taken 嫁附 又曰 的斤</p>		<p>コールド 取一カ cold, catch 哥院 又曰 咭啞</p>	<p>傷 風</p>
<p>インサニティ Insanity. 烟訕呢啲</p>	<p>發 顛</p>	<p>クニーズ Sneeze. 時呢時</p>	<p>打 噴</p>
<p>クラズ Crazy. 忌佬 玩 施 合</p>	<p>銀 顛</p>	<p>コフ Cough. 哥乎</p>	<p>咳 嗽</p>
<p>アブセス Abscess. 鴨蛇時</p>	<p>生 瘡</p>	<p>ヒッコフ Hiccough. 噎哥父</p>	<p>打 咽</p>
<p>イチ Itch. 咽癢</p>	<p>生 癩</p>	<p>スクリーム Scream. 時忌 兒 摩 合</p>	<p>呼 號</p>
<p>リングワーム Ring worm. 兒冷 注 合</p>	<p>生 癬</p>	<p>ヤawn Yawn. 吧安</p>	<p>喊 號</p>
<p>メアレス Measless. 嗎時呢時</p>	<p>出 癩</p>	<p>アグエ Ague. 亞蟻</p>	<p>發 冷</p>
<p>スマルプ Smallpox. 時麼院 博時</p>	<p>出 痘</p>	<p>フィーバー Fever. 啡化</p>	<p>發 熱</p>

<p>吐瀉 Vomiting. 汪滅丁</p>	<p>嘔 浪</p>	<p>淋毒 Syphilis. 施啡亡時</p>	<p>生 疔</p>
<p>頭痛 Head ache. 吃 嚼</p>	<p>頭 痛</p>	<p>肺癆 Consumption.</p>	<p>內 傷</p>
<p>頭暈 Giddiness. 呢呢尼時</p>	<p>頭 昏</p>	<p>便秘 Constipation. 干時燥啤臣</p>	<p>大 便 閉</p>
<p>類 葉 茶</p>		<p>泄瀉 Diarrhea. 呢了痢了</p>	<p>肚 痢</p>
<p>茶葉 Tea leaf &c. 啲 呢附</p>	<p>茶 葉</p>	<p>淋病 Gonorrhoea, venereal. 啲拿亡又曰云拿亡了院</p>	<p>白 濁</p>
<p>黑茶 Black tea. 嘛勒 啲</p>	<p>黑 茶</p>	<p>沙石 Gravel, stone. 呀兒威院又曰時頓</p>	<p>沙 淋</p>
<p>綠茶 Green tea. 忌噠 啲</p>	<p>綠 茶</p>	<p>疝氣 Hernia. 疝尼了</p>	<p>小 腸 氣</p>
<p>白毫 Pecco. 碧啲</p>	<p>白 毫</p>	<p>暈浪 Seasick, nausea. 施息又曰拿施了</p>	<p>暈 浪</p>

<p>カキキ Campoi. 今焙</p>	<p>棟 焙</p>	<p>カキカ カキ Crange pecco. 呵脪治 碧哥</p>	<p>上 香</p>
<p>カキカ Hyson. 熙臣</p>	<p>熙 春</p>	<p>カキ Pecco. 碧哥</p>	<p>君 眉</p>
<p>カキカ カキカ Old Hyson. 曉俛 熙臣</p>	<p>熙 皮</p>	<p>カキカカカ カキ Inferior pecco. 烟花叱呵 碧哥</p>	<p>紫 毫</p>
<p>カキカカ Twankay. 屯溪</p>	<p>屯 溪</p>	<p>カキカ Hungmuey. 紅梅</p>	<p>紅 梅</p>
<p>カキ Sunglo. 松環</p>	<p>松 環</p>	<p>カキカ Souchong. 小種</p>	<p>小 種</p>
<p>カキカカ Gunpowder. 躬衙拿</p>	<p>蘇 珠</p>	<p>カキカ Powchong. 包種</p>	<p>包 種</p>
<p>カキカカ Imperial. 唵吧兀亞院</p>	<p>大 珠</p>	<p>カキ Congo. 工哦</p>	<p>工 夫</p>
<p>カキカ カキ Hyson skin. 熙臣 吐堅</p>	<p>皮 茶</p>	<p>カキカ Chulan. 珠蘭</p>	<p>珠 蘭</p>

<p>ホーニク アロツト Old crop. 晚侖 啞噠</p>	<p>茶 冬 押</p>	<p>ヨウ イソク Young Hyson. 映 熙臣</p>	<p>雨 前</p>
<p>トクヤク ナー Fine tea. 番 啞</p>	<p>茶 細</p>	<p>コモン ナー Common tea. 今門 啞</p>	<p>茶 中</p>
<p>類 貨 商 通</p>		<p>フイリーフ Firleaf. 花既附</p>	<p>松 製</p>
<p>アゲート Agate. 啞結</p>	<p>瑪 瑙</p>	<p>オットム Autumn dew. 阿旭 鳥</p>	<p>秋 露</p>
<p>アロクス Aloes wood. 啞爰時 活</p>	<p>沉 香</p>	<p>カッチ Cutch. 吉治</p>	<p>兒 茶</p>
<p>アンバー Amber. 啞仔</p>	<p>琥 珀</p>	<p>チヤウ ナー Powder of tea. 啞摩 阿附 啞</p>	<p>茶 末</p>
<p>ホーニク アンバー False amber. 科兒時 啞仔</p>	<p>蜜 珀</p>	<p>チヤウ ナー Seed of tea. 洩吐 阿附 啞</p>	<p>茶 子</p>
<p>アルム Alum. 啞琳</p>	<p>白 礬</p>	<p>ニウ ナー New crop. 鳥 啞噠</p>	<p>茶 春頭</p>

<p>𠵼𠵼 𠵼𠵼 Betel nut. 碱喇兒 嫩</p>	<p>栳 檳榔</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼𠵼 Anise-seed star. 噁泥舌 時 喇</p>	<p>苗 香</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 Bezoar. 咩士梳了</p>	<p>牛 黃</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Arsenic. 啞咭弱</p>	<p>信 石</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼 Biche demer. 碱治 坭孖</p>	<p>海 參</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼 Arrow root. 啞兒合 兒律合</p>	<p>藕 粉</p>
<p>𠵼𠵼𠵼𠵼𠵼 Birdnest. 叱尼時</p>	<p>燕 窩</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼 Antelopes horn. 噁爹兒合 時 荷兒合</p>	<p>羚 羊 角</p>
<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Blacking. 囉勃京</p>	<p>墨 水 皮用 雜以 擦</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 𠵼𠵼𠵼 Good or cargo. 活 或曰 加賴</p>	<p>貨 物</p>
<p>𠵼𠵼𠵼𠵼𠵼 Blacklead. 囉喇列</p>	<p>黑 鉛</p>	<p>𠵼𠵼𠵼 Bead. 噁</p>	<p>珠</p>
<p>𠵼𠵼𠵼𠵼 Bonbasin. 囉嗎先</p>	<p>羽 布</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼𠵼 Asafaetida. 啞沙父的噁</p>	<p>阿 魏</p>
<p>𠵼𠵼𠵼 Bras. 喇兒拉時</p>	<p>黃 銅</p>	<p>𠵼𠵼𠵼𠵼𠵼 Beeswax. 噁時噁時</p>	<p>蜜 蠟</p>

<p>チナロート China root. 齊應 兒博合</p>	<p>茯^フ 苓^フ</p>	<p>トヨクニ Brimstone. 礬^{兒博合} 詩頓</p>	<p>琉^イ 瑣^ロ</p>
<p>チナム Chunam. 津南</p>	<p>桐^ツ 油^ツ 灰^イ</p>	<p>トローニ Broad cloth. 礬^{兒博合} 囉羅士</p>	<p>大 絨 <small>士字以二箇合 舌尖然後說之</small></p>
<p>シガ Cigar. 施呀</p>	<p>呂^ロ 宋^タ 烟^コ</p>	<p>カメ Camlet. 今咧。</p>	<p>羽 緞</p>
<p>シナモン Cinnamon. 先南潤</p>	<p>玉^{ケイ} 桂^{ケイ}</p>	<p>カンホ Camphor. 今花</p>	<p>樟^{シヨウ} 腦^{ノウ}</p>
<p>クロック Clock. 哥駱</p>	<p>時^チ 辰^チ 鐘^{ケイ}</p>	<p>アイス Ice-petal & 埃時脚喇佛</p>	<p>冰 片</p>
<p>クローブ Clove. 啣啞父</p>	<p>丁^チ 香^コ</p>	<p>カン Cane. 啞</p>	<p>鞭^ツ 竿^エ</p>
<p>コチニール Cochineal. 葛箇尼佛</p>	<p>呀^ヤ 喇^ラ 米^ビ</p>	<p>カシヤ Native cassia. 尼啣父 加施了</p>	<p>土 桂 皮</p>
<p>コンパス Compass. 咁巴時</p>	<p>羅^ラ 經^{キョウ}</p>	<p>カシヤ Cassia bud. 加施了 也</p>	<p>桂^{ケイ} 子^シ</p>

<p>トクク Dama-k. 南仔時忌</p>	<p>布^フ ン 緞^ヌ</p>	<p>トクク トクク Foreign copper. 科噠 急巴</p>	<p>洋 銅 緞^フ 鏡^ナ</p>
<p>トクク トクク Foreign dimity. 科噠 拈蔑的</p>	<p>番 斜 紋 布</p>	<p>トクク トクク Cordage. 葛尼治</p>	<p>緞^フ 鏡^ナ</p>
<p>トクク トクク Firework. 輝了 响忌</p>	<p>烟^{ヘナヒ} 火^ヒ 製^{ツク} 者^{モノ} 漢^{カン} 人^{ジン}</p>	<p>トクク Cotton. 葛頓</p>	<p>棉^{ワタ} 花^{ハナ}</p>
<p>トクク トクク Fishmaur. 啡吐囉</p>	<p>魚^{イサナ} ナ エ シ シ 肚^{ハラ}</p>	<p>トクク トクク Crape. 咖兒笠 合</p>	<p>緞^フ 紗^{シヤ}</p>
<p>トクク Flint. 父噠</p>	<p>火^ヒ ッ チ 石^{イシ}</p>	<p>トクク Cutch. 吉治</p>	<p>兒 茶</p>
<p>トクク Fund. 分</p>	<p>貨^{モノ} ト キ 本^{ホン}</p>	<p>トクク Cuttery. 吉喇 合</p>	<p>利^リ 器^キ</p>
<p>トクク Fur. 花</p>	<p>皮^カ 草^{クサ}</p>	<p>トクク トクク Damaged goods. 南嗎嘶 既時</p>	<p>水^{スイ} 漬^{ヅク} 貨^カ</p>
<p>トクク トクク Fur dress. 花 尼兒兀時</p>	<p>輕^{カワ} ス チ 裘^{セウ}</p>	<p>トクク Damar. 南仔</p>	<p>打 嘛 油</p>

ㄏㄨㄛˊ Glue. 呀兒呀合	牛 ^{ㄋㄨ} 皮 ^{ㄆㄨ} 膠 ^{ㄐㄨ}	ㄆㄨㄥㄤㄤ Galangal. 呀喇我侷	良 ^{ㄌㄧㄤ} 羌 ^{ㄑㄨㄤ}
ㄍㄨㄢ Gum. 嚼	樹 ^{ㄕㄨ} 膠 ^{ㄐㄨ}	ㄍㄤㄌㄨㄢ Galbanum. 我兒樹噉	楓 ^{ㄉㄨㄥ} 脂 ^ㄓ 香 ^{ㄒㄨㄤ}
ㄍㄨㄢㄆㄨㄛˊ Gunpowder. 眼痛噉	火 ^{ㄏㄨㄛˊ} 藥 ^{ㄩㄝ}	ㄍㄤㄌㄨˊ Gall-nut. 我兒嫩	五 ^ㄨ 松 ^ㄙ 子 ^ㄗ
ㄏㄨㄤ Hardware. 吃噉	鐵 ^{ㄉㄧㄝ} 器 ^ㄑ	ㄍㄤㄌㄨˊ Gambier. 嚼咪了	薯 ^{ㄕㄨ} 蓑 ^{ㄕㄨㄛ}
ㄏㄨㄥ Hemp. 噉	胡 ^{ㄏㄨ} 蔴 ^{ㄇㄨ}	ㄍㄤㄌㄨˊ Gamboge. 嚼厚治	藤 ^{ㄊㄥ} 黃 ^{ㄏㄨㄤ}
ㄇㄨㄣ Indian rubber. 烟尼噉 兒籃仔合	抹 ^{ㄇㄚ} 紙 ^ㄓ 膠 ^{ㄐㄨ}	ㄍㄤㄌㄨˊ Gentian. 嚼臣	黃 ^{ㄏㄨㄤ} 連 ^{ㄌㄧㄢ}
ㄇㄨㄣ Indigo. 烟羽我	土 ^{ㄊㄨ} 靛 ^{ㄉㄧㄢ}	ㄍㄤㄌㄨˊ Ginseng. 毡星	仁 ^{ㄖㄣ} 參 ^{ㄕㄢ}
ㄉㄨㄤ Foreign iron. 科噉 埃兒噉合	洋 ^{ㄩㄤ} 鐵 ^{ㄉㄧㄝ}	ㄍㄤ Glass stuff. 呀拉時 時喇父	燒 ^{ㄕㄨㄠ} 料 ^{ㄌㄧㄠ}

<p>マダカ Madder. 叱那</p>	<p>丹^ア カ 參^マ</p>	<p>トヤダシク Isinglass. 衣星呀兒拉時 合時</p>	<p>魚^イ 膠^カ</p>
<p>マ Mat. 叱</p>	<p>草^マ 蓆^マ</p>	<p>トヤク Ivory. 埃喙毛</p>	<p>象^ゾ 牙^ゾ</p>
<p>マシ Molasses. 摩拉些時</p>	<p>桔^マ 水^シ 糖^マ</p>	<p>ハシ Gumlac. 暗啣</p>	<p>紫^シ 梗^マ</p>
<p>マシク Molasses glue. 摩拉些時呀啞</p>	<p>糖^マ 膠^シ</p>	<p>ハシ Gold lace. 哦伙 完時</p>	<p>金^シ 線^マ 縹^シ</p>
<p>マシカ Mother of pearl. 孖他 啊 啤伙</p>	<p>雲^マ 母^シ 殼^カ</p>	<p>マシカ Lacquered ware. 勒加裂 啤</p>	<p>漆^マ 器^シ</p>
<p>マシカ Musk. 孖時忌</p>	<p>麝^マ 香^シ</p>	<p>マシカ Lead. 噉</p>	<p>鉛^マ 器^シ</p>
<p>マシ Myrrh. 嗎芻</p>	<p>沒^マ 藥^シ</p>	<p>マシ Linen. 噉噴</p>	<p>麻^マ 布^シ</p>
<p>ナキ Nankeen. 啤堅</p>	<p>紫^ナ 花^キ</p>	<p>ロシ Loadstone. 啤士頓</p>	<p>磁^ロ 石^シ 石所即 是稱漢 也攝人</p>

<p>ペ Pen. 唎</p>	<p>鷲^フ 毛 筆^ブ</p>	<p>ヘナヌキ Nutmeg. 嫩覓</p>	<p>豆^コ 蔻^ク 白^シ 又^タ 名^メ 曰^フ 菓^カ</p>
<p>ペパ Pepper. 庇^ヒ 兒^エ 把^バ 合</p>	<p>胡^コ 椒^{シヤウ}</p>	<p>ヘナク ナホーホ Nax vomeca. 拿士 噴覓加</p>	<p>馬 前</p>
<p>ポセリン Porcelain. 坡^ハ 了^{リヤウ} 時^シ 噠^{タイ}</p>	<p>磁^チ 器^キ</p>	<p>オリーブ Olibanum. 啊^ア 兀^ウ 瑟^セ 噠^{タイ}</p>	<p>乳^ニ 香^カ</p>
<p>プロシヤン Prussian blue. 布^フ 唎^{リヤウ} 斯^シ 噠^{タイ}</p>	<p>洋^{ヤウ} 靛^{テン}</p>	<p>オピウム Opium. 啊^ア 卑^ヒ 噠^{タイ}</p>	<p>鴉^ア 片^{ヘン} 煙^{エン}</p>
<p>プッチウク Putchuck. 呖^リ 則^{ソク} 忌^キ</p>	<p>木^{ボク} 香^{カウ}</p>	<p>パトナ Patna. 扒^パ 擊^キ</p>	<p>舊^{コウ} 公^{コウ} 烟^{エン} 是^シ 也^ヤ</p>
<p>クイックシルバ Quicksilver. 歐^{オウ} 施^シ 陀^タ 花^カ</p>	<p>水^{スイ} 銀^{ギン}</p>	<p>ペーパー Paper. 啤^ピ 吧^バ</p>	<p>紙 料</p>
<p>ライシン Raisin. 倪^ニ 兒^エ 先^{セン} 合</p>	<p>菩^ボ 提^{テイ} 乾^{ケン}</p>	<p>パケツ Parcel. 吧^バ 些^{シヤ} 倪^ニ</p>	<p>包^ツ</p>
<p>ラッテン Ratten. 倪^ニ 兒^エ 順^{ジュン} 合</p>	<p>沙^サ 簾^{レン}</p>	<p>パール Pearl. 啤^ピ 兒^エ 輪^{リン} 合</p>	<p>珍^{ジュン} 珠^{ジュ}</p>

<p>サパン木 Sapan wood. 沙班 喏</p>	<p>蘇 木</p>	<p>ニニキト Rhubarb. 倪筵嗎 合</p>	<p>大 黃</p>
<p>シーワード Seaweed. 施喏</p>	<p>海 菜</p>	<p>ライス Rice. 倪黎時 合</p>	<p>米</p>
<p>シャークフィン Sharks fin. 索時 時翹合</p>	<p>魚 翅</p>	<p>ロープ Rope. 倪黎合 合</p>	<p>繩 索</p>
<p>シルク Silk. 絲叻忌</p>	<p>絲 髮</p>	<p>ローズ Rosin. 倪夏先 合</p>	<p>松 香</p>
<p>スマルト Smalt. 時摩倪地</p>	<p>大 青</p>	<p>サゴ Sago. 沙嚨</p>	<p>西 米</p>
<p>スナッフ Snuff. 士摩父</p>	<p>鼻 烟</p>	<p>ソルト Salt. 梳倪</p>	<p>鹽</p>
<p>ソープ Soap. 士嚨</p>	<p>番 鹼</p>	<p>ソルトペトル Salt-petre. 梳倪卑叻</p>	<p>洋 硝</p>
<p>ソイ Soy. 士衰</p>	<p>豆 油</p>	<p>サンダル Sandal wood. 山摩倪 喏</p>	<p>檀 香</p>

<p>トク Tin. 類</p>	<p>錫<small>ス</small></p>	<p>クマ マダト Sper macei. 必 士吧嗎時低</p>	<p>鯨<small>クマ</small> 油<small>マダト</small></p>
<p>ハク Copper. 急吧</p>	<p>銅<small>ハク</small></p>	<p>クマ マダト Spice. 時跋時</p>	<p>香<small>ハク</small> 料<small>マダト</small></p>
<p>トク Iron. 埃<small>兒</small>合</p>	<p>鐵<small>トク</small></p>	<p>クマ マダト Steel. 時咄僂</p>	<p>鋼<small>トク</small> 鐵<small>マダト</small></p>
<p>トク トノ Tin plate. 頭 咄結</p>	<p>馬<small>トク</small> 口<small>トノ</small> 鐵<small>トク</small></p>	<p>ハク マダト Sugar. 蘇呀</p>	<p>糖<small>ハク</small> 蘇<small>マダト</small></p>
<p>ハク マダト Tortoiseshell. 喇咄時吐些僂</p>	<p>玳<small>ハク</small> 瑁<small>マダト</small></p>	<p>ハク マダト Sugar candy. 蘇呀 奸尼</p>	<p>水<small>ハク</small> 糖<small>マダト</small></p>
<p>ハク マダト Tripang. 咄<small>兒</small>合</p>	<p>海<small>ハク</small> 珍<small>マダト</small></p>	<p>ハク マダト Sulphur. 沙僂花</p>	<p>琉<small>ハク</small> 璜<small>マダト</small></p>
<p>トク マダト Tutenague. 堆頭腦</p>	<p>白 鉛</p>	<p>トク Tea. 啲</p>	<p>茶<small>トク</small> 葉<small>マダト</small></p>
<p>トク マダト Blue vitriol. 哪咄 咄地不喇</p>	<p>膽<small>トク</small> 礬<small>マダト</small></p>	<p>士字以二齒合 舌尖然後說之 クマ マダト Thread. 士僂結</p>	<p>此結字纏結之 結也 線<small>クマ</small></p>

大-ク 大*ニ Goose quill & 噤時 結衣俵	鷄 ノ ハ 毛テ	大-キ 大 大*ニ Walking stick. 噤京 時的	竹 竿
類 物 食		大*ト Watch. 噤治	時 辰 鏢
トロ大*カ Provision 坡俵威臣	伙 ヲ 食	大ニ Wool. 烏俵	羊 シ 毛
ト 大* Bread. 噤列	麵 頭	大ニ Woolen. 烏噤	噤 噤 絨
ト 大* ト 大* Bran bread. 噤 噤 噤 噤 噤 噤	麥 糠 麵 頭	大* Zinc. 噤 噤 合	白 鉛
大* Biscuit. 噤時結	麵 餅 乾	大* Lead. 噤	鉛
大-ニ 大-ハ Salt beef. 梳俵 味平	鹹 牛 肉	ト 大* 大* Black lead. 噤 噤	黑 鉛
大-ハ 大-キ Beef steak. 味平 時的	鐵 肥 牛 肉	大* Matel. 也 噤 俵	金 之此乃五金 名也

<p>カクヘク カ一キ Wine cake. 伝 載</p>	<p>酒 餅</p>	<p>ハクヤクヘク* ハ一ク Anchovy sauce. 噁銚威 梳時</p>	<p>精^コ 魚^シ 解^ロ 解^シ</p>
<p>チ一ク Cheese. 之時</p>	<p>牛 奶 餅</p>	<p>ク<< Ham. 咄 咄</p>	<p>金^ハ 腿^ム</p>
<p>キ一ク* ヲク* Boned chicken. 捫嫩 即斤</p>	<p>褪^ホ 骨^キ 鷄^チ</p>	<p>クヤク* Batter. 呀呀</p>	<p>麵 料</p>
<p>チリ一ク* Chowder. 周拿</p>	<p>魚 羹</p>	<p>*ハク* Pork. 博</p>	<p>豬^ブ 肉^ニ 肉^ク</p>
<p>カヤク* Clives. 施乎時</p>	<p>萘^コ 菜^シ</p>	<p>ユカヤク* シ>>ト Dried grape. 呢^儂合^禮咽^呀合^儂莖^莖</p>	<p>葡^ホ 萄^シ 乾^ブ 乾^ク</p>
<p>ホ一<一 Cream. 咖^儂合^羅</p>	<p>牛^ウ 乳^シ 乳^ニ 乳^チ</p>	<p>トロク ク一ト Broth or soup. 喇^儂合^羅 又曰 囉</p>	<p>湯^シ 湯^ル 湯^ユ</p>
<p>ユ一ク ハク* Bean curd. 晚 咭</p>	<p>豈^ト 腐^フ</p>	<p>*ク* Butter. 乜呀</p>	<p>牛^ゴ 油^ト 油^ル</p>
<p>ハク* ク<ト Curry stuff. 加^儂合^瓦時打父</p>	<p>加 瓦 材 料</p>	<p>*ホ* Wheaten cake. 噉顛 載</p>	<p>麥^ム 餅^キ 餅^シ 餅^ル</p>

<p>ス>ト カ>ヤク Grape wine. 呀合 呀</p>	<p>葡 萄 酒</p>	<p>クスタ Custard. 加時健</p>	<p>吉 時</p>
<p>ク>ハ ヲ>ト Hashed beef. 呀舌 呀</p>	<p>乞 食 肉</p>	<p>ハ>カ> ン>カ>ト Fowl cullets. 岳佻 吉列時</p>	<p>吉 列 鷄</p>
<p>カ>ヤ Cayenne. 咖笛呢</p>	<p>辣 椒</p>	<p>ニ>カ> ン>カ>ト Deer's sinews. 妮了時 鮮鳥時</p>	<p>鹿 筋</p>
<p>ヤ>カ> ヲ>キ Baked pig. 呀結 逼</p>	<p>局 豬 豚</p>	<p>カ>カ> ハ>カ>ト Cow's feet. 鳩時 嘴</p>	<p>牛 脚</p>
<p>カ>カ> ン>カ>ト Pickles. 逼斤佻時</p>	<p>酸 菓</p>	<p>カ>カ> ン>カ>ト Pastry. 巴時地毛</p>	<p>點 心</p>
<p>カ>カ> ン>カ>ト Stewed birdnests. 時凋咽 咤呢時時</p>	<p>會 燕 窩</p>	<p>ハ>カ> ン>カ>ト Fricasseed fowl. 乎叻加舌 岳佻</p>	<p>嘴 鴨 鷄</p>
<p>カ>カ> ン>カ>ト Pigeon pie. 咤咤 跋</p>	<p>白 鴿 籠</p>	<p>ハ>カ> ン>カ>ト Ratbit fowl. 笠必 岳佻</p>	<p>老 鼠 鷄</p>
<p>カ>カ> ン>カ>ト Pilaw. 吡罗</p>	<p>波 萝 米</p>	<p>カ>カ> ン>カ>ト Gibletpie. 噶嘛列跋</p>	<p>鷄 頭 籠</p>

<p>ビーフ スエー Beef suet. 味乎 嚼</p>	<p>牛 骨 髓</p>	<p>ポーク chops Pork chops. 博執時</p>	<p>猪 排 骨</p>
<p>スウィート Sweetmeat. 嚼獵特</p>	<p>糖 菓</p>	<p>スライス オブ スウィート ポテト Slice of sweet potato. 時禮時 珂父 嚼 波菱都</p>	<p>鐵 耙 紅 薯</p>
<p>ウエンプ ジャム Whamp jam. 黃 蔭</p>	<p>黃 皮 糕</p>	<p>ブレッド パディング Bread pudding. 嚼列合 坏季</p>	<p>麵 頭 布 頭</p>
<p>ゼリー Zelly. 嚼石</p>	<p>猪 脚 凍</p>	<p>ソーセージ Sausage. 梳除群</p>	<p>蜡 腸</p>
<p>ジェリー Jellies. 嚼石時</p>	<p>車 厘</p>	<p>タートル ソープ Turtle soup. 啣都仇 嗽</p>	<p>脚 魚 湯</p>
<p>ラード Lard. 嚼</p>	<p>猪 油</p>	<p>カウ リバ Cow's liver. 鳩時 石花</p>	<p>牛 肝</p>
<p>インディアン ミール Indian meal. 烟呢噫 味仇</p>	<p>粟 米 粉</p>	<p>ソース Souze. 梳時</p>	<p>猪 利 脚</p>
<p>ムラガタウニー Mullagatawny. 狩石結啣威</p>	<p>黃 菘 湯</p>	<p>スパリブ Sparib. 時巴 梳獵合</p>	<p>猪 尾 龍</p>

<p>類名酒</p>		<p>ムツォン Mutton. セ頓</p>	<p>羊 シ ン ニ ク 肉</p>
<p>スピリツ Spirits. 時卑兒列時 合</p>	<p>酒 之此句乃酒 之總名也</p>	<p>ムツォン ステーク Mutton steak. セ頓 時的</p>	<p>羊 シ ン ニ ク 肉 把</p>
<p>ロム Rum. 兒林合</p>	<p>酒 嗽</p>	<p>レッグ オブ ムツォン Leg of mutton. 叻 珂乎 セ頓</p>	<p>羊 シ ン ニ ク 肌</p>
<p>レド ワイン オア クラレット Red wine or claret. 兒列合 威烈合 或曰 加拉兒列合</p>	<p>紅 酒</p>	<p>ナツメグ Nutmegs. 嫩 覓時</p>	<p>荳 蔻</p>
<p>ジンジャー ワイン Ginger wine. 毡毡 威烈合</p>	<p>毡 酒</p>	<p>スイート オイル & Sweet oil & 嗜 喉吮</p>	<p>生 菜 油</p>
<p>シェリー Sherry. 些了兒兜合</p>	<p>些 石</p>	<p>オイスターパイ Oysterpie. 喉時叻鼓</p>	<p>蟻 麵 龜</p>
<p>ジンジャー ビール Ginger beer. 毡毡 啤</p>	<p>薑 啤</p>	<p>ライス パンケーキ Rice pancake. 倪禮時 班戟</p>	<p>飯 餅</p>
<p>ブランデー Brandy. 蘇兒蘭尼合</p>	<p>龍 蘭 地 名即 蒸是 為淡 也人</p>	<p>パースレー Parsley. 巴時呢</p>	<p>旱 芹 菜</p>

<p>トハロ ト>ク Cherry brandy. 遮兒无 嘛蘭呢 合</p>	<p>車 无 罷 蘭 地</p>	<p>ビ>ト Beer. 啤了 合</p>	<p>啤 酒</p>
<p>コ>ロ>一> Cordail. 葛尼仇</p>	<p>料 哥 酒</p>	<p>キ>ロ> Cider. 施那</p>	<p>萃 菓 酒</p>
<p>ウ>ロ> Vinegar. 威尼呀</p>	<p>醋</p>	<p>ポ>テ>ロ> ウ>ロ> Porter wine. 波呀 威 合 合</p>	<p>波 打 酒</p>
<p>ジュ> Juice. 哩時</p>	<p>汁 フ ニ ン</p>	<p>エ> Ale. 亞兒</p>	<p>麥 酒</p>
<p>メ>シ>ロ> ウ>ロ> Medicine wine. 噤尼臣 威 合 合</p>	<p>藥 酒</p>	<p>ウ>ロ> ウ>ロ> White wine. 威 威 合 合</p>	<p>白 酒</p>
<p>ア>ラ> Arrack. 了兒喇 合 忌</p>	<p>啞 叻 酒</p>	<p>マ>ド> Madeira. 也尼兒 合 拉</p>	<p>呂 宋 白 酒</p>
<p>ロ>メ>ロ> ア>ロ> Rose meloes. 兒男時 孖 合 兒時</p>	<p>蘇 合 酒</p>	<p>シャ>ム>ペ> Champagne. 簪邊</p>	<p>三 邊 酒</p>
<p>ポ> Port 砵</p>	<p>砵 酒</p>	<p>ホ> Hock. 亮忌</p>	<p>亮 酒</p>

<p>ラベンダー Lavender. 呖墳拿</p>	<p>香 イ 水</p>	<p>ポテ Poter. 波附</p>	<p>波 附</p>
<p>類 禽 飛</p>		<p>ピクル Pickle. 碧呵侏</p>	<p>醬</p>
<p>フowl Fowl. 缶侏</p>	<p>鷄 類</p>	<p>ソルト Salt. 梳侏</p>	<p>鹽</p>
<p>ガンダー Gander. 限哪</p>	<p>鷓 公</p>	<p>シュワーム Sweetmeat, jum. 時威滅 砧</p>	<p>糖 菓</p>
<p>ガース Goose. 隆時</p>	<p>草 鷓</p>	<p>アンチョビ Anchovies. 晏性威時</p>	<p>魚 解</p>
<p>ワイルド Wild goose. 賊侏 隆時</p>	<p>雁 鷓</p>	<p>ジンジャー Ginger syrup. 毡括 施立</p>	<p>羌 水</p>
<p>ホーク Hawk. 噉</p>	<p>鷹</p>	<p>レモン Lemon water. 噉咬 嗶附</p>	<p>檸檬 水</p>
<p>シンギング Singing lark. 星英 勃</p>	<p>百 鷓</p>	<p>ソダー Soder water. 梳拿 嗶附</p>	<p>梳 水</p>

<p>ハシヤカ Pheasant. 啡山</p>	<p>山 鶏</p>	<p>カハシカ フーカ Wood lark. 活嘯</p>	<p>山 麻 鵲</p>
<p>ヒノハシカ ハシヤカ Peacock pheasant. 啤各 啡山</p>	<p>金 鏡 鶏</p>	<p>クロシ Thrush. 士<small>兒粒</small>吐<small>合</small></p>	<p>畫 眉</p>
<p>キヤカ Bird. 叱</p>	<p>鵲 鳥</p>	<p>マカハ キヤカ Mango bird. 猛嘯叱</p>	<p>黃 鶯</p>
<p>キヤカ ハハ ヨシキヤカ Bird of paradise. 叱 珂父 吧律尻時</p>	<p>鵲 皇</p>	<p>トホニ Owl. 珂仇</p>	<p>梟 鷹<small>即</small>鏡頭</p>
<p>カハニキヤカ Canarybird. 奸那<small>兒死</small>叱<small>合</small></p>	<p>時 辰 鵲</p>	<p>パディ キヤカ Paddy bird & 扒呢 叱</p>	<p>禾 鵲</p>
<p>コカ Cock. 各</p>	<p>鷄 公</p>	<p>カハシカ Parrot. 吧<small>兒</small>牌<small>合</small></p>	<p>鸚 哥</p>
<p>ケン Hen. 陸</p>	<p>鷄 閩</p>	<p>ケンカハカ Partridge. 吧兜<small>兒列</small>治<small>合</small></p>	<p>鷓 鴒</p>
<p>チキヤカ Chicken. 迹斤</p>	<p>鷄 仔</p>	<p>ヒノハシカ Peacock. 啤各</p>	<p>孔雀</p>

<p>マール Eagle. 衣呀侏</p>	<p>神^ロ 鷹^ン</p>	<p>バントム Bantam. 番担</p>	<p>矮^チ 雞^キ</p>
<p>トウ Pullet. 哺結</p>	<p>鷄^ヒ 項^コ</p>	<p>シルケン Silkencock. 施叻斤各</p>	<p>絲 鷄</p>
<p>クワイル Quail. 喏侏</p>	<p>鴉^カ 鶻^ク</p>	<p>クロウ Crow. 鶻^兒復^合</p>	<p>鴉^カ 鶻^ク</p>
<p>スニプ Snipe. 時泥喋</p>	<p>沙^サ 錐^キ</p>	<p>ドール Dore. 囉父</p>	<p>班^ハ 鳩^ト</p>
<p>スパロウ Sparrow. 時吧罗</p>	<p>麻^マ 雀^セ</p>	<p>ドレイク Drake. 喏^兒囉^合</p>	<p>鴨^カ 公^モ</p>
<p>スワロウ マーチン Swallow martin. 時囉罗或曰 孖顛</p>	<p>燕^{ツバメ}</p>	<p>ダック Duck. 鴨</p>	<p>鴨^{カモ}</p>
<p>テール Teal. 喏侏</p>	<p>小^コ 水^カ 鴨^モ</p>	<p>ワイルドダック Wild duck, mallard. 喏侏 鴨 或曰孖囉</p>	<p>水^カ 鴨^モ</p>
<p>ターキー Turkey. 得基</p>	<p>火 鷄</p>	<p>エグレット Egret. 衣呀^兒列^合</p>	<p>鷺^サ 鷺^キ</p>

猪 Boar. 摩亞	猪 公	山 Hill snipe. 希侏 時坭蝶	山 錐
水 Buffalo. 孖啡拉	水 牛	類 獸 走	
牛 Bull. 啗侏	牛 牯	鹿 Antelope. 晏爹笠	鹿 <small>ヤギ</small>
牛 Calf. 啗侏父	牛 仔	猿 Ape. 鴨	猿 <small>サ</small>
駱 Camel. 絨咩侏	駱 駝	鴉 Ass. 鴉時	駱 <small>ロ</small>
家 Cat. 咭	家 狸	蝙蝠 Bat. 咭地	蝙蝠 <small>カ</small> <small>チ</small> <small>モ</small> <small>蝠</small>
馬 Colt. 高侏地	馬 仔	熊 Bear. 咩	熊 <small>ク</small>
黃 Cow. 鳩	黃 牛	狗 Bitch. 賊治	狗 <small>イ</small> 母

<p>スギリー コキ Guinea pig. 查呢 羅</p>	<p>荷 蘭 豬</p>	<p>キート Deer. 呢丁</p>	<p>鹿^{シカ}</p>
<p>ホ Hog. 潑</p>	<p>山^イ ノ ン 猪^イ</p>	<p>ムスカ キート Musk deer. 孖時祖 呢丁</p>	<p>麝^{シカ}</p>
<p>ホー Horse. 苛時</p>	<p>馬^{ウマ}</p>	<p>ド Doe. 怒</p>	<p>鹿^{シカ}</p>
<p>キド Kid. 結</p>	<p>山^キ 羊^ヤ 仔^コ</p>	<p>ド Dog. 鐸</p>	<p>狗^{イヌ}</p>
<p>キッテン Kitten. 結囉</p>	<p>貓^{ネコ} 仔^コ</p>	<p>エレファン Elephant. 衣不番</p>	<p>象^{ゾウ}</p>
<p>ラム Lamb. 曬</p>	<p>羊^{ヒツ} 仔^コ</p>	<p>フォックス Fox. 霍時</p>	<p>狐^{キツネ} 狸^{リス}</p>
<p>レオパード Leopard. 笠扒</p>	<p>豹^{ヒョウ}</p>	<p>ギボン Gibbon. 接門</p>	<p>鳥^{トリ} 猿^{サル}</p>
<p>ライオン Lion. 禮安</p>	<p>獅^シ 子^コ</p>	<p>ゴート Goat. 稜地</p>	<p>山 羊</p>

<p>シキ Pig. 逼</p>	<p>猪^ブ ノ 仔^コ</p>	<p>マニス ぐンハ Manis or pangolin. 啮呢時 又曰 彭俄噠</p>	<p>鯨^ブ 鯉^コ</p>
<p>クマ ー ヲク Shrew mouse. 士了 啮時</p>	<p>鼠^{ハッ} カ チ ヅ ミ</p>	<p>マ Mare. 孖</p>	<p>牝^メ 馬^マ</p>
<p>類 蝦 魚</p>		<p>モ Mole. 摩俄</p>	<p>田^ウ 鼠^シ</p>
<p>イシ Fish. 非士</p>	<p>魚^イ カ チ</p>	<p>マ Monkey. 啞猴</p>	<p>馬^ウ 驢^ウ</p>
<p>ク Whale. 威俄</p>	<p>鯨^ク 魚^ウ</p>	<p>マ Mouse. 啮時</p>	<p>鼠^マ 鼠^ミ</p>
<p>カ Crocodile. 哥哥尼俄</p>	<p>鱷^カ 魚^コ</p>	<p>オ Otter. 珂呀</p>	<p>水^カ 獺^コ</p>
<p>カ Frog. 父絡</p>	<p>蛤^カ 鱉^コ</p>	<p>カ Scatter. 施珂呀</p>	<p>海^ウ 獺^コ</p>
<p>カ Snake. 時陽</p>	<p>蛇^カ</p>	<p>ウ Ox. 惡時</p>	<p>閩^ウ 牛^ウ</p>

<p>ハハト Crab. 加筭</p>	<p>蟹<small>カニ</small></p>	<p>ムト Toad. 毒</p>	<p>蟾<small>カサ</small> 蜾<small>ト</small></p>
<p>ハキ Fin. 非廻合</p>	<p>翅<small>ヒレ</small></p>	<p>ムトハキ Tortoise. 附咤時</p>	<p>龜<small>カメ</small></p>
<p>ロ Roe. 兇夏合</p>	<p>卵<small>コ</small></p>	<p>ムト Turtle. 附都侏</p>	<p>脚<small>シメ</small> 魚<small>サカナ</small></p>
<p>マ Maw. 摩</p>	<p>魚<small>エ</small> ノ 肚<small>ハ</small></p>	<p>マ Eel. 衣侏</p>	<p>鱧<small>ササギ</small></p>
<p>ク Beak, bill. 覓忌又曰未侏</p>	<p>嘴<small>クビ</small></p>	<p>ムト Salt fish. 梳侏 味士</p>	<p>鹹<small>シ</small> 魚<small>カナ</small></p>
<p>ホ Chrysalis. 忌元些元時</p>	<p>繭<small>カイ</small></p>	<p>ムト Shrimp. 士噤</p>	<p>蝦<small>エビ</small></p>
<p>ハ Claw. 哥罗</p>	<p>爪<small>ツメ</small></p>	<p>ムト Lobster. 笠時附</p>	<p>龍<small>リウ</small> 蝦<small>エビ</small></p>
<p>ハ Comb. 今</p>	<p>冠<small>カサ</small></p>	<p>ムト Oyster. 埃時附</p>	<p>蟻<small>カサ</small></p>

<p>パースレー Parsley. 吧時既</p>	<p>早^キ 芹^ノ</p>	<p>クレタ Crest. 忌元時</p>	<p>垂^ト 下^カ</p>
<p>ピーズ Peas. 疋時</p>	<p>荷^{エン} 蘭^ノ 苳^ウ</p>	<p>デュークロー Dew-claw. 鳥哥罗</p>	<p>距^ケ 下^カ</p>
<p>ピクルズ グリーン Pickled green. 逼忌列 忌噠</p>	<p>鹹^ナ 菜^ノ</p>	<p>ギル Gill. 既虎</p>	<p>鯉^ナ 下^カ</p>
<p>パールバレー Pearl barley. 啤俛 羽既</p>	<p>慧^ヒ 米^ノ</p>	<p>エリトラ Elytra. 衣元喇拉</p>	<p>硬^カ 翼^リ</p>
<p>類 用 器</p>		<p>グリーンの野菜 Green of vegetable 忌噠 又曰 鹹之釜布</p>	<p>青^{アヲ} 菜^ノ</p>
<p>フットスツール Footstool. 潤時都俛</p>	<p>脚^フ 踏^ミ 機^イ</p>	<p>ウォーターグリー Water green. 啤啉 忌噠</p>	<p>薤^ノ 菜^ノ</p>
<p>フォーク Fork. 噠忌</p>	<p>刀^ミ 釵^メ</p>	<p>キャベジ Cabbage. 急咩治</p>	<p>椰^ナ 菜^ノ</p>
<p>フラワーポット Flower -pot. 扶婁亞 味</p>	<p>花^ウ 瓶^チ</p>	<p>マスタード Mustard. 仔時捷</p>	<p>芥^カ 菜^ノ</p>

𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Gridiron. 呀兀拿倫	鐵 ^ア 𠵼 ^ニ	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Frying-pan. 扶兜英班	鐵 ^ア 鍋 ^カ
𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Fire place. 輝亞 啤兀時	爐 ^カ 𠵼 ^ア	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Furnace. 番尼時	風 ^ア 爐 ^カ
𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Heater. 噉打	火 鍋	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Gallipot. 嚇獵砵	勸 ^ア 盅 ^カ
𠵼 𠵼 𠵼 Hoop. 噉	箍 ^カ 𠵼 ^カ	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Champagne glass. 三鞭 呀拉時	三 鞭 酒 杯
𠵼 𠵼 Keg. 激	琵琶 ^カ 桶 ^カ 仔 ^カ	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Claret glass. 加拉喇 呀拉時	紅 酒 杯
𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Treasure chest. 菱兀素亞 遮時	甲 ^カ 𠵼 ^カ 萬 ^カ	𠵼 𠵼 𠵼 Grate. 呀喇	火 ^ア 𠵼 ^カ 爐 ^カ
𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Tea chest. 啲 遮時	茶 ^カ 𠵼 ^カ 箱 ^カ	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Grater. 呀噉打	蓋 ^カ 𠵼 ^カ 擦 ^カ
𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Chopstick. 執時的	快 ^カ 子 ^カ	𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 𠵼 Gravy dish. 呀呢噉 尼吐	汁 盅

<p>コスタード カップ Costard cup. 加時健 急</p>	<p>吉 時 杯</p>	<p>ヘビー クリフ Heavy cleaver. 噸威 忌不花</p>	<p>柴 刀</p>
<p>ミルク カップ Milk cup. 啖俛忌 急</p>	<p>牛 乳 盅</p>	<p>クロック Clock. 哥絡</p>	<p>時 辰 鐘</p>
<p>カップボード Cupboard. 急味</p>	<p>碗 櫃</p>	<p>コーヒー ミル Coffee-mill. 啖啡 啖俛</p>	<p>啖 啡 磨</p>
<p>シルク カルテン Silk curtain. 施叻 加顛</p>	<p>綢 簾</p>	<p>コルクスクリュー Corkscrew. 各時故啖</p>	<p>酒 鑽</p>
<p>クッション Cushion. 加施安</p>	<p>椅 墊</p>	<p>カウチ Couch. 鳩踪</p>	<p>交 子 床</p>
<p>ウッド レッセル Wooden ladle. 活啖 啖啖俛</p>	<p>木 殼</p>	<p>ティン カバ Tin cover. 顛 加花</p>	<p>錫 蓋</p>
<p>グロブュール ランプ Globular lamp. 啖啖舞拉 啖</p>	<p>金 魚 缸 燈</p>	<p>カップ Cup. 急</p>	<p>缶</p>
<p>ウォーター ランプ Water lamp. 啖打 啖</p>	<p>琉 璃</p>	<p>バター カップ Butter cup. 乜打 急</p>	<p>牛 油 盅</p>

<p>ロカ スヲト入 Rush matting. 拉吐 乜丁</p>	<p>草^ゾ 蓆^フ</p>	<p>ハイト クトク Lampstand. 噯時丹</p>	<p>燈^ト 檯^イ</p>
<p>磨^ヒ Mill. 唵侏</p>	<p>磨^ヒ 磨^キ 筒^{ウス}</p>	<p>ハイト トイリ Lamp-chimney. 噯咕尼</p>	<p>燈^ト 筒^イ</p>
<p>巾^フ Mop. 嘿</p>	<p>布^フ 巾^ウ 嘿^キ 嘿^ン</p>	<p>ハイト タキ Lampwick. 噯噥</p>	<p>燈^ト 心^ン</p>
<p>甲^ツ Mortar. 噯打</p>	<p>春^ツ 秋^キ 秋^ウ 秋^ス</p>	<p>ロカ ハイトタキ Rush lampwik. 拉吐 噯噥</p>	<p>燈^ト 草^ン</p>
<p>カ^キ Pestle. 噯時噯侏</p>	<p>春^キ 槌^チ</p>	<p>タ^ク Lantern. 噯打倫</p>	<p>燈^ト 籠^ロ</p>
<p>甲^カ Mustard-pot. 噯時噯侏</p>	<p>芥^カ 末^ラ 虫^シ 虫^レ</p>	<p>ロカ Lock. 噯</p>	<p>鎖^ヂ 鎖^ウ</p>
<p>巾^フ Napkin. 噯堅</p>	<p>茶^フ 巾^キ 布^ン</p>	<p>ト^ト Chair mat. 噯亞 乜</p>	<p>椅^イ 墊^イ</p>
<p>ヤ^エ Padlock. 噯噯</p>	<p>盒^エ 籠^ビ 鎖^ヂ 鎖^ウ</p>	<p>タ^タ Rattan dishmat. 噯噯 尼吐乜</p>	<p>藤^フ 碟^シ 墊^イ</p>

<p>カフク Cover. 加花</p>	<p>匁 兜 盖</p>	<p>クーニ Pail. 啤侏</p>	<p>水^ナ 桶^ナ</p>
<p>パイプ Pipe. 跋喋</p>	<p>烟^ナ 筒^ナ</p>	<p>パン Pan. 班</p>	<p>鏡^ナ</p>
<p>パイプ カク Pipe stem. 跋喋 時痞</p>	<p>烟^ナ 筒^ナ 斗^ナ</p>	<p>カク Utensil. 要順施侏</p>	<p>器^ナ</p>
<p>ピッチャ Pitcher. 必渣</p>	<p>鉢^ナ 缸^ナ</p>	<p>グラス Glass. 呀拉時</p>	<p>玻^ナ 璃^ナ</p>
<p>プレート Plate 啤咭</p>	<p>餅^ナ 碟^ナ</p>	<p>ペッパー Pepper box. 啤咭 巴 冀時</p>	<p>胡^ナ 椒^ナ 罇^ナ</p>
<p>プラッター Platter. 吧啤打</p>	<p>匁 兜^ナ</p>	<p>ピアノ Piano. 啤囉</p>	<p>琴^ナ 盖^ナ</p>
<p>ポーカー Poker. 啤加</p>	<p>火^ナ 杵^ナ</p>	<p>ピクチャー Picture frame. 逼渣 扶麻</p>	<p>畫^ナ 架^ナ</p>
<p>ポートフォリオ Portfolio. 鉢科丕呵</p>	<p>書^ナ 板^ナ</p>	<p>ピア Pier glass. 啤亞 呀拉時</p>	<p>照^ナ 身^ナ 鏡^ナ</p>

<p>ス ク ホ フ ク ナーニ Pan of scale. 班 阿乎 時加俛</p>	<p>秤 チ ヒ ン ン ナ ラ 盤</p>	<p>ロキニ ヲク Rolling pin. 儂 罗玲 邊</p>	<p>麵 フ ン メ 棍</p>
<p>シ ク シ ナク Scissors. 施沙時</p>	<p>鉸 チ 剪 ミ</p>	<p>シ Shoe. 曠</p>	<p>鞋 シ</p>
<p>クニニ Screen. 時忌噠</p>	<p>平 フ 風</p>	<p>ロク Rug. 儂 勒</p>	<p>地 フ セ 毡</p>
<p>シ Sedan. 施離</p>	<p>橋 カ</p>	<p>サ Safe. 些乎</p>	<p>紗 フ 風 燈</p>
<p>クニニ シ Copper kettle. 急巴 結頓儂</p>	<p>銅 カ チ 子 保</p>	<p>シ Salt-cellar. 梳儂施拉</p>	<p>鹽 シ 虫</p>
<p>クニニ シ Iron kettle. 埃倫 結頓儂</p>	<p>大 ツ 鐵 鍍</p>	<p>シ Saucer. 梳沙</p>	<p>茶 ヤ 碟</p>
<p>カニニ シ Carving knife. 加非鷲合 坭乎</p>	<p>大 餐 刀</p>	<p>シ Saucer boat. 梳沙 味</p>	<p>茶 船</p>
<p>カニニ シ Case knife. 嘒時 坭乎</p>	<p>牛 肉 刀</p>	<p>クニニ Scales. 時加儂時</p>	<p>天 秤</p>

<p>カキ Jug. 則</p>	<p>埕 トキ</p>	<p>カキカキトキ カキ Vegetable knife. 喊之菱布 坭乎</p>	<p>菜 ナ キ ボ ロ ク 刀</p>
<p>エダ Ladder. 梯 唵</p>	<p>梯 ハ 機 キ</p>	<p>ハキ カキ Fish knife. 啡吐 坭乎</p>	<p>魚 イ ボ ロ ク 刀</p>
<p>スヘ Ladle. 唯 唵 碗</p>	<p>殼 シ ン</p>	<p>ペン カキ Pen knife. 辺 坭乎</p>	<p>摺 コ 鉸 ガ 刀 仔 ナ</p>
<p>カト スヘ Soup ladle. 隔 唯 唵 碗</p>	<p>湯 シ 殼 ソ</p>	<p>デザート カキ Dessert knife. 呢殼 坭乎</p>	<p>菓 刀</p>
<p>カキ カキ Cutting-board. 吉丁 味</p>	<p>砧 イ 板 ダ</p>	<p>カキ Jar. 壺</p>	<p>罌 カ</p>
<p>カキ カキ Glass decanter. 呀拉時尼好打</p>	<p>玻 璃 酒 罇 ン</p>	<p>カキ Cover. 哥花</p>	<p>樽</p>
<p>カキ Key. 鑰</p>	<p>匙 キ</p>	<p>カキ カキ Unglazed jar. 暖呀不舌 渣</p>	<p>塔 ス ヤ ン カ メ</p>
<p>カキ カキ Writing desk. 寫丁尼時忌</p>	<p>寫 字 箱 コ</p>	<p>カキ Jar. 壺</p>	<p>罌 缸 ダ</p>

<p>eggcup Eggcup. 啞急</p>	<p>蛋 盅</p>	<p>dessert plate Dessert plate. 尼刺 啞呀</p>	<p>菓 盤</p>
<p>eggcup stand Eggcup stand. 啞急 時丹</p>	<p>蛋 架</p>	<p>dipper Dipper. 啞巴</p>	<p>殼</p>
<p>fenders Fenders. 啡烟 台 時</p>	<p>火 爐 圍</p>	<p>dish Dish. 尼吐</p>	<p>鉢</p>
<p>finger bowl Finger bowl. 非英 台 呀 摩 仇</p>	<p>洗 手 盅</p>	<p>fish sauce Fish sauce. 啡吐 梳 時</p>	<p>魚 油 盅</p>
<p>egg green spoon Egg green spoon. 啞呀 囉 時 般</p>	<p>背 青 調 羹</p>	<p>dishcloth Dishcloth. 尼吐 哥 羅 時</p>	<p>碟 墊</p>
<p>step ladder Step-ladder. 時 陸 啞 喼</p>	<p>板 梯</p>	<p>dust board Dust board. 喼 時 味</p>	<p>拖 斗</p>
<p>steaming sticks Steaming sticks. 時 咭 陷 時 的 時</p>	<p>蒸 箸</p>	<p>dust basket Dust basket. 喼 時 孖 時 結</p>	<p>竹 簍</p>
<p>steelyard Steelyard. 時 的 仇 量</p>	<p>司 碼 秤</p>	<p>feather duster Feather duster. 啡 打 喼 時 打</p>	<p>鷄 毛 掃</p>

<p>茶^チヤ 杯^{レン}</p> <p>Tea-cup. 响急</p>	<p>茶^チヤ 杯^{レン}</p>	<p>斗^コ方^シカ 椅^ケ</p> <p>Stool. 時啻伙</p>	<p>斗^コ方^シカ 椅^ケ</p>
<p>茶^チヤ 盤^{レン}</p> <p>Tray. 嗒呢</p>	<p>茶^チヤ 盤^{レン}</p>	<p>水^{スイ}糖^{トウ}碗^{ワン} 盅^{チュン}</p> <p>Sugar bowl. 嗒呀 摩伙</p>	<p>水^{スイ}糖^{トウ}碗^{ワン} 盅^{チュン}</p>
<p>茶^チヤ 罐^{レン}</p> <p>Tea-canister. 响奸尼时打</p>	<p>茶^チヤ 罐^{レン}</p>	<p>枱^{タイ}布^ブ時^シ哥^カ及^ジ時^シ</p> <p>Table's cloth. 嗒布時 哥及時</p>	<p>枱^{タイ}布^ブ</p>
<p>千^チ里^リ鏡^{キョウ}</p> <p>Telescope. 嗒呢時急</p>	<p>千^チ里^リ鏡^{キョウ}</p>	<p>茶^チ機^キ</p> <p>Tea poy. 响 响</p>	<p>茶^チ機^キ</p>
<p>托^{トク}盤^{レン}</p> <p>Server. 沙花</p>	<p>托^{トク}盤^{レン}</p>	<p>茶^チ漏^{ロウ}</p> <p>Tea-strainer. 响 時嗒隣嗒</p>	<p>茶^チ漏^{ロウ}</p>
<p>竹^{チク}床^{トウ}</p> <p>Bamboo settee. 响唱 舌响</p>	<p>竹^{チク}床^{トウ}</p>	<p>茶^チ罏^{ロウ}</p> <p>Tea-kettle. 响 結啻伙</p>	<p>茶^チ罏^{ロウ}</p>
<p>大^{ダイ}鉸^{キョウ}剪^{ケン}</p> <p>Shears. 些亞時</p>	<p>大^{ダイ}鉸^{キョウ}剪^{ケン}</p>	<p>茶^チ羹^{ケイ}</p> <p>Tea-spoon. 响 時般</p>	<p>茶^チ羹^{ケイ}</p>
<p>狗^{コウ}肚^ト架^カ</p> <p>Shelf. 些伙乎</p>	<p>狗^{コウ}肚^ト架^カ</p>	<p>茶^チ壺^コ</p> <p>Tea-pot. 响 鉢</p>	<p>茶^チ壺^コ</p>

<p>シロコウキ 糖匙 Sugar spoon. 素呀 時般</p>	<p>糖 匙 羹</p>	<p>シロコウキ Shovre. 梳啡梳</p>	<p>火 鋸</p>
<p>シロコウキ 鹽匙 Salts spoon. 梳儂 時般</p>	<p>鹽 匙 羹</p>	<p>アイロン 埃倫 Iron skimmer. 埃倫 時兼仔</p>	<p>鐵 漏 殼</p>
<p>シロコウキ 汁匙 Gravy spoon. 呀丕啡 時般</p>	<p>汁 羹</p>	<p>シロコウキ Sieve. 施乎</p>	<p>篩 笑</p>
<p>シロコウキ 飯匙 Rice spoon. 儂禮時 時般</p>	<p>飯 羹</p>	<p>オイル 埃儂 Oil slings. 埃儂 時玲時</p>	<p>油 絡</p>
<p>シロコウキ 竹簾 Bamboo awning. 仔哑 安窰</p>	<p>竹 簾</p>	<p>ツイスリング 都威烟 Twineslings. 都威烟時玲時</p>	<p>線 絡</p>
<p>シロコウキ 布帳 Cloth awning. 囑呀時 安窰</p>	<p>布 帳</p>	<p>ソファ 梳花 Sofa. 梳花</p>	<p>睡 椅</p>
<p>シロコウキ 風雨針 Barometer. 仔呀殘打</p>	<p>風 雨 針</p>	<p>ソヤスタンド 底時丹 Soy-stand. 底時丹</p>	<p>豉 油 架</p>
<p>シロコウキ 匙 Barrel. 仔呀梳</p>	<p>匙 桶</p>	<p>シロコウキ 匙 Spoon. 時般</p>	<p>匙 羹</p>

<p>ホーケキニ オホーケキニ ケキカサニ Opened worked basket. 呵叻級銅絜仔時嚟</p>	<p>笠</p>	<p>ハツシニ ヲーケノ Copper basin. 急巴 嗎先</p>	<p>銅 盤</p>
<p>トコニ ケキカサニ Tray basket. 矮呢 仔時嚟</p>	<p>篋 カサ カニ</p>	<p>ケキカサニ Basket. 仔時嚟</p>	<p>筐</p>
<p>ヤケキニ ト Bathing tub. 嗎听 多押合</p>	<p>洗 身 盤</p>	<p>ハツシニ ケキカサニ Covered basket. 加花喙 仔時嚟</p>	<p>盒 籠</p>
<p>ケキニ ヤニ Handbell. 愷咩僂</p>	<p>鐘 仔</p>	<p>トーケカサニ ケキカサニ Marketbasket. 嚟喙仔時嚟</p>	<p>弓 籃</p>
<p>ヤクロー Bellow. 嗶嘎</p>	<p>風 箱</p>	<p>ケキカサニ Basket. 仔時嚟</p>	<p>籠</p>
<p>トコニ ケキカサニ Bookstand. 卜時丹</p>	<p>書 架</p>	<p>ニーケカサニ ケキカサニ Partitionbasket. 吧的巨仔時嚟</p>	<p>食 格 籃</p>
<p>トコニ トーケ Book-case. 卜呢時</p>	<p>書 櫃</p>	<p>ハツシニ ヲーケニ ケキカサニ Rafuse paper basket. 呢非天時 啤巴 仔時嚟</p>	<p>字 番 笠</p>
<p>カキニ ケカサニ Wine bottle. 威烟 味都僂</p>	<p>酒 樽</p>	<p>ラツハケニ ケキカサニ Rattam basket. 喇頓 仔時嚟</p>	<p>籐 籠</p>

<p>コイロム トネーイ Coir broom. 該亞 嘛琳</p>	<p>椰 衣 掃 ノ ロ ム ト ネ ー イ</p>	<p>ネーニ Bowl. 噶碗</p>	<p>碗 チ ヤ ロ ン</p>
<p>カクロー トネーイ Straw broom. 時多爰 嘛琳</p>	<p>禾 稈 掃 ワ ラ ギ ト ネ ー イ</p>	<p>デザートネーニ Dessert bowl. 尼刹 噶碗</p>	<p>水 盤 ミ ヅ イ タ ン</p>
<p>トロ Brush. 嘛拉吐</p>	<p>擦 ト ロ</p>	<p>スープネーニ Soup-bowl. 疏押合 噶碗</p>	<p>湯 碗 ス イ セ ン ロ ン</p>
<p>カケツ Bucket. 叭嚟</p>	<p>吊 桶 カ ケ ツ</p>	<p>ラック Lacquered box. 叻瓜結 劇時</p>	<p>漆 箱 ラ ク ク コ</p>
<p>カケツ Bird-cage. 吡嘒治</p>	<p>雀 籠 カ ケ ツ</p>	<p>ラタン Rattan box. 栗丹 劇時</p>	<p>藤 盒 ト ウ ノ ハ コ</p>
<p>カケツ Oil can. 哀悅奸</p>	<p>油 瓶 ア ブ ラ カ ケ ツ</p>	<p>ワーク Work box. 嗶忌 劇時</p>	<p>工 箱 ウ ヅ イ タ ン コ</p>
<p>カケツ Candlestick. 奸都時的</p>	<p>蠟 燭 盤 ロ ウ ソ ク イ</p>	<p>アイボリー Ivory fixture. 埃嗶毛 笏時撞</p>	<p>牙 器 ウ ヅ イ タ ン コ</p>
<p>カケツ Silver candlestick. 施悅花 奸都時的</p>	<p>銀 燭 檯 ギ ン ソ ク イ</p>	<p>バンブー Bamboo broom. 孖噶 嘛琳</p>	<p>竹 掃 タ ン コ</p>

<p>カイト+H-ト Camp-chair. 絨遮</p>	<p>馬 扱</p>	<p>カクシニク+カ Candlestick. 奸嗱俛時的</p>	<p>蠟燭 盤</p>
<p>トニイ +H-ト Arm chair. 嗱 遮</p>	<p>圈 手 椅</p>	<p>カクニカ カクシニカ+H-ト Glass candleshade. 呀拉時 奸嗱俛時的</p>	<p>玻璃 燈罩</p>
<p>Hニキ一 +H-ト Elbow chair. 亞俛絨遮</p>	<p>交 椅</p>	<p>カ一 カニカカ Tea canister. 啲 奸尼時打</p>	<p>茶 罐</p>
<p>+Hカト一 Chandelier. 噉尼不亞</p>	<p>洋 枝 燭</p>	<p>カ一カ Carpet. 加不</p>	<p>地 毯</p>
<p>カ一ニカト Smallcap. 士嗶兒急</p>	<p>小 帽</p>	<p>カカカ Castor. 加時打</p>	<p>五 味 架</p>
<p>カカニ Tassel. 參賒兒</p>	<p>帽 綫</p>	<p>カカ カカカカ Tin censers. 顛 慎沙時</p>	<p>錫 香 案</p>
<p>カロ一 Cloak. 嗶絡忌</p>	<p>大 蓑</p>	<p>カカ +H-ト Easy chair. 衣施 遮亞</p>	<p>學 士 椅</p>
<p>カカカ Clogs. 嗶絡士</p>	<p>屐 鞋</p>	<p>+H-トカ Chairs. 遮亞時</p>	<p>掛 椅</p>

<p>トク Dress. 呢兒士 合</p>	<p>衣^キ セ 裳^ノ</p>	<p>トク一ノ Greatcoat. 呀兒列葛 合</p>	<p>長^ナ ホ メ サ 襖^リ</p>
<p>マ一トク Earpick. 亞逼忌</p>	<p>耳^ミ、 カ 呢^キ</p>	<p>ロク ノ一 Long coat. 郎 葛</p>	<p>長^ナ ホ メ サ 衫^リ</p>
<p>レツトク Leppet. 笠嘜</p>	<p>衫^ス 襟^ソ</p>	<p>カニトク ノ Woollen collar. 活嘜 哥拉</p>	<p>絨^ケ ナ リ ノ エ 領^リ</p>
<p>フホト Fob. 科聯 合</p>	<p>標^キ ン チ 袋^フ</p>	<p>カニトク Cravet. 加兒拉弗 合</p>	<p>頸^エ リ マ 帶^キ</p>
<p>ホト 甲 Thermometer. 他摩 碱打</p>	<p>塞^サ 暑 針</p>	<p>カニトク Crown. 咖兒換 合</p>	<p>冕^カ ム リ</p>
<p>トク一トク Toast-rack. 多時 架</p>	<p>多^ナ 時^ヤ 架^ナ</p>	<p>フ Cuff. 咖父</p>	<p>袖^ソ 口^ク</p>
<p>トク Tongs. 當時</p>	<p>火^ヒ メ 鉗^ソ</p>	<p>トクトク一トク Flannel drawers. 父囉尼兒 合</p>	<p>絨^ケ ナ リ ノ シ タ セ ヒ キ 褲^ヒ</p>
<p>トクトク Trap. 喇笠</p>	<p>鼠^ネ メ チ 挾^ソ</p>	<p>トクトク一トク Cotton drawers. 葛屯 合</p>	<p>棉^ワ メ ン ノ シ タ セ ヒ キ 褲^ヒ</p>

<p>クート ㄣㄞㄞㄞ Soup tureen. 噏 瘡唾</p>	<p>湯 兜</p>	<p>ㄞㄞㄞㄞ ㄣㄞㄞ Eating tray. 咽丁 唵呢</p>	<p>食 箱</p>
<p>ㄞㄞㄞㄞ ㄣㄞㄞㄞ Flower vase. 扶婁亞 噏時</p>	<p>花 瓶</p>	<p>ㄣㄞㄞㄞ ㄞㄞㄞㄞ Tray basket. 唵呢 孛時結</p>	<p>窩 籃</p>
<p>ㄞㄞㄞㄞ ㄞㄞㄞ Well rope. 噏俛 俛笠</p>	<p>井 纜</p>	<p>ㄣㄞㄞㄞ Trunk. 登呖忌</p>	<p>衣 箱</p>
<p>ㄞㄞㄞㄞㄞㄞㄞㄞ Whetstone. 噏時頓</p>	<p>磨 刀 石</p>	<p>ㄞㄞㄞㄞㄞㄞㄞㄞ Leathern trunk. 唵他喻 鄧呖</p>	<p>皮 櫃</p>
<p>類 室 房</p>		<p>ㄣㄞㄞㄞ High tub. 噏 多押合</p>	<p>高 身 盤</p>
<p>ㄣㄞㄞㄞ House. 口時</p>	<p>屋</p>	<p>ㄞㄞㄞㄞ Low tub. 噏 多押合</p>	<p>扁 身 盤</p>
<p>ㄣㄞㄞㄞ Palace. 巴呢時</p>	<p>宮 殿</p>	<p>ㄣㄞㄞㄞㄞㄞ Tumbler. 咀嘛拉</p>	<p>杯</p>
<p>ㄞㄞㄞㄞ Fort. 噏特</p>	<p>砲 臺</p>	<p>ㄣㄞㄞㄞㄞ Tunnel. 喘尼俛</p>	<p>漏 斗</p>

<p>カイト Camp. 緘</p>	<p>營 寮</p>	<p>カイト Temple. 唔布</p>	<p>庙</p>
<p>キ一ツク 八ト一ツク Police station. 保元時 時參臣</p>	<p>差 館</p>	<p>モトク Monastery. 捫拿時附元</p>	<p>寺 觀</p>
<p>キト一ツク トロツク Public office. 巴逼叻 河啡時</p>	<p>衙 門</p>	<p>ハクホ Nunnery. 囉拿元</p>	<p>庵 堂</p>
<p>ハヤ Light house. 禮特 口時</p>	<p>更 樓</p>	<p>バ Barrack. 孖喇誼</p>	<p>兵 行</p>
<p>カ Treasury. 菱吧素元</p>	<p>庫</p>	<p>ト Arsenal. 亞先拿侏</p>	<p>軍 器 局</p>
<p>ア Eating house. 咽丁 口時</p>	<p>高 樓</p>	<p>カ Powder magazine. 唔拿 蔘呀先</p>	<p>火 藥 局</p>
<p>カ Tavern. 噍花倫</p>	<p>酒 館</p>	<p>カ Custom house. 加時担口時</p>	<p>關 津</p>
<p>カ Shop. 隔</p>	<p>舖 戶</p>	<p>カ Supreme court. 蘇罷囉 萬特</p>	<p>按 擦 衙 行</p>

<p>アカデミー Academy. 厄加拈味</p>	<p>學 イ ガ ク コ ウ 堂</p>	<p>パッキング packing house. 迫京 口時</p>	<p>棧 モ ツ シ ノ 房</p>
<p>クラブ Club house. 加笠 口時</p>	<p>會 ク ラ ブ 館</p>	<p>マット Mat house. 吡 口時</p>	<p>逢 コ 廠</p>
<p>オークション Auction exchange. 惡臣 益時箇治</p>	<p>投 セ リ ウ リ 館</p>	<p>バンク Bank. 噠</p>	<p>銀 ン 舖</p>
<p>ライブラリー Library. 禮喇吧丕</p>	<p>書 シ ヨ モ ツ 楼</p>	<p>ポーンブローカー Pown broker. 般 嘛略加</p>	<p>當 チ 舖</p>
<p>アイルーム Asylum. 了施林</p>	<p>育 エ ウ イ 堂</p>	<p>ブローカーショップ Broker's shop. 嘛略加時 囉</p>	<p>經 フル チ ミ 紀</p>
<p>ラスプ Rasp. 俄拉 時</p>	<p>大 ワ チ ビ チ 鏗</p>	<p>グラナリー Granary. 呀囉拿丕</p>	<p>倉 メ シ 房</p>
<p>アイブローグ Eyebrow-gouge. 埃麻獲 囉治</p>	<p>蛾 ム 眉 鑿</p>	<p>ポリスコート Police court. 保丕時 葛</p>	<p>巡 理 廳</p>
<p>プレーン Plane. 啤噠</p>	<p>鉤 カン ナ</p>	<p>カレッジ College. 哥叻辭</p>	<p>書 ガ ク モ ン 院</p>

<p>ア イ キ ヲ ク ケ ツ</p> <p>Iron wire.</p> <p>埃倫威丁</p>	<p>鐵 ヘリ ガ 子 線</p>	<p>シ ー プ ト ヲ ー ク</p> <p>Bead plane.</p> <p>獵 啤噠</p>	<p>線 鉋</p>
<p>ウ ケ ツ</p> <p>Wrench.</p> <p>俄連合治</p>	<p>千 ギ キ 斤</p>	<p>シ ー プ ト ヲ ー ク</p> <p>Gouge plane.</p> <p>戩治 啤噠</p>	<p>灣 鉋</p>
<p>ウ ケ ツ</p> <p>Wrench.</p> <p>俄連合治</p>	<p>螺 シ メ 線 倭</p>	<p>シ ー プ ト ヲ ー ク</p> <p>Sash plane.</p> <p>沙吐 啤噠</p>	<p>柳 鉋</p>
<p>ク ケ ツ</p> <p>Spike.</p> <p>時碧</p>	<p>大 釘</p>	<p>ク ケ ツ</p> <p>Smoothing plane.</p> <p>時無所 啤噠</p>	<p>光 シ ラ ケ ガ ン ト 鉋</p>
<p>フ レ ム</p> <p>Fleam.</p> <p>父噤</p>	<p>放 馬 血 刀</p>	<p>グ レ ー ヲ</p> <p>Great saw.</p> <p>呀列合梳</p>	<p>大 ノ コ ギ 鋸</p>
<p>チ ャ ー チ</p> <p>Church.</p> <p>噤祥</p>	<p>大 禮 拜 堂</p>	<p>ハ ン ド</p> <p>Hand saw.</p> <p>慳 梳</p>	<p>手 ノ コ ギ 鋸</p>
<p>チ ャ プ</p> <p>Chapel.</p> <p>瘡布佛</p>	<p>細 禮 拜 堂</p>	<p>ビ ッ ス</p> <p>Vice.</p> <p>威時</p>	<p>老 鼠 砧</p>
<p>ス ク ー ル</p> <p>School.</p> <p>時孤佛</p>	<p>書 館</p>	<p>ウエルズスイープ</p> <p>Wellsweep.</p> <p>噤洗時 噤合</p>	<p>桔 桿 汲 水 以</p>

<p>マカキ Wharf. 碼頭</p>	<p>馬^コ 頭^バ</p>	<p>ニクマキザ Dispensary. 呢時邊沙石</p>	<p>藥^ク 房^リ 房^セ</p>
<p>カキ Garden. 呀囑</p>	<p>花^ハ 園^ケ</p>	<p>カキ Godown. 囑囑</p>	<p>下 間</p>
<p>キチ Kitchen. 結咤</p>	<p>厨^グ 房^ロ</p>	<p>カキ Storage. 時多呢辭</p>	<p>貨^コ 倉^コ</p>
<p>バソ Bathing room. 咤听 佛咤合</p>	<p>洗^ユ 身^フ 房^ノ</p>	<p>カキ Hospital. 苛時必咤</p>	<p>醫^ヒ 館^ン</p>
<p>Bardana or major. 咤離拿 又曰 咤咤</p>	<p>牛 房</p>	<p>カキ Hotel. 苛咤咤</p>	<p>客^ヤ 店^ヤ</p>
<p>Varanah. 咤離拿</p>	<p>天 台</p>	<p>カキ Lodging house. 律精 口時</p>	<p>寓^ト 舍^ヤ</p>
<p>カキ Sleeper of floor. 斯獵巴 河父 乎了了</p>	<p>地^ユ 台^リ</p>	<p>カキ Post office. 坡時 河啡時</p>	<p>書^ヒ 信^ヤ 館^ヤ</p>
<p>カキ Floor or story. 乎了了 又曰 時多石</p>	<p>樓^ユ 板^イ</p>	<p>カキ Printing office. 啤咤了 河啡時</p>	<p>印^シ 字^ツ 館^ン</p>

<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ Pigsty. 逼時低</p>	<p>猪 欄</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃ Lintel. 噠喇侏</p>	<p>門 眉</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ Pillar. 啤啦</p>	<p>柱</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃ Post. 坡時特</p>	<p>門 枋</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃ Eave. 衣乎</p>	<p>桁 桶</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃ Room. 飲劃合</p>	<p>房</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃ Mortgage house. 摩吉治 口時</p>	<p>典 當 房</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃ Parloar, hall. 巴啦 瑞侏</p>	<p>廳</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃ Counting room. 光丁 咻</p>	<p>寫 字 房</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃᄃᄃ Stable. 時爹布</p>	<p>馬 房</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃ Dinning room. 啤靈 咻</p>	<p>大 餐 房</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃ Apartment. 了扒文</p>	<p>房 間</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ Sickle. 息噶侏</p>	<p>鎌 鉤</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃᄃᄃᄃ Foundation, border. 佉尼臣 又曰 摩拿</p>	<p>地 盤</p>
<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃᄃᄃ Spear or musket. 時牌了 又曰 孖時結</p>	<p>鎗</p>	<p>ᄃᄃᄃᄃᄃ ᄃᄃᄃᄃᄃ Lower floor. 罗了 乎罗了</p>	<p>地 台 板</p>

<p>ナール Nail. 妮侖</p>	<p>釘^{ナール}</p>	<p>プラウ Plough. 罷萎</p>	<p>犁^{プラウ} 耙^ス</p>
<p>ニール Needle. 呢拿侖</p>	<p>針^{ニール}</p>	<p>チゼル Chisel. 之些侖</p>	<p>鑿^{チゼル}</p>
<p>ロングパッキングニール Long packing needle. 瑯伯京 呢拿侖</p>	<p>包^{ヌール} 針^ミ</p>	<p>ボア Bore. 擗丁</p>	<p>鑽^{ボア}</p>
<p>アイアンランプ Ironeramp. 埃倫加侖藍</p>	<p>鉄^{カス} 鉗^イ</p>	<p>アール Awl. 呵侖</p>	<p>錐^{アール}</p>
<p>スクリュー Screw. 時故路</p>	<p>鑼^チ 螺^ジ</p>	<p>フック Hook. 曲詎</p>	<p>鈎^{フック}</p>
<p>ペーパーナイフ Paperknife. 啤巴呢乎</p>	<p>紙^カ 刀^リ</p>	<p>ファイル File. 啡侖</p>	<p>銼^{ファイル}</p>
<p>ソード Sword. 嚙</p>	<p>刀^カ</p>	<p>アックス Ax. 呃斯</p>	<p>斧^{アックス}</p>
<p>リンク Link. 玲詎</p>	<p>圈^グ 仔^リ</p>	<p>ハッチェット Hatchet. 乞辞</p>	<p>同 上</p>

<p>カキカ一 Window. 呔那</p>	<p>窓 門</p>	<p>カキカ一 Torch. 多辞</p>	<p>火 枝</p>
<p>ブツカキ カキ一ル Brick wall. 嘛 窩侏</p>	<p>磚 牆</p>	<p>カキカ一ル Partition. 巴响臣</p>	<p>板 帳</p>
<p>甲ツキ カキ一ル Muddy wall. 乜呢 窩侏</p>	<p>坭 牆</p>	<p>エ一トカ カキカ Door hinge. 挪了 興辞</p>	<p>門 鉸</p>
<p>ハロカ エ一トカ Front door. 父倫 那了</p>	<p>前 門</p>	<p>ハロカ エ一トカ トロイカキ Crosset room, privy. 囑 窩侏 舌 窩侏 林 又曰 跋禮威</p>	<p>廁 坑</p>
<p>カ一トカ エ一トカ Great door. 呀 窩侏 列 那了</p>	<p>大 門</p>	<p>ハ一トカ Farm. 花琳</p>	<p>書 廳</p>
<p>ホ一トカ エ一トカ Side door. 西咽 那了</p>	<p>橫 門</p>	<p>カ一トカ カキカ一ル Wooden screen. 活喚 時建連</p>	<p>屏 風</p>
<p>アツカ エ一トカ Back Door. 嚙 那了</p>	<p>後 門</p>	<p>サシ Sash. 沙吐</p>	<p>窓</p>
<p>キ一カ Bolt. 擔侏</p>	<p>插</p>	<p>エ一トカ カ一カ Door bar. 那媽</p>	<p>門 門</p>

<p>トーネチハホホキ Artificer. 啞的購些佬</p>	<p>紙^サ 蓮^イ 花^フ 匠^{コン}</p>	<p>へト Knob. 啞</p>	<p>門 鈴</p>
<p>トーネチホキ Artisan. 啞的臣</p>	<p>工^サ 作^イ 者^ク 匠^ニ</p>	<p>ハ Saw. 梳</p>	<p>鋸^{ノコギリ}</p>
<p>ホーリハスーカ Awningmaker. 安窗 寬加</p>	<p>棚^テ 匠^マ</p>	<p>クイハ Hammer. 坎媽</p>	<p>鎚^{カナヅチ}</p>
<p>ベーカ Baker. 寬加</p>	<p>饅^{マン} 頭^ダ 匠^ツ</p>	<p>スパ Spade. 時喇</p>	<p>鏟^{トシノリ}</p>
<p>バーバ Barber. 仔仔</p>	<p>剃^カ 頭^ミ 匠^ユ</p>	<p>ハ Hoe. 奇</p>	<p>鋤^{クワ}</p>
<p>バスケット Basketmaker. 打吐啞寬加</p>	<p>竹^カ 器^ゴ 匠^ツ</p>	<p>類 匠 工</p>	
<p>ブラック Black smith. 喇勒吐滅吐</p>	<p>打^カ 鐵^ヂ 匠^ヤ</p>	<p>トーネチホキ Architects. 啞的的吐</p>	<p>工^イ 匠^グ</p>
<p>ブックス Book-binder. 叭 咪喲</p>	<p>釘^{ハン} 書^ト 匠^シ</p>	<p>トーネチホキ Armorer. 啞摩啞</p>	<p>軍^ブ 器^キ 匠^カ</p>

<p>フハク スーカ Fan-maker. 翻 覓加</p>	<p>扇 工</p>	<p>キー スーカ Bow-maker. 擘 覓加</p>	<p>弓 箭 匠</p>
<p>フローラ Florist. 扶 罽 兀 吐</p>	<p>花 王</p>	<p>ブローザ Brazier. 囉 呢 沙</p>	<p>打 銅 匠</p>
<p>フニカ Founder. 否 晚 拿</p>	<p>鼓 手</p>	<p>ブレンキ スーカ Brick-maker. 嘛 叻 覓加</p>	<p>磚 瓦 匠</p>
<p>グラスブロー Glassblower. 呀 啦 吐 嘛 罽 亞</p>	<p>吹 玻 璃 師 傳</p>	<p>ブチ Butcher. セ 括</p>	<p>屠 人</p>
<p>グラスメー Glassmender. 呀 啦 吐 吹 拿</p>	<p>補 瓷 缸 匠</p>	<p>キャビネット Cabinet-maker. 急 晚 罽 覓加</p>	<p>甲 萬 匠</p>
<p>グリア Glazier. 呀 拿 沙</p>	<p>鑲 玻 璃 匠</p>	<p>カレンダ Calenderer. 加 囉 拿 啦</p>	<p>隔 布 匠</p>
<p>ゴールド Goldsmith. 哦 呢 吐 賊</p>	<p>金 匠</p>	<p>エムブ Embroider. 唵 嘛 來 拿</p>	<p>願 繡 師 傳</p>
<p>ハッター Hatter. 吃 打</p>	<p>帽 匠</p>	<p>ファルコン Falconar. 科 儂 巾 拿</p>	<p>攫 禽 者</p>

<p>シフワイト Shipwright. 涉兒 嚙曉</p>	<p>装 船 匠</p>	<p>クキヨウケン Herbalist. 蚶摩不吐</p>	<p>採 藥 先 生</p>
<p>シホー スーカ Shoe maker. 膝 覓加</p>	<p>鞋 匠</p>	<p>カキコトキ Currier. 加元亞</p>	<p>皮 匠</p>
<p>クシキトキ スーカ Spectaclemaker. 吐碧嗟覓加</p>	<p>眼 鏡 匠</p>	<p>ハキコトキ Farrier. 花元亞</p>	<p>獸 醫 治</p>
<p>カキキトキ Spinner. 吐邊摩</p>	<p>紡 紗 人</p>	<p>インケーパー Innkeeper. 烟燄吧</p>	<p>店 主</p>
<p>クシキトキ カキキトキ Hemp spinner. 嗟 吐邊摩</p>	<p>織 蓆 人</p>	<p>カキコトキ Jeweler. 嚙喊拉</p>	<p>玉 器 匠</p>
<p>トイロトキ Tailor. 嗟啦</p>	<p>裁 縫 佬</p>	<p>カキコトキ Joiner. 嗟烟摩</p>	<p>窓 門 匠</p>
<p>カキキトキ Tinker. 願加</p>	<p>補 鏡 佬</p>	<p>カキコトキ スーカ Sail maker. 些兒 覓加</p>	<p>縫 帷 匠</p>
<p>カキキトキ スーカ Tenser maker. 願些兒覓加</p>	<p>金 花 匠</p>	<p>カキコトキ スーカ Seal maker. 些兒 覓加</p>	<p>圖 書 匠</p>

<p>ㄇㄨㄣˊ ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Mirror grinder. 嗎 噶 呀 噠 拿</p>	<p>省 鏡 匠</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Type cutter. 低 噠 吉 打</p>	<p>刻 書 板 匠</p>
<p>ㄇㄨㄣˊ ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Musicians. 噠 昔 臣 吐</p>	<p>八 音</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Watch mkaer. 噠 噠 覓 加</p>	<p>標 匠</p>
<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ House painter. 口 吐 邊 打</p>	<p>油 漆 匠</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Washer man. 噠 沙 蠻</p>	<p>洗 衣 服 佬</p>
<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Presser. 噠 兀 沙</p>	<p>榨 油 師 傅</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Weaver &.</p>	<p>機 女</p>
<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Ornamentworker. 噠 南 文 噠 加</p>	<p>燒 料 師 傅</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Juggler. 噠 呀 噠</p>	<p>美 法 佬</p>
<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Portrait painter. 噠 噠 結 邊 打</p>	<p>繪 相 師</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Draper. 噠 噠 吧</p>	<p>賣 布 佬</p>
<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Paper maker. 噠 吧 覓 加</p>	<p>紙 匠</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Mason. 媽 臣</p>	<p>坭 水</p>
<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Pencil maker. 噠 些 覓 加</p>	<p>筆 匠</p>	<p>ㄉㄨㄢˊ ㄉㄨㄢˊ Matmaker. 噠 覓 加</p>	<p>織 蓆 匠</p>

<p>カキツラ Candler. 燭 噠</p>	<p>澆燭師傳 ロウソク ツグ ツグ ヤ</p>	<p>ユウキスツカ Pewterer. 表打噠</p>	<p>打錫師傳 スエッ グ イ ツ ン</p>
<p>クローケン スキキ Clothe's mender. 噶 咩 吐 咬 噠</p>	<p>織補師傳 ツギ ギ ヘ ギ シ</p>	<p>ホトカ Potter &. 埤 打</p>	<p>缸瓦匠 ツ ボ ヤ</p>
<p>コボト Cobbler. 噶 噠</p>	<p>補鞋佬 ツ ツ ナ シ</p>	<p>トウキ Printer. 紙 噠 打</p>	<p>刊刷匠 ハ シ コ ウ ヤ</p>
<p>コフツク スーカ Coffin maker. 哥 啡 烟 瓦 加</p>	<p>開壽板者 ク ワ ン メイ イ シ</p>	<p>クワトウツク Quarryman. 瓜 石 噠</p>	<p>採石人 イ シ キ リ</p>
<p>コリア Collier. 噶 石 亞</p>	<p>採煤炭者 イ ン ズ ミ ホ リ</p>	<p>ロート スーカ Ropemaker. 噠 瓦 加</p>	<p>絞纜匠 ツ コ ラ ヘ ル ヒ ト</p>
<p>コバ スーカ Comb maker. 今 瓦 加</p>	<p>整梳師傳 ツ シ ヤ</p>	<p>サドル Saddler. 噠 噠 噠</p>	<p>馬鞍匠 バ サ シ ヤ</p>
<p>コバキ Compo-itor. 咁 波 洩 打</p>	<p>擺板人 カ ツ チ ウ エ</p>	<p>カキ Carpenter. 加 噠 打</p>	<p>木匠 キ グ</p>
<p>コンフェクショナ Confectioner. 吁 拂 臣 噠</p>	<p>蜜餞師傳 ツ シ ヤ</p>	<p>カワ Cartwright. 葛 噠 噠</p>	<p>輿匠 クルマ ヤ グ</p>

ミナート Grape. 呀兒笠合	葡 萄	コーサー Cooper. 噠吧	箍 桶 佬
用多ト Apple. 鴨布儂	平 菓	切多ト Cutler. 吉打	利 器 匠
マーナー Pear. 啤了	沙 梨	蒸多ト Distiller. 尼吐噠噠	蒸 酒 帥 傳
用多ト Custard apple. 加時捷 鴨布儂	番 荔枝	泥多ト Dyer. 坭也	染 房 帥 傳
マーナー Winter pear. 唔明 啤了	雪 梨	石多ト Lapidic. 噠噠噠噠	石 器 匠
Jack fruit. 則父 兒律合	波 蘿 蜜	燒多ト Lime-burner. 嚟噉媽倫嗰	燒 灰 佬
Pine apple. 波烟合 鴨布儂	波 蘿	類 子 菓	
Almond. 亞兒潤	杏 仁	Fruit. 父兒律合	菓 子

<p>レモン Lemon. 檸檬</p>	<p>檸檬 イ 檬</p>	<p>プラム Prune. 布兒林合</p>	<p>黄 梅 ス セ</p>
<p>ライチ Lichi. 梨之</p>	<p>荔枝 荔 枝</p>	<p>チェストナツト Chestnut. 遮時嫩</p>	<p>風 栗 ク リ</p>
<p>ドライチ Dried-lichi. 坭兒禮咽梨之</p>	<p>荔枝乾 荔 枝 乾</p>	<p>シトロン Citron. 旋隋兒喻合</p>	<p>香 檬 ク チ ン ボ</p>
<p>ロンガン Longan. 榔眼</p>	<p>圓眼 圓 眼</p>	<p>ココナツト Cocoa-nut. 哥哥嫩</p>	<p>椰子 椰 子 ヤ シ</p>
<p>ロウソク Loquat. 罗橘地</p>	<p>琵琶菓 琵琶 菓 橘 地 是</p>	<p>ドイト Date. 嫩地</p>	<p>棗 子 ナ ツ メ</p>
<p>マンゴ Mango. 芒藕</p>	<p>芒果 芒 菓</p>	<p>フィグ Fig. 拂</p>	<p>無花菓 無 花 菓 イ ナ ク</p>
<p>メドラー Medler. 叱尼兒拉</p>	<p>枸杞子 枸 杞 子 ク バ シ</p>	<p>グラウンドナツト Ground-nut. 呀兒捷喚嫩 合</p>	<p>地豆 地 豆 チ マ</p>
<p>オリーブ Olive. 啊老父</p>	<p>橄欖 橄 欖</p>	<p>ヘーゼルナツト Hazel-nut. 虾素兒嫩</p>	<p>棒子 棒 子 ヘ ズ</p>

<p>フ ヌ ヌ トー ク Plantain. 罷兒欄額 合</p>	<p>蕉 セ 葉 ナ</p>	<p>クー ヲ ト ヌ ヌ ヌ Coolie orange. 姑黎 啊兒論治</p>	<p>橙 イ 菓 ト</p>
<p>ホー ト ヌ ヌ トー ト Pomegranate. 坡覓呀兒欄額</p>	<p>石 グ 榴 ロ</p>	<p>ヌ ヌ ヌ トー ク フ ヌ ヌ ヌ Mandarin orange. 經兒合 啊兒論治</p>	<p>殊 砂 桔</p>
<p>ホー ヌ ロー Pumelo. 吧合 咩</p>	<p>香 ユ 柚</p>	<p>フ ヌ ヌ ヌ Orange. 啊兒論治</p>	<p>柑 タ 菓 ン</p>
<p>ク ヌ ヌ ヌ ヌ Quince. 姑兒合 時</p>	<p>萬 壽 菓</p>	<p>ハ ヌ ヌ ヌ ヌ フ ヌ ヌ ヌ Nutmeg orange. 覓兒合 啊兒論治</p>	<p>四 季 桔</p>
<p>ラー ヌ ヌ Raisin. 兒兒合 先</p>	<p>葡 提 子 ウ</p>	<p>クー ヌー Papaw. 吧坡</p>	<p>木 瓜 ト</p>
<p>ワ ナー ル ヌ ヌ Walnut. 窩兒合 額</p>	<p>核 ル 桃 ミ</p>	<p>ウー ト Peach. 呢治</p>	<p>桃 菓 ト</p>
<p>ナ ヌ ヌ フ ロ ヌ Nanhwa plum. 南華 罷兒合</p>	<p>南 華 李</p>	<p>ヌ ヌ ヌ ヌ ヌ ヌ Persimmon. 巴兒閃閃</p>	<p>柿 菓 ト</p>
<p>チ ヌ ヌ ヌ Cherry. 遮兒合 了</p>	<p>櫻 ク シ 子 ミ</p>	<p>ヌ ヌ ヌ ヌ ヌ Pine seeds. 坡兒合 舌時</p>	<p>松 子</p>

<p>クワカク Crown. 加萋葵</p>	<p>頭^キ 頂^ト</p>	<p>クニロニキニ Strawberry. 士多兒罗好兒石</p>	<p>楊^イ 梅^イ</p>
<p>クニキ Hair. 唏亞</p>	<p>頭^カ 髮^ヰ</p>	<p>フニキニ カナニニハニニ Large walnut. 拉兒治窩兒嫩</p>	<p>胡^フ 桃^ミ</p>
<p>ホニフニキ Tempels. 啞布倪時</p>	<p>魂^コ 精^ミ</p>	<p>ニニハニニ Lily-seed. 笮兀士咭</p>	<p>蓮^ハ 子^ミ</p>
<p>ハニハニ <ニニ Fore head. 科 吃</p>	<p>額^ヒ 頭^イ</p>	<p>カニハニ トロイ Juicy plum. 噤施 罷林</p>	<p>薦^ハ 膏^ノ 李^ミ</p>
<p>クニ ニニキ カハニ クニ <ニニ The lack of the head. 呢 嚙 何父 呢 吃</p>	<p>後^ウ 枕^マ</p>	<p>類 體 身</p>	
<p>ハニハニ Face. 啡時</p>	<p>面^カ</p>	<p>キニ Eoly. 摩呢</p>	<p>身^カ 子^マ</p>
<p>ホニハニ Cheeks. 即時</p>	<p>面^ホ 珠^ウ</p>	<p>ハニハニ Trunk. 登冷</p>	<p>身^ウ</p>
<p>ハニハニ Eyes. 埃時</p>	<p>眼^メ</p>	<p><ニニ Head. 吃</p>	<p>頭^ア</p>

<p>ト一ク Teeth. 啣士</p>	<p>牙^ハ</p>	<p>トマトロー Eyebrow. 埃^兒基^合</p>	<p>眼^マ 眉^マ</p>
<p>ロフト Lip. 獵</p>	<p>口^ク 唇^ヒ</p>	<p>トマヨル Eyelashes. 埃拉些時</p>	<p>眼^マ 眉^マ 毛^グ</p>
<p>ニヨル Tongue. 登</p>	<p>喇^シ</p>	<p>トマキ一 Eyeball. 埃摩俛</p>	<p>眼^マ 睛^マ</p>
<p>ホフキ N.ck. 翳</p>	<p>頸^ク ^{ビス}</p>	<p>ク* ヲ一ヨ一^ニ ホ^ハ ク* トマ The pupil of the eye. 呢 表庇 何父 呢 埃</p>	<p>瞳^ク 人^ケ</p>
<p>トクヨ Tonsil. 頰些俛</p>	<p>吊</p>	<p>マ一ナ Ear. 爺</p>	<p>耳^ミ</p>
<p>クロ一 Shroat. 墮律</p>	<p>喉^ノ 嚨^マ</p>	<p>フクク Month. 咽^士</p>	<p>口^ク</p>
<p>ハク^ク ハ^ト Adams apple. 亞南時 鴨布俛</p>	<p>喉^ノ 攪^ハ</p>	<p>ハ一ク Nose. 挪時</p>	<p>鼻^ハ</p>
<p>ヨ一^ニク Shoulder. 嚙^俛拿</p>	<p>膊^カ 頭^マ</p>	<p>ヨ一^ニク Beard. 嚙</p>	<p>髮^シ</p>

<p>くまκ Health. 腕腕士</p>	<p>精 神</p>	<p>アキイ 一ク一 Hニキ一 Arm, wrist, elbow. 啞 兒既時 亞腕摩 合</p>	<p>肘^ウ 臂^ア</p>
<p>クホイ Thumb. 麻</p>	<p>指^チ ヤ ユ 公^ビ</p>	<p>クホキ Back. 嘔</p>	<p>背^セ 脊^カ</p>
<p>フホーアム フキムキム Fore finger. 科 咳呀</p>	<p>食^ヒ ト サ シ ユ 指^ビ</p>	<p>クホーケ一 Waist. 喊時</p>	<p>腰^ド 骨^カ</p>
<p>フホニニ フマムキム Middle finger. 喊拿腕 咳呀</p>	<p>中^ナ カ ユ 指^ビ</p>	<p>クホケ一 Chest. 遮時</p>	<p>胸^ム 膺^チ</p>
<p>フ フキ キム Ring finger. 腕冷 咳呀</p>	<p>無^ム 名^ナ 指^ビ</p>	<p>フ キム キム Rib, belly, heart. 獵 咩 吃</p>	<p>脇^ア 外^ソ 肚^ハ 心^シ</p>
<p>ク キム ニ Ankle. 驚斤腕</p>	<p>脚^ト コ ノ フ 眼^ン</p>	<p>ク キム Leg. 切</p>	<p>脚^ス 爪^チ</p>
<p>カ一ト Calf. 呵腕乎</p>	<p>脚^フ ク ロ ハ 囊^キ</p>	<p>ク マ Thigh. 低</p>	<p>大^ヒ 腿^ヒ</p>
<p>ム一ニ Heel. 啼腕</p>	<p>脚^ク ヒ 腭^ス</p>	<p>ム ニ ク Breath. 啼既腕士 合</p>	<p>氣^キ</p>

<p>ㄅㄨㄛˊ Bowel. 脛威倪</p>	<p>腸ㄉ</p>	<p>ㄐㄨㄟ Knee. 呢</p>	<p>膝ㄊ 頭ㄊ</p>
<p>ㄏㄨㄚˋ ㄉㄨㄟ Entrails. 咽萎呢時</p>	<p>腸ㄉ 腸ㄉ</p>	<p>ㄊㄨㄟ ㄊㄨㄟ Tendon. 顛藤</p>	<p>筋ㄉ</p>
<p>ㄎㄨㄟ ㄉㄨㄟ Small intestine. 時摩 咽萎時低</p>	<p>小ㄉ 腸ㄉ</p>	<p>ㄆㄨㄟ ㄆㄨㄟ Five senses. 輝父 劑些時</p>	<p>五ㄉ 官ㄉ</p>
<p>ㄆㄨㄟ ㄉㄨㄟ Large intestine. 拉治 咽萎時低</p>	<p>大ㄉ 腸ㄉ</p>	<p>ㄆㄨㄟ Limbs. 禮厭時</p>	<p>四ㄉ 肢ㄉ</p>
<p>ㄎㄨㄟ Hand. 脛</p>	<p>手ㄉ</p>	<p>ㄏㄨㄟ ㄉㄨㄟ All the members. 珂倪 呢 呢孖時</p>	<p>百ㄉ 體ㄉ</p>
<p>ㄆㄨㄟ Finger. 脛</p>	<p>手ㄉ 指ㄉ</p>	<p>ㄉㄨㄟ Langs. 冷</p>	<p>肺ㄉ</p>
<p>ㄆㄨㄟ Foot. 囉</p>	<p>脚ㄉ</p>	<p>ㄆㄨㄟ Liver. 石花</p>	<p>肝ㄉ</p>
<p>ㄊㄨㄟ Toe. 囉</p>	<p>脚ㄉ 趾ㄉ</p>	<p>ㄊㄨㄟ Bile. 味倪</p>	<p>胆ㄉ</p>

<p>スーキ クスーキ Pine or spar. 波烟 又曰 時巴</p>	<p>杉 シキ</p>	<p>ネーキ Bone. 捫</p>	<p>骨 ネキ</p>
<p>サキトキ カーサ Sandal-wood. 山拿儂活</p>	<p>檀 ビヤ 香 シキ</p>	<p>トロサ Blood. 嘛啡</p>	<p>血 トロサ</p>
<p>ヘキーリ Ebony. 喋們呢</p>	<p>烏 コ 木 シキ</p>	<p>クキキ Skin. 時堅</p>	<p>皮 クキキ</p>
<p>サキ カーサ Span wood. 沙班活</p>	<p>蘇 ス 木 シキ</p>	<p>キニキ Pulse. 巴儂時</p>	<p>脈 キニキ</p>
<p>ロキ カーサ Rose wood. 悅夏 時活 合</p>	<p>花 梨 木 シキ</p>	<p>クキキキ Sweat. 時喊</p>	<p>汗 クキキキ</p>
<p>ヘキーリ カーサ Ebonylike wood. 喋們呢禮道 活</p>	<p>酸 枝 シキ</p>	<p>類 木 草</p>	
<p>カロー カーサ Clove tree. 囉夏父 嘍兀</p>	<p>丁 ヤ 香 シキ</p>	<p>カロー Tree. 嘍兀</p>	<p>樹 カロー</p>
<p>ヒ カーサ Aniseed tree. 暖呢舌 嘍兀</p>	<p>茴 イ 香 シキ</p>	<p>カロー Wood. 活</p>	<p>木 カロー</p>

<p>チナ China. 劑拿</p>	<p>中 國</p>	<p>ウィロウ Willow. 威叻</p>	<p>楊 柳</p>
<p>イングランド England. 英倫</p>	<p>英 國</p>	<p>オーク Oak. 歐樹</p>	<p>橡 樹</p>
<p>ロシア Russia. 路斯亞</p>	<p>俄 國</p>	<p>ファイア Fir. 花</p>	<p>松 樹</p>
<p>フランス France. 父兒時 合</p>	<p>佛 國</p>	<p>カシヤ Cassia tree. 加施了 咄丕</p>	<p>桂 樹</p>
<p>アメリカ America. 亞打叻加</p>	<p>花 旗</p>	<p>コットン Cotton plant. 葛頓 罷蘭</p>	<p>棉 樹</p>
<p>アフリカ Africa. 全叫</p>	<p>亞 非 利 加</p>	<p>グラス Grass. 呀 合</p>	<p>草</p>
<p>トルキー Turkey. 打忌</p>	<p>大 回 回</p>	<p>フラワー Flower. 父葵了</p>	<p>花</p>
<p>プロシヤ Prussia. 布路施亞</p>	<p>單 應 國</p>	<p>類 名 準 各</p>	

<p>ベングール</p> <p>Bengal.</p> <p>孟加喇</p>	<p>スウェーデン</p> <p>瑞典</p>
<p>ボンベイ</p> <p>Bombay.</p> <p>孟買</p>	<p>オランダ</p> <p>荷蘭</p>
<p>マドラス</p> <p>Madras.</p> <p>也拿拉時</p>	<p>デンマーク</p> <p>丹國即黃旗</p>
<p>ペナン</p> <p>Penang.</p> <p>卑噶</p>	<p>イタリア</p> <p>Italy or Rome.</p> <p>烟蓆兀或曰兒琳合</p>
<p>シンガポール</p> <p>Singapore.</p> <p>星加波</p>	<p>スペイン</p> <p>Spain.</p> <p>時賓</p>
<p>マラッカ</p> <p>Maracca.</p> <p>孖喇加</p>	<p>マニラ</p> <p>Manila.</p> <p>嗎呢刺</p>
<p>ジャパン</p> <p>Japan.</p> <p>撞班</p>	<p>ポルトガル</p> <p>Portugal.</p> <p>坡度呀僂</p>
<p>ビルマ</p> <p>Burman.</p> <p>孖文</p>	<p>インド</p> <p>India.</p> <p>烟呢亞</p>

<p>顔 隻 船</p>	<p>マレー Malay. 打呢</p>	<p>馬 珍 埠</p>	
<p>シブト Ship. 涉</p>	<p>三 枝 桅</p>	<p>バタビヤ Batavia. 吧爹威了</p>	<p>加 拉 巴</p>
<p>大シブト A large ship. 亞 拉 治 涉</p>	<p>大 洋 船</p>	<p>ロンドン London. 蘭頓</p>	<p>英 國 京 城</p>
<p>ブリガ Brig. 嘛叻</p>	<p>兩 枝 桅</p>	<p>カントン Canton. 奸頓</p>	<p>省 城</p>
<p>三マスト Three masted vessel. 士 兀 孖 時 跌 威 些 桅</p>	<p>三 枝 桅</p>	<p>マカオ Macao. 嗎交</p>	<p>澳 門</p>
<p>フリガ Frigate. 乎禮旋</p>	<p>師 船</p>	<p>クムシング Cumsing. 全叫</p>	<p>金 星</p>
<p>スチム Steamer. 時 磨 孖</p>	<p>火 船</p>	<p>香港 Hongkong. 全叫</p>	<p>香 港</p>
<p>ウォーメン Men of war. 文 珂 父 局</p>	<p>戰 船</p>	<p>ウヰンポア Whampoa. 全叫</p>	<p>黃 埔</p>

<p>フキボウキ キー Fishing boat. 啡星 砵</p>	<p>罟 船</p>	<p>クレーナー Cruiser. 噶路沙</p>	<p>巡 船</p>
<p>ソルト キー Salt boat. 梳佬 砵</p>	<p>鹽 船</p>	<p>ジャンク Jank. 憎</p>	<p>槽 船</p>
<p>クラボート キー Crabboat. 加笠 砵</p>	<p>快 蟹</p>	<p>パスサージュ キー Passage boat. 巴些治 砵</p>	<p>波 船</p>
<p>ロジング キー Lodging boat. 律精 砵</p>	<p>紫 桐</p>	<p>ファスト キー Fast boat. 花時 砵</p>	<p>快 艇</p>
<p>スキン キー Skin boat. 時堅 砵</p>	<p>皮 船</p>	<p>ライト Lighter. 禮烟叻</p>	<p>西 瓜 扇</p>
<p>プレジャー キー Pleasure boat. 啤无沙 砵</p>	<p>搓 船</p>	<p>ドラゴン キー Dragon boat. 拿喇岸 砵</p>	<p>龍 船</p>
<p>ピンナクル キー Pinnace or gig. 邊拿時 或曰 職</p>	<p>三 板</p>	<p>フェリー キー Ferry boat. 花无 砵</p>	<p>橫 水 渡</p>
<p>ラフト Raft. 僂拉父地</p>	<p>竹筏 竹即排也</p>	<p>ポスト キー Post-boat. 坡時 砵</p>	<p>站 船</p>

<p>ビナクル Binnacle. 面拿哥候</p>	<p>船尾 欄</p>	<p>セーラー Sail &c. 些候</p>	<p>煙^ス</p>
<p>ライスボート Rice boat. 佛禮時砵 合時砵</p>	<p>米^コ 艇^フ</p>	<p>フォアマスト Forema-t. 科 孖時</p>	<p>頭^ア 桅^ス 檣^シ</p>
<p>スマッグラー Smuggler. 時孟呀拉</p>	<p>私^ズ 鹽^ン 船^フ</p>	<p>メインマスト Mainmast. 免 孖時</p>	<p>大^オ 桅^ス 檣^シ</p>
<p>フラワーボート Flower boat. 父孺了 砵</p>	<p>花 艇</p>	<p>ミゼンマスト Mizzenmast. 味臣 孖時</p>	<p>尾^オ 桅^ス 檣^シ</p>
<p>ガンデッキ Gun deck. 良 喃</p>	<p>二^ニ 層^カ 櫃^ン</p>	<p>ハULL Hull. 虾 候</p>	<p>船^{フネ} 身^{ナカ}</p>
<p>デッキ Deck. 喃</p>	<p>櫃^カ 面^ン</p>	<p>ボウ Bow. 岫</p>	<p>船^{フネ} 頭^ア</p>
<p>ロウエスタック Lowest deck. 罗亞時 喃</p>	<p>三^{サン} 層^カ 櫃^ン</p>	<p>スターン Stern. 時 喇 喻</p>	<p>船^{フネ} 尾^オ</p>
<p>ガンウェイラダー Gangway ladder. 硬威 律拿</p>	<p>船^{フネ} 梯^デ</p>	<p>ボウスピット Bowsprit. 摩 時 啤 列</p>	<p>頭^ア 脚^シ</p>

ローク Roast. 俄羅合時特	燒 <small>シヤク</small>	フシヤク Fashion. 花臣	尾 枕
ヲーク Bake. 噉	局 <small>シヤク</small>	フシヤク Fid. 佛	桅 枷
シヤク Boil. 摩埃合僂	始 <small>シヤク</small>	フシヤク Flag. 父喇	旗 <small>シヤク</small>
フシヤク Fry. 父俄禮合	煎 <small>シヤク</small> 單 <small>シヤク</small>	シヤク Berth. 嗎士	船 位
シヤク Stew. 時凋	會 <small>シヤク</small>	シヤク Capstan. 急時丹	絞 盤
シヤク Mince. 晚時	免 <small>シヤク</small> 治 <small>シヤク</small>	シヤク Cabin. 急面	船 尾 房
シヤク Hash. 蝦吐	吃 <small>シヤク</small> 食 <small>シヤク</small>	シヤク Cap. 急	桅 帽
シヤク Cutlet. 吉列	吉 列	類 製 炮	

<p>Stock-fish. 時度 啡吐</p>	<p>鹹魚</p>	<p>Curry. 加 仇 不 合</p>	<p>加 石</p>
<p>Beef suet. 味父 嚼</p>	<p>牛 骨 髓</p>	<p>Rolled beef. 仇 列 合 味 乎</p>	<p>捲筒牛月</p>
<p>Carambola tart. 加 仇 藍 合 摩 拉 撻</p>	<p>三 棧 噠</p>	<p>Roasted goose. 仇 時 合 跌 嚙 時</p>	<p>燒鷓鴣</p>
<p>Toast. 多 時 特</p>	<p>多 時</p>	<p>Stewed pigeon. 時 凋 噎 呢 堪</p>	<p>會白鴿</p>
<p>Veal. 鹹 悅</p>	<p>牛 仔 月</p>	<p>Boiled ham. 摩 埃 列 合 噠</p>	<p>焗 火 腿</p>
<p>Beef's tongae. 味 父 時 東</p>	<p>牛 腩</p>	<p>Hashed beef. 蝦 舌 味 乎</p>	<p>吃 食 牛 月</p>
<p>Dried venison. 拿 仇 藍 合 噎 呢 臣</p>	<p>鹿 脯</p>	<p>Fried fish. 父 仇 藍 合 噎 啡 士</p>	<p>燻 魚</p>
<p>Victual. 鹹 租 亞 悅</p>	<p>火 食</p>	<p>Baked oyster pie. 噎 噠 埃 時 打 跛</p>	<p>局 蟻 龜</p>

<p>類物房字</p>		<p>布丁 Pudding. 不寔</p>	<p>布 類</p>
<p>研究 Study. 時跌呢</p>	<p>書房</p>	<p>糖 Sugar candy. 蘇呀 奸呢</p>	<p>水糖</p>
<p>邊施 Pencil. 邊施呢</p>	<p>筆</p>	<p>特 Yeast. 喻時特</p>	<p>醉餅</p>
<p>墨 Ink. 墨</p>	<p>墨</p>	<p>時 Beanstick. 晚時的</p>	<p>腐竹</p>
<p>啤 Paper. 啤吧</p>	<p>紙</p>	<p>碧 Baked pig. 晚啱 碧</p>	<p>焗豬豚</p>
<p>時 Ink-stone. 墨時</p>	<p>墨視</p>	<p>博 Fried pork. 父合 博</p>	<p>炒豬月</p>
<p>卜 Book. 卜</p>	<p>書</p>	<p>列 Boiled taro. 埃列 合</p>	<p>焗薯月</p>
<p>急 Copy. 急單</p>	<p>簿</p>	<p>必 Minced rabbit. 晚舌 合</p>	<p>兔治免</p>

<p>スレト Slate. 時列</p>	<p>石^イ レ イ 板^キ</p>	<p>イキキ キキキ Ink-stand. 墨 時丹</p>	<p>墨^ス ミ イ 箱^レ</p>
<p>スレト スレト Slate pencil. 時列 邊施悅</p>	<p>石^イ レ フ 筆^キ</p>	<p>ル Rule. 併路 合悅</p>	<p>尺^尺 間^間 尺^尺</p>
<p>類 扮 粧</p>		<p>スチ Steel pen. 時路悅 邊</p>	<p>銅^銅 筆^筆</p>
<p>ブ Biaclet. 喙^喙合時列</p>	<p>鏡</p>	<p>ワ Wafer. 窩花</p>	<p>火 漆 片</p>
<p>ブ Boot-jack. 喙則</p>	<p>靴^靴 ツ ヌ 板^板</p>	<p>セ Ceiling wax. 施冷 賦時</p>	<p>火 漆</p>
<p>ス Bathing dress. 嗎听泥^泥合時</p>	<p>洗^洗 身^身 衣^衣</p>	<p>レ Letter. 列叮</p>	<p>書^書 信^信</p>
<p>Ponge. 彬治</p>	<p>水 泡</p>	<p>エ Envelope. 烟威^威合</p>	<p>信^信 筒^筒</p>
<p>エ Earring. 鑿^鑿合</p>	<p>耳^耳 環^環</p>	<p>鉛^鉛 Lead pencil. 列 邊施悅</p>	<p>鉛^鉛 筆^筆</p>

<p>カクカク Casket. 加時結</p>	<p>首 飾 箱</p>	<p>カクカク カクカク Tortoise shell comb. 啣時些侘今</p>	<p>玳 瑁 梳</p>
<p>ユ一 Bead. 噉</p>	<p>珠</p>	<p>ユ一 Ewer. 要了</p>	<p>水 嬰</p>
<p>カクカク トロ Shaving brush. 些榮 噉合吐</p>	<p>鬚 擦</p>	<p>カクカク トロ Tooth brush. 都士 噉合吐</p>	<p>牙 掃</p>
<p>類 · 器 工</p>		<p>カクカク Bonnet. 捫嗶</p>	<p>女 帽</p>
<p>カクカク カクカク トロカク Iron wash block. 埃合 噉吐 噉碌</p>	<p>鐵 砧</p>	<p>カクカク ヲ一カク Necklace. 噉呢時</p>	<p>頸 鍊</p>
<p>カ一カ Auger. 惡呀</p>	<p>螺 絲 鑽</p>	<p>カ一カ Pomatum. 坡呀嗶</p>	<p>香 油</p>
<p>ト一カ カクカク Brass wire. 噉合時威了</p>	<p>銅 線</p>	<p>ト一カ カクカク Razor-strop. 噉合梳時多笠</p>	<p>喝 刀 皮</p>
<p>ト一カ カクカク Chalk-line. 作誼禮烟</p>	<p>墨 斗 線</p>	<p>カクカク カクカク Perfumed soap. 巴花也 濕</p>	<p>香 皂 觀</p>

<p>ベベド ナハ Beveled knife. 味威列 坭父</p>	<p>劊 刀 ス モ ホ ラ テ グ</p>	<p>クニニニ Crucible. 加^僂路^合施布僂</p>	<p>鑄^ス 銀^ブ 窩^ボ</p>
<p>レベ Level. 哢花</p>	<p>劊 動 ス ズ モ</p>	<p>ギムレ Gimlet. 噓列</p>	<p>手^テ 鑽^リ</p>
<p>ラセ Lathe. 車</p>	<p>車 圓 用 之 器 車 ロ ク ロ</p>	<p>Three cornered file. 士^僂瓦^合干拿列 輝僂</p>	<p>三 角 銼 サン カ ク ヤ ス</p>
<p>マキ Marking line 噓京 禮烟</p>	<p>間 尺 ス ミ ナ ロ</p>	<p>Pile hammer. 跋僂 噓存</p>	<p>打 庄 槌 ツ サ チ</p>
<p>Physic-mortar. 啡息 摩附</p>	<p>藥 碾 グ ス リ ス</p>	<p>Ink cup. 鷹 急</p>	<p>墨 升 也 書 諸 之 乃 用 印 ス イ レ 也</p>
<p>Harpoon. 蝦 搬</p>	<p>魚 標 モ</p>	<p>Ink roller. 鷹 僂 啞 合</p>	<p>墨 轆 ス ノ ボ</p>
<p>Paste bowl. 啤時 摩僂</p>	<p>糊 盤 書 諸 之 器 乃 印 ノ ス チ</p>	<p>Ink-shovel. 鷹 梳威僂</p>	<p>墨 挑 ス チ</p>
<p>Paste brush. 啤時 噓^僂拉^合吐</p>	<p>糊 掃 ノ ス チ</p>	<p>Ink-table. 鷹 菱布僂</p>	<p>墨 棧 ス チ</p>

<p>クマク Quoin. 鬼烟</p>	<p>木 尖</p>	<p>マクタルホートニ Pasting table. 噉時丁 菱布俛</p>	<p>裱 床</p>
<p>カクタルトニ Casting plate. 加時丁 噉列</p>	<p>倒 錫 板</p>	<p>クトニニ マクニニ Spread pencil. 時噉列 邊施俛</p>	<p>排 筆</p>
<p>ガレ Galley. 呀丕</p>	<p>安 字 板</p>	<p>ギニニ マクニニ Gilding pencil. 噉寧 邊施俛</p>	<p>掃 金 筆</p>
<p>コンキニカク マクニ Composing stick. 今坡星 時的</p>	<p>執 字 架</p>	<p>プレス Press. 噉合時</p>	<p>攪 盤</p>
<p>チヤク Chase. 噉時</p>	<p>埋 板 架</p>	<p>プリント Printing press. 噉連丁 噉合時</p>	<p>印 書 架</p>
<p>類 物 房</p>		<p>プルーフ Proof. 步合乎</p>	<p>稿 文</p>
<p>ベッド Bedroom. 噉合</p>	<p>脚 房</p>	<p>インポジ Imposing table. 噉坡星 菱布俛</p>	<p>字 板 檯</p>
<p>フルニチャー Furniture. 花呢檯</p>	<p>家 伙</p>	<p>ティムパン Tympan. 噉班</p>	<p>印 字 檢</p>

<p>ピロウケース Pillow-case. 啤嘍 嘍時</p>	<p>枕頭布 マクラン シロフ マク シロ</p>	<p>ワードローブ Wardrobe. 話籠笠合</p>	<p>衣服櫃 ヒ フ ツ</p>
<p>ブランケット Blanket. 嘛嘍啞</p>	<p>白毯 ケ チ リ ン フ シ ン</p>	<p>ワッシュスタンド Washstand. 嘩吐 時丹</p>	<p>面盤架 面 盤 架</p>
<p>スリーピングガウン Sleeping gown. 時嘍兵 吁</p>	<p>睡袍 睡 袍</p>	<p>ビュロー Bureau. 嗎石阿</p>	<p>櫃 櫃</p>
<p>クラドル Cradle. 嘍合 拿佬</p>	<p>吊床 吊 床</p>	<p>ベディング Bedding. 噉蓋</p>	<p>補蓋 補 蓋</p>
<p>ポエリー Poetry. 啞地死</p>	<p>詩 詩</p>	<p>マツレス Mattress. 孖菱呢時</p>	<p>褥 褥</p>
<p>ピクチャー Picture. 碧渣</p>	<p>畫 畫</p>	<p>シート Sheet. 舌</p>	<p>被單 被 單</p>
<p>チェンバーポット Chamber-pot. 暫孖 砵</p>	<p>便壺 便 壺</p>	<p>カバレット Coverlet. 哥花列</p>	<p>被面 被 面</p>
<p>類 字 單</p>	<p>ボルスター Bolster. 摩佬時啲</p>	<p>長枕頭 長 枕 頭</p>	

<p>スル Many. 摩呢</p>	<p>數 ナシ イ</p>	<p>トマ マー I or me. 埃又曰味</p>	<p>我 ワシ シ</p>
<p>ロリ一 Few. 非天 合</p>	<p>些 スシ イ</p>	<p>ロ一 ヌ一 You or thow. 天又曰兜</p>	<p>你 アタ シ</p>
<p>ロ一トス Coarse. 哥時</p>	<p>粗 アシ イ</p>	<p>ロ一 ムイ He or him. 希又曰鎌</p>	<p>他 アノ ヒト</p>
<p>ハシマ Fine. 幡</p>	<p>幼 コシ イ</p>	<p>シ一 ク She or her. 施又曰虾</p>	<p>佞 アノ メナ 而說 之 人</p>
<p>カシロ Strong. 士當瑯</p>	<p>力 ツシ イ</p>	<p>ササト Sour. 收了</p>	<p>酸 ア シ</p>
<p>カシ一 Weak. 噫</p>	<p>弱 ヨシ イ</p>	<p>カシ一 Sweet. 雪特</p>	<p>甜 ア シ</p>
<p>ハシ Soft. 梳乎</p>	<p>軟 ヤシ イ</p>	<p>ビシ Bitter. 噉啖</p>	<p>苦 ア シ</p>
<p>カシ Hard. 乞</p>	<p>硬 カシ イ</p>	<p>カシ Hot. 渴特</p>	<p>辣 カシ イ</p>

ㄨㄨㄨㄨ Square. 時瓜	方 <small>カタイ</small>	ㄨㄨㄨㄨ Fat. 佛特	肥 <small>ヒイ</small>
ㄨㄨㄨㄨ Wide. 威烟	潤 <small>ヒロイ</small>	ㄨㄨㄨㄨ Lean. 漣	瘦 <small>ヒナイ</small>
ㄨㄨㄨㄨ Narrow. 魁罗	窄 <small>ヒナイ</small>	ㄨㄨㄨㄨ Thick. 惕	厚 <small>フカイ</small>
ㄨㄨ High. 際	高 <small>タカイ</small>	ㄨㄨㄨ Thin. 天	薄 <small>ウスイ</small>
ㄨㄨ Low. 罗	矮 <small>ヒソイ</small>	ㄨㄨ Long. 瑯	長 <small>ナガイ</small>
ㄨㄨㄨ Deep. 喋	深 <small>フカイ</small>	ㄨㄨㄨㄨ Short. 嗜特	短 <small>ミソカイ</small>
ㄨㄨㄨㄨ Shallow. 沙罗	浅 <small>フカイ</small>	ㄨㄨㄨㄨ Flat. 乎律特	扁 <small>ヒラナイ</small>
ㄨㄨㄨ Light. 禮特	輕 <small>カナイ</small>	ㄨㄨㄨㄨ Round. 湖	圓 <small>マダナイ</small>

<p>イナナ Inside. 烟西</p>	<p>内 内</p>	<p>ヘビ Heavy. 哏威</p>	<p>重 チガイ</p>
<p>トナナ Outside. 區西</p>	<p>外 外</p>	<p>クニ Good. 哏</p>	<p>好 チガイ</p>
<p>イハナ Early. 亞兀</p>	<p>早 イ</p>	<p>クニ Bad. 味</p>	<p>醜 イ</p>
<p>イナ Late. 列</p>	<p>晏 イ</p>	<p>ニホ New. 鳥</p>	<p>新 アキライ</p>
<p>イナ Open. 珂邊</p>	<p>開 イ</p>	<p>クニ Old. 奧倪</p>	<p>舊 イ</p>
<p>イナ Shut. 失</p>	<p>門 イ</p>	<p>イナ Ripe. 饑餓 合 燻</p>	<p>熟 イ</p>
<p>イナ Lock. 結</p>	<p>鎖 イ</p>	<p>イナ Unripe. 晏饑餓 合 燻</p>	<p>生 イ</p>
<p>イナ Knock. 諾</p>	<p>敲 イ 門</p>	<p>イナ Fresh. 父饑餓 合 吐</p>	<p>鮮 アキライ</p>

<p>クワイ Clean. 咖噠</p>	<p>淨 チ</p>	<p>ク Cut. 吉</p>	<p>割 キ</p>
<p>キトキ Dirty. 拿酌</p>	<p>穢 キ</p>	<p>キキ Engrave. 烟牙 台乎</p>	<p>琢 キ</p>
<p>クワイ Speak. 時逼</p>	<p>講 キ</p>	<p>ク Sweep. 時威葉</p>	<p>掃 キ</p>
<p>ク Say. 除</p>	<p>話 キ</p>	<p>キ Kill. 既俛</p>	<p>殺 キ</p>
<p>ク Smell. 時咩俛</p>	<p>鼻 聞 キ</p>	<p>ク Smell. 時嗎俛</p>	<p>香 キ</p>
<p>ク Front. 父 俛倫 合</p>	<p>前 キ</p>	<p>ク Stink. 時丁</p>	<p>臭 キ</p>
<p>ク Back. 呢</p>	<p>後 キ</p>	<p>ク True. 都 俛落 合</p>	<p>真 キ</p>
<p>ク Help. 哈</p>	<p>助 キ</p>	<p>ク False. 科呢時</p>	<p>假 キ</p>

<p>チーケ Choose. 租時</p>	<p>エラフ 擇</p>	<p>トヨサカ Present. 啤哢臣</p>	<p>送<small>ツク</small></p>
<p>ハカキトハカキ Exchange. 益斯毡治</p>	<p>トリカヘ 相換</p>	<p>カホカ Count. 光特</p>	<p>數<small>カズ</small></p>
<p>ハサト Fetch. 佛治</p>	<p>トリスル 拈</p>	<p>ウ See. 於</p>	<p>見<small>ミ</small></p>
<p>クサキ Pack. 迫</p>	<p>ツル 裝</p>	<p>ハ Know. 那</p>	<p>知<small>チ</small></p>
<p>スーキ Make. 呪</p>	<p>コシラヘ 整</p>	<p>ゴート Hear. 啼</p>	<p>聽<small>キ</small></p>
<p>ヌキ Mend. 兜</p>	<p>ツケロフ 補</p>	<p>ネーカ Look. 碌忌</p>	<p>睇<small>ミ</small></p>
<p>ヌー Sew. 罽</p>	<p>ツク 縫</p>	<p>ハカキ Find. 輝烟</p>	<p>尋<small>ミ</small></p>
<p>タカキ Twist. 都威時</p>	<p>イトム 扭</p>	<p>チー Cheat. 折</p>	<p>騙<small>ツク</small></p>

<p>ロ一ク Lose. 罗時</p>	<p>失 ロク フ</p>	<p>ホ一シ Hold. 奇侏</p>	<p>持 ホ</p>
<p>ロ一クク Loosen. 嚙臣</p>	<p>鬆 トク ナス</p>	<p>ロ一ト Lift. 丕父</p>	<p>起 ア 拈 ホ</p>
<p>ト一 Chew. 嚙</p>	<p>嚼 カ ム</p>	<p>エ一 Eat. 咽</p>	<p>食 クラ フ ホ ム</p>
<p>ク一 Drink. 拿侏詎 合</p>	<p>飲 ク</p>	<p>ク一 Swallow. 時啖罗</p>	<p>吞 ノ コ ム</p>
<p>カ一 Buy. 味</p>	<p>買 カ</p>	<p>カ一 Learn. 隘</p>	<p>學 カ イ コ ス</p>
<p>カ一 Sell. 些侏</p>	<p>賣 カ</p>	<p>カ一 Love. 笠父</p>	<p>愛 カ イ シ ム</p>
<p>サ一 Search. 沙治</p>	<p>尋 サ ス</p>	<p>ラ一 Laugh. 拉父</p>	<p>笑 ラ フ</p>
<p>カ一 Catch. 咭治</p>	<p>得 カ</p>	<p>カ一 Take. 的</p>	<p>取 カ ル</p>

<p>クニクニキ Strike. 時低禮忌</p>	<p>打<small>ウチ</small></p>	<p>クニクニキ Snatch. 時燧治</p>	<p>搶<small>ウチヘ</small></p>
<p>クニクニ Pound. 啗喚</p>	<p>搗<small>ウツ</small></p>	<p>サナリイ Surname. 沙啗</p>	<p>姓<small>ミヤウジ</small></p>
<p>ハクアト Asleep. 了時獵</p>	<p>脚<small>アシ</small> 卑<small>ヒ</small></p>	<p>ナ Name. 啗</p>	<p>名<small>ナ</small></p>
<p>クアト Sleep. 時獵</p>	<p>睡<small>スミ</small></p>	<p>イテ Letter. 列啗</p>	<p>字<small>ジ</small></p>
<p>ウキ Walk. 噴忌</p>	<p>行<small>ユク</small></p>	<p>イ Sit. 舌</p>	<p>坐<small>イマス</small></p>
<p>ハク Run. 兜倫 合</p>	<p>走<small>ハク</small></p>	<p>クニクニ Stand. 時丹</p>	<p>企<small>ウツ</small></p>
<p>ハク Want. 灣</p>	<p>乏<small>ウツ</small></p>	<p>クニクニ Steal. 時啗儂</p>	<p>偷<small>ウツ</small></p>
<p>クニクニ Try. 低儂禮</p>	<p>試<small>コト</small></p>	<p>クニクニ Pilfer. 卑儂花</p>	<p>小<small>コ</small> 竊<small>ウツ</small></p>

<p>トクク Deduct. 呢碍</p>	<p>除 トクク</p>	<p>ワシ Wash. 嗽吐</p>	<p>洗 ワシ</p>
<p>キョウ Gild. 鍍院</p>	<p>鍍 キョウ</p>	<p>キョウ Willing. 威冷</p>	<p>肯 キョウ</p>
<p>カキ Trim. 剔院 剔院合</p>	<p>披 カキ</p>	<p>カキ Unwilling. 暖成冷</p>	<p>不 カキ 肯 カキ</p>
<p>イニヤ Interpret. 烟咄罷列</p>	<p>譯 イニヤ</p>	<p>イニヤ Teach. 跌治</p>	<p>教 イニヤ</p>
<p>クツ Bite. 咪咽</p>	<p>咬 クツ</p>	<p>クツ Rub. 兜笠合</p>	<p>擦 クツ</p>
<p>アソブ Play. 啣呢</p>	<p>反 アソブ</p>	<p>アソブ Touch. 啣治</p>	<p>搽 アソブ 撫 アソブ</p>
<p>イト Stitch. 時跌治</p>	<p>線 イト 針 イト</p>	<p>イト Tie. 低</p>	<p>綁 イト</p>
<p>ナク Cry. 加院合</p>	<p>哭 ナク</p>	<p>ナク Tire. 低了</p>	<p>倦 ナク</p>

<p>Write. <small>悦禮合</small>特</p>	<p>寫<small>カ</small></p>	<p>Glad. <small>呀律</small></p>	<p>喜<small>コノブ</small></p>
<p>Repair. <small>悦无合</small>啣了</p>	<p>整<small>ツク</small></p>	<p>Angry. <small>驚呀不</small></p>	<p>怒<small>イラケル</small></p>
<p>Fear. <small>味了</small></p>	<p>懼<small>オソレ</small></p>	<p>Take. <small>的</small></p>	<p>括<small>ツク</small></p>
<p>So. <small>梳</small></p>	<p>咁<small>ソウ</small></p>	<p>Arrest. <small>了悦无合</small>時特</p>	<p>拿<small>ツク</small></p>
<p>What. <small>吃特</small></p>	<p>乜<small>ニ</small></p>	<p>Catch. <small>吉治</small></p>	<p>捉<small>ツク</small></p>
<p>Who. <small>噤</small></p>	<p>誰<small>タレ</small></p>	<p>Fly. <small>付禮</small></p>	<p>飛<small>ツク</small></p>
<p>Owe. <small>阿</small></p>	<p>欠<small>ツク</small></p>	<p>Send. <small>先</small></p>	<p>寄<small>ツク</small></p>
<p>Pay. <small>啣</small></p>	<p>支<small>ツク</small></p>	<p>Copy. <small>急噤</small></p>	<p>抄<small>ツク</small></p>

<p>↑↑↑↑↑↑↑↑ Increase. 烟忌丕時</p>	<p>添<small>タ</small>ス</p>	<p>△△△ Rent. 俛囉</p>	<p>賃<small>カ</small>ン 租<small>ン</small></p>
<p>↓↓↓ Abate. 亞囉</p>	<p>減<small>ヘ</small>ス</p>	<p>○→○ Ought. 嚶特</p>	<p>該</p>
<p>△□△△ Drunk. 拿俛龙忌</p>	<p>醉<small>サ</small>シ</p>	<p>▷≡← Weigh. 唵</p>	<p>秤<small>カ</small>ン</p>
<p>△≡← Wake. 域阻</p>	<p>醒<small>サ</small>ズ</p>	<p>→△ Live. 獵乎</p>	<p>居<small>ス</small></p>
<p>↑→↑ Please. 卑丕時</p>	<p>請<small>ナ</small>ヒ トシ</p>	<p>△≡← Wait. 唵</p>	<p>等<small>マ</small>シ 待<small>マ</small>シ</p>
<p>▷×× Sink. 星阻</p>	<p>沉<small>シ</small>ズ</p>	<p>□××△ Hinder. 牽拿</p>	<p>阻<small>シ</small>ズ</p>
<p>△△△ Dry. 拿證</p>	<p>晒<small>サ</small>ス</p>	<p>△× △ Finish. 啡呢吐</p>	<p>工<small>マ</small>シ 完<small>マ</small>シ</p>
<p>××× Mix. 覓時</p>	<p>雜<small>マ</small>シ</p>	<p>▷×× Mad. 味</p>	<p>癡<small>マ</small>シ</p>

<p>レーダ Largy. 拉治</p>	<p>大 オホキナ</p>	<p>ローダ Cold. 啞恍</p>	<p>冷 ツライ</p>
<p>クロー Small. 時摩恍</p>	<p>細 サイイ</p>	<p>ホト Hot. 喝</p>	<p>熱 アツイ</p>
<p>ニヤシク Diligent. 呢石筵</p>	<p>勤 ツトム</p>	<p>シホ Left. 哂乎</p>	<p>左 ヒダリ</p>
<p>レーダ Lazy. 哂施</p>	<p>惰 チヌル</p>	<p>シホ Right. 恍禮特 合</p>	<p>右 ミダリ</p>
<p>レーダ Far. 花</p>	<p>遠 トホイ</p>	<p>クワ Quick. 隙</p>	<p>快 アツイ</p>
<p>レーダ Near. 妮了</p>	<p>近 チカヒ</p>	<p>クロー Slow. 時爰</p>	<p>慢 チヌイ</p>
<p>ロー Heal. 啼恍</p>	<p>醫 リヤウヂスル</p>	<p>サトヘ Siate. 刺啖</p>	<p>飽 アツイ</p>
<p>ホト Public. 巴逼叻</p>	<p>公 チヨクシキ</p>	<p>ホト Hungry. 空既兀</p>	<p>飢 ウツシ</p>

<p>キキハ Stiff. 時响父</p>	<p>硬 カガシ</p>	<p>シキハシ Secret. 息加<small>列合</small></p>	<p>私 シキヤ</p>
<p>キキカ Tender. 颠拿</p>	<p>脆 カガシ</p>	<p>クハ Have. 虾父</p>	<p>有 カ</p>
<p>キキハ Straight. 时参列</p>	<p>直 カガシ</p>	<p>ハキ None. 暖</p>	<p>有 カ</p>
<p>キキハ Crooked. 响<small>列合</small>結</p>	<p>曲 カガシ</p>	<p>シキ Done. 暖</p>	<p>完 カ</p>
<p>キキハ Stupid. 时昭必</p>	<p>愚 カガシ</p>	<p>キキ Come. 今</p>	<p>來 カ</p>
<p>ハキ Fool. 爽<small>兜</small></p>	<p>呆 カガシ</p>	<p>キキ Go. 哦</p>	<p>去 カ</p>
<p>キキハ Want. 嚮</p>	<p>要 カガシ</p>	<p>キキハ Up. 脚</p>	<p>上 カ</p>
<p>キキハ Enough. 衣粒乎</p>	<p>足 カガシ</p>	<p>キキハ Down. 當</p>	<p>落 カ</p>

<p>←→ Move. 暖父</p>	<p>動 ウツク</p>	<p>→←→ Warm. 暖</p>	<p>暖 アタカイ</p>
<p>×→ Tight. 低咽</p>	<p>緊 シツカ</p>	<p>←→ Cool. 嗒恍</p>	<p>凉 スズシイ</p>
<p>→××× Listen. 无臣</p>	<p>聽 キク</p>	<p>×→× Dry. 拿俛禮</p>	<p>乾 カラフ</p>
<p>→→ Rail. 低既俛 合</p>	<p>属 ノゾム</p>	<p>→×→ Wet. 呢</p>	<p>濕 ウレチク</p>
<p>×××→ Mistake. 味時的</p>	<p>錯 コソヘチガイ</p>	<p>→→→→ Obedient. 何味嘯</p>	<p>順 シユカフ</p>
<p>×× Pass. 巴時</p>	<p>過 スギル</p>	<p>×××→→→ Disobedient. 呢時何味嘯</p>	<p>逆 サカサマ</p>
<p>→→ Right. 觀禮特</p>	<p>着 アタライハ</p>	<p>→→→ Dear. 妮了</p>	<p>貴 ウカシイ</p>
<p>→→ Same. 臣</p>	<p>様 サマ</p>	<p>→→ Cheap. 駭</p>	<p>平 ヤスイ</p>

一ホ Leak. 叻	漏 <small>ヒナ</small>	一ホ With. 威士	同 <small>ドウ</small>
一ホ Live. 禮父	生 <small>ヒキ</small>	一ホ Lose. 罗時	輸 <small>ヒキ</small>
一ホ Dead. 蠟	死 <small>ヒキ</small>	一ホ Win. 伝	贏 <small>ヒキ</small>
一ホ Dark. 暗	夜 <small>ヒキ</small>	一ホ First. 花時	先 <small>ヒキ</small>
一ホ Spoil. 時杯兜	壞 <small>ヒキ</small>	一ホ After. 亞父附	後 <small>ヒキ</small>
一ホ Long. 瑯	久 <small>ヒキ</small>	一ホ Tear. 爹了	裂 <small>ヒキ</small>
一ホ Alike. 亞禮詎	似 <small>ヒキ</small>	一ホ Break. 嘛叻合	破 <small>ヒキ</small>
一ホ Terry. 附毛	留 <small>ヒキ</small>	一ホ Wear. 噫了	穿 <small>ヒキ</small>

<p>多 Much. セ治</p>	<p>多 チカ イ</p>	<p>マ In. 烟</p>	<p>在 ト ゴ ロ</p>
<p>少 Little. 列都院</p>	<p>少 ス チ カ イ</p>	<p>空 Empty. 嘸的</p>	<p>空 カラ</p>
<p>跪 Bow. 啣</p>	<p>跪 カ ム</p>	<p>轉 Turn. 頓</p>	<p>轉 マ ジ ル</p>
<p>沙律 Salute. 沙律</p>	<p>侯 ア イ 拜 フ</p>	<p>時拿父 Snuff. 時拿父</p>	<p>剪 カ ス</p>
<p>敬 Honor. 罽拿</p>	<p>敬 ウ マ イ</p>	<p>悅丕摩父 Remove. 悅丕摩父</p>	<p>遷 ウ ツ ル</p>
<p>壯 Strength. 時丁冷噴</p>	<p>壯 チ カ フ</p>	<p>孖吐 Bash. 孖吐</p>	<p>羞 ハ カ シ ム</p>
<p>噠安 Lend on. 噠安</p>	<p>脹 カ 放 ス</p>	<p>哦區特 Go out. 哦區特</p>	<p>出 デ ス</p>
<p>啤時時 Paste. 啤時時</p>	<p>裓 ウ シ ス ル ヘ ル</p>	<p>今烟 Come in. 今烟</p>	<p>入 イ ル</p>

類 字 二

<p>フターフー Future. 非天括 合</p>	<p>將 、 來</p>		
<p>フターフー Afterwards. 鴨乎打話時</p>	<p>後 、 來</p>	<p>ウー ウー 'We or us. 威或曰鴉時</p>	<p>我 、 儕</p>
<p>フター Before. 噯科</p>	<p>以 前</p>	<p>ー Ye. 伊</p>	<p>爾 、 儕</p>
<p>フター After. 鴨乎打</p>	<p>往 後</p>	<p>ー ー They or them. 尼或曰啞</p>	<p>伊 、 等</p>
<p>フター Previously. 庇毛威時不</p>	<p>預 先</p>	<p>ー ー Mine or my. 米烟或曰米</p>	<p>我 、 儕</p>
<p>フター Just now. 這時 霧</p>	<p>現 今</p>	<p>ー ー Thine or thy. 塊烟或曰坭</p>	<p>爾 、 儕</p>
<p>フター This instant. 呢時 烟土單地</p>	<p>此 刻</p>	<p>ー ー His or hers. 希時或曰蚶時</p>	<p>此二字通異照 男諸則希時 女說則蚶時 照 佢 、 儕</p>
<p>フター This time. 呢時 低嘅</p>	<p>此 次</p>	<p>フター Formerly. 科噯不</p>	<p>從 前</p>

<p>Receipt. 兒不陸地 合陸地</p>	<p>収 ト 單</p>	<p>Last time. 拉時 低嘸</p>	<p>後 次</p>
<p>Letter. 咧呀</p>	<p>書 信</p>	<p>Agent. 亞噠</p>	<p>替 身</p>
<p>Auction sale. 惡亞臣 些儂</p>	<p>出 投</p>	<p>Accountant. 厄鳩喚丹</p>	<p>掌 櫃</p>
<p>Auctioneer. 惡臣尼了</p>	<p>掌 投 者</p>	<p>Earnest money. 亞諭尼時 文尼</p>	<p>定 銀</p>
<p>Ballast. 摩 悅拉時地 合時地</p>	<p>船 堅</p>	<p>Abatement. 亞殘 咬地</p>	<p>減 少</p>
<p>Bank. 噠忌</p>	<p>銀 鋪</p>	<p>Advertisement. 噠花的時文</p>	<p>招 帖</p>
<p>Money changer. 咬尼菴瘡</p>	<p>找 銀 者</p>	<p>Bill. 噠兒</p>	<p>銀 單</p>
<p>Bankruptcy. 噠哥悅筵 合筵</p>	<p>折 本</p>	<p>Draft. 噠兒拉父地 合父地</p>	<p>稿 文</p>

<p>Bill of indemnity. 嘆 俛 啊 父 烟 拈 尼 响</p>	<p>賠 還 單</p>	<p>Book-keeping. 卜 劫 兵</p>	<p>司 理 數 簿</p>
<p>Insurance company. 烟 蘇 兒 時 甘 班 尼</p>	<p>擔 保 會</p>	<p>Export. 噎 時 砵</p>	<p>出 口 也 之 乃 出 口 貨 物 口 者</p>
<p>Interest. 烟 叮 兒 時</p>	<p>利 息</p>	<p>Import. 噉 砵</p>	<p>入 口 也 之 乃 入 口 貨 物 口 者</p>
<p>Invoice. 烟 噎 時</p>	<p>貨 單</p>	<p>Factor. 噉 响</p>	<p>代 辦 商</p>
<p>Leger. 叻 呀</p>	<p>總 簿</p>	<p>Forestalling. 科 時 哆 玲</p>	<p>壟 斷 謂 使 壟 斷 之 者 也</p>
<p>License. 叻 先 時</p>	<p>牌 號 紙 放 即 日 行 將 牌 之 驗</p>	<p>Freight. 父 兒 結 合</p>	<p>水 脚 也 照 繩 籍 之 結 是</p>
<p>Examination. 噎 三 响 尼 臣</p>	<p>考 究</p>	<p>Harbour. 虾 囉 丁</p>	<p>港 口</p>
<p>Manifest. 蠻 呢 啡 時</p>	<p>牌 照</p>	<p>Factory or hong. 佛 哆 芝 或 日 行</p>	<p>洋 行</p>

<p>Convoy. 干噯</p>	<p>護 貨 船</p>	<p>Monopoly. 們哪坡芑</p>	<p>獨 市 生 意</p>
<p>Creditor. 加兒列尼附 合</p>	<p>債 主</p>	<p>Bottomry. 摩咄嘛兒不 合</p>	<p>典 船</p>
<p>Custom-house. 加時担口時</p>	<p>關 口</p>	<p>Bount. 噯喚 啲</p>	<p>賞 銀</p>
<p>Day book. 尼 吓</p>	<p>登 記</p>	<p>Accounty. 厄鳩喚</p>	<p>數 目</p>
<p>Debter. 轟吓</p>	<p>欠 主</p>	<p>Buoy. 味</p>	<p>浮 桴</p>
<p>Demarrage. 尼孖兒不治 合</p>	<p>限 銀 銀另即過 也加之限</p>	<p>Chain cable. 毯 甲母挽</p>	<p>鎗 練</p>
<p>Discount. 尼時鳩喚</p>	<p>扣 頭 銀</p>	<p>Rope cable. 兒立 甲母挽 合</p>	<p>鎗 纜</p>
<p>Dock. 噯忌</p>	<p>橫 涌</p>	<p>Commerce. 甘孖時</p>	<p>貿 易</p>

<p>Pricecurrent. 敗兒合時加噠</p>	<p>時 價</p>	<p>Drawback. 尼兒合忌</p>	<p>賠 還 故 稅 即 貨 未 回</p>
<p>Information. 烟科馮臣</p>	<p>通 知</p>	<p>Partner. 叭喲</p>	<p>夥 伴</p>
<p>Evidence. 衣威嶼時</p>	<p>亮 據</p>	<p>Pass. 吧時</p>	<p>關 津</p>
<p>Register. 兒合遮時叻</p>	<p>丁 冊</p>	<p>Passenger. 吧先瘡</p>	<p>搭 客</p>
<p>Report. 兒合砵</p>	<p>報 貨 單</p>	<p>Passport. 吧時砵</p>	<p>紅 牌</p>
<p>Sample. 三布佻</p>	<p>規 模</p>	<p>Pattern. 叭啲輪</p>	<p>樣 子</p>
<p>Seaman. 施巒</p>	<p>水 人 是即水手</p>	<p>Porter. 坡叻</p>	<p>挑 夫</p>
<p>Security. 施嬌不叻</p>	<p>擔 保</p>	<p>Postage. 坡時鑿治</p>	<p>信 資</p>

<p>貴 幹 貴 幹 What is your business. 呢 衣時 天了 隨先尼時</p>	<p>貴 幹 アナタノシゴトハナニヨカ</p>	<p>士丹 蘇了的 Stand surety. 士丹 蘇了的</p>	<p>擔 當 擔 當</p>
<p>多 Much business. 也 治 隨先尼時</p>	<p>事 多 事 多 多 多</p>	<p>Business. 隨先尼時</p>	<p>事 幹 事 幹</p>
<p>大 生 意 An extensive business. 吧 罷 叻 隨先尼時</p>	<p>大 生 意 大 生 意 大 生 意</p>	<p>Public business. 吧 罷 叻 隨先尼時</p>	<p>公 事 公 事 公 事</p>
<p>大 發 財 Success in business. 索 些 時 烟 隨先尼時</p>	<p>大 發 財 大 發 財 大 發 財</p>	<p>Secret business. 施 加 結 隨先尼時</p>	<p>私 事 私 事 私 事</p>
<p>小 事 A small business. 亞 時 摩 佻 隨先尼時</p>	<p>小 事 小 事 小 事</p>	<p>A great business. 亞 呀 佛 結 隨先尼時</p>	<p>大 事 大 事 大 事</p>
<p>要 緊 事 An important business. 亞 厭 坡 丹 隨先尼時</p>	<p>要 緊 事 要 緊 事 要 緊 事</p>	<p>An urgent business. 吧 亞 芭 隨先尼時</p>	<p>急 事 急 事 急 事</p>
<p>生 意 Trading business. 呢 結 寧 隨先尼時</p>	<p>生 意 生 意 生 意</p>	<p>Have business to. 蝦 父 隨先尼時</p>	<p>有 事 有 事 有 事</p>
<p>滋 事 Make disturbance. 免 時 撞 樹 時</p>	<p>滋 事 滋 事 滋 事</p>	<p>Have no business. 蝦 父 耀 隨先尼時</p>	<p>無 事 無 事 無 事</p>

<p>ホクロー Unload. 噁唯</p>	<p>上ニ フ 貨グ</p>	<p>交通 Traffic. 叻兒拉 叻合隣</p>	<p>商ア キ ナ 事イ</p>
<p>スナ Sundry. 新呢兒 合</p>	<p>雜 ヲ 貨コ</p>	<p>結算 Settlement. 舌囉侏 晚</p>	<p>清 シ ヒ カ ン 數 ト</p>
<p>ヤ Merchandise. 存苞坭時</p>	<p>貨 モ 物ツ</p>	<p>招牌 Sign board. 西烟 味</p>	<p>招 カン メ 牌ン</p>
<p>ト Price. 敗兒 合時</p>	<p>價 チ メ 錢ン</p>	<p>稅 Tariff. 叻兒 合父</p>	<p>稅 則 ン</p>
<p>シ Shiplist. 啖芝時</p>	<p>船 牌</p>	<p>噸 Tonnage. 頓拿治</p>	<p>船 フ ナ 量 丈 ト</p>
<p>ホ Hoisting flag. 開時丁 父嚨</p>	<p>升 ハ チ ア 旗 ゲル</p>	<p>試驗 Trial balance. 遞兒 合亞侏 孖嚨時</p>	<p>截 數</p>
<p>リ Rift up anchor. 笮父 鴨 嚨哥了</p>	<p>起 イ カリ チ ア 錨 ゲル</p>	<p>租 Charter. 吼叻</p>	<p>寫 ニ シ ヤ 船 ト</p>
<p>ロ Rough. 兇兒 合乎</p>	<p>濫 シ イ</p>	<p>落 Loading. 障寧</p>	<p>落 コ 貨 ト</p>

<p>ロト へハ へハ へハ へハ Rub it on once. 悅筵 咽 安 温 時 合</p>	<p>揉 一 次</p>	<p>カ へ へ Smooth. 時 舞 士</p>	<p>滑</p>
<p>ロカカ へハ へハ へハ Roller of stone. 悅羅 拉 珂 父 時 頓 合</p>	<p>碌 碌</p>	<p>ロカ へハ へハ へハ Rot, to corropt. 悅律 又曰 都 哥 笠 合</p>	<p>枯 壞</p>
<p>へハ へハ Rueful. 路 夫 仇</p>	<p>愁 眉</p>	<p>ロカ へハ へハ へハ Rove, to wander. 悅羅 乎 又曰 都 吟 拿 合</p>	<p>遊 玩</p>
<p>ロカ へハ へハ へハ Row of trees. 悅羅 珂 父 地 兀 時 合</p>	<p>一 行 樹</p>	<p>ロカ へハ へハ へハ Rout, to defeat. 悅漢 又曰 都 呢 弗 合</p>	<p>敗 散</p>
<p>ロト へハ へハ へハ Rub with the hand. 悅筵 威 士 呢 慳 合</p>	<p>擦 抹</p>	<p>カカ へハ へハ Turn round. 啣 倫 悅 換 合</p>	<p>轉 旋</p>
<p>ロカ へハ へハ へハ Ruin, destroy. 悅路 烟 又曰 呢 時 地 味 合</p>	<p>敗 壞</p>	<p>ロカ へハ へハ へハ Rotten, putrid. 悅律 頓 又曰 畢 地 列 合</p>	<p>枯 朽</p>
<p>ロカ へハ へハ Run out. 悅倫 區 特 合</p>	<p>跑 出</p>	<p>へハ へハ へハ To root up. 都 悅 律 鴨 合</p>	<p>拔 起</p>
<p>ロカ へハ へハ Run after. 悅倫 了 父 啣 合</p>	<p>趕 上</p>	<p>ロカ へハ へハ Route, roud or way. 悅漢 又曰 律 又曰 噉 合</p>	<p>道 路</p>

<p>フニ一フニ一 Failure. 啡儂渣</p>	<p>カ ヲ ダ テ ス 倒 行 盤即 敗</p>	<p>ロク Hニ一 Run away. 傀倫 合 了喊</p>	<p>逃 グ 人 ム</p>
<p>トカニ カク カカト Put on cap. 砵安忌</p>	<p>カ ヲ シ テ カ ブ 戴 帽</p>	<p>ロニ トカニ一トカニ一 Rush forward. 傀拉吐 科括</p>	<p>爭 シ 先 ム</p>
<p>クニ カカ Pay debt. 啤儂</p>	<p>カ ヲ テ カ ヘ 還 債</p>	<p>カカニ H ト一カカニ ヲ Sack, a large bag. 索又曰亞拉治嚟</p>	<p>大 キ ナ フ 袋</p>
<p>マニ Easy. 衣施</p>	<p>カ ヤ ス 容 易</p>	<p>カカニ トカニ 一 Sacred, holy. 索加 傀列 又曰荷不</p>	<p>聖 潔</p>
<p>クニ カカト Pay duty. 啤烏啲</p>	<p>ウ シ テ カ サ メ 納 稅</p>	<p>ホニ一カカト Clear up. 加兀了押</p>	<p>清 ツ ケ 數</p>
<p>カカニ カカト Pick up. 逼押</p>	<p>ツ キ テ コ 拈 起</p>	<p>カカト Search. 利薛</p>	<p>覓 グ</p>
<p>ホニ一 Hoist. 開時特</p>	<p>ア ゲ 上</p>	<p>トカニ トカニ Let in. 結烟</p>	<p>放 ニ 入 ム</p>
<p>クニ一カカニ トカニ Hard, difficult. 乞又曰呢拂啲特</p>	<p>ム ツ カ シ 難</p>	<p>トカニ カカニ カカニ Put on jacket. 砵安側結</p>	<p>着 ギ テ キ 衫</p>

<p>レニカスル Recommend. 愧_合 甘文</p>	<p>舉[*] 薦^レ</p>	<p>レカスル 合一 Return home. 愧_合 順 歸</p>	<p>回^ウ ニカ ヘル 家</p>
<p>カスル 合 口ホ一カ Turn, in rotation. 順又曰烟 愧_合 菱臣</p>	<p>輪^ユ 到^リ</p>	<p>トロカ トカ Pluck out. 罷勒 區特</p>	<p>抽^ヒ キ ヌ 出^シ</p>
<p>カクトカ トロカト Perhaps, probably. 巴哈時又曰坡罗嗎嘛兀</p>	<p>或^オ 者^ダ</p>	<p>カニ 一 True, real. 愧_合 路 愧_合 既 愧_合 僂 都</p>	<p>真^マ コ 實^ト</p>
<p>ホト 口一カ Of course. 珂父 隔時</p>	<p>自^ジ 然^シ</p>	<p>ハ トロカ 口カト A reply, answer. 亞 愧_合 兀 跋 禮 曇 沙</p>	<p>回^ヘ ン 音^シ</p>
<p>レカスル 合 口一カ 合 Request, ask civilly. 愧_合 瓜 時 特 又 曰 了 時 詎 威 兀</p>	<p>奉^フ 請^フ</p>	<p>トカト 口 子 口 合 Cherish a dislike. 植 兀 吐 了 呢 時 禮</p>	<p>懷^フ コ チ 恨^シ</p>
<p>レカスル 合 口一 子 口 合 Require, to demand. 愧_合 瓜 了 又 曰 都 呢 巒</p>	<p>討^ツ 問^ル</p>	<p>カカ 子 口 Doubt, demur. 翽 特 又 曰 念 孖</p>	<p>狐^ウ カ 疑^イ</p>
<p>レカスル 合 口一 合 Reputation. 愧_合 碌 參 臣</p>	<p>聲^ヒ 名^シ</p>	<p>子 口 合 子 口 合 Dishonor, disgrace. 呢 順 拿 又 曰 呢 時 研 呢 時</p>	<p>丟^ヘ 面^ヂ</p>
<p>レカスル 合 口一 合 Rest, repose. 愧_合 時 又 曰 愧_合 坡 時</p>	<p>安^ヤ 歇^ム</p>	<p>ホ 一 合 Hold to. 珂 愧_合 都</p>	<p>揸^ツ キ 住^ウ</p>

<p>ワッチ Watch. 挖辞</p>	<p>看 チ ス 守 ル</p>	<p>リサーチ Research, inquiry. 兜 合 利辞又曰烟瓜兀</p>	<p>究 ギ ス 察 ル</p>
<p>マーベル Marvel or wonder. 孖威列 又曰 坛拿</p>	<p>奇 フ ロ 怪 ク</p>	<p>プレゼント Send, compliments. 先 今卑丕文時</p>	<p>問 アイ サ ツ ス 候 ル</p>
<p>クイック Quickly. 隙丕</p>	<p>快 ヤ 的 ク</p>	<p>サブスク Subscribe. 濕時加禮葉</p>	<p>簽 チ シ ス 題 ル</p>
<p>アクシデント Accidentally. 厄施噴呖丕</p>	<p>忽 ト 然 ト</p>	<p>スマググル Smuggle. 時嗚啞</p>	<p>走 、 私 ン</p>
<p>サップ Suppose. 濕坡時</p>	<p>倘 ン ハ 若 カ ル</p>	<p>スイープ Sweep. 時威葉合</p>	<p>掃 ハ 淨 ク</p>
<p>オフテン Often. 珂寬</p>	<p>屢 ビ 次 ク</p>	<p>ストップ Stop up. 時階 鴨</p>	<p>欄 ト 担 ク</p>
<p>フレイク Frequently. 父 兜 台 冠特丕</p>	<p>常 ツ 子 時 ニ</p>	<p>ターン Turn over. 頓 珂花</p>	<p>翻 リ ガ ヘ ス 轉 ル</p>
<p>アットラスト At last. 壓 拉時特</p>	<p>究 マ イ 竟 ニ</p>	<p>スロウ Throw away. 施罗 了威</p>	<p>携 テ ス テ 去 ル</p>

<p>ロダ 久々イ Long time. 郎 低厭</p>	<p>好^ヒ ナ 久^ク</p>	<p>ホーニホキ一ク Always. 珂儂威時</p>	<p>時^イ ツ 時^モ</p>
<p>ナク Then. 噯</p>	<p>箇^ソ ノ ト 時^キ</p>	<p>ナニニイ Seldom. 除儂噯</p>	<p>稀^キ マ 鮮^{ケン}</p>
<p>ホナホク Wher. 伝</p>	<p>幾^イ ツ ゴ 時^ロ</p>	<p>マククマクマ Instantly. 烟時丹丕</p>	<p>即^チ キ 刻^{コク}</p>
<p>ホヒニ Never. 妮花</p>	<p>總^ケ ツ シ 無^フ</p>	<p>マククマクマ Constantly. 干時丹丕</p>	<p>時^{アイ} イ カ ワ ラ ス 常^{ジョウ}</p>
<p>ハナニ ハナニ Not yet. 突 噯</p>	<p>未^マ 曾^{ソウ}</p>	<p>ホーニニナ Already. 了 呢呢</p>	<p>已^イ ハ 經^{キョウ}</p>
<p>ヨナニ Because. 味哥時</p>	<p>因^ソ レ ユ 爲^ヘ</p>	<p>ナナナトナナ Hereafter. 唏拉父咄</p>	<p>後^イ ゴ コ ノ ト 來^{ライ}</p>
<p>ホナニ Where. 賊了</p>	<p>邊^ヘ 處^コ</p>	<p>ホナニナ Ordinary. 珂咩嗒丕</p>	<p>平^ツ ツ レ 時^イ</p>
<p>ホナニ There. 妮了</p>	<p>箇^ソ 處^コ</p>	<p>ハニニイ Sometimes. 心低厭時</p>	<p>有^チ ツ フ 時^シ</p>

ㄊㄨㄛˋ Tithing. 酌听	甲 フ コ ン シ 保 保	ㄏㄣㄣˊ Here. 听了	呢 處
ㄅㄣˊ Before. 味科	前 面	ㄆㄨㄛˊ ㄆㄨㄛˊ Pretty well. 俾列酌喊使 啤各酌喊使	幾 好
ㄅㄨㄛˊ Behind. 味囉烟	後 面	ㄅㄨㄛˊ Besides. 味西烟時	另 外
ㄏㄨㄛˊ Upper. 押巴	上 面	ㄏㄨㄛˊ About. 亞府特	大 約
ㄅㄨㄛˊ Below. 味罗	下 面	ㄏㄨㄛˊ Both. 摩士	兩 箇
ㄏㄨㄛˊ Inside. 烟西	裡 面	ㄏㄨㄛˊ Altogether. 珂倪都結附	一 總
ㄅㄨㄛˊ Outside. 區西特	外 面	ㄏㄨㄛˊ Almost. 珂倪摩時	將 近
ㄏㄨㄛˊ Near. 妮了	相 近	ㄏㄨㄛˊ Either, or. 衣他 又曰 珂了	抑 或

<p>ホトト クホー Up stairs. 押 時 菱 時</p>	<p>上^コ イ ン ロ ウ 樓^エ</p>	<p>ホトホーホ Opposite. 押 坡 西</p>	<p>對^ム キ ヤ 面^イ</p>
<p>ホホ Wash hands. 嗽 吐 壺 時</p>	<p>洗^ア テ ア 手^フ</p>	<p>クホーイト クホーク トホ The lamp has gone out. 呢 籃 虹 時 岸 區 特</p>	<p>燈^ア カ リ ガ キ 熄^ヘ</p>
<p>トロホ ンローク Brush shoes. 囑 拉 吐 蘇 時</p>	<p>擦^グ テ コ ス 鞋^レ</p>	<p>クク ンホホ Best quality. 咩 時 瓜 不 酌</p>	<p>上^ウ ヤ 等^ロ</p>
<p>トマ クホー ホー ンローク I beg your pardon. 埃 覓 天 了 巴 嘸</p>	<p>失^ゴ 敬^ン 該^キ 諺^コ 是^イ 日^ハ 也^シ 唔^ヤ</p>	<p>マホ ン ンホホ Middle quality. 滅 拿 瓜 不 酌</p>	<p>中^チ 等^ロ</p>
<p>アリ ホホホ Many thanks. 嗎 呢</p>	<p>多^オ リ ガ ダ 謝^イ</p>	<p>マホホホ ンホホ Inferior quality. 烟 花 不 河 瓜 不 酌</p>	<p>下^ゲ 等^ロ</p>
<p>ホホホー ホー Allow me. 了 穰 味</p>	<p>容^ゴ ン ナ ヤ 我^イ</p>	<p>ホホホホホホ Understand. 晏 拿 時 丹</p>	<p>曉^カ シ ス ル 得^ル カ ル</p>
<p>ホホホ ホホホ Shove off. 梳 乎 珂 父</p>	<p>擗^フ テ チ ガ 船^ス</p>	<p>ホホホホホホ Therefore. 妮 科</p>	<p>所^ソ レ ユ 以^ヘ</p>
<p>ホホー クホー Wasteful. 威 時 夫 儂</p>	<p>奢^チ ゴ 侈^ル</p>	<p>スーホー Make tea. 覓 酌</p>	<p>做^チ ヤ テ コ サ 茶^ヘ</p>

<p>*-2-2 222 2- Hold let go. 珂伧 列 囑</p>	<p>放 メ ナ 手 ス</p>	<p>2-2-2-2 2- 2-2-2 Restore to life. 復<small>合</small>時多 都 禮父</p>	<p>復 イ カ ヘ 生 ル</p>
<p>ト 222 2-2-2-2 Breakfast. 嘛瀝花時</p>	<p>早 ア チ メ 餐 シ</p>	<p>2-2-2-2-2-2-2-2 Impatience. 嘸吧臣時</p>	<p>性 セ イ キ 急 フ</p>
<p>ト 222 2-2 2-2-2-2 Tiffin or lunch. 啲焚 或曰 諭治</p>	<p>小 コ ヒ シ 食 イ</p>	<p>2-2-2-2 2-2-2-2 Return thanks. 復<small>合</small>頌 听時</p>	<p>酬 ヘ シ レ 謝 イ</p>
<p>2-2-2-2 Dinner. 辟拿</p>	<p>大 ヒ シ メ 餐 シ</p>	<p>ト 2-2-2-2 Idea. 埃妮</p>	<p>意 コ 見 ロ</p>
<p>2-2-2-2 Snapper. 濕巴</p>	<p>晚 コ シ メ 餐 シ</p>	<p>ト 2-2 2-2 Mercy or pety. 羽施 又曰 必納</p>	<p>憐 ア ハ レ 憫 ム</p>
<p>2-2-2-2 Famine. 花米烟</p>	<p>饑 ウ ゼ シ ワ フ 荒 シ</p>	<p>2-2-2-2 2-2-2-2 Transform. 啲伧蘭科唔</p>	<p>變 シ カ ヘ 化 シ</p>
<p>2-2-2-2 Family. 花麻丕</p>	<p>家 カ チ 眷 イ</p>	<p>2-2-2-2 Reform. 復<small>合</small>科唔</p>	<p>悔 コ ロ チ イ レ カ 後 シ</p>
<p>2-2-2-2 2-2-2-2 Confusion. 干<small>合</small>天臣</p>	<p>亂 シ 世 イ</p>	<p>2-2-2-2 Freely. 父伧丕丕</p>	<p>情 シ 恩 シ</p>

<p>マカニロニキ Introduce, to, 烟多罗烏時</p>	<p>引^ヒ キ イ レ 見^ル</p>	<p>ユーク Peace. 卑時</p>	<p>太^ク 平^ヘ</p>
<p>ニトヘ Deny ,, 嚙尻</p>	<p>唔^ウ カ 認^ス</p>	<p>バツカ Baggage. 嚙忌治</p>	<p>行^タ ヒ ン 李^リ</p>
<p>マカハカ Confess ,, 干啡時</p>	<p>照^サ ン ゲ 認^ル</p>	<p>マカ Courage. 哥哂治</p>	<p>好^ク イ 胆^ン</p>
<p>カニカニ Recognice. 兒^合各尼時</p>	<p>認^サ カ ン 得^ス</p>	<p>カニカニ Weigh cargo. 滑 加哥</p>	<p>稱 貨</p>
<p>カニカニ Glad. 呀律</p>	<p>歡^コ ロ 喜^ブ</p>	<p>カニカニ Measure cargo. 嗎梳 加哥</p>	<p>量 貨</p>
<p>カニカニ Sorry. 梳尼</p>	<p>憂^ウ イ 悶^ン</p>	<p>カニカニ Bring it here. 哪冷 咽他 哪</p>	<p>拈^コ 來^ニ</p>
<p>カニカニ Very easy. 噯尼 衣施</p>	<p>甚^シ 易^イ</p>	<p>カニカニ Take it away. 的 咽 亞噯</p>	<p>拈^コ 去^ケ</p>
<p>カニカニ All. 珂呢</p>	<p>籠^カ 總^ト</p>	<p>カニカニ Draw near,, 尼罗 呢了</p>	<p>附^ヒ 近^キ</p>

<p>ス一ホ 甲川 一ノ一ノ一 Make money fast. 噯 文呢 花時</p>	<p>發 財</p>	<p>カニキ Diligent &c. 呢石毡</p>	<p>勤 力</p>
<p>ハノ一 一ノ一 Not hay. 噯 米</p>	<p>唔 買</p>	<p>ノ一ノ Lazy &c. 呢施</p>	<p>怠 惰</p>
<p>ホノ一ノ一 一ノ一 甲川 Order for money. 珂拿 科 文呢</p>	<p>銀 單</p>	<p>ホノ一ノ一 Possible. 坡陟布俛</p>	<p>做 得</p>
<p>ハ一ノ一 一ノ一 一ノ一 Note of hand. 噯 珂乎 噯</p>	<p>會 單</p>	<p>ホノ一ノ一 一ノ一 一ノ一 Poisonous hearted. 焙臣拿時 吃噯</p>	<p>陰 毒</p>
<p>ホノ一 Bond. 捫</p>	<p>約 單</p>	<p>ホノ一ノ一 Choose, to, 暹時</p>	<p>揀 擇</p>
<p>ホノ一ノ一 一ノ一ノ一 Weights & scales. 噯時 噯時茄石時</p>	<p>磅 碼</p>	<p>ホノ一ノ一 Select ,, 施叻</p>	<p>選 擇</p>
<p>ホノ一ノ一 一ノ一ノ一 Steel yard. 時噯俛 噯</p>	<p>鐘 戥</p>	<p>ホノ一ノ一 一ノ一ノ一 一ノ一ノ一 What is your name. 滑 衣時 天了 噯</p>	<p>高 姓</p>
<p>甲川 Master. 孖時噯</p>	<p>樣 子</p>	<p>一ノ一ノ一 一ノ一ノ一 My name is *** 米 拈 衣時</p>	<p>賤 姓</p>

<p>スアト入 アサト アカ トクアキ Getting up in price. 啞丁 押 烟 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>起<small>子</small> ア 價<small>グ</small></p>	<p>ホヘ一ホキ Wages. 威速時</p>	<p>工<small>ヒ</small> ロ 錢<small>ヅ</small></p>
<p>ハホ一ア入 アカ トクアキ Falling in price. 科玲 烟 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>跌<small>子</small> ホ 價<small>グ</small></p>	<p>ホ一ホヘ一ホ Leisure. 呢沙</p>	<p>間<small>ヒ</small> 暇<small>マ</small></p>
<p>HK Hホ*カ トクアキ An even price. 喂 衣分 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>平<small>シ</small> ヤ 價<small>子</small></p>	<p>ホロ一カ ホヘ一ホ Gross weight. 呀罗時 喊</p>	<p>毛<small>フ</small> タイ 重<small>コゾ</small></p>
<p>H カア トクアキ A high price. 亞 囉 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>高<small>タ</small> カ 價<small>子</small></p>	<p>ホホ一ホヘ一ホ Netto weight. 也 喊</p>	<p>淨<small>ヒ</small> 重<small>ミ</small></p>
<p>H ロ一 トクアキ A low price. 亞 囉 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>低<small>ヤ</small> ス 價<small>子</small></p>	<p>トロツカ Promise. 坡<small>兒禮合時</small> 呢時</p>	<p>應<small>オ</small> 承<small>ソ</small></p>
<p>Hホ*カ一 カ* トクアキ Adjust the price. 啞瘡時 尼 敗<small>兒禮合時</small></p>	<p>估<small>子</small> イ レ ス 價<small>上</small></p>	<p>トノホカ一 トクアキ Present price. 啞先 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>時<small>ト</small> キ ソ 價<small>ズ</small></p>
<p>ア一カ カ* トクアキ Raise the price. 兒<small>兒禮合時</small> 呢 敗<small>兒禮合時</small></p>	<p>臺<small>子</small> ア グ ス 價<small>上</small></p>	<p>カ* ホ一ニ トクアキ The real price. 尼<small>兒禮合時</small> 呢 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>實<small>ヒ</small> ミ 子 價<small>ズ</small></p>
<p>マ一ホホ トクアキ Market price. 啞 啞 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>市<small>マ</small> ソ 價<small>ズ</small></p>	<p>ハ一ホ一 トクアキ No two price. 囉 囉 跋<small>兒禮合時</small></p>	<p>不<small>カ</small> 二<small>ケ</small> 子 價<small>ズ</small></p>

<p>チハク Theirs. 呢了氏</p>	<p>佢 地 概</p>	<p>カハクニ ナクニ トハクニ What is the price. 呢 衣時 尼 敗<small>兒禮</small>時</p>	<p>甚 麼 價</p>
<p>シヨクニ シヨクニ ナクニ ナクニ Bid him pass on before. 噯 謙 巴氏 安 味科</p>	<p>吩 附 先 行</p>	<p>シヨクニ ナクニ ナクニ Levy tax to. 呢 噯 得 時</p>	<p>納 稅</p>
<p>スエキ カホト ナクニ ナクニ Make up your mind. 免 鴨 天了 味烟</p>	<p>打 實 意</p>	<p>スエキニ Suppose. 濕 波 時</p>	<p>假 如</p>
<p>シヨクニ ナクニ ナクニ ナクニ Don't take thought for it. 噯 的 噯 科 烟</p>	<p>唔 使 摠</p>	<p>シヨクニ ナクニ Agreement. 亞 呀<small>兒禮</small>合 噯</p>	<p>合 同</p>
<p>トハクニ ナクニ ナクニ I think of it. 埃 听 何 烟</p>	<p>想 過 摠</p>	<p>トハクニ ナクニ Treaty of peace. 地 列 的 啊 父 卑 時</p>	<p>和 約 章 程</p>
<p>ナクニ ナクニ ナクニ Call to mind. 哥 佬 都 味 烟</p>	<p>想 起 來</p>	<p>類 字 三</p>	
<p>ナクニ ナクニ As you please. 了 氏 天 卑 尼 時</p>	<p>隨 你 便</p>	<p>ナクニ Ours. 區 了 氏</p>	<p>我 地 概</p>
<p>ナクニ ナクニ ナクニ To be expensive. 都 味 益 時 邊 施 父</p>	<p>使 用 大</p>	<p>ナクニ yours. 天 了 氏</p>	<p>你 地 概</p>

<p>ト一ク イナト シ一ト Does it suit? 拿氏 咽 嚙</p>	<p>合用嗎 ソレハマフカ</p>	<p>シ一 ヲ クニトキ ク一 H フト一 To be hurted by a fall. 都 味 虾 跌 咪 了 科 侏</p>	<p>跌傷了 コケテケゼスル</p>
<p>オノロ Oblong. 鴨 郎</p>	<p>日字樣 ジジヤナリ</p>	<p>H H 一 Any more. 亞 呢 嚙</p>	<p>重有嗎 モスコレシ</p>
<p>△ Triangle. 低 禮 薦 哥</p>	<p>三角樣 サンカケナリ</p>	<p>キ一ト H 一 Keep a shop. 叔 了 嗽</p>	<p>開舖頭 ミセチヤメス</p>
<p>オクタゴン Octagon. 惡 喇 岸</p>	<p>八角樣 ハツカケナリ</p>	<p>シ一 H一 キ一ト 一* H 一 Do you keep the account. 奴 天 叔 呢 厄 光</p>	<p>上數嗎 カンサウシカ</p>
<p>不可言 Inexpressible. 烟 溺 時 卑 不 施 布</p>	<p>言唔盡 イハレヌホ</p>	<p>一 一 All sold. 珂 侏 梳 侏</p>	<p>賣完略 ミナウレタ</p>
<p>無限 Indefinite time. 烟 呢 分 尼 低 厭</p>	<p>無了期 イツマデモ</p>	<p>一 One slit. 温 氏 列</p>	<p>一條裂 ヒトツンワレタ</p>
<p>明日 Come to morrow. 今 都 摩 羅</p>	<p>明日囉 アスナイイ</p>	<p>一 Stop him. 氏 搭 謙</p>	<p>攔住佢 アンヒトヲトメイ</p>
<p>今日 Go to day. 哥 都 妮</p>	<p>今日去 イマニケ</p>	<p>一 The thing is settled. 呢 听 衣 時 舌 爹 列</p>	<p>講妥略 コトハレタツタ</p>

<p>トク エラム ヘー I don't know. 埃 駁特 撥</p>	<p>我 ワタクシ 唔 ウ 知 チ</p>	<p>ワタク シーナカ ホト シーナカ One pair of shoes. 温 啤 阿父 蘇時</p>	<p>一 ツ 對 ツ 鞋 シ</p>
<p>ロク エラム ヘー You don't know. 天 駁特 撥</p>	<p>你 アナ 唔 ウ 知 チ</p>	<p>ワタク シナカ シーナカ One share trade. 温 些 菱列</p>	<p>一 股 子</p>
<p>ロク シーナカ ヘラム ヘー He does not know. 希 拿時 突 撥</p>	<p>佢 ソノ 唔 ウ 知 チ</p>	<p>ワタク シナカ シーナカ One sedan chair. 温 施睺 撫</p>	<p>一 乘 轎 橋</p>
<p>ヘカ ヘラム シーナカ ホトカ ヘラム Is it good or not? 衣氏 咽 吭 呵 突</p>	<p>係 ソノ 好 イ 嗎 カ</p>	<p>ホーニ ナーニ Wholesale. 荷儂 些儂</p>	<p>一 單 賣</p>
<p>ヘカ ヘラム シーナカ ホトカ ヘラム Is it so or not? 衣氏 咽 梳 阿 突</p>	<p>係 ソノ 咁 カ 嗎 カ</p>	<p>ホーホーニ Retail. 儂合 菱儂</p>	<p>零 碎</p>
<p>ヘカ ヘラム ヘラム シーナカ Is it not so. 衣氏 咽 突 梳</p>	<p>唔 係 嗎 カ</p>	<p>ワタク シーナカ ホト シーナカ One piece of cloth. 温 卑時 阿父 哥罗士</p>	<p>一 疋 布</p>
<p>ホトカヘラム シーナカ シーナカ What do you want? 雜 奴 天 囉</p>	<p>要 野 カ</p>	<p>ホトカヘラム シーナカ Never mind. 妮花 咪烟</p>	<p>唔 相 干</p>
<p>ホトカヘラム トーナカ シーナカ What are you doing? 睺 了 天 奴 鷺</p>	<p>做 野 カ</p>	<p>ホーホー ナーニ 'Teke care. 的 嘅</p>	<p>仔 細 叮</p>

<p>Respectable. 體合時逼菱布</p>	<p>有體面</p>	<p>Get no time. 啱羅低厭</p>	<p>唔得閑</p>
<p>In person. 烟巴臣</p>	<p>親身</p>	<p>What o'clock is it? 啱阿哥咯衣氏咽</p>	<p>幾點鐘</p>
<p>Prudence. 布路嶼時</p>	<p>有見識</p>	<p>Garbled goods. 呀嘛列 迟時</p>	<p>揀過貨</p>
<p>Put to flight. 砵都父禮</p>	<p>趕個去</p>	<p>It is fit for us. 咽衣時弗科要氏</p>	<p>使得嗎</p>
<p>Set about. 舌了啱特</p>	<p>起手做</p>	<p>It won't do. 咽換奴</p>	<p>唔做得</p>
<p>Now and then. 棚暖嶼</p>	<p>耐不耐</p>	<p>Be helped. 咪啱俛啲</p>	<p>無奈何</p>
<p>Don't make noise. 暖覓耐時</p>	<p>咪咁嘈</p>	<p>Mischance, unlucky. 咪氏贊時又曰暖叻既</p>	<p>唔孖彩</p>
<p>類字四</p>	<p>Insincere. 烟先沙</p>	<p>唔老實</p>	

<p>ホトノ クト一ニク 本ホク クト一ニク Up stairs, down stairs. 鴨 時爹時, 翹喚 時爹時</p>	<p>樓上樓下 ニカ イソ ウヘ シダ</p>	<p>ホク ホトニク 一ニク H ト一ニク This kind is apt to break. 呢 鴉烟衣時鴨 都 嗚叻</p>	<p>呢樣易爛 コ ソ レ イ ソ ン ソ ン ヤ ス イ</p>
<p>ホトニ ヱク H Y K ヱ一 There is a man to 呢 衣時了蠻 都 ホ一ニク ヱ一 都 oversee them. 阿花施 啗</p>	<p>有 ソ レ ニ ハ キ ナ ツ ケ 管 ヒ ト ガ ア ル 之</p>	<p>ニク ヱニク ホトニ ヱ一ニク Is it odd, or even? 衣時烟 嚶 阿 衣賦</p>	<p>雙定單呢 ソ レ ハ チ グ コ ソ ロ イ カ</p>
<p>ホ一ニク H 一ニク H K 一トニ Wait a moment and I 呢 亞 摩晚 呢 埃 ホニニ クニ ヱニ will have it. 噯 儂 虾父 烟</p>	<p>等 チ ヨ ト 蝦 マ テ ス 就 ジ ニ ア ル</p>	<p>ホト ヱニク 一ニク 一ニク Can not say decidedly. 奸 嫩 些 呢 西 獸 兀</p>	<p>唔話得定 ウ タ カ ニ イ ワ レ ヌ</p>
<p>クホ 甲ホトニ ホニニ ホク 一ニク How much will this hold. 口 也 治 威 儂 呢 苛 儂</p>	<p>此 イ ロ ニ ハ ナ ニ ホ ド ハ 載 多 少</p>	<p>ホ一 一ニク 一ニク H 一 He recognises you. 希 儂 兀 各 呢 些 時 天</p>	<p>佢認得你 ソ レ ハ ア イ ニ シ タ リ</p>
<p>ホ一トニク 一ニク H 一ニク 一ニク He failed for a large sum. 希 啡列 科 亞 拉 治 心</p>	<p>佢 ア ソ レ ハ オ シ キ ン 刮 多 銀</p>	<p>クニ 一ニク 一ニク 一ニク The more the better. 呢 摩 呢 吡 叻</p>	<p>越多越好 チ ホ イ ホ ド イ イ</p>
<p>クニ 一ニク 一ニク Hang this up. 行 呢 時 鴨</p>	<p>掛 コ レ チ カ ケ テ ナ ケ 起 呢 的</p>	<p>クニト ヱニク 一ニク Help him down. 哈 謙 當</p>	<p>扶佢落去 ア ソ レ ト ナ 、 ロ シ ヤ レ</p>

<p>ㄉㄞ ㄉㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ There is no place to hang it on. 妮了衣時擺罷呢時都 行 咽 安</p>	<p>無地方掛 <small>カケトコロガナイ</small></p>
<p>ㄇㄞ ㄍㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ I have not yet counted. 埃 吓 父 嫩 噎 光 猷</p>	<p>我未數過 <small>ワタグシハマダカンヘナシ</small></p>
<p>ㄉㄞ ㄏㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ I am going aboard the ship. 埃 奄 哦 鷹 亞 咪 呢 聯</p>	<p>我去落船 <small>ワタグシハフ子ヘユ</small></p>
<p>ㄏㄞ ㄉㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ At this time it fetches no price. 壓 呢 時 低 厭 咽 啡 嗜 時 擺 罷 禮 時</p>	<p>如今無價 <small>イマナイソレハ子</small></p>
<p>ㄉㄞ ㄉㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ These are not quite enough. 呢 時 亞 嫩 急 咽 烟 拿 乎</p>	<p>呢的唔够 <small>コレハダッテ</small></p>
<p>類 字 五</p>	
<p>ㄉㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ Is breakfast ready. 衣 時 嘛 叻 花 時 呢 呢</p>	<p>早膳預使否 <small>アサメシハデケダカ</small></p>
<p>ㄉㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ ㄅㄞ Will you take tiffin with us to day? 賊 俛 天 的 啲 噴 噉 士 了 時 都 呢</p>	<p>今日請你與 我們食點心 <small>アナタハコンニチワダ ガリナモトチキチナア</small></p>

サレキ コー ンナ 多キ分 田サキ ト ンナ 十一
Thank you, sir, with much pleasure.
听 叫 沙 噉時 也 治 啤 呢 沙

多謝尊駕我
甚中意
アヒガロウシマヌ

ア ンニ ンナ 取チキ ンナ 取キ 一キ 取コト ナン ナー 多キ分 ナキ
Pray sit down, sir, and take a cup of tea with us.
罷 兀 舌 當 沙 晏 的 了 急 阿 乎 啲 威 時 了 時

尊駕請坐下
飲杯茶
マツクスロリナサツ
ナツヤヒ
ナツヤヒ

ア イ 多キ分 サレキ コー ンナ 一キ 取コト ナン ナー
I will thank you for a cup of tea.
埃 威 呢 听 叫 科 了 急 阿 乎 啲

請你俾杯茶
過我
ツクヤシニナ
ツクヤシ
ツクヤシ

キウダツ 多キ分 ンニ 一キ 取キ
What time do you dine.
挖 低 噉 奴 天 坭 烟

你幾時用午
膳
アノキハナン
イナカキ
イナカキ

ア イ コー ンナ 取キ 取キ 取キ ンナ 一キ 取コト
I usually dine at four o'clock.
埃 晏 索 了 兀 坭 烟 噉 科 阿 啲 略

我平素四點
鐘
ツクヤシハ
ヘイゼイ
ツクヤシ

ア イ 取キ ンナ 取キ 取キ 取キ
I am not fond of beef.
埃 奄 突 寬 阿 父 味 乎

我唔好食牛
肉
ワケシハ
ワシハキ
イナカキ

ア イ コー 取キ 取キ 取キ
Do you like pork.
噉 天 禮 忌 博

備好食豬
月
アノハ
ハブ
ハチ
スキ

多キ分 取キ 取キ 取キ 取キ 取キ 取キ 取キ
The fowls are very lean at present.
呢 在 時 了 威 兀 噉 壓 罷 兀 臣

宜家鷄甚瘦
トリハ
ガヤ
イマ
コト
ナ

ヒ一 アク H ヲニノヒナ
He is a pilferer.
希 衣時 了卑佻花拉

アン
モ
ハ
コ
モ
ス
ト
ヨ
佢係三隻手

ア
タ
カ
ク
ハ
一
ク
ロ
一
ク
Put on your clothes.
祿 安 天了 隔律時

キ
モ
チ
キ
モ
着囉備咗衣

ホ
一
キ
ホ
ク
ハ
一
ク
ハ
一
ク
Take off your shoes.
的 阿父 天了 蘇時

タ
ツ
キ
モ
ゲ
脫咗爾嘅鞋

ヒ一 クカホ一ク 希ナヒ ヲ一 カクニ ヲカホ 希ニ ヲイ
He swore that he did not kill him.
希 時嚙 嫩 希 嘅 突 基佻 謙

アン
ヒ
ト
ハ
イ
マ
イ
モ
ア
イ
ヒ
ト
イ
佢發誓不殺

ヒク ホ一ク アク ヲカホ一ク Hニヨ
His oath is not worth anything.
希時阿士 衣時突 高士 嚙呢听

アン
ニ
モ
チ
ク
ソ
ン
ハ
用佢嘅誓無中

ヒ一 ノホ一クニ H ヲニ
He forged a bill.
希 科折 了味佻

アン
ヒ
ト
ハ
モ
セ
チ
カ
ダ
銀單一假

ア
イ
ハ
イ
ハ
ノ
一
ク
ホ
ク
ニ
ア
ク
ノ
ホ
一
ク
I am afraid that the bill is forged.
埃 奄 了文列 嫩 呢 味佻 衣時 科折

アン
ヒ
ト
ハ
モ
セ
チ
カ
ダ
ト
ツ
カ
ダ
我
怕
佢
張
銀
單
係
假

ヒ一 カキク キヨク ノホ一ク ノホ一クニ
He was hung for forgery.
希 嚙時 空 科 科捨丕

アン
ヒ
ト
ハ
モ
セ
チ
カ
ダ
レ
モ
假
間
男
因
作

That villain forged a letter of commendation.
假 賊 曉 科 折 了 列 呀 阿 父 今 免 妮 臣

假 薦 書
假 光 棍 作 一
コソフツチニ
シカガキ
ニ
モテガミ

Carry that letter to him.
加 兀 假 列 呀 都 謙

假 個 封 信 與
コソテガミ
ニ
アノヒト

I am very angry with you.
埃 菴 威 兀 驚 呀 兀 威 士 天

我 十 分 怒 備
ワタクシハ
アナタニ
コト
ニ
ウツクシ
イ

You have no cause to be angry with me.
天 吓 父 那 哥 時 都 味 驚 呀 兀 威 士 味

備 無 故 怒 我
ツナダ
ハ
ワタクシ
ニ
イ
ツ
ク
ス
ル
コ
ト
ナ
イ

He has lost a law suit.
希 吓 時 歹 時 了 歹 囉

假 諭 了 官 訟
アノヒトハ
ウツク
ニ
イ
タ

He threatens to bring an action against me.
希 士 列 顛 時 都 嘛 冷 晏 厄 臣 了 啞 時 味

假 說 告 狀 來
アノヒトハ
ワタクシ
ニ
ウツク
コト
ヲ
イ
フ
テ
オ
ト
ス

I intend to bring a low suit against him.
埃 烟 顛 都 嚇 了 歹 囉 了 啞 時 謙

我 要 與 假 打
ワタクシハ
アノヒト
ニ
ウツク
コト
ヲ
イ
フ
テ
オ
ト
ス

Do you enjoy good health?
奴 天 烟 載 玩 唏 倪 士

備 好 爽 快 吓
アノヒトハ
チ
カ
ク
シ
ヤ
ダ

後日正來喫
アサマデコイ

アサマデコイ
Come next day after tomorrow.
今 兩時 呢 亞付啲 都孖拉

藥 佢曾經吃了
アンビトハクスヲシ
ンデイダ

アンビトハクスヲシ
ンデイダ
He has been taking physic.
希 蝦時 呢 的 京 啡息

何 個今全日爲
ヲシメコソニ
ナシカ

ヲシメコソニ
ナシカ
What are you doing now adays.
挖 了 天 奴鷹 鷗 亞呢時

住 個要親眼體
ゾミキバソレヲ
シム

ゾミキバソレヲ
シム
You must see it with your own eyes.
天 孖時 施 烟 威士 天了 安 埃時

莫 催我
モイソクスムナ

モイソクスムナ
Don't hurry me.
暖 蝦不 味

裝 貨出口
シナモノヲツミダス

シナモノヲツミダス
Export goods.
噏時 兀時

報
オウキヨニスル

オウキヨニスル
To give intelligence.
都 切父 個 爹 不 毡時

信

閏

月

ワルツキ
Intercalary moon.
烟 打 加 拉 不 門

ア イ カ ナ ヲ 受 ヲ 得 ン 事 不 可 得 也

I can not receive bad money.

埃 奸 嘆 不 施 乎 此 文 呢

ワタダシハワザイカニ
トルコトハデキコ
睨錢 我唔接唔好

ナニトシテイキナリトイフコト
何 事 為 申 言 言 事

What is your complaint?

呢 衣 時 天 了 今 囉 噠

アナタハドノイロゴ
カイカ
呢 備 有 乜 野 病

ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事
ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事

I wish to take a walk.

埃 噁 吐 都 的 了 噉

ワタダシハハルイナ
ミ
イ
略 我 要 行 一 行

イナクハシクニシテモ
イナクハシクニシテモ

It is hard to find your shop.

咁 衣 時 吃 都 輝 炯 天 了 囉

アナタノミセハミア
リニクイ
頭 難 尋 備 睨 鋪

ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事
ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事

I fear it will not be convenient.

埃 啡 咁 噁 俛 突 味 干 咗 嘅

ワタダシハソレナク
カシカ
略 我 怕 唔 得 便

ナニトシテイキナリトイフコト
何 事 為 申 言 言 事

What is his occupation.

呢 衣 時 希 時 惡 嬌 啤 臣

アノヒトノシゴトハナ
ニカ
事 佢 做 乜 野 職

ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事
ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事

I have ordered one to Japan.

埃 蝦 乎 阿 拿 列 溫 都 揸 本

ワタダシハソレナク
カシカ
本 取 一 個 我 會 寄 去 日

ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事
ア イ カ ナ ヲ 取 ン 事 取 事

I will take care of your business.

埃 噁 呢 的 噁 阿 乎 天 了 表 先 妮 時

ワタダシハアナタノ
ゴトニキツクケヨ
事 我 要 辦 爾 嘅

Give much or little, it makes no difference.
却乎也治 阿 列都 咄 竟時 哪 呢花噠時

論 俾多少都不
チカクシテモスナクナラセ
モカマハス

I will be security for his return.
埃 噉俛 味 施叫丕响 科 希時 俛丕合 噸

來 我要保但番
カヘルチヲケシヒトノ
ワカクシヘアノヒトノ

Are you acquainted with him?
亞 天 厄呢獸 噉士 謙

嗎 備同但相與
アノヤヘアノヒトノ
アノヤスイカ

I will introduce you to him.
埃 噉俛 烟隋罗鳥時 天 都 謙

但 我帶備認識
ワカクシヘアノヒトヲ
アノヒトニチカサセキニシ
セヨ

Why do you conceal it from me.
噉 奴 天 干施俛 咄 父咻 味

我 爲也野備瞞
ナヒシアナカクソレチヲ
カクセヨカスガ

No matter what the disease may by.
擺 呀咄 噉 呢 呢施時 嗎 味

症 唔論也野病
ビヤウキナナンヂヤロ
ビヤウキマシ

He has kept Japan ware shop.
希 虾時 噉 括班 噉了 隔

頭 但開漆器舖
アノヒトノヤリモノ
セナシタイル

How thick is this wall.
口 惕衣時 呢時 嗎俛

呢 呢幅牆幾厚
コノチヲヘインアツ
チニホロアルカ

Do you know anything about this.
奴 天 哪 嚶呢听了特呢時

備知呢件事
アチチハコトコトチ
リライカ

His income is tow hundred dollars amonth.
希時 烟今 衣時 都 暇呢列 擺拉時 了們士

但每月有一
百銀入
アノヒトニハヒトツキ
ニハヒトツキハ

I am to find stuff & he is to find workmen.
埃奄都 輝烟時 叮乎晏 希衣時都 輝烟 喊免

我出材料但
出工人
ワタツシハモンチダス
シヤクシハモンチダス

Can you get me one like that?
奸 天 啞 味 温 禮 詎 噤

替我尋得但
似但個
アチチハコトコトチ
ニハヒトツキハ

Twenty sail of merchantmen.
都温酌 些儂 阿父 孖堪文

有二十隻貨
船
シヤクシハモンチダス
シヤクシハモンチダス

Three store-ships have anchored here.
士儂合 時多 陟時 虾父 驚哥列 喘

此三隻船泊在
ウソソウセシヤクシハ
ウソソウセシヤクシハ

The ship was lost in a gale of wind.
呢 陟 嘩時 罛時 烟了 呀儂 阿父 叫

船被大風打
去
フシガオホカセヘソ
フシガオホカセヘソ

Dont sell at two price.
暖 些儂 壓 都 跋合時

不二價
カケテイハヌ

トヤ トクヤク ヤク ホトホーキ

My price is certain.

咪波^兜合時衣時 沙顯

價錢係實嘅
ワダクシ
ンゴンヘセ
ワヂキナ

ホーニ ムートニ ガー スー

All people say so.

阿佻 卑布佻 些 梳

咁人々都係話
タレモ
チソワイロ

ニク トク ヤク ニニ

Perhaps it is true.

巴哈時 咽衣時 渡^兜合

或者係真嘅
ホホカ
ホントカモシ
レキ

ヤト スー トヤ カニニ ヤク ヤト ヤク トヤ カニニ

If good I will buy, if bad I won't.

衣父 吭 埃 賊佻 咪 衣父 乜 埃 旺

好則買不好
罷
ナイナ
カチ
フワレ
イ
ライ
イラヌ

カーク トーニ ヤク ヤク ニニ カーク

These are not bad goods (cargo).

呢時 了 突 乜 吭時 又曰加嘅

呢的係好貨
ナ
イ
ハ
ワ
レ
イ
シ
ナ
デ
ハ

類 字 七

ヤク ハーニニ スダク ニーキ

Is your house done?

衣時 天了 口時 曬

未呢
備
呢
屋
建
好
カ
ナ
シ
ノ
イ
エ
ハ
ア
ケ
ダ

ムー カニニ ハー ヤク ハ 月ニキ

He will go in a month.

希 威佻 哦 烟 了 捫士

就
去
一
個
月
後
佢
ガ
ン
ヒ
ト
ハ
ヒ
ト
ツ
キ
シ
ガ
カ
ラ
ニ
シ
テ
ア
ロ
ウ

先做此然後
做彼
コレヲサキニシテ
ソノチニシテ

Do this first, afterwards the other.
奴呢時 花時 了乎打囉時 呢 了拉

其方纔尋出
其意
アンヒトケイマンノ
カチヲモトメ

He has just found out what it means.
希 蝦時 撻時 岳喚 區地 挖 啊 免時

備說時辰表
準噤
アナタノトケイハロ
グ

Does your watch keep good time.
拿時 天了 挖治 却 吭 低厭

備重偈何處
住嗎
アナタハマコソ
ニシテイルカ

Do you live there still?
奴 天 丕父 尼 時 酌 俺

八點鐘過了
一刻
ヤツノアエリン

It is a quarter past eight.
啊 衣時 了 骨 咁 巴 時 啞

八欠一刻正到
八點
オノアエリンアツソ

It wants a quarter of eight.
啊 嚮時 了 骨 咁 柯 父 啞

宜家偈我地
去否
オカガシヨモソ
ノアト

Is it time for us to go?
衣時 啊 低厭 科 了 時 都 哦

係難相與
曉人
アンヒトハツ
チヤイロ

He is a hard man to deal with.
希 衣時 了 乞 嚮 都 呢 俺 威士

日一 日 可 不 可 不 不 不 不
You must not do so.
天 孖 突 奴 梳

備必唔好咁
樣做
アチハソウシテハナ
ラズ

日一 日 可 不 可 不 不 不 不
You must stay at inn today.
天 孖 時 時 爹 歷 烟 都 尼

今日備在店
等吓
ニイデハコンニチニセ
イデハコナラズ

ス 可 不 可 不 不 不 不 不 不
Perhaps it is so, perhaps it is not.
巴哈時 烟 衣時 梳 巴哈時 烟 衣時 突

或者咁或者
唔係
イカマカソウゾウアロウ
イカマカソウゾウアロウ

日一 日 可 不 可 不 不 不 不
He may go out once a week.
啼 嗎 烟 區 特 溫 時 了 噉

但一個禮拜
可出
アノヒトハヒトマリ
ニイデハヒトマリ

ト マ 日 一 日 可 不 可 不 不 不 不
I shall come in a year.
埃 沙 梳 今 烟 了 爹

一年添我就
返略
トマカラコトコソ
トマカラコトコソ

ク 不 不 不 不 不 不 不 不
How came you to be so late?
口 奴 天 今 味 梳 列

備內何如此
咁遲
ナニニヘアチハコソ
ニイデハコソ

ア 不 不 不 不 不 不 不 不
If you do not like to sell have done then.
衣乎 天 暖 嫩 禮 詎 都 些 梳 蝦 父 暖 咭

若唔肯賣就
罷略
オレコトガイマナラ
ズ

何 不 不 不 不 不 不 不 不
What have you been doing here?
挖 蝦 父 天 免 奴 鷹 啼

備在此已行
何事
アチハコソニチニシ
テイ

倒些水入此
桶味
ミダテスゴシコンチケ
ニイレケケレレイ

ホーダ シヤ カホーダ イキ入一 水入 入ト
Pour some water into this tub.
啞了 心 嘩啞 烟都 呢時 打押合

彼書在邊處
印攙
コソノニモ ヲツハドコダ
ヤキダカ

ホウラキ シヤク 年ホト トダカ トヤキホト
Where was that book printed?
噯 嘩時 嫩 吓 啤跌

但有新屋出
賃啞
カノヒトハアベサシイ
カシヤサモツイル

ホー ク 年ホト H 日ホー ク ク 入一 入ホト
He has got a new house to let.
希 虾時 还了 鳥 口時 都 列

鞋先生話我
可去
ハイデモロイトイフダ
ハイ、サンガリダクシ

アキホト 年ホト トヤク 年ホト
Mr. * * * said I might go.
仔時打 舌埃埃 米咽 噯

備想我幫助
備啞
セツボツアゲヨリナ
テツボツアゲヨリナ

ホーダ トヤク 入ト 日一
ball I help you?
沙俛 埃 唏俛 天

備際邊處打
工呢
アナタハダレンシゴト
チツボカ

アキ トヤク H 入トロヤ トヤ 日一
In whose employ are you?
因 囉時 囉罷來 了 天

尊駕我可拈
蕉啞
アキハアンヒトサ
アキハアンヒトサ

アキ トヤク 入ト H トヤクホーダ 年ホト
May I have a plantain Sir?
咩 埃 虾父了 罷蘭頓 沙

備要請但幾
耐呢
アキハアンヒトサ
アキハアンヒトサ

アキ トヤク 入ト 日一 H 入トロヤ 年ホト
How long do you employ him?
口 哪 奴 天 囉罷味 謙

クハ一 ムナ トニ トク ナク ヲク
Stay here till I come back.
時爹 哢 哢 俛 埃 今 劈

企處等我返
來
クハ一 ムナ トニ トク ナク ヲク

キナク ナー トーニ ヲク ヲク ナー ナー
When you are ready, led me know ?
云 天 了 不 哢 列 米 挪

備整齊就話
我聽
キナク ナー トーニ ヲク ヲク ナー ナー

トク ナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク
I work in the ships very seldom.
埃 臟 廻 呢 哢 時 威 不 些 檢

工其少際船做
トク ナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク

キナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク
Give him as much as he wants.
劫 父 謙 了 時 也 治 了 時 希 灣 時

佢要咁多就
俾佢
キナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク

クナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク
This is all old cargo (goods).
呢 時 衣 時 劫 俛 奧 俛 加 我 又 曰 哢 時

呢的都係舊
貨
クナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク

クナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク
Have you still got any new goods ?
蝦 乎 天 時 哢 俛 嘴 噁 呢 鳥 呢 時

無呢
備重有新貨
クナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク

トク ナク ナク ナク ナク ナク ナク
I have not got just now.
埃 蝦 父 蝦 玩 撞 時 蝦

唔啱宜家賣
啱
トク ナク ナク ナク ナク ナク ナク

クナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク
Wait a moment & I will soon have them.
挖 亞 摩 文 噁 埃 威 俛 孫 蝦 父 啱

有略
等吓喇我就
クナク ナク ナク ナク ナク ナク ナク

クホ シー ナー ナー ナー ナー
How do you sell them ?
口 奴 天 些 咭

尊駕點樣賣
法呢
トウヂンレチルカ

クホ シー ナー ナー ナー ナー ナー ナー
Do you sell them by the picul ?
奴 天 些 俛 咭 米 呢 逼哥俛

備係論担賣
嗎嗎
トウヂンレチルカ

クホ ナー ナー ナー ナー ナー ナー ナー
How much do you want a bale ?
口 乜 治 奴 天 咭 亞 咩 俛

賣幾多銀一
包呢
ヒトツクニナカカ

トウ ナー ナー ナー ナー ナー ナー ナー
I want two taels and five maces.
埃 咭 都 喇 亞 俛 時 噁 輝 乎 嗎 些 時

我要二兩五
錢銀
トウ ナー ナー ナー ナー ナー ナー

クホ ナー ナー ナー ナー ナー ナー
Won't you take less for it ?
既 天 的 呢 時 科 咁

備肯減少
的
唔呢
ソレチヘスコトハデキ

トウ ナー ナー ナー ナー ナー ナー
I would not take less for it.
埃 咭 蠟 的 呢 時 科 咁

的多我都唔
減略
ヘスコトハデキ

クホ ナー ナー ナー ナー ナー ナー
Have you any goods better than these ?
蝦 乎 天 亞 呢 咭 時 乜 喇 噁 呢 時

重有貨咁過
呢的
アルカリモヨイシナガ

クホ ナー ナー ナー ナー ナー
No better than these.
挪 乜 喇 噁 挖 時

無好過個的
コレヨリモヨイシナハ

チーニ 六# ギーア

All the same.

呵佬呢 啲

一
樣
啫

アノヲ ナニシテ スーガ ナー アカト ハク イクガキイキ

I will make you out an invoice.

埃 威佬 覓 天 區特 晏 烟惠時

我
開
條
貨
單

キー ヲ ナニシテ ナニ ハ コトトク

You will give me a receipt.

天 威佬 叔父 味 了 倪_合 涉特

備
必
給
我
一
條
收
單

アノ ナニシテ ナニ ナー アカト ナニ

I sell them for ready money.

埃 些 佬 啲 科 兀 呢 文 呢

一
總
我
要
賣
現
錢

ナニト ナニ ナー ナニ ナニ ナニ

Don't waste a bit of it.

噯 威時 了 滅 呵父 啲

的
咁
多
都
唔
好
呀

ナニナニ ナニ ナー ナニ ナー ナニ

Fix it to suit yourself.

拂時 啲 都 唔 天 了 些 佬父

照
備
自
己
使
做
佢

ナニ ナー ナニ ナー ナニ ナー ナニ

Strange that you could think so!

時 爹 連 辭 嫩 天 啲 听 梳

備
點
想
得
啲
樣
呢

ナニ ナニ ナニ ナニ ナニ

Who puts out money to lend?

隴 林時 區特 文 呢 都 連

也
人
有
銀
出
息
呢

How much ought I to pay for it?
口 乜 辭 歷 埃 都 卑 科 咁

價呢 我要還幾多
ワダクシハナニホドハ
ワリチズバナラヌカ

May I take this, Sir?
咩 埃 的 嘅 時 沙

此否 尊駕我可取
ワダクシハハコレチトツ
ヲモヨイカ

How much did you give for this?
口 乜 治 歐 天 劫 乎 科 呢 時

買呢 備使幾多錢
コレナニホドゲカ
ヲカ

Why did not you come before?
噉 歐 媿 天 今 米 科

唔來 備先時為何
アナダハナゼヤキニコ
ナシタ

He is an impudent fellow.
希 衣 時 晏 嘸 票 與 啡 拉

嘅人 但係唔知羞
アノヒトハハシラズ
シヤ

Take all but one.
的 珂 儂 乜 溫

拿去 除一佢一總
ヒトツノコシアマミナト
レ

Tell the cooly to bring some coal.
爹 儂 呢 姑 兀 都 麻 冷 心 哥 儂

炭來 喚管店拈的
コツカイニイロツケテ
ヌミナトリヨセイ

The cooly has gone to carry water.
呢 姑 兀 蝦 時 嘩 都 加 兀 嘩 咁

水略 管店去了担
コツカイハミヅグミニ
イダ

What day of the month is it?

挖 尼 呵父 呢 捫士 衣時 咽

今日係乜野日子
クワハンニチカ

What day of the week is it?

挖 尼 呵父 呢 噉 衣時 咽

今日是禮拜幾呢
ニチカ

Carry this note to Mr. ***

加 乜 呢 時 嫩 都 仔 時 啲

帶此信至某某先生
コソニセテニチカ

Why have you not made profit?

噉 吓 乎 天 嫩 吡 坡 羅 佛

爲乜野無財發呢
ナセテナクハモロケナ

Take him to the factory to get rich.

的 謙 都 呢 拂 多 乜 都 乜 列 治

帶佢出行發財
アノヒトヲツレテミセ

Can you speak English?

奸 天 時 逼 英 乜 吐

備曉講英國話
コトヲタニハイビリスコ

I can't speak English.

埃 奸 時 逼 英 乜 吐

我唔曉講英國話
コトヲタニハイビリス

I understand it very few.

埃 噉 拿 時 丹 咽 威 乜 非天合

我曉講得些少
コトヲタニハイビリス

アナダノミゼンカシバ
 What is the sign of your shop?
 挖 衣時呢 西 珂父 天了 隔

備稅鋪頭也
 字號
 アナダノミゼンカシバ
 ハナニカ

コレハナントイフモノ
 What do you call this?
 挖 怒 天 哥俛 呢時

備叫此樣係
 也呢
 コレハナントイフモノ

コトバハワダシニ
 How much will you give me?
 口 也治 威俛 天 劫父 米

備與多少過
 我呢
 コトバハワダシニ
 コホドレルカ

コレハモト子ニナルマ
 It won't do not enough prime cost.
 啞 灣地 奴 嫩 衣拿父 罷禮厭 哥時

唔做得不殼
 本值
 コレハモト子ニナルマ

アナタモスコソノヘ
 You must also add a little.
 天 仔 珂俛梳 壓 亞 列都俛

的喇
 備亦要多添
 アナタモスコソノヘ
 ナナラズ

類 句 長

コレハチヨウシヨウニ
 This is just like the other.
 呢時衣時揸時 禮詎 呢 了喇

呢箇同箇箇
 一樣啫
 コレハチヨウシヨウニ
 デイム

ワタシハチヨウシヨウニ
 I should rather have the other.
 埃 嚙 俛拉 打 蝦父 呢 了喇

我寧願愛啫
 箇略
 ワタシハチヨウシヨウニ
 ナンホウジトイフ

アキ コキ 新キ ロ一ホキ

Is this gun loaded?

衣時 妮時 限 律 嫩

呢藥
呢嗎
呢銀
呢處
呢使
呢咁
呢樣
呢呢
呢得
呢點

コキ 申日 此一キ へホキ 新キ 申ホキ

This money does not pass here.

呢時 文呢 拿時 突 巴時 隔

呢咁
呢使
呢咁
呢咁
呢咁
呢咁
呢咁
呢咁

ハ一 申一 アキ 新キ 新キ 新キ 新キ 新キ

Do you remember how it was?

奴 天 免仔 口 咽 華時

呢得
呢得
呢得
呢得
呢得
呢得
呢得
呢得

此多事 申一 此一 此一 此一 此一 此一 此一

Which of these is the best to take ?

喊辭 珂父 呢時 衣時 呢 嗎時 都 的

呢全
呢全
呢全
呢全
呢全
呢全
呢全
呢全

ハ一 アキ 此多事 申一 此一 此一

No matter which you take.

挪 七咁 喊辭 天 的

呢全
呢全
呢全
呢全
呢全
呢全
呢全
呢全

コキ 新キ 此多事 此多事 此多事 此多事 此多事

This is the one we had before.

呢時 衣時 呢 溫 喊 乞 味 科

呢先
呢先
呢先
呢先
呢先
呢先
呢先
呢先

此多事 此多事 此多事 此多事 此多事

Save this for tomorrow.

些父 呢時 科 都 仔 啦

呢到
呢到
呢到
呢到
呢到
呢到
呢到
呢到

此多事 此多事 此多事 此多事 此多事

Can you spare me one?

好 天 時 啤 味 溫

呢過
呢過
呢過
呢過
呢過
呢過
呢過
呢過

日一 々ハハハハ ト一 々ハハハハ
Your balances are unjust.
天了 孖嘸些時 了 晏捨時特

備說厘戲唔
公道
アナタノアンビニハセ
ワチキニナイン

ホハハハ ハハ ハハ ハハ ハハ ハハ
What is the matter with him?
挖 衣時 呢 乜咁 威士 謙

病嘸
佢係點樣嘅
アンビトハワアハカ

日一 々ハハハハ ハハハハ ハハハハ
He has the fever and ague.
希 虾時 呢 啡花 晏 了 孖

熱落
佢係發冷發
アンビトハチツモア
サムケモウリ

ト一 日一 日一 々ハハハ ハハハハ
I said so only in jest.
埃 舌 梳 安 乜 烟 遮時特

笑咁
我咁講係講
レニソウイフオハム

ハハ ハハ ハハ ハハ ハハ ト一 日一 日一 日一
How is it that they are so dear?
口 衣時 啊 嫩 呢 了 梳 呢 了

貴呢
乜野事幹咁
カナソレハソツメカイ

ハハ ハハハハ ハハハハ ト一 日一 日一 日一
His trail take place to day.
嗒時 咁^{俄禮}了 的時 嗒呢時 都 呢

人審
佢今日要被
アンビトハコンニナ
ガメル

ハハ ハハ ハハ ハハ ハハ
How long have you been sick?
口 邨 虾父 天 嗒 息

妮嘸
備病亞幾耐
ウキダハイニナヒヤ
ウキダツツカ

ト一 日一 日一 日一 日一 ハハハハ ハハハハ
I have been sick for a few days.
埃 虾父 免 息 科 了 啡天 日時

日嘸
我病亞好多
イダダシハリゾカン
イダヒヤウキダアンカ

ク # トクタク < ク キー - タク . ナー ナー - トク

The doctor has given me over.

呢 鐸啲 吓時 劫填 味 珂花

醫生睇我唔
敢落藥

ロー ナー - トク ナー - トク ロー ナー - トク ナー - トク

He said that he could not cure.

啼 舌 嫩 啼 話 突 嬌 了

佢話佢唔能
醫得

カー - トク < ロー - ク ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク

Opium does not sell very well now.

珂卑奄 拿時 突 些 俛 威 不 威 俛 翽

鴉片唔係甚
有價

ナー - トク ナー - トク トー - トク ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク

Nutmegs are in great demand.

嫩噴時 了 咽 呀 列 妮 經

荳蔻今十分
好市

クカ # ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク

How much do you think it is worth?

口 乜 辭 奴 天 听 詎 咽 衣 時 高 士

汝想值得幾
多呢

アナー - トク ナー - トク ナー - トク

I can't give so much.

埃 奸 特 劫 父 梳 乜 辭

我唔出得咁
多咯

カク < ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク

Well then, how much will you give?

威 俛 噴 口 乜 辭 威 俛 天 劫 父

好嘅 備 出 得
幾多

ナナー - トク < ナー - トク < ナー - トク < ナー - トク

If they be good all buy them.

衣 父 妮 味 嘅 珂 俛 咪 啫

若奸呢一總
買

アト 卑一 ヲ 又ホク ホ一キ ヲホク 又一 ヲホク
If they be bad all not buy them.
衣父 妮 味 味 柯 儂 突 味 咭

若唔好就唔好買
若唔好就唔好買

トホク ヲ一トホク ホ一キ H K K Δホク ヲ一 Δ一
Bring your cargo and let me see.
嘛冷 天了 加我 睇 列 味 施

拈個嘅貨嚟我體
拈個嘅貨嚟我體

ト一キ ヲ一 トホク Δ一ホク ホト ヲホク
Are you very sure of it?
亞 天 威 毛 蘇 了 柯 父 啲

係真係知唔知呢
係真係知唔知呢

ホクホク アホク ホク Δ一ホク トホク一キ
What is this good for?
挖 衣 時 呢 時 嘅 科

呢的做乜使用呢
呢的做乜使用呢

ホク アホク H トホク K Δ一ホク ホク
That is a first rate one.
燉 衣 時 了 花 時 俛 列 温

箇箇係第一好嘅
箇箇係第一好嘅

△ホク ヲ一 H H Δホク Δホク Δ一ホク Δ一ホク
Have you any work for me, Sir?
虾 父 天 晏 呢 獲 科 味 沙

事頭有呢俚我做嗎
事頭有呢俚我做嗎

△ホク Δ一 ヲ一 ヲ一 ホク アホク H Δホク
How do you say that in English.
口 奴 天 除 燉 烟 英

啱唔啱話點樣話呢
啱唔啱話點樣話呢

△ホク ヲ一 卑一ホク ホト Δホク ト一ホク Δ一ホク
Have you more of this article?
虾 父 天 嘩 柯 父 呢 了 的 哥

個重有呢樣嘅貨嗎
個重有呢樣嘅貨嗎

トマ 金ニ 十カ 米カ 銀ノ 十カ 日 出カ
I will give ten dollars a picul.
埃 威 儂 劫 顛 擲 啦 時 了 逼 嘢

我俾拾箇銀
錢一担

カ一 日一 物カ 何ニ 欲カ 日ニ 欲カ
Do you want anything else?
奴 天 佢 晏 呢 听 亞 儂 時

重有的備要
唔要呢
カカニイモモノガアル

ム一 空カ へ一 入一 入一 入一 入一 入一 入一
He has no room to put it in.
嗱 虾 時 那 儂 嘛 都 否 咁 個

佢無地方劑
佢嘅
アノヒトニハシムレナイ
レトコロカナイ

カカ 何カ 日一 日一 日一 日一
How much do you owe me?
口 乜 辭 奴 天 珂 味

備欠我幾多
錢呢
アチカハナニモカク
カニカガアアカ

カカ 何カ 日一 日一 日一 日一
How many did you borrow from me?
口 咩 呢 跌 天 摩 叉 乎 嘛 味

借了我幾多
箇銀錢呢
アチカハナニモカク
カニカガアアカ

トマ 金ニ 送カ 物カ 送カ 送カ
I will send for them.
埃 威 儂 先 科 啗

我使人來拈
佢喇
ワカシム
ハソレニヒト

カ一 日一 帳一 日一 日一 日一 日一 日一 日一 日一 日一 日一
Do you keep an account of the daily expenses
奴 天 劫 晏 啞 光 特 阿 父 呢 妮 丕 益 時 邊 些 時
of the house?
阿 父 呢 口 時

行內日用備上啞數未呢
アチカハナイニソレヲカシカシ
カニカガアアカ

トマ くゝ 手トテ 手ヲテ 自ラノテ 手ニテ 手ニテ 手ニテ

I have kept it with my own hand.

埃 虾父 切 啊 威士味 安 慳

我已親手
上組略

トマ ヌ ヒキニテトテ 手ニテトテ トテトテ 手ニテトテトテトテ

Bring yesterday's account for examination.

嗶冷 爺時打呢時 啞光特 科 蓋三面紀臣

嗶對過
拈昨日
既數

トマ くゝ 手ニテトテ トロニテ トテトテ 手ニテ トテトテ トテトテ

I have already brought it and here it is.

埃 虾乎 了兀的 嗶釋 啊 晏 嗶 嗶 衣時

我已帶定
嗶略

ニテトテトテ トテトテ トテトテトテ トテトテ トテトテ

What are the items of it?

挖 了 呢 嗶嗶時 阿父 嗶

有的七野呢

トテ トテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ

Do you Sir wish me to read it to you?

奴 天 沙 威士味 都 儂列 啊 都 天

事頭備想我
念出嗶嗎

トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ

Yes and read it very slowly and distinctly.

爺時 嗶 儂列 啊 威士味 嗶 嗶 呢時 丁 丕

係嗶念得明
明白嗶

トテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ

I can not see how it is done.

埃 好 突 施 口 嗶 衣時 嗶

我唔曉得点
樣做嗶

トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ トテトテ

Will you make me a bill Sir?

威儂天 覓 味 了 味 儂 沙

先生請同我
開張單

ホカホカ 申ニ トク トクヤクニ ムイ
Where shall I find him?
喊了 沙俺 埃 輝烟 謙

我 際 邊 處 呢
得 着 佢 呢
ツフヒト 申下 コニヤガ

ム一 クク ナ一ホニ 申一 トクナ ホノ H ハヒム
He has cheated me out of a sovereign.
希 蝦 時 折 跌 味 區 特 珂 父 了 梳 花 噠

佢 騙 了 我 一
箇 金 錢
アノヒト ハリ 申カシテ
トクガ イチソレン

ホ一ホ Hク スハ Hク ナ一 ト一ホ一ク
Take as many as you please.
的 了 時 嗎 呢 了 時 天 啤 心 時

備 想 要 咁 多
就 拈 咁 多
アチ 申 イルホド、レ

トク クハ ナイ ヌ一 ナニ ホク ナ一 ヌ一 ナ一 ナ一 ナ一 ナ一 ナ一 ナ一
I have come to call on you to see if you can
埃 蝦 父 今 都 哥 俺 安 天 都 施 衣 乎 天 奸

無 今日 嚟 探 爾 睇 有 乜 帮 趁
アチ 申 ハリ 申カシテ スルジケレカダヅ子
コナシ

キハ ナ一 Hハリ クニト
give me any help.
劫 味 噯 呢 哈

ナク ホカホカ ナ一 ナニ トク クニト ヌナ ナ一 ナ一 ナ一 ナ一 ナ一 ナ一
In what way shall I help let me know if you
呵 挖 威 沙 俺 埃 哈 列 味 擺 衣 父 天

請 告 我 点 樣 帮 襯 備 呢
ナラシメテ スケレバ 田イカシテ センケレイ

ト一ホ一ク
pleas.
啤 心 時

H ナナ ナ一ク K# ナホクニ ト一ホ一ク
A dollar is the fixed price.
亞 挪 拉 衣 時 呢 拂 舌 跋 禮 時

一 箇 銀 錢 係
實 價 略
イチドルガキマリナシ

ヒキ ムキ ト ムキトヒ トキ一ム 又ムカヒ一ム
He has been arrested for perjury.
希 虾 時 呢 了 呢 時 跌 科 巴 捲 兀

人地捉倒佢
發假誓
アンヒトハイツヘリン
セイシチシムシム
レキ

ヒ ヒル一ロ一 ムキ ヌ一ヒ ムキムキ一
A new law was made yesterday.
亞 烏 羅 高 時 也 爹 時 啲 呢

昨日立一條
新例
キムフアラキニハツト
カヅメ

ムキ トク一キム ムカ ムカ ムカ ムカ
His father set him up in business.
希 時 花 啲 舌 謙 鴨 翅 嗶 先 呢 時

佢老豆俾本
錢佢做生意
ヒトニシゴトナサセム
ヒト

トキ ムカヒ一ヒ一 ムカヒ一ヒ一 ムカヒ一ヒ一
I shall go whether you do or not.
埃 沙 俛 哦 挖 他 天 奴 珂 突

備去唔去我
都要去
アキタハユクトヒユク
ノ
アキタハユクトヒユク
ノ

伙食
數
格
式

一千八百五十五年之數

Account for January 1855.

	斤 Catty.		分 Can.		兩 T.	錢 M.	分 C.
米 Rice,	二斤半 2½	at	四算 4	is	0	一 1	錢 0
柴 Fael,	六十斤 60	”	三厘算 3	cash	0	錢 1	八 8
豬月 Pork	二斤半 2½	”	六算 6	”	0	錢 1	五 5
粉絲 Vermicelli	三斤四 3¼	”	四算 4	”	0	錢 1	三 3
鷄 Fowl	十四斤 14	”	四分六算 46	cash	0	七錢 7	二 2
雞蛋 Eggs	二十隻 20	”	七厘 7	cash	0	錢 1	四 4
Total					1	4	2
共銀					一兩四錢二		

壹仟捌佰伍拾伍歲之數

Account for February 1855.

厄 鳩喚 科 佛 嘛 路 亞 兀 溫 兜 臣 噎 恨 拿 結
 噁 啡 父 的 輝 父

日期 Date	員數 \$. 攝拉	七元二 ct 先士	
初一 1st 花土地	上數 carried 加元烟 forward 科滑	伍佰九十伍 595	45
2nd 些斤	收 received 元施弗 到 from 父咻	十二員 12	五先 05
3rd 捷地	” ”	十八員 18	五十五 55
4th 科士	” ”	二十四 24	十四先 14
5th 啡父士	” ”	十員 10	二先 2
7th 些焚士	” ”	十九員 19	五先 5
8th 噎士	” ”	七十一 71	六先 6
9th 坭烟士	” ”	四十四 44	二十四 24
10th 顯士	” ”	十三 13	八先 08
11th 衣兀墳	” ”	三十三 33	十四先 14
	共計 Total	八百二十 820 員	七十八先 78

何 瑞 記
Ho Soey Ke,

Dr

取 到 梁 興
To Leong Hing.

初 一	八 月	取	兩	桶	麵 粉	員 數	仙 士
1st	August	To	2	Kegs	of flour	\$ 2.	ct 50
初 二	八 月	取	一	埕	油	員 一	廿 五 仙
2nd	"	"	1	Jar	of oil	1.	25
初 三	八 月	取	三	包	米	員 六	
3rd	"	"	3	Bags	of rice	6.	00
初 四	八 月	取	三	担	柴	員 二	九 仙
4th	"	"	3	Piculs	of fael	2.	09
初 十	八 月	取	一	桶	晒 米	員 二	十 八
10th	"	"	1	Cask	of sago	2.	18
十 五	八 月	取	一	箱	茶	員 廿 四	五 十
15th	"	"	1	Chest	tea	24.	50
				共 員		員 卅 八	五 十 仙
				The sum		\$ 38.	5,,

新 為 交 還
Receive payment
喇 施 父 啤 文 地

十 七 八 月 千 八 百 五 十 五 年
17th August 1855.

名 字 但 缺 書 一 樣
茲 券 與 取 券 一 樣
字 一

陳 柴 庭
Chun Tsze Teng

Dr
取 到 容 檢
To Yeong Him

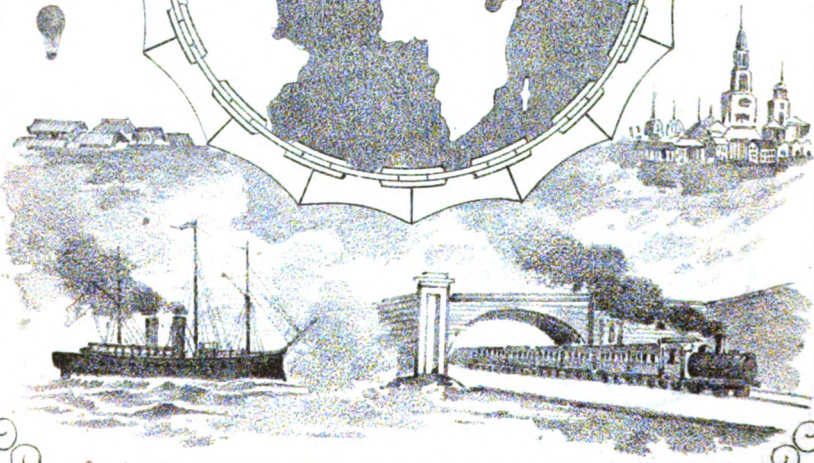
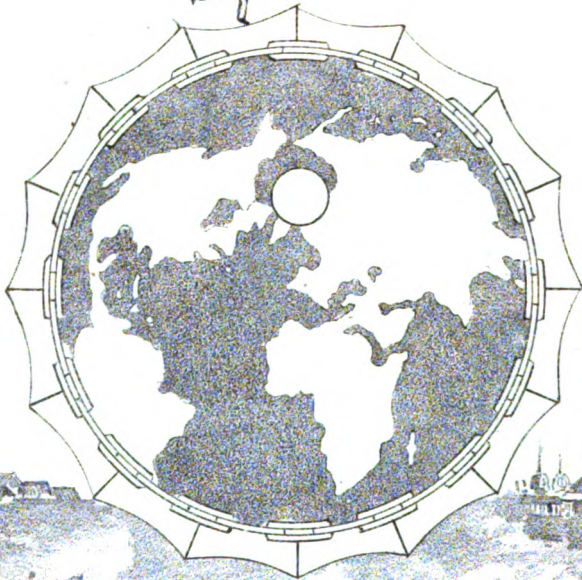
					員數 \$	仙士 ct
十六	九月	取	十二枝	洋枝燭	員一	00
16th	September	To	12	Chandeliers	1.	00
十七	九月	取		酒 壺		五十仙
17th	"	"	1	Wine jug	00.	50
十八	九月	取	十九個	玻璃罇	員一	五十三
18th	"	"	19	Decanters	1.	53
初八	十月	取	一把	椰衣 掃		三十五
8th	Octoter	"	1	Coir broom	00.	35
十一	十月	取	三	枝燈	員十	五十仙
11th	"	"	3	Lamps	10.	50
十四	十月	取	一箇	漏壳		
14th	"	"	1	Drainer	00.	75
				該良	員十四	六十三
				Total	14.	63

會 經 取 訖
Received payment

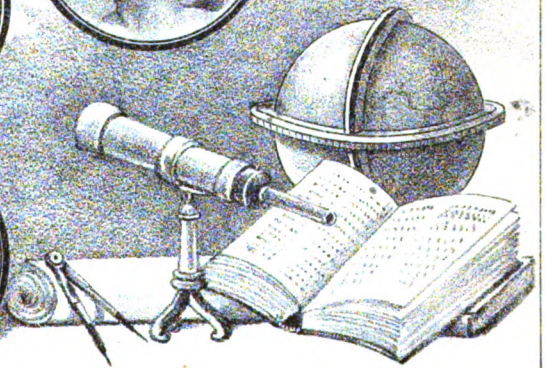
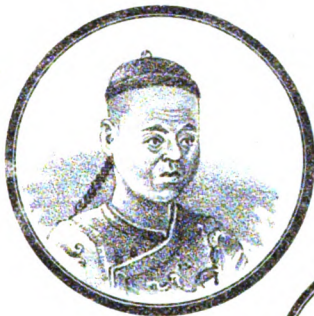
十六日 十月 一千八百五十五年
16th October 1855.

西
洋
事
情

傳信 電氣 濟人 蒸汽



四海一家 又旗 只第



西洋事情目錄

初編

卷之一

小引

備考

政治

收稅法

國債

紙幣

商人會社

外國交際

兵制

文學技術

學校

西洋事情目錄

新聞紙

文庫

病院

貧院

啞院

盲院

癲院

痴兒院

博物館

博覽會

蒸氣機關

蒸氣船

蒸氣車

傳信機

瓦斯燈

附錄

卷之二

合衆國

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

荷蘭

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

卷之三

西洋事情目錄

四洋事情目錄

英國

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

附錄

二編

卷之四

魯西亞

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

卷之五

佛蘭西

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

卷之六

葡萄牙

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

日耳曼總論

普魯士

史記

西洋事情日誌

西洋事情目錄

政治

海陸軍

錢貨出納

西洋事情卷之一

小引

○洋籍の我邦に舶來するや日既に久し其翻譯を經るもの亦尠からず然して窮理、地理、兵法、航海術等の諸學日に開け^{ひら}け月に明にして我文明の治を助け武備の闕を補ふもの其益豈亦大ならずや然りと雖ども余竊に謂らく獨り洋外の文學技藝を講窮するのみにて其各國の政治風俗如何を詳にせざれば假令ひ其學藝を得たりども其經國の本に反らざるを以て管に實用に益なきのみならず却て害を招んも亦計るべからず抑各國の政治風俗を觀るには其歴史を讀むに若くものなし然れども世人夫の地理以下の諸學に於て其速成を欲するが爲めに或は之を讀むもの甚稀なり實に學者の欠典と云ふべし余頃日英亞開版の歴史地理誌數本を閱し中に就て西洋列國の條を抄譯し每條必ず其要を掲て史記政治海陸軍錢貨出納の四目と爲し即ち史記以て時勢の沿革を顯はし政治以て國體の得失を明にし海陸軍以て武備の強弱を知り錢貨出納以て政府の貧富を示す蓋し此四者既に世人の眼目に觸ればこれに由て略外國の形勢情實を了解し果して彼の敵視す可きものか

其友視す可きものかを辨別し友は則ち之に交はるに文明を以てし敵は則ち之に接するに武經を以てし文武の兩用其所を錯ることなきに庶幾らん乎此れ余か是舉の目的とする所なり徒に世間海防家の口吻に云へるか如き彼を知て後に彼を伐たんとするのみの趣旨には非らざるなり

○書中本邦と通信の國を先にする所以は唯其近きに取るの趣意のみ尙は其他諸國の條も次て翻譯に及ぶべし

○本編の翻譯は今茲三月より公務の暇業を起し六月下旬に至り初編初て稿を脱せりこれを校正するに及て或人余に謂へる者あり此書可は則ち可なりと雖も文體或は正雅ならざるに似たり頗くは之を漢儒某先生に謀て正刪を加へば更に一層の善美を盡して永世の寶鑑とするに足る可しと余笑て云く否らず洋書を譯するに唯華藻文雅に注意するは大に翻譯の趣意に戻れり乃ち此編文章の體裁を飾らず勉めて俗語を用ひたるも只達意を以て主とするか爲めなり然るに今之を某先生に謀るも徒に難字を用ひ讀者をして困却せしむるの外決して他事なかるべし加之漢儒者流が頑僻固陋の鄙見を以て原書の情實を誤認ひるも亦圖る可らず

是余か甚た欲せざる所なり且方今文運隆盛世人洋籍を學ぶもの一日一日より多し蓋し數年の後ば人皆原文を解し此編の如きも亦牖下覆瓿の故紙とならんこと必せり又余か本志と雖も敢て不朽を計るに非らず畢竟唯一時新聞紙の代用に供するのみ故に淺日急成し疎漏杜撰の罪遁るゝに所なしと雖も讀者冀くは余か意を體し文字に拘泥せずして主意の大概を失ふことなくは則ち幸甚し

○書中各國の條に掲載せる四目は唯其一國に限る所の事件とす然れども亦其西洋一般普通の制度風俗ありて我國俗と異なるもの多し今其大概を左に條擧件説して本編の備考と爲す乃ち此條は去る文久辛酉の年余か歐羅巴に航して現に聞見せし所のものを手録し傍ら經濟論等の諸書を引て編輯するものなり但し吾歐羅巴の旅行と雖も僅か期年を踰へされは固より一時の觀光のみにて詳に彼國の事情を探索するに暇あらず故に又傳聞の誤謬事件の遺漏なきこと能はず是の如きは唯後來博雅の訂正を待つのみ

慶應二年丙寅七月

福澤諭吉誌

備考

政治

○政治に三様あり曰く立君モナキナ禮樂征伐一君より出づ曰く貴族合議カアラシト國内の貴族名家相集て國政を行ふ曰く共和政治リツクホフ門地貴賤を論せず人望の屬する者を立て、主長となし國民一般と協議して政を爲す又立君の政治に二様の區別あり唯國君一人の意に隨て事を行ふものを立君獨裁ゲアストと云ふ魯西亞支那等の如き政治是なり國に二王なしと雖も一定の國律ありて君の權威を抑制する者を立君定律ナコンヌスチチユールキと云ふ現今歐羅巴の諸國此制度を用ゆるもの多し○斯の如く三様の政治各其趣を異にすれども一國の政に之を兼用するものあり即ち英國の如き血統の君を立て王命を以て國內に號令するは立君の体裁なり、國內の貴族、上院に會して事を議するは貴族會議の政治なり、門閥を問はず人望の屬する者を選擧して下院を建つるは共和政治なり、故に英國の政治は三様の政治を混同せる一種無類の制度なり、又立君獨裁と稱する政治にても事實に於て生殺與奪の權を一人の手に執るものなし魯西亞皇帝の如き人民の之を尊仰すること神

の如しと雖も尙は一人の私意を以て國政を専らにすること能はず又共和政治と雖も或は有名無實なるものあり千八百四十八年佛蘭西の共和政治は其法律の苛酷なること當時立君獨裁と稱したる境地利よりも尙は甚し純粹の共和政治にて事實人民の名代人なる者相會して國政を議し毫も私なきは亞米利加合衆國を以て最とす亞米利加は建國以來既に百年に近しと雖も嘗て國法の破れたることなし

○歐羅巴政學家の説に凡そ文明の政治と稱するものには六ヶ條の要訣ありと云へり即ち左の如し

第一條 自任意國法寬にして人を束縛せず人々自から其所好を爲し士を好むものは士となり農を好むものは農となり士農工商の間に少しも區別を立てず固より門閥を論することなく朝廷の位を以て人を輕蔑せず上下貴賤各々其所を得て毫も他人の自由を妨けずして天稟の才力を伸へしむるを趣旨とす但し貴賤の別は公務に當て朝廷の位を尊ぶのみ其他は四民の別なく字を知り理を辨し心を勞するものを君子として之を重んじ文字を知らずして力役するもの

を小人とするのみ本文自主任意自由の字は我儘放漫にて國法をも恐れずこの義に非らず總て其國に居り人々交て氣策れ遠慮なく自か丈
け存分のことをなすべしとの趣意なり英語に之を「フ
リイドム」又は「リベルチ」云ふ未だ的當の譯字あらす

第二條 信教人々の歸依する宗旨を奉して政府より其妨をなさざるを云ふ古來宗旨の爭論よりして人心を動搖し國を滅し人命を害するの例尠からず英國にてもハノオーフル家の世に至てより以來は専ら「プロテスタント」の宗旨を奉し一時は國內に令を下して他宗を禁じたれども阿爾蘭人の如きは古來天主教を信じて政府の命に服せず由て又法を改め宗門は人々の意に任すべしと定めたり然れども政府は固より「プロテスタント」を奉せしめんとする意なるが故に或は大に其寺院を建立し或は他宗の教師を擯斥して「プロテスタント」の教師に大祿を與ふる等のことありて動もすれば人心に戻り又近來は一法を立て國政に關る大臣は「プロテスタント」宗の人に非ざれば才徳ある者と雖も擢用することなし右等の故を以て天主教に歸依する者は家を擧て他國へ移住すと云ふ是即ち政府にて信教の趣意を失する一例なり

第三條 技術文學を勵まして新發明の路を開くこと

第四條 學校を建てて人才を教育すること

第五條 保任安穩政治一定して變革せず號令必ず信にして欺偽なく人々國法を頼み安して産業を營むを云ふ譬へば或は國債を償はず或は通用金の位を卑くし或は商人會社の法を破り或は爲替問屋の分散する等皆其政治に保任の趣意を失ふものなり現今佛蘭西帝所有の金を英國の爲替問屋へ預けしと云ふも其制度の固くして頼むべき所あるの一證なり

第六條 人民飢寒の患なからしむること即ち病院貧院等を設て貧民を救ふを云ふ

收税法

○西洋各國は工作貿易を以て國を立るの風にて其收税の法、日本支那等の制度に異なり今こゝに英國の税法を擧て一例を示す

港運上 歳入第一の高なり此内酒類烟草の運上最も重し千八百五十二年港運上の高三千一百十七万ポント餘なるに運上所役人の給料并に不時の褒美等諸雜費を合せて六十五万ポントに足らず收税の法の簡便なること推て知るへし

國內產物并に官許の運上 國內の產物より盡く運上を取るには非らず又物に由て運上の輕重ありて有稅品の大略は酒類、麴、烟草紙、石鹼、蠟燭、石炭、材木、硝子等なり例へば麥酒百樽斗凡七を讓すものは二「ポイント」十二「シルリング」の運上を納め千樽以下を讓すものは二「ポイント」三「シルリング」四万樽以上を讓すものは七十八「ポイント」十五「シルリング」を納む○官許の運上とは商賣柄により官府の免許を受けて別段の運上を出すものを云ふ即ち酒を賣り、麴を賣り、烟草を製するもの、茶店、料理屋、馬車を以て家業をなす者江戸の如し等是なり又冬の間、遊獵の免許を受るにも定りの運上あり

證印稅 屋宅の貸借金銀のことに就ての約書、兩替屋の手形、爲替手形、借財、質入、貨物讓渡し、弟子入職人等の年期を定て婚姻、離縁、遺言、任官、火災請負ひ、海上請負ひ、新聞紙出版、金錢請取等皆書面を用ゆるときは官府の印を押して後日の證となし其證印の稅として定りの高を納む例へば金錢のことに就て約束するとき其金高二「ポイント」にして約書の字數二千百六十字以下なれば證印稅二「シルリング」半を納め借財質入の高二百五十「ポイント」より三百「ポイント」なれば證印稅七「シルリング」半を

納め三百「ポント」より以上は百「ポント」を増す毎に二「シルリング」半を納むる等夫々の定法あり若し官府の證印を押さずして私に證書を取替すときは後日に至り争論を生ずるとも官の裁判を願ふこと能はず且斯の如きものは政府を欺くの罪として過料を出さしむるを法とす

地稅家稅等 地稅は都下と田舎との區別なく唯土地の廣狹良否に準して之を定む其法大凡歳入二十五分の一を収むるを基則とす例へは今都下或は田舎に一區の土地あり之を賣買するに價千「ポント」之を人に貸せば其地代、土地の本價百分の三四即ち三四十「ポント」なるを通法とす政府へ納る二十五分の一とは即ち此三四十「ポント」の二十五分一なり右は土地を他人へ貸すときの法なれども若し自分所持の土地へ家を建て或は自から耕作する者は政府より吏人を遣して其地を鑑定し人に貸して一歳に収むべき地代の高を設け其二十五分の一を政府へ收むる税と定む家稅の法も全く地稅と異なることなし地稅家稅共に定法二十五分の一なること○地稅家稅の外に奴僕、犬、馬、車等の税あり十八歳以上の奴僕一人を任用すれば其主人より一「ポント」二「シルリング」の税を納む十八歳以下なれば十「シル

リング〔半を納む二馬を駕する四輪車一輛を所持すれば其税三〔ポント〕十〔シルリン
グ〕一馬を駕するものは十五〔シルリング〕馬一疋の税は十〔シルリング〕にして犬一疋
の税は十二〔シルリング〕なり

家産税 商賣を爲し或は學術を教授する等に由て家産を營むものは一歳所得の
利潤二十五分の一を官に納む之を家産税と云ふ又仕官する者は其給料を以て家
産と爲すか故に税を納むると商人と異なるとなし

飛脚印 西洋諸國にて飛脚の權は全く政府に屬し商人に飛脚屋なるものなし故
に外國へ文通する者は勿論國內にても私に書翰を送るを得ず必ず政府の飛脚印
を用ゆ其法政府にて飛脚印と名る印紙を作り定價を以て之を賣る諸人之を買ひ
書翰を送るときは路の遠近書翰の輕重に従ひ夫々の印紙を上封の端に張て飛脚
屋に投すれば直に先方へ達す此飛脚屋と稱するものは所謂飛脚印を賣る政府の
飛脚場には非らず大抵市中一町毎に箱を戶外に出せる家あり此箱に書翰を投し
漸く集れば同時に之を諸方へ送る但し此飛脚屋は政府の飛脚場に屬する者にて
書翰を送る賃錢は政府より取るなり○印紙の大きさは大抵七八分許其價に従て色

を分てり現今世界中の飛脚印凡そ二千四種ありと云ふ各國互に飛脚の條約を結て双方の便を爲す例へば佛蘭西より英國へ書翰を送る者は佛にて價八「シューズ」の印紙を用ゆ佛の飛脚場より龍動の港まで之を送り佛の政府へは四「シューズ」を取り龍動港より英國の諸方へ届る爲め英の政府にて二「シューズ」を取る、合て六「シューズ」なり印紙の元價八「シューズ」より六「シューズ」を引き残り二「シューズ」これを運送の賃錢雜費とす故に佛英の間に交通すれば飛脚賃四分の三は兩國政府の利潤となるなり「シューズ」は佛蘭西貨幣の名附録に出す

國債

○西洋各國貧富同しからずと雖ども太平のときは歳入歳出大抵相平均するを常とす若し戦争に由て非常の費あるときは國內に令を下し政府より手形を出して國人の金を借ることあり之を國債と名く但し令を下すと雖ども富商大買には必ず金を出さしむるとの趣意には非らず唯人々の意に任せ出すことを好まざる者は捨て問はず又他國の人にも金を出さんと云ふ者あれば拒まずして之を借る凡そ西洋諸國の政府に國債あらざるものなし英國にては古來の國債次第に増

加し千八百六十二年に至て其高八億九千四百萬「ポント」ポントとなれり此利息を一年三分の割合として二千六百八十二萬「ポント」ポントなり國債の利息は大抵三分より三分半を通常とす四分以上の利息は甚稀なり政府は毎年此利息を拂ふのみにて元金を返すは甚稀なり金を出したる者も政府の手形を所持して毎年三分の利息を得ればツカ恰も現金に異なるとなきを以て強て元金を返すとを求めず故に此手形は國中にて互に賣買し現金の代用となすと紙幣に同じ然れども其國の政體貧富又利息の高下に由て手形の價各國同しからず政府より年々必ず利息を拂ひ時としては元金をも返すときは手形の相場自から貴し政府貧にして固より元金を返さず年々の利息をも十分に拂ふと能はさる歟又は利を拂ひ元金を返すとも其國の政法屢變革し昔しより國債全く崩れたるツカとある國にては手形の價自から低し左に二三例を擧ぐ但し此相場は去る文久壬戌の年夏の新聞紙に出るものなり

英國

國債八億九千四百萬「ポント」

利三分

手形の價九十三千兩高の手形なれば私に賣買して九百三十兩となるなり

佛蘭西

國債九十五億二千九百萬フランク

利三分

手形の價七十

荷蘭

國債十億零三千五百萬ギルデン

利四分

手形の價百一〇荷蘭にては手形の相場元價よりも貴し其故は利息も他國より高く且政府より時々元金を返し古來國債の崩れたることなければなり昨年も元金七百萬ギルデンを返したりと云ふ

魯西亞

國債十六億二千萬ループル

利三分四釐

手形の價七十

葡萄牙

國債甚多からず

利三分

手形の價四十六

西班牙

國債の高大抵英國三分の一

利三分

手形の價五千兩の手形を私に賣買して僅に五十兩なりとなる
西班牙政府の貸たること推して知るべし

紙幣

○西洋諸國大抵皆紙幣を用ゆ但し其價五十兩或は百兩以上なるものは之れを銀坐手形と名つく紙幣と唱ふるものは價一二兩許にして市中日常の賣買に用ゆるものなり佛英蘭等には紙幣なくして唯銀坐手形のみを用ゆ總て紙幣及び手形は政府の銀坐より出たす此銀坐には固より紙幣手形丈けの現金を備置くべき理なれども一法ありて必しも其元金の備をなさずして紙幣手形を引替るに指支へなからしむべし其法何人にも金を貸さんと欲するものあれば官の銀坐より通法三四分の利息を以て之を預り其金を以て紙幣局の元金となす故に政府にては之が爲め別に元金の用意を爲すことなし金主より預け金の返済を願ふときは即時に其元利を返す但し出入の手數銀として元金二釐五毛の四十分を官に收む右は政府より建る銀坐の法なり商人にても銀坐を設て手形を出たすを免す其法政府の

銀坐と同じ唯其異なる處は商人より出たす手形は其通用人々の意に任せて若し之を取るとを欲せされは強て用ゆるを得ず政府の手形は然らず、全く現金と同様にて國內の人民其通用を拒むとを得ず

商人會社

○西洋の風俗にて大商賣を爲すに一商人の力に及ばされは五人或は十人仲間を結て其事を共にす之れを商人會社と名つく既に商社を結めは商賣の仕組元金入用の高年々會計の割合等一切書に認めて世間に布告し「アクション」と云へる手形を賣て金を集む其法例へは商賣の元金百萬兩入用なれば手形百萬枚を作り一枚の價を一兩と定め自國他國の人に拘はらず此手形を買ふものには商社より年々四五分の利息を拂ひ且其商賣繁昌して利潤多ければ右定たる利息の外に別段の割合を與ふへしとの約束を爲す或は商社にて速に金を集めんと欲するときは定價一兩の手形を三步又は三步二朱にて賣ることもあり手形を買たるものは商社より隨意に元金を取返すことを得すと雖ども若し一時に金の入用あれば世間相對にて手形を賣るべし且其商賣よく繁昌して年々定式の利息の外に別段の割合

多ければ手形も自から高價となり最初百兩にて手形百枚を買たるものも世間買の相場にて百三四十兩にも賣るべし商人會社を結ぶに其政府に告げ官許を受けざれば行ふべからざるものあり即ち鐵路を造り傳信線を通じ通船の川を掘る等總て其國の土地に關るもの是なり此類の事を爲す者は先づ政府に願ひ官許を受けて後初て手形を賣る可し官許を受たる商社は分散するを得ず若し此商社分散するときは其賣たる手形の代金を政府より償ふの法なり故に初め商社より政府に願ふにも其元金に相當すべき引當なければ官より商社を結び手形を賣るを許さず○又商社に自分の元金あれども商賣を企るに足らずして其不足丈けを手形に作り金を集ることあり其法手形を買たる者に定りの利息を拂ひ年々別段の割合を與ふるは上に云へるものと異なるとなしと雖も此商社は既に金を集めて事を始めは其時より年々手形の元金を返す譬へは手形千枚を賣れば年々五十枚宛の元金を拂ひ二十年にて元金皆済となり商賣の株は全く商社の有となるなり手形の元金を拂ふ法、手形千枚あれば千枚に番號を附て毎年圖を取り此圖に當る者は初め手形を買たる丈けの元金を受取り商社の組合を離る故に此手形を世間

相對にて賣買するるとき其元金より高價に買ふものあれども若し之を買て其年或は翌年にも右の國に當り手形の元金を受取て商社の組合を離れば高價に買ひし
たけ其者の損亡となるなり

右は西洋各國に行はるゝ商社の通法大畧なり總て商船を造て外國と交易し飛脚船を以て世界中に往來し爲替問屋を設て各國と互に取引を爲し鐵路を造り製造局を建て瓦斯燈を設る等の大商賣より國內の諸商賣に至るまで皆此商社の爲す所なり

外國交際

○西洋の諸國は其風俗言語各異同あれども新たに開たる支那日本の風俗と西洋の風俗と相異なるが如くならず其各國交際の模様を譬へて云へば日本の諸侯の國々にて互に附合するが如し各國の人民此彼相往來して商賣は勿論婚姻コンヤウをも取結び其君主も互に好カウを結び吉凶相賀吊し緩急相救ふの風なり然れども元ど何れも獨立の國にて制度一様ならざるが故に其爭端を防ぐ爲め各國互に約束を結で懇親コンシンを固くし交易を便にするもの之を條約と名づく既に條約を結めば此國より

彼國へ全權のもの一人を遣て其都府へ在留せしめ交際の事務を商議せしむる者之を「ミニストル」と稱す「ミニストル」の職掌は條約の大義に基き兩國の親睦を保全するを趣旨とせり故に交際上に争端を起し和親の破れんとするに至るも之を周旋して再び平和に挽回するは「ミニストル」の功なり又外國の交易場に於て自國商人の取締を爲し交易の事を周旋せしむるため官吏一人宛を置く之を「コンシュル」と名つく故に一國へ遣差する「ミニストル」は一名なれども「コンシュル」の員數は其國交易場の數に準して多寡あり

兵制

○往昔歐羅の諸國は封建世祿の制度を以て臣下を養ひ各國の帝王互に相攻め國內の貴族互に相闘ひ専ら武を重んじて文を勉めず、字を知るものは唯僧徒のみ凡そ國內の人、騎馬の戰士に非らざるより以下の者は之を輕蔑すること甚し且其戰鬥に於けるも劍戟一人に敵するを以て功名と爲し所謂兵法なるものなし其戰法武人の階級を三つに分ち貴族は必ず馬に騎して重大の兵器を携へ其次きの者は輕便なる兵器を携ふ、輕兵を以て戰を開き重兵を以て之を支え、第三等は歩兵にて

其兵器は槍劔弓矢なり

千三百年代火器を發明して之を戰爭に用ゆるに至て歐羅巴の兵制一變せり各國の貴族等火器を以て卑賤の具とし之を蔑視して携へされども事に臨て敵に近づくことを得ず百歩の外に在て一小彈の爲めに斃ざるゝとありこれより世人匹夫の勇を貴はすして智術を重んじ貴族武人の勢大に衰へたり然れども貴族等は尙は遊息の風に慣れて躬から事物を研究するを好まず即ち一法を設け給金を出して人を雇ひ新發明の砲術を學ばしめて戰に用ひたり之を兵卒の初とす兵卒は英語にて「ソルヂール」と云て「ソルヂール」とは給金取りの義なり

前條の如く火器の發明よりして遂に兵卒を雇ふの法を立て古來世祿の制度次第に止み且文武の職掌初て相分れたるは管に兵備の改正のみに非らず國政の大變革と云ふべし爾後は唯兵卒の多寡を以て國の強弱を競ふが故に大平の時も給金を與へて兵卒を養ふの風俗となり千四百五十年佛蘭西王第七世チャールス英國と戰て勝ち後患を恐れて國中の貴族に命じ平常の時も兵卒の備をなさしめたり之を常備兵の初とすこれより各國にても其法に效ひ今日に至るまで皆常備兵あり

兵卒たらん者は其業前を巧にせざれば給金を得ざるに由り皆争て之を鍛練し且之を任用する君將も用兵の新法を發明して敵に勝たんと欲し無事の時も兵卒を集めて戦争の稽古をなす即ち調練の初なり調練の法を立てたるは千五百年代の末、荷蘭合衆政治の大統領マウリッを以て始祖とす

右の如く常備兵を設け平日調練を怠^ナたらすと雖ども歩兵騎兵、坐作進退の法未だ整はずして戦争の際、動もすれば混雜を生ずることあり千六百年代の初に瑞典王ゴスターフ測量窮理の學に達し用兵の才略に富て諸兵運動の法を立て小銃隊を改正し人數を密に列ねて同時に發砲するとを發明し從來の輕砲隊に重砲を交へ騎兵の廢したるを再興し步騎砲三兵の活法初て整齊せり

ゴスターフの後は各國にて火器の數日に増加し其用法益々盛大と爲り天下の利器銃砲の右に出るものなし千七百五十年の頃普魯士王第二世フレ德里ッキ文武兼備の英才を抱て世に出てゴスターフの餘業を繼て専ら意を火器に用ひ新規の工夫を運らして舊法の闕を補ひ數年にして普魯士國の軍法俄に進歩し其威名歐羅巴全州に轟て之を恐怖せざるものなしこれより各國皆普魯士の法を採用し世の兵

制更に一變せり此時に當て算數測量の學漸く明にして陣列進退の法を節するにも數學の理に基きて其遲速を定む蓋し樂器を鳴らして兵卒の歩法を節するともフレデリッキの時より始めり歩兵の陣列は前後三人並ひの横陣となし小銃に玉込をなすに鐵の込矢を製し、火門の形を改めて口藥を用ひす之に由て大に急發の便利を増し野戰砲を輕便にし騎兵の甲冑を輕くし戰鬪の法總て猛烈迅速を趣旨とす騎馬を以て大砲を引くとも當時の發明なり但し散兵を用ゆるは亞米利加合衆國獨立の師を初とす當時戰爭の地は山林多く、亞米利加人、散兵を用ひて屢、英人を窘めたりと云ふ

フレデリッキの後に天下の兵制を一新したる者は千八百年代の初、佛蘭西帝拿破崙ナポレオンなりこれより先き歐羅巴の兵は唯雇ひ人足を戰場に驅逐するのみにて或は死物を用ゆるに齊しきの弊なきに非らず拿破崙こゝに注意し國內の人を盡く兵武に用ひ國民自から國の爲めに戰ふの趣旨を以て法を立て將士を愛し兵卒を惠み有功の者を賞するには一擲千金も亦た惜む所なしこゝに於て人々皆報國盡忠の心を抱き戰に臨て死を顧みず之を分て散兵となせば一人の力を盡し之を合して密

隊となせば先を争て敵に向ひ兵を用ゆること手足の如く進退意に隨はざるはなし是れ拿破崙が拔山蓋世の勢を以て歐羅巴全州を壓倒せし所以なり現今西洋諸國の兵法は皆拿破崙に據ると云ふ

右は西洋の兵制沿革の大略なり其詳なるは三兵活法等の諸書に就て見るべし

文學技術

○往古希臘ギリキヤの學一度ひ衰へこれを恢復したるものは亞喇伯人にて其科は専ら測量學、醫學、理學を勉めり西洋學術の大趣意は萬物の理を究め天稟の智力を盡さしむるに在り夫の倫徳正行の道の如き爾後歐羅巴諸邦にて文學技術の開けたるは別に其數ありて之を導くさ云ふ皆亞喇伯人の賜なりと云ふ年二百年代の央に及で英國の僧にローゼル、パーコンなる者あり博識多才古來遵奉せる究理の道を以て不足なりとし初て實驗の説を唱へ天文視學光線の性質を論し目鏡望化學萬物の性質を探索して之醫學器械學等の大略を發明して一時大學者と稱せり然れども當時尙は草昧の世にて此大學者と雖ども長命の神丹を鍊り諸種の金屬を黄金に變化せんとて力を費し星行を見て吉凶を占する等の奇談あり○これより千四百年代に至るまでは世の學者詩

歌を玩ひ小説を悦て實學を勉るもの少し千四百二十三年版刻の發明ありし後も文學大に進歩し經學、性理、詩歌、歴史の學は其盛美を極めたれども獨り究理學に至ては然らず世人皆古聖アリストートル紀元前三百年代の學派に心酔し附會奇異の神説を唱へて有用の實學に志すものなく千六百年の頃に至る迄も其形勢依然たり此時に當てフラシシス、バーコンデス、カルテス等の賢哲世に出て専ら試験の物理論を唱へて古來の空談を排し千六百六年には伊多利の學者ガリレオ初て地動の説を建て千六百十六年には英國の醫師ハルフ#1人身體血液運行の理を發明する等世の學風漸く實際に赴く千六百年の末英國の大家ニュートン千古不世出の英才を以て日新の世に生れ齡未だ二十四歳に滿たす大空に行はるゝ引力の理を發明し地球の引力は前に既に其發明あり光線の功用を説き物色の根源を明にし造化の秘訣一として明了ならざるはなし其著述「プリンシピア」と題せる書は究理學の大本を説くものにて世の學者皆之を宗とすこれより西洋の學風更に一面目を改め衆傑輩出してニュートン氏の餘業を繼ぎ切磋琢磨今日の盛なるに及べり千七百年代の初より現今に至るまで大發明と稱すべきものは蒸氣機關、蒸氣船、蒸氣車、傳信機、牛痘、麻布

綿布の染形、紡績織物の機關石、版、瓦兒、華尼、鍍金、同模形、避電線、瓦斯光、空船等是なり
此外越列機、瓦兒、華尼の論說視學、天文學に就て改正を加へ新器械を發明したるこ
と枚擧するに遑わらず

學校

西洋各國の都府は固より村落に至るまでも學校あらざる所なし學校は政府より
建て教師に給料を與へて人を教へしむるものあり或は平人にて社中を結ひ學校
を建て教授するものあり人生れて六七歳男女皆學校に入る或は校に止宿する者
あり或は家に眠食して毎日校に行く者あり初て入る學校を小學校と云ふ先つ文
字を學ひ漸くして自國の歴史、地理、算術、天文、窮理學の初歩、詩、畫、音樂等を學ぶ斯の
如くすると七八年諸學漸く熟し又大學校に入る此學校にても學科以前と異なら
ずと雖ども稍、高上の教を受く且此所にては盡く諸科を學はすして各、其志す所
の一二科を研究す或は暫くこゝに入り兵家たらんと欲すれば兵學校に移り醫師
たらんと欲すれば醫學校に移り専ら一業のみを勉る者あり右の如く六七歳より
初て學ひ十八歳若くは二十歳を成業の年齢とす右は大小學校に入る一般の順序

なれども或は一所の學校にて大小相兼るものあり龍動キングスコーレ府中最も校大なる名の如きは學生五百人餘ありて樓上は大學校の教を授け樓下は小學校の教を設く○毎日教授の時は朝第九時より始り第十二時に終り中食し午後第二時より晚第五時に終る七日毎に一日休業寄宿生皆家に歸る學校の法は最も嚴正なり教授の間言語せず親指せず法を犯す者は罰あり然れども間時は隨意に遊そふを禁せず是かため學校の傍には必ず遊園を設て花木を植へ泉水を引き遊戲奔走の地となす又園中に柱を立て梯を架し綱を張る等の設をなして學童をして柱梯に攀り或は綱渡りの藝をなさしめ五禽の戲を爲て四肢を運動し苦學の鬱閉を散し身體の健康を保つ○一歳の學費は各國大同小異但し學校の良否と教を受る學科の多寡に由て一様ならず又貧人其子を教ると能はざる者は一種の學校ありて學費なく教を受くへし此學校の費は租税の如くして國民より出さしむるものあり或は有志の人會社を結て自から金を出し又は國中富貴の人に説て金を集め貧學校を建るとあり○歐羅巴にて文學の盛なるは普魯士を以て第一とす國內の人民大抵字を知らざる者なし別林の普魯士には獄屋の内にも學校を設け三四日毎に

罪人を出して教授す他は推て知るべし

新聞紙

新聞紙は會社ありて新らしき事情を探索^{ウツ}し之を記して世間に布告するものなり
即ち其國朝廷の評議、官命の公告、吏人の進退、市街の風説、外國の形勢、學藝日新の景
況、交易の盛衰、耕作の豊凶、物價の高低、民間の苦樂、死生存亡、異事珍談、總て人の耳目
に新らしきことは逐一記載して圖書を附し明詳ならざるはなし其細事に至ては
集會の案内を爲し開店の名を弘め失物を探索し拾ひ物の主を求むる等皆新聞紙
局に託して其次第を記す故に一室に閉居して戶外を見ず、萬里の絕域に居て郷信
を得ざるものと雖ども一と度ひ新聞紙を見れば世間の情實を摸寫して一目瞭然
恰も現に其事物に接するが如し西人新聞紙を見るを以て人間の一快樂事となし
之を讀て食を忘ると云ふも亦宜なり凡そ海内古今の書多しと雖ども聞見を博く
し事情を明にし世に處するの道を研究するには新聞紙を讀むに若くものなし○
新聞紙は毎日出版するものあり七日に一回出版するものあり西洋諸國及び海外
の地にても西人の居留せる地には必ず之を出版するものあり其最も盛に行はる

は英國の龍動亞米利加のニューヨークを天下第一とす龍動にては萬國の新聞を集め自國の新聞と共に記して世界中に布告す所謂龍動新聞なり新聞紙の報告は速なるを趣意とし蒸氣機關を以て版を摺り一時間に一萬五千枚を得へし製本終れば蒸氣車蒸氣船等の急便にて諸方に達す其神速なると人の耳目を驚かす一例を擧ぐるに嘗て龍動の議事院に終夜大議論ありて曉第四時^七に終りしとき即時に議事の次第を記し出版して國中に布告し同日第十二時^九には百里外のブリストルに達せしとあり○新聞紙の説は其國に由り其人の意見に従て偏頗なきにしもあらされども元と官許を受け出版するものにて其議論公平を趣旨とし國の政事を是非し人物を褒貶すると妨なし故に世人皆之を重んじ其大議論に由ては一時人心を傾け政府の評議も之か爲め變革するとあり譬へは此國にて師を起し彼國を攻めんとの評議あるとき彼國の人、理非曲直を辨論し之を新聞紙に載て世上に布告すれば師を止るの一助ともなるへし

文庫

○西洋諸國の都府には文庫あり、ビプリオテークと云ふ日用の書籍圖書等より古

書珍書に至るまで萬國の書皆備り衆人來りて隨意に之を讀むべし但し毎日庫内にて讀むのみにて家に持歸ることを許さず龍動の文庫には書籍八十萬卷あり彼得堡トレスビルクの首府西亞の文庫には九十萬卷、巴理斯の文庫には百五十萬卷あり佛人云ふ巴理斯文庫の書を一列に並るときは長さ七里なるべしと○文庫は政府に屬するものあり國中一般に屬するものあり外國の書は之を買ひ自國の書は國中にて新に出版する者より其書一部を文庫へ納めしむ

病院

○病院は貧人の病て醫藥を得ざる者の爲めに設るものなり政府より建るものあり私に會社を結で建るものあり英國及び合衆國に建るものは社中より王公貴人富商大賈コに説て寄附を請ひ病院既に成る後も尙は年々定たる寄附の金高を集めて長く病院を持續す又病院に入る者も極貧の者は全く費を出さ、れども稍、産ある者は貧富に應して醫療の費を拂ふ、各國の首府都會には病院あらざる所なし○病院の法は各國大同小異左に佛蘭西病院の法を示す
巴理斯に病院大小十三所あり一院附屬の醫師各、八人より十五人最も大なる病院

には三十人あり介抱人は男女兩様ありて男子は病男に屬し婦人は病婦に屬す病人五十人に介抱人十名を附るを定則とす又「ノン」と稱する者ありこれは老若婦人不幸に遇ふ歟又は他故あるもの神明に誓て若干年の間病者を扶たすげんと自から約し其年期内は男女の交を絶ち清潔を守ること本邦の尼の如くして病院に入る者なり故に此「ノン」は病者を介抱するに男女を辨せず臥床に近つくと妨なし又「ノン」は固より自から好て院に入るものなるか故に俸金を受けず唯衣食の給あるのみ院に留る時日も定限なく今日院に入るとも意に適せざれば明日出るを得○十三院各所に布在すと雖も王宮の近傍に官の役所ありて官より吏人を置き總病院を支配す故に都下の人民病院に行んと欲する者は先づ此役所に至り官の免許を受けて然る後病院に入る○病院の費用は總て政府より出つることなし初め之を建るときは都下に命を下し各戸より貧富に應じて出銀せしめ其後院を脩理し或は病者に與ふる藥品衣服の價及び婢僕給料等の費は左の法ありて金を集む

第一 都下の人各其志に従て病院に金を納ること本邦の寺社に寄附するが如し

第二 都下の芝居見せ物其外遊樂を以て利を得るものは得る所の金十分の四を

病院に納めしむ

第三貧困未だ甚しからざれども自家に醫師を招く力なくして病院に入る者は醫藥の價として一日に「二フランク」乃至四五「フランク」を納めしむ

第四 政府より貸附所を建て質物を取る、其法一年を期限となし利息六分を収む品物を質入したる者期限に至て金を償はされは其物を出して、糶賣となす例へは初め質入したるとき百兩を貸したる品物、糶賣にて百三十兩（ちぢ）となれば一年百兩の利息六兩を引き残り二十四兩あり之を病院の費用とす

第五 西洋諸國には養子の法なし故に父母妻子なきもの死すれば其家産盡く近き親屬に歸す若し親屬もなくして家産歸する所なきときは之を政府へ収て病院の費用に供す

右は佛蘭西病院の通法なれども海陸軍病院の如きは其費用全く政府より出つ

貧院

○老院と云ひ幼院と云ひ之を總稱すれば貧院なり老幼或は身體不具なる歎若しくは虚弱なる者貧困にして活計なきときは之を貧院に入れ老人は終身こゝに養

ひ幼少の者は學術技藝を教へ年十八歳若しくは二十歳となり活計の方を知るに至て之を出たす或は中年の者と雖ども貧困極るときは暫く院に入て急を凌ぎ活計の方を求て再び出つる者あり又貧人子を生み之を養育すれば毎日職業の妨となり之が爲窮する者は晝間のみ其子を院に預け置き夜は家に連れ歸る者あり○貧院の内、孤院と稱する院あり貧兒の父母なき者のみを集めて養ふ所なり又棄兒院なるものあり貧人の子を養ふこと能はざるもの或は貧人にあらずと雖ども密通して子を生み之を公にすべからざる者は皆其子を棄兒院に棄つ西洋にて密通は固より嚴禁なれども藥を用て脱胎する者は其罪密通より重し且子を棄るときも固より公にはせざれども子を棄るを見て之を咎る者なし院の戶外に鈴シヤありて子を棄る者戶外に子を置き鈴を鳴らして去れば院より出て其子を拾て之を棄る者を問はず既に院に入れば衣服を與へ乳母を附け丁寧に養育して次第に成長すれば其才に應して學術技藝を教へ活計の方を知るに及で之を出たす棄兒院は魯西亞にて最も之を重んじ院の費用全く政府より出て棄兒養育の法甚厚し蓋し魯西亞は土地廣く人口少き故なり○貧院は政府より建る者あり又平人私に會社を

結て建るものあり龍動府中に貧院大小四十所あり最大なる院には四五百人を置くべし四十所の内政府に屬するものは僅に四五のみ政府に屬する貧院の費用は府中の戸毎に定式家税の外貧院税と唱へ金を出さしむ、私に會社を結て貧院を建る法は病院を建る法と同じ、二三の富人相謀て一貧院を建んと欲すれば其趣意を述べ新聞紙に記して周く布告し世人の此社中に加はらんことを願ふ、世間此新聞紙を讀み富で仁なるものは社中に入り毎年若干の金を出さんと約す若し此金にて初め貧院を建立するに足らざれば尙又富貴の人に説て寄附を請ひ院既に成れば頭取を立て、其取締をなさしむこれより毎年の費用は社中より出だし又院に養ふ者にも遊怠に日を消せしめず男子は籠子を作り繩をなひ婦人は洗濯し「メリヤス」を作る等相應の手業を爲さしめ其利潤を以て院の入用に供す又貧院社中、毎年一度大に會食する例あり此會席の前數日新聞紙を出し某日某處に貧院社中の集會を催ふすべきに由り何人にも來て共に會食すべしと布告す世人此新聞紙を見て志ある者は其會に行き共に飲食し各其意に隨ひ多少の金を投して歸る此金も亦一歳の費用となる

啞院ヲシ

○啞院は啞人を教ゆる學校なり啞子數百人を集めて語學算術天文地理學等を教授すること尋常の學校と異なるなし其法初て院に入る者には指を以て「エ、ビ、シ」二十六文字の記號を爲すを教ゆ指の形を色々にして文字の記號を爲す次で他人の言ふとき其唇舌齒喉の運動を見或は之を觸れ其運動の機を效て音聲を發すること學ばしむ既に音聲を發することを學べば他人の言を耳に聞くこと能はずと雖も唇舌齒喉の動機を見て其語を解し共に談話すを得啞子の具は天性音聲を發する唯耳の不具なるに由て人の言語を聞き之に效て五音を調和すること能はざるものなり其證據には喜笑哀哭の聲は啞子と雖も常人と異なることなし

盲院メクラ

○盲院の法も大抵啞院に同じ盲人に讀書を教るには紙に凸の文字を押し地圖等は針にて紙に孔を穿ち海陸の形ちを畫き指端にて之を觸れしむ算術にも別に器械あり其形ち算木の如し之を轉用して加減乗除より天文測量の難算に至るまで成らざるものなし此外盲人の學ぶ事業は男女共に音樂を勉む又男子の手業には機を織り籠子を造り婦人は「メリヤス」を組む其品物は市に賣て院の費用に供す英

國にて盲院に入るものは長幼に拘はらず教授すること六年を限とす此年限中に學術大抵成業に及べども貧にして活計なき者は尙院内に留て養はるゝを許す但し年限より長く養はるゝものは手業を勤めざるを得ず○盲院も他の諸院の如く富める者は學費を拂へども貧しき者は之を出ださずして院に入るべし

癲院

○癲院は發狂せる者を養ひ治療する病院なり患者一人毎に一室を與へ病症の輕き者は晝間室より出し院内を歩行し或は庭園に遊で花を採り或は歌舞し鞠を玩び或は繪を畫く者あり或は音樂する者あり院内殊に清楚にして他諸院と異なり諸處に小禽を飼ひ金魚を養ひ鉢物を置く等總て閑靜幽微の風致を設けて人意を樂ましむるを主とす此院は發狂人を療治するのみに非らず或は狂心にて人を殺し或は火を放て家を焼ける者等皆此院に入る但し狂心にても死罪を犯したる者は其病平癒の後も外に出たさずして癲院内に身を終らしむ壬戌の夏余か龍動の癲院に行きしときも此類の狂人三名を見たり一人は國王を弑せんとし一人は其父を殺し一婦人あり自から三子を殺せりと云ふ

痴兒院

○痴兒院は兒童の天稟智恵なきものを教ゆる學校なり讀書算術等を教ゆるも尋常の學校と同じからず書は皆大文字を用ゆ語を教ゆるにも繪に由て解さしむ例へは犬と云ふ字を教ゆるには犬の繪を畫き買と云ふ語を教ゆるには物を買ふ模様を畫き繪の傍に其語を附し幾度も之を讀て漸く解さしめ遂に讀書に導く算術を教ゆるも初は形ちを以てす種々の器あれども今其一を舉ぐ教師小丸數個を持ち二個を出して衆痴兒に示し此丸は幾個あるやと問ふ答曰二個又二個を加へ幾個なるやと問ふ答曰四個又問ふ此四個に三個を加へて幾個となるや三個を加へて一個を引けば幾個となるや此總數を二に分てば幾個なるやと一問一答次第に教導して遂には物の數を知り筆算をもなし得るに至る讀書算術の外本邦の智恵の輪智恵の板の類を玩で工夫を用ふことを教ゆ智恵の板の最も簡約なるものは廣き板に方圓屈曲の穴を穿ち此穴に符合する小板を作て之を穴に嵌め方圓屈曲を分つ工夫をなさしむ此外女子には歌舞を教へ男子には樹に攀り梯子に登り或は訓練の真似をなさしめ身體を強壯にす○此學校ある國は現今只佛蘭西荷蘭普

魯士のみにて他國には未だ之を建てずと云ふ

博物館

○博物館は世界中の物産古物珍物を集めて人に示し見聞を博くする爲に設るものなり「ミテラロジカル、ミュヂエム」と云へるは礦品を集むる館なり凡世界中金石の種類は盡く之を集め各其名を記るして人に示す「ゾトヨジカル、ミュヂエム」と云へるは禽獸魚蟲の種類を集むる所なり禽獸は皮を取り皮中に物を填て其形ちを保ち魚蟲は藥品を用て其儘干し固ため皆生物を見るが如し小魚蟲は火酒に浸せるものもあり○又動物園植物園なるものあり動物園には生ながら禽獸魚蟲を養へり獅子犀象虎豹熊罷狐狸猿兔駝鳥鷲鷹鶴雁燕雀大蛇蝦蟇總て世界中の珍禽奇獸皆此園内にあらざるものなし之を養ふには各其性に從て食物を與へ寒温濕燥の備をなす海魚も玻璃器に入れ時々新鮮の海水を與へて生ながら貯へり植物園にも全世界の樹木草花水草の種類を植へ暖國の草木を養ふには大なる玻璃室を造り内に鐵管を横たへ管内に蒸氣を通じて温を取る故に此玻璃室内は嚴冬も常に八十度以上の温氣ありて熱帶諸國の草木にてもよく繁殖す○「メチカル、ミュヂエム」と

は専ら醫術に屬する博物館にて人體を解剖して或は骸骨を集め或は胎子を取り或は異病にて死する者あれば其病の部を切取り經驗を遺して後日の爲にす此博物館は多く病院の内にあり

博覽會

一前條の如く各國に博物館を設けて古來世界中の物品を集むと雖ども諸邦の技藝工作日に關け諸般の發明隨て出隨て新なり之が爲昔年は稀有の珍器と貴重せしものも方今に至ては陳腐に屬し昨日の利器は今日の長物となること間、少なからず故に西洋の大都會には數年毎に産物の大會を設け世界中に布告して、各其國の名産便利の器械、古物奇品を集め萬國の人に示すことあり之を博覽會と稱す凡當時世に行はるゝ諸種の蒸氣機關、越列機エレクトリック、瓦兒ワール、華ワの器械、火器時計、龍吐水、農具、馬具、臺場軍艦家作等の雛形、衣服冠履文房具、化粧道具、古代の名器、書畫等一々枚擧するに違わらず之を概すれば人間衣食住の需用備はらざるものなしと云て可なり斯く千萬種の品物を一大厦の内に排列して五六ヶ月の間諸人の展觀に供し器品の功用は各其主人ありて之を辨解す諸人之を觀て買はんと欲すれば直に博覽場の物

は得べからざれども之を産し之を製する所より定價を以て買取るべし又博覽會の終に至れば會に出したる品物も入札の賣買あり○都會に博覽場を開く間は諸邦の人皆是に輻湊して一時都下の繁昌を致す千八百六十二年龍動に博覽場を設け毎日場に入るもの四五萬人に下らず來卯年は佛蘭西の巴黎○博覽會は元相教へ相學の趣意にて互に他の所長を取て己の利となす之を譬へば智力工夫の交易を行ふが如し又各國古今の品物を見れば其國の沿革風俗人物の智愚をも察知す可きが故に愚者は自から勵み智者は自から戒め以て世の文明を助くること少なからずと云ふ

蒸氣機關

○蒸氣とは湯氣なり湯氣に力あることは鍋釜鐵瓶に湯を沸かして其蓋を吹上るを見て知るべし今一合の水を沸騰せしめ次第に火力を強くして其水全く蒸發し盡くるに至れば一石七斗の蒸氣となる即千七百倍の容なりカ蒸氣機關とは斯く非常に膨脹する蒸氣を捕へて密器中に封し其發力を藉りて機關を動かすものなり其大略密閉したる釜に石炭を以て湯を沸かし其蒸氣を細き管より「シリンドル」と

云へる筒に移す此筒は水鐵砲の如き仕掛けにて筒の内に符合する鏝あり鏝に心棒を付けて心棒は筒の外に出て鏝は筒の内を彼此に進退すべし蒸氣膨脹の力を以て筒内の鏝を押し一進一退其力を心棒に傳へて機關運轉の元となる既に心棒の運動を起せば種々の仕掛けにて次第に力を移し上下左右進退圓轉意の如くならざることをなし○蒸氣機關の力は「シリンドル」の大小に由て強弱あり此強弱を馬の力に擬へて計算す所謂蒸氣の馬力なり一馬力とは三萬三千「ポント」の重さを一分時間に「フート」の高さに舉る力を云ふ○西洋にても往昔は物を製するに皆人力を用ゆること本邦及び支那等に異なることなかりしに千七百二十年日耳曼の人レオポルド蒸氣を以て人力に代んとするの説を起し次で千七百六十九年より千七百八十五年に至るまでの間に英國人「ワット」初て蒸氣機關を大成し爾後英亞諸國にて益工夫を用ひ其裝置を改正し其用法を廣くし凡そ川を浚へ、水を汲干し、田地を耕し山を掘り、銅鐵の荒金を製鍊し、材木を鋸り、金物を製し、木具を造り、毛綿を紡績し、機を織り、紙を製し、版を摺り、砂糖を造り、麥粉を磨る等大小の工作皆蒸氣を用ひざるものなし職人は唯機關の運轉に注意するのみにて嘗て手足を勞せず一人の力

を以て數百人の工を成し其費冗は少くして其製作は美なり蒸氣機關一度び世に行はれてより世界中之が爲に工作貿易の風を一變せりと云ふ

蒸氣船

○蒸氣船は亞米利加合衆國の發明なり千七百八十年の頃より工夫を始めたれども屢失錯して功を成さず千八百七年ニューヨークの合衆國の都府のフルトンなる者百二十馬力の蒸氣船を造て初て大成し之を試みしに三十二時の間に百二十里を走れり之を蒸氣船の初とすこれより其用法漸く世に弘まり初めは川船及び内海の渡船に用ひ次第に之を改正して遂に軍艦商船飛脚船と爲し萬里の大洋を往來して暴風激浪の難を凌ぎ攻防の勢力を強くし貿易の便利を増し航海者の勇氣昔時に百倍せり○蒸氣船に用ゆる機關も其大略は陸上の工作場に用ゆるものと異なることなし船を三ツに分ち舳と艫を荷積の場所となし船腹に機關を据へ船の兩側に輪を附け此輪を轉回して船を進む之を兩輪の蒸氣船と云ふ蒸氣を焚く石炭の煙は甲板上に突出せる煙出しより散ず○兩輪船は風浪に由て船の傾くとき一方の輪水を離れて船行を妨ぐることを以て又工夫を運らし機關より船の舳に達する

まで大なる鐵の心棒を通じ棒の端に羽根を附け楫と舳との間にて之を轉回せしめ兩輪の代用となすことを發明せり此羽根は元螺旋の道理に基て造りたるものにて其形ち兒童の玩具に用ゆる蜻蛉の如し故に之を螺旋仕掛けの蒸氣船と云ふ大洋を航するには螺旋仕掛けの方便なるを以て近來は兩輪船を造るもの少し○蒸氣船の進行は機關の大小に由て遲速あり大凡一晝夜に百二三十里乃至三百四五十里を走る其最も輕便なるものは飛脚船なり飛脚船は人の商賣品を積み旅客を乗せて諸處に往來す大抵帆前を用ひず蒸氣のみにて走り風の順逆に拘らず着發必ず日に限る歐羅巴より日本支那等の間に往來するものは英佛商社の船にて往來の間諸處の港に寄て船を替へ宿次ぎにて彼此に達す日限を誤ることなし大抵日本より歐羅巴の地へは海路六十日にて達すべし

蒸氣車

○蒸氣車とは蒸氣機關の力を藉りて走る車なり車一輛に蒸氣を仕掛け之を機關車と名く機關車一輛を以て他の車二十輛乃至三四十輛を引くべし一輛の車に人を數二十人を容其製作重大堅牢、四個の鐵輪にて走るが故に尋常の道を行くべからず必ず之が

爲道を平にし車輪の當る所に巾二寸厚四寸許の鐵線二條を填めて常に此上を往來す之を鐵道と云ふ鐵道を作る費は地形の險易に由て同じからず大凡平均鐵輪を以て鐵道を走る車重大なりと雖ども之を動かすこと甚容易なり此車を蒸氣力にて引くが故に其迅速なること蒸氣船の比類に非らず文久壬戌の秋余輩魯西亞の彼得堡より佛蘭西の巴理斯に至るとき其道程日本の里法にて七百五十里餘あり此道を二十一時の間に走れり休息の時刻は之を除く此蒸氣車は甚疾きものにあらず英國にて最も急行の車は一時に五十里餘を走る○蒸氣車の發明も大抵蒸氣船と同時に代なり但し之を實地に用ひたるは蒸氣船よりも晚し千七百八十四年井ルレム、ムルドク初て蒸氣車を製したれども輕小の玩具のみ爾後二十年の間之を改正するものなく千八百二年に至てリチャルド、トレフヒチック機關の工夫を大成したれども尙之を實用に施さず千八百十二年英國人ジョージ、ステファenson蒸氣車を造て石炭を運送せり之を蒸氣車の初とす但し未だ鐵道あらず千八百二十五年同人の工夫にてストックトンよりダルリントンの間に鐵道を造れり日本の里法にて二三里なるへして即世界中第一着の鐵道なりこれより歐羅巴諸國及び亞米利加にて皆其法に效ひ國內縱横

に鐵道を作り車を製すること一年は一年より多し旅客を乗せ荷物を運送し東西に驅せ南北に走る恰も是れ陸路の良舟千里を遠しとするに足らず蒸氣車の法世に行はれてより以來各地産物の有無を交易して物價平均し都鄙の往來を便利にして人情相通し世間の交際俄に一新せり西人云ふ近來は西洋諸國の人旅中にて父母妻子の病を聞き遠路の故を以て其死期に及ばざる等の如き迂遠の談を聞かずと

傳信機

○傳信機とは越列機篤兒の氣力を以て遠方に音信を傳ふるものを云ふ越列機篤兒の力は古來支那人の全く知らざる所にて自から本邦人の耳目にも慣れず之を簡約に辨明すると甚難し故に今こゝには越力の性質を論せずして唯其作用の大畧を記すのみ鍛鐵に越列機篤兒の氣力を通すれば其鍛鐵磁石力を起して他の鐵片を引く氣力の流通を絶てば之を放つ傳信機は此理に基て製したるものなり此所に越列機篤兒の仕掛を置き彼所に鍛鐵の仕掛を設けて此彼の間に銅線を張り此線より越氣を通すれば距離の遠近に拘はらず其氣忽ち鍛鐵に感じて他の鐵片

を引く隨て其氣力の流通を絶ては乃ち復た之を放つ斯の如くして一通一絶隨意に鐵片の運動を起すへし既に鐵片の運動を得れば其動機を針端に傳へて紙にいゝ、
るは、の記號を印し之に由て音信を通すべし其神速なること千萬里と雖ども一瞬に達す各處に線を通するには其道筋三四十間毎に柱を立て高八九尺の所に線を掛く水底に沈るものは線の外面を覆て水を防く陸上を通するは凡三、四百兩水底に付は四千兩現今西洋諸國には海陸縱横に線を張ること恰も蜘蛛の網の如し互に新聞を報し緊要の消息を通し千里外の人と對話すへし公私の便をなすこと擧て言ふへからず西洋人の諺に傳信機の發明を以て世界を狭くせりと云ふも亦溢言に非らず○西洋にて急報の法往昔は唯相圖を以し事變を報するのみなりしが千六百年代の初より其相圖にて事の次第を告ぐべき仕掛を設けて高き所に番所を建て望遠鏡を以て互に相圖を見て次第に遠方に報告することを發明し千七百年代の末に至ては此法益精巧となり諸國一般に之を用ひたり越列機篤兒の力を傳信に用ゆるは千七百七十四年佛蘭西人レ、サジの工夫なり此人初て其仕掛を製し爾後、越列機篤兒の學次第に開け隨て傳信機をも改正したれども之を大仕掛にして

實用に施すとを知らず千八百三十七年亞米利加の人モールヌ五年の試験に由て大に發明し之を實地に試んとすれども貧にして資なし乃合衆國の政府に願ひ三萬「ドルラル」を得て千八百四十四年華盛頓府ワシントンの合衆國よりバルチモール府ボルチモアまで十七八里の間に線を通じ兩府の消息を報じたり之を世界中傳信線の初とす水底の傳信線は千八百五十一年英國のドーウルドーウル岸英國南岸より佛蘭西の海岸に通するものを初とす爾後此法に效て諸處の海底に線を沈め千八百五十八年には亞多喇海アドラを横きり亞米利加と英國との間に線を通したり其長さ日本の里數にて殆んど千里に近し但し此傳信線は成功の後錯て其働をなさず由て之を廢し近日再興を企つと云ふ

瓦斯燈

○石炭を釜の内に密閉して之を蒸燒きにすれば炭の氣を發す此氣は炭化水素カルボツワイトヒドロゼン瓦斯と云ふものにて之に火を點すれば空氣と合して燃へ其光油蠟燭の火よりも明なり千七百九十八年英國に於て初て瓦斯燈を用ゆるとを工夫し爾後其用法漸く盛大に及び各國の人商社を結て瓦斯を製し之を市中に賣る其仕掛の大略大なる

る釜に石炭を焼て瓦斯を集め街道の地下に鐵管を埋めて其瓦斯を受け管を以て管に接し市中縦横に通達すること本邦の水道の如し此鐵管より小管を枝別して市中の戸毎に引き火を點して燈となす又街道及び橋上の處々に瓦斯の燈臺を設けて往來を照らし光明晝の如し方今西洋諸國には燭を携て夜行するものなし

附録

○西洋にては大陽曆を用ひ平年三百六十五日と定む故に數年を経る間には我國の月日と一月も違ふことあり或は正しく双方の月日相符合することあり何れも我邦閏月の有無に由て然るなり

○一晝夜は廿四時に分ち子午を第十二時とし復た第一時に返る故に西洋の一時は我半時なり時の順序左の如し

第一時 我九時半 第二時 我八時 第三時 我八時半 第四時 我七時 第五時 我七時半 第六時 我六時 第七時 我六時半

第八時 我五時半 第九時 我五時 第十時 我四時半 第十一時 我四時 第十二時 我九時

一時を六十に分ち之を一分時と云ひ一分時を六十に分ち之を一秒時と云ふ一秒時は大抵脈の一動に同じ

○物の大數を記るすに億と云ひ兆と云ひ諸説一定せず今此書中にある物數は一、十、百、千、萬、十萬、百萬、千萬、一億、十億、百億、と十倍づゝにて次第に計へ上るなり

○寒暖に幾度々々と云ふものは水の凍る寒を三十二度とし湯の沸騰する熱を二百十二度と定め其間の度數にて寒暖を計るなり大抵春秋の氣候は五六十度夏の暑は八十度以上百度となるとは稀なり

○英亞の「フート」は我一尺強に當り「インチ」は「フート」十二分の一にて八分二釐強に當る

同陸の一里は我十四町四十三間弱に當る

同海の一里は我十六町五十七間強に當る

○佛蘭西の「メートル」は我三尺三寸弱に當る

英亞の「ポント」は我百二十一匁強に當る

同「トン」は我二百七十一貫目強に當る即米六石七斗七升餘の重さなり

○合衆國の「ドルラル」は我三步に當る方今我邦の貿易場に行はる「ドルラル」も大抵合衆國の「ドルラル」と同量なり此「ドルラル」は合衆國の隣國「メキシコ」の通用金

なり

同「セント」は「ドルラル」百分の一なり

○ 荷蘭の「ギルデン」は我十八匁に當る金一兩六十匁の相場

○ 英國の「ポントステルリング」書中に「セント」を記すは我三兩に當る

同「シムリング」は我九匁に當る

同「ペンス」は我七分五釐に當る

○ 佛蘭西の「フランク」は我八匁に當る

同「シユーズ」我四分に當る

○ 通用金の割合は時の相場に由て一定せず前條記する所は唯其大概なり

○ 本編は専ら英亞の書を翻譯せるが故に度量皆兩國の制を用ゆ、他國の度量を擧るときは其下に割註を附して之を區別す各國度量の比例は西洋度量考と云へる刊行の書あり就て見るべし

西洋事情卷之一終

西洋事情卷之二

福澤諭吉纂輯

亞米利加合衆國

史記

千四百九十二年西班牙の船將閣龍亞米利加國を發見せしより爾後歐羅巴各國の政府並に商社其轍に效ひ争て船艦を遣り諸方を探索して便利なる地方を發見すれば隨て人民を移し其地を本國の所領となせり千七百六十年の頃今の合衆國の地英國の所轄に屬するもの十三州あり千七百六十五年英國議事院の定議にて凡十三州の内に用ゆる物品は盡く其證印税を取るべしと法令を下したり此法令は各州の服せざる所にて速に廢したれども其後又種々苛刻の法を立て、収斂し州民之に堪へずして屢愁訴すれども用ひられず失望の餘り、州内一般の利益を謀るとして各州より人物を推舉して千七百七十四年第九月四日フヒレデルフヒヤに會同し種々商議を盡して英國政府の公平なる處置を得んと願訴したれども更に之を聽

かず却て益暴威を張り且政府の法令を拒むものは威力を以て之を壓伏すべしとて本國より兵を送りたり此勢にて州民政府の命に背けば戦はざるを得ず命に従へば苛剥の法に束縛されて終身奴隷と爲らざるを得ず戦和の兩議旦夕に迫りたれども人心の向ふ所遂に戦議に決して竊にコンコルドに武器を集めり于時千七百七十五年第四月なり英國の將軍ゲージ之を聞き同月十九日指揮官ヒトケールンをして一隊の兵を卒ひてコンコルドに向はしめしに途中レキシントンに於て武器を携へたる者を見たり依て命を下し其武器を置かしめんとしたれども聽かず乃ち之に放發して數人を殺し又コンコルドにても戦闘して双方死傷多し之を血戦の初とし遂に數年の騷亂に及べり○このとき日未た暮れず近傍の寺院にて一時に鐘を鳴らし此合圖に従て衆民皆武器を携へポーストンに集まるもの百を以て計ふ第六月十七日ブンケル山の戦は亞米利加人千五百人英の兵三千人と接戦し三度ひ敵を退けたれども遂に我兵利なくしてチャルストンに引きたり此時に我勇將ワルレン戦死せり總計亞人の戦死四百五十人英人を殺すこと千人餘なりブンケル山の戦争後華盛頓^{ワシントン}を推して總督將軍と爲しポーストンに會同せる議事

官並に兵卒を名けて大州の軍勢と稱せり第七月一日より華盛頓總軍の指揮を司り先づボーストンに赴き翌年第三月英國の將軍ホーウがボーストンを去てより其近傍に敵國の兵なし○レキシントン及ブンケル山の合戦にて人心益意を決して防戦せんとし遇千七百七十六年の春英國王より命を下し亞米利加人を征するに付ては劇烈の力を盡して之を制壓すべしとの報告ありしより諸州一般之に奮激して合衆獨立の意を生じ第六月九日會同協議して合衆諸州は固より獨立するの理を以て獨立し英國と交を絶ち英國の支配を受けず固より之と離別するの理を以て之と離別するとの大論を發し次て獨立の檄文を作るためゼンフェルツンアダムスフランキリンシエルマンライキントンの五人を推て作文の職に任し第六月二十八日ゼンフェルツン草稿を起して之を評議所に出し第七月一日まで机上に置き五名の人にて増補刪正して其文を定め各州の名代人に示せしに之に同意するもの九州之を拒むもの二州あり依て又衆人一般に商議したれども獨立の議に左袒するもの多く加之第七月四日に至て諸方より獨立の論を唱ふるもの蜂起雲集し遂に十三州同意一定して獨立不羈の國と稱し爾後益兵を募り英の兵と戦て互に勝敗

あり又千七百七十八年第二月佛蘭西と條約を結てより防戰の助力を得たり○騷亂の初より七年の間、二十九戰し或は勝ち或は敗し千七百八十一年ヨークタランの一戰を以て事を終れり此戰は第十月十九日華盛頓一萬六千の兵を指揮し英國の將軍コルンワリスと接戰して大に勝ち敵兵五百五十人を殺傷し七千二百四十七人を生捕りコルンワリスも降參したり此より英軍力を失て遂に和睦を議し千七百八十三年第一月二十日假條約を結ひ翌年第九月三日本條約を取り替し合衆國の不羈獨立を周く布告したり

千七百七十六年第七月四日亞米利加

十三州獨立の檄文

人生已むを得ざるの時運にて一族の人民他國の政治を離れ物理天道の自然に従て世界中の萬國と同列し別に一國を建るの時に至ては其建國する所以の原因を述べ人心を察して之に布告せざるを得ず

天の人を生するは億兆皆同一轍にて之に附與するに動かす可からざるの通義を以てす即ち其通義とは人の自から生命を保し自由を求め幸福を祈るの類に

て他より之を如何ともす可らざるものなり人間に政府を立る所以は此通義を固くするため趣旨にて政府たらんものは其臣民に満足を得せしめ初て眞に權威あると云ふべし政府の處置此趣旨に戻るときは則之を變革し或は之を倒して更に此大趣旨に基き人の安全幸福を保つべき新政府を立るも又人民の通義なり是余輩の辨論を俟たずして明了なるべし○因循姑息の意を以て考ふれば舊來の政府は一旦輕卒の舉動にて變じ難しと思ふべし然れども同一の人民を目的と爲して強奪を恣にし惡俗を改めしめずんば遂には自主自裁の特權を以て國內を惱ますに至るべし故に斯の如き政府を廢却して後來の安全を固くするは人の通義なり亦人の職掌なり○方今我諸州正しく此難に罹れるが故に政府舊來の法を變革するは諸州一般止むを得ざるの急務なり英國王の行ひを論すれば不仁慘酷の他に記すべきものなく専ら暴政を以て我諸州を抑壓せり今其事實を枚擧し之を世界に布告して其明論を待つべし

英國王世上一般の利益のため欠く可らざるの良法を採用せず○急要の事件指起るとき其土地の奉行にて法を立んとするも英國王之を禁じて王の免許を得る

に非ざれば之を施行せしめず加之斯く其施行を禁じ王は自から之を忘却して意を用ゆることなし○英國王州内一般に的當せる法令を施すことを拒み其人民をして國法を會議せしむるの通義を破れり此通義は人民に於ては甚だ貴重にして暴政を行はんとする者の恐るゝ所なり○英國王其國法を會議する場所を不都合なる遠地に設けて人民の議論を避るは人をして奔走に疲れ餘議なく其法に従はしめんと欲するなり○英國王果斷を以て人民の通義を破らんと欲し屢國民の會議局を廢したり○英國王此會議局を廢して更に再建を拒み之に由て國政を議するの權は自から國民に歸し其本國は内外の危害を蒙るに至れり○英國王我諸州に人口の繁殖を妨げんと欲し外人歸化の法を廢して其移住を禁じ土地分配の新法を立たり○英國王此國に裁判の權を附射するを拒て裁判局を廢したり○英國王特權を恣にして官爵を興奪し俸祿を増減せり○英國王新に官吏を命じて此國に送り國內に群集して我州民を煩はしめ我州民の膏血を竭さしめたり○英國王我輩の衆議に戻て無事の時も州内に常備兵を設けたり○英國王文武兩局を別ち武局を以て文局の右に置たり○英國王我法律に戻

り我政治に異なる一殊の政を以て我人民を制伏せんと欲し徒黨を結て其黨の議定したる僞法を許したり○蓋し其趣旨を察するに斯の如くして我國內に大兵を送らんとする爲なり大兵を送て我州民を殺害するとも空論を述て其罪を遁れんとする爲なり我國と世界中との貿易を絶んとする爲なり我州民の承服せざる賦税を収歛せんとする爲なり我輩を海外に送て妄に害を加へんとする爲なり我近傍に一州の地を占め其州内に元來英國寛裕の法律を廢して自主自裁の政を施し漸く其境界を廣めて遂に其例を以て我諸州をも獨裁の政治に屬せんとする爲なり我州民の自から法令を議定すべき權を奪却して國王の徒黨より我輩を制するの權柄を執るとて之を一般に布告せんとする爲なり○英國王は我州民の保護を廢し我諸州に向て師を遣りたるに由て自から此諸州を支配するの權を棄たるなり○英國王我近海を掠め我海岸に寇し我都府を燒き我人民の命を害せり○英國王殺人滅國の暴政を遂げんと欲し方今は外國の大兵を雇て我國に送りたり其不義慘酷往古の夷狄と雖ども爲さる所にて豈文明の世に出て人の上に立つ者の舉動ならんや○英國王洋中に於て我國人を捕へ強て

之に武器を與へ其本國に向て其親戚朋友を伐たしめんとせり○英國王我諸州に内亂を起さしめて我州内の人民を印度の野人と同様に御せんと欲すれども印度人殺伐不仁の戰ど之を同日に論す可けんや

苛刻の法令を出す毎に余輩言を卑ふし謹て願訴したれども嘗て之を聽かず隨て願訴すれば隨て之に報ゆるに慘毒を以てし一令出る毎に其暴政たるを證するに足れり斯の如き暴君は自由寛裕なる人民の上に置く可らず
又我輩我本國たる英國の人民にも注意せざるに非らず英國の人民が法を議して非道の政治を我諸州に加ふることに付ては我輩屢之に忠告し昔我輩の英國を去て此國に移住せしときの景況をも述べ英國人一般の正論を請ひ或は骨肉の縁を以て懇談し斯く暴政を行ひなば遂には双方の交際も絶えべきが故に之を辨論周旋すべしと反覆請求したれども英國人民も共に是れ聾盲にして嘗て之が爲正論を唱へず又骨肉の縁をも顧みず故に我輩止むを得ずして交を絶ち英人を見ること猶他國人を待遇するの如くして戰には之を敵とし太平には之を友とすべしと決意したり

故に亞米利加合衆國の名代人たる我輩其論說の正否を世界中の公評に質さんが爲こゝに會同して州内良民の名に代り州内良民の權を藉り謹で次件を布告す合衆諸州は固より獨立するの理を以て獨立し英國と交を絶ち英國の支配を受けず固より之と離別するの理を以て之と離別し且既に不韙獨立の國と爲りたるが故に或は師を出し或は和睦を議し或は條約を結ひ或は貿易を爲す等都て獨立國にて行ふべき事件は我國に於ても之を施行するの全權あり○右布告の趣旨は余輩天道の扶助を固く信じて幸福と榮名を此一舉に期し死を以て之を守るものなり

十三州の名代人四十八名調印

合衆國獨立を布告してより以來専ら國內一般の利益を謀り同盟の定議を以て國法となしたれども多年の干戈初て止て全國太平に歸し従て貿易商賈諸術工業も舊に復するに付ては其法律不便のことあるを以て千七百八十七年第五月諸州の名代人フヒデルフヒヤに會して國政を定めり即ち今の合衆政治なり又華盛頓は騷亂の初期より亞米利加の兵を指揮したる人物なるを以て之を推て大統領となし

千七百八十九年第四月三十日、ニューヨークに於て統領の職に任じたり。○華盛頓職に任じてより、國用を節し、賦税を平にし、國內の經濟を修めて富國の基を立て、外國の交際を厚くして信義を失はず。此時に當て、歐羅巴の諸國に戰爭ありしかども、合衆國は固く中立を守り、嘗て之に關係せしとなし。在職八年の間、内外無事にして、エルモント、ケンチュッキ、テンネッシーの三州、合衆國の版圖に歸したり。○千七百九十七年、華盛頓職を辞し、ジョン・アダムス代て大統領に任じたり。是より先き、我政府、外國との交際に中立を守て他國を助けざるを以て、佛蘭西人之を憤り、合衆國の貿易を妨げ、或は兵を擧て來り攻んとするの勢あり。是に於て、大統領 アダムス 陸軍を備へ、海軍を増し、華盛頓を以て陸軍の總督に命じたり。是も其後、華盛頓は病死し、且又幸にして佛蘭西の事も平きたり。千八百一年、アダムス職を去り、ゼップエルソン代て大統領と爲り、其後佛蘭西と約束を定め、千五百萬ドルを佛に與へて、其領地 ロイシヤ、ナ州を合衆國に并せたり。○ゼップエルソン在職の間、盛大の政を施し、貿易を勉め、外交を修め、合衆國の威名、歐羅巴諸國に轟くに至れり。然る所、先きに亞米利加騷亂のとき、英人屢大敗を取て、既に其勇氣を失ひ、加之建國の後は、亞米利加の貿易次第に盛

なるを見て嫉妬の意を生じ力を以て敵對すること能はざれども竊に之を忿怒して屢亞米利加人を凌辱せることあり亞人之に堪へず遂に千八百十二年大統領マデソン在職のときに至て兵を擧て英國と戦ひ千八百十五年再び和睦して條約を結ひたり此戰爭にて合衆國の軍費凡一億ドルヲ兵士を失ふと三萬人許なり英國との戰爭終らんとするの時に當てアルゼリー國地中海の南岸にある亞非利加州の一國にて後佛蘭西の所領の海賊亞米利加の貿易を妨げ商船を掠奪したるに付き千八百十五年第五月水師提督デカチール軍艦を率ひて地中海に入りアルゼリー國の罪を罰したりしに不日にして舉に伏し償金を出して和睦を爲したり○マデソン在職の間にヲハロ及ビインヂャナの二州版圖に入る○千八百十七年ゼームス、モンルーマデソンに代て大統領となりモンルー在職の間は無事にして外國との戰爭なし唯セミノールの土人と一小戦したるのみ千八百十九年西班牙人東西フロリダの地及び近傍の屬島を盡く合衆國に附與せり○モンルー在職の間にミスシッピーイリノイスアラバマメーンミスソウリの五州版圖に入る千八百二十年ミスソウリ州を并ずるとき初て奴隸論を發し州内の南北部にて其說齟齬せり依て千八百二十二年議

千七百八十九年第四月三十日 ニューヨーク に於て統領の職に任じたり ○華盛頓職に任じてより國用を節し賦税を平にし國內の經濟を修めて富國の基を立て外國の交際を厚くして信義を失はず此時に當て歐羅巴の諸國に戰爭ありしかども合衆國は固く中立を守り嘗て之に關係せしとなし在職八年の間内外無事にして エ
ル モン ト ケン チュ キ テン チ ッ シー の三州、合衆國の版圖に歸したり ○千七百九十七年華盛頓職を辞し ジョン、アダム ス代て大統領に任じたり是より先き我政府、外國との交際に中立を守て他國を助けざるを以て佛蘭西人之を憤り合衆國の貿易を妨げ或は兵を擧て來り攻んとするの勢あり是に於て大統領 アダム ス陸軍を備へ海軍を増し華盛頓を以て陸軍の總督に命じたり也も其後華盛頓は病死し且又幸にして佛蘭西の事も平きたり千八百一年 アダム ス職を去り ゼツ フェル ソン 代て大統領と爲り其後佛蘭西と約束を定め千五百萬 ドル ラル を佛に與へて其領地 ロイ ン ヤ ナ 州を合衆國に并せたり ○ゼツ フェル ソン 在職の間、盛大の政を施し貿易を勉め外交を修め合衆國の威名歐羅巴諸國に轟くに至れり然る所、先きに亞米利加騷亂のとき英人屢大敗を取て既に其勇氣を失ひ加之建國の後は亞米利加の貿易次第に盛

なるを見て嫉妬の意を生じ力を以て敵對すること能はざれども竊に之を忿怒して屢亞米利加人を凌辱せることあり亞人之に堪へず遂に千八百十二年大統領マヂソン在職のときに至て兵を擧て英國と戦ひ千八百十五年再び和睦して條約を結ひたり此戰爭にて合衆國の軍費凡一億ドルラル兵士を失ふと三萬人許なり英國との戰爭終らんとするの時に當てアルゼリー國地中海の南岸にある亞非利加州の一國にて後佛蘭西の所領の海賊亞米利加の貿易を妨げ商船を掠奪したるに付き千八百十五年第五月水師提督デカチール軍艦を率ひて地中海に入りアルゼリー國の罪を罰したりしに不日にして罪に伏し償金を出して和睦を爲したり○マヂソン在職の間にヲハロ及ビインヂヤナの二州版圖に入る○千八百十七年ゼームス、モンルーマヂソンに代て大統領となりモンルー在職の間は無事にして外國との戰爭なし唯セミノールの土人と一小戦したるのみ千八百十九年西班牙人東西フロリダの地及び近傍の屬島を盡く合衆國に附與せり○モンルー在職の間にミスシッピーイリノイスアラバマメーンミスソウリの五州版圖に入る千八百二十年ミスソウリ州を并ずるとき初て奴隸論を發し州内の南北部にて其說齟齬せり依て千八百二十二年議

定して南方の獨立を許したり黒奴隷論は舊來合衆國の南部にては亞非利加州の然るを北部の正論に黒奴隷は天理にも同一の人類なるに之を牛馬の如く仕役も南部に人たるを北の習俗を起すに改革後十年を経る千八百六十二年再か此論を發して送てて南北の不和を起すに改革後十年を経る千八百六十二年再か此論を發して送に及ひたるも其前徴既に此時に在るなり○千八百二十五年モンルー職を去てク
 九年アダムス職を去りジャクソン代て職に任ず此時税法のことに付き南部亂を起して千八百三十一年より翌年に至るまで騷亂あり此外亞米利加之土人と戦ふこと二度にしてアルカンサスミチカンの二州を合衆國に并せり土人は本來の亞米利加人種なり獨立
 此國を發見して後歐羅巴諸邦の土人は風俗野陋強勇なるのみにて文藝技術もすれば固より歐羅巴人に敵さなし絶ては海岸の地には出るとなり得ず時々黨を結て知らず固より歐羅巴人以て業さなし絶ては海岸の地には出るとなり得ず時々黨を結て山より出て合衆國內地千八百三十七年ジャクソン職を去てマルチン、ベン、ゾーレンを任ずとあり云ふ
 千八百三十七年ジャクソン職を去てマルチン、ベン、ゾーレン之に代るゾーレン在職の間にカナダ合衆國の北境にありの人亂を起し合衆國の人民之を助けたるに付き英亞兩政府の不和を生じて殆んど戦争に及んどせり千八百四十一年ゾーレン職を去りハリソン之に代りたれども大統領の職に在ること

一月にして死し副統領タイレル次て大統領となれりタイレル在職の間に税法を改革し又テキサス及びフロリダの二州を合衆國に并せたり千八百四十五年タイレル職を去りゼームス、ボルク代て職に任じメキシコ名合衆國の南境にある國のど戦争に及びり此戦争はテキサス州を合衆國に并せたる事件より起りたることにて陸軍總督テロール小勢を卒ひてテキサス州に赴きメキシコの國境に臨て不意の備を爲し千八百四十六年第五月メキシコの兵と二戦して互に勝敗あり其後數度接戦し終にブーナ、ウスタと云へる所にて大利を得たり此時敵兵の數我兵より多きこと四倍なり此勢に乗してメキシコと條約を結びカリホルニヤ及新メキシコの地を合衆國に并せり又此時ヨーワ、ネブラスカの二州も版圖に入りたり○千八百四十八年ボルク職を去り將軍テロール後職に任すテロール在職の間にカリホルニヤの地方に金礦を發見し太平洋の海岸を開拓して新に所轄の地を廣めり千八百五十年第七月九日大統領テロール急病を以て死し副統領フルモール代て職に任すフルモール在職のときカリホルニヤを定めて一州となせり千八百五十三年フルモール死しフランキン、ピールス職に任す即華盛頓より第十四代

の大統領なり

政治

千七百八十七年議定したる合衆國の政治は國民集會して國政を議するの趣意にて國法を議定するの權は議事院にあり議事院を上下二區に分ち上院の議事官は各州の評議官にて撰舉して一州より二人宛を出し其人數六十二名在職六年を限どす此人數の内三分一を二年毎に交代せしめ六年にして惣人數一新するの割合なり之を撰舉するに定律あり年三十歳に滿たざる者及び合衆國の戶籍に入て九年を経ざる者は此撰舉に當たる可らず上院の議事官は人物を撰舉して官に命じ外國と條約を結ぶとき其事を議論し諸有司の過失を論して之を廢黜するの權あり○下院の議事官は各州一般に人民の撰舉するものにて其人數二百三十三名在職二年を限どす之を舉るの法十年毎に合衆國內の人口を計へ其惣數を二百三十三に分ち之より一人宛を出す千八百五十年の人口は二千一百七十一萬人あり之を二百三十三に分て九萬三千百七十となる故に國內の人民九萬三千百七十人の内より一人を出すの割合なれば各州人口の多寡に由て撰舉の數一樣ならず撰舉

の定律は年二十五歳に滿たざる者及び合衆國の戶籍に入て七年を経ざる者を禁ず下院の議事官は諸有司の過失を論じて之を廢黜するの權あるは上院と同様にして特に錢穀の權柄を執る○議事院の會同は毎年十二月初旬月曜日を以て例日とす上下院各其議事官の内より一名を推て上席となす上院の上席は即ち副統領なり又國政の事柄各異なるに從て兩院共に其主役を命ず此主役も入札を以て議事官の内より撰擧するなり○議事官の給料は兩院共一人に付一日八[ドルラル]と別に旅行の雜費として二十人毎に八[ドルラル]を與へ兩院の上席は一日に十六[ドルラル]を與ふ○每事其可否を論じて既に一定すれば之を一國の法律となして國中に施行するの權は大統領の手に在り大統領の在職は四年を限とす其給料一年二萬五千[ドルラル]此撰擧に當る者は合衆國の産にして年三十五歳に滿ち生來本國に住居すること十四年より少なかる可らず大統領の職掌は合衆國海陸軍の總都督にして上院の議事官と同議し外國と條約を結び文武士官を命ずるの全權あり又上下院にて既に議定せる事にてても大統領に於て異存あれば一人の特權を以て之を拒み兩院に下して再議せしむべし但し之を再議し兩院の議事官惣人數

の内三分の二にて同意一定するときは假令ハ大統領の免許なくとも定て法と爲すべし○大統領附屬の國老六名あり第一大閣老第二國用の出納を司る執政、第三軍務を司る執政、第四海軍を司る執政、第五飛脚場の事務を司る執政、第六刑罰の事を司る執政、是なり其給料一年六千ドルヲ在職の年限なし○右は合衆國の中心たる華盛頓府の政治なれども國內一州毎に各議事局を設け人物を撰擧して評議官を命じ一州内の政を施すに於ては自から獨立の體裁をなせり但し外國と條約を結び強價の令を出し非常のとき一國の主長より其臣民へ免許狀を渡し海上に於て敵國の船を取押へ強ひて味方の損失を償はしむるに令さあり之を強價の令と云ふ以下同じ貨幣を造り銀券を出し緡紳の爵位を許す等の權は各州に禁ずる所なり

千七百八十七年議定せる合衆國の律例

合衆國の人民たる余輩、我合衆を益固くし正道を行て國の紛穢を謀り災害を防ぎ平安を求め人民の寛裕をなさんためこゝに亞米利加合衆國の律例を定めること左の如し

第一條

類第一 國政を議定するの權は合衆國の議事院に在り議事院は上下二區に分つ
類第二 下院の議事官は國民一般より撰舉し國民の名代人として職に在ること二年
を限とす

○年二十五歳に滿ち合衆國の戸籍に入て七年を経る者に非ざれば此撰舉に當
たる可らず

○諸州より下院の議事官を出たすの員數は分頭税と同様の割合にて州民の衆
寡に由て異なるべし諸州人口の數は此度定議の後三年の内會計し爾後は十
年毎に一度改計すべし議事官の數は州民三萬に付き一人の割合より多くす
べからず但し一州より少くとも必ず一人は撰舉すべし

○各州より撰舉したる議事官の内缺員することあれば其州より令を出し不時
に人を撰舉して其缺位を滿つべし

○下院の議事官に其官員の内より上席の者一人及び他の主役を推舉し又諸有
司の過失を論じて之を廢黜するの權ある可し

類第三 上院の議事官は各州の評議官にて撰舉して一州より二人宛を出し在職六年

を限るべし

○此度初て諸州より上院の議事官を會するときは惣人數を三部に分ち第一部は二年の後に新員と交代し第二部は四年の後に交代し第三部は六年の後に交代し爾後此順序に従て二年毎に新員三分一を撰擧して舊員と交代せしむべし若し各州の議事局、休會の間に上院の議事官缺員することあれば其州より不時に人を撰擧して其缺位を滿たし次の發會を待つべし

○年三十歳に滿たす合衆國の戶籍に入て九年を経ざる者は上院の議事官となるを許さず合衆國の副統領は上院の首席なれども別に特權あることなし

○上院の議事官は副統領及び他の主役を推擧し又副統領にて大統領の代任を司るときは別に臨時の副統領を推擧すべし

○上院の議事官は諸有司の失過を吟味して之を廢黜するの權あり大統領の過失を吟味するときには裁判役の總督之に列坐すし都て吟味のときは其席に列坐せる人數、三分の二の裁斷に従ふべし

○諸有司の過失を吟味して之を廢黜すと雖ども唯其官爵を罷き給料を奪ふの

みにて在職中に刑を加ふることなし但し爵祿を奪ふの後は尙又裁判局に於て之を糺問して罪なければ之を免し罪あれば法律に従て罰すべし

類第四 兩院の議事官を撰擧する日限、場所等は預め各州の評議局にて定め置くも雖

ども時宜に由り華盛頓府の議事院にて之を變ずることあるべし

○議事院の集會は毎年第十二月初旬月曜日を以て例日とす但し時宜に由て他日に催すことあるべし

類第五 兩院の議事官は其同僚の人を撰擧し或は之を撰擧するを拒み或は其人物を

議論するに付き同説の多きに從て事を審斷すべしと雖ども異説の者は直に之と雷同するを要せず法を犯すに至らざれば其持論を主張して可なり

○上下兩院各其局内の規則を設け此規則に背く者は之を罪す可し但し之を議論するときは議事官惣人數の内、同説なるもの三分の二に至れば其同説に従て一員を放逐すべし

○兩院各日記を作て院の議事を記し秘密の事件に非ざれば時々之を布告すべし

○議事官、集會の間は兩院相互ひの承諾あるに非ざれば事を議するに三日以上を延引す可らず又定たる議事院の外他所に於て商議するを許さず

類第六

兩院の議事官は合衆國の金庫より給料を受け在職の間は罪ありと雖ども直に之を捕ふるを許さず第三類を但し謀反を企つる者、死罪を犯す者、國亂を起す者は格外なり又議事官は其院内に於て何等の事を商議し爭論するとも他所に於て之を咎む可らず

○兩院の議事官在職の間は假令ひ他に給料の多き官職あるとも轉移するを許さず又他の官職に在る者を擢て議事官と爲すことをも禁す

類第七

賦税を収る法令は下院にて議定すべし然れども上院にても之を參議して或は改正するを得べし

○都て法令の案文を作り兩院の同議を経れば必ず之を大統領に呈して可否を質すべし大統領其案文を見て同意なれば之に調印すべきなれども若し異存あれば其異存の趣意を述べて之を返すべし然るときは初め此案文を作たる局にて別に大統領の異旨を書記し案文に副て再議を發す若し再議の上尙ほ

前説を主張する者局内の總人數三分の二に至れば此局の評議を一定して更に之を彼局に送るべし彼局にても再議して同意の者總人數三分の二なるときは大統領の異存に關はらず定めて國法となすべし但し斯く再議するときは局内の總人數をして逐一其可否を述べしめ其姓名を日記に誌し置くべし
○又兩局より評議を建白するとき大統領十日の内に其可否を決して之を下けざれば兩局にては此建白を統領の調印したると同様のものに見做し之を施行して國法と爲すべし但し兩院より一度建白する上にて延引を願ふときは此例にあらず

第八類 議事院の權は左の件々を取扱ふべし

- 出入港税及び國內の諸賦税を集め國の逋債を拂ひ國內の防禦を固くし一般の平安を謀ること
- 合衆國の名を以て金を借る可き事
- 外國の通商及び國內諸州并に亞米利加土人との貿易を勉め其法則を立ること

- 外國人歸化の法を平にすること并に合衆國中商人分散のことに付き其法則を正しくすること
- 貨幣を造て其位を調理し外國の貨幣と平均すること并に一國の度量を正しくすること
- 合衆國の貨幣證書を偽作する者を罰する法度を立ること
- 飛脚場を設け驛路通報を便利にすること
- 書を著し事物を發明する者には官許を以て專賣の利を與へ文學技藝を進歩せしむること
- 洋中に於て人を殺し人の物を掠奪し或は國內にて合衆國の法律を犯すものを審斷して刑に處すること
- 敵國と戰爭を始め強價の令を出し其他海陸奪掠の規則を定むること
- 師を出し軍費を集むること但し軍費を集むるとも二年の用意より多くす可らざること
- 軍艦を造り海軍を養ふこと

○海陸軍の法則を建ること

○合衆國の法律を施行し叛賊を壓伏し敵國の侵襲を防ぐため郷兵を募ること

○郷兵を教へて合衆國の軍役に供し且議事院にて定めたる軍律に従て諸州各其士官を命じ郷兵を訓練すること

○諸州に城砦を築き武庫を建て、海軍の造船場を設くること

○右の諸個條并に此度の律例に定めたる合衆國の政權を施行するための法則を設くること

第九類 外國より歸化する者を諸州に容るゝときは議事院より之を禁すべからず又

初て歸化したる者へは十ドル以上の賦税を取るべからず

○大罪あるども罰子孫に及ばず貨財を没入せず又既往の舊惡を糺して之を罰することなかるべし

○分頭税を収るには必ず先づ人口を計へて其數に準すべし

○國內各州より互に貨物を出納するとき税を取る可らず

○貿易并に収税の法に於て諸州の港に偏頗の處置を爲すべからず又商船も必

す某州より某州に通ひ某州に於て税を拂ふべしと限を立べからず

○法律の許す所に非ざれば金庫を開くべからず且錢穀の出納は時々之を國中に布告すべし

○合衆國に於ては縉紳の爵位を人に與るを禁ず又合衆國の職祿を受る者は議事院の免許を待たずして外國の王公より俸祿爵位并に贈物を受るを禁ず

第十類 國內一州の權を以ては外國と條約を結ぶべからず強價の令を出すべからず貨幣を造るべからず金銀の手形證書を出だすべからず通債を拂ふに金銀貨幣を除くの外他物を用ゆべからず縉紳の爵位を人に與ふべからず

○一州の權を以ては輸出輸入品の税を收納するに唯收納の雜費を取るのみにて税金は精密に會計して合衆國の金庫に納むべし是等の法則は議事院にて再校改正すべし

○一州の權を以ては頓税船の入津するとき其大を取る可らず又太平のとき兵卒を養ひ軍艦を備ふ可らず此州彼州と徒黨し或は外國と約束を結ぶ可らず兵を起す可らず但し現在敵の襲攻を蒙り或は危急の事變有て猶豫す可らざ

る時は此例に非ず

第二條

第一類

一定法を施行するの權は亞米利加合衆國大統領の手に在り大統領及び副統領は在職四年を限とす之を撰擧するの法左の如し

○大統領及び副統領を人撰擧するため諸州に法を立て之を撰擧する人を命ず其人員は上下院の議事官の數に同じ但し議事官及び其他合衆國の職祿を受る者は此員に入ることを得ず

○此撰擧人を命ずるの時節并に統領を撰擧する日は議事院にて之を定む但し其日限は合衆國中同日たるべし

○合衆國に生たる人に非ざれば大統領と爲るを得ず又合衆國の産にても年二十五歳に滿たず生來十四年の間合衆國に住居したる者に非ざれば此撰擧に當る可らず

○大統領不時に退職し或は死し或は其職掌を盡す才徳なければ副統領之に代るべし副統領代任して亦不時に退職し或は死し我は其職掌を盡す才徳なけ

れば議事院にて一人物を撰び假に大統領と爲して次の大統領を撰擧するるときを待つべし

○大統領は例年定式の給料を受け在職の間決して其高を増減すべからず又在職の間は給料の外に諸州より利潤を受くべからず

○大統領、職に即くときは誓を發す可し其詞に云く

余謹で誓を發し余誠實の意を以て合衆國大統領の職掌を遂げ余が才力を盡して合衆政治を保護すべし

類第

二 大統領は合衆國海陸軍の總都督にして諸州の郷兵をも合衆國の軍役に用るときは之を指揮すべし又諸局の職掌に付き其長官の意見を試るため書札を出さしむべし又罪人を刑罰に處するとき其期限を延ばし或は罪を謝する者を赦すの權あり但し諸有司其職掌を認るの罪は此例に非らず

○大統領は上院の議事官と商議して議事官の全員、三分の二、同意すれば外國と條約を結ぶべし又上院の議事官と商議して外國へ遣差する使節、ミニストル、コンシユル及び上局の裁判司其外合衆國の諸有司を命ずるの權あり但し卑賤

の吏人を命ずるには議事院に謀らずして大統領の獨斷を以て之を處置し或は各局の長官より之を命ずるとも法に戻るとせず

第三類

大統領は合衆國內の形勢を察し之に應じて施さんと欲る策略を設け時々之を議事院に下だして議論せしむべし又不時に上下兩院或は一院の官員を集めて事を議するを得べし若し其時の衆議一時に決し難きときは獨意を以て期日を延ばし再び集會せしむるを得べし○大統領は外國の使節、ミニストルを待遇すべし又法令を施すに必ず信實あらんことを注意し合衆國の諸有司に委任狀を附與するの權あり

第四類

大統領副統領及び其他合衆國の諸政官、謀反を企て或は賄賂を貪る等の大罪を犯すときは上下兩院の商議を以て先づ其職祿を奪ふべし

第三條

第一類

合衆國裁判の權は上下兩局に分與し下局の裁判司は議事院より之を命ず局の裁判司は大統領と上院との同兩局の裁判司は職に在ること年限なし例年に命ずる者なり前に出づ定式の給料を受け此給料は在職の間決して減ずることなかるべし

類第二 裁判局の權の達する所は左の件々なり

○此律令に定めたる規則、其他合衆國の諸法を論駁し又外國の條約に關はることを審判す

○外國へ遣差する使節、ミニストル「コンシユル」に關はることを審判す

○海軍の法則に關はることを審判す

○各州の間に起る爭論、一州中の人々の間に起る爭論、及び州人と外國人との間に起る爭論を審判す

○外國へ遣差する使節、ミニストル「コンシユル」ニ關係せる事并に一州、黨を結て起たる争は上局にて其裁判の主役を司るべし其他の裁判は議事院の規則に従ひ上局は立合と爲て越訴を聽くべし訴訟する者先づ下局の裁判を受けて訴之に心服せざるまきは等を越て上局に訴ふべし之を越訴と云ふ

○罪人を裁判するは其罪を犯したる土地に於てすべし外國にて罪を犯したる者は議事院にて法に従ひ其裁判の場處を定むべし

類第三

三 謀反の名を下だす者は合衆國に敵對して兵を擧げ或は敵國に貳心を抱ひて

敵を助くる者に限るべし

○謀反の罪を糾すには確證を以て證人と爲るもの二人ある歎或は裁判局に於て躬から白狀するに非ざれば謀反の名を下だす可らず

○謀反者を刑するの權は議事院に在り然れども既に之を刑すれば其罪親屬に及ばず又貨財を沒入することもなかるべし

第四條

類第一 各州の法律及び裁判は互に相信用すべし

類第二 一州の人民に附與する特恩は各州の人民へも許して此彼偏頗することなかるべし

○此州にて罪を犯したる者裁判を遁れ他州に出奔して其住處發露するとき本州より之を返さんことを求めれば直に之に引渡す可し

○此州にて法律に従ひ人に仕役さるゝ者其仕役を遁れて他州に出奔するときも前の例に従ふべし

類第三 議事院の協議に由ては新に州を立て合衆國の版圖に入るべしと雖ども從來

諸州の界内に州を立て或は二州を合して一州と爲す可らず

第五條

○爾後議事院の全員、三分の二にて説を發し或は諸州評議局の内、三分の二より建白して此度の律例を改革せんと欲するときは之がため集會を催ふす可し集會のとき全員四分の三其説に同意して調印するときは定めて國律となし此律例と並び行ふべし

第六條

○此度の律例を施行する前に借用したる國の逋債及び約束は此律例に従て同盟したる合衆諸州の責となるべし

○此律例並に合衆國の權を以て外國と結ぶ條約は一國內無上の定律として之を守り此定律を守ると否とに由て各州の正非を斷すべし或は此定律、各州一個の法則と齟齬することあるとも之を顧ることなかるべし

○上下兩院の議事官、各州の評議官、其他合衆國並に各州の裁判司、諸有司は誓を發して此律例を守るべしと雖ども人を黜陟するに其宗旨を論することなか

るべし

第七條

○諸州の内九州同議して此律例に調印すれば乃ち之を施行すべし

紀元千七百八十七年即ち合衆國の建國第十二年

第九月十七日諸州の同議を以て之を定む

大統領沙夕シムト華盛頓誌

爾後千七百八十九年より千八百四年までの間に此律例を増補改正したる條々左の如し

○宗旨を開くことに付き議事院より其法則を立つることなく自由に之を許すべし又事を議論し或は書を著すことを禁ずべからず又人民平穩に集會して政府に愁訴すること勝手たるべし

○法律の寛なる國に於ては郷兵を養ふこと緊要なるが故に國民皆武器を貯へ武器を携るを許すべし

太平の時は兵卒、人の家に行き其主人の許を待たずして之に宿す可らず但し戰

争の間は此例に非らずと雖ども亦法を越ゆ可らず

○妄に人を捕へ或は家内を搜索し或は書類を奪んとする者あるときは人民躬から之を防ぐの權あるべし但し其搜索すべき場處、人物及び品物等に付き疑慮する所を述べ誓を發して其實情を告るときは其搜索を許すべし

○罪人の吟味は其罪を犯したる土地に於てし先づ罪人へ其罪の次第を告げ其證人と對決せしめ又本人のために其無罪を證する者をも出して其説を述べしめ速に裁判すべし

○非常の例を以て罪を赦す可らず非常の罰金を取る可らず又慘酷非常の刑を行ふべからず

○律例中に某は某の權あり云々と記したれども此權を以て人民の權を壓制すべしとの趣旨に非らず決して之を誤解すること勿れ

○大統領及び副統領を撰擧するの任を蒙りたる人は各々一州の内に會合して入札を爲すべし但し同州の人を撰擧して大統領となし或は副統領となすことは禁制に非らずと雖も大副二人の内一人は必ず他州の人を撰ぶべし入札の法、撰

舉人各々其意に従て大統領とし或は副統領とせんと欲する者の姓名を札子に記るして箱に投じ終て之を開き其撰舉に當る人の姓名並に員數を紙に書記し又其一人毎に撰舉を受けたる數の多寡を各々姓名の下に記して之に調印し密封して合衆國の政府に呈す政府に於ては上院の主席各州よりの呈書を受け上下兩院の議事官を會して之を開封し逐一點見して撰舉を受たる數の最多き者を大統領と爲し或は副統領となす若し數人の内撰舉を受るの數此彼同等なるときは上等より以下三人を舉げ下院の入札を以て三人の内より一人を撰て大統領となすべし副統領の方は上等より以下二人を舉げ上院の入札を以て一人を撰定すべし○又律例に従て大統領と爲す可からざるものは亦副統領の撰舉にも當る可らず年三十五歳に滿たざる等のことなを云た

○合衆國の北部に於ては兒童を教育する小學校最多く其法甚善し亞米利加政治の一美事と云べし學校の費用は賦稅より出し或は又別に學校に附屬せる元金なるもの有て年々其金の利息を集め州内の諸府に學童を教育する員數に準じて之を分配す一都府の内に必ず小學校一所を設け府外にても人家あるの地は凡二里

四方の内に一所を設けて往來の便利を爲す又一郡毎に人物十二名を撰舉し學校の知事と爲して郡内諸學校の事務を司らしむ學校に入らんとするものは何人の子たるを論せず直に之を許し且本人は唯書籍を買ふのみにて一切他の出費なし小學校の教は英語の初歩、算術、地理學等なり又都府の學校には兼て羅^ラ旬^{ジュン}語、希臘^{ギリキ}語をも學ばしむ

大學校の教も甚盛にして其法寛裕を主とせり大學校は政府より建るものあり或は私に會社を結て設るものあり凡そ合衆國中、所として此學校あらざるはなし其學科は新古語を探索し文法を學び歴史を讀み理學、作文學、究理學、修身學、等を研究^{ケンキョウ}す

國中にて毎年出版する新聞紙の數凡そ四億二千六百萬葉又歐羅巴諸國にて良書を著述する者あれば直に其書を再版して自國の裨益と爲す文學技藝を開くため會社を結ぶもの甚多く又各處に病院貧院等を設て人を救ふの備と爲せり

海陸軍

○合衆國を三部に分て陸軍の備をなす東方の本陣はトロイ及びニューヨークに在り西方の本陣はニューヨークに在り太平洋海岸の本陣はツノマ及びカリフォルニアに在り千八百五十年の常備兵は歩兵八隊、大砲四隊、騎兵二隊にて總人數一萬零三百二十人なりしが翌年又其數を増したり○陸軍將士一月の給料左の如し「マジョール、ゼチラー」二百「ドル」「コロチル」七十五「ドル」「カピテーン」四十「ドル」「リテナント」二十五乃至三十「ドル」「セルジャント、マジョール」十七「ドル」「コルボラー」五「ドル」「士卒」七「ドル」「都て陸軍の將士へは致仕の後、扶助の給料を與ることなし右の如く陸軍の仕役には恩典薄しと雖ども固より怪むに足らず其故は合衆國に於ては一旦軍務を辞するとも他に仕役の路なきが故に更に尋常の職業を得ること容易なればなり○常備兵の外、郷兵の軍籍に入るもの甚多し千八百四十九年に至ては其數百九十一万四千一百人あり

○千八百五十年の記載に據るに大小軍艦七十七隻あり○海軍の仕役には恩典厚くして其給料も陸軍に比すれば甚多し即ち一歳の給料次の如し「カピテーン」二千五百乃至四千五百「ドル」「リテナント」千二百乃至千八百「ドル」「上等醫師」一千

乃至二千七百[ドルラル]下等醫師六百五十乃至千五百五十[ドルラル]稽古士官四百五十乃至七百五十[ドルラル]測量方七百五十乃至一千百[ドルラル]水夫頭、帆前司等三百六十乃至七百五十[ドルラル]右の割合は英國海軍の給料よりも遙に多し然るに亞米利加の海軍士官等盡く此給金を費して一錢を餘ますものなきは蓋し亞米利加に於ては英國よりも物價貴く且其士官他に活計を營ますして唯給料のみを以て衣食の用に供するが故なり又合衆國に於ては何人にも數年の間産業を勉ればよく獨立して他の恩澤を蒙るを要せざるに至るべきが故に政府にても海軍士官等へは其給料を厚くするに非ざれば之を仕役すべからざるなり合衆國に海軍の造船局七所ありワシントンの造船局にては専ら鑄、鎖、綱具等を製す

錢貨出納

合衆國歳入の主たるものは出入港税、土地を賣却する代金及び飛脚場の税なり千八百三十四年より千八百四十九年に至るまで十六年の間、土地を賣ること共計七千二百四十四萬[アクル]二百十坪餘に當るの千餘にして代金九千二百三十八萬二千[ドルラル]餘を得たり飛脚場の税は僅かに其雜費を償ふに足るのみ其他の諸賦税

も記すべきものなし千八百五十年錢貨の出納左の如し

歳入

三千五百九十五萬二千四百五十六ドルラル

港運上

百七十四萬八千七百十五ドルラル

土地の代金

百十五萬六千三百八十二ドルラル

諸運上

總計三千八百八十五萬七千五百六十八ドルラル

歳出

千四百三十七萬四千六百二十九ドルラル

國內定式の入用

千百九十七萬三千百十二ドルラル

陸軍の入用

七百七十七萬五千四百十「ドルラル」

海軍の入用

三百七十七萬零八百四十五「ドルラル」

國債の利息

總計三千七百八十九萬三千七百五十九「ドルラル」

○千八百十二年より英國と戰爭し千八百十五年和睦のときに至ては國債漸く増して一億五千八百七十一萬三千零四十九「ドルラル」と爲りたれども千八百三十五年盡く之を拂ひ尙ほ其後數年の間歳入の餘金を積み政府より諸州へ貸すに至れりメキシコとの戰爭に軍用を費し且和議の後メキシコ政府へ二億一千七百萬「ドルラル」を與へてカリホルニヤの地方を買ひ之に由て又國中に金を借り千八百四十九年に至て國債の總計六千四百七十萬零六百九十三「ドルラル」と爲れり然れども此高は合衆國の歳入に比すれば僅々のみ

○合衆國の諸州は固より華盛頓府の政治に従ふと雖ども一州内の事を治むるに於ては各別に評議司を命じ法則を建て裁判所を設け賦税を収る等全く獨立の體

業を爲せり又水道を掘り鐵道を造くる等其土地の工業を起すときは世間一般より金を借ること華盛頓の政府に異なることなし千八百五十年ニニューヨーク一州の負債二千四百萬ドル餘、一歳の賦税を収ること五百五十四萬ドル餘なりと云ふ故に合衆國の經濟を計るには華盛頓府の出納に各州自己の出納を合せて算定せざる可らず

荷蘭國

史記

羅馬の世に當て「パタフヒヤン」と唱る人種荷蘭の地に住居し好て戦争したるは紀元
 前百年のことなり其頃ろ近傍の地に在る「ベルシー」人は草昧の世に於て既に貿易
 を勉め此風習後世に傳て荷蘭國貿易の基礎をなせり紀元前九年レイン河とアイ
 スル湖との間を掘て水道を通じ全國の地理を一變したるは大土工と云ふべし其
 後「パタフヒヤン」人は羅馬帝國の保護を蒙り羅馬人に接して國內漸く開化に進み又
 紀元五百年の間は「フランク」ス佛蘭西の始祖に屬し八百年代の央に至て「チャルレマン」帝佛
西「イ多利日耳」の爲めに押領されたりしが此時代は封建の風世に行はれて「パタフヒ
 ヤン」人も再び獨立し分れて數小國と爲れり即ち「ゴルド」レス「ブラバント」リ「ニク」セン
 「ビュル」グ「リム」ピュル「グ」ア「ント」エ「ル」ブ「ホル」ラ「ンド」セ「ー」ラ「ンド」ソ「ット」フ「エン」フ「ラン」デ「ル」ア「ル」
 ト「イス」ハイ「ノ」ート「ナ」ーム「ル」ユ「ト」レ「フ」ト「オー」フル「アイ」ス「ル」ゴ「ロ」ニン「ゲン」フ「リース」
 ラ「ンド」メ「ク」リン是なり之を荷蘭十七州の舊地とす右十七小國の内「フ」ラン「デル」國
 を上位に定めて他諸國の總督をなせしが千三百年代に至り其君婚姻の縁を以て

位をビルゴンデ家に譲りたり爾後ビルゴンデ家の君も其例に倣て位をオースト
リヤ家に譲り第五世チャールズに至て十七國を一統し其太子第二世フリッポに國位
を傳へたりフリッポ位に即てより苛刻の令を下して異端の宗門を攻めんとし其他
種々慘酷の政を行ひたるに由て遂に人心を失ひ國內の七州謀反して別に合衆政
治を建て井ルレムオハラニを推して大統領となせりオハラニは現今千五百年代マ
ラッカ諸島を取て海外の所領と爲し其地に産する胡椒の類を諸方に貿易して獨り
利を専らにせり千六百年代の末に至ては荷蘭人の貿易盛大を極め凡そ歐羅巴の
商船半は荷蘭より出でたりしが其後屢々戰爭を起し且諸國の商船漸く増加して
貿易を勉るに及て荷蘭の貿易も遂に其名譽を落せり佛蘭西王第十四世ロイス兵
を擧て荷蘭を攻めたるときは荷蘭人皆船に乗て遁逃し返て其海岸を襲ひ遂に佛
蘭西の兵を逐て國を全ふするを得たり其後大亂の始めナポレオンの亂を云ふ佛蘭西に併せ
られ千七百九十五年より合衆政治を立て千八百六年に至て佛蘭西より第一世ナ
ポレオンの弟ロイス、ナポレオンを以て荷蘭王と爲し四年を経て千八百十年又佛
蘭西より之を廢して荷蘭の土地を全く佛蘭西帝國の版圖に入れたり此時に當て

荷蘭の貿易は全く地に落ち海外所領の地も盡く英國に奪却されたり此時荷蘭の國旗を懸せる地は世界中唯長時の出島のみと云ふ今に至りて荷蘭人の忘れざる所なり千八百十四年ナポレオンの軍敗績して歐羅巴各國和議を結ぶに至りてオラニー侯第一世オラニー再び本國を領し海外所領の地も二三所は舊に復するを得たり千八百十六年各國の協議に由りてオラニー侯の位を進めて荷蘭王と爲し荷蘭本國並に白爾義を一統せり千八百三十年白爾義の人、荷蘭の政治宗門に従ふを欲せずして亂を起し別に一國を建てり即今の王國白爾義なり千八百四十年第一世オラニー國位を其太子第二世オラニーに譲り千八百四十九年第二世オラニー死し太子第三世オラニー立つ今の荷蘭王なり

政治

千七百九十五年荷蘭國、佛蘭西に併せらるゝの前の合衆政治にて政を議するものを「スタートルン、ゼチラール」と稱し其上席に立て國政を施行するものを「スタット、ホウドル」と稱せり千五百年代より千七百年代に至るまで荷蘭の貿易盛大を極め富饒を致したる所以は全く政府の趣旨にて法律の寛なるに由りなり此時に當りて英佛其他歐羅巴諸國に於て宗門又は國法の議論にて内亂を生じ互に相侵伐して國民皆

其慘毒を蒙りたるに荷蘭は獨り此機會に乗じて巧に法を設け各國より放逐され
或は亂を避て出奔するものを盡く國內に納れ法律を寬にして之を待遇し才力あ
るものは厚く之を用ひ或は又海外所領の地に人を移し南北僻遠の地は其地に住
居せる人々の意に従て自由に之を開拓せしめ絶て政府の規律を立てず都て訴訟
のこどあれば偏頗なく速に裁斷し賦税は輕からずと雖ども錢穀の出納を正しく
して僞詐を交ゆることなし右の如く荷蘭の政治は都て實際に近づいて事を爲し
國律を寬にして宗門の議論を爲さず工業を勉め國用を節し數百年の繁盛を爲せ
り○方今荷蘭國は立君定律の政治と爲て國位を血統の子孫に傳へり王家は即ち
オラニー姓にて荷蘭獨立の始祖なり日耳曼にある荷蘭の所領リュクセンビュルグは
日耳曼列國の盟約日耳曼の中大小三十國あり何れも獨立なれども互に條約を結て日耳曼全國を保護すこれを日耳曼列國の盟約と云ふ
に加はるが故に荷蘭王此盟約に關係するときはリュクセンビュルグの上公と稱す
リュクセンビュルグは元來公位の國なるを荷蘭國よ○國王は罪ありと雖ども其身に
刑罰を加ふ可らず國內治亂の責に任ずるものは事務執政なり文武士官を命じ法
を施行し師を起し和を議し海外所領の地を支配するの權柄は國王の手に在り

議事官は上下二局に分れ毎年會同して國事を議す上局の官員四十乃至六十人國王より命ずるものにて終身職に在り在職の間は旅行の雜費として政府より毎年八百ドルを受く但し年四十歳に滿たざるものは用ゆ可らず下局の官員五十人諸州の人民より撰擧するものなり即ちホルランドより二十二人ブラバントより七人ゴルドランドより六人フリースランドより五人オーフル、アイスル及びゴロニンゲンより各四人ゼーランド及びビクトレフトより各三人テレントより一人を出す但しリイクセンビュルグには別に議事集會あり○下局の議事官は年々其全員の内三分一を交代せしめ三年にして一新す之を撰擧するに人民の望を屬するものを擧げて直に用ゆるに非らずして種々次第を重ねるが故に其法或は公平ならざることあり先づ一邑に於て賦税を納ること多き者相集て若干の人員を撰擧し之を「キースル」の撰び人と名づけ此「キースル」をして其邑の評議司を撰擧せしむ評議司は終身職に在るものにて其意に従て邑人を撰擧し之を名代人と稱し一州の都府に遣て州内の事を議せしむ即ち毎年下局の議事官を撰擧するものは此名代人なり○上下兩局の議事官は國內の賦税を収るの權あり但し英國の如く

毎年錢穀の出納を商議算定せずして十年毎に一度會計を爲す蓋し煩勞を省くの爲なり然れども此事に付き種々不平の議論を生ずるが故に遂には法を改革することあるべし○荷蘭に於ては人を用るに其宗門を問ふことなし英國事にては然らず官吏は必ず「プロテスタント」宗の人に限る

○荷蘭國は元と歐羅巴文明の中心とも云ふべき舊地なるに其名譽世上に轟かざる所以は文學の教周く國中に達して貴賤の別なく皆之を研究し却て拔群の名を得るものなきのみにて其實は博識實學の人物甚多し千八百五十一年國中小學校の數三千二百九十五所之に出入する學童三十六萬一千零十五人あり荷蘭全國の人口を三百七十六萬七千六百七十一人とし其内、年五歳より十五歳の兒童は凡七十萬なれば全國の兒童過半は小學校に入るの割合なり此外大學校も甚多く殊にレーデン、ユトレフト、ゴロニンゲンに在る三大學校は最も盛なるものにて學生一千百十九人あり

海陸軍

千八百五十四年陸軍の全員五萬七千九百五十九人此内士官千六百六十九名大砲

隊の人数一萬零九百九十四人あり

軍艦は大小百四十艘之に備る大砲二千百七十四門士官水夫の全員六千七百六十八人外に海軍士卒千五百八十八人あり分て二隊と爲せり

錢貨出納

千八百五十四年荷蘭の歳入一千七百九十五萬八千四百二十八[ドルラル]なり右の内

四百七十一萬五千二百十九[ドルラル]

分頭税分頭税を云は地稅家稅等の反對なり物品稅は當へ直に配り付けて取納するに運上を云ふ故に國中の人物へ其品物を運上を拂ふの別段に運上を出さしめ取納する運上を云ふ掛りたる品物ゆへ自物から運上を拂ふの別段なり此兩様の區別を西洋にては「アレック」「インザレック」と云ふ

四百九十萬零四千八百二十四[ドルラル]

港運上

一百十八萬千九百十五[ドルラル]

船の運上

三十三萬七千五百「ドルラル」

飛脚印

二百四十五萬「ドルラル」

海外所領の地より別段の運上

一百十七萬五千「ドルラル」

海外所領支配の元金

右の外略す

同年の歳出一千七百六十七萬五千九百二十八「ドルラル」なり右の内

二百六十萬「ドルラル」

陸軍の入用

百四十一萬三千七百五十「ドルラル」

海軍の入用

九百零五萬二千三百七十二「ドルラル」

國債の利息

右の外略す

同年荷蘭の國債三億零零二十四萬七千零七十五「ドルラル」あり

西洋事情卷之二終

西洋事情卷之三

福澤諭吉纂輯

英國

史記

羅馬人初て英國に渡來するまでは此國にセルチック及びゴシックと云へる二個の大家族有て國民之に服從せしと云ふ羅馬帝セサルが英國に來りしは紀元前五十五年のことにて其後九十年の間は羅馬の害を蒙ることなく紀元後四十三年羅馬帝コロヂュス師を起して英國を征し四十年の間に全く其土地を押領したり

羅馬人此國を押領せしより諸術學を傳へ文明の道を開き國內に三十三都府を設け各所に軍兵を屯し街道を作て諸府及び屯所の間に往來の便を爲し都府の外草昧の地も爾後二百年の間に漸く之を開拓したり此時に當て羅馬の武威次第に衰微して全國獨立の姿とはなりたれども國內互に争闘して人民の苦難は却て羅馬の時よりも甚しと云ふ但し此時代の正史は後世に傳はらずして事情を詳にし難

し紀元四五百年の間に日耳曼の北方にサクソンと云へる人種ありて英國に渡來し次第に之を押領したり此人種をアングロ、サクソンと稱せりアングロ、サクソンの義なりミは英國に居るサ

アングロ、サクソンにては國人の爵位を數等に分て諸王は自から天の後胤と稱し位を血統に傳れども相續の定律なし第二等は、イールと稱し今の諸侯の如し第三等は、セラルと稱し第一等の支配を受く第一等と第二等との爵位の差は同盟して事を謀るとき第二等の者五人の同説を以て第一等の者一人の説に對すべく又或は國法を以て刑罰に行はるゝときも第二等の者五人の命を以て第一等の者一人の命に當るべし諸侯以下數等の階級ありて最下等なるものは奴隸なり

アングロ、サクソンの支配の間英國の地を分つ法は第一を諸侯の領地と爲し其以下は百戸に分ち又十戸に分ち各其主長を立て領地に裁判所を設けて政を施し且其領地にて小吏の爲せるとは善惡とも領主をして其責に任せしむ又此時には賢明智識の集會なるもの有て國民の爲め政府に對して愁訴歎願することは却て官途に參る評議官よりも權威あり案するに諸侯及び僧官の貴き者は此集會に加はり又

國內の諸方よりも名代人を送くることなるべし國王は此集會の助を以て法律を施すと雖ども王位相續のことは國王の意を以て獨斷するなり○耶蘇教の英國に入たるは紀元後百年のことなりしが羅馬滅亡の後國內混亂して此教法全く中絶したり紀元六百年代の始に至て再び之を起し次第に開化に赴き以て今日に至れり

アングロ、サクソンの内スセキスの君エルラなるもの諸酋長と戦ひ大に勝利を得て一時之を威服し紀元四百九十一年の頃ろ自から「ブレトワルダ」と稱せり「アルダ」は不列顛人を支配する酋長の義○アングロ、サクソン英國に渡來して多年の間諸方を征服するときに當て此人種諸處に割據し各、獨立の勢をなせり其獨立國の大なるものはウエフセキス、スセキス、ケント、エスセキス、デイル、イースト、アングリヤ、ノーリス、ラム、ベルランド是れなり此七國或は興り或は衰へ互に相并呑して「ブレト、ワルダ」の位を傳へり之を七國の世と名づく紀元八百三十年に至てウエスセキスの君エグベルトなるもの遂に此位を得たり世人之を英國一統の始祖と稱す

エグベルト位に即くとき噠國人初て入寇せり是れより百五十年の間屢噠國人に

侵されて國內文明の進歩も之がため中絶せり且アングロサクソンの君は國民と一和して防禦の策を設けず却て内亂に時日を費し噠國の大敵侵入すれば僅に薄弱の兵を出して防禦せしむるのみ其後サクソン王アゼルスタン及びエドモントの世に至り専ら外敵を防ぎ内亂を鎮靜するの策略を施したれども噠人の勢益す盛にして全英國を掠亂しホムブル河北の地に割據して其近傍に多く噠人の種族を遣したり紀元一千零十七年噠人盡く英國を押領したれども二十四年を経て一千零四十一年に至りアングロサクソンの君エドワルト之を恢復して國位に即きたり然れどもエドワルトの在位は唯名義のみにて英國の土地は其時の六大諸侯及び噠人英人の會長に分與して國王は唯空位を守れり一千零六十六年エドワルト王死して子なし初め王の在位中にウエスセキス侯ハロルド竊に謀反を企てり王之を察して死に臨み遺言して王の親族ノルマンチ侯ノルマンチ侯井ルレムを立て、嗣子と爲したりしが王の死するに及でハロルド果して王位を篡て自立せり井ルレム乃ちノルマンチノルマンチは佛の舊地なりより大兵を擧て英國を攻め一千零六十六年ハスチングスの決戦にて大に英の師を敗りハロルドを殺して英國王の位に即けり之をノ

ルマンの一統と稱し、アングロ、サクソンの家系はエドワルトにて絶たり

ノルマンの一統は英國歴史中の一大變革なり一統の後法律を改めて王室の所領を除くの外は國內の土地を有功の武臣六萬人に分與して世祿と爲せり但し世祿の法はサクソンの世と異なることなし右の如く配分して英國の地過半はノルマンの武臣の采地と爲りたれども尙ほサクソン人及び噠人の酋長にて土地を押領せるもの多し此酋長等は或は政府の法令を憚らずして私に其土地を保つものあり或は政府に臣服し政府の免許を得て之を保つ者あり○井ルレム在位の終に於ては英國の人口凡そ二百萬あり此時に當て國內北方の地は多く荒廢し且サクソンの世エドワルト王のときよりノルマン一統の兵亂に由て諸州の人民過半を失ひたることは諸書に記載せり之に由て考ふれば井ルレム王一代の間に凡そ三百万の人口を減少したるべし

一千零八十四年井ルレム死するとき其次子第二世ロフス、井ルレムに英國を與へ長子ロベルトはノルマンに遺し置きたれば之に其本國を與へ第三子ヘスリには母の遺物を與へたり第二世井ルレム在位の間は記すべき大事件なし一千百年

遊獵の時流矢に中て死す是に於て英國の王位は其兄ロベルトに傳ふべき理なれども、此時ロベルトは遇まバレスタイン亞細亞洲の地に出師してノルマンデに在らざるに由り弟ヘスリ間に乘じて英國王の位に即くことを得たり之を第一世ヘスリとすヘスリ位ニ即てより元との「サクソン」王エドガルの姪女マチリダを娶て「サクソン」家を同一の系統に并せり○其後ヘスリは師を起し兄の所領ノルマンデを攻めロベルトの歸路を要し迎へ戰て遂に之を擒にし終身獄屋に幽閉せり然れどもヘスリ王ノルマンデより凱陣のとき海上にて唯一人の男子溺死んだるは兄に敵對せし罪科の報ひと云ふべし一千百卅五年第一世ヘスリ死し其姪ステーフエン立つ初め第一世ヘスリの女子マチルダアンジューの君ブランテージットに嫁して一子を生み之を第二世ヘスリと名づくステーフエン在位の間國民ヘスリに望を歸し之を立て、國王とせんと欲する者多し且第一世ヘスリのためには正統の孫なるが故にステーフエンも之を拒むことを得ず條約を結て死後に位を傳へんことを許したり一千百五十四年ステーフエン死し第二世ヘスリ立つ第二世ヘスリはブランテージットの子なるが故にこれより英國の王家を第二世ヘスリのときは其本家の所領アンジュー近傍の地を

取り佛蘭西全國の三分一は英國に屬せり一千百八十九年ヘヌリ死し其長子リチャ
ルド立つ一千百九十九年リチャルド死して子なし其弟ジョン立つジョン在世の間
は英國の政治大に荒廢したり此時に當て佛蘭西王フリップ、オーギュスタヌス英明の君
にて近來英國に屬せる土地を恢復して再び佛蘭西の圖版に併せたり然れども英
國に於ては一千百七十二年第二世ヘヌリの時代より阿爾蘭を征伐して次第に之
を押領せるが故に佛蘭西の地を失ふども所得を以て所失を償ふに足るべし但し
阿爾蘭を全く制伏したるは爾後四百年のことなり千二百十九年ジョン死し太子
第三世ヘヌリ年甫て九歳位に即き王の叔父ベムブローク侯政を攝す千二百七十
二年第三世ヘヌリ死し太子位に即く之を第一世エドワードとす○一千零六十六
年「ノルマン」一統より第一世エドワードの即位に至る迄の間に記すべき事件の大
略は左の如し「ノルマン」二統の後は封建世祿の法を定め貴族は各々土地を領して
其領地の内を臣下に分ち與へて領内の政を治め又右の貴族并に小祿と雖も國王よ
り直に領地を賜はる者は一般に集會して事を議し此會議にて定たる法律を以て
國中最上の權とす故に貴族等は常に國民と一和して其力を藉り王室に向て爭論

じ國王をして獨り權柄を專にせしめず千二百十五年ジョン王在位のときに至て「マダナ、チャルタ」大法と云へる法律を定めり此法律の趣旨は國王の特權を恣にする惡弊を防ぐものにて其大意は二ヶ條あり即ち第一ヶ條は凡そ國民に罪あるときは必ず支配の主人にて其罪を吟味し裁判して然る後之を罰すべしとのことなり此條令、後世に傳へて時代に從ひ事宜に應じ次第に變革して今日英國に行はる、「トライエール、バイ、ジューリ」の法となれり英國に行ふは裁判役の獨斷にて罪人を吟味し裁判の正否を見て之を議論し罪人も其罪に伏し立合のものも其裁判に付き異論なきに至りて初て刑に處すなり其立合の者は平生國內にて身分よきのを撰び置き裁判の起る毎に入札を以て其人數の内より廿四人或は十二人宛を呼出し同様の法なれども佛蘭第二ヶ條は國會の大議にて免許するに非ざれば國民より四荷蘭等には此法なし第二ヶ條は國會の大議にて免許するに非ざれば國民より軍役の代として金を収む可らずとのことなり此條令は唯世祿の土地を領せる貴族等のために益あるのみにて國王私家のためには不便利なり後世に至て下院の議事官、國內奴、税の權柄を執るの法はこの條令に基きたることなり○此法律を定てより王室と貴族と互に權を争ひ貴族の勢次第に強盛となり第三世ヘンリーの代に至りレイセストルの君モンファルトなるもの一時英國を支配し千二百六十五年

諸方の名代人を會して國事を議したるとあり即ち英國議事院の始なり○又第二世キルレムの時代より政府と寺院との間に爭論を生せり此事柄は第一寺院の僧官にて俗事を取扱ふことに付き政府にては俗事を取扱ふの權は王室にあるが故に王室より其僧官を命すべしと云ひ寺院にては此權は法皇より出たるものなるが故に寺法に由て自から之を命すべしと云ふ第二衆僧に罪あるとき政府にては寺院を支配する權あるが故に國法に従て之を罰すべしと云ひ寺院にては寺法に従て之を裁判すべしと云ふスターフェン王は第一條僧官を命するの權を寺院に許したれども第二世へヌリ王は痛く之を拒み寺院の特權を奪て舊法に復したり爾後又寺院より異論を唱へ其勢次第に盛にして政府の權を壓倒するに至りたれども第三世へヌリの世に及て在位の長き間に漸く寺院の權を削きたり○第一世エドワルト在位の間に國內の政治次第に整ひ國政會議の様子恰も現今議事院の風あり即ち國內の貴族は自から會議に出席し貴族以下にても采地を領するものは數人の内より名代人を出して會席に列座せしめ兩局相別るゝこと今の上院下院の如し然れども此會議の人々年月を経るに従て次第に權威を張り國內一般の事

務には注意せずして徒に國王の命を拒み且當時の法にて貴族の領地は世々子孫に傳へ易はることなくして陪臣へは新に世祿を與ふるを禁するが故に貴族の領地は益々加増し世祿陪臣の數は益々減せり○第一世エドワルトの世に於ては寺院の俗權を削きたれども此事に付て爭論を起すことなし外國交際に於ては其勢甚盛なり又ヲールスを征服し蘇格蘭スコットランドを攻て殆んど之を服從せしめたりはチールス方チールスの地なり從來獨立國なりしが此時より英の所領となり方今にても英國の太子はチールス侯と唱ふ

千三百零七年第一世エドワルト死し太子位に即く之を第二世エドワルトとす第二世エドワルトは父の業を繼ぐこと能はず蘇格蘭と戰て敗軻し其後常に國內の貴族と不和にして遂に千三百二十七年議事院の評議にて王位を廢せられ幽室中に死したり其子第三世エドワルト位に即く年甫て十四歳なり第三世エドワルト在位の間に起たる大事件は佛蘭西との戰爭なり其發端は佛蘭西王死して嗣子なし其血縁の者を詮鑿するにエドワルトの母氏イサベラ佛より英に嫁するも最も近親にて佛蘭西國王の位を繼ぐべき理なれども佛國の法律に於て國位に即くものは必ず男子に限れるが故にイサベラを立てず是に於てエドワルト王議論を起し假令ひ

國法にて婦人の身を以ては王位を繼ぐ可らざるも其所生の男子なれば自から佛蘭西國に君臨するの理ありとて兵を起せり是より先き英國の兵は蘇格蘭と戰爭中なれども佛蘭西の事起るに及て國人皆蘇格蘭を棄て、佛に向ひ千三百三十七年より千三百七十四年に至るまで三十七年の間戰爭して屢々勝利を得、遂に佛蘭西王を生捕り其國內を掠亂したれども到底英國に得る所の利はポルドーバロソカレの地を押領したるのみ

第三世エドワルトの世に於ては士風一面目を改めて次第に文明に進み又從來ノルマン人とサクソン人との間は動もすれば不和なりしかども佛蘭西との戰爭起てより一般に人氣を引立て却て國內一致し初て大英一國の風儀を成しサクソンの言語も次第に變化して英語となり文學大に進みたり

千三百四十九年惡疫大に流行して國內の人口過半を亡ひ、これより諸役夫職人の賃銀騰貴せしに付き官府より命を出し古來の割合を以て賃銀を取らしめんとしたれども人心之に服せず依て又嚴法を設け賃銀の高下は自然に任せて官府より妨ることなしと雖ども都て六十歳以下身體強壯にして活計なきものは他人の求

に應じて奉公せざるを得ず若し之を拒むときは罪に行ひ且奉公の年期中に出奔して他國に通るゝものあれば直に之を召捕へ其前額に奔の字の焼印を押せり又此時に於ては佛蘭西との戦争に由て軍費足らざるに付き其後通用金の位を低くせしが故に物價騰貴し從ては職人の賃銀も増すべき筈なれども亦之を禁じ徒に官府の命を以て物價を定め其弊を救はんとしたれども不便を以て不便を救ふの策にて時勢に益あることなしこれよりして次第に國內の人心を失ひ第三世エドワルト在位の間は無事なりしが其嗣子第二世リチャルドの世に至て内亂を生じ千三百九十九年王の叔父ランカストルの君へヌリ兵を挙げリチャルトを廢して自立す之を第四世へヌリとす此君は生來才力あれども纂立の後國內常に穩靜ならず但し議事堂の法を修め上下兩院を一和せしめたるは在位中の大功なり第四世へヌリ死し太子立つ之を第五世へヌリとす第五世へヌリ王位に即てより祖先の志を繼て佛蘭西の國位を兼んどし兵を起して之を攻め多年の間戦争して第六世へヌリの世に至ては大に佛の兵に克て殆んど其國を押領せんとするの勢なりしが本國の内亂に由て遂に兵を引きたり○初め第四世へヌリの死するとき其嗣子あ

れどもヨルクの君リチャルト國位に即くべき正統なりとて兵を擧げてランカストル家と戦ひ四十年の間互に勝敗あり第四世ヘメリはランカストルより起たるをランカストル以て第四世より第六世ヘメリに至るまでを家の世と云ふ千四百八十五年ヘスリチュートルなるもの起てランカストルの家系を續ぎヨルク家の女を娶て國內一統に歸す之を第七世ヘスリとす○第七世ヘスリの世に於て記すべき大事件は封建世祿の貴族を壓伏して其權を削たる一條なり英國舊來の風習にて國內の大貴族多く家來を養ひ私に攻伐防禦の備をなして國內に威權を張り他と爭論のことあれば家來は各其君を助け裁判所に出で之を辨論するのみならず甚しきに至ては國法を犯すとも君の威權を藉り罪を遁るべきを知て君の仇とする所の人を襲撃することあり或は又此家來等君の手を離れて浪人することあれば他に活計の路なく強盜を以て事となし英國内亂の間は其亂暴殆んど極度に至れりヘスリ王位に即てより意を決して此惡弊を除かんと欲し種々其處置を施したるに遂に又戰爭となり國內の貴族と戰て大に克ち一時に其權柄を奪ひ又隨て其家を没入し大貴族の滅るもの甚多しこれよりして貴族の勢威全く地に墜ち且其風俗次第に遊惰に流れ其領地の者を武役に用ゆる代とし

て領内より金を出さしむるに至て卑賤の小民自から武事を廢して工業を勉め王室の法律を尊奉せり都てヘヌリ王の政は強大を制壓するの趣旨なれども隨て又弱小なる下民を撫育して其所を得せしむるが故に貴族を滅して徒に王室の特權を張りたるには非ざるなり第七世ヘヌリ死して太子立つ之を第八世ヘヌリとす

○第八世ヘヌリ故ありて其妃を離別せんとして羅馬法皇の許を得ず依て法皇と信を絶ち自から諸寺院の統領と稱せりこれより先き日耳曼及び瑞西スウェーデンに於て「プロテスタント」にて方今西洋人の唱る耶穌正教なるものの宗門起て英國の人民之に歸依するもの多く寺院の學僧も竊に之を信仰せしかば此度國王と羅馬法皇と不和を生ずるに至て曖昧の小民は益々羅馬の天主教を惡み且又強暴なるものは天主教の寺を毀て財物を掠奪するを悦び之が爲め「プロテスタント」の宗門次第に國中に弘まりたり國王も從來此の宗旨を信するには非ざれども自から寺院の統領と稱して羅馬に敵對せるが故に止むを得ずして國人の改宗するを許せり千五百四十七年第八世ヘヌリ死して其一子エドワルト立つ之を第六世エドワルトとす年甫て九歳なり○エドワルトは大に「プロテスタント」の宗門に歸依し國內の教化次第

に盛なりしが千五百五十三年不幸短命にして死す年十五歳なり死後其姉マリ立て女王となる○此女王は専ら天主教を信じて「プロテスタント」宗の者を痛く追捕し國內宗門の爲に命を落すもの二百人餘なりと云ふ即位の後西班牙王第二世セリックの配偶となりたれども子なし千五百五十八年死して異腹の妹エリサベツト立つエリサベツトは元來「プロテスタント」の教を奉ずれども其宗派の人の跋扈するを嫌ひ強て其宗門に左袒せざるが故に天主教の人も憤懣することなくして却て互に一致せり○封建世祿の法次第に廢止せしより國內に於て土地を所持せる者は新地を開拓して其領分を弘むるの望を絶ち専ら其身一代の間に蓄財することのみを勉るが故に開墾すべき土地も自から荒蕪に屬し之が爲め小民産業を失て他國へ流移するもの多し又亞米利加の金坑を發見せし以來通用金の位非常に下落し隨て諸品物の價俄に騰貴して諸民困窮せり固より物價の騰貴するに準じて日雇賃銀も増したれども物價の割合に應せずして物論穩かならざるが故に政府より屢々法令を出し遂に千六百零二年救貧の大新法を立たり○エリサベツトの世に於ては英國の武威内外に耀き阿爾蘭も四百年前初て征服したれども此の時に至

て其服従すること益々固く且又國人航海の術學も一時に開けて大に進歩したり千六百零三年エリサベツト死して子なし是に於て蘇格蘭の王第六世ゼームス骨肉の故を以て英國王の位を嗣ぎ改て第一世ゼームスと稱せりこれより兩國一統に歸し國を大不列顛と名け阿爾蘭を併せて合衆王國と稱す○ゼームス王在位の間は内外無事にして國民太平の德澤を蒙り亞米利加の地方を開拓して英國の所領となしたるもこの時を以て始とす但し王の爲人器量偏小にして私欲多し常に議事院と權柄を争ひ在位二十四年の間其争論止むことなし千六百二十五年死して太子立つ之を第一世チャールズとすこの時に當て議事院の威權次第に盛大となり諸州より名代人を出して國政を會議し上下各々其所を得衆庶富饒に至りたれども國王は議事院の盛なるを忌み其權柄を奪て王室の威を張らんと欲し即位後四年の間に三度議事院の會議を設けしが爾後は之を廢せりこれより物論蜂起し之に加ふるに國內宗旨論にて各處に徒黨を結び互に相争闘して殆んど間日なし是に於て止むことを得ず議事院を再興したれども遂に國亂を救ふと能はず千六百四十九年議事院の定議にて國王の位を廢して國を合衆政治となしコロムエルな

る者國議總督の名を以て政權を専らにし内外と戰て屢々功あり千六百五十一年
コロムエル死し其子總督の職を辭するに及で千六百六十年國人共に第一世チャ
レスの子を奉じて國王となす之を第二世チャーレスと名づく千六百八十五年第二
世チャーレス死して其弟立つ之を第二世ゼームスとすゼームス位に即てより父兄
の遺風に從て天主教を奉信し他宗に歸依するものを惡むこと甚しく之に由て人
心を失ひ國內又亂るゼームス二女一男を生む長女をマリと云ひ荷蘭國合衆政治
の大統領ヲラニー侯井ルレムに嫁す次女をアンナと云ひ男子は第三世ゼームス
なれども幼少なり此時に於て國內の「プロテスタント」宗に從ふものは皆國王の忌
諱に觸れ自から其生を安すること能はざるを以て多くは荷蘭に出奔して竊に「フ
ラニー」侯井ルレムに依頼す井ルレム乃ち「プロテスタント」宗の人を集めて兵を舉
げ英國に向て其舅氏ゼームスを攻めしに國人固より王の暴政を厭ひしことなれ
ば敵を防ぐものどては一人もなく國王の平生より頼みにせし士卒等も戈を倒に
して後を伐つ^レの勢にて王は遂に佛蘭西に出奔せり于時千六百八十八年なり是に
於て議事院より國內に布告しゼームス王の位を廢し井ルレムを奉じて英國王と

なし第三世井ルレムと稱す度井ルレムは元と荷蘭合衆政治の大統領に成り此井ルレム王位に即てより國法を寛にし議事院の權を重くし王室の特權を張るの舊弊を除き宗門の議論を鎮靜し五十年來の國亂を一掃して英國の歴史更に面目を新にせり井ルレム在位の間佛蘭西王第十四世ロイス天主教を奉信しプロテスタント宗の人を追捕すること嚴刻なるに付き英人の同宗なるものは遙に之を憤り且佛蘭西王元との英國王ゼームスの一族を助けて其家を恢復せんとすることに付き遂に英佛兩國の不和を起して戰爭に及びり○井ルレム王の世は國內の貿易次第に繁盛し人口益増加す百年前は龍動英政府の人口二十五萬なりしに當時は之に一倍して五十萬餘に至れり○千七百零二年第三世井ルレム死して子なし王妃マリの妹アンナ立つ千七百十四年死して子なし初め井ルレム在世の時議事院との商議にて法を立て第二世ゼームスの一族及び其他天主教を奉ずるものは王室血統の子孫と雖も後來國王の位に昇ることを禁すべしと誓へり此度女王死して嗣子なきに及でプロテスタントの宗門に歸依する王族を探索するに第一世ゼームスの曾孫ハノーウル日耳曼列國の名の君ジョージなるもの最も近戚なるを以て乃ち之を迎

へて王位に即かしめ第一世ジョージと名く但し第一世ゼームス即位より以來王室の姓を「スチュワルト」家と稱せしが第一世ジョージより後は改て「ハノーヴル」家と唱へり千七百二十七年第一世ジョージ死して太子位に即く之を第二世ジョージとす王の宰相ロベルト、ワルポールなるもの第一世ジョージの世より力を盡して王室を補佐し蘇格蘭の叛賊を平げ蘇格蘭の叛賊さは「スチュワルト」人心を鎮静し第二世ジョージ即位以來十二年の間國內太平無事にして諸民其德澤を被るは専ら宰相の力なり千七百三十九年に至て英國の貿易商人等、西班牙人が亞米利加の地方に於て貿易の利を専らにするを憤り遂に兩國の怨を結で戦争に及びしが平生不逞の輩此輩に乗じて宰相を讒し遂に其位を黜けたり○千六百六十八年の騒亂にて第二世ゼームスを放逐せしより國內の人民、王の不幸を追想して竊に徒黨を結び「スチュワルト」家を再興して舊時の政治に復せんと欲するものあり且佛蘭西にてもゼームスの一族を扶助して常に英國の聲を窺ひしが此度西班牙との戦争に引續き國內穩かならざるを好機會とし千七百四十五年第二世ゼームスの孫エドワルトなるもの佛蘭西より起て蘇格蘭西北の地に渡り其土地の貴族を集めて兵を擧げしに従

來其家名を追慕する蠶蜂起雲集して之に應じ一時に兵勢を得漸く南して英國の本領に攻入りたれども本領の人は之に與みするもの少く且佛蘭西の應援なきを以て遂に復た蘇格蘭に引きコロトデンに於て官軍と戦ひ遂に敗走したり從來蘇格蘭の貴族は世祿なりしが今般の騷亂平定して後政府より其爵祿を奪ひ痛く之を壓伏しこれより國內擾亂の患なし蘇格蘭兵亂の後千七百四十八年英佛其他歐羅巴諸國互に和睦を結び日耳曼の^{アキスラシヤツナル}と云へる所にて同盟したれどもこの和約遂に益なし此時に於て英國海軍の勢名次第に盛にして遂に歐羅巴諸國に冠たるに至りしかば佛蘭西は其海軍の威權を英に奪はれたるを憤り之を恢復して海外の所領を廣くせんと欲しこれより英佛の間に隙を生じ又同時に普魯士と^{ハーストリア}地利との戦争も未だ收らず歐羅巴各國の事體紛擾或は合縱して英を攻め或は連衡して佛を敗り遂に全州の大騷亂となり千七百五十六年より七年を経て漸く平和に復したり世人之を七年の師と唱ふ千七百六十年大戦争の央にして第二世ジョージ死し其孫第三世ジョージ立つ戦争の初より英國の宰相^{チャツサム}、ピウトなるもの文武兼備の才徳を以て内外の事を處置し英國の兵常に勝利を得て其

威名世界中に燿きしが第三世ジョージ位に即くに至てその宰相を信用すること能はず遂に之を退け他人を擧て其職に代はらしめこれより英國の武威俄に衰微して七年の師の終に至り各國と和約を結で英國は北亞米利加のカナダを取れり○七年の師平定して後は海外所領の地に於て人民次第に繁殖し亞米利加に在る領地の内、カナダを除き其餘の地方を分て十三州となし其人口二百五十萬に及べり、其外東印度並に西印度諸島の地も次第に開拓して富饒となれり○第一世ジョージの世より以來英國内には記すべき大事件なし連年五穀豊熟して下民安樂を極めり千七百十五年より千七百六十五年に至るまで五十年の間に凶年僅に三次小麦の價千六百年代に比すれば半價より少しく貴きのみ人口は甚だ増加せず千七百二十年國內の人員五百三十萬なりしもの千七百六十年に至て六百四十萬人となり故に職人役夫は日傭錢を以て自から富を成し更に苦情を訴るものなく國內一般の風俗文明に赴き禮義を重んじ次第に粗暴の舊習を脱せり○第三世ジョージの世に至て國民産業を脩め工作を勉め益々富饒を致して數年の間俄に全國の風を一變し人々皆門閥を貴ぶの政を嫌て自から不羈獨立の意を生じ議事院にて

國政に關る者の内にも亦此黨の人ありて専ら下民を寛裕にし門閥に關らざるの說を唱へしかば政府の命を以て此黨の長たる非ルクスを議事院より黜けたりこれより國民不和を起し遂に一大事件の緒由となれり從來英國にて法を寬にし門閥を廢するの說は千六百五十年代の比ろより盛に行はれて其黨の人北亞米利加の領地に住居する者多かりしに此度本國にて同黨の黜けられたるを聞て既に同情相憐むの意を生じ之に加ふるに當時遇せ英國政府より亞米利加諸州へ加税を取るの命令を下だせしかば州民大に憤怒し遂に千七百七十六年兵を擧て本國に叛き獨立の檄文を布告したり亞米利加の叛賊は其勢固より強盛なるも兵威を以て之を壓伏す可からざるに非されども佛蘭西、西班牙、荷蘭より竊に其聲援をなし且英の本國にても他の歐羅巴諸國と戰爭起り内外の事多端にして賊徒を征服すること能はず千七百八十三年に至て遂に和約を結び亞米利加の獨立合衆國たるを許したり○亞米利加戰爭のとき英國の宰相ロルト、ノルス専ら軍務を司りて大に人心を失ひ又同職ゼームス、ブラクスは從來亞米利加戰爭のことに付きノルスの說と相反して互に歎を失ひしが戰爭の終に至て再び相和し議事院の官員中に

て最も權威ある貴族輩を引て徒黨を結び相共に謀て王室の權を削ぎ議事院を盛大にせんと欲し新令を建て印度地方を議事院の支配に屬せんとせしかば王は固より此徒黨を惡みしことなれば此度新令を出さんとせしを宰相等の罪に歸して之を黜けチャツサム、ピット第二世の少子シロ、ピットを用ひて事を任せり然る所議事院の下院にては議論蜂起し皆其命に服するものなく事情甚困難なりしかどもピットは既に王の委任を受け且國內の人心痛くノルスの徒黨を惡み又裁判局にてもピットの説に左祖せしが故に此機會に乗じて遂に大事業を達し議事院を一掃して下院の異議をも論破し新に其法を改るとを得たり此時ピットは年廿四歳なりこれより新宰相の威名國內に行はれ尙又人才を擧て各々其所を得せしめ共に國事を議し之に由て從來不逞の輩も次第に宰相の處置を悦ぶに至り任職の後十年の間國內周く太平の德澤を被りたるは宰相ピットの力なり○千七百五十年より千七百七十年の間に英國内に大土工を起して水道を通し運送を便にし千七百六十七年にはハルグリーウ氏紡績の機關を發明し千七百六十九年にはワット氏の發明にて蒸氣機關を改正する等工作製造の法術一時に進歩したるを以て貿易商賈

の交、俄に繁昌し第三世ジョージ即位の比は英國一歲輸出品の高千五百萬ポントポントなりしが佛蘭西騒亂の初に至ては其高増して二千五百萬ポントポントに上れり但し國債は亞米利加戰爭の故を以て昔日に比すれば一倍を増せり○拿破崙ナポレオンの騷亂は千八百二年アミーソンの和睦英佛の和睦を以て中期となし此和睦の前は英の海軍武威を振て佛蘭西、荷蘭の海外所領を奪却したれども陸兵は常に佛蘭西に破られ替て勝利なし和睦の後に至て宰相ピットの處置皆其功を奏せず然れども亦斷然として佛蘭西の指揮を受けるの意なし進退こゝに窮て他人に職を譲りたれども千八百三年佛蘭西との和睦破るゝに及て再び職に歸りたり○宰相ピット在職中の大功は阿爾蘭を合併したる一事なり阿爾蘭は昔年より英の所領たれども本國政府より官吏を遣て其土人と政を議し自から別政府の姿を爲したりしが千七百九十八年其部内に騒亂起りたるを以て宰相ピット其機に乗じ全く之を制伏して其別政府を廢し新に法を定め阿爾蘭より人物百名を撰擧して下院の議事官となし亦上院の議事官をも撰擧するの例を立たり○再び佛蘭西との和を破りしとき英國は埃地利魯西イタリヤ、プロシヤ亞シアジヤリリヤ國と同盟し佛の兵と戰て屢々利なし千八百五年タラハルガル岬西班牙の内

に於ては英の水師提督チルソン佛蘭西西班牙の軍艦隊を破滅したれども同年日耳曼のオーストルリツに於て埃魯の兵拿破崙の爲めに破られてより同盟の兵勢遂に振はず拿破崙は其兵の向ふ所天下に敵なく意氣充滿して遂に又西班牙を伐て之に勝ち國王及び王族を廢し其弟ジョーセフを佛蘭西より迎立て西班牙王となしたり蓋し西班牙王は佛蘭西の先王と同族にてボルボン姓なるが故に拿破崙の私心を以て之を惡ひなり西班牙の王族廢滅せられてより其國民拿破崙の強暴を憤り王室を恢復せんとて兵を擧て佛蘭西に叛きしかば英國は之を好機會とし西班牙人を煽動鼓舞して軍用金を與へ兵を貸し相共に盟約して佛蘭西の寇を防ぎたれども佛軍強盛にして其鋒に當る可らず次で英國の將軍エルリントン同盟の兵を指揮するに及で事體一變したり○エルリントンは千七百六十九年阿爾蘭に生れ少年のときより佛蘭西に遊で兵法を學び千七百八十七年仕て英國歩兵隊の士官となり千七百九十七年東印度に行て其土人と戦て功あり千八百五年英國に歸り噠國及び葡萄牙の爲めに戦て勝利を得各國より非常の褒賞を受け尙又此度び西班牙及び英國の將軍と爲て同盟の兵を指揮して佛蘭西と戦て屢々之を破

り千八百十三年ウツリヤの一戦にて盡く佛蘭西の兵を西班牙より追ひ出した
これより先き拿破崙四十五萬の兵を卒ひて魯西亞を攻めしに飢寒の爲め多く兵
卒を失ひ僅に殘兵を集めて佛蘭西に歸りこれより各國の兵再び蜂起し力を合せ
て佛を攻め千八百十四年遂に拿破崙の位を廢してエルバ島に流したり翌年の春
拿破崙エルバ島より歸て再び兵を起したるを以て英國の將軍エルントン同盟
諸國の兵を指揮しワートルローに於て佛の兵と戰て大に之に克ち拿破崙を捕て
シント、ヘレナ島に流し多年の騷亂初て平定したるはエルントンの武功と云ふ
べし是に於て英國はエルントンを以て全權使節と爲し各國の使節壞地利の首
府ウヰーンナに會同して和約を結び各々其侵地を舊に復したり拿破崙の騷亂に
於て英國は唯其侵入の害を被らざるのみにて戰爭に由て得る所のものは甚少し
戰爭の間に押領したる荷蘭の所領爪哇及び其他の領地は皆其舊主へ返したり
多年戰爭の間英國内より官に收納する貢税の高甚多し騷亂の終に至ては一歳入
税の高六千萬ポントに近く海陸の軍役に出る者五十萬人許なり毎歳右の税額を
收納するの外に國債の増したること六億ポント餘に上れり國用を費すこと斯の

如く莫大なれども千八百三年より千八百十五年の間は國內最も富饒を致せり蓋し其故は一には國民皆騷亂の禍に罹り止むを得ずして工業を勤むること一には騷亂の以前より蒸氣機關等の學術、俄に進歩して製造の工業大に便利を得たるとに由てなり

三世ジョージ在位の終に至り年既に老ひて事務に倦み内外の政事は皆太子に委任せり千八百二十年死して太子立つ之を第四世ジョージとす在位十年にして死て其弟位に即く之を第四世井ルレムとす佛蘭西騷亂の後ハ歐羅巴州内都て平穩にして英國にも記すべき大事件なし千八百三十七年第四世井ルレム死して子なし由て三世ジョージの子ケント侯の女子フレクトリヤを立つ即ち現今の英國女王なり阿片始末云ふ書に英國女王の妹船將を爲て攻入たるを支那にて生捕り云々り記たり然るにフレクトリヤはケント侯の一女子にて兄弟姉妹なし且阿片の師は千八百四十年の比にて女王の年は二十歳前後なり其妹ならば十七八の女子にて大軍を帥ひ支那を攻たる乎妄説の甚しきものなり此外支那人の著したる夷匪に犯盜録等の書ありて方今田舎に行はるれども○千七百年代の終より英國人阿片を支那に輸入して其國人と密に賣買するを支那の官吏憤怒し英斷を以て此賣買を禁せんと欲し英國の「カピタン」官エリットを捕へ切かして價三百萬ポントの阿片

を出さしめ盡く之を燒棄たり事遂に戦争に及び支那人敗衄して英の爲めに廣東寧波及び舟山島を取られ次て和議を乞ひ香港を割て英に與へ五港を開き又英國の商賣品を燒棄たる償金として二千一百萬(ドル)を三年賦に約束して英國へ與へたりこれより英人は香港を開て貿易場となし今日の繁盛に至れり

政治

英國の政治は年代に従て變遷し其時々の人智と實驗とに由て體を成せるものにて國初のとき預め政治の本論を立て次で之を實地に施したるに非らず唯知らず諱らずして今日に至り其景況を見るに嘗て先見の識ありて後世を慮れるが如し殆んど是れ人力に非らず天の然らしむる所と云ふべし又道理を以て論ずれば斯く自然に任して人意を交へざる政治に於ては必ず亂雜の事ある可きに却て然らざるは識者も辨解すること能はず○其政體血統の君主國內に號令するの權あれども別に法律ありて君主の權を抑制す此法律は三局より出るものなり即ち三局とは王室を第一局とし上院を第二局とし下院を第三局とす三局の内國王の位を最上と定むれども最上の權あるに非らず上院下院は各別局に於て事を議し説を

述べ國王を第一等の地位に置き三局會同して政を議す所謂議事院なり國政に關はる事は先づ其事を起したる局にて同議決定し次で又他局の議を経て異論なきとき之を國王に奏し其免許を得て初て一定の國法と爲す即ち國王の免許を得る日を以て其法を施行するの日限とするなり又王室より議を起すことありと雖ども上下兩院にて異論あれば之を施行するを得ず○上院は其議事官四百三十七人第一王族太子以下現今女王の發婚第二不列顛グレートブリテンの貴族第三代任貴族第四教化師以上四類の會集なり右の内王族及び不列顛の貴族は世々其官位を子孫に傳れども代任貴族と唱るものは蘇格蘭並に阿爾蘭の貴族より互に人物を撰擧するものにて官位を子孫に傳ふるを得ず即ち蘇格蘭よりは十六人を出し毎年新に撰擧す阿爾蘭よりは二十八人を撰擧して終身職に在り教化師は宗門に係るものにて英倫グレートブリテン及び阿爾蘭の合衆寺院より出づ英倫より出るものは總人數の内四人を除き他は皆終身官位に居り阿爾蘭より出るものは毎年四人づゝ順番を以て議事に參るなり○上院の長官を「カンセロール」と云ふ國璽を預る且上院は國政を議するの外に刑獄を司るの權ありて國中最大の裁判は此局に止る○下院の議事官は國民の撰

舉するものにて在職七年毎に交代する法なれども尋常七年より短きを例とす議事官の數六百五十八人あり國內諸方より撰舉する員數の法次の如し即ち英倫四十郡より百四十四人大學校二所より四人百八十六都府より三百二十三人を撰舉し合て四百七十一人なりフールス十二郡より十五人五十七都府より十四人を撰舉し合て二十九人なり蘇格蘭三十三郡より三十人七十六都府より二十三人を撰舉し合て五十三人なり阿爾蘭三十二郡より六十四人大學校一所より二人三十三都府より三十九人を撰舉し合て百五人なり○下院の長官を「スピークル」と云ふ此長官は毎年議事院を開くとき同局の議事官中より互に撰舉するものなり上院下院共に國政に關するは同様なれども下院は錢穀手形のことを議論するの特權あり此特權は上院の羨む所なれども決して之を他に許さず總て金錢のことは下院にて一定すれば上院より之を變ずるを得ず○政府の號令は國王より出るに非らず王室より出るものと視做せり王室の大臣十四名あり其内最も權威あるものは第一錢貨出納の權を執る宰相にて即ち大閣老なり第二賦稅事務宰相第三刑法事務宰相即ち上院の長官なり第四內國事務宰相第五外國事務宰相第六海外所領事務宰相此

外の大臣は王室に定位なくして參議するものなり海陸軍の事務を司る宰相の如きを云ふ ○右の如く律を定め國內治亂の責に任ずるものは國王に非らずして事務宰相なり故に宰相たるもの譏事院及び國民の信を失へば事柄の是非を論せずして其宰相の職を免じ他人之に代て其職に任じ國の爭端をも開くべき難事を平和して痕跡を残すことなし故に其政治の景況恰も精巧なる器械の如く一體の内自から調和の妙機あり若し外より強暴を以て之を壓する歟或は内より互に不和を生じて離散する等のことなくば此政治は天地と共に永久すべし

○英國に於ては政府より人を教育するの法律を建ることなく多くは宗門の社中にて學校を設け國中人人の意に任じて其入用を出さしめ一歳に集る所の金高甚多し小學校の如きは大概皆此法に由て設るものにて凡そ少年を教育するに金を費すことの多きは世界第一と云ふ可し但し政府よりの取締りなきを以て或は此金を用るに趣意を失ふこともあれども政府より之に關係することあらば隨て又弊害を生ず可きが故に其利害得失知る可らざるなり學校に備へたる積金の利息並に毎年國中より寄附する所の金高を總計するときは年々四十萬ポントに及ぶ

べし○右の小學校は専ら上中等の人を教ゆる爲めに設けたるものなれども近來は又貧賤の子を教育して國の文明を十分にせんとて益々學校を設け中に就て日曜學校（やまびと）と唱ふるものあり此學校にては日曜日の夕毎に教授するを以て此名を得たり○千八百五十一年英倫及びブライルスの人口一千七百九十二萬七千六百九人にして尋常學校の生徒二百十四萬四千三百七十八人、日曜學校の生徒二百四十萬七千六百四十二人あり故に之を人口の數に比例すれば尋常學校の生徒は人口八人三分六釐と一人との如く日曜學校の生徒は人口七人四分五釐と一人との如し○學校にて人を教育するの法は普魯士、荷蘭等の諸國に一等を譲ると云ふものもあれども其實に然るや否は知る可らず但し英人の學術工作の諸科に於て他國人に超越する所以は教育の行届たるに非らず唯其國律寬裕にして人を束縛せず人々をして其天稟の才力を伸べしむるに由て然るなり

海陸軍

英國の廣大なるに準ずれば兵卒の數も必ず多からざるを得ず然るに國民の數と兵卒の數とを割合にすれば歐羅巴州中に於て英國の常備兵最も少し千八百五十

二年の記載に従へば國王の親兵千三百騎と歩兵五千二百人を合て兵數凡そ十二萬九千六百二十五人之に大砲隊の兵一萬四千四百十人を加て總計十四萬四千零三十五人なり此内本國に在るものは僅に五萬千九百四十七人にして他は皆海外所領の地に備へり又本國の兵を二部に分ち三萬零三百五人は不列顛に備へ二萬千六百四十人は阿爾蘭に備へり故に防禦のとき陸軍の勢は遠く海軍に及ばざるべし又英國は四方海岸の地と雖も天險の要害あるに非らず唯人力を以て防禦すべきの國なり往古北方の敵（避國人）を軍艦を以て急に其海岸を襲ひしに地方廣遠防禦の力足らずして敗衄を取たることあり是れ全く要害の頼むべきものなきに由てなり故に方今と雖も英國に於て海軍の武威を失はば海岸を防禦する能はざることを昔日の如くなるべし（千八百三十四年の記載には陸軍の總數十四萬九千二百八十人此内歩兵騎兵の士官五千八百七十九人同種古士官騎兵方太鼓方九千二百九十九人大砲隊の士官九百四十三人同種古士官並に士卒一萬六千六百五十五人外に平馬の數九千八百六十四疋と云ふ）英國にては兵卒を擧るに法定なし人々の意に任せ軍役を好むものを取て兵卒となす其給料は仕役の年數と職業の異同とに由て多寡あり即ち親兵の騎士は一日の給料一「シルリソング」九「ペンス」乃至二「シルリソング」尋常の騎兵は一「シルリソング」四「ペ

ンス「親兵の歩卒は二「シルタング」三「ペンヌ」尋常の歩兵は二「シルタング」三「ペンヌ」を定めり然れども無事の日屯所に居るときは食料の代として六「ペンヌ」を引き又衣服諸具も官府より與ふれども其代として給料の内を引くが故に兵卒の手に受取る高は甚だ少し但戰爭にて手紙を蒙りたるもの並に老年に及で軍役に出ること能はざる者には官府より扶助金を與て生涯を終らしむ

○英國の海軍は往昔より熟練せる所にて國中第一の武備なり千七百零七年上院の議事官より女王アンナに呈したる上書中に云く此國を富強に爲して榮名を世に耀かす所以は海軍を盛大にして貿易を勉め其守護を爲すに由てなり略中故に陛下海軍を以て國中第一の事務とし専ら之に注意し給はんこと臣等の深く懇願する所なりと此時に於ても上院の議事官は國內の人心を察して上書したることなれば英人の海軍に意を用ゆるは往昔より今日に至るまで同様なること知るべし海軍の帆前船蒸氣船の數之に備る大砲の數並に蒸氣機關の力を馬の力に比例したる數を記すこと左の如し但し千八百五十年の奮記に出るものなり

第一等の軍艦十九艘各々大砲百二十挺百十九挺乃至百十挺を備へ砲數合て二千

二百十六挺

第二等第三等の軍艦七十六艘各々大砲百四挺乃至七十挺を備へ砲數合て六千九百九十六挺

第四等第五等第六等の軍艦百二十六艘各々大砲五十五挺乃至十八挺を備へ砲數合て四千八百七十三挺

「スルー」船七十九艘各々大砲十八挺乃至八挺を備へ砲數合て九百八十六挺
「ブリグ」船十六艘各々大砲六挺乃至三挺を備へ砲數合て七十八挺

蒸氣「フレガット」船三十二艘蒸氣力の總計一萬二千二百二十二馬力大砲の數合て三百八十一挺

蒸氣「スルー」船四十二艘蒸氣力の總計一萬三千三百馬力大砲の數合て二百五十一挺

蒸氣「コンボート」船三十八艘蒸氣力の總計六千七百四十八馬力大砲の數合て二百一十五挺

蒸氣「スチーネル」船二艘蒸氣力の總計百二十馬力大砲の數合て二十挺

右の外番船に用る第四等軍艦の蒸氣力總計三千八百馬力

總計軍艦四百二十艘大砲一萬五千零二十六挺其内蒸氣船百十四艘蒸氣力合て三萬六千八百八十馬力但し蒸氣飛脚船は此數に算入せず

航海の士官水夫二萬九千五百人水戰の士官兵卒一萬三千五百人總計四萬三千人海軍の總督を「ロルド、ハイ、アドミラル」と云ひ海軍局の全權を執り士官を命じ其褒貶黜陟を爲し軍艦隊の法則を定る等の事務一切之を司る但し海軍の大法は議事院より出るなり

海軍士官となるものは初めは先づ無役にて軍艦に乗り次で手傳士官となり手傳士官の職を勤むるも六年にして年十九歳に至れば吟味の上にて下等士官となり次第に等級を進むべし是等の進退は皆海軍局の評議にて定まるものあり又海軍に入る前に「ボールトマウス」の海軍學校にて教授を受くるものは例外の等級に登る可し○水夫は人々の意に任せて仕役すれども事變ありて人數不足するときは政府の威權にて強ひて海軍の水夫を取ることもあり爾後年々蒸氣船の數を五千八百六十三四年に至るは大小の軍艦合せて七百餘艘なりと云ふ

錢貨出納

歐羅巴諸國にて英國の租税最も多く千八百五十四年に至ては一歳の入税五千七百萬ポントの高に上れり然れども英國は他國よりも收斂して民を苦しむるに非らず唯其税法宜きを得て國民皆之に堪るに由て斯く夥多しき高を收るなり他國に於ては或は其税法公平ならざることもあれども英國に於ては然らず貧富貴賤一様に租税を収るを趣旨とせり英人の活計に苦む所以は租税の苛酷なるに非らず衣食の高價なるに由てなり然れども衣食の高價なるは決して患ふべきに非らず却て其國の幸と云ふべし其故は衣食高價にして活計に苦めば人民止むを得ずして工業を勤め隨ては新發明のことも有て國益となればなり○英國にて收税の大趣意は人生必用の品物並に製造物の内質素なる粗品には税を軽くし奢侈に屬する品物並に人命に害ある品物酒煙草の類には税を重くす蓋し奢侈に由て美品を用ゆる者は固より其高價を拂ひ得べきの理あり又不幸にして有害の物を服用するの癖ある者は其物の高價なるに由て止むを得ず自から服用を禁ずることあるべきの理なり○一歳の入税三分の二は諸港の運上並に國內産物の運上より收納す

千八百五十二年一歳出入の會計左の如し

歳入

三千百十七萬七千五百十二「ポント」

港運上

六百七十五萬一千三百四十四「ポント」

國內產物並に官許の運上

六百九十二萬一千二百九十九「ポント」

證印稅

三百五十五萬九千六百七十二「ポント」

地稅家稅等

五百六十五萬二千七百七十七「ポント」

家產稅

二百四十四萬二千三百二十七「ポント」

飛脚印

三十五萬八千二百六十五「ポント」

政府所有の土地山林の運上

八十九萬二千四百二十七「ポント」

諸運上

總計五千七百七十五萬五千五百七十一「ポント」七千八百六十一年の會計上はと歳入

歳出

二百六十三萬八千七百三十三「ポント」

港運上並に國內の諸運上を取立る雜費

二千七百九十三萬四千五百三十三「ポント」

國債の利息及び其元金を返したる高

百五十八萬四千六百六十七「ポント」

文官定式の入用即ち王族の雜費政官の給料議事院の入用等但し國王自用の費

は三十八萬「ポント」なり

二百十萬零四千百九十六「ポント」

裁判局の入用

三十三萬二千四百六〔ポント〕

外國局の入用

一千六百十三萬五千九百五〔ポント〕

兵備の入用但し本高の内陸軍の入用七百零一萬八千六百六十四〔ポント〕海軍の入用六百六十二萬五千九百四十三〔ポント〕天砲隊の入用二百四十九萬一千七百九

十八〔ポント〕

百三十四萬一千五百九十九〔ポント〕

飛脚場の入用

七十三萬一千二百九十九〔ポント〕

土工の入用

七萬七千五百三十三〔ポント〕

政府所有の土地山林の入用

十二萬五千二百八〔ポント〕

貿易場貸康の入用

二百二十二萬三千六百八十八「ポント」

右の條々に載せざる諸雜費

總計五千五百二十二萬九千三百六十七「ポント」

附録

○英國の海外にある所領は甚だ廣大なり其大概を舉れば北亞米利加北方の地カナダ地カカを指す西印度南北亞米利加の界喜望峯、澳オーストラリア太利亞及び東印度是なり世上一般の説に英國は海外所領の地廣きが故に本國の富饒を致し兵力強盛なりと云ふもの多しと雖ども其説當らざるに似たり亞米利加州を發見して人を移し喜望峯を廻て東印度と貿易するに至て其利益を得るの洪大なるは獨り英國のみに非らず歐羅巴諸國皆同様なり海外の地を開拓して其人民次第に文明に赴き自から別政府を建つべきの勢に至れるものを尙は其舊に依て之を屬地となし本國より支配するど或は之を免して獨立せしむると何れ歟其本國の爲めに利益となるべき哉未だ其得失を定め難しと雖ども恐くは其獨立を許すの方利益あるべし北亞米利加

及び西印度に所領の地あれども今日に至るまで此領地より一錢を收納して英國の費用に供したることなし加之其土地を守護する爲めに多く軍艦を送り陸兵を備へ其雜費は本國より出して領地の人民は却て之を知ることなし故に海外に所領の地あるども本國の利益とする所は唯之と往來して貿易するの一事のみ然れども海外の領地と貿易するは外國に行て貿易するに異なることなし凡そ他人と貿易するに於て天然の理に従ひ双方の利益となるに非ざれば其本國の爲め筋と云ふ可らず若し天然の理に従て双方の利を謀るときは所領の地をして獨立國とならしめば其利愈々大なるべし其實證を擧れば亞米利加合衆國の獨立してより以來英人常に此國に往來して双方の交際益々繁盛し貿易の利愈々大なり又北亞米利加のカナダは英國有名の領地なれども此領地に行て貿易するに或は其土人の好まざる所を犯すに由て時々難事を生ずることあり且此地より輸出するもの一品にても他國よりも便利にして價の廉なるものなし海外の領地と強て貿易するども固より害有て益なく且獨立を欲するものを壓伏して屬地となし置かんに本國の入費甚だ大なり方今英國にてカナダの地方を失はざる所以は唯兵力を

以て其土人を鎮靜するに由てなり此大兵を備ふるの費用一年百五十萬ポントに
下らず然るに其地より得る所の利益は費す所の高を償ふに足らず且識者の説に
カナダは早晚獨立國と爲る歟又は亞米利加合衆國の圖版に入るべしと云へり○
又西印度の領地には多く砂糖を産し之を英國に輸入して其運上の高甚大なりと
云へるものあれどもカナダにも茶烟草を産して之を英國に輸入し運上を納るこ
とは西印度の砂糖に異なることなし且西印度に砂糖を産すと雖ども其品物を輸
送する者は英の商人なるが故に英國政府は其國人より税を取るなり加之西印度
諸嶋の砂糖はキニパ西印度にあるブラシル南亞米利加より輸入するものに比すれ
ば其價却て高きが故に此砂糖を用ゆるは本國の損亡と云ふべし○右の次第に付
き英國の盛大なるは其領地の廣き故なりと思ふは大なる誤解なり海外の領地に
行て貿易するは他の獨立國と貿易するの便利なるに如かず且所領の地は世界中
諸處に散在して本國よりの距離甚だ遠きが故に戰爭のときは敵兵の襲撃を受け
易く之を守護するには多少の工夫を費し軍用を失はざる可らず反覆熟考すれば
海外の所領は本國の勢を弱くするものと云て可なり英國の富強文明にして他に

擧ぐる所以は其地理の便利にして産物の多きと人才の多くして政治の公正なる
とに由てなり既に地理の辨を得、又政治の公正なるあらば海外の領地を失ふと雖
ども毫も患ふるに足らざるなり○東印度の地方は他の領地と異なり屬國の如き
ものにて時々英國へ貢税を納ることあり然れども其貢税も世人の思ふ如く莫大
の高には非らず之を年々平均すれば些細のものなり○マルタ島地中海中に在リジブラル
タル地中海北岸の如きは軍艦商船を寄せ戦争のときは兵糧を貯へ武器を置き此地
より兵を出して敵國に向ふ可きが故に緊要の領地と云ふべし

海外の地を領して本國の利益となる所は過多の人民を其地に移し人々をして天
稟の才力を伸べ産業を營ひを得せしむるにあるなり毎年英國より海外の地へ移
住するもの甚だ夥多し殊に亞米利加合衆國は元と英國の領地にて言語同く道程
近く氣候平和に且其國に移て土地を得ること容易なるが故に英人のこゝに居を
移すもの最も多し千八百二十五年より千八百四十九年に至るまで二十五年の間
に英人の海外に移住したる者の數左の如し

北亞米利加に在る英國所領の地へ移りたるもの

八十萬零八千七百四十人

亞米利加合衆國へ移りたるもの

百二十六萬零二百四十七人

澳大利亞へ移りたるもの

十八萬五千三百八十六人

右の外諸方に在る英領へ移りたるもの

三萬零八百一十一人

總計英國より出たるもの二百二十八萬五千八百八十四人なり

西洋事情卷之三終

西洋事情外編卷之一

題言

一 西洋事情三冊既に世に行はれ近日又其次編を需る者多し余今茲丁卯六月亞米利加より歸府の後其稿を起さんとせしが思ふに本編總目の順序に従て其事を記せしが如きは唯各國の史記政治等一端の科條を知らしむるのみにて未だ西洋普通の事情を盡すに足らず之を譬へば猶柱礎屋壁の構成を知らずして違かに一家中の部曲を檢視するが如し蓋し本編の首に備考を附たるも原此趣旨なれども斯の如きは唯余が一時旅中の親見親聞を手録せしものなれば其遺漏固より少なからず因て今英人チャンブル氏所撰の經濟書を譯し傍ら諸書を鈔譯し増補して三冊と爲し題して西洋事情外篇と云ふ閱者宜しく之を事情の綱領と看做し以て本編の備考と參照す可し

一 チャンブル氏の經濟書は書中論說の大段を兩部に分ち前部には人間交際の道より各國の分立する所以、各國の交際、政府の起る所以、政府の躰裁國法風俗及び人

民教育等の簡條を説きこれを『ソサイヤルエコノミー』とし後部には經國濟世の事件を論じこれを『ポリチカルエコノミー』とす然るに頃日社友神田氏所譯の經濟小學二冊を得て之を閲するに其事實第二段に載する所と略相似たれば畢竟又大同小異の書に過す因て余は唯本書中首の一段を譯し其餘經濟論の詳なるは姑く擱して之を小學に譲れり故に此書を讀む者は必ず經濟小學と參考して始て全昇の眞味を知る可し但し余が此書の全部を譯せざるは敢て其勞を憚るに非らず抑方今文化益開け翻譯の書陸續世に出ると雖も固より彼の百科萬端の學術有限の力を以て無限の書を讀むが故に假令吾社の翻譯を業とする者各科目を分ち力を陳て之を譯するとも其全備を期するが如きは甚容易ならず况や今大同小異の書に於て無益の勞を費さんより寧ろ其力を他書に用ひ務て新奇有益の事件を譯し廣く之を世に布告せんには如かず是余が此書の全部を譯せざる所以の鄙意なり知らず果して其然るや小學にこれを分業の便利に由ると謂ふも豈亦善らずや

一 書中原本の順序に従て條目を立て間々其他書を鈔譯して増補するに係るもの

は其字行を一段下くし以て本文と區別す隨者草々看過して混すること勿れ

慶應三年丁卯季冬

福澤諭吉誌

西洋事情外編目錄

卷之一

人間

家族

人生の通義及び其職分

世の文明開化

貴賤貧富の別

世人相勵み相競ふ事

「ワット」の傳

「スタフェンソン」の傳

人民の各國に分るゝことを論ず

各國交際

政府の本を論ず

卷之二

西洋事情外編目錄

政府の種類

國法及び風俗

政府の職分

卷之三

人民の教育

經濟の總論

私有の本を論ず

勤勞に別あり功驗に異同あるを論ず

發明の免許

藏版の免許

私有を保護する事

私有の利を保護する事

目録終

西洋事情外編卷之一

福澤諭吉 纂輯

人間

人の生するや天より之に與ふるに氣力を以てし之に附するに性質を以てし此氣力と性質とに由て外物の性に應じ以て身を全して朝露の命を終ることを得るなり

外物の來るに従ひ機に臨み變に應じて其處置を施し一朝の患なく亦終身の憂なし是れ所謂人間の幸なれば妄に喜怒哀樂の情に逐はれ血氣の情欲に制せらるゝことなく適宜に心身を用て我望む所を達し我好む所を得て自から満足せんことを求む可し之を概して云へば人は爲すことある可きの造物なり塞熱痛痒風雨水火の如き人に害あるに似たれども却て人の氣を引立其働を屬ますの一大助なる可し凡そ我に得ることあらんと欲する者は先づ我心身を勞せざる可らず千辛萬苦勞を憚る勿れ人生勞せざれば功なし

人間開闢の初に於ては固より相交るの道を教る者なし唯其自然に希望する所と人氣の趣く所に隨て知らず識らず交際の法則を設て互に便利を得たりしことなれども歳月を経るに従て其諸法の内より至當なるものを撰で終に一科の學と爲し之を人間の交際及び經濟の學と名けり今此法則なるもの果して理の當然に出で變革す可らざるや否は定め難しと雖ども多くは天下古今の實驗を経て妨なきものなり世人或は人間の交際及び經濟の新法を唱て之を稱譽する者も亦少からずと雖ども是等は皆其人の陋見より出でしことにて自然の人心に戻れり故に今こゝに論ずる所は唯人の天性に従ふを以て基本とせり若し之に反して人間交際の道を立んとせば必ず其弊ある可し

家族

人間の交際は家族を以て本とす男女室に居るは人の大倫なり子生れて弱冠に至るまで父母の膝下に居て其養育を受るも亦普通の大法なり斯の如く夫婦親子團樂一家に居るものを家族と云ふ凡そ世間に人情の厚くして交の睦きは家族に若くものなし○一家族も其子孫繁昌すれば一族の人種たるに至る今一國に千百の

家族ありて其言語と同ふし其風俗と共にするは元來一家族の繁殖せしものと云ふ可し國より一國人民の由來を知らんとするには其探索甚だ難きことなれども大凡そ其性格と氣質とを見れば其先祖の同一家なること察知す可し夫婦の配偶は人の幸を増し人の交を厚くするものなり固より天の然らしむる所にて人力に非ず鳥獸の類子を生ひるときは自から一時の配偶を定て共に其子を養ふと雖ども之を養て既に成長すれば則ち其配偶を破て更に雌雄牝牡の定なし人の子は初生の際殊に薄弱にして其成長するも亦甚だ晩し此時に當て父母力を共にし心と同ふして之を養育煦育するは即ち人の至情なり且其子の薄弱にして成長の晩きは造物主の故さらに意を用て人の配偶を固するの深旨なる可し人其子を養育し又之を保護し其無病安全を祈て子の爲めに働き子の爲めに苦勞し之を導き之を教るには其煩しきこと限なしと雖ども嘗て之を憚ることなく子に對して少しも彼我の差別なきは人の至情天の大道なり凡そ外物に交るに人として相競ふの心わらざる者なし或は之を其私欲と謂ふも可なり然るに今家に入れば家族の間相競ひ相争ふの痕跡をも見ざるは何ぞや思ふに造物主の深意にて

家族の睦き情合を推し廣め四海の内を一家族の如くならしめんとするの趣旨なる可し抑も右の如く家族の間は睦して快きものなれども其大本を尋れば畢竟夫婦相信し親子相親むの情あるに由てのことなれば世間若し配偶の道なくば夫婦親子の情を失て斯る家族の幸はなかる可し

一夫一婦家に居るは天の道にて之を一家族と名く然は則ち衆夫衆婦相集るも亦天道の大義なり斯く人の相集り相交るものを一種族又は一國の人民と名く禽獸は各々其性を異にし或は群居を好まず寂寞として獨り食を求るものあり或は友を呼び群を成し巢穴を同ふし餌食を與にするものあり今人の所爲を察するに其天稟群居を好み此彼相交り此彼相助て互に世の便利を達するの性質あり世人或は此理を知らず獨歩孤立して世を渡らんとせし者ありしかども底到其身の幸を失ひ却て世間の害を爲すに至れり

億兆の人民其性情同きが故に交際の道世に行はれて妨なしと雖も人々の了簡は各々持前の見込ありて必しも一致し難し故に人間の交を全せんには相互に自由を許し相互に堪忍し時としては我了簡をも枉て人に従ひ此彼相平均して始

て好合調和の親みを存す可し

人生の通義及び其職分

天より人に生を與れば又從て其生を保つ可きの才力を與ふ然れども人若し其天與の才力を活用するに當て心身の自由を得ざれば才力共に用を爲さず故に世界中何等の國たるを論せず何等の人種たるを問はず人々自から其身軀を自由にするは天道の法則なり即ち人は其人の人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し其生るゝや束縛せらるゝことなく天より附與せられたる自主自由の通義は賣る可らず亦買ふ可らず人として其行ひを正ふし他の妨を爲すに非ざれば國法に於ても其身の自由を奪取ること能はず今給料を受けて人に奉公する者は或は其身不自由なるに似たれども其實は然らず奉公の人にてても其身軀は其人の身軀にて煩勞の代には給料を受け一身の處置を爲すに他より之を間然する者あることなし○右所述の自由の趣意は國の制度に於て許す所にてこれを人民普通の自由と名く

天下の爲めに大法を作るには其人民を一樣に見る可し小兒と云ひ大人と云ひ乞

兒と云ひ富豪と云ふも其生命の貴きは同一なり貧兒の一敝衣も法を以て之を護るに至ては諸侯の領地に比して孰か輕重の別なし人の一身を進退し活計の道を擇ひ遊樂の趣を異にするも各々其人の意に任して他より之を妨く可らず又人の天稟に於て自から身を重んじ身を愛するの性わらざる者なし是亦造物主の深意に出ることなれば人々に此天性を遂げしめざる可らず是即ち萬民同一轍の通義にて人の生ながら知る所なり抑々人生に才不才あり時に遇不遇ありて同一の人類と雖ども貴賤貧富智愚強弱の差雲壤懸隔して其形同じからざるに似たれども其實に就て之を視れば生命を存じ自由を求め身を重んじ物を保つゝの通義を妨ることなし

人各々其通義を逞ふして天性を束縛することなれば又從て其職分を勤どめざる可らず之を譬へば家業を管て運上を納るが如し自から衣食を求め又家族の爲めに之を給して他人の煩を爲さるるよう^にに心掛るは人たる者の職分なり世に法律ありて我身^を保ち我通義を達することを得るが故に小心翼々以て其法律^を尊敬せざる可らず是亦人たる者の職分なり若し人として自から衣食住を給する

の道を知らずして他人の煩を爲し徒に我自由を求め我通義を違せんとするは即ち人の功を盗むなり斯の如くしては天下一日も交際の道を存す可らず又世人法律を頼て我身の守護を求め従て又此法律を破り我求る所を求て我守る可きを守らざる者多く天下一日も法の行はるゝことなく人間交際の道も地を拂て廢却す可し

人間交際の大本を云へば自由不羈の人民相集て力を役し心を勞し各々其功に従て其報を得世間一般の爲めに設けし制度を守ることなり然れども之を實地に施すに當ては衆人の内に薄弱多病自から衣食を給すること能はずして他人の扶助を仰ぐ者あり是天性の不幸なるが故に他より之を扶助するは健康無事の人の職分にて其法或は人々の志に従て私に衣食を興ることあり或は窮を救ふの法則を設ることあり固より死生不定の人身に遺る可らざるの不幸なれば之を助るは即ち造物主の趣旨なり故に薄弱多病にて他の扶助を蒙るとも其本人に於て聊か之を恥るの理なし又身軀健康にして行ひ正しき者心力を勞せんと欲すれども一時の故障に妨げられて意の如くならざることあり此亦相互に扶助せざる可らず○

右は人の薄命不幸を處置する法なれども本來人間の大道を論ずれば人々互に其便利を謀て一般の爲めに勤勞し義氣を守り廉節を知り勞すれば從て其報を得不羈獨立以て世に處し始て交際の道を全す可きなり

前條の議論を尙又明に了解せんと欲せば人々内に自から顧て我一身も猶他人の如く心力を勞して世に存することを得るものと思ふ可し然るに今懶惰無爲にして世を渡んとするは即ち他人をして一倍の勞を爲さしめ竊に其功を盜ひにわらずや故に人として義氣廉節を知らば懶惰を以て自から安んず可らず或は又人の言に自から勞役せんと欲すれども其機會を得ずと云ふ者あり然れども其實を論すれば是れ亦遁辭なり許す可らず凡そ人間の交に兄弟朋友に非ざるの外は人の爲に周旋して其活計を得せしむる者なし加之人の活計は臨機應變預め期す可らず躬から其職業を求て始て安心の地位を得可きなり故に人間交際の道を全せんには懶惰を制して之を止めざる可らず或は之を耐するも亦仁の術と云ふ可し又人々交際の道を存せんと欲せば各々其德行を修め法令を守らざる可らず野鄙固陋の風習を脱して禮義文明の世に居るは人の欲する所なりさすれば人々徳を

修め法を畏て世の文明開化を助けざる可んや若し然らずして世の風俗を害する者は其罪身を愼愼にして他人の功を奪ふ者に等しきが故に之を罰して後難を防ざる可らず其法或は衆人の評議に従て之を罰することあり或は裁判所を設て罪を決斷することあり裁判の法は開闢の始より世に行はれて之を遵奉するは世人當務の職分なり

文明の眼を以て之を觀れば諸法の内或は人に不便なるものあるに似たれども國の制度を以て施行するの間は之を守らざる可らず若し暴行を恣にして此法を破る者あらば世の害を爲すこと甚大なり都て國法の趣旨は人の通義を達し人の生命を保ち業を營み身を安んせしむるの大本なれば之を蔑視して畏れざる者は自から其愚を表するに等し若し又事實不便の法あらば國議に由て穩に之を改正し其弊を除て妨なきことなり

世の文明開化

歴史を察するに人生の始は葍味にして次第に文明開化に赴くものなり葍味不文の世に在ては禮義の道未だ行はれずして人々自から血氣を制し情欲を抑ゆるこ

と能はず大は小を犯し強は弱を虐し配偶の婦人を視ること奴婢の如く父の子を御するに無道を以てするも之を制する者なし且世間相信するの意薄くして實際の道甚だ狭きが故に制度を設て一般のために利益を謀ること能はず世の文明に赴くに從て此風俗次第に止み禮義を重んじて情欲を制し小は大に助けられ弱は強に護られ人々相信して獨其私を顧みず世間一般の爲めに便利を謀る者多し○或人以爲らく上古蠻野の人水草を逐て處を移すに其出處進退を妨る者なかりしに人間實際の道世に行はれてより或は却て人の性情を矯ることあれば人生最大の自由は蠻野の世に在りど然れども是れ其一を知て其二を知らざるの論なり蠻野の世に行はるゝ自由とは恰も人をして餓死せしむるの自由なり力を以て暴虐を恣にするの自由なり罪を犯して罰を蒙ることなきの自由なり豈これを眞の自由と云ふ可んや文明開化に從て法を設け世間一樣にこれを施して始て眞の自由なるものを見る可し

又或人の説に蠻野は天然なり文明は人爲なりと云ふ者あれども畢竟字義を誤解したる論なり文明の世に行はるゝ事物一として天然に出でざるものなし世間の

化を違め法則を設け其法寛なれども之を犯す者なく人々力に制せられずして心に制せらるゝは文明の有様にて即ち人生天稟の至性なり之を人爲と云ふ可らず固より太古草昧の時に當ては其風俗自然に出るものも亦多かる可しと雖ども今其風俗に止て更に進まざるは必ず外物の故障ありて然らしむることなれば却てこれを人爲と云ふ可し其一證を擧て云んに野鄙草昧の人は衣食住居共に不潔にて文明開化の人は清潔なり今人として其天性汚穢を好で清潔を惡む者あらんやさすれば野鄙草昧の人の不潔不潔なるは未だ其人の天性を伸ること能はざるものにして之を譬へば初生の小兒に未だ才力の發生を見ざるが如し

野鄙草昧の人は必ず天然に従て人爲を用ることなしと思ふは大なる誤解なり其國に一種の野民あり其風俗頭の低きを貴び子生れば其頂に板を結付て頭の形を違る又支那は文明の教未だ治アチからざるものにて半開半化の國と云ふ可し然るに其風俗婦人の足の細小なるを美として女子生れば其足に窄き鐵の履を着て其天體の形を成さしめず是等は皆人爲を以て天然を害するものと云ふ可し今眞に文明開化と唱る國に於ては斯く天然を害するの甚しきものを見ず

と能はず大は小を犯し強は弱を虐し配偶の婦人を視ること奴婢の如く父の子を御するに無道を以てするも之を制する者なし且世間相信するの意薄くして交際の道甚だ狭きが故に制度を設て一般のために利益を謀ること能はず世の文明に赴くに從て此風俗次第に止み禮義を重んじて情欲を制し小は大に助けられ弱は強に護られ人々相信して獨其私を顧みず世間一般の爲めに便利を謀る者多し○或人以爲らく上古蠻野の人水草を逐て處を移すに其出處進退を妨る者なかりしに人間交際の道世に行はれてより或は却て人の性情を矯ることあれば人生最大の自由は蠻野の世に在りと然れども是れ其一を知て其二を知らざるの論なり蠻野の世に行はるゝ自由とは恰も人をして餓死せしむるの自由なり力を以て暴虐を恣にするの自由なり罪を犯して罰を蒙ることなきの自由なり豈これを眞の自由と云ふ可んや文明開化に從て法を設け世間一樣にこれを施して始て眞の自由なるものを見る可し

又或人の説に蠻野は天然なり文明は人爲なりと云ふ者あれども畢竟字義を誤解したる論なり文明の世に行はるゝ事物一として天然に出でざるものなし世開の

化を違め法則を設け其法寛なれども之を犯す者なく人々力に制せられずして心に制せらるゝは文明の有様にて即ち人生天稟の至性なり之を人爲と云ふ可らず固より太古草昧の時に當ては其風俗自然に出るものも亦多かる可しと雖も今其風俗に止て更に進まざるは必ず外物の故障ありて然らしむることなれば却てこれを人爲と云ふ可し其一體を擧て云んに野鄙草昧の人は衣食住居共に不潔にて文明開化の人は清潔なり今人として其天性汚穢を好で清潔を惡む者あらんやさすれば野鄙草昧の人の不潔不潔なるは未だ其人の天性を伸ること能はざるものにして之を譬へば初生の小兒に未だ才力の發生を見ざるが如し

野鄙草昧の人は必ず天然に従て人爲を用ることなしと思ふは大なる誤解なり其國は一種の野民あり其風俗頭の低きを貴び子生れば其頂に板を結付て頭形の形を造る又支那は文明の秋未だ殆^{アチ}からざるものにて半開半化の國と云ふ可し然るに其風俗婦人の足の細小なるを美として女子生れば其足に窄き鐵の履を着て其天體の形を成さしめず是等は皆人爲を以て天然を害するものと云ふ可し今眞に文明開化と唱る國に於ては斯く天然を害するの甚しきものを見ず

誌に云く人は文明に至て其美を盡すと野鄙草昧の國は土地の廣さに比して人口甚だ少し之を平均して一里四方に一人より多からず其故は食料の不足なるに由て然るなり文明の國に於ては耕作を勤め^セ牧畜を勵み工を勤め業を營て其人口次第に増し之を平均して一里四方に二百五十人の數に至れり又草昧の人は老幼を養ふの法を知らず且其生活に艱難を凌ぐこと多きが故に人多くは短命なれども文明開化次第に進めば隨て人の生命も長壽を得るに至る英國に於て百年以來の人の死生を計て之を平均したるに國人の壽命次第に増加せりと云

世界中の人口八億五千萬これを世界中の地面に平均すれば一里四方に十七人の割合なり又人の壽命を平均すれば三十三歳を定命とす或は此數に二倍し或は三倍する者もあれども百歳以上まで生る者は甚稀なり故に天壽相混して三十三歳を平均の壽命とすれば三十三年の間世界中に死生する者八億五千萬人一年に二千六百萬人一日に七萬人一時に三千人一分時に五十人の割合なり抑も文明開化と唱る英國にても其教化未だ^{アツキ}治しと云ふ可らず文字の教育を受けずして無學文盲なる者あり放蕩無賴罪を犯す者あり又其邊鄙の地に至ては上古

懶惰の風に安じて文明の味を知らざる者あり然れども是等は皆文明世界中の野人
なれば遂には他の風に靡き他の徳に化して共に天地の歡樂を享るの日ある可し
前條の如く文明の世界中に居て其教化を蒙らざる者あるは固より世の弊なれど
も此弊は文明の盛なるに従て自から除く可きものなり又文明の進むに隨て其
生ずる一種の弊あり此弊を救ふには他に其法術を求ざる可らず今其一二を擧て
云んに文明の教盛なれば世間富饒を致しこれが爲めに貧人の心を煽動して惡事
に陥ることあり文明の弊なり機關の制式次第に精巧を極め隨て商法も其趣を變
ずるに至て舊來の工商一時に其産業を失ひ衣食に窮する者亦少なからず此亦文
明の弊なり今此弊害を救んには世人をして一般に世の形勢を了解せしめ其心を
勞し其力を役して新に衣食を求む可きの方向に導くの外他に方術なし凡そ人と
して義氣廉節を守り心力を勞して憚ることなくば假令ひ相競ひ相争ふの世と雖
ども活計の路を得ること疑なし即ち是れ文明の世界中に求む可き活計の路なり

貴賤貧富の別

前既に論せし如く人の生命を保ち自由を求め身を重んじ物を有するの理は億兆

の人民同一轍にして其別なしと雖も人の氣質と才力とに至ては然らず或は穎敏活潑なるあり或は愚鈍懶惰なるあり或は謹慎勉強するあり或は放奢淫佚なるあり或は強あり或は弱ありて人々の天稟必しも一様ならず加之今こゝに二人ありて其天稟毫も優劣なき者と雖も一人を教て一人を棄れば其人物忽ち變して雲壤懸隔す可し是即ち貴賤貧富の由て分る所以なり概して之を云へば人の知らざる所を知る者は人を制し人の知る所を知らざる者は人に制せらるゝの理なり世間のために勞して功を立てし者へ爵位を與へ或は服飾を許して其功を表すは各國の風俗にて其本人に於ても之を榮とし且又他人を勵ますの一大助となる可し或は國々の風俗にて有功の者と雖も服飾を與へざる國もあれども之を貴ぶの心は萬國普通の人情なり

右の如く有功の者へ爵位服飾を與るは固より當前の理にて人の許す所なれども之を其子孫に傳るは理に當らずと云ふ者あり然れども古來諸國に於て有功の人一と度び爵位を得れば其子は嘗て功勞なしと雖も父の餘慶を承て世々爵位を傳るの風習となりしは何ぞや學者若しこゝに疑わらば詳に人の至情を察す可し

然るときは大に發明することありて此風習の無理ならざることを了解す可し
凡そ世上の人晩年に及で我所有の物を處置せんと思ふとき之を與ふ可きものは
必ず其子なる可し元來父子の間は同身同躰なるが故に父の命は終るとも其子代
て之に繼げば恰も薪の盡て火の盡ざるが如く唯其時代を一新するのみにて父の
身命は依然として存在するに異ならず既に父の生命身躰をも承てこれを繼ぐこ
となれば其外の遺物を受るに於ては固より理の當然にて更に疑を容る可きに非
ず且世間の人も同情相憐て互にこれを許さるものなし既に父の身命を繼ぎ又
其家産遺物を受けしに獨り其爵位に至てはこれの中絶して與ることなからんと
するも是れ亦人情に於て行はれ難く遂に其爵位も家産遺物と共に子孫に傳るの
風習となれり是れ即ち世人の功なくして位を保ち名實相齟齬することあるの由
縁なり

世人或は此風習を以て大に理に戻るとて議論する者少からずと雖ども世間の人
情を察するに父の爵位を受けし二代目の人を尊敬すること其初代の人に異なら
ず加之子々孫々世を重ねるに従て益々之を貴ぶこと甚だし思ふに此人情は人の

古物を貴ぶ心より出でしことなる可し世間の人何心なく云へることあり其は血統十二代目の名家にて今俄に人力を以て起す可き門閥に非ずと世に舊國の君を尊敬するも亦此人情なり天下衆人の内には文武兼備の才徳ありて國家を支配す可き人物少からずと雖ども人心を歸服せしむ可き門閥なるもの甚だ稀なるが故に徳ある者は必ず天下を保つ可きに非ず方今世界中の諸國多くは國王又は貴族にて其政を行ふも自然の人情に出でしことにて偶然には非らざるなり

世人相勵み相競ふ事

一種の情合を存して互に身を棄て物を棄て、憚ることなきは家族の間柄なれども今家を出て世間を見るに斯る情合の存する所なく人々自から我路を行き我職を移め我趣意を達せんとして先を争はざる者なし是即ち世人相勵み相競ふの性情にて世のために益をなすこと少からず世人若しこの人情なくば心力を勞して功名を立るものなかるべし

前條の如く我幸福を求め我趣意を達し我活計を求て他を顧みずと雖ども獨我私欲を恣にして他人の妨を爲すの患なきは文明の然らしむる所なり今數なき夷民

の群集中に一片の財貨を投與しなば其群集忽ち上下に動亂し互にこれを争て面に疵付け眼を抓裂き其醜体見るに忍びざるべしと雖ども文明の世に於ては然らず人皆是非を知り禮義を重んずるが故に人を害して自己の趣意を達することなし草昧不文の世に在ては人を害せざれば自から利すること能はず故に心身活潑にして事を成す者は常に盜賊なり文明の世に於ては然らず富貴利達を致す者は常に他人の利益を成したる者なり

富貴利達を致すに二様の道あり其一は他人の物を奪取ると其一は自己の力を以て新にこれを起すとなり武を貴ひ力を畏るゝの國に於て富貴を致すには必ず他人の物を奪取るの外道なし故に不文不明の世に居て富貴なる人を見るに必ず他人の損害を成せるものなり即ち師を起して妄に人の國を攻取り盜賊同様の舉動にて自から富貴を致すものあり又國民を奴僕の如く仕役し其膏血を竭して自から富貴を致す者あり是等は皆他人の損害を爲すものなり

東洋諸國に於ては方今の世に至ても尙暴政を恣にして一時の私欲を以て富人の財を没入することあるが故に假令ひ實は富豪なるものも富豪の風を人に示すは

身のために甚危し歐羅巴に於ても往古封建世祿の亂世に當て世人安んじて産業を營むこと能はざるが故に皆財貨を集て竊にこれを貯置きしに國內の貴族なるものこれを見出して無法に奪取りしこと屢々これあり實に此時代に於ては世祿の武士等穩に業を營むことを恥辱と思ひ専ら亂暴を恣にし世人の貯置きし財貨を奪取るに少しも憚ることなかりしなり

右の如く天下武を貴び互に先を争て富貴利達を求るは或は人生相勵み相競ふの趣意に似たれども其實は時勢の弊にてこれを世の繁昌と云ふ可らず文明の救漸く行はれ人々徳行を修め智識を研ぐに至て世の形勢全く其趣を異にし人自から利達を求めれば共に他人の利達を致し人自から富福を求めれば自己の力を用て他人の物を貪ることなし故に近世蒸氣機關の仕掛を大成し蒸氣車鐵路の法を發明したるワット下に略ハリグリーウス紡績の機關を發明したる人アルクライト同上ステフエンソン下に略の如き大家先生も其發明に由て自から功名利達を得又兼て天下のために大利を起せり加之斯る大發明を傍より助て其目的を達せしめし者までも亦自から名利を得て共に天下の利益を致せり

抑文明の世に於ても或は人を害して自から爲めにし人を損して自から利せんとする者なきにしも非ざれども斯る鄙しき人物は多く事を爲すこと能はず且文明開化の制度に於て許さざる所なれば常に戦々兢々として其渡世の有様甚だ見苦しきものなり

前の條々に論ずる所を以て之を視れば人生は互に害を爲さずして各々其富貴青雲の志を達すべく加之互ひに相勵み相競て却て世間の利益を致す可し故に家族の間親愛慈情を主として相競ふの心なきは老幼小弱を助けしめんが爲めなり世上の交際に於て互に先を争ひ互ひに利達を求て其弊なきは世界一般の利益を爲さしめんが爲めなり皆是れ造物主の然らしむる所にて其心匠の巧なること知る可し

故に世人若し惡事を爲さずして智力を用ひ功名青雲に志す者あらば之を許して其通達を妨ぐ可らず然れども人も亦妄に利達を望み熱中の欲に乗じて之を節すること知らざれば青雲の志も變じて野心と成り人を利せずして人を害すること少からず斯く人の事理を誤解する由縁を察するに始め私欲を逞せんとして望

身のために甚危し歐羅巴に於ても往古封建世祿の亂世に當て世人安んじて産業を營むこと能はざるが故に皆財貨を集て竊にこれを貯置きしに國內の貴族なるものこれを見出して無法に奪取りしこと屢々これあり實に此時代に於ては世祿の武士等穩に業を營むことを恥辱と思ひ専ら亂暴を恣にし世人の貯置きし財貨を奪取るに少しも憚ることなかりしなり

右の如く天下武を貴び互に先を争て富貴利達を求るは或は人生相屬み相競ふの趣意に似たれども其實は時勢の弊にてこれを世の繁昌と云ふ可らず文明の救漸く行はれ人々徳行を修め智識を研くに至て世の形勢全く其趣を異にし人自から利達を求めば共に他人の利達を致し人自から富福を求めば自己の力を用て他人の物を貪ることなし故に近世蒸氣機關の仕掛を大成し蒸氣車鐵路の法を發明したるワット下に略ハリグリーウス紡織の機關を發明したる人アルクライト同上ステフエンソン下に略の如き大家先生も其發明に由て自から功名利達を得又兼て天下のために大利を起せり加之斯る大發明を傍より助て其目的を達せしめし者までも亦自から名利を得て共に天下の利益を致せり

抑文明の世に於ても或は人を害して自から爲めにし人を損して自から利せんとする者なきにしも非ざれども斯る鄙しき人物は多く事を爲すこと能はず且文明開化の制度に於て許さざる所なれば常に戦々兢兢として其渡世の有様甚だ見苦しきものなり

前の條々に論する所を以て之を視れば人生は互に害を爲さずして各々其富貴青雲の志を達すべく加之互ひに相勵み相競て却て世間の利益を致す可し故に家族の間親愛慈情を主として相競ふの心なきは老幼小弱を助けしめんが爲めなり世上の交際に於て互に先を争ひ互ひに利達を求て其弊なきは世界一般の利益を爲さしめんが爲めなり皆是れ造物主の然らしむる所にて其心匠の巧なること知る可し

故に世人若し惡事を爲さずして智力を用ひ功名青雲に志す者あらば之を許して其通達を妨ぐ可らず然れども人も亦妄に利達を望み熱中の欲に乗じて之を節すること知らざれば青雲の志も變じて野心と成り人を利せずして人を害すること少からず斯く人の事理を誤解する由縁を察するに始め私欲を逞せんとして望

を失ひ遂に終身の心事を誤ることなれば人たるものは事の始を謹まざる可らず抑天下衆人の内には不義にして富且貴き者もあれども固より天道人理の大義に戻ることなればこれを智と云ふ可らず且文明の盛なるに従て世間一般の爲めに衆人の利益を平均するの風俗となるが故に其間に居て他人の害を爲し獨り私の利を貪らんとせば必ず我力に及ばざることある可し

人生互に先を争て自己の爲めを謀るに似たれどもことを成すには必ずしも一人の力に非らず常に他人と交を結て其事を共にすること多し固より此交は他人との交なれば家族のごとく親愛の情を頼て此彼の差別なきには非ざれども互ひに其緩急を救ひ其歡樂を共にするの趣意なるが故に人間に欠くべからざるの交なり

○ワットの略傳 ゼームスワットは千七百卅六年英國のグリーノックに生れ千八百十

九年同國のヒースフィールドに死せり初め其父は富豪の造船家なりしが晩年に及で産を破り家貧して其子を教育すると能はず然るにワットは天稟多病にして家を出るを好まず常に一室中に居て書を讀み算術器械の學を研究し年十四歳の

時躬から「エレキトル」の器械を製したり又其頃一日家に居て茶を煎ずるとき茶
竈の蓋を取て又之を覆ひ瓶の口より湯氣の出る所へヒを當て其ヒへ湯氣の溜
りて水と成たるを一滴づゝ計へ居たりしに其叔母傍より之を見てワットが心匠
を知らず慚惜無益の事を爲すどて大に叱りしことありと○爾後ワットは本草
學含密學礦山學を勉強し殊に窮理學に於ては其奧義に達し年十八歳測量器製
作の術を學んどしてガラスゴーに行き諸先生に交り殊にドクトル、ブラッキドク
トル、チッキと厚く懇親を結べり同處に居ること一年にしてロンドンへ行きこの
處に滞留することも凡そ一年にして遇ま病に罹て歸郷せり其後復たガラスゴ
ーに行て同處にある學校附屬の器械司となり一個の製作所を設けて器械を製
し居たりしが學校の生徒も次第に之と交り或は學術に不審の箇條あれば時々
ワットへ質問し其説を聞て大に發明すること少なからず當時學校の評にワットは
實に精巧の器械司なるのみに非らず窮理學の一大先生なりとて其名聲日に高
し此時學校にミストル、ロビンソンなる者あり殊にワットと金蘭の交誼を結びワット
も亦この人に學で益を得ること多し○ワットが蒸氣を用ひて運動の力を起さん

を失ひ遂に終身の心事を誤ることなれば人たるものは事の始を謹まざる可らず抑天下衆人の内には不義にして富且貴き者もあれども固より天道人理の大義に戻ることなればこれを智と云ふ可らず且文明の盛なるに従て世間一般の爲めに衆人の利益を平均するの風俗となるが故に其間に居て他人の害を爲し獨り私利を貪らんとせば必ず我力に及ばざることある可し

人生互に先を争て自己の爲めを謀るに似たれどもことを成すには必ずしも一人の力に非らず常に他人と交を結て其事を共にすること多し固より此交は他人との交なれば家族のごとく親愛の情を頼て此彼の差別なきには非ざれども互ひに其緩急を救ひ其歡樂を共にするの趣意なるが故に人間に欠くべからざるの交なり

○ワットの略傳 ゼームスワットは千七百卅六年英國のグリーノックに生れ千八百十

九年同國のヒースフィールドに死せり初め其父は富豪の造船家なりしが晩年に及で産を破り家貧して其子を教育すると能はず然るにワットは天稟多病にして家を出るを好まず常に一室中に居て書を讀み算術器械の學を研究し年十四歳の

時躬から「エレキトル」の器械を製したり又其頃一日家に居て茶を煎ずるとき茶瓶の蓋を取て又之を覆ひ瓶の口より湯氣の出る所へヒを當て其ヒへ湯氣の溜りて水と成たるを一滴づゝ計へ居たりしに其叔母傍より之を見てワットが心匠を知らず懶惰無益の事を爲すどて大に叱りしことありと○爾後ワットは本草學舎密學礦山學を勉強し殊に窮理學に於ては其奧義に達し年十八歳測量器製作の術を學んどしてガラスゴーに行き諸先生に交り殊にドクトル、ブラッキドクトル、チッキと厚く懇親を結べり同處に居ること一年にしてロンドンへ行きこの處に滞留することも凡そ一年にして遇ま病に罹て歸郷せり其後復たガラスゴーに行て同處にある學校附屬の器械司となり一個の製作所を設けて器械を製し居たりしが學校の生徒も次第に之と交り或は學術に不審の箇條あれば時々ワットへ質問し其説を聞て大に發明すること少なからず當時學校の評にワットは實に精巧の器械司なるのみに非らず窮理學の一大先生なりとて其名聲日に高し此時學校にミストル、ロビンなる者あり殊にワットと金蘭の交誼を結びワットも亦この人に學で益を得ること多し○ワットが蒸氣を用ひて運動の力を起さん

とし其工夫を始めたるは千七百五十五年の頃なり同年其友ロビンソンと謀て難形を作りたれども意の如くならずして之を廢し千七百六十一年より六十二年の間に尙又工夫を運らし輕小の筒を製して水鐵砲の形となし之を倒にして其棒に分銅を掛け置き筒内の錐の下に蒸氣を入れて分銅を引揚げ又其蒸氣を漏らして分銅を落とすことを試みたり斯く一端の工夫を成したりと雖ども固より之を實用に施すに足らず千七百六十三年學校を去り妻を娶て家に居り手傳の職人ジモン、ガルヂチルなる者を雇ひ此人と共に日夜苦心焦思して又一の蒸氣筒を工夫し稍や其趣を改正したれども底到こゝに二箇條の困難事を生じ其一方を救ふとすれば一方に弊を起してこれを如何ともす可らず即ち蒸氣を筒に満たして錐を一方に進れば隨て又其蒸氣を冷し一度び膨脹したるものを即時に收縮せしめざる可らず一の困難事なり又筒内の蒸氣を收縮せしめて其錐を本とに返せば隨て又筒を温たゞり再來の蒸氣を保て再び錐を進るとき其温氣を失はしむ可らず一の困難事なり右の次第にて最初筒内に蒸氣を入れるれば其筒を温たゞりむるが爲めに多少の熱を失ひ又これを冷して錐を返さんとする

には多少の時を失ひ無益に蒸氣を費すこと甚だ多し右兩様の困難事を見てワットの考には筒の温度を常に變ずることなくして蒸氣のみを收縮せしむるの術を得ば大に機關の力を増すことある可しと工夫の端を開たれども數月の間其工夫を遂ること能はず乃ち又木製の筒中徑九インチ長さ二「フット」なるものを作り一種の釜を用ひて再三再四これを試み熱湯より蒸氣を發する分量は水面の廣狹又は水の多寡にも拘はらず唯熱度の強弱に由て蒸氣の分量に多少あるこのことを發明し且二「インチ」立方の水を蒸氣に變ずれば大凡二「フット」立方の分量に増す可しとの説を定めたり右の如く次第に發明を重ね千七百六十二年に至り始めて蒸氣の筒「フロン」と蒸氣を收縮せしむる器「コンラ」などを別にすることを工夫しこれより從來の疑團次第に氷解して尙又千七百六十八年「ジョン・ルーボック」の助力を乞ひ錫を以て中徑十八「インチ」の筒を造り之を試みしに大に蒸氣の功用を顯はして翌年官許「パト」を得ルーボックは此度の新發明に附き大に力ありし故を以て向後この器械を以て得る所の利潤を三分して其二分を同人へ與ふ可しと定めたれども爾後ルーボックは金山の事に忙しくワットは通船掘割の事

に掛て蒸氣機關を大成するに暇あらず千七百七十三年友人の勧めに由てこれ
までルーボックの引受し關係をソホのポウルトンに譲りワットも同處に行て共に
謀て其翌年遂に新發明の大業を卒りて蒸氣機關の社中を結び今日に至るまで
之をポウルトン及びワットの社中と稱せり初め千七百六十九年官府より五年の
間專賣の免許を得たれども發明の卒業に至るまで既に其年限を終りしが故に
尙又千七百七十五年より二十五年の間專賣の免許を請ひ其後機關を造ること
愈々多く隨て造り隨て改正し益々其精巧を極めたり抑々これより以前に蒸氣
機關を工夫せし者多しと雖ども之を大成して實用に施したる者はワットなるが
故に蒸氣機關の發明者として其名を不朽に傳へり或人これを稱して云く先生の
工夫を以て蒸氣の機關一と度大成し其力の強大なるを其運動の自由なること
實に驚駭す可し大象の鼻を以て針を撮み又大木を裂くもこれを蒸氣に比すれ
ば管に三合を避るのみならず以て印版を彫刻すれば精巧の手も之に若かず鐵
塊を壓碎けば蠟よりも軟なり絲を紡績すれば其細なること毛の如く軍艦を擧
れば其輕きこと水泡の如し以て薄紗を縫ふ可く以て錨を鍛ふ可し以て剛鐵を

切て絲の如く爲す可く以て風浪に逆て舟を進む可しと○千七百九十四年ワット及びボウルトンの子を薦めて蒸氣機關の社中に加しワットは千八百年に至るまで二十五年間專賣の利潤を受けて乃ち社中へ脱し數年前新に買ひしヒース、フールドの田園に歸り知己の學友と共に風月を樂て殘年を終りしと云ふ

○ ステフエンソンの略傳

ジョージ、ステフエンソンは英國にて鐵道蒸氣車を創造せし

人なり千七百八十一年ノースオスフルラントに生れ千八百四十八年タブーン、パークに死せり兄弟六人あり其父は非ラムの石炭山にて蒸氣の火焚きを業とし終歲力役して家族の衣食を給するにも足らざる程の次第にて固より其子に字を教ゆるの力なしステフエンソンは其第二子にて幼年のときより作て書を見ることなし年九歳にして隣家に雇はれ一日に「ペン」〔ペン〕は我七分五厘に當る本編の附録に出の日雇賃を取て牧牛の番人と爲り其外農業の手傳を爲し居たりしかども生來の心願にて父と同業たらんことを好み年十四歳父母に隨てデューに家を移せしとき其地にて石炭山の社中に愛せられステフエンソンは鎮着にして才智ある少年なりとて蒸氣火焚きの手傳に命したり其後火焚きの職にて處々の石炭

山に雇はれ年月を経るに従て次第に蒸氣機關の取扱を心得或は之を取離して一と通りの修覆をも爲し得るに至りしかども十八歳のときまでは讀書を知らざるのみならず自分の姓名をも讀むこと能はずこの頃より力役の傍に石炭山の童子と共に夜學校に行き痛く躬から勉強して二年の間に漸く書を讀み文字を書き算術も加減乗除を自由にすることを得たり千八百二年妻を娶り二年の後不幸にして其妻を失ひ一子ロベルト後大家となり其を遺したればステフエン名父に劣らずソンはこの兒を携てキリンヲルスの石炭山に行き業を營むと雖ども固より其給料も少く加之其給料の内より屢父母の困窮を救ひ得る所費す所を償ふに足らず一身孤子の處置如何ともす可らず或は又心事を轉じて亞米利加に行き活計を求んとて其策を運らしたることもあれども數千里外の遠國へ旅用の方便もなく乃ち志を決し唯一身の心力を勞して以て後來の禍福を試んど思ひ定職の傍には器械書蒸氣書を讀で自から爲めにし或は人の爲めに時計を修覆し履を繕ひ衣裳の敝れたるを補ひ襦袢の垢付たるを洗ひ凡そ手足を動かして人の便利を達し我活計を助く可きことなれば何等の煩勞と雖ども嘗て之を憚るこ

どなし當時石炭山の評にステフエンソンは百需全備の才物なりとて同職の役夫に至るまでも皆これを調法せり斯く時日を経る間に千八百十二年石炭山の主人器械改正のことに付ステフエンソンの説を聞て大に之を悦び俄に撰擧してキリンオールの蒸氣機關司に命し一年に百ポント給料を與へりこれよりステフエンソンも稍々地位を得て舊來の素志を實事に施し種々便利の器械を製造し就中蒸氣車の制式には多年其志を專にする所にて尙又此度に至り世上在來の諸器械を探索し其制式を見て其功用を察し此彼相比較して千八百十四年一種の蒸氣車を造て之を試みしに古來未曾有の妙用を成したりこれより以前に製したる車には其輪の周圍に釘を樹て鐵道の上に滑ることを防ぎしなれどもステフエンソンは此釘を去り其外變革せし所多きに付ては衆議沸騰して其拙を誇ると雖ども毫も屈する色なく英吉利國內の諸老先生を敵手と爲し獨り其意を銳して工夫を運らし再三再四試驗の際に遇々蒸氣の聲の喧しきを避けんが爲其釜より洩るゝものを烟出しより遁れしめしに蒸氣の排出するに従て風を生じ火勢を増したるを見て大に悦び偶然の發明よりして其理を推し蒸氣の力を劇

烈にするの術を得て遂に千八百十五年再び車を造て初て大成を得たり本編縁
條二千八百十二年蒸氣車を造て石炭を運送云々と記したれども其時の製作は
唯其工夫を始めたのみにて未だ蒸氣車と云ふ可き程のものには非ざるなり
右の如く蒸氣車の制式は稍全備したれどもステフンソンの説に蒸氣車あれば
必ず鐵道なかる可らず兩様の内一を欠けば用を成し難しとて乃ち又鐵道の改
革を始め鐵線を太くし軌道の幅を定め廣きものは四「フート」七「イト」狭きものは
造りしものを廢して鍛鐵を用ひ都て堅固にして平面なるを趣意とせり○千八
百十五年拿破崙の騷亂初て治り天下太平に復したるに就ては國內の貿易も次
第に繁榮に赴き蒸氣車鐵道の建立を望む者多しと雖ども當時世上一般の説に
蒸氣車は阪道の急なる處に重き荷物を引上るには必用なれども尋常の道路に
用ゆ可きものに非らずと云へりステフンソンは其同志の者數人と共に此説を
排して云く鐵道は上王侯より下庶人に至るまでの官道にして蒸氣車一と度び
世に行はれなば驛路の馬車は地を拂て廢却す可しとて初て大業を起しヘットン
の石炭山より八里の間に鐵道を敷き平地は蒸氣車にて自から走り阪道の處は
道の傍へ別に蒸氣機關を据へて之を引上げ往來の便利を達せんとして千八百

二十二年遂に其功業を成したり此鐵道を造て稍や成功に至らんとするとき政府議事院の評議にてストックトンよりダールリントンまでの往來に鐵道を造らんとて三百ポントの給料を以てステフェンソンへ其事を命じ且議事院の説に其鐵道の平地には馬を以て車を引き阪道の處へは路傍に蒸氣機關を据へて車を引く可しとのことなれどもステフェンソンは強て懇願し遂に議事院の許を得て蒸氣機關の車のみを用ゆることに定り三年の工を費して千百二十五年初て其道を開き天下の耳目を驚かしめたり○此時に至て世上に鐵道蒸氣車の説を唱ふる者益多く各々異説を立て鐵道は尋常の路に若かずと云ひ往來の速なるは却て不便なりと云ひ蒸氣機關の車を以て自から走るは路傍の處々に機關を置て車を引くの便利なるに若かずと云ひ衆口喋々これを如何ともすることなし殊にリールポールとマンチュストルとの間に鐵道を造るの評議ありしときは其議論益々劇烈に及び殆んど一場の戦争なりしかどもステフェンソンの膽力を以て遂も宿説を變せず千八百二十六年議事院の命を奉して此鐵道の工を始め千八百三十年卒業せり此時には蒸氣車の制式をも既に改正して新成の鐵路を走

り一時間に三十六里を行きしものなり○ステフンソンは英國に於て鐵道蒸氣車の事に就き既に開祖の名を得て爾後十年の間は國內の諸方に鐵道を造り或は外國よりの招待を受けて殆んど間暇の時なし既にして家富み身老してタブトン、パークと云へる處に退居し近傍にある石炭山の事に關係して其利潤を受け老後を樂て命を終れり其爲人幼少のときより質直にして虚飾を好まず老退の後も其舉動都て平穩にして自から足れるを知り眞に英國人の氣風ありて世間の人望を得たりしと云ふ

人民の各國に分るゝことを論ず

英國、佛蘭西、澳地利、普魯士の如きは稍や世界の開たる後に建國したるものにてこれを舊國と云ふ可らず往古人民の一國と稱し或は一州と唱へしものは今日より考れば固より一國と云ふ可き程のものに非ずこれを支配する人は其内の家筋の者にて恰も本家より其家流の分家別家の者を支配するが如し其一群の人は一族の有様にて本家の主人を呼て父と稱せり方今にても亞米利加の土人其酋長に事するには父子の禮を以す故に其土人の合衆國中に在る者は大統領を呼て大父と

稱シカナダ地方に在る者は英國王を大父と稱せり既に今の英國女王フクトリヤの位に即きしときもカナダの土人等は舊來婦人の支配を受けしことなきが故に英國の女王を以て大父と爲す可らずとて多少の混雜を生じたることあり前條に云へる如く僅に一群を結て其酋長の命に服従せる人民等世に政府を立るの法を了解しなば互に相合衆して一大國を建ること英國又は亞米利加合衆國の如くなる可き筈なれども元來人民の互に自由を許して不羈獨立の政府を設くるに至るまでは其進歩甚だ遅きものなり故に古來大國の基を開きし者は皆兵力を以て小弱を并呑したるものにて其人心を得たるに非らず往古羅馬の如き殆ど全世界を押領したれども其實は世の人心を服従せしめて穩に他國を并せたるに非らず唯兵力の威光に由て天下を畏服せしなり

方今歐羅巴の諸大國も其本は小國より興て他國を蠶食したるもの多し譬へば佛蘭西にても往古其國王と唱へし者は方今佛國の首府たるパリスの近傍僅に數里の地を領したるのみ今日佛蘭西國の形勢を見佛蘭西人の常談を聞けば佛蘭西は開闢以來今の佛蘭西の如くなりしかと思ふべけれども決して然るに非らず其國

境の廣大となりしは百年以來のことにて既に拿破崙ナポレオンの時代にも屢變革したることあり

右の外西班牙イスパニヤにても往古は六國に分れしが千四百年代の頃合して二國と成り其後又此二國の君一は男主にして一は女主なりし者婚姻を結て國も亦一に合し尙又澳地利、荷蘭、白耳義、伊太里イタリアのネーフル其外亞米利加の地方をも領して一時西班牙は世界中の強國と稱せり國を開たる一例なり爾後西班牙の威力次第に衰微して所領の地をも殆んど失ひ盡して方今は唯其本國を存するのみ國を盛めたる一例なり○魯西亞の強大となりしも多くは其隣國を蠶食したるものなり其先代モスコモスクワに都せしときまでは僅に近傍の地を領して其大さ今の荷蘭國に過きざりし程のことなり○凡そ古來國勢の俄に強大となりしものは普魯士に如くものなり方今普魯士國は人口二千萬に近く歐羅巴諸州の内にて一大強國と云ふ可し然るに其國祖先の由緒を尋れば今より百年以前はブランデンボルフの一諸侯にて人口僅に百萬人を支配したりしものなり

今より千年以前の頃は不列顛英、蘭、蘇、格、蘭を合せたる總名も十三四國に分れて各々

獨立したりしが紀元九百年代に至り英蘭を一統せしものありて次て又阿爾蘭を
并せられども蘇格蘭は七百年代の始に至るまで依然として獨立せり此時に於て
蘇格蘭は貧弱なる一小國なれども英國より兵力を以てこれを攻取るの企なし千
七百六年に至て兩國より全權委任の使節を命じて合衆の談判を遂げ寸兵を用ひ
ずして兩國を并せ一大國の基を起したり其有様は二個の商人各々其貯ふる所の
財を合せて一の商賣を始るが如し○亞米利加合衆國の獨立せしときも其諸州の
合したるは兵力を用ひしに非らず互に約條を結て一政府を立たるなり
小國を合せて大國と爲せば世のために利益あること少からず第一制度を一致し
て兵亂の禍少く言語風俗を同様に爲して人の交を廣くし人民互に世上のため
に便利を謀て大業を企て才力ある人物をして其働を逞ふすることを得せしむ可し
今假に英國を分て二三の小國と爲さば假令ひ兵亂を起さるも其國々互に相羨
み互に相嫉て常に爭論の止むことなかる可し又其一國に英雄の君出て善政を施
すことありと雖ども唯自國のみに限て其德澤を他國へ及ぼすこと能はず加之各
國互に其隣國の産物より運上を取り其人民を取扱ふこと外國人の如くし互に相

苦む可し昔伊太里に於て斯る惡弊の流行せしことあり

小國を合せて大國と爲すは固より世のために利益なりと雖どもこれを合するの法は宜しく英國の蘇格蘭を合せたる法の如くなる可し若し然らずして兵力を以て他國を押領するときは必ず其間に不平を生して苦情の止むことなかる可し古來亡國の人民に曲を蒙らざるものは甚だ稀なり故に兩國の人民同意一致して相合衆すれば世界中の幸ども云ふべきものなれども兵力を以て他國を滅す者は所謂暴を以て暴に代るものにて國境の弘まり兵力の盛なるに従て益々其權威を恣にし却て世上の大害となる可し

或は又海外の遠方に所領の地を支配する政府あり其支配の法甚だ難し殊に其地より土人名代の議事官を本國の政府へ出たす可きや否に至ては其利害得失未だ定らず凡そ世界中に海外所領の廣大なるは英國所領の印度地方を以て最とし之を支配する模様も甚だ奇なり其土地の人外國の支配を受けることに慣れて自から政府を立てるを好まず今日之の勢にては假令ひ英國より其自立を許すとも自から敢てせざる可し蓋し英國の未だ印度を支配せざりし前は其土地の人自國の暴君姦

吏に窘められしに英國の支配と爲りしより以來は法律寬にして政治正しく各々其生を安ずることを得るが故に英國の支配を離れなば再び元との苛政に陥らんことを恐て自から自國の政府を立つるを欲せざるなり

右の外英國には海外所領の地多しと雖も其模様全く印度に異なり亞米利加澳オーストラリア太利亞等の領地へは英の本國より家を移したるもの多し元來この者等は遠方に行て土地を開き新に活計を求るものなれば不羈獨立の一新國たらんことを欲するは至當の勢なれども事の始に於ては其人數も少く未だ政府の躰裁を設るること能はざるが故に本國の政府より之を扶助し之を保護し其人民次第に繁殖富饒に至るを待て乃ち其獨立を許し人の満足を得せしむ可し若し然らずして其既に獨立す可きものを尙は束縛して之を制せんとせば其民必ず叛て自から獨立の新政府を建つ可し本國の良策と云ふ可らず

各國交際

各國自立して其本國を守り其所領の地を失はざるは多くは兵力の然らしむる所なり太平無事の時には各國互に相奪ふの患なしと雖も一旦干戈を開くに及で

は侵寇掠奪至らざる所なし殊に夷俗草昧の國に於ては人の依頼す可き制度なくして其慘毒最も甚し他人の害を被りし者は我知己朋友を集て自から讎を報ずるの外更に術なし諺に所謂有力者は非を理に變じ無力者は常に其害を被るとはこのことなり文明開化の教漸く世に行はれ制度法律次第に明なるに至て此弊害も隨て止むと雖ども各國交際の有様は今日に至るまで尙は往古夷民の互に匹夫の勇を争ひしものに異ならず故に現今至文明と稱する國に於ても動もすれば大に戰爭を始めて人を殺し財を費し其害擧て云ふ可らず實に長大息す可きものなり

文明の人民は其政府に服従するの便利を知り且これに服従せざる可らざるの理を了解して自から政府の權威も行はれ一國の内治ると雖ども固より獨立の國なれば他國の制度に従ふことなし故に小國は大國に侵されんことを恐れ亦大國と雖ども禮を知らずして暴行を恣にすれば小國連合してこれを伐つの恐あり右の次第にて各國の間には常に爭論の止むことなく動もすれば兵威を以て我目的を達せんとする者ありて其交際甚だ危しと雖ども世上未だ一定確明の全權なきが故

に其争端を防ぐものなし

世の文明に進むに従て一法を設けこれを萬國公法と名けり抑も世上に一種の全權ありて萬國必ず此公法を守る可しと命を下すには非ざれども國として此公法を破れば必ず敵を招くが故に各國共にこれを遵奉せざるものなし各國の間互に使節を遣て其國へ在留せしむるも其國々互に公法の趣意を忘るゝこと無らんが爲めなり故に兩國の間に怨を結ぶと雖ども使節は敵國に在留して更に害を被ることなし既に戦争の始るに及でこれを其本國へ送返すのみ斯く敵國の間にも自から禮義を存するは文明の然らしむる所なれども往昔はこのこと甚だ行はれ難く既に土耳其の如きは他國と戦争に及べば先づ其使節を捕へしと屢々これあり歐羅巴諸大國の間には國力の平均と唱ることありて世の太平を保つの一助となれり方今歐羅巴にて大國と稱するものは英吉利、佛蘭西、澳地利、普魯士、魯西亞、是なり其國力を平均して互に優劣なき所以は元と相羨み相嫉むの情に出でしものにて譬へば今此五大國の内英國の蘇格蘭を併せたる如く二國相合衆せんとするの勢あらば他の三國これを恐れて其合衆を妨ぐ可し千七百年代の始に佛蘭西と

西班牙と合して一國たらんとせしに各國兵を起して遂に其策を破りしことあり
 斯の如く各國互に相嫉むの勢あるに由て小國の爲めに利益あること少からず即
 ち大國の争は小國の幸なり今若し澳地利と魯西亞とをして其力を逞ふせしめな
 ば忽ち近隣の小國を併呑す可きなれども他の諸大國より之を妨げ或は兵力を以
 て其強暴を制するが故に小國もよく其國を存して侮を受ることなきを得るなり
 抑も方今諸國の形勢を察するに右に論ずる如く唯國力の平均のみを以ては未だ
 其争端を制するに足らず輓近魯西亞、澳地利、普魯士の三大國共に「ポラント」を滅
 して其地を分ち又澳地利は伊太里の小國を押領せし等のことあれども他よりこ
 れを間然するものなし是亦如何ともす可らざるの惡弊なり

前條に述る所を以て之を視れば各國政府の不正強暴を制して全くこれを止む可
 きの方術あることなし是即ち天下に戦争の止まざる所以なり文明の國に於ては
 二人の間に争論を起して闘はんとする者あるども政府の法を以てこれを止め其
 争論を制す可し總て文明の教を被りたる者は戦争の凶事たるを知り勉て之を避
 ると雖ども外國との交に至ては然らず或は事を好む者ありて人心を煽動し或は

其君主功名を貪り野心を恣にせんとして戦を好む者甚だ多し故に方今歐羅巴の諸國禮義文物を以て自から誇ると雖ども其爭端嘗て止むことなし今日は文明開化の樂國と稱するものも明日は曝骨流血の戰場となる可し嘗に桑田變じて海と成るの比に非ざるなり

文明の教を以ては未だ戰爭の根源を止るに足らずと雖ども稍や其慘毒を緩にす可し亞米利加之土人の如きは其敵を害するに慘刻兇惡至らざる所なし夜間に村落を襲ひ婦人を害し小兒を殺す等を以て嘗て卑怯の舉動と思はず自から好機會を得たりとせり文明の師に於ては然らず無辜の婦人小兒を殺すを以て恥辱とし敵の政を伐て敵の民を殺さざるを戰の趣旨とす故に敵と戰ふときは必ず其兵士に向ひ敵國を伐つときは必ず其城を攻む村落を侵掠するとも徒に其民を害するのみにて攻伐の目的を達するに足らざるが故に直に其首府に進み其政府に迫て勝敗を決するなり

往昔は各國の政府艱難を凌ぎ危険を犯し唯其隣國を害するを以て自から剛勇に誇り隣國に罪人あれば之を匿し隣國に連債を負ふ者あれば之を助け或は又隣國

に争亂を起す可き由緒の人あれば財を散じ兵を費して之を扶助せざることをなし故に英國王「スチヤアルト」の家を絶ちしときも佛蘭西にて其家名の人を助け數十年の間英國の煩を爲したることあり事は本編英國條に詳なり歐羅巴昔年の事情斯の如くなりしと雖ども近來は漸くこの惡風習を除き各國互に其人民の爲めを謀て相助け此彼相頼て國を建るの勢を得たり

英國にて貿易の法を一新してこれを寛大にせしより諸國の交際更に懇親を増したり英國の貿易盛なるに就ては諸國の人民英國に物を賣て利を得るもの多きが故にこれと戦ふことを好まず且其國々の間にも戦争の事あれば自から英國との貿易を妨げ隨て其人民の損亡たる可きを知て太平無事を祈る者多し故に方今英國の貿易愈々盛なるに従て各國戦争の禍も愈々稀なるべし加之英國にては貿易を盛大にして一國內の繁榮をも致せしことなれば諸國の政府もこれに倣て其商法を寛にし各國此彼の便利を謀て益々文明開化の教を施し遂には天下無窮の太平を見る可し故に云く各國戦争の源因を絶つは貿易の法を寛にするに在りと

政府の本を論ず

前既に云ひし如く人生の天稟相異なること甚し或は筋骨の強壯なる者あり或は身軀の虛弱なる者あり或は才力の剛毅なる者あり或は精心の懶惰なる者あり或は人に先つて人を制するを好む者あり或は人に従ひ人を頼で事を成すを好む者あり草味夷俗の民間に於ては此天稟の異同殊に著しくして人生の害を爲すこと最も甚しと雖も文明の進歩するに従て漸く此不平均を一致し或は全くこれを一致すること能はざるも其不平均よりして世上の害を生せしむることなく却て轉禍爲福の處置を施すことあり

草味夷俗の國に於ては強き者は事を爲すに意の如くならざることなく弱き者は唯命是れ従ふのみ現今土耳其の奉行に向て禮を失する奴僕あれば劍を抜て之を切捨るとも妨なし今より百五十年前は蘇格蘭の北方に於ても其酋長たるものは部屬の小民を切捨てし例あり又數百年前封建世祿の時代に於ては其慘酷これより甚し日耳曼の一諸侯嚴冬の夕に獵より歸り手足寒しとて其家來を殺して腹を割き鮮血淋漓たる腹中へ兩足を入れてこれを温ためしことありと其殘忍なること實に名狀す可らざるなり今假に英國に於て富豪の貴族一小民に逢ひ其衣を奪

て自から着することあらば之を許す可きや假令ひ縉紳の大家なりと雖ども罰を蒙ること必せり文明の徳澤なり

天稟の不幸にして人に及ばざるは五官の具を欠くものを最とす即ち盲、聾、啞の如き是なり夷俗の國に於ては斯る不幸の造物を路傍に棄て、問はず甚きに至ては故さらに之を殺す者あり支那の如きは全く開化を被らざる夷狄にも非ざれども尙盲、聾を棄て或は之を殺すの惡習あり文明開化の國に於ては然らず天稟不具の人あれば管に其生命を保護するのみならず又從てこれを教へ其不具を補て平人に齊しからしめんことを勉めり故に盲者に書を教るには其文字を作り聾、啞に言語應對を教るにも其法を設け其功德實に驚く可し亞米利加に一女子あり名を「トラブッドマン」と云ふ目見る能はず耳聴く能はず口言ふ能はずされどもよく文字を解して知己の人に書翰を送ることを得るに至れり故に其耳目は人に及ばざれども其精心はよく天地萬物の理を辨し世界人類の情に通せり

世の開るに從て小弱無力の者相共に謀て人々の通義を達し生命を保護する爲めの處置を設けこれを國の制度と名けり元來制度の目的とする所は人の強弱智賢

に拘はらず各々其生命を安んじ其私有を保たしめんとする趣旨なるが故に無謀過激の徒は之を忌み此法則を破らんとしたれども衆寡敵し難く遂に理を以て力を制し一定の制度を施行することを得たり是即ち世に政府の起りし本源なり政府とは人心を集めて一軌と爲し力を以て衆人の意を達せしむる所以のものなり草昧の始は先づ法を設て然る後に人を制したるものか或は人々交際の上に自から法を生ずるものか其前後得て知る可らず然れども人あれば必ず法なかる可らざるの理なれば人間交際の始より同時に其法も定り兩様相共に進歩するものなる可し凡そ地球上人類の集る所には人々互に其通義を知り自から一種の政府を建ざるものなし亞非利加の南方に「ボスマン」とて一種の野民あり其民嘗て世に政府のあることを知らずと云へり然れども其政府なきは元來土地廣く人口少くして相集ること稀なるが故なり野民の内にも自から人望を得て人を歸服せしむ可き人物のなきには非らず又澳太利オーストラリアを發見せしときは人皆其國內に政府の種類なきものと思ひしに其後人口の多き所に行て之を見れば果して其酋長あり其外亞米利加の土人にも酋長ありニュー、ジールランドにも往昔は土地の王と稱する者數

人ありしことなり

人間群を爲せば必ず一種の政府を立て、其取締を設けざる可らず實に欠く可らざるの急務なり今國法を犯し徒黨を結て賊を爲す者を見るに尙其内に自から法則あり即是の盜賊の政府なり又橋下に住居する乞兒にても多人數相集れば自から法則を設けて互に便利を謀れり即是れ乞食の政府なり昔伊太里に強賊あり其賊首は金玉を以て衣裳を飾り配下の者を號令するに甚だ威權ありしと云ふ。草昧の始に政府を建て法を設けし形勢を察するに其概略左の如し身軀強健にして心力勇壯なるものを首長と爲し年長にして事物に熟練せし者を謀主と爲して日に戦闘を事とし小弱未熟の少年は其首長に事へて禮を盡し以て他人の侵掠強奪を遁れしことにて人口次第に増し居處次第に定るに隨て制度法則も漸く正理に赴くとは雖ども一躰の人氣皆私慾を恣にせんとして動もすれば亂暴の舉動多し血統の子孫に家を傳ふるは往古よりの風俗なれども亦其時の事勢に應じて今の世に行はるゝ相續の法とは自から其趣を異にすることあり譬へば往昔蘇格蘭の君死して幼少の子あれば其子を立てずして年長の弟に位を傳へり蓋し爭亂の

世に當て幼君にては事務に堪へざるが故なるべし又歐羅巴諸國の歴史を按ずるに國君と稱する者其始は唯一種族の酋長にて次第に土地を押領し遂に一國人民の上に立て政を施すものなり

右の如く國君の起立は其事情曖昧なれども數百年の間世々相傳て自から門閥の名を取り就ては尙ほ又牽強附會の説を立て、益す其威光を耀さんとし或は之を天與の爵位と稱せり近世に至ては其歴代愈久しきに從ひ其位も亦愈固くして容易に之を動かす可らず若し強て之を動かさんとすれば國の制度も共に變動す可きの勢となれり抑も一國の内には人物も少なからざれば門地に拘はらず才徳ある者を撰て君と爲し國政を施して妨ある可らざるの理なれども立君の制度を以て國を治んとするには國內の人望を得たる名家の子孫を奉じ恰も之を其家族の惣名代として君上の位に立て人心を維持するに若くはなし是れ所謂理外の便利なり

政府の躰裁は各々相異なるも其大趣意は前にも云ひし如く唯人心を集めて恰も一躰と爲し衆民の爲めに便利を謀るより外ならず國政の方向を示し順序を

正するの事は一二の君相又は議政官の手に非ざれば行はれ難きが故に人心を集めて一躰と爲さざる可らず衆民の便利を謀るにも人心一致せざれば衆を害して寡を利するの患あるが故に此亦政府の上より處置せざる可らず本來諸國に政府を立て、國民の之を仰ぎ之を支持する所以は唯國內一般に其德澤を蒙らんことを望むのみの趣意なれば政府たらんものも若し國民の爲めに利を謀ることなくば之を有害無益の長物と云ふ可し就中其職分にて最も緊要なる一大事は法を平にし律を正するに在り是即ち人民の生を安んじ自由を得私有の物を保つことを得る所以なり故に政を施すに誠實を主とし公平を失はざれば假令ひ一時の過失あるども其政府を遵奉せざる可らず

西洋事情外編卷之二

福澤諭吉 纂輯

政府の種類

政府の種類は第一立君第二貴族合議第三共和政治と三様に其躰裁を異にすれども事實に於ては明に其區別を立て其躰裁を説き難し故に今此條に於ては唯政府の施す可き處置と隨て生ず可き事情とを論ずるのみ

政府の体裁は何様たるを論せず又其年代の新舊にも拘はらず國中の人心を得る所以は恩徳を施すに在り徳を以て人を服すれば其政府安妥にして假令以横逆の事件起るとも之を和することを得へし之に反して政府たるもの一人の身を處するが如く専ら私を顧て公明正大の趣意を失ふときは亂臣賊民を罰するにも必ず慘刻に過ることある可し澳地利の如きは其政府の躰裁殆んど立君獨裁に似たるものなれども仁君の名ある第二世フランシス帝の時代には其政却て佛蘭西の共和政治よりも寛大なり是即ち政治の名實相齟齬する一例なり千八百四十八年佛

蘭西の共和政治は國中の人民これを好む者少くして其事情甚だ困難なりしと云ふ

政府の自から恐怖するは必ず刻薄にして狐疑するが故なり政府の安安ならざるは必ず恐怖する所あるが故なり英國政府の安安なる所以は其政治の躰裁に由て然るにはあらず唯國中の人民に好意を抱くもの多しとのことを信じて政府も自から安んずることを得るなり國中の人民を寛大に取扱ひ衆庶相議することを許す所以は其言行宜を得て國の制度を害するものなきを知ればなり凡そ事理至當の極を云へば左の敷言を以て盡せり即ち政府は確實寛大を主として動かす國民は其通義と職分とを知り躬から謹慎して粗暴の舉動を爲さず惡俗弊風は唯政府の法を以て防ぐ可きことなり

治亂極ればこれを一變して動もすれば從來の政に相反したる制度を立ることあり是即ち人心の自然に向ふ所なり故に暴政に束縛せらるゝこと久しければ其民自由を思ひ一旦機會を得るときは忽ち亂を起し或は其機に乗じて度を過ぐることあり千七百九十二年佛蘭西の大亂は其一例なり此時に當て佛蘭西國立君獨裁

の舊政府古來比例なき反亂のために滅却して其後數年の間は却て共和政治の大亂に陥たり又國勢四分五裂して一定の政府なく兵亂の禍に苦むこと久しければ國民又其自由通義の趣意を顧るに遑わらず唯一時の生を安んじ産を全せんが爲めに天下の一に定らんことを企望し早くも立君獨裁の全權を待てこれを尊奉するの心を生ず是即ち爭亂の世に報國の大義を唱て失望する者ある所以なり又事を好む者時勢を知らず妄に世態を變革せんとして一時其志を得ることありと雖も果して永久の良策に非らず遂には復た苛酷の虐政に窘めらるゝこと必せり其人の産業を見るに昔時の安寧に及ばざること遠し

凡そ良政府の一大緊要事は其民を無智文盲に陥るゝことなきに在り人に智識なければ必ず惡事を爲すものなりペルシヤ人の如き無智蒙昧なるが故に止を得ずして虐政の下に立ち君主一人の獨斷にて隨意に政を施すと雖も人民これに安んじて嘗て怪む色なし文明の化を被り禮義の教に浴したる歐羅巴人に於ては然らず已れ文明にして禮義を知るが故に其政府も亦た己れと共に文明にして禮義を知らんことを需む政府若し其趣意を失すれば人心忽ち離散す可し又衆庶合議

の風俗ある國に於ては人民各政治の職分を違す可きが故によくこれを教育せざる可らず亞米利加にては國民の教育既に洽なくして政治の需用に供するに足れり云ふ可し其他歐羅巴の諸國に於ても教育の法亞米利加に劣らざるものあるは早晚其政治の一變す可き前兆なり

政治經濟の科を學ぶは國民に於ても欠く可らざるの緊要事なり國民皆この事情に暗くしては國中會議の政を以て國を治む可らず歐羅巴にても其國々の風習に由り國政は盡く官府有志の手より出て國中に人物ありと雖も政治に關係することを得ざるもの多し斯る風習の存する國に於て俄に平人を擧て議政の權を附與するとも其人嘗て政治の事に慣れずして其味を知らざるが故に其權あるも其事を爲し能はざるべし英國に於ては罪人の取扱市中の取締村邑の評議街道の處置等其事柄に由ては平人に任するが故に自から政治の一端を學び得て其益少からずと雖ども佛蘭西日耳曼に於ては絶てこれなし故に今佛蘭西日耳曼等にて俄に其政治の赫裁を變じ國中一般の人を會して政を議するの法を立てなば其人々事に慣れずして必ず處置を錯ることある可し之に由て考れば立君獨裁の政を俄に

共和政治に變せんとするとも必ず其功を遂ること能はずして國の不幸となる可し抑も英國所領の亞米利加にて共和政府を建てしはこの例に非らず亞米利加建國の名は政治を一變したるに似たれども其實は從來英國王より遣差せる名代の人を首長の位に置き國內の事務は國內の人にて此名代の人と共に處置する風習なりしゆへ建國の後議事院を設け大統領を立てしと雖ども一躰の政治に至ては僅に其趣を變じたるのみ

兵亂に由て俄に政府の革まるを革命と云ひ世に遁る可らざるの禍なれども或は亦これに由て國の幸となることあり千六百八十八年英國王第二世ゼームス國法を破りたるに由て内亂を生じ遂に其位を廢して政府を一變したれども今日に至るまで英國の人この革命を悦ばざるものなし又昔時佛蘭西人の暴政に苦みし有様を見れば千七百年代の末に其國の大に亂れたるも驚く可きに非ず又亞米利加の騒亂は實に一國の繁榮を致せしが故に今に至るまで其國の人意氣揚々として自から既往の亂を祝せり右の如く革命の兵亂に由ては或は一國の幸となることも亦少なからずと雖ども國內に干戈を動かせば一時に其禍に罹り目前に災害の生

ずること甚しきが故に思慮ある人は前後を顧て妄に其事に與する者少し國に革命の亂起れば從來人の慣れし制度風習を變動し後來の變化計る可らざるが故に工商の業地を拂て衰微し力役の人は活計を失ひ且平生より非常の用に供す可き貯なければ已むを得ずして惡事に陥り騷亂中に又一場の騷亂を生ず斯く騷亂の持續する際に當て世のために最も憂ふ可き一時は最初國政の改革を企望せし者既に其望を失ひ現在の兵亂に苦み後來の難を恐れ遂に姑息の心を生じて衰世の時運を挽回す可き人物を見れば忽ち其人に籠絡せられ一時の安妥を買んとして人間普通の自由を棄ることあり是れ所謂自由を求て自由を失ふものなり故に世人若し其政府を改革せんと欲せば劇烈非常の術を用ひずして其目的を達す可き路あるときにのみ之に従事す可し

政治の論は未だ一科の學と爲す可き定法なきが故に政府を建るに謹慎して思慮を盡し或は他の適例に倣て法を定むと雖ども之を實地に施して行はれざること多し怪む可きに非らざるなり世に盛善と稱する政府の事情は學者の未だ知らざる所にて紙上の論を以て盡す可らず譬へば英國政府の如き制度整齊にして内外

安寧なること殆んど海内に比類なしと雖ども議論を以て其實際を名狀す可らず
或は其政府自から事を行ひ隨て又自から抑制するものと云て可ならんか都て其
實に行はるゝ事は其外に顯はるゝ躰裁に異なり其一二を擧て云んに政府の上に
立つ者は君主にして自から獨權あり若し其獨權を恣にせば國中の害を爲す可き
筈なれども嘗て其患なし上院は下院より上席なれば自から一種の權威ある可き
筈なれども下席の下院にて衆議既に定れば上院にて長く之を拒むことなし下院
の内は尊卑の別なく全く共和政治の躰裁なる可き筈なれども其議事官多くは名
家の人にて自から貴族合議の風あり抑も斯の如き政府にて斯の如き政の行はる
る所以は年代時運に由て一般の人心互に我意を忍び自然に國の制度を敬畏する
の風俗に赴きしが故なり今若し此政治を以て他國に施さんとするも其風俗人心
に欠典あれば必ず其功を奏することなかる可し右の次第を以て之を考れば各國
各人にて政の是非得失を論じ各々其説を異にする所以の理をも了解す可し
歴史を按するに政治の沿革は時々故障なきこと能はずと雖ども年代の久しきに
從て次第に善に赴くものなり世人徳行を修め智識を研ぐの風俗に赴くは自から

政府の威權を制して衆庶會議の端を開き隨て政府も亦私曲を行ふこと少く漸く國中一般の便利を公議するに至れり斯く時勢の沿革するには或は治を以てし或は亂を以てし固より其然るを計らずして然るもの多く皆偶然に出ると雖ども古來未だ其進歩の速なるものを見ず且又國中の人各々一己の私徳を修めざれば假令衆庶會議の法を設るども一國の公政を行ふ可らず蓋し國中の人は一一般公平の便利を謀るの趣旨を先づ自から了解して然る後に其趣旨を施行す可き人物を撰舉し之を衆人の名代として議政の職に任せざる可らず是即ち國民の職分なり凡そ人として此國に居り其政府の下に立てば自から故府に對して務む可き職分あるの理なれども世人未だよく此理を知らず或は妄に政府の職分のみを議論し己れこれに對して報す可き職分あるの理は嘗て自から顧ることなく動もすれば放蕩に陥る者少なからず罪人と云ふ可し政府に過失あれば之を改正す可き方術を熟考し穩に其處置を施さんとして力を盡すは國中の人々當務の職分なれども其時勢に一利を起して一害を生す可きの恐わらば丁寧反覆して其利害得失を察し何等の事情あるども決して輕卒に議論を發す可らず

國法及び風俗

稍や開化に進たる國に於ては必ず古風舊例なるものありて其君主妄慢の權を多少に抑制す可し東洋諸國にては國民の種類を分ち一種類毎に具りたる權威ありて各々其職業を異にし階級も亦上下の別ありこれを「カースト」と云ふ此風俗は往古よりの舊例にて今俄に之を改めんとせば必ず混亂を生ず可し「カースト」は印度のヒンドスタンに専ら行はるゝ風俗なり猶支那日本にて士農工商四民の別あるが如し凡そ世上に首長と配下と位を別ちこの外に階級あれば其階級に隨て必ず其權あり奴隸の法は文明の人に於て惡ひ所なれども非常の暴政を以て小弱の賣奴を抑壓せんとすれば其主人にて之を保護することあり是即ち賣奴の法を以て人を救ふものなり

右の如く人民の種類を分つ風俗は蠻野の民間に在ては或は適當す可きこともあるべしと雖ども文明の國に於ては禮義の道と宗旨の教とに由て巧に其弊風を除きたり然りと雖ども又こゝに華夷夷俗の太古より世に行はるゝ別段の風俗あり此風俗は歲月を経るに従て曾に之を棄てざるのみならず又隨て増補改正し以て文明開化の一大助と爲したるものなり今英國に於て盡善盡美の制度と稱するも

のも其本を尋れば往古の風俗より來りしもの多し故に此風俗の沿革を探索するは最も大切なることにて且つ之に由て考れば世の文明を進めんとするには學者の高論に従て法を造るより寧ろ葍昧夷俗の風を改正するの便利なるに若かずとの理を了解す可し

各國にて古來の風俗舊例を集めて一躰となし次第に其形を成したるものを國法と名づく葍昧夷俗の國に於ては其法不正にして極て欠典多しと雖ども人民てこれを頼て尙は暴君森吏の慘毒を免かる可し譬へば今無法の國に於て一農夫あり遇ま國の諸侯に向て禮を失することあらば其君直に之を捕へて躬自から無禮の罪を罰すること意の如くなるべしと雖ども若し其國の舊例にて斯る訴訟を聽く可き裁判の場所あらば其農夫も必ずこの裁判所に出で、事の是非曲直を糺すことを得べし固より其敵手は威力ある者なれば或は裁判の有司を畏れ或は之に賄賂を與へて遂に農夫の曲を構成することもある可きなれども全く裁判の路なくして直に暴敵の手に糺るに比すれば遂に優れり國法一と度び定れば裁判役並に其他有司の身に於ても故さら之を破るの煩しきは謹で之を守るの便利なるに若

かず故に國法の動かさるは人の天稟に懶惰の性情あるが故なり

各國にて法の形を成すに至るまでの順序は甚だ遅々として殆んど其起原を知る可らず年代の間には世に人物の出てゝ法を論ずる者あり即ちアデーンアデーンのソロン

スパルタのシコルグス

以上二人は紀元前の人は英國のアルフレット

紀元後八百年の君

の如き是なり

世人この人々を尊び國法を創造せし始祖なりとて其榮名甚だ盛なりと雖ども實は新に法を造たるに非らず唯古來の法を増補改正したるのみ又羅馬の歴史に云へることあり羅馬の法令に乏しくして之を傳習せんが爲め希臘ギリキへ使節を遣したりと太古の世に十二條と唱へし法は即ち此使節の希臘より學び得たるものなりとの説もあれども其詳なるは得て知る可らず故に高名なる羅馬の法律も其整齊に至るまでの歲月は甚だ長し紀元後五百年の頃ろにはこの法律漸く集りて其書類の浩澗なること駱駝十二疋の背に負はす可しとの故事あり但し此時には未だ刊行の術を知らずして世人此律書を見ること能はざるもの多きが故に羅馬帝テオドシニヤンテオドシニヤン當時の學者に命じて書中を拔萃し簡約なる一全書を纂輯せしめたりと云ふ

右の次第を以て考れば法の本は太古の舊例より起り其由て來る所一朝一夕のことに非らず殊に英國の制度の如きは其詳なるを知らんと欲せば先づ其國の古風を探索せざる可らず學者の宜しく注意す可きことなり又歐羅巴の歴史を按じて

其中古の形勢に着眼するときは法の本は其國の習俗に由て來ること明白なり元紀

五百年より千三百年までを中古と云ふ世に所謂封建世祿の法も其本は北方の夷民羅馬の一統を破

て其土地を奪ひこれを配分せしどきの舊例なり北方の夷民と云ふは歐羅巴北方の風

俗野鄙にして舉動殘忍なりしが故にこれを夷民と稱するなりが北方の人は勢に乗じて羅馬人を放逐し其時の君

將たる者土地を押領すれば隨て又これを其從者に配分して功を賞したることな

れども其從者の獨立するを好まず乃ち約を結で君臣の分を正し臣下の職分を奉

せしめしに一度土地を得たるものは其地に住居し君上の代任たる名目にて之

を子々孫々に傳へ以て封建世祿の基となりしことなり

方今歐羅巴にて地面の法則は盡く往古封建の制より由來するものにて固より其

殺伐の風習は脱したりと雖ども今日に至るまで英國にても其制度を遵奉せり抑

英國には古來一種の風俗ありて其國法の由て來る所他國に異なりと雖ども歐羅

巴本州の諸國にて文明に赴きしは新に國法を造たるに非らず唯羅馬の古法と封建の制度とを參合して其衷を折したるものなりの諸國を云ふ元來英國は島國なるが故にこれを本又佛蘭西の騒亂に由て頗に貴族の權を壓倒せしとき國中の人民同時に封建の遺法をも廢却せんことを望みしに由り拿破崙は時變の機に乗じて法令を出だし舊來の風俗を一新改革したり實に佛蘭西の如き大國に於て法律を改革し其事の全備して迅速なるは古來未曾有の大業にて其事跡非常なるに似たれども當時拿破崙も新に法を製したるに非らず數百年來佛蘭西に行はるゝ羅馬の古法を折衷したりしなり

法は古風舊例に由て生ずるとのことは前條一二の例を以て了解す可し古風舊例は其趣を改め其方向を正す可しと雖ども之を廢するに至ては甚だ難し故に一國の人望を得て政を施す者の一大緊要事は謹て舊物を改正するに在り妄に新奇を好み紙上の空論を信じて其舊を棄るは匆卒の甚しきものと云ふ可し英國の政府にて國民を保護し其自由を得せしむる所以は往古より一國內の人心に浸潤したる舊習に由て其制度を定めたるが故なり佛蘭西にて屢々其政を改革し國民の自

主自由或は財貨平均等のことに付制度を設けしことあれども志を得て政府の上
 に立つ者は常に暴主なり蓋し佛國の風俗は暴政を行ふに非らざれば下を御し難
 きが故に假令ひ自由寛大の法を設るども國民の習俗に適せずして其法甚だ破れ
 易し

佛蘭西にて國民の自由を達せしめんとし屢々公明正大の改革を爲したることあ
 りと雖ども多年英國に行はる「ハビース、コルクス」の法を採用すること能はずこ
 の法の趣意は罪人を捕へ或は之を獄屋に繋ぎしとき其本人若くは他人にても罪
 の次第を不公平なりと思へば公然たる裁判を受んとてこれを官に訴へ其罪人へ
 關係せる官吏并に訴訟の相手をも呼び出して直に事の是非曲直を斷し冤罪なれ
 ば固より之を赦るし或は又果して其罪あれば罰を蒙るとなり國に此法あれば妄
 に人を捕へて獄に繋ぐの弊少しと雖ども魯西亞、澳地利の如きは決して然らず巍
 やたる官獄に人を禁錮し數年の久しきを經れども捨て、問はず事實其本人に於
 ても何等の趣意を以て獄に下りしや自から之を了解せざる者多し

右の外方今英國にて良法と稱するものは往古の舊例より由て來るもの多し即ち

「コロチルス、インケスト」と稱するものは死人の躰を検査して其躰に疵あれば直に其時の事情を探索する法なり又「トラ、イエル、バイ、ジューリ」と稱するものは裁判所に立合の者を呼び出だす法にて其由來甚だ久し本篇英國の條此法を以て數百年の間、人の冤罪を救ひしこと枚擧するに遑わらず佛蘭西及び其他の國々にても英國の良法に倣ひ之を自國に試みしことありと雖ども其國の人心を察して其風俗に參合せざれば嘗て新法の行はれたることなし

諸國にて古風舊例より良法の生ずること甚多く就中人の職分を異にするに從て黨類を分つの風習は世の爲に大に益あり其一類の内には自から一種の權を具へて政府過分の威力を稍々抑制し恰も政府中に一の小政府を起したる姿にて國民の保護を爲すこと少なからず往古草昧のとき寺院の僧徒に權威ありしは其一例なり方今にても各都各府に自から一種の殊典を具へて政府の威力を以て壓倒す可らざるものあり又「ムニシパリチ」と云ふことありこれは市民會同の義にて元と羅馬の時代より始り其後漸く歐羅巴の諸邦に流行せり即ち市民の業を營むもの同心協力して法を設け専ら之に依頼して生を安んずる所以なり故に狂惡兇暴

の武士等一個の市人に向て之を凌壓するは容易なりと雖も斯く一般の法を以て相合衆せるが故に敢て害を加ふること能はざりしと云ふ

市都會同の商民等は此殊典の便利なるを知り種々に工夫を運らして之を盛にせんことを欲し其市都の繁昌するに従ひ各々政府を建て城を築き兵を養ひ其長者

は自から貴族の躰裁を成し殊にフエナイス伊大利のヘチチャゼノアの如きは最も

盛なりしものにて其首長の威權は殆んど一國王の如し斯の如く各處に起立せる

諸都府の内に首としてハンボルフルベッキブレメンの三都相互に結約し次て又此

約に與するもの多くして遂に之を「ハンセチック」の同盟又は貿易同盟と稱し其盛強

なること萬里の波濤を越て外國と貿易を行ひ其貿易を保護するのみならず屢々

他國と戰爭して之に勝ちしことあり此時に當てライン日耳曼の西部に在る大河の名に及び其他

大河の近傍に在る封建世祿の貴族等河の畔に堅固なる城を築て通航の商船を要

し税を取らんとせしことありしかども貿易同盟の兵を以て其城を毀ち其強暴を

防て世人の産業を安んせしめしと云ふ

英國にては幸にして市民會同の威權斯の如く強盛ならざりしと雖ども國の未だ

附けざるるときには自から其風俗流行して人民の保護を爲すこと少なからざりしとなり其遺風今日に至るまで尙ほ存せりロンドンの市中にテムフルと云へる靈地あり國王この靈地を通行する歎又は兵卒を其地内に遣るときは王より市中の總督へ其免許を請はざる可らず是即ちロンドン府に具はる殊典なり今日の時勢に至ては固より告朔の餼羊にて唯舊典を紀念するの兒戯に屬するのみと雖ども往古第一世チャールズ王の御宇に王室と議事院と爭論のとき下院の議事官この靈地に楯籠て自から保護せしことあり其後第二世チャールズは第一世の弟なりしが王室の權を専らにせんと欲して市中に此殊典あるを忌み之を廢せんとて大に心力を勞せしと云ふ

右の如く市民の會同處々に起りて自から獨立の紳裁を成し以て世上交際の基本を開き天下の益を爲すこと少からず市民の私に同盟するものは一國の費を爲さずして公事を處置し毎社毎會各々一局の中心と爲りて同心戮力以て國の制度を保護するが政に不意の騷亂を防ぐに足れり佛蘭西の如きは其政權直に中心の本政府より出るが故に騷亂を防ぐに他の方術なし

佛蘭西の首府

パリスの政府一度倒れば

全國共に一場の戦地と成る古來佛蘭西に其例少からず英國に於ては然らず不羈自由の市民等互に同盟して各々制法を設け其法を守て自から獨立の躰裁を成せるは實に古風傳來の賜と云ふ可し

抑も古風舊例より由來して一國人民の爲めに至大至重の賜と稱す可きものは其人民へ自由を許し生産を安んせしむるの政治なり譬へば我英國に行はるゝ議事院の如きはなり英國の議事院は元と人の議論を以て其法を定めたるに非ず知らず識らず漸次に躰裁を成せしものにて其始め未だ整齊に至らざるのときには嘗て威權なく亦之に具はる殊典もなかりしなり方今世間に議事院の由來を議論するもの甚だ多し或人云く議事院の根基は往古國中の長者政府の良法を議する爲大に集會せしものなりと又一説に云く往古世祿の臣下王都に入朝し金を貢する爲めに集會するの例あり是即ち議事院の始めなりと其説の相異なること斯の如し一は國民自由の趣旨に出しものと云ひ一は國法の嚴なるに由て起りしものと云ふ然れども今其原由の如何は姑く捨て論せず唯國人集會の例一度始りてより日就月將以て今日の盛に至り世界第一の良政府と成りしこと知る可きのみ

方今の議事院を其創立のときに比すれば舛裁の異なること甚し加之稍や歲月を経て歴史中にも初て議事院のことを記せる時代に至り其景況を察するに尙ほ今日の議事院とは甚だ相違あり此時代には上下兩院の別なく唯今の上院あるのみ其後千二百年代の頃ろ下院の集會漸く定り今日に至ては其權威却て上院の右に出ると雖ども創立のときには實に微々たるものにて有れども無きが如し都て此時代には議事院の權威甚だ小弱にして固より國法を議定することを得ず唯時として國王に哀訴歎願することあるのみにて今の如く毎年定式の集會を催すこともなし専ら權柄を執るものは國王と執政官とにて其議事院の者を蔑視すること亦甚し之を罵詈し之を凌辱し或は激論を唱る者あれば之を罪科に處せしことあり

爾後議事院の權次第に隆盛し漸く獨立の勢を以て政治議定の一大局と成れり間々或は之を倒さんとせしこともありしかども確乎不拔恰も大古の始より存在せしものゝ如くにして其殊典を動かす可らず斯く議事院の盛なる原因を按ずるに錢貨の權を掌握せしよりして遂に此勢を成したりと云ふ古來英國王外國と戰爭す

る等のことに由て錢穀の入用あるときは必ず議事院に談じ之を調達するを以て例とせり議事院は此機會に乗じて種々の事件を愁訴し次第に其自由殊典の趣意を達せんとして初は唯愁訴歎願なりしものも漸く一國の制度と成るに至れり元來法律を國中に布告するものは國王なるが故に王より下院へ用金の談判あるときは下院に於ては國民に便利なる法を建白し此法を施行しなば此金を調達す可しとの趣を約束して則ち其法を行ひ隨て用金の談判あれば隨て新法を建白し遂には何等の事件に拘はらず都て國中に法令を布告するには必ず議事院の評議を経るを以て常式の例と爲し若し然ざるものは眞の國法に非らずとせり

古格舊式の廢す可らざるも亦甚だし今日に至るまで我英國の議事院にて法を議定すれば之を國中に布告する者は國王なり固より王家の許允は唯禮典に供するのみにて其有名無實なるは萬人の知る所なれども其格式を變ずること能はず抑も議事院にて國政の實權を掌握せし趣は實に不可思議にして恰も人の手を執て之に教へたるが如し議事院にて新令を建白し之を執行せんことを願へば政府の官吏これを採用すれども或は之を布告するに當て初め建白せし趣意を動もすれ

ば變革したることあり由て又一法を工夫し國王に建白して許允を求むるには其趣意を書記して動かす可らざるものとせり故に議事院にて評議の書面と唱ふるものは國王の手より布告す可き法令の書と字句の際毫も相異なることなし右の外種々の由縁ありて下院の威力次第に増盛し今日に至るまで名は三局の下席なれども實は政府最上の權柄を執れり國を守るに兵備の必用なるは固より論を俟たず之を支配する者は國王にて其法宜しく全權獨裁なる可きが故に此全權を國王に附與するが爲め「ムニナアクト」と云へる條例を設けり然るに此條例は一年を以て期限とし其期限終れば則ち又再議して一年の期を定むること恰も證文の書替を爲すが如し故に其期限の終に至り遇々議事院に異論ありて此條例を施行することを肯せざるときは國中の兵卒忽ち武器を棄て平人と爲り其士官に服従せざるも之を咎むるものなし或は又士官の獨斷にて之を耐せんとするときは官に訴て裁判を受けること同等の爭論を遂するに異なること勿かる可し即ち議事院の毎年集會を催ふすも右に云へる「ムニナアクト」の條例を再議するが爲めなり

議事院の必しも毎年集會する所以は前條の外に又一の事情あり英國政府にて海陸軍及び其他の公用に金を費すことは他の諸邦よりも遙に夥多しと雖ども從來此金を調達するは議事院の權にあり且又國中にて金を出だすものは國民なるが故に其名代人たる下院なれば金數のことは専ら下院にて評議す可きの理なりとて政府より用金の命を下せば此金は何等の用に供し其用法は如何するやと毎時常例の如く之を聞糺せしが歳月を経るの際に又一層の權を増して錢貨の權柄は盡く下院にて掌握し某の用には若干の金を供し某の事には若干の金を用ゆ可しと一切出納の本を議定するに至れり右の如く毎年議事院にて錢貨出納の可しと議定するが故に若し其集會を止れば國中より政府の費元を償ふものなかる可し此即ち議事院の年々會合して政府の執政并に諸有司の爲めに便利を達する所以なり

政府の號令を施行するには其處置神速を貴び須らく一人の手より出づ可し下院の如き衆人會合の大局にて之を行ふは甚だ不便なり故に英國にて號令を施行するの全權は國王と執政とに任じて其處置の速なること立君獨裁の政治に異なる

ことなし王室の執政は施行の全權を擅にすること斯の如しと雖ども議事院に對して其實に任ずること亦甚だ嚴なり萬一執政に不良殘酷の所業あれば直に之を罰して罪を假すことなし總て下院の左袒を得ざる執政は一人たりとも執政に關ることを得せしめず上は朝廷より下は瑣屑なる小吏局に至るまで下院の權勢を仰がざる所なし譬へば收稅又は裁判の一小吏不良を爲すことありて議事院の人傍より之を察し執政に向て其探索を爲すときは必ず之を罰せざるを得ず

前條々に云へる如く我英國にて至善至美の政治を以て國民の自由を達せしめし所以は一旦の騷亂に由て俄に其政の躰裁を變したるに非らず唯從來の古風舊例を失はず謹て之を守り謹て之を改正したるに由て來りしものなり故に政治を處置するの要訣は心を平にし意を安くし能く事物を堪忍するにあり今我輩にて自由不羈の殊典を得たるも専ら謹慎を用ひて古來の政躰を折衷調和し次第に邪を棄て正に歸したるのみにて其初は敢て一時に全壁を得んとして暴舉を企たるに非らず今日英國の政治を見て千五百年間の形勢を反顧すれば其政躰の同異霄壤懸隔すと雖も其實は畢竟出藍の青のみ是れに由て考れば一國の人民文明の徳化に

浴し能く忍で事に處すれば輕舉暴動なくして自然に其風習を改め遂には太平の極に至る可きこと瞭然たり實に我政治沿革は千歳不朽の龜鑑と云ふ可し

政府の職分

政府の職分は國民を穩に治め國法を固く守り外國の交際を保つの三箇條を以て其大綱領とす此綱領を越て他に行ふ可き事件と行ふ可らざる事件とに付き學者の議論一定せず或人の説に政府たるものは宜しく役夫職人の賃銀を極め遊民の爲めに職業を求め物價を定め貧人を救ひ其他總て平人の私事に關係して其通義と職分とを傍より是非す可しと云へり

前説斯の如しと雖ども政府にて平人の通義職分を是非し其私事に關係せんとするときは必ず之が爲め非理非道を行て人間の交際を害すること辨解を俟たずして瞭然たり加之假令ひ國民の爲めに職業を求め其活計を得せしむるとも又隨て國民より其冗費を償はしめざる可らず源なくして河あるの理なし政府何の術を以て金を造るや必ず之を國中の税額に取る可し然は則ち是に取て彼に與ふるのみ其處置宜きを得るものと云ふ可らず

前既に論せし如く人間交際の基本は人々を躬から其心力を勞し躬から其責に任するに在り是即ち人間自然の性情なるが故に若し外より來て此大義を間然するものあれば必ず其弊害なきこと能はず

故に政府たるもの日夜華々仮々として國民の動靜を思慮し之が爲めに周旋せんとするは實に其民の煩を爲すのみならず有害無益過分の勞と云ふ可しよく世間の事情に着意せる政府に於ては然らず廟堂の上に立て國內の事務を司る者は僅に數人にして其職掌は敢て民間の缺乏を知らんとするにも非らず亦其缺乏を探索して之に給せんとするにも非らず抑も人間に欠く可らざるの一大緊要事あり即ち心身健康なる者は躬から思慮し躬から勞役し躬から衣食を求め躬から居住を供せざる可らず若し然らざるときは則ち生を保つこと能はず又妻子ある者は一身を保養するの外に妻子の衣食を給せざる可らず元來人として其妻子を養ひ之に衣食を給するは故さらにこれを勤るに非らず即ち人の天然に出る至情にて猶ほ獨身のとき自己の保養を爲すに異なることなし以上所論は一般の大義なれども間ま或は此義に戻ることもなきに非らず或は身を懶惰に處して遂に餓死する

者あり或は躬から餓死せざるも家族の飢寒を捨て、顧ざる者あり然れども是等は皆非常の事柄にて其例甚だ少し但し之を處置する方法は下に論ず可し文明開化次第に進めば世人の需用も亦隨て増加し漸く安居を求め漸く美宅を營み衣は輕暖を欲し食は精美を好む是即ち自然の人情なり斯の如く衣食住の美を好む者は之を得んが爲めに其心力を勞し又これを造る者も他の需に供せんとして其心力を役し互に相勉強して世間の事務次第に多端なり且前條にも云へる如く家族の交は人の至情に出るものなれば我一身に衣食住の美ならんことを欲すれば其妻子も共に歡樂を享く可し故に世界人類の需用品次第に増加する所以は人々其一身を保養するの欲と家族を親愛するの情あるに由て然らしむるものなり

人或は衣食住の美を誤用して文化動工の賜を穢す者なきに非らず然りと雖も世上一般の景況を見るに文明の功德は其弊害を償て遙に餘あり其實際を知らんと欲せば諸家の著述せる記行を讀で草昧夷狄の風俗を察す可し我國と雖ども古來事物の改革なくば其風俗の陋しきこと何ぞ夷狄に異なることあらん畢竟文明開

化の目的とする所は棄邪歸正の趣意にて人にも亦自から善を爲す可きの性質あり若し然らずして惡に陥るものは躬から爲せる罪なり

前の條々に云へる所を以て之を考れば平人の私に心力を勞し正路に由て産を營むものは政府より決して之を是非するの理なし是即ち確乎不動の定論なり故に政府たるもの法を設けて下民の産業を處置し或は役夫職人の給料を定めんとするは大なる誤謬と云ふ可し

千八百四十八年佛國騷亂の後其首府パリスにて職人を仕役するの法を設けんとして愚を極めたる一奇談あり于時佛蘭西政府にて兵卒の衣裳を作らんとし職人千五百名を雇ひ其職の巧拙に拘はらずして人々へ同様の給料を與ふることに定めり其法先づ衣裳の仕立を請負ふ一商人を呼出し若干の衣裳を製するに何程の金にて之を請負ふ可しやと其價を聞き乃ち其商人に命せずして直に政府にて職人を雇ひ其價を一様に千五百人の者へ分配す可しと定めたるが故に職人は尋常の給料を受るのみならず請負人の世話料をも共に分配するの理なりしが其衣裳既に成り金を分配するに至て人々の受取りし高を見るに甚だ少し千五百人中の

拙工にても常式の職を勤むれば其給料尙ほこれより多かる可しとて大に失望したりしと云ふ其故は何ぞや事實職人の業を怠りたるなり其理甚だ明なり千五百人の内にて一人勉強するとも他の千四百九十九人にて共に勞せざれば獨り勞して其報を得ず譬へば一人意を専らにして縫綴し雑話せず又煙を吹かず終日着坐して晚に至り他の職人よりも一朱丈の仕事を多くすと雖ども其一朱を携て家に歸り家族妻子を悦ばしむること能はず空しく之を千五百に分つのみ斯の如くしては誰か敢て獨り勉強する者あらんや即ち相共に業を怠たりし所以なり

平人の常職を傍より是非して必ず弊害の生ずるは前の一例を以て既に瞭然たり故に國內事務の種類に由り上より法を立て、其益なきのみならず却て之が爲めに政府の大害を醸すとあり

往昔より我政府にて役夫職人の爲めを謀り種々に工夫を用ひたれども常に害ありて其益なし役夫の賃銀を定むるの法は唯人を役する者の爲めに利ありて役夫の爲めには益なし且人を役する者は上にして人に役せらるゝ者は下なるが故に上より正當なりとして賃銀の法を定むるとも多くは一方の利を謀て他の不便を

顧みず其實は役夫職人を奴隸の如くに御して之を窘むるのみ故に政府より役夫
仕用の法を立るときは名は之を惠ひの趣意なれども其實は常に私曲を交へざる
ことなし

又或る時政府より役夫扶助の爲りて一法を設けしとありしかども此亦是に似
て非なるものなり其法英國内の人をして盡く本國製造の布帛を用ひしめたり蓋
し之を製する職人に業を得せしめ遊民を減せんとするの趣意なり然れども國中
の人布帛製造の産業に利潤多きを見て一時に其本業を棄て先を争て之に赴き遂
には職人の數多きに過ぎ却て困窮したりと云ふ又一法を建て自國の産業を繁昌
ならしめんが爲め外國にて製造したる品物は一切其輸入を禁したることあり然
れども此法は國を富ますことなくして却て國を疲弊せしむるに足れり貿易富國
の大道は諸人をして其意に任じ自由に賣買せしむるに在り一端の目撃を以て之
を考れば國中の人刀を求るに必ず一刀匠の家に行て之を買ふときは刀匠の利莫
大なるに似たれども利を占る者は獨り刀匠のみならず他人も亦同様なるが故に
刀匠若し他に行て物を買はんとするときは其價の貴きこと刀の價の貴きよりも

尙ほ甚し斯の如く互に相高價を食て互に相損亡を受けたるのみ或は當時非常に價の廉なる品物もありしかども其故は唯專賣の利を擅らにせんとして遇ま一種の業に走る者多く之が爲め過分に其品物を増加せしに由てなり到底英國の役夫職人は外國品の輸入を禁ずるの法に由り嘗て一毫の利を得しことなく却て大に損亡を受けたり

大凡政府の行ふ可らざることにして之を行ふとも其益なき箇條は左の如し即ち政府は國民に其活計を附與す可らず、役夫職人の力を勞して賃銀を受けるに其多寡を定む可らず、又其賃銀を受けて人の爲めに役するに其勞逸を定む可らず、衣食等の如き商賣品を産するに其多寡を定む可らず、又之を賣買するに其法を定む可らず、其價を定む可らず概して之を云へば政府は農工商の事に關係して傍より之を是非す可らざるものなり

抑も亦世上の事務に政府より關係して助け成す可き箇條なきに非らず其最も大切なるものは窮民を救ふに至當の法を設ることなり

窮民を處置するの法に付ては古來世人の議論甚だ多し其大趣意は仁惠を施すに

在りど雖ども妄に施して紀律なきときは却て大に人を害す錢を欲する者へ錢を與ふるは徒に其人を懶惰に慣れしむるのみ元來人として懶惰の性あらざるものなきが故に力を勞せずして錢を得るの道あらば誰か敢て力役する者あらん故に人に施して紀律なき者は徒に金を費し名は慈愛に似たれども其實は人を殘ふなり其施を受ける者は多々益す足るを知らず力役して得べき給料よりも多きに至らざれば飽くとなし遂に天下の良民をして懶惰の風に慣れしめ甚だしきは惡事に陥し入るゝことある可し

人或は少幼のときより教育を蒙らず或は其身體強健ならず或は意外の不幸に逢ひ或は世上一般の禍災に罹ることあり此時に當て躬から忍び躬から依頼して其難に堪ること能はざる者は他の扶助を仰かざる可らず是即ち窮民なり然れども平人にては此窮民の景況を探索して之を扶助するの法を設く可き機會を得ず且又前條にも云へる如く人々の意に従ひ妄に私惠を施さば却て世間の害と成る可きが故に窮民を惠て之を扶助するには政府にて其法を設く國中一般の人より其費を出さしめざる可らず之を救窮の法と名つく然れども此法を適宜に施行する

は甚だ驕きことにて其處置宜しきを得ざれば有害無益なることあり身軀強壯なる者懶惰に慣れ何事をも爲さずして詐て力役に堪へずと稱し則ち他の扶助を受ることを得ば是即ち世上の人を促し其常職を棄て、窮民たらしむるに異ならず加之老人病者を扶助するにも其法嚴正ならざれば必ず弊害なきこと能はず尙ほこれより甚しきことあり孤子棄兒を養ふの法を設けてより遂に天下父母の心をして子を養ふの職分を怠たらしむるに至れり

動もすれば身軀健康なる者ありて貧院に來るが故に英國にては一法を設け其人を力役に仕用せり之を試力の法と名づく或は又假令ひ力役するとも院内に養はるゝを便利なりとし其常職を棄てゝ來る者もある可きが故に之を防がん爲め院内の力役は世間の常職よりも其賃錢を少くし且其法則ありて力役するに門戸を出さず衣食住の趣も専ら人意に適せしめざるを趣旨とせり右の次第を以て事實身軀の強壯にして力役せんと欲する者は速に貧院を去て人の煩をなさず且院を去て世間の常職に就けば其身は不羈獨立と爲りて得る所の賃錢は多かる可し假令ひ老年衰朽の者と雖ども妄に衣食を給して紀律なければ恐る可き弊害を生

す大凡世間の人心力を勞すれば老後殘年の貯を爲し得ざることをなし然るに今老後は必ず他の養を受く可しとの目的を得ば世人皆不虞に備預するの要務を怠たる可し又人の子として活計を勤め其父母を養ふの有様は他人の目よりこれを傍觀しても快よき程のことなり然るに今一般の法を以て老人を養はば天下の子弟をして孝悌の道を忘れしむるの緒となる可し加之窮民扶助の爲めに金を費し徒に狡猾詐譎の道を開くことあり老夫老婦力を勞せずして安樂に衣食を得可きが故に平生より老後の備を爲さざるは固より論を俟たず甚しきに至ては詐て老衰と稱し私に二三の貧院に出入して其扶助を貪る者ある可し昔日は此弊甚だ多かりしと云ふ

窮民を扶助するに衣食住の安樂自在を奪ひ故さらに束縛して其意に適せしめざるは其法或は刻薄に似たれども實は然らず英國に於て窮民を養ふの法は假令ひ老年衰朽の者と雖ども家族に近づくことを許さず數十百人の窮民を廣き一屋内に雜居せしめて飲酒を禁じ淫樂を制し食物は良品なれども滋味を興へず且院内の法則ありて眠食共に自由ならしめず世人若しこの有様を見て愍然なりと思は

退て國中億萬の小民を反顧す可し病翁老婆茅屋の内に住居し或は昔日の貯蓄を以て自からを俸し或は孝子慈孫の保養を受け俯仰心に關することなく不羈獨立以て其殘年を終る者甚だ多し實に國內の良民なり然るを今貧院にて力役の法を廢し窮民の意に適して之を養なはし斯る良民も自から其節を變して他の扶助を仰くの意を生ず可し是の如きは則ち世間一般の冗費を増すのみならず故さらに良民をして不羈獨立の廉恥を忘れしむるなり

右所論の如く救窮の法を設くるは極めて難事なるが故に政府たるもの、職分は一國內の人をして各々獨立の活計を營み勉めて他の扶助を仰くこと勿らしめんが爲め自から其風俗を鼓舞して之を助け成すに在り方今世に行はるゝ積金預所、相對扶助等の諸法小民扶助のため設けたを勸勵して其施行を助るも即ちこの趣旨なり譬へば積金預所へ預けたる金は之を合せて政府逋債の高に加入し其利息を通常の逋債よりも多くして餘分の割合二厘五毛を與へり譬へば尋常の逋債は三厘二分五厘を與ふるなり方今英國にて積金預所へ預けたる金高大凡三千萬ポントなれば其利息僅かに二厘五毛を増すと雖ども政府より出づる金は八萬ポ

ントに近かし即ち全國の人民窮民の爲めに八萬ポントを費すなり

前條に記す所の事實を以て考れば役夫職人の資財も之を一に合すれば實に莫大の金なり國中力役の輩をして躬から其業を怠たらしめなば何等の國に於て何等の税額を收るども其不足を補ふに足らざる可し是理甚だ明なり積金預所に預けたる金へ僅かに二厘五毛の割合を與ふるも其高既に八萬ポントに上れり然は則ち全國の役夫を役せずして全國の冗費を以て之を養はんとせば其金高の巨大なること何を以て之に譬へん英國政府の歳入既に夥多しと雖ども之を八倍し之を十倍して尙ほ其費を償ふに足らざる可し英國の富豪其數少なからずと雖ども盡く之を没入して尙ほ其不足ある可し

此他更によく熟考すれば假令ひ慈悲寛大の趣意に似たる事件あるども政府にて一々之に關係す可らず世人或は愛人の美名を買はんとして漫に政府の任を責め彼も政府の職なり此も政府の分なりと云ふものあれども皆事の實際を知らざる空論のみ其美名を得るの價は廉なりと雖ども之を事實に施すの費は甚だ大なり故に政府の職分に欠く可らざるの要訣は國內の良民を保護し人々をして義氣を

重んじ廉節を守り前後を思慮して心力を勞せしめ勞すれば從て其報を得せしむるに在り但し國民の保護を爲すこと斯の如くなる所以は法律と裁判局とを以て之を維持すればなり

又國民各々躬から業を修め其家産を増加するに於て他より之を妨くるものあらは法を以て其妨を除くも政府の職分なり國中の人民官府の法を頼て其生命を安んじ其私財を保つを得ば力役を以て賃錢を取り商賈に由て利潤を得るとも他より之を妨くるの理なし

收税の法は宜しく寛にして偏頗なきを趣旨とす但し人生に必用ならずして淫樂奢侈に屬する品物は苛税を收て妨なし譬へば酒、麴の如き是なり此等の品物を用ゆる人は自から求て税を出たすものと云ふ可し英國に於ては蒸餅、肉類、衣類の如き生活に必用の品物には其税を取らず實に萬國へ對して誇る可き美事なり唯遺憾なるは國內の人多くは分頭税本編卷之二第を出だすを好まず之が爲め止むを得ずして茶、砂糖、四十六葉「二第」の税を取れり實は此品物も人間に必用なるものなり

又政府にて行ふ可き事件は人民教育の大本を固くすることなり此箇條は最も重

大の事なるが故に其條目を別にして詳かに議論す可し其他國內に書庫を設け、本草園を開き、博物館を建遊園を築く等のことは人民を開化するの一大助なるが故に政府より其施行を助けざる可らず其法或は富人の私に財を散して之を設るものあり或は官府より之を建るものあり何れも皆廣く國人に恩を施すの趣意なり國に是等の場所あれば自から人心を導て放僻邪侈の風を除き惡業に陥入る者小し行て其場所に逍遙すれば人の健康を助け行て其實物を觀れば人の智識を博くす職人役夫の如きは多くは活計に遂はれて旅行し山に登るの機會を得ざれば地球の土性を目撃するに縁なし故に博物館に行き化石の類を見て平生研究せし書中の説に參考するときは疑團忽ち氷解して其人に益あること擧て云ふ可らずオールド、レット、サンドストーンと名くる地皮の中より掘出たせる巨骨の古怪なるものを見れば嘗て人の言に聞きし前世界の有様をも現に想像するを得べし右の如く其場所に行き其物を見て人の智識を博くするのみならず斯く巨萬の財を費し珍品奇物を集めて自由に人に示すは富豪の賜にて貧人と雖ども之を見ることを得れば即ち其富を與にするの姿なるが故に自から満足して他を羨むの惡念を絶つ

可し

又政府の關係す可き一事あり即ち都下一般に養生の法を立ることなり人戸稠密にして不潔なる都府には動もすれば疫熱「コレラ」等の如き傳染の病流行して大に人を害することあり都下に法則を設けて街道居家等を清潔にすれば此災害を除き能はざるも大に流行の勢ひを殺く可し故に嚴法を以て人を制し其疎忽簡慢を禁止するは或は殘酷に似たれども實は其人も共に病災を免がれしめんとするの趣旨なり四達の街道に車を驅て人の群集を妨くるは既に國法の禁する所にて之を犯すものは必ず其罰あり故に此法を推して考ふれば塵芥を一處に捨て、堆くする者も罪に處して可なり其故は塵芥の不潔より傳染病を起して人を害するも車を群集の中に驅て人を害するも其罪輕重の別なければなり

學問上の發明に由て新工夫を成すも其工夫を施行するに當て世間一般を一家の如く爲さざれば不便利なることあり瓦斯燈の發明あらざりし以前は毎戸唯油、蠟燭を用ひて夜光を取り其用法人々の意に従て便利を達したりしが瓦斯の發明世に行はれてより之を以て家業とする者は社中を結び一局の仕掛を以て千萬の家

を照らし世間の便利を爲したり然れども斯る商業を一社中の手に引受るときは獨り壟斷を私して非常の利を貪るの弊なきに非らず此弊を防んが爲め別に社中を立て、共に其商業の盛衰を競はしめんとするの説もあれども瓦斯に於ては此法を施し難し元來瓦斯の仕掛は一局の製造所と一條の管とを以て周ねく全市中に及ぼすものなるが故に若し其商業を競ひ別に社中を結て同一の街道に二三の管を埋めんとせば徒に天物を暴殄するのみならず其冗費も亦夥多しくして必ず事實に行はれざる可し是即ち止を得ずして瓦斯の商業を一社中に任ずる所以なり故に此社中を御するには至當の法律を立て、專賣の權を制せざる可らず或人の説に瓦斯燈の仕掛は都下の人民一般の所有と爲して特に利を得る者なからしむるに若くはなしと云へり此説妥當なるに似たり

市中に水を導くの法も瓦斯の如く一條の仕掛を以て足れり水を給するの冗費は市中の小民より取る可らず水は人の身軀を健康にし汚穢を洗ふに欠く可らざるの需用品なるが故に容易に之を得べき方便を設れば人の力を省くこと甚だ大なり貧窮なる役夫の如きは遠方に行て水を汲むに暇なければ常に之を惜て朝夕の

用に供すること甚だ少量なり近來は水道の仕掛を改正して次第に其便利を増し窮民と雖ども饒かに之を用ひ價も亦甚だ廉なり家産中等の市民へは稍や其價を高くすれども一日に半「ペンス」「ペンス」七分五厘に我の割合を以て幾許の水を用ゆるとも妨なし右の次第を以て官より法を立て市中の人民上下貴賤の別なく至當の價を以て水を用ひ之を妨るものなきや否を檢査するは政府の職分なり又一方より論ずれば斯く汲水に便なりと雖ども之を用ゆるに謹慎して妄に費さゝるは亦市民の職分なり

市民を鎮撫して不意の危害を防ぐ爲め市中取締の法を設るも政府の公務なり取締の法則は其簡條に由り或は人の自由を妨るに似たるものなきに非らずと雖ども其處置宜しきを得れば世間一般の爲めに裨益たること甚だ大なるが故に僅かに其自由を失はしむるとも之を意とするに足らず又佛蘭西の如く取締の權を政府の一手に掌握するは宜しからざるに似たり政府にて其權を執り盛に之を施行するときは動もすれば取締の趣旨を失ひ之を誤用して政治上の策略を助くるの弊を生ず我英國に於ては然らず取締の權を半ば其土地の官吏に委任して公事を

處置せしむ即ちロカル、マシストレート「ボリス、コムミッシェル」の如き是なりて日本へ

ば名主莊屋の類にて権威がありて町内又は一村の事を取捌くが如し

酒店を開くに法則を以て之を免許するも前條取締の趣意なり飲運は人間の一大惡事なれども法を以て之を禁せんとするときは朝夕人の家事私用に關係して其際限なく遂には世上の物論沸騰して大害を生し其法の行はれざることを必せり然れども人の常に遊宴する場所はよく取調べて其法則を立て人物宜しからざる者には其家の主人たることを許さざる可し此法は酒店のみならず常に人の集まる芝居等に於ても同様たる可きことなり

御者使人足等にも一般に其法則あり幾町の道を幾許の賃錢にて車を御す可しと定めたるは御者の商業を妨るに似たれども其實は之を強ひて然らしむるに非らず御者の業を始むるときは必ず世間に布告し幾許の割合にて人を其車に乗すべしとの趣を約束するの例なるが故に法則を以て其割合を増減せしめざるは即ち自から爲せる約束を守らしむるの趣旨なり然れども御者には惡習ありて或は賃錢の割合を知らざる人に逢ひ或は急用ある人を見れば格別の賃錢を貪ること間

まこれなきに非らず

市中の家を建るにも亦法則なかる可らず各人の随意に家を建てしめなば甲は右方に面し乙は左方を背にし之が爲め市中の街道西轉東曲して條理を亂たる可し斯の如くしては往來の人路を求むるに不便なるのみならず急病のとき醫を招かんとするも其家を求め得ず或は盜賊を捕へんとして探索に不便なる等の患ある可し右等の故を以て市中の家を建るには一町の端より端に至るまで各屋の軒を一直線に揃へて見通しを妨ること勿らしめり

都下の家毎に番號を附し、版籍を以て人別を糺だし、芝居酒店等の如き遊宴の場所には取締の法を設けて之を監察し、馬車を御して渡世する者へは印鑑を與へ番號を正しくして其取締を爲し、市場の法則を建て、火事消防の備を設る等世間の事務甚だ多し固より是類の箇條は前段にも其一二を論せし如く政府の職分に於て稍や些末に屬するものとは雖どもよく之を處置すれば都府の形勢を改良するに其裨益甚大なり

右の如く政府にて許多の法則を設くれども及ぼす所何れを以て分限とし何れに

至て止む可きや之を定むること甚だ難し然れども一般に此法則の世に益ある所
以を知らんと欲せば二百年前のロンドン府を反顧す可し當時其廣さ今のマンチエ
ストルガランゴよりも大ならず往來の道に未だ敷石シキシなるものもなく且掃除の
法は不行届にて泥濘塵芥、足を下すに所なし府内に稍や繁華なる處は僅かに一二
町にて其餘は皆狹隘なる陋巷のみ家を建るに紀律なく往來の形は灣々曲々殆ん
ど網の如し且町の名も一町毎に分明ならず家にも番號なきが故に市中の人互に
他の家を求めんとするにも嘗て其處を記憶するに非らざれば之を探る可き方便
なし市中の商家は其商業を明かに人に示さんが爲め巨大なる看板を高く掲げて
殆んど道の巾を横きり時としては其看板、地に落ちて往來の人を打殺せしことあ
り亂雜も亦極ると云ふ可し加ふるに當時道路を照らすの法なく日没して乃ち暗
黒となり人毎に燭を携へざれば戶外に出づ可からず往昔の形勢斯の如しこれを
今日のロンドンに比較しなば雲壤懸隔も嘗ならず其故は何ぞや他なし法則の然
らしむる所なり

旅行の法則も亦嚴ならざる可らず昔日は旅行する者皆馬に乗り徐々に往來して

人を害せしことなきが故に其法則を設るにも及ばざりしなれども蒸氣車の發明世に行はれて其駛行殊に迅速なるに就ては世間に又一難事を生ぜり蒸氣車の未だ世に行はれざる以前はロンドンよりエジンボルフスコットランドの都府なりロンドンの北四三百卅七里に在りまで旅行するに十四日を費やせしが今蒸氣車に乗れば十二時の間に達し其便利も亦極まると云ふべし然れども蒸氣車を御するに謹慎を加へずして其御法を失するときは動もすれば恐るべき危害を起すことあり然るに今其處置を鐵路會社の意に任して事を爲さしめなば會社の者は利を重んじて人の生命を輕ろんじ自から其御法を護むこと勿かる可し故に此弊害は國の法度を以て防がざる可らず

以上所記の件々は政府の法を以て之を定め國民に益あるものなり或は法を以て之を定むるも却て世上の不便たることあらば速かに政府の關係を脱して國民の随意に之を行はしむ可し政府にて國民の爲に勉て事を爲すの弊は懈て事を爲さざるの害に異ならず過猶不及の理なり唯良政府にしてよく其中庸を執り永く幸福を享く可し今英國政府の如きは中庸を得るものと云て可なり

積金預所セ、パイツクンケ ○此仕組は小民役徒の錢を預り利に利を附けて蓄財せしむる法なり相對扶助の法の如く専ら病老の爲に設けたるものには非らざれども小民保護の爲には最上の良法と云ふ可し役徒職人等は遇ま餘分の錢あるも之を預けて慥かに利息を取り又入用のとき容易に其元金を取返す可カき場所なきが故に蓄財の方便甚だ難し尋常の兩替坐には「十ポント」三「ポント」に二「ポント」に我以下一の金を預からず力役の輩何等の業を勉るども一時に「十ポント」の大金を得るの理なし或は又日に積み月に蓄へて其高を集めんとするも遠く企て及ぶ可きに非らず唯望洋の思を爲すのみ固より些少の日雇賃を以て百般の家事に供することなれば假令ひ意を決して蓄積に志すも事實其辛苦に堪へざる可し右の次第を以て遇ま役徒の蓄ふる錢には常に利息を生ずることなく且之を踐むるにも堅固なる概なくして動もすれば人に盜まるゝこともあれば人々望を失ひ我活計は今日ありて明日なしとて途には蓄財の念を絶つに至る或は又千辛萬苦して蓄へたる金を高利の爲めに欺かれて疑はしき人物へ貸し家産を一掃して失ふも亦少なからず○以上所記の弊害を除き貧人の心を一新して前後を思慮し節

儉を守らしむるには積金の預所を建て些少の錢たりとも慥かに預りて利息を
 與ふるの法を設くるに若くはなし預所の法一度び行はるれば人皆金を處置す
 るの便利を知り我貯ふる所のものは必ず我私有となりて其利息をも取る可き
 の確證を得るが故に一錢たりとも無益の遊樂に費さずして務めて之を貯へ謹
 て之を積む可し大凡人として不羈獨立の活計を好まざるものなし今爰に自力
 を以て財を貯ふ可き方便を得ば誰か之を勉めざるものあらんや

英國にて第四世ジョージの世千八百二十年までに定めたる積金預所の法は一年の
 利息百ポントに付三ポント十ペンスより多からず一年の間に一人にて三十ポ
 ントより多く預ることを許さず斯の如く年々に預けて其高百五十ポントに至
 ればこれを極度の分限としてこの分限より多く預ることを許さず又其金を預
 所より取返すとき元利の勘定を爲して二百ポントの餘に上れば其餘分の高に
 は利息を拂ふことなし

爾後處々の預所にて不正の事ありしに付き千八百六十一年議事院の評議にて
 政府の飛脚場内に積金の預所を設けこれをポーストオフイス、セイヴキングス、バン

成さんと欲するときは動もすれば意外の不幸に逢ふ者少なからず是亦人間に避く可らざるの難なり今この不慮に備預せんには平生より他人に與みして同心協働互に相依り小金を棄て、大難を救ふに若くはなし

英國にて相對扶助の法の行はれしは千七百九十三年を其始とす爾後政府の法令に従ひ其處置漸く齊整すと雖ども間ま或は失錯なきに非らず其最甚しきものは積金の内を以て病老の扶助を與ふるに其高を過分に多く定めたることなり抑も此社中創立のときは固より壯年の人のみにて疾病の患も少く社中の元金俄に増加せしに付遇ま不幸に罹るものあれば過分に扶助金を與へしが年月を経るに従て其事情大に變じ病者老人の數次第に多く扶助の金高次第に増し之か爲め元金の入を以て出を償ふこと能はず甚しきは一社中の仕組全く破潰して殘餘の老人は平生依頼せし所の積金を盡く失ひしことあり右の次第を以て輒近は相對扶助の法を直に政府の支配に屬し國法を以て之を處置して舊弊を一新したりと云ふ

西洋事情外編卷之二終

西洋事情外編卷之三

福澤諭吉 纂輯

人民の教育

人の生るゝや無知なり其これを知るものは教に由て然らしむる所なり子生るれば父母これに教へ先づ其智識を開て所得甚だ多し既に父母の教導を受けば次て又學校に入らざる可らず故に天下の急務は學校を設けて之を扶持するより先なるはなし蓋し人民、幼にして學ばず長じて智識なければ輕舉妄動前後を顧みず遂には罪科に觸れ人間の交際を害すること多し

人の知識を教導するとも必しも之に由て其徳誼を養ふ可きに非らず古來聰明穎敏の譽ある學者にして却て大惡無道なるもの少なからず然れども教育の法、宜しきを得て徳行に進み聖教に化するときは亦以て盛徳の士を出だす可し又世間に惡事の惡たるを知て故さら^{ナカ}に之を犯す者わらば速に罰して其罪を假すこと勿かる可し斯の如き輩は假令ひ罰を蒙るとも其罰の至當なるを甘んじて罪に伏し既往の過を改るを知る可し然れども人に知識乏しくして是非曲直の辨別なき者を

罰するに至ては其處置甚だ難し其罪を見て直に之を罰するよりも若かず其人をして先づ是非を辨じ罪に陥ること勿らしめんには是れ所謂眞の刑法なり人を罪するより人を教ゆるの便利なるを知らば何すれぞ其人をして無知ならしむるや教へざる民を罰するは慘酷の甚しきものと云ふ可し

法律のよく行はるゝ政府に於ては國に罪人あれば之を捕へ夜盜^{ガタ}拐兒^{カキ}強盜の如きも一と度び縲綑に就て其罪狀明白なるときは之を刑に處して國典を明にす可しと雖ども國に無知文盲の人民多きは其害擧て云ふ可らず此輩は是非を別たす曲直を辨せず國法に従て私財を保つ所以の理を知らずして一旦國に騷亂あれば忽ち其釁に乗じて雲集蜂起し法をも畏れず人をも憚からず慘酷兇惡至らざる所なし其一例を擧て云はんは昔日佛蘭西騷亂のときに恐る可き暴行を爲せし輩は皆無學文盲放蕩無賴良政府の下に居ては活計を營むこと能はざる者なり

救窮の爲めに多く金を費すも其原因を尋れば皆下民の無知無識なるに由て然らしむるものなり人に知識なければ必ず遠き慮なし遠き慮なき者は目前の慾に逐はれて遂には其惡行名狀す可らざるに至ることあり第一養生の法を知らず飲食

を節することを知らず人に交るの道を知らず廉耻の義を知らず以て世間の風俗を亂たり共に貧窶の苦界に陥入るもの少なからず

人に知識なければ勤勞の眞理を知らずして貧窮に困しむこと甚だし或は力役するに似たることもあれども其方向を誤て無理の道に由るが故に勞して功なし或は又事實其土地に居て活計の道なくば他國に行て之を求め自から安身の方便なきに非ざれども尙は奮發の意なくして懶惰に安んじ甘じて貧窮に困しむ者少なからず即ち蘇格蘭の西部に住居する野民の如き者はなり此野民の無知なることも亦甚だし常に貧困にして或は餓死するものあり然るに他所より此貧民を雇て仕役せんと欲する者多しと雖ども無知の致す所如何ともす可らず尙は郷里を離るゝこと能はず蠢爾として家に止り終歲貧窶の苦を嘗めり

古來種々の新發明に由て世間の裨益オベニナルを成せしことは擧て云ふ可らず然るに無知頑陋の輩は此發明工夫を見て奇異妖怪の如くに思へり小民徒黨を結て精巧なる機關を毀ち或は其發明家の功德を謝せずして却て之を凌辱せしこと屢々これあり是れ皆無知文盲の然らしむる所なり此輩は固より機關の何物たるを知らずし

て只管これを有害無益の物と視做し之が爲め世間一般の恩人たる發明家も害を被りしこと少なからず昔日佛蘭西の首府パリスにコレラ病の流行せしとき都下の衆醫皆心力を盡して之を救はんとせしに小民等はコレラ病の何物たるを知らずして妄に醫師を咎め醫師毒藥を以て人を害するどて兇人の如くに視做し屢々之を犯したることあり又醫術研究の爲めに死骸を解剖するを見て無知の小民は之を醫生の罪とせり

新式の工夫世に行はれ或は時物の流行變換するに從て人も亦其職業を改めざる可らず此時に當て事物の理に通し器械學の趣旨を知るものはよく時變に應じて其業を改ることを得ると雖ども無知文盲なる者は然らず舊業を固守して變通を知らず坐して他の新工夫の爲めに窘めらるゝのみ抑も斯る愚夫の意には舊來我守る所の職業の外天下に求む可き活計の道なしと思ふべけれども若し此輩をして稍や物理に明かならしめなば活計の求て得易すきを知り舊を棄て新に就き却て貧困の苦を免かる可し又之を一國の爲めに計るときは救窮の費を省くの一助ともなる可し

稍や教育を被りたる人は知識の貴きを知り知識を養ふ爲めには心力を勞し財物を散するとも之を務むるの志あれども愚痴蒙昧の輩は絶て此味を知らず人を教育し知識を養ふ等の事に至ては恬として心に關することなし是れ皆無知無學に由て致す所の大害なり愚夫愚婦の子を棄て、教へざる有様を見るに其心事駭く可し又憎む可しツキカ管に教育の趣意を知らずして躬から心力を勞せざるのみならず甚しきは他より厚意を以て我子弟を教ゆる者あるも之に對して其恩を謝することをも知らざる者あり故に一國人民の中にて知識なきものは世の教育を助くるに非ずして却て之を妨る者と云ふ可し

右の次第に付き貧にして知なき者の子を教育するの一事は止を得ずして他人の任ど爲れり然れども人も亦甘んじてこの任を引受け其煩勞を厭ふ可らざるの理あり從來窮民を救ひ罪人を制する爲めに税を納るの高は既に已に夥し今人民教育の爲めに費す所の金は人をして貧困に陥ることなく又罪惡を犯すことなからしめんとするものにて所謂禍を未然に防ぐの趣意なれば既に貧しき貧人を救ひ既に罪ある罪人を制する爲めに税を納るよりも其金を費すの功德遙に優る可し

故に國中に人民教育の入費を出さしむるは之を食るに非らず實は却て其税額を減少せんが爲めなり且右の如く教育の爲めに税を集めて之を用ゆる所は悪人を罰する爲めには非らずして人の善を助け人の幸福を成す爲めに費すが故に假令ひ或は名實齟齬することあるも其税を出だしたる者の身に於て之を考ふれば金を費す所以の趣意を信じて自から心に慊きことある可し大凡人情に於て人の惡を罪するよりも人の善を見るを好まざるものなし

或人の云く國民をして強ひて其子弟を教育せしめんとするは即ち人の家事私用に關係して之を妨ることなれば其處置宜しきを得るものに非らずと然れども此説甚だ非なり政府たるものは常に正道の行はるゝや否を察し國民の安寧なるや否を見て若し然らざる所あれば則ち國法を以て之に關係して其處置を施さる可らず罪人を罰するの法も語を易へて之を云へば人の私事を妨るより他ならず然れども今一家族の内に罪を犯す者ありて子は父の爲めに匿カクし父は子の爲めに亦匿さんとするも法に於て宥す可らず故に云く政府若し人を罰するの權あらば亦人を教ゆる權なかる可からずと是れ古今の金言なり刑罰は人の身に苦痛を受け

しむることなれども世間一般の爲めを謀れば尙ほ之を施行して妨なし況んや教育は其人を益し其人を利するの趣意なれば之を行ふに於て何等の故障ある可きや余輩斷じて云ふ若し世間一般の爲めに斯る大利益の事あらば假令ひ人の身に苦楚疼痛を覺へしむるとも必ず之を行はざる可らず

是故に國民教育の法を設るの一事は人の不徳を矯正し人の貧困を救ふ爲めのものなれば其教育を受る者に利益あるのみならず又此法を設る爲めに金を費す者も自から利する所ある可し然れども一丁字を知らざる小民に至るまでも盡く政府の力を以て教育せんとするが如きは事實行はれ難きことなるが故に政府は唯學校を設けて諸塾の教師と爲る可き人物を養ひ其他教育の事に付き平人の辨じ難き冗費を出だすを以て其任とせり

人として高上の學に志し其極度に達する者あれば之に由て世上一般の裨益を爲すこと少なからず譬へば爰に一少年あり其天稟事を成す可き器量ありて大業を企て敢て辛苦を伴めんと欲すれども其素志を達せんが爲には書籍なかる可らず學術に用ゆる器械なかる可らず其他種々の物品を購ふが爲め其冗費頗る多し但

し是等の物品を求めて自己の便利を達し自己の奢侈を恣にせんとするの趣意なれば他より之を助く可きの理なしと雖ども其一身の体養は千辛萬苦も敢て憚る所なしとて自から決心せるものなれば其心事實に憐む可し然るに古來富豪の家に生れ百般の需要不自由なくして斯る大志を抱く者は甚だ稀なり少年にして大業を企る者は多くは父母の助力を得ざる貧家の子なれども其志を達するに至ては國中一般の爲に大裨益を起すが故に國中の人も亦平生より此寒書生を助けざる可らず即ち國に大學校等の設あるもこの趣旨なり大學校の内には書庫あり博物府あり又窮理學に用ゆる器械等も備はりて寒貧書生と雖ども自由に此物品を用ひて志す所の學業を研究す可し大凡人民教育の爲めに右等の法を設け多く金を費して其處置を誤ることなくば一國の繁榮を致すこと更に疑を容る可きに非らず

經濟の總論

前の條々は専ら人間交際の道を明かにし良政府の主宰を説たるものにて稍や經濟の論には遠ざかりて之を人間交際の學とも謂ふ可し然れども他に又種々の事

情ありて其處置宜しきを得れば自から人間の交際を助け良政府の基を開き以て世人の幸福を増す可きもの少なからずのことは前既に之を記したり

今此條目に於ては經濟に關係せる事を論ず可し交際の學と經濟の學とは其關係甚だ大なりと雖ども一般に之を論ずれば交際學の大趣意は事物の條理を正だし是非を明かにし人々をして互に相親愛し互に相敵視すること勿らしむるに在り經濟學の旨とする所は人間衣食住の需用を給し財を増し富を致し人をして歡樂を享けしむるに在り往古の碩學始めて經濟の事に付書を著し之を富國論と名けり其說に據れば人は家法を節して富を致す可きか故に之を大にして一國に施すときは亦以て一國の富實を成す可しと云へり然りと雖ども世の學者經濟の學は唯富を致すものと思ひ或は富を致して之を守る所以の趣意なりと思ふは大なる誤解なり抑も經濟の大趣意は人の作業を束縛するには非らずして却て其天賦に従ひ自由に其力を伸べしむるものなり故に其議論人間交際の事をば後にして専ら人間自由の所業を抑制して弊害の生ずる所以を明かにせり今此編に於ては實際の議論を終て經濟論に移らんとする所なれば其趣旨の詳なるを論すること左

の如し

「ボリチカル、エコノミー」經濟の字は其字義を以て事實の義を盡すに足らず「エコノミー」は希臘の語にて家法と云ふ義なり家法とは家を保つの規則にて家内百般の事を整理することなり家事を整理するの術は無益の費を省くを以て大眼目とするが故に「エコノミー」の文字は唯質素儉約の義にのみ用ゆることあり上の「ボリチカル」の字は國と云へる義なれば此二字を合せて「ボリチカル、エコノミー」と云ふときは唯國民家を保つの法と云へる義と成すのみ

經濟は畢竟一種の學文にて之を法術と云ふ可らずマッコルロック氏云く經濟とは物を産し物を製し物を積み物を散し物を費すに其紀律を設る所以の學文にて即ち其物とは或は必用なる物あり或は便利なる物あり或は人意を悦ばしむる物ありて何れもこれを賣買して價あるものなりと又或人の説に此學は資財の事情を説き之に由て生ずる所の物と又之を分配する法方とを論ずるものなりと云へり紙上の議論を以て此學の趣旨を辨せんとするも初心の輩には容易に了解し難きが故に學者若し十分に其要訣を知らんと欲せば先づこれに従事して下學上達次

第に其議論の貴きを知り次第に其佳境を探る可し然れども此學に入門する者は預め學文の範圍を知り其議論の及ぶ所の境界を察せざる可らず若し然らざるときは此學文上に關係せる事件と思ふものも書中に於ては事實其議論なくして之か爲め學者の望を失する[●]とある可ければなり抑々經濟學の主とする所は人間需用品の状態を説き之を採用する法を明かにし私有品の増減する所以の理を論ずるのみ蓋し一身の徳を明かにし人に交るの道を修るが如きは元來聖教道德政治學の關係する所にて經濟學には之を議論するとなし

右の如く學科に區別ある所以を明かにせん爲め爰に一例を擧ること左の如し經濟學の論に云く力を以て人を束縛し強ひて之を役するものは其功粗にして駁なり不羈獨立躬から富を致すの趣意を以て人を鼓舞し自由に之を役すれば其功精にして美なり故に賣奴は唯甘蔗の田を去り烟草の葉を抄て之を揃る等の如き粗糲の業にのみ用ひ可きなれども蒸氣の器械を製し精巧の機關を取扱ふ等の事に至ては賣奴の能する所に非らずと之に由て考ふれば經濟學の論は唯人を自由に役して高上精美の功を成す可き所以を説くのみに賣奴の惡法を誹謗し其天理人

道に背く所以を辨論するは經濟學の趣旨に非らず

又經濟學に於ては博奕打賭を以て人間に益なきものとし其議論に云く骸子を投じ競馬に賭して錢を得るとも事實世に物を生ずることなし斯く錢を得し者は他の便利を達すること醫農工商の如くならざるのみならず金を得んが爲め不良を爲し唯彼に損して是に得るのみ且其博奕打賭を行ふの間に無益に時を失ひ無益に心力を勞して其損亡たること甚だ大なりと經濟家の所論は唯斯の如きのみ博奕打賭の惡事たる所以を辨し人心の非を正だすのことは聖教道德の學科に讓て之を論ずることなし

右の如く經濟學と他の學科との分界を明かにするには經濟の實情を知ること緊要なりと雖ども先づ是學に入るの門を求め次第に其階梯を歴るに非らざれば樓閣に登て眞境を見るを得べからず學者若し是道に従事して漸く其眞味を嘗るに至らば果して大に發明することある可し即ち人には一種天賦の性情ありて今一方より直に其情實に就て之を見れば偏小なる私慾にて甚だ賤む可きに似たれども其性情の自然に従ひ廣く人間の交を成せる景況を察すれば即ち此性情は人を

して其安寧幸福を進め至善の徳誼に達せしむ可き天與の賜と云ふ可し譬へば物を買ひ物を賣るの一事は元利を射るの欲心に出で其趣意甚だ鄙陋なるに似たれども賣買の道は全世界中の欠乏品を給し有餘不足を平均するの方便なりとして之を考ふれば實に天賜の物品を海内に分布して人の便利を達するのみならず其物品に藉りて世の文明開化を助け人の知識見聞を博くし太平無事にして人類の交を親しからしむるに足る可し

世界萬有を察するに日月星辰の旋轉するあり動物植物の生ずるあり地皮の層々相重さなるありと雖ども各々一定の法則に歸して實て其功用を錯ることなきは實に驚駭に堪たり抑々經濟の學に於ても亦一定の法則あること他に異なることなし其定則の一斑を窺ふときは或は欠典あるに似て之を名狀すること甚だ難しと雖ども合して一躰と爲し其全璧を見れば至善至美盡さる所なし故に是學も猶ほ他の生物論、地質論、本草學の如く共に是れ地球上の一學科たりと雖ども其理を窮るに至ては亦以て造化靈妙の仁徳を窺ひ見るに足れり右の如く經濟學の定則は元と人造に非らず又人意を以て之を變易改正す可きものにも非らざれば人

或は問を發する者あらむ何等の趣意を以て是學を研究するやと余答て云はん唯其定則を知て之に従はんが爲めなり譬へば人身は天然生理の定則に従てよく其生を保ち無恙健康なることを得るものにて其定則は人の意匠を以て變易改正す可きに非らず然れども人として人身窮理を研究するの趣意は何ぞや唯其定則をして人身の内に行はれしめ其作用を逞ふせしめて天然を妨ること勿からんが爲めなり故に云く經濟學を研究するは人身窮理を學ぶの趣意に異ならずと

人心若し禽獸の如くにして是非の別を知らず唯天性の慾に従て事を爲すものならば定則を設けて之に従はしめんとするも無益のことなれども人の事を爲すや必ず思ふて然る後に之を行ふものなり或は又其これを行ふの間に自然の定則を誤解して事を錯るあり或は心に知て故さらに法を犯すあり今人身窮理の定則を了解する者は空氣の閉塞汚穢の蒸發不良の食物等を以て疾病の原因として之を避くることを知れり經濟家も亦人間の衣食住を整理し人をして安樂ならしむる所以の定則を察して若し此定則を妨ぐるものあれば其妨害を除くことを知れり殊に人の上に立て衆を御する者に於ては此定則を知ること最も緊要なる一事と

す譬へば世に暴君ありて専ら私慾を恣にし其國の諸港へ臺場を築て外國人の來るを防ぎ我國人をして他に交り有餘不足を貿易することを禁じなば一國の窮すること亦甚しかる可しと雖ども仁君代て出れば必ず此妨害を除き貿易の法を立て國民を塗炭に救ふことある可し是即ち經濟學の然らしむる所なり但し經濟學の趣旨は賣買の道を保護し之を鼓舞して世の貿易を盛ならしむる所以の理を論ずれどもこれを實地に施すの處置に至ては政治學の關る所とせり

經濟の定則自から世に行はるゝ所以の理を説明せんが爲め二箇條の例を示すこと左の如し但しこの事は物品の需要と供給とに關係する箇條なれば其詳なるは下編に記す可し即ち其一例は龍動府ボンボンなり龍動の人口二百萬有餘一日に費す所の食物牛三百頭羊二千二百六十六羊仔ヒツジコ七百牛仔豚仔の數も之に稱ふ蒸餅十七萬五千三百五十クワルトル四ゴントルに當る牛酪ギルト六千二百ボント乾牛酪チリス七千ボント牛乳二萬七千五百三十四ガルロン非四合に當る二なり假に一日此諸品不足して其半量を減じ或は其三分一を減することあらば市民の困苦は固より論を俟たず之が爲め甚しき混亂を生ず可し然れども古來嘗て斯る事變の起りしことなく市民に

或は問を發する者あらむ何等の趣意を以て是學を研究するやと余答て云はん唯其定則を知て之に従はんが爲めなり譬へば人身は天然生理の定則に従てよく其生を保ち無恙健康なることを得るものにて其定則は人の意匠を以て變易改正す可きに非らず然れども人として人身窮理を研究するの趣意は何ぞや唯其定則をして人身の内に行はれしめ其作用を逞ふせしめて天然を妨ること勿からんが爲めなり故に云く經濟學を研究するは人身窮理を學ぶの趣意に異ならずと

人心若し禽獸の如くにして是非の別を知らず唯天性の慾に従て事を爲すものならば定則を設けて之に従はしめんとするも無益のことなれども人の事を爲すや必ず思ふて然る後に之を行ふものなり或は又其これを行ふの間に自然の定則を誤解して事を錯るあり或は心に知て故さらに法を犯すあり今、人身窮理の定則を了解する者は空氣の閉塞汚穢の蒸發、不良の食物等を以て疾病の原因として之を避くることを知れり經濟家も亦人間の衣食住を整理し人をして安樂ならしむる所以の定則を察して若し此定則を妨ぐるものあれば其妨害を除くことを知れり殊に人の上に立て衆を御する者に於ては此定則を知ること最も緊要なる一事と

す譬へば世に暴君ありて専ら私慾を恣にし其國の諸港へ臺場を築て外國人の來るを防ぎ我國人をして他に交り有餘不足を貿易することを禁じなば一國の窮することも亦甚しかる可しと雖ども仁君代て出れば必ず此妨害を除き貿易の法を立て國民を塗炭に救ふことある可し是即ち經濟學の然らしむる所なり但し經濟學の趣旨は賣買の道を保護し之を鼓舞して世の貿易を盛ならしむる所以の理を論ずれどもこれを實地に施すの處置に至ては政治學の關る所とせり

經濟の定則自から世に行はるゝ所以の理を説明せんが爲め二箇條の例を示すと左の如し但しこの事は物品の需要と供給とに關係する箇條なれば其詳なるは下編に記す可し即ち其一例は龍動府ロンドンなり龍動の人口二百萬有餘一日に費す所の食物牛三百頭羊二千百二十六ヒツジ羊仔七百牛仔豚仔の數も之に稱ふ蒸餅十七萬五千三百五十クワルトル四「クワルトル」に當る牛酪六千二百「ボント」乾牛酪七千「ボント」牛乳二萬七千五百三十四「ガルロン」并「ガルロン」に當る二なり假に一日此諸品不足して其半量を減じ或は其三分一を減することあらば市民の困苦は固より論を俟たず之が爲り甚しき混亂を生ず可し然れども古來嘗て斯る事變の起りしことなく市民に

於ても亦斯る事變の起る可しとて未來を慮かるものもなく安んじて生を送れり朝第八時に起て戸を開けば正しく其時刻を違へずして蒸餅の暖なるを齎らし來る者あり若し然らざれば則ち戶外を出ること數十歩にして之を買ふ可し蓋し其蒸餅を作る者は曉第四時より起き麵粉を調和して火に上せ第八時に當て煖餅正に製了し以て他人の意に適せしめんことを勉むるものなり蒸餅を製する者は麵粉を買ひ麵粉を磨する者は麥を買ふ其麥は或は英國に生じ或は亞米利加に生じ或は黒海より來るものあり或は北海より來るものあり又砂糖を買ふは蒸餅を買ふよりも容易なれども其由て來る所に黃道以內熱帶の地方にある黒奴の耕して製したるものなり茶は一万里外の支那國に生じ之を養ひ之を採り之を撰び之を製する者は其國內の人種なりこの名品を遠く我國に送り吾人の日用に供すれども其品を用ひて其人を知らず支那國內地の風俗は未だ人の詳にせざる所にて其土人の有様を見れば一場の奇觀とも云ふ可き程のことなり故に今龍動の住人一名を見て其一日に飲食する所の物を檢査し其由て來る所を尋れば唯一人の飲食を給するが爲めにも數千万の人員全世界中の各處に布在して各々一斑の用

と越せり其事情を營へて一の機關とせば昌大精巧の妙機と云ふも管ならず豈人力を以て整理す可きものならんや然り而して龍動府の政治を反顧するに其政治の趣旨は府内物品の需要を助け勸るにも非らず亦其供給を制するにも非らず往を止めず來を防がず唯人間自然の勢に任するのみ裁判局を建て市中の取締を設けて人命と私財とを保護し市民相對の條約を固くする爲めには官府ウキの法を以て之を維持し人の往來を便利にする爲には道を作て常に之を補理し商賈船を陸に近づけ荷物の積卸を便利にする爲めには船入と波戸場とを設け河には舟を浮ふ可く陸には車を通ず可く各々其處置を爲せり是等皆貿易の道を制するの趣旨に非らず唯貿易自然の道に従て自由に事を成す可き爲めの餘地を與ふるのみ前條所記の第二例として今爰には莫大の人員を集め人力を以て其需要品を給せんとせし一大事件を記す可し大凡古來世に英傑ナボレオン少なからずと雖も斯る大事件を企つ可き才幹を抱き且つ其事を成す可き威力ありし者は第一世拿破崙ナポレオンの右に出づるものなかる可し千八百十二年拿破崙五十萬の兵を率ひて魯西亞を攻めしとき其兵を分て三大隊とせり故に其人員の相合集せる地も稍や廣くして龍動

府の人戸稠密なるが如くならず此大兵に食糧を給する爲めには盛に制度を建て牛羊を逐ふ者あり之を屠る者あり麵粉を磨する者あり蒸餅を焼く者あり炊夫厨人備具せざるはなし之を指揮するには先づ總督數名を命じ次に附屬士官を従がへて各々其職掌を盡さしめ書記官は以て出納を記し監察は以て將士の邪正を糾し一切の法令嚴整ならざるはなし實に此一舉に於ては拿破崙も生涯の才力を揮ひしものと云ふ可し然るに軍令の嚴整既に是の如しと雖ども尙ほ以て大兵を養ふに足らず兵卒の内過半は未だ魯西亞の國境に入らずして先づ食料に窮して進むこと能はず其進で境に入りし者は數日にして餓死する者あり或は飲食多きに過ぎて食傷する者あり右の次第を以て兵糧の事に任じたる者は嚴罰を蒙りて殺せらるゝものあり射殺せらるゝものもありしと雖ども遂に食料の過不及を制して諸隊一様に及ぼすこと能はざりしと云是即ち人爲の處置は以て自然の商賈に及ばざる所以なり

蘇格蘭にて牛羊を飼ふ者は深山幽谷を越へ龍動の市に來て之を賣るに其途中最も謹慎を加へり其故は何そや牛羊を守護するは即ち自己の利益たればなり拿破

崙の軍に従て牛羊を逐ふ者は然らず之を逐ふて身軀疲勞し或は連日の煩に倦むときは乃ち私に之を殺して路傍に棄て其腐敗するをも顧みずして去るもの少なからざるに其場所を距ること僅かに數十里の處には兵卒皆飢餓に苦み日夜牛羊の至るを待て殆んど垂死の時なり又軍隊の此處には山海の珍味を連ぬて飲食流るゝが如くなるに彼處に在ては拿破崙の愛將と雖ども飢渴を免かれざる者あり此大行軍に由て佛兵の利を失ひしは世人のよく知る所なり全軍の内魯西亞の堺に進入せしものは多くは死傷して生て堺を出てし者は僅かに六分の一なりと云ふ其死傷とは固より敵兵に殺されしもの少なからずと雖ども過半は食料乏しくして飢渴に斃れたるものなり是に由て考れば當時の一大俊傑にして其老練比類なき拿破崙たりと雖ども斯る大衆の需要を給して過不及なからしめんとするには遠く其才力の及ばざりしことなる可し

右の二例を視て之を考れば經濟學は元と人爲の法に非らざること瞭然たり其學の趣旨は自から世に行はるゝ天然の定則を説くのみなるが故に經濟の定則を説くは猶ほ察地學に於て地性を論じ醫學に於て病理を明かにするが如し且此學を

學び講究切理愈々上達するに從て愈々其切實なる眞理を探り得べし近來は經濟學も其秘蘊を極め其眞理を明かにして世上の鴻益を成すこと擧て云ふ可らず人或は此學を輕侮して妄説を唱ふるものなきに非らざれども實は其先入する所の陋見に惑はされて未だ眞の趣旨を知らざる者なり大凡天下の事物に於て無知は有知に若かず未だ一擧を嘗めずして全鼎の旨否を論す可けんや

私有の本を論ず

私有とは價ある物を躬から爲めに用ひ或は自由に之を處す可き權を云ふ物或は人の用を爲して甚だ大切なれども其人の私有に非らざることあり日光大氣の如き是なり是二物の貴きことは家財服飾と同日の論に非らざれども人の私有に非らず即ち造化の賜にて万人共に享る所の物なれば何人にも特に之を私すること能はず又政治の寛大なる國に於て人々の身を自由にする有様を指して其人の私有と云ふ可らず蓋し斯る善政の下に立つ人民は自から作せる孽に由て身を束縛するに非らざるの外は一夫として自由安身の地を得ざる者なければなり又此理を讀して考れば人の言に往來の路を稱して國中一般の私有と云ふこともあれ

ども實は私有品の名を下だす可らず

私有得失の理を辨する者は獨り人類のみに非らず大凡有生の造物には天然に此性質を備へざるものなし鳥の巢を以て其私有と爲せるは猶ほ人の家に於けるが如し巢は鳥の勤勞を以て網纏せしものなり家は人の勤勞を以て造營せしものなり其得失は皆道理を以て基本とせり人間私有の得失に至ては事稍や繁雜に屬すと雖ども悉く天然に胚胎せざるはなし假令ひ無知無靈の獸類にても大に之を辨別するものあり譬へば犬は街道に居て役徒の衣を守り或は主人の爲めに倉庫の護衛を爲せり且又此犬は人の爲めに物を守るのみならず自から爲めに其私有を守ることを知れり即ち小屋の内に居る犬は自から其私宅たる小屋を守り防禦せり平生より其馴從せる人たりども強ひて之を其小屋より逐ひ出さんとするときは必ず其人の意に従ふことなし

人類に於ては假令ひ草昧夷俗たりと雖ども私有の得失を辨別すること遙かに禽獸に優れり亞米利加土人の弓矢は其私有なり主人若し私有の辨別なくして其弓矢に常主なくば誰か心力を勞して自から之を作るものあらん故に開關の始より

私有の理は人の天然に知る所にて即ち人をして無爲にして得べからざる物を有爲にして造らしめ以て其産を修めしむる所以なり獵野の民弓矢を以て野獸を獲れば則ち其私有と爲り肉は以て食に供し皮は以て衣を作る又物既に其私有となれば之を他人に與ふるを得べし野民の弓矢はこれを其子弟に傳へ或は他人へ與ふるも妨なし又或は此弓矢を以て他人の私有品と貿易することもあり航海者新に國土を發見すれば其土人獸皮を携て船に來り船中の衣服珠玉と交易することを知れり

獵野の民手に弓矢を携へ身に獸皮を着るは即ち其私有品にて之を携へ之を着て何れの地を徘徊するとも他の野民其品物を認て其人の私有と爲し嘗て怪む色なし又雨露を凌ぐ爲めに小屋と造るときは其小屋を身に從へて動くこと能はず且其身も常に小屋の内に在らずと雖も尙は其人の私有たり加之土地を墾開して芋を作れば其土地は即ち之を墾開したる人の私有と爲る甲比丹コック英國有名の航海家千七百二十八年に生れ千七百七十九年サントニウシーランドを發見せしとき其土人ヤチ島に於て土人の爲めに殺されたり

の有様を見るに蠢愚にして且殺伐なること人肉をも喰ふに至れり然れども其田

園には籬を作て各々常主ありしと云ふ又夷俗の野民に私有の辨別を知ると尙ほこれよりも密なるものあり亞米利加の土人は各々群を成して一群毎に定式の獵場あり固より其場所は自然の山野にて藩籬を設けたるにも非らざれども自から境界を立て、此群の私有たる獵場には彼群の來て獵するを許さず

文明の人民に於ては私有の辨別愈々繁にして愈々密なり我衣服の我私有たるは我身に之を着るを以て明なり時計、錢袋、小刀、鑰匙も我懷中にあれば則ち我私有にて人も亦之を見て我私有たるを許す往來にて人の懷中を掠擄する者あらば街卒又は路傍の人にても之を見て偷兒と爲し直に之を捕ふ可し時計、錢袋は身に附して動かす可き物なれども家具、書畫等の如きは親しく身に附くこと能はずして常に之を家内に置くが故に是等の物は其家に住居する人の私有とせり外人若し力を以て之を奪はんとし或は欺て之を取んとする者あれば必ず之を防がざる可らず是即ち巡邏街卒の任なり

私有に二種の別あり一を移轉と云ひ一を遺轉と云ふ移轉とは此處より移して彼處に轉す可き物を云ふ金錢、商賣品、家具、書畫等の如きは是なり遺轉とは其處を動か

ず可らずして他人へ遺し傳ふる物を云ふ地面家宅の如きは是なり且これを遺傳するにば自から政府の法律あり移轉品は其主人分明なるが故にこれを守護すること難からず前條にも云へる如く人の懐中にある錢袋は其人の錢袋たること亦疑を容る可きに非らず

地面家宅の類は其主人の主人たる證を顯はすこと移轉品の如くに分明なり難し家を買て代金を拂ふども終始其家に居てこれを守護す可きにも非らず又これを携て動く可きにも非らず故に國法を以て種々の證券を認め金を出だして買取りし家は事實其買主の私有たることを明にせり此證券を「タイトル、デーズ」と名づく既に此證券あれば地面家宅等を買ひし者もこれを頼で我私有を守護し後日に至て故障の生ず可き患なし尙又此遺傳を固くする爲め蘇格蘭又は其他の國に於て「タイトル、デーズ」の證券を國中布告の書に附録することあり斯の如くすれば假令此證券を失ひ或は之を焼失することあるも右の布告書を以て證と爲し私有を失ふことなかる可し

地面家宅等の主人を定るには事稍や繁雜に亘り分明詳細の證書を用ひざれば其

事情を盡す可らざることあり譬へば三四人にて一軒の家を持つが如し固より此家は三個四個に切る可き物に非らざれども自から其一人は其一部の主人なり又地面を質にして金を借るときは其金を貸たる者は地面の本主には非らざれども一時其地面を支配す可き主人なりこゝに一人の金主あり又一人の地主ありて金主其金を地主に貸せども地面を買ふことを欲せず又は地主よりこれを賣るとを欲せざれば互に約條を結び今この地面を直に引渡すとなしと雖ども後日に至り其借金を返さゝるときに之を引取る可しとの趣を定るが故に金主に於ては所謂質物を預かるなり地主一度び其地面を質入するときは又他に約條を結で先の金主を欺く可らず此欺偽を防くものは即ち國法なり

又國債の元金を以て私有の産と爲す者あり其法左の如し國に屬や戰爭の事あれば政府の借金も亦隨て増加すこれを國債と云ふ此國債を償ふには國內の稅額を以て之に當るより他に方便なしと雖ども其高非常の大金にして一時の稅を集るども固より之を償ふに足らざれば法を定めて其利息のみを拂ひ元金は唯年々歳々漸次に其一部を返すのみ故に國民私有の金を費さずして唯其利息のみを得ん

す可らずして他人へ遺し傳ふる物を云ふ地面家宅の如き是なり且これを遺傳するに以自から政府の法律あり移轉品は其主人分明なるが故にこれを守護すること難からず前條にも云へる如く人の懐中にある錢袋は其人の錢袋たること亦疑を容る可きに非らず

地面家宅の類は其主人の主人たる證を顯はすこと移轉品の如くに分明なり難し家を買て代金を拂ふとも終始其家に居てこれを守護す可きにも非らず又これを携て動く可きにも非らず故に國法を以て種々の證券を認め金を出だして買取りし家は事實其買主の私有たることを明にせり此證券を「タイトル、デーズ」と名づく既に此證券あれば地面家宅等を買ひし者もこれを頼で我私有を守護し後日に至て故障の生ず可き慮なし尙又此遺傳を固くする爲め蘇格蘭又は其他の國に於て「タイトル、デーズ」の證券を國中布告の書に附録することあり斯の如くすれば假令ひ證券を失ひ或は之を焼失することあるも右の布告書を以て證と爲し私有を失ふことなかる可し

地面家宅等の主人を定るには事稍や繁雜に亘り分明詳細の證書を用ひざれば其

事情を盡す可らざることあり譬へば三四人にて一軒の家を持つが如し固より此家は三個四個に切る可き物に非らされども自から其一人は其一部の主人なり又地面を質にして金を借るときは其金を貸たる者は地面の本主には非らされども一時其地面を支配す可き主人なりこゝに一人の金主あり又一人の地主ありて金主其金を地主に貸せども地面を買ふことを欲せず又は地主よりこれを賣るとを欲せざれば互に約條を結び今この地面を直に引渡すとなしと雖ども後日に至り其借金を返さゝるときに之を引取る可しとの趣を定るが故に金主に於ては所謂質物を預かるなり地主一と度び其地面を質入するときには又他に約條を結で先の金主を欺く可らず此欺偽を防ぐものは即ち國法なり

又國債の元金を以て私有の産と爲す者あり其法左の如し國に屬々戰爭の事あれば政府の借金も亦隨て増加すこれを國債と云ふ此國債を償ふには國內の稅額を以て之に當るより他に方便なしと雖ども其高非常の大金にして一時の稅を集るども固より之を償ふに足らざれば法を定めて其利息のみを拂ひ元金は唯年々歳々漸次に其一部を返すのみ故に國民私有の金を費さずして唯其利息のみを得ん

と欲する者は其金を政府に貸して國債の内に加入す即ち國債の元金を所持する
 とは是れを云ふなり右の如く政府は唯利息を拂ふのみにて必ずしも元金を返さ
 ざれども最初元金を出だせる者にて一時に之を得んと欲すれば元金所持の名目
 を他人に譲て現金に代ることを得べし事は本編卷之一
 第十八葉に出

商人會社の元金を以て家産と爲すものは又一種の別法なり平人私に會社を結で
 鐵路を造り、港を築き、市場を開き、兩替座を建て、水道を引く等の大事業を企るとき
 は國中の人先づ其元金を出だし事成り利生するに至れば各々其元金を出だせる
 多寡に應じて利潤を分配す商社の元金を所持するとは即ちこの事なり其法種々
 われども一般に元金所持の名目は以て子孫に傳へ或は以て他人に賣る可きこと
 他の物品に異なることなし但し其名目は手を以て手に渡す可き實物に非らざれ
 ば之を授受するに證書なかる可らず事は本編卷之一
 第二十二葉に出

私有の種類に尙又一層の美を盡し繁にして且密なるものあり即ち發明の免許、藏
 版の免許等はなり國法の趣旨は人の私有を保護し以て其勤工を助け成す所以の
 ものなり世に新發明の事あれば之に由て人間の洪益を成すこと擧て云ふ可らず

故に有益の物を發明したる者へは官府より國法を以て若干の時限を定め其時限の間は發明に由て得る所の利潤を獨り其發明家に附與して以て人心を鼓舞するの一助と爲せり之を發明の免許ソトと名づく譬くば爰に一士人ありて水の漏らざる布を製することを發明すれば則ち國法に由て若干の時限の間は獨り此布を製して利を得べしとの免許を受く此免許を以て私有の産と爲す抑も獨り物を製して獨り其利を專にするは壟斷の利を占めて他人の損を爲すに似たれども其發明に由て世の裨益たること大なるが故に世間の爲めに謀りても其所得は所損を償て遙かに餘あり又書を著述し圖を製する者も之を其人の藏版と爲して獨り利を得るの免許を受け以て私有の産と爲せり之を藏版の免許ソトと名づく

勤勞に別あり功驗に異同あるを論ず

力を勤勞する者は或は物の形質を變じ或は物の處を移して其物の品位を増加す故に其増加したる品位は即ち其人の有なれば其物を以て盡く自己の需用に供する歟又は力を勞せし多寡に從て其一部を取るに於て妨あることなし

右の如く力を勤勞して從て生ずる所の功は其勤勞の多寡に從て大小あるが故

に其勞を半にして其功を倍す可らず譬へば爰に一匠ありて至當の術を以て一
 脚の椅子を作るときは他の拙匠これに倣ひ更に力を省て同様の椅子を作らん
 とするも決して成る可きの理なし故に椅子の價は同時同處に於て常に同様な
 らざるを得ず且又椅子に於ては自から其數を倍加するの力なし刊行の書類等に
 相反對せる故に是等の職人は自から一種の全權ありて恰も壟斷を私するが如し其故
 は天下の衆匠椅子を作るに此職人の作るよりも價の廉なるものなく此廉價を
 以て此椅子を作るものは獨り此職人のみなればなり

力役の景況は斯の如しと雖ども心を勞して發明と工夫とを勵むるものに於て
 は其事情全く相反せり發明工夫は元ど無形にして知識より生ずるものなり知
 識とは人身軀中無形の部分たる精心の變動なり精心一ど度び動て知識を生ず
 れば即ち其精心に品價を増すと雖ども其品價の位する處は無形物なればこれ
 を以て其人の私有品と爲す可らず或は又假かりに之を私有品と定るとも事實其人
 の用を爲さず且又精心の變動に由て生ずる所の智識は唯其本人の思慮に感ず
 るのみにて藏て之を匿せば他人の見聞すること能はざるものなり是即ち力役

と心勞と其趣を異にする所以なり

事物の變化する所以の理を窮めて其定則を發明せんとするは非常の才力を盡して時を費し財の散するに非らざれば其極に至り難しと雖ども一旦此定則を發明するときは凡庸の人物にても之を傳へ習ふことを得へし爰に人あり一理を發明して之を鄰人に告れば忽ち其人の精心を動かして智識を生ず鄰人又これを他に傳ふれば一時の間に千人の心を動かして又其知識を生じ千は萬に傳へ萬は億に傳ふ殊に此發明を書に記して版本と爲すときは其傳習の倍加すること更に際限あるとなし故に始て事物の理を發明するの勤勞と其發明を聞て之を他に傳るの勤勞とを比較するときは其難易年を同ふして語る可らずと雖ども其發明を私す可らず又之を買賣して獨り壟斷の利を占むるの方便なし其故は一旦人の知識に由て發明することあれば其知識を取て人に傳ふるには固より勤勞を費すに足らず之を傳へ又之を傳へて其數の一時に倍加すること限なく遂に買賣の價を失ふに至ればなり

右の如く精心を以て産する物は其需用供給、勤勞、報酬の越全く尋常の物に反對

するが故に常則を以て之を制す可らず然りと雖も無形の産物たる發明工夫は以て國家の大益を起し世人の幸福を増す可き至大至重のものなれば經濟學に於ては自からこの産物を處置する法ありて其發明家をして勞すれば隨て必ず其報を得せしめり

文明國に於ては無形の産物たる發明工夫の以て人間の洪益を成し且其發明家なる者動もすれば勞して報を得ざるの弊あるを察して乃ち法を設け此類の勤勞を爲せし者へも必ず至當の報酬を得せしむるの處置を爲せり即ち藏版の免許發明の免許の如き是なり著述家發明家は唯此法のみに依頼してよく其知識の産物を處置し之に由て利潤を受けることを得るなり若し然らざるときは書を著し物理を發明するとも其心を勞して得る所の報は定式のものなくして唯世人の志しにて傍より其功勞を思ひ聊之に附與する所の褒賞のみなる可し大凡天下の人に功あれば其事業有形の産物に係ると雖も其物に由て利潤を取り又從て褒賞をも得べし然ば則ち心を勞して無形の物を産するとも獨り其褒賞を得るのみにて常式の利潤を得ざるの理なし

右の議論を推して考れば尙ほ又力役と心勞との間に一種の區別あり力役に由て産するものは實物なれば其多寡に限あり其價に定ありて之を他國に輸出するときは其價に適當す可き他品と交易す可きが故に一國中に農工商の業を勤めて産物を多くすれば其國必ず富を致すと雖ども無形の産物は之に異なり人の知識は他國に輸出して他の實物と交易す可きものに非らず且愛に一片の知識あれば之を傳へ之を習ふて忽ち其類を倍加し諸人の需を飽かしむに至る可し故に一國の人民盡く學者先生にて窮理發明其他教授の業にのみに従事して他の産業を修ることなくば其國民富を致さざるのみならず遂には飢渴の窮に陥入る可し元來是等の職人學者を云ふに由て産する物知識を云ふは他の職業に合せされば皆て功用を爲さずと雖ども他と相合つて此彼相助るときは其功最も大なり之を譬へば心を勞する者は猶ほ蒸氣の如く力を役する者は猶ほ機關の如し機關の仕掛宜しきを得て之に蒸氣の力を施すときは其功驗實に人の耳目を驚かすも雖ども機關を除て獨り其蒸氣を放てば唯空中に飛散するのみ又機關の部分と解くときは其材料を以て粗糙の用に供す可からざるに非らざれども

蒸氣を以て眞に其作用を起さしれば之を無用の長物と云て可なり

右の故を以て世上の職業各々其類を異にすと雖ども互に助けざる可らず萬物の理を窮めて其定則を知る者なければ蠻野の民たるを免かれず器械の用法に巧なる者なければ知識を研くの方便なし或は其知識あるも之を實用に施す可らず故に世人或は其先入する所主となりて心を勞する者も力を役する者も互に其職業を輕侮することなきに非らざれども無謂の甚しきものと云ふ可し事實に於て此兩様毫も輕重の別なし双方互に力を戮せ好合調和以て物産の道を進め世の便利を達し人の幸福を増すは豈人間の一大美事ならずや

明の免許パテント○往古世に此法あるを聞かず方今も歐羅巴亞米利加のみにて他國にはこれなし英國に行はるゝことは最も舊しと雖ども僅かに二百餘年のみ佛蘭西にては千七百九十一年を始とす亞米利加合衆國にても千七百九十六年始て此法を建て其後千八百六十一年これを改正せり此法の趣意は世の士君子新奇有用のものを發明して之を秘することなく世上一般の裨益を爲んが故に世人も亦報恩の爲めに暫時の間發明の利潤を獨り其發明者に附與して專賣

の權を執らしむる所以のものなれば恰も世上一般の人と發明家と約條を結ぶが如し故に發明家も其免許を受けるに欺て發明の秘蘊を匿すときは國法の趣旨に戻り又この免許を與ふる政府に於ても既に世間に行はるゝ陳腐の事を採用して專賣の權を附與することあらば法の行はるゝことなる可し畢竟政府の目的とする所は世間一般の爲めを謀て發明家に專賣の大利を許し人心を鼓舞して世に有益の發明多からしめんとするに在り其法世の士君子窮理、舍密器械學等を研究して新奇有用の物を發明することあれば其次第を書に記してこれに品物の圖を添へ或は又圖を以て解し難きものは其雛形を造りて其書面に發明者の姓名を記しこれを「パテント・オフフィシ」と云へる發明免許の官局に出して點驗を請ふ此局には年來免許を請ひし種々の機關器械、文具、武器、衣服、冠履、織物、模様等千萬の繪圖、雛形を排列し新に免許を請ふものあれば其品物を局中在來の諸品に比較して未曾有の新工夫なるときは則ち局の證書を與へ其品物を製して獨り之を賣ることを免す但し此免許を受ける年限の長短に従て官に納る税の多少あり其割合亞米利加にては三年半の免許を受けるには税銀十「ドルラル」七年

蒸氣を以て眞に其作用を起さしれば之を無用の長物と云て可なり

右の故を以て世上の職業各々其類を異にすと雖ども互に助けざる可らず萬物の理を窮めて其定則を知る者なければ蠻野の民たるを免かれず器械の用法に巧なる者なければ知識を研くの方便なし或は其知識あるも之を實用に施す可らず故に世人或は其先入する所主となりて心を勞する者も力を役する者も互に其職業を輕侮することなきに非らざれども無謂の甚しきものと云ふ可し事實に於て此兩様毫も輕重の別なし双方互に力を戮せ好合調和以て物産の道を進め世の便利を達し人の幸福を増すは豈人間の一大美事ならずや

明の免許パテント○往古世に此法あるを聞かず方今も歐羅巴亞米利加のみにて他國にはこれなし英國に行はるゝことは最も舊しと雖ども僅かに二百餘年のみ佛蘭西にては千七百九十一年を始とす亞米利加合衆國にては千七百九十六年始て此法を建て其後千八百六十一年これを改正せり此法の趣意は世の士君子新奇有用のものを發明して之を秘することなく世上一般の裨益を爲んが故に世人も亦報恩の爲めに暫時の間發明の利潤を獨り其發明者に附與して專賣

の權を執らしむる所以のものなれば恰も世上一般の人と發明家と約條を結ぶが如し故に發明家も其免許を受けるに欺て發明の秘蘊を匿すときは國法の趣旨に戻り又この免許を與ふる政府に於ても既に世間に行はるゝ陳腐の事を採用して專賣の權を附與することあらば法の行はるゝことなる可し畢竟政府の目的とする所は世間一般の爲めを謀て發明家に專賣の大利を許し人心を鼓舞して世に有益の發明多からしめんとするに在り其法世の士君子窮理、含密器械學等を研究して新奇有用の物を發明することあれば其次第を書に記してこれに品物の圖を添へ或は又圖を以て解し難きものは其雛形を造りて其書面に發明者の姓名を記しこれを「パテント・オフィス」と云へる發明免許の官局に出して點驗を請ふ此局には年來免許を請ひし種々の機關器械、文具、武器、衣服、冠履、織物、模様等千萬の繪圖雛形を排列し新に免許を請ふものあれば其品物を局中在來の諸品に比較して未曾有の新工夫なるときは則ち局の證書を與へ其品物を製して獨り之を賣ることを免す但し此免許を受ける年限の長短に従て官に納る税の多少あり其割合亞米利加にては三年半の免許を受けるには税銀十「ドル」七年

なれば十五「ドルラル」十四年なれば三十「ドルラル」を定とす又新に工夫を始めたれども之を試験して成功に至るまでは多少の時日を費す可くして其間に同様の發明を以て免許を請ふ者あらんことを恐るゝときは其工夫の次第を記して官局に訴へ預め之を防ぐことを得べしこれを「カフポート」と稱す「カフポート」は預防の義なり既に預防の書を局に納るときは局中にては之を秘して人に示さず若し其後一年の内に同様の發明を以て免許を請ふ者あれば先人の納め置きし預防の書を以て前後の證と爲て其免許を與ふることなし此預防を請ふには一年の税銀十「ドルラル」を以て定とす既に一年を経て尙ほ未だ其工夫を遂げざるときは又十「ドルラル」の税を納めて一年の期限を延ばす可し又免許を得ざる物へ免許の記號を附け或は免許を得たる人の名を盗んで贗物を製する者は其偽物一個毎に百「ドルラル」の過料を拂はしむ都て發明の免許を與ふるには公平にして偏頗なきを主とするが故に其官局に參かる吏人は發明工夫を以て躬から免許を受けるを禁せり○英國にて發明の免許を受けるの法は先づ其發明の次第を官局に告てより六月の間は税を納ることなくして其專賣を許し此間に免許を請

ふの利害得失を試るとを得せしむ其發明の器品果してよく世に行はるゝに付き免許を受けるを以て便利なりとする者は改て之を請ひ專賣の期限十四年の免許を得べし且又此十四年を三期に分ち先づ二十五「ポント」を納めて初期三年の税と三年の期終れば又五十「ポント」を納めて次期四年の税と爲し四年終れば又百「ポント」を納めて末期七年の税と爲す合して十四年なり斯の如く期限を分つ所以は一旦免許を受たる者も其專賣の利潤少なければ中途にして之を廢することを得せしめんが爲めなり方今英國にて發明の免許を與ふること毎歳二千人に近しと雖ども多くは中途にて廢止し其七年の期を越へて尙ほ持續する者は僅かに二百人に過ぎずと云ふ

藏版の免許レトロ ○この法は著述家をして獨り其書を版本に製して專賣の利を得せしむるものなり往古の法は唯有形の物を以て人の私有と定めしが爾後人の知識を以て産する無形物にても自から實價を得るの風俗とはなりたれども稍や近代に至るまでも國法に於て未だ其詳なる規則を揭示するに至らず千七百六十九年英國に於て遇す藏版のことに付事故を生し藏版は永代著述家の私

有と爲す可きや又は其年期を限る可きやとの議論ありて遂に議事院の評議に従ひ年限あるものと定め其年限の間は國法を以て著述家に專賣の權を附與せり千八百四十二年尙ほ又此法を改正し著書專賣の期限は著述の年より計て四十二年を限とし此期限を終て其著述家存命なれば存命中は尙ほ之を許せり書を著す者は先づ其書名著述の年月著述家の姓名住所を出版の會所に告げ出版の後一月の内に其版本一部を博物館に納め其他國內四ヶ所の大學校へもこれを納めしむ○合衆國に於ては千八百二十一年藏版免許の法を改め著述家の專賣は二十八年と定め此期限の後も十四年の間は其本人又は妻子にて著書を再版して專賣の利を占ることを得せしむ即ち其年限は前後合して四十二年なり佛蘭西、白耳義にては年限に拘はらず著述家の生涯と其死後二十年の間相續の者へ專賣を許すバフ、ハリヤウ、ルタン、ポルフ其外日耳曼列國にては著述家の專賣三十年の間これを許す澳地利は伊多利の諸國と條約を結で双方の國々にて書と著すものあれば其遺稿にても四十年の間は相續の者へ開版專賣を許す魯西亞にては著述家の生涯と死後二十五年の間これを許す英國にて藏版の免許は

書籍のみならず地圖新聞紙等其他彫刻の像も皆一類とせり合衆國にても大同小異書籍地圖標目の掛物樂譜等都て彫刻の版類皆これに屬す合衆國に於て藏版の免許を請ふの法著書を開版せんとすれば先づ其書名を記して著家住所の官局へ告げ藏版の税として一部の書に付半「ドルラル」を納め免許の手數銀として又半「ドルラル」を拂ふ既にこれを開版すれば開版後三月の内に其版本一部を官局へ納め其他「スミソコヤン」と云へる書庫へ一部議事院の書庫へ一部を納む然る後は國法を以て此藏版を守護し國內に僞版を作るものなし又國法を犯し官に告げずして開版する者あれば其賣弘ろめし版本の紙數一帖に付半「ドルラル」づゝの過料を取り且其僞版者の手許に在る版本を盡く没入すこれは活字又版の書なり又彫刻の版本なれば其版本を没入し且其版本の紙數一帖に付二「ドルラル」づゝの過料を取る又藏版の免許を受けざる書を僞てこれを受けたるものと記すときは假令ひ其版本を賣買せざるも百「ドルラル」の過料を取る又千八百五十六年の法例に據れば戲作狂言の著述にも藏版の免許ありて其著述家の承諾を得ざれば之を戲場に施すを許さず若し然らずして他の作を盗み私に戲場を設るも

のあれば初てこれを犯す者には百ドルの過料を取り次に之を犯す者には五十ドルの過料を取る○英國政府に於て自國の著述家を保護せんが爲め千八百三十八年議事院の評議に従ひ各國と約條を結で互に藏版免許の法を守らんとの説を立て佛蘭西普魯士サクソニーハノウフルブロンヌウツク等の諸國は此説を採用し此國々にて書を著す者には各國互に免許を與へて專賣の權を妨ると勿らしめり但し其書を互に輸入するとき相當の税を取るのみ合衆國にても英國の説に従ひ互に藏版の法を守らんとし既に千八百五十四年エドワルト、エウレット外國事務執政のとき殆んど其約條を結ばんとするに至りしかども上院の内に異論ありて今日に至るまで未だ其事を遂げずと云ふ

私有を保護する事

國法を以て人の私有を保護すれば國中貧富の別なく皆其恩澤を被らざるものなし或は又富豪の勢に乗して暴行を恣にし不正を行ふの弊なきに非らざれども此弊は元ど私有を保護するが爲めに生したるものに非ず畢竟他の法度に欠典あるを以て然らしむるものなり良政府の下に於ては一人富を致せば衆人其福を共に

す假令ひ卑賤の小民たりとも自個の利益を謀るを知らば私有保護の趣意を誤解する勿れ小民の自から衣食を給して其不幸を免かるゝ所以は唯富人の有餘を仰ぐにあらすや

私有を保護するに其處置の第一着は先づ人の勤勞を保護す可しワットが蒸氣機關を工夫しラフピールが繪を書きミルトンが詩を作りし如く此世に功あるものは世人其功に報ひ自個に其報を得べし概して之を云へば心力を勞して従て生ずる物あらば其物を躬から所持し或は之を賣て價を取るに他より之を妨るの理なし故に勤勞を保護するとは即ち其勤勞に由て生じたる私有品を保護することなり譬へば職人の給料は其私有なり

人々心力を勞し従て其報を受けるの正理たるを論ずるは修心學の趣旨なり經濟學に於て論ずる所は世の形勢斯の如く正理に赴くを得ば必ず一般の爲めに利益ある可き所以を示すのみ人若し世の爲めに功を立て、其報酬を得るの目的なくば何人か徒に力を勞せんや世に功を立てる者なきは即ち世間一般の損亡ならずや人或は此議論を以て私欲を行はんとするの辭柄なりと云ふ者あれども固より無根

の妄言其辨解を俟たず人をして世の爲めに功を爲さしめ従て至當の報を得せしむるに於て何等の妨ある可きや決してこれを私欲と云ふ可らず大凡そ人として一身の俸養を爲し又其妻子に衣食を給するは天下の通理なり今此國に生れて大功を立る者あればこれに由て其國益を成すのみならず自から一家の産を起し其子孫をして飢寒の患を免かれ不羈獨立の活計を遂げしむべければ一舉して公私兩様の幸福を成すものと云ふ可し抑も勞して報を得んとするの心は果して理の當然に出るもの歟又は然らざる歟姑く其是非邪正の理を置き試に見よ天下古今の人類誰か此心意なきものぞ今若し強て此心なからしめんと欲せば宜しく不食不眠の人に就てこれを責む可きのみ

故に心力を勞して其報酬を受るは確乎不拔の正理なれども其報酬を我私有と爲すのみにして之を他に分與すると能はざれば未だ私有の趣意を盡すに足らず現に有功の者に非らざるの外は決して其報酬の賜を與にすると能はざるものとせば或は之を受けて其益なし猶は食て味なきが如し且又斯の如くなるときは其心力を勞する者も唯一身の私欲に役せらるゝものと云て可なり故に家産を積で子

孫に遺すも私有を自由にするの趣意にてこれを人生最後の自由と云ふ人若し此自由を失ひ遺物を子孫に傳ふるの目的なくば唯存命の間に忙はしく其私有を處置せんとし之が爲め遂には風俗を亂だり國法を破るの弊を生ず可し世上或は其例なきに非らず

心力を勤勞して家産を起したる者は生前死後共に之を自由に處置し之を人に傳ふることを得るが故に之を受る者も直に我私有となし自由に之を處置すること其先人に異なるなし○人の遺物を傳ふるに最も妨なきものは其子なり子なきものは其近親に與ふるも亦可なり是即ち自然の人情なれば文明國に於ては人の死期に當て遺言なき者と雖ども死後の遺物を處置するに當ては死者の心を推して之を至親の者へ傳ふるを以て定例とせり加之某國にては子なき者一旦其家産を他人に譲るとも其後に子を生むときは則ちこれを取返して實子に與ふるを許せり又各國に於て人の産を妻子に遺さずして他人に與ふるは國法の禁する所なり私有の産を自由にすること度に過れば國民一般の利益を妨るの弊あり國民一般の利益を重んずること度に過れば私有の趣意に害あり兩様の間に至當の境界を

立つるは一難事なれども文明國に於ては稍や其紀律を設けり第一には私有の産に富むと雖ども其富有の威光を自然に任して度に過ることなからしめ第二には人民を保護して富有の威光に苦しめらるゝこと勿らしむるを趣旨とせり世間に富を致す者あれば其勢に乗じて同類の人を賣奴の如くに仕役するども妨なく此惡習を以て一般の風俗を成せる國あり昔年佛蘭西に於て騷亂の前には國に貴族なる者ありて其富有最も盛なりしが私有の土地を領して税を出だすことなし然るに貧窶の小民は却て私の税を納るのみならず又此貴族の爲めに空しく仕役せられたり是即ち富有の威光を自然に任せずして適度を過ぎたる一例なり英國に於ては決して此惡習なし

前論斯の如しと雖ども富有の威光を自然に任し其力を逞ふせしむるのみにて之を監察することなくば亦以て不正暴行の柄となる可し貧にして惡心ある者は賄賂を貪て人を慘殺し或は僞て自から證人と爲り私に人の惡を助くる等を以て其常習とせり今伊多利、葡萄牙の一貴族他人と不和を生ずるときは金を以て刺客を買ひ私に其仇を殺すこと甚容易なり土耳其及び其他東洋諸國に於て裁判所に訴

賤の事あれば富人は常例に従て金を出だし偽證の人を用ひて常に其公事に勝ち貧者は常に曲を蒙らざることなし魯西亞に於ても裁判所の吏人動もすれば賄賂を受けて不公平の處置を爲すことあり我英國に於て斯る不正の事あらば其事に關係せる者は盡く罪人として必ず刑に處せらる可し

私有を保護するときは貧人も共に其徳を被るゝのことは前既に之を論じたり家産に有餘なく又不足なき者は固より人に物を分與する能はざるが故に貧にして不幸に逢ふ者は唯富有の餘を仰で一時の難を免かるゝのみ是即ち文明諸國の風俗にて私有を貯蓄するの徳澤なり私有を保全するは國の爲めに一大緊要事なれども人の生命を保全するに至ては其事更に又重大なり故に窮民をして餓死の難を免かれしめんが爲め救窮の法を設けり其法は前段にも記載せる如く有餘の財を以て不足の窮を救ふの趣意なり

私有を保護せんとするときは隨て又其冗費あり國に私有の財少なければ裁判所の吏人市中の街卒獄屋の數をもこれに準じて減少す可し元來裁判刑獄の法を設るに其冗費は悉く國中の税額より出るが故に私有を貯ふること最も多き者は税

立つるは一難事なれども文明國に於ては稍や其紀律を設けり第一には私有の産に富むと雖ども其富有の威光を自然に任して度に過ることなからしめ第二には人民を保護して富有の威光に苦しめらるゝこと勿らしむるを趣旨とせり世間に富を致す者あれば其勢に乗じて同類の人を賣奴の如くに仕役するとも妨なく此惡習を以て一般の風俗を成せる國あり昔年佛蘭西に於て騷亂の前には國に貴族なる者ありて其富有最も盛なりしが私有の土地を領して税を出だすことなし然るに貧窶の小民は却て私の税を納るのみならず又此貴族の爲めに空しく仕役せられたり是即ち富有の威光を自然に任せずして適度を過ぎたる一例なり英國に於ては決して此惡習なし

前論斯の如しと雖ども富有の威光を自然に任し其力を逞ふせしむるのみにて之を監察することなくば亦以て不正暴行の柄となる可し貧にして惡心ある者は賄賂を貪て人を慘殺し或は僞て自から證人と爲り私に人の惡を助くる等を以て其常習とせり今伊多利、葡萄牙の一貴族他人と不和を生ずるときは金を以て刺客を買ひ私に其仇を殺すこと甚容易なり土耳其及び其他東洋諸國に於て裁判所に訴

賤の事あれば富人は常例に従て金を出だし偽證の人を用ひて常に其公事に勝ち貧者は常に曲を蒙らざることなし魯西亞に於ても裁判所の吏人動もすれば賄賂を受けて不公平の處置を爲すことあり我英國に於て斯る不正の事あらば其事に關係せる者は盡く罪人として必ず刑に處せらる可し

私有を保護するときは貧人も共に其徳を被るゝのことは前既に之を論じたり家産に有餘なく又不足なき者は固より人に物を分與する能はざるが故に貧にして不幸に逢ふ者は唯富有の餘を仰で一時の難を免かるゝのみ是即ち文明諸國の風俗にて私有を貯蓄するの徳澤なり私有を保全するは國の爲めに一大緊要事なれども人の生命を保全するに至ては其事更に又重大なり故に窮民をして餓死の難を免かれしめんが爲め救窮の法を設けり其法は前段にも記載せる如く有餘の財を以て不足の窮を救ふの趣意なり

私有を保護せんとするときは隨て又其冗費あり國に私有の財少なければ裁判所の吏人市中の街卒獄屋の數をもこれに準じて減少す可し元來裁判刑獄の法を設るに其冗費は悉く國中の税額より出るが故に私有を貯ふること最も多き者は税

を納ることも最も多かる可きの理なり蓋し裁判刑獄の徳澤を被ること最も多き者は私有を貯ること最も多き者なればなり此理を推して考れば飢寒に苦しむ小民は動もすれば他を害するが故に國に救窮の法を設るときは富豪の人も亦共に其徳澤を被るの理なり又人民教育を被り風俗文明に赴きて人々私有の趣旨を知り一身の職分を辨ずるときは之が爲め國中富豪の人の利益を爲すこと擧て云ふ可らず故に是等の趣意を以て税を納め金を費すは富人に於て固より當務の職分と云ふ可し

抑々富有の人は唯國法に従ふのみを以て其處置を盡せりとす可らず法の禁ずると否とに拘はらず都て其私財を處置するには宜しく躬から惡意を除き他人を害することなきを以て先務と爲す可し是即ち富人の利益のみならず或は其職分と云て可なり元來私有の財を保護するは國中一般の便利とは雖も主として其保護を受けるものは富人なり故に國中一致して他の富有を保護すれば其保護を蒙るものも亦其恩を謝し世上一般の爲めに善を施さる可らず國內の富人よく此趣旨を赫し富を以て其地位と威權とを得れば又從て其責に任ず可き所以の理を知

るときは其國常に安全ならざるはなし

私有の利を保護する事

凡そ私有は何品にても之を他人に貸せば其報として物を納るを常とす即ち其物は私有を貸したる人の利潤なり家を以て私有とする人の利潤は家賃なり船を以て私有とする人の利潤は船賃なり又金を以て私有とする人は其金を貸して利息を取る可し但し利息の多少は時の事情に由て一樣ならず

商賣の利とは元金を用ひて物を買賣し從て得る所の利潤なり此利潤を生ずる所以の原因は多くは元金の多少に在らずして其人の勞逸に關係するが故に或は之を勤勞の報と云て可なり但し金錢の利息、地代、家賃等の如き私有品に由て生ずる所の利潤は全く其趣を異にし其主人は嘗て心力を用ひず何等の功勞なしと雖ども其物品より自から利を生ず可し都て私有品を貯れば其人は何人たるを問はず其物は何品たるを論せず唯其物を用るに由て錢を得るなり

開化を被りたる國に於ては私有に屬する利潤は必ず其主人に附與せり其法公正にして且巧なりと云ふ可し前既に論せし如く私有の産は産を起したる本人に屬

す可く又其本人より之を他に與ふれば則ち又其人の私有と爲るが故に其私有に由て生ずる所の利潤も本の私有と共に歸する處を同す可きの理なり若し然らざるときは私有も甚だ貴とするに足らずして自から之を得んが爲め勉強する者少く遂には國益の基本たる人生の勤勞を衰へしむるに至る可し抑々私有に由て生じたる所の利潤も元と人爲を以て人に奪ひしものならば之を其主人に附與せんとするは理に當らざるに似たれども其生ずるや決して人爲に非らず恰も天然の理を以て私有なるものへ實を結びたるなり然ば則ち誰かこの實を取る可きや其私有の主人に非らざれば他に其人なかる可し

地代は一種の利潤にて自から一種の事情あり凡そ世上の私有品は其品物を用ひ又從て心力を勞し以て其物の品位を増すと雖ども地面に於ては然らず地主に一毫の功勞なくして俄に地代の騰貴することあり蓋し其故は人口増加し耕作の業盛なるに由て然らしむるものなり譬へば爰に一島ありて嶋の沃土のみに産する穀物にても島の人口二倍を養ふ可く其瘠地をも耕さば三倍の人口を養ふ可きとき其島に居て地面を所持するとも奪て其品位なし之に反して島の人口次第に

増し良田のみを耕すときは僅かに其人口の食を給するのみにて少しも餘なければ漸く瘠地を求めて耕す者あり人口尙又増加して初めは卅「シルリング」を以て一俵の麥を買ひし者も四十「シルリング」を投じて之を買はんとするに至れば人皆争て薄田瘠地を求め耕作を業とする者日に多し然るに瘠土を耕すと沃土を耕すとは其勞逸甚だ異なりと雖も産したる麥の價は同様なるが故に人皆金を出だして沃土を耕さんとを好む可し是即ち地主に一毫の勞なくして利潤を得る由縁なり」故に地面を買て其地に品位を増すときは必ず利潤なかる可らず所謂地代なるもの是なり地代の利は人爲の國法を以て定めたる者に非らず天然の然らしむる所にて猶ほ水の低に就くが如し國法の主宰は唯其地面の主人を定め其授受賣買の規則を正だすのみ抑も些少の功勞もなくして地代の利潤を一人に附與するは理なきに似たれども其來る所を尋れば元と人の物を奪ひしにも非らず亦他人の力を勞役せしにも非らざれば前條にも記載せる道理に従ひ之を其主人に與ふるを以て至當の處置となせり

西洋事情外編卷之三終

西洋事情二編卷之一

例言

○西洋事情初編の第一卷に於て先づ政治、収税、法國債等の數箇條を示し以て本編の備考に供したれども畢竟梗概一斑の紀事のみにて未だ利害得失の議論を詳にせりと謂ふ可らず蓋し我邦に於て始て英書を翻譯するや其事業固より容易ならず加之現今當務の要を擧げ學者をして早く外國の事情に通ずるを得せしめんとするに急なれば自然疎漏の譏を免れず又此譏を願るに違わらず勿々筆を走らし聞見の實録と諸書の撮譯とを揮寫して數十葉の寥寥たる紙面に千百般の堂々たる事件を載せり故に學者之を讀で事の梗概を窺得するも遂に未だ眞味を嘗め佳境に入るに由なし恰も堂に上て尙室に入らざるが如し故に或は其解を誤らんも計る可らず其甚しきは或は不解を以て解と爲さんも知る可らず余これが爲めに恐れ因て今爰に彼法律書、經濟書等の中より撮譯して先づ人間の通義英版ブライを抄譯す英版エーランド及び収税論英版エーランドの二箇條を擧て其議論の詳なるを示し

以て第二篇の備考に供す學者宜しく此二條を初篇の備考及び外篇三冊去の議論に參合して逐漸彼國の風俗事情を知り本篇中各國の史記政治等の箇條を讀で新奇不審と思ふ事もあらば等閑に之を看過することなくして顧て備考に就き丁寧反覆互に相照らして其事の由て來る所以の沿革を察し其物の由て生ずる所以の源因を詳にせば則ち以て大なる過なきに庶幾からん乎但し第二篇も初篇の体裁を改めず全篇三冊の内第一冊を以て備考と爲し其紙葉に限あれば初篇備考中の諸箇條を盡く詳論する能はず故に唯其首の二條を揭示するのみにて餘は之を第三篇に譲り亦以て其備考に供す可し

○普天の下卒土の濱均しく是れ人類なれば其天然の性情は億兆皆同一軌なりと雖も其國体風俗に至ては則ち然らず此の所輕を彼に重んじ彼の所重を此に輕んずるの差異なきに非らざれば彼の常言も我耳に新しきことありて洋書を翻譯するに臨み或は妥當の譯字なくして譯者の困却すること常に少なからず譬へば譯書中に往々自由原語「リ」通義「チ」の字を用ひたること多しと雖ども實は是等の譯字を以て原意を盡すに足らず就中此篇の卷首には専ら自由通義の議論を記し

たるものなれば特に先づ此二字の義を註解して譯書を讀む者の便覽に供するこ
と左の如し

第一「リベルチ」は自由と云ふ義にて漢人の譯に自主、自專、自得、自若、自主宰、任
意、寛容、從容等の字を用ひたれども未だ原語の意義を盡すに足らず

自由とは一身の好むまゝに事を爲して窮屈キウクツなる思なきを云ふ古人の語に一身
を自由にして自から守るは萬人に具はりたる天性にて人情に近ければ家財富
貴を保つよりも重きことなりと

又上たる者より下へ許しこの事を爲して差構サカマヒなしと云ふことなり譬へば讀書
手習を終り遊びてもよしと親より子供へ許し公用終り役所を退きてもよしと
上役より支配向へ許す等是なり

又御免ゴメンの場所、御免の勳化、殺生御免などいふ御免の字に當る

又好惡スエキチの出來ると云ふことなり危き事をも犯して爲さねばならぬ心に思はぬ
事をも枉げて行はねばならぬなど、心苦しきことのなき趣意なり

故に政事の自由と云へば其國の住人へ天道自然の通義下に詳ニを行はしめて邪

魔をせぬことなり開版の自由と云へば何等の書にても刊行勝手次第にて書中の事柄を咎めざることなり宗旨の自由とは何宗にても人々の信仰する所の宗旨に歸依せしむるとなり千七百七十年代亞米利加騷亂の時に亞人は自由の爲めに戦ふと云ひ我に自由を與ふる歟否されば死を與へよと唱へしも英國の暴政に苦むの餘、民を塗炭に救ひ一國を不羈獨立の自由にせんと死を以て誓ひしことなり當時有名のフランキンが云へるには我身は居に常處なし自由の存する所即ち我居なりとの語ありされば此自由の字義は初篇卷之一第七葉の割註にも云へる如く決して我儘放蕩の趣意に非らず他を害して私を利するの義にも非らず唯心身の働を逞して人々互に相妨けず以て一身の幸福を致すを云ふなり自由と我儘とは動もすれば其義を誤り易し學者宜しくこれを審にすべし

第二「ライト」とは元來正直の義なり漢人の譯にも正の字を用ひ或は非の字に反して是非と對用せしもあり正理に従て人間の職分を勤め邪曲なきの趣意なり

又此字義より轉して求む可き理と云ふ義に用ゆることあり漢譯に達義通義等

の字を用ひたれども詳に解し難し元來求む可き理とは催促する筈又は求ても當然のこと、云ふ義なり譬へば至當の職分なくして求む可きの通義なしと云ふ語あり即ち己が身に爲す可き事をば爲さずして他人へ向ひ求め催促する筈はなしと云ふ義なり

又事を爲す可き權と云ふ義あり即ち罪人を取押るは市中廻方へつりかたの權なり

又當然に所持する筈のこと、云ふ義あり即ち私有の通義と云へば私有の物を所持する筈の通義と云ふことなり理外の物に對しては我通義なしとは道理に叶はぬ物を取る筈はなしと云ふ義なり人生の自由は其通義なりとは人は生ながら獨立不羈にして束縛を被るの由縁なく自由自在なる可き筈の道理を持つと云ふことなり

明治二年己巳季秋

福澤諭吉誌

西洋事情二編目録

卷之一

人間の通義

英國人民の自由○一身を安穩に保するの通義○一身を自由にするの通義
○私有を保つゝの通義○此通義を達する所以の安心を論ず

收税論

一國の公費を給するの法を論ず

收税の主意を論ず

一國の財を費す可き公務を論ず

- 第一 政府を維持するが爲めに財を費す事
- 第二 人民を教育するが爲めに財を費す事
- 第三 宗旨を護持するが爲めに財を費す事
- 第四 國內の營繕に財を費す事
- 第五 貧人救助の爲め財を費す事

第六 軍國の備に財を費す事

卷之二

魯西亞

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

卷之三

佛蘭西

史記

卷之四

佛蘭西

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

此書始て稿を起すとき全編三冊の積りなりしが佛蘭西の條を譯するに至り其史記の事柄多端にして妄に之を略し難く是がため止むを得ずして紙の數を増し四卷にて事を終りたれば書冊の躰裁初編の目錄と符合せず又此編の例言にも齟齬せり蓋し佛蘭西は歐羅巴洲にて四達の地位を占め全州各國の治亂十に七八は佛に關係あらざるものなし故に佛の史記を明にすれば亦以て他國の歴史を讀むの一大助となる可し此編特に佛の史記を詳にするも譯者の微意なきに非らず看官これを厭ふ勿れ

第六 軍國の備に財を費す事

卷之二

魯西亞

史記

政治

海陸軍

錢貸出納

卷之三

佛蘭西

史記

卷之四

佛蘭西

史記

政治

海陸軍

錢貨出納

此書始て稿を起すとき全編三冊の積りなりしが佛蘭西の條を譯するに至り其史記の事柄多端にして妄に之を略し難く是がため止むを得ずして紙の數を増し四卷にて事を終りたれば書冊の舛裁初編の目錄と符合せず又此編の例言にも齟齬せり蓋し佛蘭西は歐羅巴洲にて四達の地位を占め全州各國の治亂十に七八は佛に關係あらざるものなし故に佛の史記を明にすれば亦以て他國の歴史を讀むの一大助となる可し此編特に佛の史記を詳にするも譯者の微意なきに非らず看官これを厭ふ勿れ

西洋事情二編卷之一

福澤諭吉 纂輯

備考

人間の通義

英國人民の自由○一身を安穩に保するの通義○一身を自由にするの通義○私有を保つゝの通義○此通義を達する所以の安心を論ず

○國律は人民の身を處し交を結ぶの規則にして正理を勸め邪惡を禁ずるものなれば國の法律を論ずるの大綱領は先づ理非を辨ずるに在るなり

此正理とは何ぞや曰く人の通義なりこれに二様の別あり乃ち人の身に係る事を

一身の通義と云ひ所有の物に係る事を物の通義と云ふ邪惡にも亦二様の別あり

其一を私惡と云ふ私惡とは一人の私を害したる罪なり其一を公惡と云ふ公惡とは

天下の公法を犯し衆人の害を爲したる罪なり 公惡を犯したる者は必ず私惡も

物を盜むものは公惡なり一人の生命を害し一人の私人員を害ふ所の罪なり且此惡例

論すれば私惡なれども人を殺せば天下の爲め一人の私人員を害すの罪なり且此惡例

に徴ひ更に人を殺す者あらば遂には天下衆人の大害と爲る可きが故に之を私惡と云はす物を盜む者も之に同じ其即物を借りて返さざる者と同日の論にあらす

借りて返さるるものは其財を償て罪を謝すへしと雖も物を盗みしものは其物を償ふとも其盗罪は免る可らざる

右の所以に由り英國の法律は之を四目に分てり

第一 一身の通義を説き其得失を論ず

第二 物の通義を説き其得失を論ず

第三 常法を害する私悪を説き之を改めて正に歸せしむるの所以を論ず

第四 公悪の大罪を説き之を刑して禍を防ぐの所以を論ず

一身の通義は天下の衆人各々皆これを達す可きの理なり概して之を人間當務の職分と稱す又人の身に在ては天然と人爲との別あり天然の身とは天より生じたる儘の身を云ひ人爲の身とは同社又は政府を建るが爲め人智を以て法律を設け此法律に従て進退するものを云ふ譬へば某の同社と云ひ某政府の官員と云ふが如き皆是なり

一身の通義にも亦有係と無係との別あり無係の通義とは只一人の身に屬し他に關係なきものを云ふ有係の通義とは世俗に居り世人と交りて互に關係する所の通義を云ふ今此條に於ては無係の通義のみを論ず

右の故を以て無係の通義は人の天賦に属したるものなれば天下の衆人世俗の内に交るものも又は世俗の外に特立するものも均しく共に此通義を違す可き理なり然れども一身當務の職分は稍々其旨を異にし人爲の法律に由て人を責め要して之を守らしむ可きにあらず但國法の旨とする所は人の行爲動作を正し之を制するものなりとは雖ども元來世俗の交際上に就てのみ施行するものなれば一身の職分に關係せず只世俗交際の職分を責むべきのみ譬へば今爰に一人あり其心は自暴自棄其行は放僻邪侈なりとも私に其惡を蔽ふて外に公にせず曾て治世の典型をも犯せしこと無くんば如何に法律を明察にすども其罪の由て罰す可きなし却て之と異にして酣醉潦倒長鯨の飲を爲す如き唯獨り其人の一身を害して他の妨げを爲さざるに似たりと雖ども其舉動既に世間に公明なるときは惡風を流し人心を誘ひ遂には世俗一般の弊端を醸す可きが故に國法を以て之を止めざる可らず之に由て是を考れば各人當務の職分を破るに當り國法の及ぶ所は私破と公破とに由て其別あり故に曰く公に身を慎むは人に對しての職分なれば國の法律を以て之を勸懲すべし私に身を慎むは一身無係の職分にして他の關り知る所

にあらざれば世間人爲の法を以て之を勤め之を止め能はずと○右は人生の職分に就ての議論なり其通義に至ては蓋し之に異なり人生の通義は假令一人無係の身を以て之を論するも世俗交際の身に就て之を論するも私公の別あることなく其通義は必ず其人に屬するものにて且國法に在ても人の通義は動かす可らざるものとせり

人生無係の通義とは其個條多しと雖も先づ綱領を擧て名義を下さば即ち人生天賦の自由なり自由とは何ぞや我心に可なりと思ふ所に從て事を爲すと云ふ其事を爲すや只天地の定理に從て取捨するのみにして其他何等の事故あるも分毫も敢て束縛せらるゝこと無く分毫も敢て屈撓すること無し以上論は全く世間由を云ふにこゝ然りと雖も人として既に世俗人間の交際に加はるときは此交際上よりして我に得る所の惠澤裨益も亦大なれば之を償ふが爲めに天の賦與せる一身の自由をも聊かば棄却する所なかる可らず譬へば猶互市貿易を爲すが如し我自由の一部を棄てゝ世間の規矩に從ひ以て其惠澤を被るなり斯の如く國法に従順するは我自由を棄るに似たりと雖も其實に棄る所は蠻野人民の自由なれ

ば所得所失を償て萬々餘りあり饑野なく人民の自由は何ぞや乃ち安足し世間風俗の何様たるを知らず盡爾として生涯を送るもの云ふ大凡輕重大小の分を解するの人は我一身の随意を達せんが爲め妄りに威力を逞ふせんと欲するもの無るべし若し一人斯の如くならば他人も亦各々其力を逞ふし互に随意を以て相争ひ遂には生靈の依頼する所なきに至るべし故に處世の自由とは人々此世に處して其世俗人間中の一人たる身分を以て受け得たる所の自由なれば天賦の自由に人爲の法を加へて稍々其趣を變じ以て天下一般の利益を謀りたるものなり之に由て考ふれば法律を設けて人を害するの罪を制するは其狀或は人の天賦の自由を減するに似たれども其實は之に由て大に處世の自由を増加せり然りと雖ども事實緣由なくして漫に人民の意志を束縛するものは皆之を暴政と云て可なり加之國法を以て人民の進退を處するに當り假令之を處するに全く其人の利害を移すこと無しと雖ども更に一層の美事を生ず可き目的もなくして妄りに事を興起し其人を動搖するは乃ち亦人の自由を妨るの法と云て可なり之に反して法律に由り一人の進退を處すれば隨て天下一般の利を生ずべき確實の着見あらば人も

亦私心を去り些少の意見を屈して更に天下の要事たる一般の自由を存せざる可らず即ち一國獨立の風俗を助るの所由なり故に國法を設くるに慎思小心を加るときは決して人の自由を妨るにあらず却て人を自由に導くの端これより生ず可し試に見よ世界萬國法律を設けずして善く人民の自由を存するものある乎抑々政府を立て法律を設くるの一大要事は人民をして身躬から其身を持して處世の自由を保たしむるに在りと雖ども或は天下一般の大利を謀り其輕重に従て一人の身を制し其進退を御するも亦妨なし

我英國人民の通義とは何ぞや即ち其一身の自由なり此自由の趣旨を主張せしは決して一朝一夕の偶然に出たるにあらず方さに政府の体裁を爲せしときより其源を開き政府の体裁と國民の自由と恰も共立並行せり古來數千百年の間には或は暴君の爲めに此自由を妨げられたることあり或は一途に自由の度を失して浮華無實の流俗に陥り無政無君の擾亂に遭ひしことあり此時代に於ては世間の濁々たること殆んど暴君の政に窘めらるゝよりも更に甚だしかりし然りと雖ども從來我英政の自主自由を重んずるに由り其盛大なる勢を以て遂に人民を塗炭に救

ひ争亂隨て治されば隨て又人民の通義自由を鞏回して其本分を得せしめ尙又時代の沿革に従ひ議事院の議論を以て益々其趣旨を主張し難を凌ぎ危を冒して以て今日の盛に至りしなり

英國人民の自由を得し所以を尋るに第一着は千二百十五年ジョン王の時に當り自由の大法「マグナチャ」を立て其子三世ヘスリ王のときに至り議事院に於て尙又之を増補正定し次て「コンフェルマシヲ」カルタロム」と云へる法令を下たし「マグナチャルタ」の大法を以て國中一般の常法と定め從來此大法の趣旨に戻れる裁判の諸法を廢止せり其後第一世エドワルト王二千二百七十の代より第四世ヘスリ王千九百の代に至るまで種々の法律を立てしなれども皆從來行はるゝ所の國民自由を固くするものなり又下て第一世チャーレス王千六百二十の初めに當り議事院にて「ベチジョン」ラフ、ライト」と云へる法令を布告せり是亦國民自由の趣旨を主張したるものなり第二世チャーレス王千六百六十の代に至り「ハピース」コルブス」と云へる法令を定め第三世井ルレム王千六百八十の代には「ビル」ラフ、ライト」と云へる法を定め其後千七百年代の初井ルレム王の崩後には「アクト」ラフ、セツトルメント」と云へ

る法を定めたり是等の諸法は昔年代の沿革に隨て決定せしものにして其趣意は國民の自由を維持固保するものなり

英國人民の通義特典を布告せし法令の多きこと其數前條に掲示するが如し其通義とは國民一身の自主自由なれども畢竟天下の公利を謀て私利を去り天賦自由の棄つ可きを棄て以て一身に残れる所の自由あり或は又一身天賦の自由を棄てし其代として更に得たる所の處世の自由あり今此通義を分て三類と爲す曰く身を安穩に保護するの通義曰く身を自由にするの通義曰く私有を保つの通義是なり大凡人生天賦の自由を害するとは他なし只此三の通義を妨ることなり故に此通義を保護するは即ち我英人處世の自由を保護するの趣意なり

第一 身を安穩に保護する通義とは生命を保ち四肢を保ち身軀を保ち健康安寧を保ち名聲面目を保つを云ふ

甲 生命を保つは各人天賦の通義なり未だ此世に生れずと雖ども既に母の胎内に在て胎子運動の機を生ずるときは國法に於て之を一人の生命と爲す故に孕婦自ら藥を用て墮胎する歟或は妊婦を打て之を害し其婦人これが爲めに墮胎

して死子を生したるときは一様に殺人の大罪と爲す又國法に於て胎子は父兄の遺物を受くべし之に家産を譲るべし胎内の子にて家名を家産を譲て之か爲相續するの類を云ふめ其後見を命すること既生の幼子に異なること無る可し是等の個條に於ては世俗の國法と人生天然の定則と毫も相戾ることなし

乙 人の四肢は外患を防て一身を守り天然の形骸を保つ所以のものなり然れば

此手足を自由に用ゆるは即ち天然の通義なり故に人として人間處世の自由を破るに非ざれば決して其人の手足を殘ふ可らず英國の法律に於ては人の生命と手足とを重んずること最も甚だし自己の生命を防禦し自己の手足を防禦せんが爲めには其相手の者を殺すも妨げなしとせり蓋し生命と四肢とを保護するは人間第一の要事と看做せるものなり譬へば爰に一人あり偶然死に迫り之を恐るゝの餘り止むを得ずして家産受授の證書を記す等のことあれば假令證書の文は本來の規矩を具ふるども後日に至り自然此證書を認めたる所以は元來本人の眞意に出でしに非ずして生命を失ひ手足を殘はんとするの危難に迫り止むを得ず之を認めたるの證據を得るときは其證書を廢紙とするを法とす

總して國法の趣意は人の生命を重んじ之を保護するのみならず又之を養ふ所以の方便を備へざる可らず故に國中には窮民なかる可きの理なれども若し不幸にして窮民あるときは富人の物に資^{モツ}て生命を養ふも妨げとせず乃ち國に救窮法の設ある所以なり

生命及び四肢の通義は只死して然して後止むのみ昔^{ナカ}者^ノ人の死を二様に分ち一を世俗の死と爲し一を天然の死と爲す世俗の死とは何ぞや其國を出奔し或は出家して宗門に歸するを云ふ國を出奔し宗門に歸する者は國法を以て之を論ずれば死者に異る無し故に其家産は相續の者へ與ふるを常典とせり蓋し在昔家産を有するに天然の生涯の間之を維持する等の語ありしは即ち右に云へる世俗の死と天然の死との區別なり此天然の生は他人の力を以て敢て害す可きにあらず亦自己の意を以て自由に害す可きものに非らず只極惡大罪を犯し人間世俗の法律を破るものあれば乃ち法を以て其人の生命を奪ふことあるのみ蓋し近世英國にては事實止むを得ざるの外は人を死刑に處せずして寛典に従ふを常とす

丙 四肢の外總して人の身体髮膚は天然の理を以て之を保護するの通義あり即ち人の身体は妄りに之を劫かす可らず之を痛む可らず之を打つ可らず之を疵つく可らず

丁 危に近づくかすして健康を守るも是亦一身を安穩にするの通義なり

戊 他の無禮誹謗を防て我面目を守り我名聲を保つは天然の正理なれば人々此理を主張するも義に於て妨げあること無し抑々人として一身の面目を失ひ其名聲を落すときは決して他の通義を伸ばす能はざればなり

第二 英國の法に於ては先づ國民一身の安穩を重んじ繼て又其自由を重んじ其自由を附與し其自由を保護するを主意とせり一身の自由は元來人として天然に備はる所の通義にして之を存するは尙其安穩を保つの理に異なるなし故に英律に於ては決して妄に人の自由を抑制することなし假令官府の意を以て人を制せんと欲するも國律の許さざる所は之を施行するを得ざるなり
一身の自由を保護するは國の爲めに一大緊要事とせり譬へば隨意に人を囚るの權を一二の官吏に付與する歟若くは無上の君主をして此權柄を握らしむる

とあらば諸般の通義一時に廢滅すべし何様の仕方にも人を強ひて勒むるは之を囚と名づく故に人の意に逆て之を私家に勒め或は之を道路に勒めて其行を妨るは即ち其人を囚るに異ならず英律に於て一時人に迫られ止むを得ずして奉公仕役等の證書へ調印せし者ありて後日に至り其奉公仕役は本人の意にあらざれども若しこれを背せざれば捕はるべきの勢ありて恐迫の餘止むことを得ずして證書に調印せしとの旨を訴るときは其證書を廢紙とするの法なり抑も謂れなく妄に人を囚るの弊端を防ぐが爲めに此法あるなり故に法に従て人を捕へんとする者は必ず裁判局の命を奉じ或は他の人を捕ふべき官吏の保證を得ざる可らず且此保證とは其人を捕る所以の趣意を書記し之に官吏の姓名を記して調印したるものなり若し此書中に召捕の趣意を掲明せざるときは獄屋の番兵にても必ず其人を守るべき理あらざれば之を放て妨なし右の如く一身の自由を存するが故に大凡英國の人民は其國に住居せんと欲すれば乃ち之に住居するの權あり何様の事故に由るとも罪を犯すに非ざれば強て國外に逐はるゝの理なし元來英國の常法に於ては遠竄の科なし若し之ある

は近世議事院の評議にて定たる所の律なり

總て英國の法律は民の自由を重んじて之を設けたるなり故に國內に在ては國王其臣下に令するの權ありと雖ども之を國外に出すに於ては假令一國の公務たりども王命を以て強て人を仕役す可らず譬へば阿爾蘭アイアランドの鎮臺若くは外國在留の公使の如きは假令大官高位なりども其本人の意に逆て之を命す可らず蓋し其人の本意にあらざる者へ強て國外の仕役を命するは其名は美なりと雖ども其實は敬して之を遠くるなり但し國王の命を以て國外の役に強て用ゆべきものは只水夫と兵卒のみ水夫兵卒の職は乃ち國の典常に洩るゝものなり

第三 英人の備有する第三の通義は即ち其私有の通義なり私有の通義とは各人私に有する所の物を其人の自由に從て之を用ひ自由に之を處し自由に之を樂み國の法律を敗るにあらざれば分毫も敢て他の抑制を受けざるを云ふ元來國法の主意も人の通義を妨るにわらず乃ち之を保護するを主務とせり蓋し英國の法に於ては人の私有を至大至重のものとして極て之を貴び管メネに之を害せざるのみならず假令全國人民の大利を起すべき事件ありと雖ども一人の私有を

害することは敢て之を爲さず譬へば今新たに路を作るに某人私有の地面内に
 交互するときは大に衆人の爲めに便利なりと雖ども主人の然諾を得るに非ざ
 れば何人たりとも敢て其地を犯すを得ず此時に當り國法を以て施すべき處置
 は只其人をして至當の價値を以て之を賣らしむるのみ且又政府にて假令此處
 置を施すとも宜しく謹慎を加へ決して威力を恣にするを得ず

天下衆庶の公利を謀るとも之か爲めに一人の私有を強奪するを得ざるの例は
 只前條の一事のみならず英律の内には其例極めて少なからず譬へば英國の人
 民は假令其本國を防守し其政府を保持する爲めなりと雖ども國民自己に全く
 然諾したる所に非ざれば之を促がして税を收めしむ可らず即ち國民の自己に
 然諾するとは議事院に出席する國民の名代人にて之を許すを云ふ古來錢貨出
 納の事に付き屢々議事院にて法令を定め其令に云あり王室の特權に托し議事
 院の然諾を待たず或は議事院にて許したる時限を違へ或は議事院にて定めたる
 法に背き以て國王の爲めに金を集むるものは曲事たるべしとなり
議設の權柄は下院

に在り初篇英國の條及び議
 事院談を見て之を知るべし

右の條々は各人備有する一身無係の通義を説き其要略を示したるものにして即ち其通義は一身を安穩にし一身を自由にし私有を保護する三綱の通義なり然りと雖ども國の政治を明にし他の細目に係る通義を存して國民に付與して三綱の大義を助け之を保護するに非ざれば法律も亦一片の廢紙に屬し正義の名ありて其實は無益なるべし蓋し其細目に係る條左の如し

甲 議事院の体裁、威力、特權、是なり

乙 王室の特權を抑制して明かに其分限を定め國王をして必ず其分を守らしめ民人の然諾を得るに非ざれば此分限を踰越すること能はず又公然と之を犯かすこと能はざらしむることなり

丙 冤を被り害を受けたる者は直に裁判局に赴て之を愁訴すべし是即ち英國人民の備有する所の第三の通義なり英國に於て人の生殺を専らにし人の自由を制し其私有を與奪するの權は只法律に在るのみ故に裁判の官局は平常これを開て國人の訟を聽き法律に従て其曲直を斷し「マグナ、チャルタ」の大法を守らざるを得ず蓋し此大法の主意は人を犯し人を害する者あれば其罪人は宗門の人に

ても世俗の人にてても其區別を問はず必ず其罪を糺問し賄賂を禁し言路を開き時日を延引すること無く公明正大の裁判を行ふべしとのことなり

丁 又或は非常の事に遇て侵害を被ることあるに臨み法律の定式を仰くも其不平を訴るに由なきときは乃ち又一種の達路ありて此路に由り以て其冤を白し其屈を伸すへし即ち此達路とは英國人民の備有する所の通義にして冤を被り如何ともす可らざるときは直に躬から國王に訴へ或は議事院に訴ふることなり其法令に云ふあり英國人民は直に國王に訴へ或は議事院に訴ふるの權あり若し此直訴を答る者あらば曲事たるべしと但し斯の如く直訴を許すときは又從て謹慎を加へ其流弊を防かざる可らず若し否ソウざるときは人民或は愁訴に托して朋黨を結び輕舉妄動以て世を誤り太平を妨ることあればなり

収税論

一國の公費を給するの法を論ず

○天下衆庶の製作したる財貨産物は獨り人々の私用に費すのみならず亦其一部を分て一般の公用に供せざる可らず之を名けて公費と云ふ但し此財貨を集めて

之を費すものは衆庶の代人なり衆庶の代人とは何ぞや政府を云な
此公費を給するには税額の法を以てす譬へば國家今一事を起さんとして若干の
金を要するときは其金高を國中の人民に配當し各人をして其一分を出さしむ之
を名けて税と云ふ既に此税金を収れば之を用ひて事務を行ふものは即ち衆庶の
代人なり抑も其財貨を用ひ其産物を費すの事情は公私共に毫も其趣を異にせず
物を費すときは其物の品位を消滅し其物の用を失却するものなり今爰に一人あ
り火藥に火を點すれば忽ち之を燒て其初め火藥を製するとき費したる時間の價
金時は即ちに同じと之を製するに用ひたる材料硝石硫炭の類とを消滅し全く其品位を失て痕
跡を見ず是れ獨り一人の點火者のみ然るにわらず抑も千百の人相共に之を燒く
とも其品位を滅却するの状況は彼是相異なるなし又爰に土工を起して千人の役
夫を用ひ千人の食料を給するとき其費用も亦大なり然り而して此土工を一人
にて企つるも百人相共に謀りて之を企るも其物を費すの状況は相異なることな
し是等の異同は固より三歳の童子も亦知る所なれば喋々辯論を用るに及ばず主
人身自から家を燒かざるも鄰家の火に由て類燒するとき其家を失ふの實は相

同じ主人身自から金を失はざるも番頭の不正に由て損亡するときは其産を破るの實は亦相同じ何ぞ必しも主人身自から手を下して然る後始めて家を破り産を失ふと云はん概して之を云へば元來政府は只一國人民の代人にして國民に代て事を爲すものなるが故に國民私有の財を費すに當て政府の手を假り之を費すも國民躬から手を下たして之を費すも其物を沒了し其品位を消滅するの理は彼是同一なり

前説既に事實に於て然るなり故に物を費すの法規も亦公私同一ならざるを得ず物を費し隨て新に物を生ずるに當り土木を費して家を生し米を其生したる物は有形にても無形にても之を論すること無く只其初め費したる物よりも更に價の貴きものを生ずれば之を有益の費と名く家と酒とは有形なれども即ち之を政治上に論すれば國民租税を納れども其租税の價よりも更に尙貴き政治の保護を被るなり若し然らずして其生ずる所の物反て其費したる所の物より賤しきときは之を無益の費と名く斯の如きは則ち國民其税を納るより寧ろこれを私に貯置くを善とす或は又然らずして徒に物を費し替て其代の物を生ずるを見ずんば之を

全損と名く斯の如きは則ち國民其税を納めずして之を海に投するに等し當に海に投するに等しきのみならず海に投するには勞苦なく之を做し得べけれども税を集るには自然其雜費あるを免れざるがゆへに寧ろこれを海に投じて雜費を省くを善とす尙之より甚しきものあり物を費して租税を納め毫も其應報を見ず却て其税金を誤用して以て暴政を行ふの資と爲すに至ては其害其惡推舉に暇あらず人民の膏血を絞り人民の私有を奪て當に其報を得せしめざるのみならず其財を集めて之を暴君汚吏の手に付與し反て之を以て人民を窘め無二の通義を奪ふが如きに至ては實に禍の大なるものと云ふ可し不幸の甚しきものと云ふ可し世人動もすれば云ふことあり一般の公用に金を費すときは國の富を致すべし或は國を富すに至らざるも尙且金貨の融通を盛にし世の便益と爲り且其金は常に國內に在て外方に出でざるが故に決して害あるの理なしと然りと雖も今此頗僻の説を論破すること甚だ容易なり乃ち之を論破せんには假に一國の公用を設け國産の生する始めより之を費す所の終りに至るまで踪跡を追ひ始末を問ふべし政府より國民に税金を促すときは國民は其産物を金貨に易て之を收税吏の手

に納む之を第一段とす之に次て又政府の吏人は此金を以て兵卒の爲めに武器戎服等を買ふ之を第二段とす此時に及ぶ迄は未だ物の品位を失はず亦之を費すこと無し只物を以て金に換へ金を以て物に易へたるのみにして國民より納めたる物は其狀を變じて官の武庫に存在せり然りと雖ども未段に及び此武器戎服を用ゆるに至ては即ち初め國民の手より收稅吏に納めし所の物を消滅して其品位を沒了するが故に是亦國の富有を滅却するなり豈之に由て以て國を富すと云ふ可けんや

或人又云ふ前の論ずる所は眞に是なりと雖ども其消滅したるものは金貨に非ず金貨は只此手より彼手に移りたるのみ國民の手より收稅吏の手に移りしときは或は報あり或は報なし官吏の手より用達モウダシの手に移りたるときは其報として武器戎服の得あり其報の有と無とは先づ之を置き金貨は常に滅消すること無く三手四手或は十手を歴るとも其價は同一なり只爰に消滅して形を失ひたるものは武器戎服なれども國民身自から此金を以て衣服器械を買ひ私に之を費やすも其狀情相異なる無ければ何ぞ公私の辯を爲さんや

答て云ふ然り物を費すの性情は公私の別なし物を費すとは物の品位を消滅することなれば之を消滅して其益あるか其益なきかを決するの法も亦公私同一なり只宜しく着眼す可きの要訣は其物を費し隨て得る所の利益實に費す所よりも大なる乎抑も費す所に均しき乎或は費す所よりも小なる乎の事件なり

右所述の公費の法則は常に行はれて妨なしと雖ども其詳なるを知らんと欲せば必ず先づ心を平にし知を明にし以て其情實を論するを要す蓋し公費と云ひ私費と云ふも其實は趣を異にすることなし物を費し隨て新に物を生ずると雖ども其生ずる所の物は必しも常に有形ならんことを期す可らず或は目以て見る可らず或は手以て握る可らざるものあり今政府を維持するが爲めに物を費して租税を納め其報として生ずる所のものは手に觸る可きの有形物なしと雖ども其實は國民の所得甚大なりとす乃ち其所得とは何ぞや一身を安穩にし私有を保ち恥辱に遠かるを得べき善政美風の徳澤を蒙る是なり抑も此善政美風の物たるや權衡以て量る可らず繩墨以て度る可らず然りと雖ども人民の幸福を保ち其生産を安ずるか爲めには片時も之を欠く可らず譬へば國民教育の爲めに税を納るも此類な

に納む之を第一段とす之に次て又政府の吏人は此金を以て兵卒の爲めに武器戎服等を買ふ之を第二段とす此時に及ぶ迄は未だ物の品位を失はず亦之を費すこと無し只物を以て金に換へ金を以て物に易へたるのみにして國民より納めたる物は其狀を變じて官の武庫に存在せり然りと雖ども末段に及び此武器戎服を用ゆるに至ては即ち初め國民の手より收稅吏に納めし所の物を消滅して其品位を沒了するが故に是亦國の富有を滅却するなり豈之に由て以て國を富すと云ふ可けんや

或人又云ふ前の論ずる所は眞に是なりと雖ども其消滅したるものは金貨に非ず金貨は只此手より彼手に移りたるのみ國民の手より收稅吏の手に移りしときは或は報あり或は報なし官吏の手より用達モウダシの手に移りたるときは其報として武器戎服の得あり其報の有と無とは先づ之を置き金貨は常に滅消すること無く三手四手或は十手を歷るとも其價は同一なり只爰に消滅して形を失ひたるものは武器戎服なれども國民身自から此金を以て衣服器械を買ひ私に之を費やすも其狀情相異なる無ければ何ぞ公私の辯を爲さんや

答て云ふ然り物を費すの性情は公私の別なし物を費すとは物の品位を消滅することなれば之を消滅して其益あるか其益なきかを決するの法も亦公私同一なり只宜しく着眼す可きの要訣は其物を費し隨て得る所の利益實に費す所よりも大なる乎抑も費す所に均しき乎或は費す所よりも小なる乎の事件なり

右所述の公費の法則は常に行はれて妨なしと雖ども其詳なるを知らんと欲せば必ず先づ心を平にし知を明にし以て其情實を論ずるを要す蓋し公費と云ひ私費と云ふも其實は趣を異にすることなし物を費し隨て新に物を生ずると雖ども其生ずる所の物は必しも常に有形ならんことを期す可らず或は目以て見る可らず或は手以て握る可らざるものあり今政府を維持するが爲めに物を費して租税を納め其報として生ずる所のものは手に觸る可きの有形物なしと雖ども其實は國民の所得甚大なりとす乃ち其所得とは何ぞや一身を安穩にし私有を保ち恥辱に遠かるを得べき善政美風の徳澤を蒙る是なり抑も此善政美風の物たるや權衡以て量る可らず繩墨以て度る可らず然りと雖ども人民の幸福を保ち其生産を安ずるか爲めには片時も之を欠く可らず譬へば國民教育の爲めに税を納るも此類な

り人民教育の爲めに税を納めて其子に教育を受るものは徳澤を蒙るの大なること固より論を待たず假令子なき者にても天下一般の教育に由て人の聞見を開き世の風俗を美にするときは我一身は以て安かる可く我私有は以て固かる可し人を使役して事を爲せば其事善く成り人の爲めに物を製すれば其物を求むるもの多く其物を用ること廣し斯の如くなるときは假令教育を受く可き子弟は之なしと雖ども自己の身に得るの徳澤既に大なりと云ふ可し又世人の明德を明にし禮義を重んじ交際の風を盛にし其趣向を高上にし國家の流風を修めて善美に進ましめ人民の裨益を興すの俗を鼓舞し以て之を勤めんが爲めに天下の財を費すも亦此類なり故に此等の趣を以て大厦高樓を建設し學校寺院の類なり壯麗を極め佳美を盡し或は治亂興廢の大事を不朽に表し塔碑を建て祭日を祝ふなり或は發明工夫を以て人知の域を廣くし有益の術を改新したるもの蒸氣機關傳信之類なりへ恩賞を與るが爲め天下の財を費すも誰か敢て之を難するものあらん是等の公費は經濟家の論に在ては固より許す所なり只經濟家の要訣は斯の如く天下の財を費して隨て其益を生し其益する所と其費す所と輕重相稱はんことを欲するのみ

公費を給するに二法あるを論ず

○税法に二様の別あり一を分頭税と云ひ一を物品税と云ふ分頭税とは國民私有の物に付き其人に配當して直に其人より取る所の税なり合衆國にて東北の諸州此條は亞米利加の原書を反譯したるものゆへ専ら合衆國のことなにては年々税額云ふなれども歐羅巴諸國にては皆分頭税と物品税との區別ありの簿籍を作て州民の某よりは幾許の税を出さしめ某よりは幾許の高を拂はしむるのこのことを定るを例とす但し此分頭税の割合を定むるが爲めには故さらには其吏を命じて之を收税吏と唱ふ國民若し此税の割合を見て分に過ると思ふときは乃ち其私有の高を訴へ此高に従て税を減せんことを請ふべし然るときは改て其情實を糺し減税を許すことあり譬へば地あり地税を二十分の一の割合と定め此に一區りせば地代四十兩を取らんと云ふに故に政府へ納る税は二兩なり然るに收税吏は此地よ七百五十兩の價なりと爲り其地欺詐の一兩二歩に減ぜんことを請ふときは收税吏は直に七百五十兩の金を以て其地面を政府に買取るは常り此法を以て國民の不正欺詐を物品税とは物を製して之を費すに至るまでの間此人の手より彼人の手に移るときに其物品の價に従て收る所の税を云ふ合衆國に於ては外國より輸

入する品物は其到着のとき直に税を收るを例とす此税は品物を引受る商人より之を拂ひ商人は又其品物を他人へ賣るとき本價の外に税の高を加ふるが故に次第に人の手を経て遂に此品物を用ゆる人の手に落るときは其物の定價より貴きこと正しく税の高を加へたるに等し譬へば大巾の羅紗「ヤールド」に付き「ドルラル」の税を收るときは此羅紗を買ふものは定價の外に「ドルラル」を拂へるなり又方今^{此原本は千八百六十六年の開板なり}合衆國にては石炭「トン」に付き「ドルラル」の税を收る故に此國にて外國の石炭を用ゆる者は定價の外に尙「ドルラル」を拂ふなり斯の如く外國の石炭より税を收むるが故に自國の石炭も自然騰貴して定價よりも二「ドルラル」を増すに至れり

今爰に一論あり分頭税を收るも物品税を收るも均しく國民の財を以て天下の公用に供するの主意にして其實は相異なるとなし然れば則ち二法の内何れを可也とすべき乎と

物品税の法を主張する者の説に云く物品税を收るには收税吏と國民との間に爭論を起すこと少きが故に分頭税を収るよりも更に便利なり譬へば外國より品物

を輸入するに其着到する處は儘に所定の敷港に過ぎず此港に着到すれば一時に其輸入品の税を收るが故に時を費すこと少くして大に煩勞を省くべし且輸入税を拂ひし者は其品物を他人へ賣るとき物の價に税金の高をも加へて之を取るが故に税の輕重に心を關すること無くして之れが爲めに議論を起すもの少し斯の如く甲は乙に賣り乙は丙に賣り次第に數人の手を経ると雖ども改めて自己の手より税を出すこと無きが故に其價の貴さを知らず終に其品物を用る人に至り或は價の貴さを覺るも其以前に買ひし時と比較して更に貴からざるときは其人も亦心に關すること無し或は又以前の價よりも稍や貴きことあるも總して物價高低の變あるは世間通常の事なれば必しも之を政府收税の故に歸せず或は他事の故に由て一時價の騰貴せしこと、看做すもの多し故に人或は云ふ國の人民は物品税を納めて之を覺へずと然りと雖ども予以爲らく人民敢て之を覺へざるに非ず只幾許の税を納めしやを知らず何れの時に之を納めしやを知らず或は之を納めしや納めざりしやを知らざるのみ之に反して分頭税を納るには人民皆何れの時に之を納めしやを知り幾許の高を納めしやを知るが故に之に心を動かすこと

甚だし之が爲めに動もすれば人民の不平を生じ時としては政府の命を拒むことあり甚しきに至りては人皆吝嗇の心を抱て税を納むるを嫌ひ遂に國內至急の要件をも成し能はざるの弊を生ずるに至ることあり

前説既に斯の如しと雖ども物品税を收るには分頭税を收るよりも不正に陥るの弊多し物品に就て税を取れば其税を拂ふものは税の多寡を知らざるが故に收税の趣意を督察して之を議論するもの少し譬へば酒を運送し或は之を輸入するは酒を買て飲む人なれども税金の然らしむるときは別段に税金を拂ふものは酒の價は貴き雖も税金の然らしむるときは思はれずして自然苦情を訴へざるなり故に收税吏は此機に投し不正の處置を施して無偏無黨の大義を失するの害なきにわらず故に人の上に在て國家の事務を行ふものは收税の事に於て衆を害し寡を利すると甚だ難事にわらず且此私曲を行ふに其事跡を暗昧にすべきが故に國民も自然其處置如何を解せず乃ち知らず識らず籠絡の中に在て敢て不平を抱くことなし固より分頭税にも此弊なしと云ふにはわらず或は各州相互に其租税の任を譲る等の惡弊あれども只其弊の行はるゝこと物品税に於る如く甚しきに至らず且其際に當て不正の處置あれば衆人皆其蹤跡を了し得るが故に自然曲事の

行はるゝこと少きなり

前條所記の如く物品税の法は甚だ整齊ならずと雖ども其論は姑く擱き他に又一個の弊あり即ち物品税の法は國民をして公費の爲め税を出ださしむるに其出所の税の多寡と國民の一身に被る所の保護の輕重と互に相支吾せり元來物品税は其物を費す所の人より拂ふものなれば其人の政府より被る所の德澤の深淺に従て拂ふに非ず只其費す所の物の多寡に準して之を納るなり故に今百萬_{ドル}ラ_ルの産を有する人にてても物を費して一身に奉ずること役夫の生計の如く爲るときは百萬金を有するの富豪も二_{ドル}ヲ_ルを持つ役夫も天下の公費に金を投するの高は同様なり然れば之を公平と云ふを得ず

分頭税に於ても亦此弊風なきにあらず或者の説に云く分頭税を拂ふ者は其賣物の價を貴くすれば自然其任を他人に譲るの様にて之に由て税額の一部を償ふべしと此説全く不可とせずと雖ども弊風の及ぶ所物品税の如く甚しきに至らず分頭税を拂ふが爲め其賣物の價を貴くせんとするも人の私有盡く商賣品のみにも非ざれば其賣る可らざる所の物に就ての税額は自から之を拂はざるを得ず故に

云く分頭税を一様に收るときは其法必ず物品税よりも公平にして國民より税を出すの多寡と其政府より德澤を被るの深淺と相稱^{かな}ふを得べし

前論の外に又分頭税の法を善とすべきの理あり即ち其法よく合衆政治の旨に適するとのことなり抑も衆庶會議合衆政治の旨は國民を以て國權の基と爲し人々身自から其身を支配するを以て大綱領と爲すものなれば今斯の如き政府を立んとし却て其國民をして何等の税を拂ふやを知らしめず何れの時に之を拂ふやを知らしめず何様の法に従て之を拂ふやを知らしめざるは正しく其政治の旨に反れるものと云ふべし總て衆庶會議の政治に於ては其國民に對して錢穀出納等の事件を一切秘密にす可らず國民は常に税額を拂ふの多寡を知るのみならず其拂ひし所の税金を政府に集めて之を用るの處置如何をも傍より察知せざる可らず蓋し國民の之を知ること愈々詳かなれば政府の之を用ること愈々正に歸して始て一國人民の安全を保つ可きなり右の次第を以て考ふれば世人或は物品税の説を主張し物品税を收るも國民には其税の重きを覺へずと云ふものあれども其説甚だ不可なり人の之を知らざるとて暗昧の間に其物を取るの理あらんや民の税

を收て民之を覺へざるときは決して其税を取る可らず國民よく税額の多寡を知り公費の出納を察し上に不正の處置あらば下より之を發ツクかんとて之を窺ひ之を探り以て始て上下の和合を保存すべきなり

收税の主意を論ず

○前條に云へる如く一國の人民は其政府より德澤を被るの深淺に隨て税を納むべきの理あり譬へば爰に二人あり其一人は家産十萬「ドルラル」を有し今一人は千「ドルラル」を有す之を政府の法に由て均しく此二人を保護するときは千「ドルラル」の人は十萬「ドルラル」の人よりも百分一の税を拂て可なり此論や既に正しと雖ども未だ事情の詳なるを盡すに足らず國民の家産税分頭税を收るに富商大買は此税を拂て爰色なく自から其奢侈を減するにも及ばざれども貧民に至ては然らず假令其家産より拂ふ所の税額些少なりと雖ども或は此割合を納るが爲め衣食の缺乏を致すことあり然りと雖ども今此弊風を救んが爲め故さらに富人の家産より重税を取る可きや否やの論は姑く擱き只國民は其政府より被る所の德澤の深淺に従て其拂ふ所の税に多寡あるべきの理は既に明白なり今物品税の割合を平

云く分頭税を一樣に收るときは其法必ず物品税よりも公平にして國民より税を出すの多寡と其政府より德澤を被るの深淺と相稱カキふを得べし

前論の外に又分頭税の法を善とすべきの理あり即ち其法よく合衆政治の旨に適するとのことなり抑も衆庶會議合衆政治の旨は國民を以て國權の基と爲し人々身自から其身を支配するを以て大綱領と爲すものなれば今斯の如き政府を立んとし却て其國民をして何等の税を拂ふやを知らしめず何れの時に之を拂ふやを知らしめず何様の法に従て之を拂ふやを知らしめざるは正しく其政治の旨に反れるものと云ふべし總て衆庶會議の政治に於ては其國民に對して錢穀出納等の事件を一切秘密にす可らず國民は常に税額を拂ふの多寡を知るのみならず其拂ひし所の税金を政府に集めて之を用るの處置如何をも傍より察知せざる可らず蓋し國民の之を知ること愈々詳かなれば政府の之を用ること愈々正に歸して始て一國人民の安全を保つ可きなり右の次第を以て考ふれば世人或は物品税の説を主張し物品税を收るも國民には其税の重きを覺へずと云ふものあれども其説甚だ不可なり人の之を知らざるとて暗昧の間に其物を取るの理わらんや民の税

を收て民之を覺へざるときは決して其税を取る可らず國民よく税額の多寡を知り公費の出納を察し上に不正の處置あらば下より之を發ぶかんとて之を窺ひ之を探り以て始て上下の和合を保存すべきなり

收税の主意を論ず

○前條に云へる如く一國の人民は其政府より徳澤を被るの深淺に隨て税を納むべきの理あり譬へば爰に二人あり其一人は家産十萬ドルドルを有し今一人は千ドルドルを有す之を政府の法に由て均しく此二人を保護するときは千ドルドルの人人は十萬ドルドルの人人よりも百分一の税を拂て可なり此論や既に正しと雖ども未だ事情の詳なるを盡すに足らず國民の家産税分頭税を收るに富商大賈は此税を拂て憂色なく自から其奢侈を減するにも及ばざれども貧民に至ては然らず假令其家産より拂ふ所の税額些少なりと雖ども或は此割合を納るが爲め衣食の缺乏を致すことあり然りと雖ども今此弊風を救んが爲め故さらに富人の家産より重税を取る可きや否やの論は姑く擱き只國民は其政府より被る所の徳澤の深淺に從て其拂ふ所の税に多寡あるべきの理は既に明白なり今物品税の割合を平

均して諸品一様に税額を定るときは則ち國民貧富の別なく一様に税を出すの理なれば其法却て公平と云ふべからず故に物品税を收るには物の種類に従て輕重の等差を設け人生に缺く可らざるの要品は無税と定め或は無税ならざるも極めて之を輕くすべし之に反して奢侈に屬する品物は故さらに其税を重くし一國公費の太半は此税金を以て資となす可きなり

今此論を擴めて其詳を求むるときは左の條々を決すべきなり

第一 國民私有の高に分限を立て其分限より少きものは税を取ること勿るべし
 貧民の用ゆべき衣服夜具并に其飼ふ所の牛馬豚豕の如きは無税品の内に掲ぐべし

第二 人生必用の品物は無税なるべし若し止むを得ずして税を取らば極て其割合を輕すべし此等の品物を費すの多少は貧人にては富人にては同様なれども富人は之を買ふに只其産の一部を散するのみ之に反して貧者は其必用の衣食を買はんが爲め終歲所得の利を殆んど用ひ盡して尙足らざる者あり何れの國にても五穀薪炭粗布鐵類の税を收るときは其國の人民之が爲めに安樂を失ふ

而已ならず終には生活を支ふる能はざるの甚しきに至ること間、これあり

第三 驕奢淫逸に屬するの品物は最も其税を重くして可なり蓋し其主意は敢て人の隨意を妨げんとするには非ざれども一身の奢侈の爲めに財用を浪費するものは之をして政府の費用を助けしむるも敢て妨あるの理なければなり其次は生活を安樂にし蓄財を求むる所の品物よりして其税を取るべし其故は人として衣食住を安樂にするものは其私財の一部を分ち政府の公費に供するも之を憂るに足らず又蓄財の方法あるものは政府の保護を被るの代りとして毎年所得の利を以て其一部を分ち政府の用と爲すも自然其理あればなり故に毛氈の類生活な安樂には五穀薪炭生活に必要なる物なりも其税を重くすべし農夫の荷車商人の貨船蓄財の爲めなる物なりは其税を取るべしと雖ども都下士商の乗車は之と同等の税額に爲す可らず○前條既に云へる如く一國の公費は一國人民の責任なれども決して之を厭ふ可らず凡そ良民たるものは甘じて此重任を負ふべし其故は此報として得る所のもの甚だ大なればなり人若し之を疑はしく思ば試に自ら願思せよ今安全として政府の下に立ち些少の税を拂ひ以て甚大の保護を

被るに非ずや假に今此保護を廢し身自ら其身を守り自ら其私有を保護せんと欲しなば幾多の金を費して其用に足るべきや人或は遊樂の爲めに旅行する者あり美服盛饌の爲めに金を費す者あり甚しきは放蕩を爲し淫逸に耽けり惡事を行ふを以て家を破るものあり是等の浪費を以て其政府に納る所の税額に比すれば固より其多寡輕重を論するに足らざるなり故に一國の良民は活眼を開て善く公費の出納を察し決して其不正に任すの理なしと雖ども世間一般の裨益たるべき事あらば決して鄙客の心を抱かず勇んで財を出し同心協力以て其事を助成せざる可らざるなり

又爰に數句を贅言し以て政府に蓄財するの弊風を論すること下件の如し抑も政府に税を納め其入其出より居多にして餘剰の金を貯るときは必ず惡む可きの弊を生ずるものなり政府に金を有すれば國內金貨の權を握り其勢に乗じて遂に偏頗不正を逞ふするに至ること間多し故に政府をして餘剰の金を貯へしむるは徒に有害無益の權威を付與し其暴戾を恣にするの資なりと云ふべし若し此金を聚斂せずして國民の手に在らしめなば生利の資と爲る可きに彼に取

て此に貯へ無益の用に供するのみならず甚しきに至ては悪事を行ふの資と爲すことあり豈悲まざる可んや大凡そ世界廣しと雖ども建國多しと雖ども政府に餘剰の金を貯へ以て私欲貪婪の流弊に陥らざるものは古今未だ曾て其例を見ざるなり

一國の財を費す可き公務を論ず

○國の財を集めて之を費す可き公務の箇條は左の如し政府を維持保固するが爲めに財を費し人民を教化長育するが爲めに財を費し宗旨を護持保存するが爲めに財を費し國家の營繕に財を費し貧民の救助に財を費し軍國の備用に財を費す等皆是なり今此次序を以て逐件之を論せんこと左の如し但し其財を費すの旨は前論に於て既に詳悉なれば此條に於ては只其要を掲明し以て備考に供す

第一 政府を維持するが爲めに財を費す事

此條は公費の内にて最も緊要なるものなり世に政府なくば曾て人間の交際ある可らず人間の交際なければ曲を蒙るども之を訴るに所なく私有を得るども之を保つに道なかる可し然りと雖ども政府を建んとするには吏員なかる可ら

す吏員を用んとするには之に給料を與へざる可らず若し給料を與へざれば職を奉ずる者なかる可し故に政府を維持せん爲めの費用を論ずるは其理甚だ公にして且明なり

甲 經濟家の要務は政府の吏員を用るに各々其職務を奉じ善く其任に堪へ以て事業を成し得可き人物を選ぶに在り抑々政府の職務は頗る難事多きが故に非常の才幹あるに非ざれば其任に當る可らず乃ち博識多聞書を讀み教を被り義を守り節を知り確乎不拔世間第一流の名ある人物にして始めて事業を成し得べし然るに今若し此要旨を失ひ誤て下流の人物を用ぬなば猶良工の成すべき業を以て賤工に與へ遂に其事を敗るが如し豈不經濟の甚しきものにあらずや

乙 前條の故を以て刑法官議政官爲政官の如きは其職務に堪ゆべき人物を選び其才幹に應じて其給料を與へざる可らず譬へば第三等の醫師に與ふ可き給料を以て刑法官の大長に與へ其才幹を用んとするは實に無知無識の吝嗇と云ふ可し且又人を用るに當り其人自身から私業を營て得べき金よりも更に其給料を少なくし却て其人をして天下の事務を司らしめんとするは豈鄙吝の處置にあ

らずや

或人云く政府の吏員へ給料を多く與るときは世人皆争て仕官を求め金を貪るの弊風を生すべしと予答て云く吏員の給料を減ずるとも決して此弊風を除くに足らず仕官に熱中する者の多寡は依然たるべし只給料を多くすれば學者士君子をして熱中せしめ給料を少なくすれば皂隸小夫をして熱中せしむるのみ只君子を用れば世の益となり小夫を用れば世の害となるの差あるのみ今假令大に給料を減じ政府樞要の職に任ずる者へ其給料を與ふること僅に小夫の賃錢に等しきことあらん乎乃ち斯の如く爲すとも此官職を得んとして熱中する者は尙依然舊の如く多かるべし只其仕官に熱中するの争は乃ち皂隸小夫の間に行はれて學者士君子は必ず之を争ふを欲せざるのみ

前條給料の論は必ず行はれて妨なき便益のものなり譬へば其政府の職に任ずるに當り本人の身分に爵位を付與し或は之を以て學者士君子の榮譽と爲すの國風なれば仕官の給料は他の職業に於るよりも少なくして可なり又在職の年限なき者は年限ある者よりも給料を少なくして可なり故に一國人民の地位を

一樣同等に定め政府の職を奉ずる者と雖ども之に爵位を付與することなく之を尊敬すること無きの理を主張し其風の盛行する國に在ては官員の給料必ず多からざるを得ず且又在職の年限あれば之が爲め其退職の後に營求すべき生計の道をも失ふが故に其給料も亦之に準して貴からざるを得ず此等の人其職に在るに當りて善く信實を盡し公務を奉ずれば其功を賞するが爲め退職の後に扶助金を與へざるを得ず

第二 人民を教育するの爲め財を費す事

人民の教育に二様の別あり一を常教と云ひ一を學教と云ふ常教とは何ぞや人の此世に生れ通常の産を營求するが爲め欠く可らざる所の聞見知識を導くの教なり語學書畫數學地理歷史物產學窮理學經濟學心學等の一班を云ふ此等皆是平人の常に心得あるべき學科にて必ずしも學者先生にして始めて之を知るなり此教を設けんには公よ、ま、たに一國の税を收め其費用に充つべし蓋し其故は國民各々學問の一斑を知れば相互に其裨益を被る可ければなり殊に衆庶會議の政治に在ては人を教育して其德澤を被ること最も大なり

右の如く常教を設るが爲め税を收るに當り其これを收るの法方と之を收て又

之を費すの法方とを論せざる可らず教育の税を收るは他の税を收るが如く之を集めて官庫に貯へ教師に給料を與ること尋常の吏人に給料を與るが如くす可し之を一法とす又或は市井郷里に學校を建て其地の長主屋名名をして其地より費用の金を集めしめ之を其長の手に托し乃ち之をして學校を監督せしめ教師を取扱はしむべし之を第二法とす以上兩様の得失利否を案するに第二法を以て上策とす此法に従へば各處の人民皆自家の利否を謀り其學校に心を用ること深切にして金を費すことも亦苟且ならず隨て教師を選任するにも自から其才徳を用て人選を誤ること勿るべし之に反し一個の本政府より數多の教師を選び國內の諸方に送らんとすれば其人選のときに當り或は失誤多く或は誠實の意を失ふことあるを免れず國民は固より其選舉の事に關らず其給料の多寡をも知り得ざれば自然其教授の可否如何んを注思すること無くして終には生徒教育の本旨を錯るの弊風を生すべし

前條所論の第二法に従んとするときは其處置甚だ簡易なり乃ち市井郷里の小を計り其人口の多寡に従て一處の學校を設くべきものは必ず之を建てしめ

其費用を供せんが爲めには政府の權を以て税を收め其收めたる税金は之を集めて其地の人民に托し出納の任を専らにせしむべし蓋し其人民は自己の膏血を絞り集めたる金なれば此金を用るも工夫を盡し不經濟の處置を爲さざることも必せり○且又右の如く學校を盛にするときは教師も亦隨て其人員を多くせざるを得ず故に此教師たるべき人物を成育するが爲め又一種の學校を設けざるを得ず斯の如くして全國の内に教化の大本を定立すれば其主意互に相支吾すること無くして諸學の進歩亦隨て一樣なることを得べし

第二の教育を學教とす學教を修め天下に廣布し之に由て衆庶の裨益を成すとのことは固より論するを待す試に見よ方今諸國に在て發明工夫の功績多く人知益々開け徳澤益々大なるは皆學教の賜にあらずや故に此學教を盛にせんが爲め天下の財を費すは其所爲實に公明正大と云べく且有知有識と云べきなり」學問の道を研究し之を修ると學問の道を公布し之を廣むるとの二件は同一の人にして成すべきなり且又其所用の器具も兩様相同しきか故に此二件は常に相符して一科と爲せり又學教を建るにも二條の要訣あり第一既に所有せる知

學を世に弘むることなり第二既に所有せるものへ新に知學を増益することなり此二條は兩様共に緊要のものにて必ず之を兼有せざる可らず諸方の學校を見るに其一を忘れ能く其二を成せしは未だ曾て之あるものを見ず○右の論は姑く擱き今此には政府より學教の爲めに高科の學校を建て學を修め道を廣めんを勉るに當り其費を少なくし其事を善くする所以の法を示すのみ

學校を開んか爲め必用なる器械書籍を購ひ其家屋を建るには非常の多費なるが故に平人に在て能く成し得べきことに非ず或は偶々平人にて學校を開く者あるも元金を償ふが爲め自然其生徒の學費を貴くするが故に富人に非ざれば入學して教を受る能はず故に政府にて學教の設を爲すは元より富人の爲めに非ず只貧民の學に志して學資に乏しき者を惠むの主意なれば政府の職分として學教に必用の具書籍器械を備へざる可らず

右の如く政府にて器械書籍家屋を供し此品物を用ひて學教を授るに當り其教師たる者は此品物を用るが爲め借貸を政府へ納む可きや否の議論を決するは甚だ容易なり唯其借貸を拂へば教授の給料を貴くし之を拂はざれば給料を賤

くするのみ

教師に與る給料は其人の才學と器量とに従ひ多寡あるべし學術教授の産業授教を以て錢を得るは農工商の業を營營を進め之を鼓舞作興し必ず其人をして學力力に異ならす故に之を産業業云ふを以て之を鼓舞作興し必ず其人をして學力の深淺と誠實の厚薄とに因て生計の道を得せしめんとするに於ては給料の多寡を以て之を制するに若くは無し按ずるに我亞米利加合衆國に於て大學校の教師へ給料を與るに其高を一定して曾て機宜に應ずるの處置なきは教育の爲め大に不便なるに似たり故に今一種の學を盛にせん爲め其入用の元金を備へなば之を用るの法は宜しく本論の旨に従ひ人の才學と器量とに準して之に給料を増減すべし

第一 只貧書生を惠むのみにて之が爲め學校一般の教授料を賤くす可らず譬へば教授の給料貴くして甲某の自力を以て其教授を受ること能はざるときは之を扶助して教育を授くべし是れ天下の美事なり然れども貧者は只甲一人にし

て乙丙丁の學生は皆至當の教授料を納むべきものなれば貧生一人の爲め他者の學費を減するの理なし

第二 前論に云へる如く教師に與る給料は其學力の深淺と誠實の厚薄とに因て其多寡あるべしとの旨を失す可らず假令今爰に一の學校を設け其學費を廉にしてこれが爲めに生徒常に充滿するも其教師を處するの法宜しきを失ひ教授の職掌を勉る者も怠る者も其給料を與ること同一なるときは此學校は實に教の風を助けざるのみならず反て世の文學を衰微せしむるに至る可し

第三 學校に大中小の順序あらば下等の學校に於て謹慎勉強する者を擧げ其褒賞として之を上等の學校に遷すべし此の如くするときは大に下學校の生徒を勵まし正しく其人物の才不才に準して學費を給し名實相支吾すること無きを得べし

又爰に論すべきの一事あり學教を進めんが爲に天下の衆人各々自力を用れば其從て生ずる所の功驗は其力を用る所の方向に由て異同あり衆人若し財を愛して教育の冗費を少なくせんと欲するときは其欲する所に從て之を少なくす

べき而已にて他に所得ある無し生徒の學費を納ること極めて少なければ教師の給料を受るも亦極めて少なかるべし故に其教授の品位も亦極めて賤しからざるを得ず今五兩の金を以て二十五兩の布帛を買ふの術ありとて自から誇張するものあらば人誰が之を愚と云はざらん若し此の如き愚人あらば試に其所欲に従て其物を買はしむべし遂には自己に之を發明せん抑も五兩の金を投して買ひし物は果して五兩の價より貴からざれば人民教育の價に於ても之に異なるなし教師の給料或は一年五百「ドルラル」のものあり或は一千「ドルラル」のものあり或は二千乃至三千「ドルラル」なるものあり然るに今五百「ドルラル」の金を投じて三千「ドルラル」の教師を役せんと欲するは豈大なる謬誤に非ずや試に問ふ此金を以て此人を役せし果して意の如く事實に行れ得る乎天下古今未だ曾て此の如き妙計あるを聞かず

只管教育の冗費を減するを以て旨となすときは教育の分量は増すと雖ども其品位は下落せざるを得ず譬へば何等の品物にても其品位下落するときは隨て之を求むるものも減せざるを得ず故に只其品の美ならざるのみならず遂には

其分量をも併せて減少するに至るべし世上の物を何作品にても亦少く求むるもの少
物を減少するの理なり人民教育に在ても亦然り教授の法宜ければ之を教ふる者も
からざるまきは世人の之を學ぶに少し之を學ぶもの少ければ之を教ふる者も
亦自然に減じて遂には世の文學を衰微敗壞せしむるに至るを云なり

前論に反して天下衆人の力を用る所教育の法を修め其風俗を正すに在らば自
然其品位を貴ふして人心を鼓舞し學に志すもの多く學問の風規を興張し其教
を蒙らんと欲するもの日増月進するが故に唯教育の品位を貴くするのみなら
ず其分量をも併せて大に亦増加すべし故に云く人民教育の法は其價の廉なら
んより寧ろ其品の美ならんを貴とす

第三 宗旨を護持するが爲め財を費す事

宗旨を護持するが爲めの冗費は會社結盟の中間即ち我が云ふにて相辨す可き
ものなれば必ず政府の下に立つ所の世俗衆人をして盡く其責に任せしむるを
要するの理なし蓋し宗旨の教は古來政府の存亡に關せずして常に繁榮せしも
のなれば必ずしも政府の扶持を仰がずして可なり或人云ふ宗旨に歸依すれば
其人の徳誼を修め知識を開き世の風俗を美にして人各々其徳澤を被るが故に

此法を保護するが爲めには亦各人をして財を出さしめざる可らずと予答て云く然らず宗旨の設あるに由て人各々其德澤を被るとの説は誠に是なりと雖ども本來宗旨を立るの意は人々をして德澤を蒙らしめんと欲するには非ず唯人々相共に宗旨の教を被り以て自から爲めにするのみにて人の爲めにするには非ず或は之に由て自然世の風俗を新にし其德澤の他人に布き及すことあるも是れ其然るを計らずして然るものにして其本人に於ては毫も之に關係する所あらずれば今偶然其德澤を被りしとて強て之が爲め財を出さしむるの理はあらず譬へば隣人其地面に家を立て偶々之に由て我家の溝墻となり我に益することあると雖ども本來隣人の家を立てし旨は自己の便利を計りしものなれば假令我家に在て其德澤を被るとも我より錢を出して其造營の費を償ふの理なし然らば宗旨護持の論も隣人の家に異なることなかる可し

宗旨を護持するが爲め公然國民の税を收むべしとの説を主張するものあり云く政府を維持するには宗旨の教なかる可らず宗旨の教を護するには權力を以て其費用の金を集めざる可らずと此論却て是なりと云ふべからず宗旨を存す

れば政府を立てるの一大助たるべしと雖ども之が爲め強て國人の財を收む可しとの説は理に反ること大なり予輩の論に據れば何等の事情あるも決して宗旨の爲めに税を収む可らず國民其政府に請ふて會社を結び宗旨法教に従事するも他の商人等の組合を立て商業を營するに異ならず政府より其會社を准すの意も敢て宗旨を重んじて故さら之を命するに非ず只宗旨の信心は一身の幸福を求むるのみにして世の害を爲さざるが故に之を准すなり

第四 國內の營繕に財を費す事

海岸を測量し諸港を營繕するが如き外國貿易の爲めに必用なる事は之を一國の公費と爲して官府の手に任せざる可らず又街道を開き通船の爲めに川を掘り蒸氣車の爲めに鐵道を敷くが如き内地の營繕は之を平人に任して私に爲さしむるを善とす此等の工役を企て元金を費して利益を得べき目的あれば衆人皆悦で之を爲すべきなれども若し所得を以て所失を償ふに足らざるの恐あらば政府にても平人にても決して之を企ること勿るべし只内地の營繕に付き其工業の大なるが爲めに平人の自力にて元金を給する能はざる乎或は其工業に

關る所の權力頗る重大に涉り之を平人の會社に委任し難きことあるときは政府より手を下し之を企つべし但し政府の公費を以て之を企るども其出納を制するの法は平人の私費に於けるものと曾て相異なること無し

第五 貧人救助の爲め財を費す事

鰥寡孤獨廢疾の者を救助するは宗旨法教の職分なれば宜しく自意の處置に任すべし故に風俗淳厚にして宗旨を重んずる國にては貧民を救助するに人々の自意に任し私有を分て衣食を與るものあり或は衆人相共に謀り救窮の會社を結ぶものあり

前條の論は既に理の當然なりと雖ども或は事の情に由り平人の自力を以て速に救助の處置を施す可らざることあり或は之を施す可きも費用大にして其任に堪る能はざることあるが故に老幼病者の活計なき者へは一國の公費を以て衣食を給するも理に於て妨あること無し

右の如く他の扶助を仰ぐ者と雖ども悉皆廢人なるに非ず大半は之を用て力役に服せしむ可き者なり或は亦技藝に達したる者も少なからず抑も其本人の爲

めに謀るに躬行を懶惰になすより寧ろ至當の力役を勤めなば反て心に慊きを覺ふ可し故に貧民へ職業を授けて之を勤めしむるは仁愛の主意にして且亦經濟の要訣なり貧民の力を役し其技能を用て巧に之を處置すれば其所得の利を以て大抵救助の費用を償ふに足るべし故に救窮の法を設けんとするには十分元金を備へて力役の場所を設け扶助を願ふ者あれば且之を使役し且之に與ふるに衣食を以てす乃ち是を策の得たるものと云ふ合衆國東北の諸州に於ては一邑又は一郡の公費を以て田地を買ひ貧民扶助の資に備へしものあり實驗に據るに此法を以て貧民を扶助すれば初め田地を買ふときの元金を費すのみにて其後は法を正しくして措置を施し貧人を役して其地を耕さしめ其所得の利を以て諸雜費を償ひ得べし或は管之を償ふのみならず時としては出納を平均して餘ありと云ふ都て此類の法を推して之を用れば貧民救助の費用は甚だ少なくて實に力役する能はざる者へも厚く扶助を加ふるを得べし

第六 軍國の備に財を費す事

多く錢を費やさずして國を保するの法は正理を守り事を處すること寛大にあ

るを上策とす然れども若し止を得ずして戦争に従事するときには經濟の要務は乃ち防禦の策畧を遠大にし之を學識に基本し事をして遺漏なからしむるに在り故に邊地海岸を測量して地理を詳にし敵兵の侵す可き地には盛に城砦を築て防守を嚴にし食を足し兵を足し缺乏の患なからしむべし又平生よりして軍旅の學校を設け國の公費を以て之を扶持し此學校にて教育を蒙り能く其業を遂げたるものへは平日公費を以て衣食を給し一旦事あるに當て軍役を命ずるの備となす可し都て是等の措置區畫はこれを施すに先つ其利害損益を察す可し實に其主意を達して全く益あるを見れば費用の大小は固より問ふことを須ふ可らず乃ち其金を費すの法方は本來經濟學の所係に非ざれば宜しく兵學教師の説に従て之を採用す可し但し經濟學の要は財を惜吝せずして第一流の人物を選用し防禦の策略を設けて之を實地に施さしめ其所得の實效と所失の冗費と輕重宜しく相稱はんことを欲するのみ

西洋事情二編卷之一終

西洋事情二編卷之二

魯西亞

福澤諭吉 纂輯

史記

往古魯西亞の地方には「シチアン」と云へる蠻野の民族ありて荒漠の原野に住居し水草を逐て徘徊せしと云ふ蓋し當時の事跡は盡く暗昧に屬し正史の據る可きものなし紀元八百年代の央に至り噠國の人ロリクなる者北海に在て海賊を爲せしがノウゴロット今のハイトレスホルフの南東百里の處に在リの人に招かれ共に諸方を侵掠して遂に國の大半を押領したり紀元八百八十三年オレグなる者ロリクを殺して其國を奪ひキキ川の地を取て都府と爲せり紀元九百四年オレグ二千艘の木舟に八萬人の兵卒を乗せてドニイブル河を下りコンスタンチノボル今の土耳格の首府當時羅馬帝の都なりを攻めんとし大風に妨げられて果さず紀元九百四十一年に至りロリクの子イゴル再び兵を發してコンスタンチノボルを攻めて復た克たず紀元九百八十年ウラヂミルなる者其兄を弑して國位に即き希臘帝二世バシルの妹を娶り始て耶蘇の法教を

奉じてより國の形勢一面目を改めり爾後其臣民も君主の例に倣て改宗する者多
く國力次第に強盛を致し其君を大公と稱せり千十五年ウラジミル死して後は其
子互に位を争ひ遂に一國の内亂を生じ干戈止む時なく二百年の星霜を経たりこ
の時に當て亞細亞洲の蒙古にゼンジスカンなる者あり元と一小種族の酋長なり
しが幼にして膽畧あり歳十四父の位を嗣ぎ近傍の諸蠻を攻てこれを滅し酋長七
十人を弑殺しこれより次第に強盛の勢を致して四方に遠征し殆んど亞細亞の一
大洲を并呑し東西七千里南北三千五百里の地を一政府の下に領せり千二百廿七
年ゼンジスカン死し其子ツウシイ父の遺業を継ぎ五十萬の大兵を擧て西方の諸
國を征し漸く進で魯西亞に迫り南東の境より侵入して亞東海の邊に屯し魯國同
盟の諸君に克ち大に兵威を耀かしたれども暴死事を果たさず千二百三十六年ツ
ウシイの子バトゥ再擧して來寇し人を殺し火を放ち屠戮侵掠至らざる所なく全
國遂に蒙古の羈絆に屬せり蒙古の人はラルガ河の畔に都府を設けて國人に號令
し國內の諸君をして貴族臣下の列に立たしむるとは雖ども之を凌辱すること甚
だし毎年蒙古王より欽差大臣を遣て國內を巡行せしめ貢税を収るときに魯の諸

君は身躬から大臣を迎へ其馬の轡を取て之を導き廟堂の儀式に用ゆる所の杯盆に麥を盛て之を馬に喰はしむるを例とせり斯の如く蒙古の苛政に窘めらるゝと凡二百五十年此際に當て蒙古の羸絆を脱するものは獨りノウゴロットの一州のみ此地方には初より獨立の合衆政治を行ひ日耳曼（日耳曼）ハンセチック（ハンセチック）の同盟（同盟）西事情外編第二卷十
六葉を見に入り専ら貿易を勉めて富強を致し人口繁殖して五十萬に至れり云ふ千三百六十一年蒙古王バトウの血統絶へて位を争ふ者多し魯人其置に乗じて恢復を謀り蒙古の命に従はざる者あり千三百八十年魯西亞の一諸侯デメトリス兵を擧て蒙古の酋長テムニクマミなる者と戦て之に勝たれども蒙古の兵威尙未だ衰へずして魯人却て和を求めたり其後蒙古の種族に内亂を生じゼンジスカンの外孫チモルワン（チモルワン）名（名）タメル（タメル）なる者兵を擧て諸方を征し遂に魯西亞に在る所の蒙古をも攻て之に勝ち蒙古の威勢復た振はず魯人も漸く之に抗抵して互角の戦争を爲し得るに至れり千四百六十二年モスコの君第三世イワン位に即てより漸く強盛の勢を成し蒙古と戦て屢々勝ち千四百八十年に至て盡く之を放逐し蒙古の跡魯の境内に絶たり

魯西亞の歴史は第三世イワンに至て一面目を改めり此君は唯蒙古の寇を放逐せしのみならずポーランドリシニア等の諸國を征服しノウゴロトをも并呑して威名漸く西方に轟き歐羅巴の諸國より使節を遣り其首府たるモスコーに於て之を待遇し始て各國并立の勢を成せりイワンの下民を御するは極て刻薄にして慈悲なく私心を恣にし私威を逞ふするものと雖ども其規模宏大にして其成功美なるを以て魯國宗祖の名を辱かしめざるなり千五百五年第三世イワン死し其子ワシリ立つ在位二十八年にして死し太子立つ之を第四世イワンとす年甫て三歳長じて才幹あり第三世イワンの業を繼ぎ外は近傍の土地を并せ内は貴族の暴威を壓倒して名聲日に高し但し其性情猛烈なるを以て世人これに縛ツバ號を附てテリブルイワンと云へりテリブルとは恐る可きの義なりテリブルイワン在位の間にシベリヤ亞細亞洲の北方の地の地を版圖に并せ始てカザル魯君の稱の尊號を定めり千五百八十四年第四世イワン死し太子フイドル立つ暗弱にして國事に堪へず千五百九十八年フイドル死して子なしロリクの後胤男子の血統是に於て始て絶たり蓋しロリクの家を起してより年を経ること七百餘年世を累ること五十六代なりフイドルの

死後は權臣ボリスなる者國位を奪て暴威を恣にし位を僭すること六年にしてポ
ーラントに一男子あり僞てフュードルの子ドミトリ生れて四歳にしてボリスに弑せられたるものと稱し
兵を擧てボリスに克ち又其位を奪へり斯の如く數年の間全國無君無政の混亂な
りしが千六百十三年に至り國人怒て僞君ドミトリを殺し相共に謀てミカエルロ
マノフを立て、君と爲せりロマノフの家系は女子の血統を以て國祖ロリクの後
胤に係り即ち現今魯國帝家の宗祖なりロマノフ即位の時は年甫て十七其父フレ
レーツ宗旨統領の全權を以て幼君を補佐し攪亂の後を承てよく國事を理し文を
脩め武を講じ國民始て大平の澤に浴するを得たりフレレーツは殊に文學に心を
用ひ當時魯國の首府たるモスコに印版の局を再建して著書日に盛なり魯國に
書版にせしは千五百六十四年第三月のこまなり千六百四十五年ロマノフ死して太子アレキス立つ此君
再び娶て兩ながら子あり先妃はフュードル及びイワンを生み後妃はベイトルを生
めり千六百七十六年フュードル父の位を繼ぎ千六百八十二年死して子なし死に臨
み遺命してベイトルに位を傳へり蓋しイワンの虛弱なるが故なり死後に至り國
中の士族或は先君の命を奉じてベイトルを立てんとする者あり或はイワンを助

けて位を得せしめんとする者あり國論沸騰して定らざること久し其亂階を尋るにイワンの姉ベイトルの異母姉なりのソヒヤなる者奸才ありイワンの暗弱を利してこれを位に即かしめ己れ自から政權を握らんとするの陰謀よりして遂に此騒亂を醸したるなり同年第五月に至り國中の議漸く定りイワン及びベイトルを立て、一國兩君と爲し國の大權はソヒヤの手に歸し二幼君の後見職と稱して百事皆其裁斷を経ざるものなしベイトルは僞て懶惰放蕩を事とし嘗て朝政に參ることなく獨り自から後日の事を思慮して憂苦の色を顯はさず七年の星霜を経て年甫て十七歲國中一貴族の女を娶れりこれを事業の始とす爾後漸く姉の羈絆を脱して既に蛟龍の勢あり亦池中の物に非らずこれより先き瑞西の士人レホルト蘇格蘭の士人ゴルドンなる者ありベイトルこの二士を養て腹心の臣と爲し共に謀て事を行ひ英斷を以てソヒヤを捕へこれを寺院に禁錮し其寵臣プリンスガリチンを放逐せりイワンも亦自から位を辭し全國の政治始てベイトル帝の親裁に歸せり此時に至るまでベイトルは嘗て教育を被りしことなく性情猛劇にして沈湎冒色の惡習を成せりと雖ども天稟果斷の英才を抱て一時に國內の改革に従事し新に軍制を

立て將士の階級を定め天子、躬から兵士の列に加はり鍛練の實功を以て次第に登級し國內の貴族をして盡く其例に倣はしめり又古來魯國に船舶なきを患ひ和蘭及びフエナイスの船工を雇て小船を造らしめこれをベイブス湖に浮べり蓋し魯國海軍の濫觴なり又此の時魯國の港アルカンゼルに和蘭船及び英國船の碇泊せるものありベイトル躬から此船に乗り近海を渡航して實地の術を試み次て又國內の少年數名を選びフエナイス及び和蘭へ遣て航海術を傳習せしめり千六百九十六年土耳其を攻めアゾフ海の地を并せたるも自國に海軍を開かんとするの目的なり同年ベイトルは其妃を離縁せり海軍の事に又ベイトルは其國人の風俗を觀て付き皇妃より異存を建言せし故なり云ふ未だ蠻野の臭を脱せざるを患ひこれを文明に導かんが爲め専ら歐羅巴西方の諸國に交を結び其物を見其言を聞き其流風を自國に移さんとせり且又自己の無學なるを知り深くこれを耻て獨り自から謂へらく人を教へんとするには己れ自らこれを學ばざる可らずと乃ち國事を棄て微服して外國へ遊學せり于時千六百九十七年なり近臣數人と共に國を去り先づ和蘭に行きサトルダムの造船局に入て造船の役夫と爲れり傳へ云ふ當時ベイトルは毎朝早起自から茶を煎て食し食

終て業に就き終日勉強して賃錢を受ること尋常の役夫に異なるなしと又云ふべ
イトルは身体長大にして力あり歩行疾速にして業作輕快顔面肥大にして圓く眉
毛茶褐色にして卷髮屈回其容貌これを一見して怖る可しと○右の如く造船の諸
術を學ぶ餘業には窮理天文地理の學より醫術解剖に至るまで盡く研究せざるは
なし千六百九十八年第一月和蘭より英國に行き留ること八月にして復た和蘭へ
歸らんとする時英國王井ルレム一小船を贈り學術の教師數名を載せて共に去れ
り○英蘭兩國に遊學の間既に造船航海術の奧義を究められたれば又陸軍の法を學ば
んと欲し塊地利の兵制は全歐羅巴洲に冠たるを傳聞して乃ち其首府井ンナに赴
き塊帝レヲポルトに面晤して陸軍の事を談じ又去て伊太里に行んとするるとき國
内の土族亂を起したるを聞き急に井ンナを辭して微服してモスココーに歸れり于
時千六百九十八年第九月なり帝の未だ歸國せざる前に將軍ゴルドン兵を發して
賊を討し一萬人を殺して七千人を捕へ事既に平らぎたれども帝は尙これを以て
足れりとせず囚俘七千人をも盡く死刑に處し或は縊り或は斬り古來未曾有の殘
酷を極めたりと云ふ爾後尙國內の物論穩かならず亂を起すこと二度に及べるを

以て帝乃ち意を決して士族の兵隊を廢し新に日耳曼の兵制漢地科のに倣て隊伍の式を定め魯西亞の軍制こゝに於て一新せり○帝既に諸國を遊歴して其文明の風を慕ひ自國の民を開化せんと欲して自から謂らく魯人をして他國の學術を學ばしめんとするときは其服飾も亦他の風に従はざる可らずとて國中に命じ西方諸國の風に倣て衣服の制を改め髭を剪截す可しとの令を下だしたるに左右近臣は速に命を奉じたれども頑愚の民はこれを悦ばず帝乃ち新法を設けて長衣長髭の税を定め諸都府の關門に衣服の見本を掲げて税金を出だすを欲せざる者は此制式に従て衣服を短くし兼て亦其髭をも剪る可しとの嚴命を布告せり○從來魯西亞にては外國人と貿易する者は死罪に處するの法なりしがペイトルに至て此法を廢し専ら外國の貿易を勵まし外國の書を取て翻譯せしめ法則を設けて出版を盛にし海軍及び其他の學校を開くこと甚だ多し○國內の改革漸く其條理を得るに従ひ乃ち又外國の事務に注意し魯の舊地イングリヤ及びカレリヤ當時瑞典の領地とを恢復せんとしてポーランド及び墮國の君と好を通じ瑞典を攻めんとを謀り帝自から六萬の兵を卒ひ大砲百四十五門を引てナルウの城を圍み將軍コロ

イ及びドルコルキに事を託して自からノウゴロツトに退陣せりこの時に當て瑞典王第十二世チャールス帝未だ十八歳に滿たず即位僅かに二年にして國事に慣れざれども天稟武勇の膽略あり寇至るを聞て乃ち起ち自から兵を指揮してこれに赴き先づ魯軍の先鋒を破り尙進でナルフに至り僅かに八千の兵卒と十門の大砲を以て六萬の大軍に向ひ遇ま雪風朦冥なるに會し雪に乗じて其本陣に迫り短兵接戦立どころに其隊伍を亂だり走るを追ひ留るを斬り殺傷其數を知らず武器を棄て、降る者三萬人其將士と雖ども降伏の後始て敵は僅かに八千の小兵なりしを知れりと云ふ于時千七百年第十一月晦日なりこれより第十二世チャールスの威名全歐羅巴洲に轟て或は之を慕ふ者あり或は之を恐るゝ者ありて一時に人の耳目を驚かしたりと云ふ魯の兵は既に未曾有の敗衄を取たれども帝敢て其節を變せず従容として云く瑞敵暫く利を得ると雖ども我が師なり我は必ず彼に勝つの術を彼に學ばんのみと爾後益々生兵を募り武器を製し操練怠たることなし大砲を造らんとするに金を得ず乃ち寺院の鐘を鎔かしてこれを鑄り大砲百門野戰砲百四十三門を得たりこれよりして魯の兵力漸く振ひ且つ瑞典王は専ら南征して後

を顧ざるが故に魯人は此機會に乗じて北境の地を略し瑞の兵と戰て互に勝敗あり千七百一年に至てマリインボルフの地を取りハイトルスボルフの西南二百餘里にあり翌年又チフ河畔の地を押領して新都ベイトルスボルフの造營を始めりこの時に至るまでベイトルスボルフの地は不毛の濕土にて寒氣甚しく人の住居す可き里にあらざれば群臣遷都の議を止る者多しと雖ども帝これを聞かず兵馬混亂の際に大土工を興し其工未だ半に至らず屢々瑞典の寇ありて魯の兵利あらず千七百七年カリシの戰にて魯の將軍メンチコフ始て一勝利を得たるのみ○魯瑞の兵を交ること既に久し佛蘭西政府其間に居て讐を解かんとし屢々瑞典に書を贈りたれども瑞典王チャーレスは既に決心し必ず魯西亞の首府モスコの城下に至て魯君と盟はんとて佛蘭西の説に従はずベイトルこれを聞き笑て云くチャーレスは歴山王の事を行はんとすれども獨りダリウスなきを如何せんタリウスは往古ヘルシヤの君にて歴山王に滅されたるもの千七百七年第八月瑞典王チャーレス四万五千の兵を卒ひ大舉して魯に入る前にナルフの戰には八千の兵に向て敗走したる魯人なればチャーレスのこれを蔑視すること甚だしく自から謂らく我一鞭を以て魯人をモスコの外に驅逐するのみな

イ及びドルコルキに事を託して自からノウゴロツトに退陣せりこの時に當て瑞典王第十二世チャールス階未だ十八歳に滿たず即位僅かに二年にして國事に慣れざれども天稟武勇の膽略あり寇至るを聞て乃ち起ち自から兵を指揮してこれに赴き先づ魯軍の先鋒を破り尙進でナルフに至り僅かに八千の兵卒と十門の大砲を以て六萬の大軍に向ひ遇ま雪風朦冥なるに會し雪に乗じて其本陣に迫り短兵接戦立どころに其隊伍を亂だり走るを追ひ留るを斬り殺傷其數を知らず武器を棄て、降る者三萬人其將士と雖ども降伏の後始て敵は僅かに八千の小兵なりしを知れりと云ふ于時千七百年第十一月晦日なりこれより第十二世チャールスの威名全歐羅巴洲に轟て或は之を慕ふ者あり或は之を恐るゝ者ありて一時に人の耳目を驚かしたりと云ふ魯の兵は既に未曾有の敗衄を取たれども帝敢て其節を變せず從容として云く瑞敵暫く利を得ると雖ども我が師なり我は必ず彼に勝つの術を彼に學ばんのみと爾後益々生兵を募り武器を製し操練怠たることなし大砲を造らんとするに念を得ず乃ち寺院の鐘を鎔かしてこれを鑄り大砲百門野戰砲百四十三門を得たりこれよりして魯の兵力漸く振ひ且つ瑞典王は専ら南征して後

を顧ざるが故に魯人は此機會に乗じて北境の地を略し瑞の兵と戦て互に勝敗あり千七百一年に至てマリインボルフの地を取りハイトルスボルフの翌年又チワ河畔の地を押領して新都ペイトルスボルフの造營を始めりこの時に至るまでペイトルスボルフの地は不毛の濕土にて寒氣甚しく人の住居す可き里にあらざれば群臣遷都の議を止る者多しと雖ども帝これを聞かず兵馬混亂の際に大土工を興し其工未だ半に至らず屢々瑞典の寇ありて魯の兵利あらず千七百七年カリシの戦にて魯の將軍メンチコフ始て一勝利を得たるのみ○魯瑞の兵を交ること既に久し佛蘭西政府其間に居て讐を解かんとし屢々瑞典に書を贈りたれども瑞典王チャーレスは既に決心し必ず魯西亞の首府モスコの城下に至て魯君と盟はんとて佛蘭西の説に従はずペイトルこれを聞き笑て云くチャーレスは歴山王の事を
行はんとすれども獨りダリウスなきを如何せんとタリウスは往古ペルシャの君にて歴山王に滅されたるもの
千七百七年第八月瑞典王チャーレス四万五千の兵を卒ひ大舉して魯に入る前にナルワの戦には八千の兵に向て敗走したる魯人なればチャーレスのこれを蔑視すること甚だしく自から謂らく我一鞭を以て魯人をモスコの外に驅逐するのみな

らず天地の間に其處を得せしめざる可しとて先づデレスデンより侵入しポーランドを経て翌年第二月ゴロノドに至れり魯西亞四境の地なりベイトル帝は邊境の人民をして内地に退かしめ滿を持して敵の至るを待つの勢あれどもチャーレスこれを意とせず益々進で後を顧みず次第に深入するに従ひ地理を辨せず方向を知らず山林の間には路に迷ひ河澤を渡らんとして大砲を失ふ等其危難少なからず未だ敵に逢はずして損する所既に甚だし漸く時日を経るに従ひ食料も亦乏しくして糧に敵に藉らんとすれども魯人は早く既に其地を拂て内地に退きたれば糧食の掠む可きものなく家屋の舍す可きものなし蓋し魯人得意の策略に陥りたるなり此後

百年佛帝第一世ナポレオンが魯西亞に攻入し其とき魯人は自から初めチャーレスは直にモスコーに入らんとするの目的なりしが冬に至るまで未だ決戦の機會を得ず寒氣漸く迫て兵士の苦しむこと甚だしきを以て乃ち其策を變じ先づポルトワの城モスコーの南四百里に在りを抜て城中の衣食を取り春大雪解るを待て事を謀らんとてドニブルの河を渡りガダチに陣せりこの時に至て兵士の飢寒に死せる者既に甚だ多しベイトル竊に喜で云く時至れりと乃ち兵を出して防戦せしめ互に勝敗あ

り第六月中旬自から精兵七萬人を卒ひてボルスケラドドニブル河の支流の河畔に陣せり魯
瑞の兵衆寡既に敵せず加之チャーレスは數日前其股に疵けて自から指揮すること
能はず其兩將レンスコルド及びレイエンホーフトに事を任したれども號令一に
出でず兵士の進退意の如くならず唯一戰を以て勝敗を決しチャーレスは僅かに數
人を従へて土耳其に遁れ將士兵卒魯の軍門に降る者一萬八千人これをボルトワ
の戰爭と云ふ于時千七百九年第七月八日なりチャーレス土耳其に遁れて留ること
五年土の大臣に説き屢々兵を起して魯西亞を攻めたれども其志遂に成らず○ペ
イトル帝はボルトワの一戰を以て外患を除き爾後は意を専らにして國內の事務
を脩め新都ペイトルスボルフに防禦の備を設け造船局を建て船艦を造り波戸場
を築き港を浚へ方めて貿易の道を開かんとし土木の工に四万の役夫を用ひたり
と云ふ千七百十三年政府の官吏をモスコイより新都に移し千七百十五年に至て
帝宮落成遷都の事始て成れり翌年皇妃カタリナと共に歐羅巴諸國に遊び和蘭の
サールダムに至れば十八年前寓居の家依然として存在せり昔日は單身獨歩の船
匠今日は一國至尊の皇帝知己朋友を會して舊を話し皆感涙を垂れざるものなし

其景况恰も錦を衣て故郷に歸るが如し佛蘭西に至るときも政府の待遇甚だ厚し逗留の間夥しく書籍器械を購て携歸りしと云ふ○魯西亞と瑞典との不和なること年既に久し千七百十八年瑞典王チャールス死して漸く平和に復し千七百二十一年ナイスラットに於て和約を結び瑞典東境の地を割て魯西亞に與へ兩國の好始を相通せり○爾後ペイトルは富國の策に心を用ひ都府の街道を補理し通船の川を掘り製造局を建て物産の法を勵まし尺度秤量を平均し裁判刑法を正たし學校を開き病院を建て千七百二十三年には首府ペイトルスボルフに大學校の基本を起せり又政府官吏の人情を和らげ風儀を脩めしめんが爲め貴族の少年輩をして其妻と共に歐羅巴西方の諸國に遊歴せんことを命じたり○千七百二十二年より翌年に至るまで南の方ベルシヤを征伐して裏海近傍の地を并せりこれをペイトル最後の師とす歸路病を得て久しく治せず太子アレキシは謀反に坐せられて獄に下り千七百十八年既に獄中に死したるを以て皇妃カタリナに位を譲り一年を経る千七百二十五年第二月八日ペイトルスボルフに崩せり齡五十二在位四十三年なり○ペイトル帝諸方に遊歴して家に歸りし後は出ては戰爭を事とし入ては國

内の事務を脩め成學に暇あらずと雖も魯國改革の實効を見れば其學業の所得を證するに足れり帝は常に朝五時に起き終日孜孜として寸暇なしと雖も夜に入り事を終れば火酒の喪邊に坐して獨り大杯を傾け人事不省に至らざれば止まず天稟の性質猛劇にして醉に乗するときは平生親愛する所の者と雖もこれに害を加ると敵を御するが如し帝常に云ふ余は自國の過を改めたれども未だ自身の過を改ること能はずと帝に對して禮を失する者あれば直にこれを鞭ち縉紳貴族と雖ども嘗て其罪を假さず甚しきは皇妃カタリナも鞭撻を免かれざりしと云ふ姉を捕へ子を殺し初縁の妃を離別し無辜の士族を屠る等其罪小ならずと雖ども帝の榮名は常に諸帝王に冠たり蓋し自國の富強を謀り人民の幸福を致さんがため千辛萬苦を嘗めたる者も帝の如きは亦甚だ稀なるが故なり魯國歴代の諸君を枚擧し國の爲めに善を施したる實功を論ずればペイトル以前ペイトルなしペイトル以後ペイトルなし實に空前絶後の英主と稱す可し○女帝カタリナ即位の後も先帝の餘業を繼ぎ老臣メンチコフ及びブトルリンと共に謀て益々國事を理し海陸軍を盛大にし税額を減じ流罪の人をシベリヤより呼返して専ら寛位の趣意を示

し埃地利と和して外患を防ぎ支那に使節を遣て貿易の約を結びたり清の雍正カ
年中なりカ
 タリナ在位二年にして死し遺言して第一世ペイトル帝の孫に位を傳へり年甫て
 十一歳なりこれを第二世ペイトルとす幼君輔佐の諸大臣を命じたれども唯其名
 を存するのみ實事の權柄はメンチコフの手に在りて内外の事其裁斷を仰がざる
 ものなかりしが内議の大臣ドルゴロキと權を争ひ罪を得てシベリヤに謫せられ
 たり千七百三十年幼帝痘瘡に罹て俄に死し乃ちコルランド公の夫人アンナを奉
 じて女帝と爲せりアンナは第一世ペイトルの異母兄イワンの女なりアンナ帝即
 位の初め國內の士族帝室の勢を殺ひで權を分たんとを企てたれども帝の英斷
 を以て其隱謀を破りドルゴロキ等の諸大臣を退け内議の官を廢して廟堂執政官
 の体裁を一新せり千七百三十一年キルジースの地を并せ支那の東次て又シベリ
 ヤの地方を盡く并呑して北東の海濱に達しアルーシャン及びペリグの諸島を發
 見するに至れりこの二島はカムサツカと
北亞米利加との間にあり千七百四十年アンナ死す其姪孫第七世イ
 ワン生れて未だ期年に満たず立て、即位の禮を行ひ寵臣コルランド公を以て後
 見の職に任したり盡く皆先帝アンナの遺命なりイワン即位の後一年にして第一

世ベイトル帝の女エリサベスベイトロウナ兵を擧て幼君を廢し自立して帝と稱す同年瑞典と戰てこれに勝ちヒンランドの地を并せりこの時に至て魯西亞の法律漸く寛大に赴き死刑を廢し慘酷なる鞫問の法を止めたり又エリサベスは文學に心を用ひ諸都府に大學校を設けて一國の文化次第に隆盛に赴けり千七百六十二年エリサベス死し姉の子位を繼ぐこれを第三世ベイトルとす在位數月にして内亂を生じ帝の位を廢して遂にこれを毒殺せり蓋し皇妃カタリナの隱謀なりベイトル位を廢せられ皇妃これに代る即第二世カタリナなりカタリナは君夫を弑するの大罪を犯すと雖ども天稟治國の才幹あり篡立の後は専ら國事に意を用ひ自國の富強を謀るには外國と和するの急務なるを知て七年の師に關係せる兵を解き外を顧みずして内を治るの策を施せりこの時に當て魯西亞の朝廷には人物多く文武の官皆其人を得て兵備益々整ひ文教愈々脩り歐羅巴洲内にて大國の列に加はりこれを恐れざるものなし千七百七十二年より千七百九十五六年に至るまでの間にポーランドの人を煽動して内亂を生せしめ亂に乗じて其國土三分の二を魯西亞に并せ又土耳其と戰て屢々勝ち黒海の北岸は盡く魯の版圖に歸した

し埃地利と和して外患を防ぎ支那に使節を遣て貿易の約を結びたり清の雍正カ
年中なりカ
 タリナ在位二年にして死し遺言して第一世ペイトル帝の孫に位を傳へり年甫て
 十一歳なりこれを第二世ペイトルとす幼君輔佐の諸大臣を命じたれども唯其名
 を存するのみ實事の權柄はメンチコフの手に在りて内外の事其裁斷を仰がざる
 ものなかりしが内議の大臣ドルゴロキと權を争ひ罪を得てシベリヤに謫せられ
 たり千七百三十年幼帝痘瘡に罹て俄に死し乃ちコルランド公の夫人アンナを奉
 じて女帝と爲せりアンナは第一世ペイトルの異母兄イワンの女なりアンナ帝即
 位の初め國內の士族帝室の勢を殺ひで權を分たんとことを企てたれども帝の英斷
 を以て其隱謀を破りドルゴロキ等の諸大臣を退け内議の官を廢して廟堂執政官
 の体裁を一新せり千七百三十一年キルジースの地を并せ支那の西次て又シベリ
裏海の東
 ヤの地方を盡く并呑して北東の海濱に達しアルーシヤン及びベリグの諸島を發
 見するに至れりこの二島はカムサツカミ
北亞米利加との間にあり千七百四十年アンナ死す其姪孫第七世イ
 ワン生れて未だ期年に満たず立て、即位の禮を行ひ寵臣コルランド公を以て後
 見の職に任したり盡く皆先帝アンナの遺命なりイワン即位の後一年にして第一

世ペイトル帝の女エリサベスベイトロウナ兵を擧て幼君を廢し自立して帝と稱す同年瑞典と戰てこれに勝ちヒンランドの地を并せりこの時に至て魯西亞の法律漸く寛大に赴き死刑を廢し慘酷なる鞫問の法を止めたり又エリサベスは文學に心を用ひ諸都府に大學校を設けて一國の文化次第に隆盛に赴けり千七百六十二年エリサベス死し姉の子位を繼ぐこれを第三世ペイトルとす在位數月にして内亂を生じ帝の位を廢して遂にこれを毒殺せり蓋し皇妃カタリナの隱謀なりペイトル位を廢せられ皇妃これに代る即第二世カタリナなりカタリナは君夫を弑するの大罪を犯すと雖ども天稟治國の才幹あり篡立の後は専ら國事に意を用ひ自國の富強を謀るには外國と和するの急務なるを知て七年の師に關係せる兵を解き外を顧みずして内を治るの策を施せりこの時に當て魯西亞の朝廷には人物多く文武の官皆其人を得て兵備益々整ひ文教愈々脩り歐羅巴洲内にて大國の列に加はりこれを恐れざるものなし千七百七十二年より千七百九十五六年に至るまでの間にポーランドの人を煽動して内亂を生せしめ亂に乗じて其國土三分の二を魯西亞に并せ又土耳其と戰て屢々勝ち黒海の北岸は盡く魯の版圖に歸した

り千七百八十三年にはゼラロジヤの地方黒海と裏海とも魯西亞の保護を仰ぎ千七百九十三年にはゼフェル日耳曼北の地を并せ千七百九十五年にはクローランドも屬國と爲れり第二世カタリナ在位の間に土地を開くこと二十二萬五千里方人口數百萬を増し又南方豊饒の地には外國より家を移して來り住する者あり其數五萬人より多し國內の諸方に人民教育の學校を設け貧人救助の法を立て貿易を廣くし航海を盛にし農を勤め工を勵まし全國の制度更に一面目を改め千七百六十六年新法を議する爲め諸州より名代の議人を召したることあり魯西亞の政治には古來未曾有の舉動と稱す可し千七百九十六年第二世カタリナ死し太子立つこれを第一世ポールとすポール帝の即位は正に佛蘭西騷亂の時に當り全歐羅巴洲に干戈動かざる所なしポール帝は英吉利澳地利オーストリアチイブル土耳其と連合して佛蘭西に敵し千七百九十九年三大軍を出だして佛蘭西を伐たしめたりこの出師に魯の將軍ソワロフ其軍略を逞ふして英名を諸邦に轟かし本國の聲價もこれが爲一倍せりと云ふ爾後魯西亞は連合の諸國と不和を生じて兵を引き噠國及び瑞典スウェーデンと結約して局外中立を守り或は竊に佛蘭西を助るの勢ありしが英吉利及び澳地利の政

府より反間を放ち魯西亞の貴族を煽惑して國內の亂を醸成し且ポール帝も較近強暴を恣にして人心を失へるを以て二三の貴族相謀て帝を暗殺せり于時千八百一年第三月二十三日なりポール帝死して後太子アレキサンドル位に即き漸く内亂を治めて平和に復したり即位の後又塊地利英吉利瑞典及びチーブルの諸國と連合して佛蘭西に敵し千八百五年將軍コトソフ大兵を卒ひてモラビヤ塊地利の地に進み塊の兵と合して佛軍とオーストルリチに戰て敗走し千八百七年第二月アイローの戰には勝敗相半したれども同年第六月十四日フリードランドの血戰に大敗を取り止を得ずして和を乞ひアイヲニヤンの諸島地中海ギリキの西岸にあり及びゼウエルの地を割て佛蘭西に與へり既に佛蘭西に和すれば英吉利に親睦を破らざるを得ず英人これを憤て魯西亞の貿易に害を加ふること甚だ大なり且瑞典王第四世ゴスターフも魯西亞と連合せし故を以て其位を失ひ其國を亡したれば是亦魯の敵なり然れども魯西亞帝は獨りナポレオンと信を通じ世變に乗じて諸方の地を并呑し嘗て他國の利害を顧ることなし斯の如くすること五年にして千八百十年に至り魯佛の和親復た破れり其由縁は佛蘭西帝ポーランドの政府を起さんとせしに

付き魯人これを拒て條約を破りたるなり千八百十二年佛蘭西帝ナポレオン五十萬の大軍を卒ひて魯西亞を攻め普魯士伊太里サクソニー等の諸王も皆出兵して佛軍に従ひ九月七日モスコハに血戦して大に魯西亞の守兵を破り尙進て其舊都モスコーに入りしとき魯人自から火を放て都府を燒き深く内地に退きたるを以て佛の兵食料を得ず飢寒の爲に命を落すもの十に八九ナポレオン殘兵を引て歸る爾後佛の兵威復た振はず遂に千八百十五年に至りワートルローの一戰にてナポレオンはシント、ヘレナ島に流されたり同年歐羅巴諸國の使節井ンナに會し千八百十八年にはアレキスラシャベルに同盟して各國互に和約を結び魯西亞の威名特に赫々たり○此時に當て歐羅巴諸邦に衆庶會議の政論を主張する者と君主特權の說に左袒する者と議論相分れ魯西亞帝は固より特權の說を執て動かされども亦國內の開化を懈らず専ら富強の術を施し宗旨を改革し下民の教育を勵まし風俗次第に敦く人口日に繁殖し日耳曼より家を移して住する者も千を以て計ふと云ふ千八百二十五年アレキサンドル死し其弟位に即くこれを第一世ニコラーズとすこれより先き陸軍の兵士不平を抱くもの多く國中一般既に反亂の萌しあ

りしが國喪に乗して事を發したれども新帝の勇力直にこれを制壓し其首魁を捕へて或は殺し或は流し事速に平定せりペルシャの政府も魯君の死を聞て叛きしを以て將軍バスケウツチを遣り伐てこれに勝ち裏海近傍の地を取り八千萬ルプルの償金を促して其罪を免せり一「ルーアル」は三十八千八百二十八年土耳其を攻て亦これに勝ち翌年和を講じてダニウプ河畔の數城を取り巨萬の償金を出さしめり千八百三十年ポーランドの兵を擧て其國の獨立を恢復せんとしたれども魯帝の威力に勝たず千八百三十二年魯西亞の政府にて法令を下だし以後ポーランドは魯國內諸州の列に加へ其議事員を廢し其兵備を止め其人民をして次第に魯國の風俗に化せしむ可しとの旨を布告せり此他數十年の間魯西亞に併呑したる土地甚だ廣くして其人民の風俗各處に相異なるを以てこれを一致せしめんが爲め近來は頻に魯西亞の國語を弘め寺院を建立して人を教化せり千八百五十三年宗旨の事に付き土耳其に使節を遣り魯國政府より請求する所の趣意を述べしに土耳其の人これに従はず遂に兩國の和親を破り同年第七月魯西亞の大軍土耳其の北境より侵入して遂には土の政府をも倒さんとするの勢あり英佛の政

府これを見て黙止するを得ず魯をして土耳其に勝たしめなば歐羅巴諸國の間に威力の平均を失ひ禍必ず自國に及ばんとて乃ち兵を起して土耳其を助け數年の大戦争と爲れりこれをセバストホルの戦と云ふ魯西亞は英佛土の三大國に敵して兵を交へ水陸の戦争互に勝敗あり事未だ終らずして千八百五十六年第三月魯帝ニコラース死し太子第二世アレキサンドル位に即き始て英佛と和を結びたりこの戦に於て魯西亞は僅かにペスサラヒヤの小地を失ひ黒海に海軍を専らにするの權を落したれども英佛の兵も亦所失多しと云ふ千八百五十八年より千八百六十年に至るまでの間に日本及び支那と貿易の條約を結び爾後支那政府より滿州の地を取り黒龍江の近傍盡く魯西亞の版圖に歸したり○古來魯西亞は四鄰の地を蠶食して境界を開くを以て國政の趣意とし歴代其策を勉て懈らず左の表は年代に従ひ領地の廣さを示すものなり

年代	方一里を一坪と爲したる數
千四百六十二年	三十九萬四千

千五百	五年	七十九萬二千
千五百八十四	年	二百六十七萬六千
千六百四十五	年	五百四十二萬七千
千六百八十九	年	五百六十三萬
千七百二十五	年	五百八十四萬一千
千七百六十三	年	六百八十一萬六千
千八百二十五	年	七百零五萬
千八百三十七	年	七百五十萬
千八百五十五	年	七百八十二萬一千五百四十六

北亞米利加にある三十九萬四千方里の領地は千八百六十七年第六月二十日の條約にて合衆國政府に賣渡したり其價七百二十萬ドルラルなりと云ふ

政治

魯西亞に於ては生殺與奪の權柄帝の一手に在り固より古來の流風に從ひ各等の

人に其身分を許し妄に人心に戻るを得ずと雖ども法を以て論ずれば帝の權威には分限なく帝の存意は即ち國の法なり千八百十一年第一世アレキサンドル新令を下だして魯西亞の國法は帝位よりも貴しとの旨を布告し「セチート」官員下に詳をして忌諱なく建言せしめ天子の詔と雖どもこれを論破すべき權を許したれども其名ありて其實なく此新令を以て未だ魯君の特權を制するに足らず抑も方今魯西亞の形勢を察するに今の政躰を廢しなば他に採用す可き策略なかる可し即ち今の政躰は下民一般の悦ぶ所なれば其民心に反して政を施す可らざるは固より論を俟たず且國民の爲めに謀りても政治一途に出で、威權赫々たるに非ざれば其開化を進め其安全を保するの術なし無數の群民産なく知なく又威力なし此小民を支配する政府にして其政權を國內の貴族等に分たば民の暴政に苦しむこと今日に百倍し途にはポーランドの轍を踏て國を亡すこと必せり右の如く國帝の權威特に盛なりと雖ども上下共に其所を失はず開化日に進み文明月に新にして文學技藝の士君子次第に増加せり帝の恐るゝ所の者は唯貴族にして下民に非らず下民は常に帝を尊ぶこと神の如し千八百六十二年より六十五年に至るまで

の間に國內賣奴の法を廢したるも小民の悦ぶ所にして貴族等はこれが爲め大に
 權を落せり今日の事情を以て考るに魯西亞の如き國を治るには唯文明開化の特
 權を盛にするの一策に在るのみ今魯西亞に於て遂に衆庶會議の政を施さんとす
 るも名は衆庶にして實は衆庶ならず徒に無用の人に無用の權威を附與し國の爲
 めに益なきこと猶英吉利に於て君上特權の政を行ふが如くなる可し文明開化の特權は君
上の特權を以て下民を保護しこれを文明に導て僭德開知の趣意を知らしめ強大
を抑へ弱小を揚げ人々をして獨立不羈ならしめんかため或は君上の暴威を選ふ
て權謀術數以て下民を愚にし其口吻に云へる如く之に由らしめ之を知らしめ
相を強むるには非ず是即ち魯西亞の支那の風俗
相を強むるには非ず是即ち魯西亞の支那の風俗

魯西亞の政務は四大官に分ち其中心は帝室に在りて一切萬機帝の親裁に由らざ
 るものなし每事其議を始るものは帝なり每事其議を終るものも亦帝なり故に魯
 西亞の帝たる者は其事務極めて煩はしく其任極めて重し右四大官各其局を異にする
 をも職務の區別或は判然ならざること多し其順序左の如し

第一等太政官は千八百十年に改革したるものにて閣老一名其以下の大臣には定
 員なし千八百六十六年の頃には其官員三十九名あり事務執政及び帝家の子弟も

太政官に出席するの權あり太政官を五局に分つ議政軍務常務會計人民教育是なり太政官の職掌は國內一般の政務を監督し行政の正否を察し法度の改革を建言する等萬機に關係せざることなし

第二等の政官を「セチート」と云ふ千七百十一年第一世ベイトル帝の定めし官にて其威權最も重し議政爲政の兩様に關係して斷獄の上位に居り國中の裁判所を支配せり其官員は帝の命を以て選舉し現今官に在る者一百人一歳の給料七千「ブル」「ブル」ニ「ル」ニ分五風に當る「セチート」を八局に分ち五局の首府ベイトルスボルフに在り三局は舊都モスコに在り各局訟を聽き獄を斷するの全權あれども時として其裁判に服せざるときは帝に越訴するも妨なし此官員は大抵皆高位の人なれども毎局必ず有名の訟師一人を選び帝の名代として長官の位に立て此長官の簽印なければ事を決す可らず又「セチート」の官は聽訟斷獄を司との外に國用の出納を檢點し公務の不正を糾問し國帝に諫争するの權あり局内の事務は毎月新聞紙に記して布告するを例とす

第三等を寺院官とす國內宗門の事を司とる其官員は寺院の大僧なれども皆天子

の命を以て事務を處し勅許を得ざれば事を決するを得ず
第四等は執政官なりこれを十二局に分つ其順序左の如し

第一宮内事務執政

第二外國事務執政

第三兵馬事務執政

第四海軍事務執政

第五内國事務執政

第六教育事務執政

第七會計事務執政

第八刑法事務執政

第九王土事務執政 國帝私有もの土地を支配するものなり

第十營繕事務執政

第十一飛脚場事務執政

第十二監察事務執政

太政官に出席するの權あり太政官を五局に分つ議政軍務常務會計人民教育是なり太政官の職掌は國內一般の政務を監督し行政の正否を察し法度の改革を建言する等萬機に關係せざることなし

第二等の政官を「セチート」と云ふ千七百十一年第一世ペイトル帝の定めし官にて其威權最も重し議政爲政の兩様に關係して斷獄の上位に居り國中の裁判所を支配せり其官員は帝の命を以て選舉し現今官に在る者一百人一歳の給料七千「ルーブル」「ルーブル」は三十八「セチート」を八局に分ち五局の首府ペイトルスボルフに在り三局は舊都モスコローに在り各局訟を聽き獄を斷するの全權あれども時どして其裁判に服せざるときは帝に越訴するも妨なし此官員は大抵皆高位の人なれども毎局必ず有名の訟師一人を選び帝の名代として長官の位に立て此長官の簽印なければ事を決す可らず又「セチート」の官は聽訟斷獄を司との外に國用の出納を檢點し公務の不正を糾問し國帝に諫争するの權あり局内の事務は毎月新聞紙に記して布告するを例とす

第三等を寺院官とす國內宗門の事を司とる其官員は寺院の大僧なれども皆天子

の命を以て事務を處し勅許を得ざれば事を決するを得ず
第四等は執政官なりこれを十二局に分つ其順序左の如し

第一宮内事務執政

第二外國事務執政

第三兵馬事務執政

第四海軍事務執政

第五內國事務執政

第六教育事務執政

第七會計事務執政

第八刑法事務執政

第九王土事務執政 國帝私有の土地を支配するものなり

第十營繕事務執政

第十一飛脚場事務執政

第十二監察事務執政

右諸局の執政一人の外に參政なるものありて執政の病氣又は不在の時に本務を助く○執政官は直に帝に接し或は帝室に出入して事を謀るの權あり但し帝室は制度法律の令を出だす本源にして室内を四局に分ち第一局は他の二局を監督して直に帝に接するの權あり第二局は議政の事務を司せり第三局は軍務并に機密の政に關係し第四局は人民の教育寺院の事務を支配す

國內諸州の政は其處に隨て一樣ならず蓋し古來諸方の地を并吞せしとき其土地從來の舊法風俗を察し魯の本政府に害なきものはこれを存したるが故なり

國內總奉行の支配十四所奉行の支配五十一所の外に三百二十州あり此他曠漠の地は多しと雖ども民戸稀なるが故に未だ州郡の名を下ださず○總奉行は帝の名代にして其管轄の地に於ては文武の事務を總べ號令を施すこと君上に異ならず配下の官吏は其命を受け毎事裁判を仰がざるものなし○奉行は又總奉行の名代と爲て各其支配所に居り總奉行の命を奉して事を行ふ其事務に決し難きことあるときは假に奉行の獨斷を以て處置し其後改めて帝の親裁を願ふを例とす副奉行は奉行の不在又は病氣のときに本官を勤るものなり奉行管轄の地には必ず會計

局を立て國帝私有の地を支配して貢税を收む其長官は即ち副奉行なり又賑給局なるものあり此局の職務は救窮の法を監督し牢獄製造局を支配し貧民教育の學校を指揮す又醫局ありて人民一般の養生に注意し管轄内諸州の醫師に命じて醫藥の良否を糺す○諸州にも各其土地在住の官吏あり諸邑には私の會議ありて邑人の内より人物を選擧して議員と爲す又每一邑政府より長官一名を命じて邑内の取締を爲し公用の倉庫を守り刑獄の事を司とらしむ

魯西亞の裁判刑法は極て煩雜にして自國の人に非ざれば其詳なるを知る者なし裁判のことに就ては魯國獨裁の政に不可思議と稱す可き一事あり諸方の裁判局に在て刑法を司とる官員其半は政府より命ずる者に非らずして士民の選舉したる人物なり譬へば一州の裁判所にて刑法官一名書記官一名は政府より命ずる者にて外に二名の助役は貴族これを選擧し又二名は農民これを選擧す蓋し魯西亞の國法に於て訟を聽く吏人の中には必ず其訴訟する者と同種同格の人物なかる可らずとの趣旨なり往昔は刑法官の給料甚だ少なかりしが第二世カタリナ帝の世に至てこれを増したれども官吏の風俗甚だ宜しからず賄賂公行錢を投ずれば

裁判を延ばすこと限なく或は曲を以て直に勝つことも亦得べし其後千八百二十六年より千八百三十三年に至るまでの間に屢々法令を布告して此惡弊漸く除きたれども未だ十全に至らず抑も裁判の法を改革して正に歸せしめんとするには先づ吏人たる可き者を教へ其人物を選び其給料を多くし且國中の民心を斟酌して自由に議論を發せしめ出版の法を寬にして著書を盛にし其議論を察し其著書を願て刑法を處するの外更に方便あることなし然るに魯西亞に於ては民情未だ上に通せず著書未だ自由ならず國の一大欠典と云ふ可し天下何れの國に於ても裁判の官局にて下民の私議を恐れず著書の譏誚を憚からざるときは其吏人は所謂政府の器械なるものにて其隱謀を助け其詭計を成し上たる者の意を悦ばしめんが爲めには不正不義の罪と雖ども未だ嘗てこれを犯さゝることなし

魯西亞の人民は其階級を四に分つ曰く貴族曰く僧徒曰く商賈曰く農民なり

第一貴族 魯西亞の貴族は往古諸侯の後裔にして其門閥に附たる土地を領し永世爵祿を保つものなり第一世ペイトル帝國政を改革せんとするるとき貴族等の悖逆不遜なるを見て深くこれを患ひ舊弊を一變して其權柄を奪はんが爲め新に貴

族を命するの法を立て凡そ國政に關係する文武の官吏を盡く貴族の列に加へ國内の貴族新古の別なく其爵位を十四等に分て上の八等は其爵を世にし他は終身爵を保つものあり或は唯士族と唱ふるものありこれを改革の始とし第二世カタリナの時には新令を下したれども其大意はペイトルの法に異ならず

魯西亞政府の公報に據れば國內の貴族七十萬人其内六十萬人は爵祿を世々にするものなりと云ふ○貴族の家に生れたる者は其子弟と雖ども貴族の爵位を受けること主人に異ならず貴族に列する者は一身の國役を免かれ兵卒の籍を脱し刑罰其身体に及はず鞭撻を免かるゝ等の自家に用る火酒を蒸溜するの權あり領地の金石を掘るの權あり産物を製するの權あり貿易を行ふの權あり

魯西亞の貴族は罪ありて其家業を没入するもこれを官に收めずして家族に分與するを法とす又貴族は私に吏人を命じて其領内の事を治めしむるの權あり或は又一州の貴族等互に集會して私事を議するの法あり政府の官吏と雖ども此集會に關係するの權なし

魯西亞の貴族を見て其人物を評するは甚だ難し概してこれを論ずれば其學問華

裁判を延ばすこと限なく或は曲を以て直に勝つことも亦得べし其後千八百二十六年より千八百三十三年に至るまでの間に屢々法令を布告して此惡弊漸く除きたれども未だ十全に至らず抑も裁判の法を改革して正に歸せしめんとするには先づ吏人たる可き者を教へ其人物を選び其給料を多くし且國中の民心を斟酌して自由に議論を發せしめ出版の法を寛にして著書を盛にし其議論を察し其著書を願て刑法を處するの外更に方便あることなし然るに魯西亞に於ては民情未だ上に通せず著書未だ自由ならず國の一大欠典と云ふ可し天下何れの國に於ても裁判の官局にて下民の私議を恐れず著書の譏誚を憚らざるときは其吏人は所謂政府の器械なるものにて其隱謀を助け其詭計を成し上たる者の意を悦ばしめんが爲めには不正不義の罪と雖ども未だ嘗てこれを犯さることなし

魯西亞の人民は其階級を四に分つ曰く貴族曰く僧徒曰く商賈曰く農民なり

第一貴族 魯西亞の貴族は往古諸侯の後裔にして其門閥に附たる土地を領し永世爵祿を保つものなり第一世ペイトル帝國政を改革せんとするとき貴族等の恃逆不遜なるを見て深くこれを患ひ舊弊を一變して其權柄を奪はんが爲め新に貴

族を命ずるの法を立て凡そ國政に關係する文武の官吏を盡く貴族の列に加へ國内の貴族新古の別なく其爵位を十四等に分て上の八等は其爵を世にし他は終身爵を保つものあり或は唯士族と唱ふるものありこれを改革の始とし第二世カタリナの時にも新令を下たしたれども其大意はペイトルの法に異ならず

魯西亞政府の公報に據れば國內の貴族七十萬人其内六十萬人は爵祿を世々にするものなりと云ふ○貴族の家に生れたる者は其子弟と雖ども貴族の爵位を受けること主人に異ならず貴族に列する者は一身の國役を免かれ兵卒の籍を脱し刑罰其身体に及はず權杖を免かると云ふならん自家に用ゐる火酒を蒸溜するの權あり領地の金石を掘るの權あり産物を製するの權あり貿易を行ふの權あり

魯西亞の貴族は罪ありて其家業を没入するもこれを官に收めずして家族に分與するを法とす又貴族は私に吏人を命じて其領内の事を治めしむるの權あり或は又一州の貴族等互に集會して私事を議するの法あり政府の官吏と雖ども此集會に關係するの權なし

魯西亞の貴族を見て其人物を評するは甚だ難し概してこれを論ずれば其學問華

にして實ならずと雖ども業を成せる人物尠ならず英佛日耳曼の國語に通ずる者等は甚だ多し就中諸方に遊歴したる者は禮儀に慣れてよく人を容れ好で學者士君子に交るの風あり固より其國の風俗にて驕奢淫逸下位の人を輕蔑して君子の体裁を失するの惡弊は免かれ難く英佛諸國の人に及ばざるに似たれども反て其内國の事情を察すれば魯西亞國中に於て其貴族たる者は既に功名青雲の志を脱却し其交る所の者に中等の人なく私の領内に在て使役する所の者は盡く一家の奴隸なれば自から其居に由て其志を移し或は蠻野の餘臭を掃除し盡さゝるも亦理なきに非らず唯た驚く可きは第一世ベイトル帝の時代より今日に至るまで百有餘年の間に其禮儀を脩め其知識を開き風俗を一新して今の景況に至れるの一事のみ豈これを帝の遺徳と云はざる可けんや

第二僧徒 魯西亞の僧徒二十七萬四千人の内二十五萬四千人は、ギリキ教の宗門なり其妻子を合すれば全國僧徒の種類に屬するもの五十四萬人に下らず此人數は盡く分頭税を免かれ罪あるも刑罰其身体に及ばず

第三商賈 此種類は貴族と農民との間に位するものなり在昔女帝カタリナの世

に詔を下たして云く商賈は貴族に非らず亦農民に非らず一種獨立の者なり士に非らず農に非らずして學術に志し航海を事とし商賈を行ふ者は商賈の種類たる可し又平民の子と雖ども朕及び朕が祖先の開きし學校寺院等にて教育を受たる者は商賈の種類たる可し又士官及び書記官の子弟も商賈の種類たる可し云々○都て國中の商人は皆此種類に屬し其家産の大小に従て商社を結び定額の税を拂て各其身分に特殊の權を受くべし○又市民と唱る者は商賈の部類に屬し農民の上位に位すれども商賈と並立つを得ず譬へば商人は海陸の軍事に役せらるゝことなければども市民は此役を免がれず外國より家を移して魯西亞の領内に來れる者又は國內の諸方に在て田地を所持し自からこれを耕す者も市民の格式なり方今魯西亞に此類の民凡三百萬人あり

第四農民 古來魯西亞の農民は大半賣奴の法を以て人に養はれ自から獨立の活計を爲すを得ず其政府に屬する者二千、一百萬人富豪貴族に屬する者二千三百萬人貴族の家に養はるゝ賣奴の數は家の貧富に従て多寡あり千八百六十一年賣奴を禁するの令を下たし千八百六十三年より其命を施行して國中賣奴の法を廢せ

り奴主の損亡を償ふの法左の如し奴隷を買ひし元金には一年に六分の利息を得べきものと定め譬へば賣奴一人を役して毎年六ルーブル魯西亞の貨幣我三十づゝを得るときはこれを金の利息に積り其元金として賣奴より百ルーブルを主人へ拂ひ永く身請の許を得べし此百ルーブルの内即時に二十ルーブルを賣奴より出ださしめ残り八十ルーブルは政府より拂ひ四十九年の期限を以て賣奴より政府へ返納す可しとの約條を定めり斯の如く法を立てたれども或は賣奴と其主人との私談にて身請したる者も亦甚だ多し千八百六十三年政府の扶助を以て身請したる賣奴の數は唯十萬六千四百九十七人のみこれが爲め官庫の金を費すこと一千一百四十五萬七千ルーブルなり然れども政府は此金を一時に出ださず其半金は紙幣を以て拂ひ半金は政府の借用として利分を與るのみ千八百六十五年の記に據れば新法益々行はれ魯西亞全國の内に賣奴の習俗既に絶たりと云ふ魯西亞の農民は骨格強固にして身の丈け中等なり其家は木を以て造り大抵二階なるものなし日用の什器も木製のもの多く唯一二の皿あるのみ家内に臥床を備るもの少く夜は直に座に臥し或は榻を以て臥床の代用と爲し又或は爐に據て寢

ることあり其衣は粗にして長し冬は羊皮を着て寒を防ぐ其股引ヒキは粗布を以て製し足袋を用ることなく毛布を以て足を包み木皮の鞋を以て皮靴に代用す其食物は大麥の蒸餅と菜葉の汁とを得れば自から足れりとし祝日に非ざれば肉類を食ふを得ず鶏卵鹽魚鹽肉獸脂等の如きも之を食ふこと甚だ稀なり平生の食料に野菜の漬物多く國中の人これを貯へこれを賣買すること甚だ盛なり蓋し魯人の専ら野菜を用る由縁を按するに國人の信心に僻すること甚だしくして齋日の多きが故なり人の言に云く一歳三百六十日魯西亞人の齋日は三百日にして肉を食ふ可きは僅かに六七十日のみと其淫祀に惑溺すること斯の如し每室靈水の器を天井に掛け室の隅には神棚を架し燈を供へて守護神を祭り家族老幼の別なく毎朝起れば先づこれを拜し夜も亦これを拜して後に寢に就き嘗て懈たることなし人の家に至るときも先づ其神前に拜して後に家内の者へ挨拶するを禮とす又魯西亞の小民は其地位の賤しきが爲め遁る可らざるの惡風俗あり其天稟よく艱苦に堪へ且つ他の長を取てこれに倣ふの才あれども自己の目的を達すべき活潑の勇なし權力ある人に逢ひ其人に依頼して自己の利益を得んと思ふときは平身低頭

してこれに媚び其醜体見る可らずと雖ども嘗てこれを耻とせず既に金を得れば地に埋めて貯るを常とす蓋し私有の通義を重んぜざる國には必ず行はるゝ所の惡弊なり

魯西亞に於ては人民教育の法未だ盛ならず唯輒近五六十年以來漸く進歩したるのみ千八百二年アレキサンドル帝の世に詔を下だして國內宣教の法を設け學校の爲めに全國を區分して每一區に大學校一所を開き其以下諸學校の數は區内の人員と土地の廣狭とに従て多寡あり此學校の内「ライシウム」と唱る者あり少年の文官に志す者を集めて教る學校なり方今魯西亞全國に學校の區分十所あれども區内に大學校あるものは唯五所のみ千八百六十年の記に據れば全國に大小學校の數八千九百三十七所生徒九十五萬人ありと云ふこれに由て算定すれば國內の人口七十七人に付文を學ぶ生徒一人の割合なり昔日魯西亞には私塾を開て人を教る者甚だ多かりしが政府にて種々の法を設け官の學校に養はれたる者に非ざれば仕官を求め難き風俗となりしより以來私塾の數漸く衰へたり

海陸軍

魯西亞に於て海陸軍の開けたるは第一世ペイトル帝の賜にして其他一切の文明開化盡く帝の功業にあらざるはなしペイトル即位の前は全國內にアルカンゼル北方の名をを除き一所の港なく一隻の軍艦なかりしが帝の策略を以てバルチック海の地位を占めしより今の首府の近傍瑞典の領地を専ら海軍に心を用ひ身躬から蘭英諸國に遊歴して海軍の學を研究し造船の術を試験し初めて其基を開き爾後歴代先帝の餘業を怠たらず第二世カタリナ及び今帝の世に至ては殆んど盛大の勢を極めたり

全國の海軍を二大部に分ち一部はバルチック海に備へ一部は黒海に備ふ其艦隊は白旗隊青旗隊紅旗隊に分つこと英の海軍に異ならず蓋し其初は和蘭の法に倣ひしものなり舊式に據れば三層艦一隻二層艦八隻フレガット六隻コルベット二隻小艦四隻を合して一艦隊と爲す

海軍の水夫も陸兵の如く賦役を以て命ずるの法なれども大抵これを強ゆることなく人々の所好に従て其人を役すること多し在役の年限は舊と二十一年なりしが千八百五十九年より法を改め十四年を以て期限と定めり

千八百六十八年第一月一日の公報に據れば魯西亞の海軍には蒸氣船二百六十三隻帆前船二十九隻あり此數の内大半はバルチック海に備へ其餘黑海に備るもの四十一隻裏海に備るもの三十九隻シベリヤの東濱太平洋海に浮べるもの三十隻歐羅巴諸國の海岸に徘徊するものも亦若干の數あり千八百六十二年第一月一日海軍事務執政の公報に據れば其時に當て魯西亞の海軍左の如し

	蒸氣	帆前
リーニール艦	九隻	十隻
フレガット艦	二十二隻	六隻
コルヘット艦	二十四隻	三隻
フリグ艦	十二隻	五隻
ゴンボート	八十五隻	二隻
スloop及ヒ「スクーナル」	九十六隻	三十六隻
共計	二百四十八隻	六十二隻

蒸氣帆前合して三百十隻これに備る大砲の數三千六百九十一門なり右の表と千八百六十八年の公報とを比較するに帆前の數次第に減じて蒸氣の數は次第に増加すれども其改革の遅きこと知る可し

千八百六十八年裝鐵艦の數二十四隻其種類左の如し

フレガット

二隻

浮臺場

三隻

コルヘット

二隻

鐵塔艦
シトルレット

十一隻

モニトル

六隻

右二十四隻の鐵船へ備る大砲の數百四十九門

同年海軍水夫の數六萬零二百三十人士官三千七百九十一人此士員の内水師提督の數百十九人海軍の法則は都て佛蘭西の風に倣へりと云ふ

○

魯西亞の陸軍を二類に區別し甲を編成隊と云ひ乙を武家隊と云ひ大に其体裁を

異にせり武家隊とは「コサク」等の人種にて世祿の家より軍事に役するものなり「コサク」は魯の南境黒海近傍の地なりこの地方の人は編成隊は農工より其人を募り田を耕して税を納めず唯軍役を以て勤ま爲せり

或は兵卒の子を以て兵卒と爲し或は自から好て軍役に出るものあり然れども農工及び兵卒の子は其骨格用に適して年齢に當れば隨意に役を免かるゝを得ず募兵の數は男子五百人より一二人を取るを法とすれども戦争のときはこれを増して五百人より二三人を取り事急なれば四五人を役することあり但し其員數は以前の版籍に由てこれを定む○國內の貴族も其配下の者を軍役に出だすを法とす其人當は主人の隨意なれども兵士の休格軍事に的當し年齢十八歳以上四十歳以下ならざるを得ず土地を廣く領する者は兵士を出だすの數も亦甚だ多し或は三千人或は五千人最も多きは六千人の賦兵を出だす者あり○軍役を免かるゝ者は貴族、官吏、僧徒、文學技術の生徒是なり商人も會社を結たる者はこれに準す又農民と雖ども兄弟なくして父母を養ふ者歟若しくは父母なきも三子以上を養ふ者は軍役を免す「コサク」の兵を募るには別に其法あり其他魯西亞の領内にある蠻野未開の民は或は骨格小短にして用に適せず或は勇力なくして軍事を恐るゝが故に

皆役を免す國內の人口を平均するに大凡男子五百人の内より二人を役すれば九萬乃至十萬の兵を得べし

兵士在役の年期親兵は二十二年他の兵は二十五年を限とせり千八百四十年以來改めて令を下だし在役十年若しくは十五年の後は其姓名を兵士の籍に残して故郷に返へし事あるときはこれを召すの法を設けたり乃ち其人數を以て預備の兵と爲し在役十年なりし者を第一の預備と名づけ十五年なりし者を第二の預備と名づけ合して二十一萬五千の數あり

毎年夏命を下だして兵の數を定め冬第十一月より兵を募り翌年第一月一日に至て事を終るを例とす凶年には募兵の命を止ることあり千八百三十六年には全國一時に命を下だし千人の内より五人の兵を募り千八百三十七年には南半國に命を下だし又千人より五人を募り千八百三十八年には北半國に命を下だし千人より六人を募り千八百三十九年には西半國に命を下だし千人より五人を募り千八百四十年には全國一時に命を下だし二十五府は千人より六人を募り二十二府は千人より五人を募り其餘四府は凶作の故を以てこれを免したり右の員數を平均

すれば千人に付五人の割合なり其後二十年の間もこの例に従へり
 千八百六十五年軍務局の公報に據れば陸軍の總數左の表の如し但し此數は名を
 存するのみにて或は實なきものあり

甲編成隊	平時の備	戦争の備
歩兵	三十六萬四千四百二十二	六十九萬四千五百十一
騎兵	三萬八千三百零六	四萬九千八百八十三
砲兵	四萬一千七百三十一	四萬八千七百七十三
土工兵	一萬三千四百十三	一萬六千二百零三
乙第一預備隊	十萬零々二百八十五	十二萬七千九百二十五
丙第二預備隊	二十五萬四千零三十六	十九萬九千三百八十
共計	八十一萬二千零九十六	百十三萬五千九百七十五

魯西亞の兵卒は妻を娶れる者多し其政府の法兵卒の妻を娶るが爲めに自から便
 利を設け他の歐羅巴諸國と風を異にせり其一事を擧るに魯の兵卒には住宅を與

へ子あるものにはこれに衣食を給し教育の扶助を加へり他國には絶てなきことなり右は恩典に似たれども他に亦不自由なることあり即ち其不自由とは兵卒の子は必ず兵卒の役に用ひて他職に役するを得せしめざるることなり幼少の時より武を以て養ひ父と共に屯所に居ること暫くにして去て陸軍局に入り兵卒の業を傳習すこの類の兵卒甚だ多く千八百四十二年には殆んど三十萬人に近し爾後も次第に増加せり無級士官等は此人數の内より拔擢せらるゝもの多しと云ふ

首府ペイトルスボルフには少年の兵士、土工兵、砲兵士官、親兵、下等士官の爲めに設けたる學校數所あり少年の兵士にて業を成したる者には士官の位を與へ身分ある者の子は在役二年の後に士位を許す右は下等の學校なりこの外に「コルプス、デ、カデット」とて陸軍士官の大學校一處あり此學校は千七百三十一年建立せしものにて生徒の數七百人皆貴族將士の子弟なり學生の階級を五等に分ち業成り校を去る者は皆士官の位に列す且此學校には専ら小貴族の子弟を教るを以て趣旨とせり蓋し良士官たる可き人物を多くせんが爲めなり舊都モスコフ及び其他の都府にも皆兵學校ありて其教授甚だ盛なり魯西亞の陸軍は年々増加するを以て士官

の數も亦從て増さるを得ず千八百六十三年新令を下だして陸軍の士官たる可
 き者の官途を便利にせり此新令に據れば國內の少年大學校に於て執行したる者
 は直に陸軍に入り吟味を経ずして無級士官たるを許し三月の後吟味を受けて士
 官の位に列す且是等の學生は舊役の欠員を待たずして登級す可し中學校に於て
 執行したる者は入局六月の後に士官たるを許す其他自から好で軍局に入らんと
 欲する者は貴族平民の區別なく皆吟味を受け入局の後一年を経されば士官たる
 を得ず

魯西亞に於て陸軍士官の給料は他國の風に比すれば甚だ少し給料一歳の割合左
 の如し總督千百十六ルーブル副總督八百三十八ルーブル大隊長五百六十一ルーブ
ル副大隊長四百十九ルーブル「マジョル」副大隊長三百三十六ルーブル中隊長三百七ル
ーブル副中隊長二百八十二ルーブル第一等士官二百三十八ルーブル第二等士官
 二百二十四ルーブル下等士官二百九ルーブル無級士官十ルーブル乃至百二十三
 「ルーブル」

武家不定隊の内にて最も盛なるものは「コサック」の兵なりドン河南境邊にありの畔に

ある「コサック」の人口六七十萬人事急なるときは男子十五歳より六十歳の者は盡く軍に従ふを法とす然れども平日の常備は騎兵五十四隊に分ち各隊の兵員一千零四十四人共計五萬六千三百七十六人なり右の外諸方にある「コサック」の人種を合すれば人口八十七萬五千軍に役するもの十二萬九千を得べし「コサック」の人種は奴隷の羈絆を脱して獨立せる者なり自から其田地を耕し自から其山林に獵して政府に税を納めず軍役を以て税の代とせり其人を三等に分ち生れて十七歳に至るまでを幼年とし軍役なし十八歳より四十二歳に至るまで二十五年の間を壯年として専ら軍事に役す四十三歳より四十七歳に至るまでを退老と名づくれども尙軍役あり全く役を免かるゝは四十八歳の後なり非常のときは此例に非らざる可し又「コサック」の兵士は自己の費を以て武器戎装を備へ各其家に軍馬を飼はざるを得ず但し大砲及び其訓練の費用は政府よりこれを出し且國境を出でゝ軍役に従ふときは政府より賄料を給し外に又些少の錢を與ふドン河畔にある「コサック」人の如きは土地の税を納めざるのみならず却て官府より金を出し毎年兵士の扶助として二萬一千三百土ルーブルを賜はると云ふ

貨物出納

魯西亞の國は文明未だ沿ねからず製産の物未だ多らざるが故に其土地の廣さと人民の數とに比すれば歳入の高甚だ少なし千八百六十二年會計局の公報に據れば歳入二億九千五百八十六萬一千八百三十九ループル歳出三億一千零六十一萬九千七百三十九ループルにして出入の差一千四百七十五萬七千九百ループルなり同年歳入の割合左の如し

分頭稅

二千八百二十五萬八千八百二十六ループル

地稅

二千五百二十五萬六千七百三十三ループル

礦山、帝土、山林

一千百七十九萬八千零三十二ループル

商賣免許の稅

二千四百二十二萬八千九百七十八ループル

港運上

三千一百八十萬ループル

酒稅

一億二千三百零二萬二千五百八十八ループル

右の外賣買稅

三千四百九十八萬七千六百二十四ループル

小目諸稅

一千六百五十萬零九千零三十一ループル

共計 二億九千五百八十六萬一千八百三十九ループル
同年歳出の割合左の如し

國債の利息

五千四百二十九萬六千八百八十八ループル

軍務局

一億零六百五十七萬五千八百九十二ループル

人民教育

四百十五萬六千八百二十四ループル

海軍局

二千零五十八萬九千八百三十二ループル

裁判局

五百五十萬二千八百九十六ループル

寺院

四百六十六萬一千零九十八ループル

文武官老退の者へ

與る扶助金

一千零三百十八萬零々六十九ループル

鐵道社中へ貸附

七百七十五萬九千六百六十二ループル

右の外雜費

九千三百八十九萬七千二百七十九ループル

共計三億一千零六十一萬九千七百三十九ループル千八百六十七年の記に據れば帝家の費用は八百九十一萬九千七百四十二ループルなりと云ふ

千八百六十一年會計事務執政の公報に國債の高を記すこと左の如し

外國の逋債

三億五千三百五十九萬七千七百[ルーブル]

内國の逋債

二億二千六百六十一萬六千九百九十七[ルーブル]

金庫の手形及びポーランド

フィンランドの逋債

四億一千八百萬[ルーブル]

右の外に政府より紙幣を出だすこと七億五千萬[ルーブル]より多し但し此紙幣は國中の爲替問屋及び政府の請合にて通用するものなり其元金は九千六百二十四萬一千六百十八[ルーブル]を貯置き會計事務執政の權に屬す近來は紙幣の通用益々多くして國內の正金は減したりと云ふ

西洋事情二編卷之三

福澤諭吉 纂輯

佛蘭西

史記

佛蘭西の國名は羅フ甸語の「フランシ」より轉じたるものにて「フランシ」とは羈絆を脱する人と云ふ義なり往古羅馬の世には此地方をゴールと唱へしが羅馬の衰るに及で日耳曼の諸方に在りし蠻野の種族羅馬に叛てゴールの地を侵略し自からフランクの族と名けりこれを佛蘭西國名の始とす紀元四百八十六年フランクの酋長にコロウヒスなる者あり年甫て十九羅馬の鎮臺シアグリスを撃て大に之に克ち羅馬の羈絆を脱却して獨立の軀裁を成せり此人を佛蘭西の始祖とし此血統をメロウヒンジャの世と稱すコロウヒス死するに及で其四子國を四分し各其一を領してより忽ち内亂の端を生じ爾後數十年の間兄弟相攻め骨肉相食むの亂に陥り王室の權威次第に衰微せり昔者日耳曼に於て有功の士將へは斧鉞又は軍馬を賜りて其功を賞するの風習なりしが「フランク」のゴールに移りしより此例を廢し軍功を

賞するには斧鉞軍馬の代に采地を以てせり固より此采地の賜も唯本人生涯の間
のみにて死後は復た政府に返るの法なりしかども年代の沿革に従ひこれを子孫
に傳ふるを許してより遂に封建世祿の勢を成し世祿の貴族愈々盛なるに従ひ王
室の威權次第に衰へ紀元六百年代に至ては國王は唯其名位のみを存じて實の威
力なく朝廷の政權盡く大臣の手に在り此時に當て大臣ベビンデリスタルなる者
ありアウスタラシヤの地を領すること二十七年威權最も強盛内外の事皆其裁斷
を仰がざるものなし國王は宮中の囚俘に異ならずベビン死して其子チャーレスマ
ルテル父の位を襲ぎ屢々軍功あり紀元七百四十一年マルテル死して其子ベビン
祖父と立つ此時に當て羅馬の法皇希臘ゴイキ及びロンバルドに窘められて皇威日に衰
るの勢ありベビン此機に投し竊に法皇を助けんことを約し法皇の勅許を得て佛
蘭西王ヲルテリックを廢し自から國位に昇れり此血統を「カラウエンジャ」の世と稱す
「メロウエンジャ」の家是に於て亡びたりベビン即位の後兵を出して羅馬を援けロン
バルド及び希臘と戰て頻りに克ち其地を取て法皇に與へり紀元七百六十三年ベ
ビン死して長子チャーレス位に即く後これをチャーレマンと稱す蓋しチャーレス大君

の義なり其天稟文武を兼備し兵に將たればよく敵に勝ち政を施せば國よく治ま
る在位の間羅馬法皇と好を厚くし四隣の國を攻て勝たざる。ことなし佛蘭西日耳
曼の兩國を一統し伊太里の南方も大半其版圖に歸したり紀元七百九十九年法皇
第三世レヲ亂賊の爲めに羅馬より逐はれて佛蘭西に出奔せり佛王これを遇する
こと甚だ厚く護送して本國に返し翌年親まから兵を卒ひて羅馬に入り國亂忽ち平
定せり法皇これを悦びチャーレマンに帝位の冠を着け羅馬帝の稱號を附與せり爾
後コンスタンチノポルの君を羅馬東帝と稱しチャーレマンを羅馬西帝と稱せり紀
元八百十四年帝崩す年七十二歳なりチャーレマン在世の時に國を三分して其三子
に與へたれども長子二人は帝に先つて死たるを以て少子ロイス帝位に昇れり蓋
し國を割て兄弟に分與するは古來佛蘭西の流弊にて毎ツに爭亂の端を開きしこと
なれどもチャーレマンの英明なるも尙これを改るを知らず幸にして二子の早死に
由り内亂を見ざりしがロイス帝の世に至り又其輻輳を踏み果して一國の爭亂を
醸せり帝に三子あり長子をロゼイルと云ふ伊太里王に封す次子をロイス父名と
云ふ日耳曼王に封す第三子は則ち父に繼て佛蘭西王の位に即く名をチャーレス、ゼ、

バルトと云ふ爾後兄弟互に兵を構して争亂止む時なし君上の權威日に衰へ封建の貴族次第に跋扈し天下の人更に王室あるを知らずこれより先き北方の夷狄に「ノルマン」と稱する種族あり其本國は今のノルマンディ及スウェーデン等に當れり此夷民舟に乗じて屢々佛蘭西の沿海を掠亂し佛人の窘めらるゝこと年既に久し紀元九百年代の初に至り佛蘭西王チャーレス、ゼ、シンプル西北の地を割て「ノルマン」に與へ其女を「ノルマン」の會長ロルロに嫁して和を求めたり「ノルマン」の人は此土地を得て益々強大の勢を成し所領の地を「ノルマンジ」と唱へ名は佛蘭西の管轄内にあれども其實は獨立の一強國にして國內衆貴族の上に位し嘗て王命に従ふことなし爾後「ノルマン」の國力漸く盛大を極め紀元一千六十六年其君「ハルム」英國を征してこれを服従せしめたり即ち今の英王は「ノルマン」の後裔なり右の如く王室の威權日に衰るを以て日耳曼の人も佛蘭西に叛きサクソニーの君を奉じて帝位に即かしめりこれより羅馬西帝の稱號は日耳曼に歸し「チャーレマン」の餘業を繼て日耳曼帝の名始て起れり○チャーレス、ゼ、シンプル位を廢せられ「ブルゴンデー」の君「ロドルフ」位に昇りたれども王威嘗て行はれず漫に王土を割て貴族に與へ一時其臣服を買ふのみ此時に當て「パリス」の君「ヒューゴ」なる者あり其叔父「エウドス」嘗て佛蘭

西の半國を領して王と稱し爾後其名稱は廢したれども其實を失はずチャーレス、ゼン、シンプルの位を廢せられしときもヒューゴ之に代る可きの威名あれども故さら
 王位を辭してロドルフを立てロドルフ死するに及て又他の君を撰て位に即かし
 め己れ自から國權を執れり斯の如くすること三世にして紀元九百八十七年第五
ロイス王の死に至りヒューゴの子ヒューゴカベト始て佛蘭西王の位に昇れり此血統
 を「カベチャン」の世と稱す蓋し其名を始祖カベトに取りしものなり○カベチャン
 の始祖より今帝に至るまで歴代の順序と即位の年を示すこと左の如し

十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	
三	二	二	二	三	六	三	三	四	三	五	三	二	二	七	八	七	六	五	四	三	二	一
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
第 八 世	第 七 世	第 六 世	第 五 世	第 四 世	第 三 世	第 二 世	第 一 世	第 一 世	第 一 世	第 一 世	第 一 世	第 一 世	第 九 世	第 八 世	第 七 世	第 六 世	第 五 世	第 四 世	第 三 世	第 二 世	第 一 世	
ロ イ ス	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ヒ リ ッ プ	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス	ロ イ ス

ト立つ其爲人父に異ならず爾後二世の間にも記す可き事件なし是時に當てノル
マンの勢益々盛大を致し南は伊太里を攻て之に克ち北は英吉利を伐て其國を一
統し又歐羅巴諸國にて耶蘇宗を奉ずるの君は神征の師とて大軍を出してパレス
タインの地を攻め財を費し人を殺し國力疲弊せざるものなかりしが獨り佛蘭西
の君のみ靜に國を守り嘗て世間の治亂に關係せず無爲を以て却て自國の王位を
固くするを得たり一千百八年第六世ロイス位に即き祖先以來未曾有の智勇を抱
き大に貴族の權を制したり蓋し此時に至ては民庶の衣食漸く足りて禮讓次第に
興り又舊時の奴隸たるを甘んせず不羈自由の趣意を達せんが爲め國王を助け貴
族を滅したるなり一千百八十年ヒリップ、オーグスチス位に即き又封建の貴族を滅
し其他佛蘭西にある英領の地ノルマンヤ等は英の本領なりを没入して大に王土を開き其境界
前代に比すれば殆んど一倍せり千二百十四年國內の一貴族フランドルスの君兵
を擧て英國王ジョン及び日耳曼帝オトーと連合して佛蘭西を攻め之に克たず佛王
は僅かに小兵を以て敵を破り日耳曼帝を逐ひフランドルスの君を捕へボウヒンス
の一戰を以て事を決したりこれより佛蘭西の威名歐羅巴全州に轟きこれを恐れ

ざるものなし爾後この餘業を繼ぎしものは第九世ロイスなり此君の在位は千二百二十六年より始り千二百七十年に終れりロイス即位の後は祖宗より遺傳の法に従て専ら王威興張の策に眼を着せり從來佛蘭西にては無位の平民をば第三等の民種として輕蔑するの風習なりしかども漸く之を揚けて直に王室の制御に服せしめ羅馬の舊法を採用し議事院の制度を正だし裁判刑法の大局を立て、次第に貴族の權柄を奪ひ王威の行はるゝこと昔時に百倍せり下民に不平を訴る者あれば速に處置して其弊害を除き貴族に暴威を逞ふする者あれば嚴に之を罰して後患を防ぎ天下一夫も其處を得ざるものなくして盡く皆王の仁徳を仰ぎ其智勇を感じて之を貴はざる者なし之を慕はざる者なし後世の諸王事を爲す可き才徳に乏しと雖どもよく王室の全權を固守して之を失はざりしは他なし皆先王の餘慶なり後世王室にて貴族等の跋扈を制せんとするときは常に平民の力に依頼せざることなし古來佛蘭西の國議に關係する者は唯貴族僧徒のみなりしが第四世ヒリップの時に至て議事院に平民の出席を許し王室を仰ぐ者益々多く重大の事件に遇ふ毎に王威の行はれざるとなし千三百二年羅馬法王第八世ポニプス佛蘭

西王を凌辱して之を臣服せしめんとしたれども佛王敢て屈せずよく其國威を持張せしのみならず却て法王を窘めたるも皆平民會議の力なり○千三百二十八年第四世チャールス死して子なしワロイス侯の子を迎立つ之を第六世ヒリップとす蓋し王室の遠孫なり初めチャールスの妹イサベラ英國王二世エドワルトに嫁して男子第三世エドワルトを生めりチャールスの死に及び英國王外甥の縁を以て佛王の位を繼ぎ全國を英に并せんとの説を發して遂に兵端を開き干戈久しくして止まず之を百年の師と名づく千三百四十年英の軍艦スロイスに於て佛船を殄し千三百四十六年には英國王エドワルト二萬四千の兵を卒て侵入し佛蘭西王ヒリップ精兵十萬を以て之をクレシの原に迎へ佛軍利あらず英の強弩に窘められ死傷甚だ多し一日の戰爭に佛の歩兵三萬人武士一萬二千人を失ひしと云ふこれより佛蘭西の勢復た振はず後十年を経て千三百五十六年英の太子ブラッキンに僅に八千の兵士を以て佛蘭西に入り佛王ジョンとポイチールに戰て復た之を破り王を擒にして英に歸れり是に於てか佛蘭西の形勢四分五裂外國より雇ひし兵士は國內を奪掠して憚る所なく農商は貴族の苛政に苦で諸方に蜂起し政府の危急且

夕に迫れり千三百六十四年第二世ジョン英國に死し太子位に即く之を第五世チャールスとすチャールス在位の間に英國王第三世エドワルト死して國內治らずチャールス此機に乗じ大臣デグスクリンと共に謀て英人を逐ひ舊地の大半を恢復したれども千三百八十年チャールス世を辭しデグスクリンも亦死して國亂復た生ず太子第六世チャールス位に即きたれども精神錯亂して國事を裁すること能はず王族の大諸侯オルリーンスの君とブルゴンデーの君と權を争ひ黨類相分れ或は戰爭し或は暗殺し事物の混亂前日に一倍して國力大に衰へ遂に復た英人の入寇を招き千四百十五年英佛の大兵アジンコールトに戰て佛軍敗走千四百十九年ブルゴンデーの君ジョン、ゼ、フェールスなる者オルリーンスの君に欺かれて殺害に遇ひしに由り其子ヒリップブルゴンデーの地を以て英國に降れりこれより先き王妃イサベラ頗る姦才を抱き既に君夫の權を奪ひ又其所生の太子を廢せんとし是に於てブルゴンデーに與して英佛の和約を結び公主カタリナを英國王第五世ヘスリに嫁してヘスリを佛蘭西王の嗣子と定め且佛王在世の間は暫くヘスリに執權の職を任せり其實は全國を擧て敵に與へたることなれども王の癡狂嘗て其事情を知らず假

合ひこれを知るもこれを拒む可き權なし數月にして王は病を以て死せり此一舉に由て佛蘭西の國は全く滅亡に屬し王室寺院貴族民族一として瓦解せざる者なく太子は唯オルリーンスの孤城を守り危急旦夕に迫て盡く皆恢復の望を絶ちしがこゝに一女子ありジャンダルクと云ふ年甫て十八自から天使と稱し佛蘭西恢復の命を天に受けしとて報國盡忠の大義を唱へ遂にオルリーンスの圍を破り太子を奉してレーミスに至り即位の禮を行へりこれを第六世チャールスとす于時千四百二十九年なり爾後女將の勇義を以て漸く諸城を恢復したれどもコムベン城の急を援けしとき城將一婦人と功名を與にするを耻ぢジャンダルクを欺て敵軍の中に陥れ英人捕へて之を燒殺したり○英佛の兵を構すること年既に久し双方唯其國力を疲弊せしむるのみなりしが後ブルボンデーの君佛蘭西王と和議を結てより佛人の勢俄に面目を改め千四百三十五年パリスの人民城門を開て國王を迎へこれより國內の諸都皆首府の例に倣て降伏するもの益々多く數年にして盡く舊土を恢復しカレイの一都府を除くの外は佛の國內に英人の跡なし○百年の干戈始て止み人口俄に繁殖して百工次第に榮へ人民恒の産に就て又往時の艱苦

を知らず王室は宗祖遺傳の策を誤らずして次第に封建世祿の權を制し第十一世ロイスに至て王威益々盛強を致せりロイスの爲人狡猾にして僞計に富めり多方に策畧を運らして貴族を殺し千四百七十七年にはブルゴンデーの君チャーレス、ゼバルトを欺て死に陥れ其領地の大半を割て王室に併せり蓋しブルゴンデーは佛蘭西の一大諸侯にして數百年の間跋扈せしものなり其の他アンジューメーンプロウエンス等の地を取て南の地方地中海に至るまで盡く王土に屬し又西北の地方はブリタニー侯の領地にて多年獨立の勢を成せしが第八世チャーレスブリタニーの公主アンナを娶て其領地全く王室の版圖に歸したり此時代に至て火器の用法世に弘まり弓馬の道次第に廢棄して封建世祿の貴族等又昔日の顔色なし從來世祿の家に生れし武士は假令ひ薄祿寒貧と雖ども軍役の重きを以て大に權威を振ひしかども當時の勢を以て之を見れば其功用、錢を與へて雇ひし歩兵にも若かずこれより封建の制度俄に破れ英國に於ては國の權柄下に歸して自由寛大の政躰を立て佛蘭西にては其權威上に集り一君親裁の政府を固くしたり○第八世チャーレスの時に至ては國既に富み兵既に強しチャーレス天稟の氣力なしと雖ども其國の富強

を頼で妄に大志を抱き、歴山王及びチャーレマンの事を行はんとて千四百九十四年兵を發して伊太里を征し、チーブルに克たれども之に克つこと速なれば之を失ふことも亦速なりこれより數年の間佛人は伊太里の師に奔走して財を費し生命を失ひ所得を以て所失を償ふに足らず世の諺に云ふ伊太里の國は佛蘭西人の墓所なりと其言當れり千四百九十八年第八世チャーレス死して子なし其再從弟オルリーンズの君を迎へて位に即かしむ之を第十二世ロイスとすロイスも亦先王の志を繼ぎ伊太里を取らんとしたれども功成らず千五百十五年死して子なしロイス王は節儉にしてよく民を愛し即位の後舊來の税額を半減し戰爭の爲めに政府の費用多かりしと雖ども嘗つて國民の煩を爲さず王常に云ふ朕は奢齋を以て朝臣の嘲を取るも奢侈を以て萬民を泣しむる莫らんと欲すと疾病びやくなるに及んでフロイスの君を召て嗣子に定め其手を執て云く朕今死す此遺民を以て汝に託すと蓋し死に臨むまで民を忘れざるなり唯在位の間其失策は伊太里戰爭の一事のみフロイスの君位に昇り之を第一世フランシスとすフランシス即位の初は頻に伊太里に克ち殆んどこれを押領するの勢ありしが此時に當て日耳曼帝第五世チャーレス

西班牙王にて日耳曼帝に選舉せられ兩國兼有の一君なり 天資英邁既に西班牙の富強を有し又日耳曼の帝位に昇り威名赫々として歐羅巴の諸邦を轟し佛蘭西王の伊太里に克つを見て之を悦はず兵を發して佛を攻め遂に二大國の爭端を開き佛王慄悍にして善く戦ふと雖どもチャールスの沈勇に敵すること能はず千五百二十五年バウイヤの一戦に敗し俘と爲りてマドリット西班牙の首府に送られたり佛人は其君を失へども其國跡を失はず力を併せて敵を防ぎ遂に辱を受ることなしフランシス禁錮を免かれて國に歸りし後も敢て其節を變せず日耳曼帝家の權を殺かんとして専ら其策を運らし傳て第二世へスリの世に至ても佛蘭西の國論は日耳曼に敵するの趣意にて兵を用ること三十年遂に佛蘭西の獨立を固くせしのみならず他の歐羅巴諸國も佛の力に依頼して安全を保つもの多し此時に當て佛蘭西の風俗漸く盛美を致し王公富豪皆文學の貴を知て其教を助成し諸家文人陸續輩出して佛語の美を盡し圖書彫刻土木の學一様に進歩せざるものなし千五百年代の初より五十年の間は佛蘭西の歴史に於て文明の時代と稱す可し治極て亂又生す千五百年代の央より宗旨改革の爭論を以て遂に干戈を邦内に動かし五十年の日月は復た晦冥の亂世に陥りたり

初め第一世フランシス在世の頃より宗旨改革の議論漸く佛蘭西に行はれ就中教師カルウインなる者其説を首唱し同志の徒甚だ多し之を「ヒューゴット」の黨と云ふ其初め新教に歸依する者は唯貴族大家のみなりしが次第に全國に流行して無學下流の小民を除くの外は國中大半の人皆「プロテスタント」即ち新教なり小民の歸依す至るまで佛蘭西の人はに改宗するの萌あり第一世フランシス第二世ヘヌリ新教の流行を止めんとし禁制の令を下だしたれども人情の趣く所如何ともす可らず禁令を下だして却て其流行を促し新教に移る者日に多く其勢次第に盛大を致して唯自由に宗旨を奉信するのみならず甚だしきは政治の權をも宗旨の内に籠絡せんとするの勢を成し恰も國內別に共立の一政府を設たるが如し當時佛蘭西の如き一君親裁の國に於ては此新宗の勢を見て政府の安んぜざるは固より論を俟たず廟堂の人或は變通の策を獻じ之を鎮撫せんとせしこともあれども鎮撫の策は固より永久す可きに非ざれば事遂に成らず乃ち其策を改め王室は天主教を助るどの議に決せりこれより天主教と新教と黨類相分れ各々其首魁を奉し議論日に佛騰千五百六十年第二世フランシスの時に始て兵端を開き千五百九十八年に

至て漸く平定に歸したり第九世チャールス及び第三世ヘヌリの在位は二代を合して僅に二十八年に過ぎず此間に双方の黨類兵を交ること八度財を費し命を落すこと擧て計る可らず新教の首魁にて最も有名なる者は水師提督コリグニ是なり天主教の黨はチュイク、ラフ、ガイを以て巨魁と爲し双方互に其説を固執して解けず千五百七十二年第九世チャールス在位の時天主教の諸長竊に會同し新教の黨類を盡く殺戮して葛藤の根を絶たんとの議を決し第八月二十四日パリの府内に於て不意に兵を發し先づ水師提督の家に入て之を殺し其他新教に關係せるものは事跡分明ならずと雖ども貴賤老幼を問はずして屠戮を加へ白髮の病老鮮血に染み初生の赤子母と共に斃れ屍骸山を成し流血杵を漂はし其慘酷名狀するに堪へず八日の間に五千人を殺したりと云ふ後世これをバルゾロミューの屠戮と名づく蓋し第八月二十四日はバルゾロミューの祭日なるを以て此名を下だしたるなり此殺戮を行ふと雖ども新教の人は尙其節を執て動かす下て千五百八十九年第三世ヘヌリ刺客の爲めに殺されて子なし遺命して其女婿なるナワレの君に王位を傳へり之を第四世ヘヌリとす蓋しナワレの君は其姓をボルボンと稱し第九世

イスの後胤なり故に第四世へヌリより以下の歴代を「ボルボン」の血統と云ふへヌリは素と新教「ヒューゴット」の黨に與みし其の首魁の名を得し人なれば天王教の黨は之に服せず唯其天資剛勇にして恩仁厚き故を以て漸く人心を得たりと雖ども結局天主教に非ざれば全國の人心を籠絡し難きを知り乃ち自から改宗して天主教に歸し又新令を下だして國內に「プロテスタント」の宗旨を許し此新教を奉ずる者と雖ども公私の職業に就かしめ國中の諸處に出入すること天主教の人に異なることなしとの趣を布告したりこれより双方の宗徒各々其處を得て數十年の爭論始て平定せり此新令を「ナント」の令と稱す○へヌリは大亂の後を承て位に即き既に宗旨の爭論を和し又隨て國の富強を恢復せんと欲し股肱の宰相「シューリ」と共に謀て百官を整へ刑法を正だし税を減じ國用を節し農を勸め工を勵まし文學を脩め藝術を導き始て政府の躰裁を成し風俗次第に敦く衣食日に饒なるを得たり乃ち又先王第一世「フランシス」は志を繼て「耳曼帝」の權を制せんとするの事を企て四萬の兵を集め親ら將として將さに發せんとするに當り刺客の爲めに弑せられて遂に事を果さず于時千六百十年なり太子繼て立つ之を第十三世「ロイス」とす

年甫て九歳太后政を聴き先王の遺臣を退けて嬖人コンシニを用ひ朝政復た亂たるロイス年長するに及び母氏の舉動を見て竊に之を悦ばず千六百十九年嬖人コンシニの黨を捕て之を誅し太后は出奔してプロイスに幽居せりこれより母子の間益々善らず太后密に近臣と謀り兵力を以て昔日の權を復せんとし之を試るごと二度に及びたれども事遂に成らず黨與相分れ物論日に喋々たりしが幸にして名臣リセリウの力に頼り母子の讎を慰解して漸く國勢を挽回するを得たりリセリウは元と貴族の子なり弱冠にして法教の門に入り既に英名あり後政府に仕へ太后の信用を得て漸く進み千六百二十四年宰相の位に昇れりロイス王も亦天資暗弱にして國事に堪へず専ら宰相に委任して内外の事務一切萬機リセリウの裁斷を仰かざるものなし其在職の間に施行したる政治策略の目的を見るに之を三箇條に分つ可し即ち第十一世ロイスの遺業を繼ぎ封建世祿の餘風を除て貴族を壓倒し國力を王室に集めんとすること第一の目的なり又當時「プロテスタント」新教（即ち「ヒューゴ」ノット）の宗徒再び盛大を致して恰も一政府の躰裁を成し王命に従はざる者あるが故に其勢を殺がんとすること第二の目的なり又日耳曼の帝位に昇る者は

埃地利の家限り其權威漸く増大して諸邦を并呑せんとするの勢あれば其勢を制して佛蘭西の國威を燿かさんとすること第三の目的なり以上三箇條の目的一として其策を誤らず法律を嚴にして貴族を制し法を犯す者は必ず刑罰を加へて其家を没入し王室の親族と雖ども嘗て罪を假さず封建世祿の舊弊是に於てか始て一掃せり千六百二十六年新教の宗徒を攻め其巢穴を覆さんが爲めロセルレの城を圍で遂にこれを降たしこれより國內に新教を主張するものなし宰相の威權は唯國內に行はるゝのみならず其着眼早く既に外國の事に及び機會の乗ず可きあれば嘗て之を誤らず日耳曼の亂に投じてライン河東の地を取り埃地利を服從せしめ西班牙を征し其威名遠く歐羅巴諸邦に轟てこれを恐怖せざるものなし功既に成り名既に遂げ千六百四十二年病を以て死す翌年第十三世ロイスも亦世を終れり在位三十三年嘗て政務に關らず唯宰相に任して疑はざるのみリセリウの爲人殘忍にして權謀多く且其一身の行狀も傲慢不禮見る可きものなしと雖ども國步艱難の時に當て政府の大權を執り其事を行ふに至ては規模常に洪大にして成功美ならざるはなし遂に立君獨裁の政躰を固くし王威赫奕の基を開きしは其

功業亦大なりと云ふ可し嘗て人に告て云く新法を設るは舊制を實地に施すの便に若かず國の惡弊を除くの要は言語に在らずして實行如何に在りと蓋し宰相の心事なり魯西亞帝第一世ペイトル佛蘭西に在るとき嘗てリセリウの碑に謁し歎じて云く嗚呼大人なる哉君若し余に教るに余が半國を治るの術を以てせば他の一半は擧てこれを君に贈らんと英雄相慕ふの情見る可し○第十四世ロイス位に即くとき年僅に五歳先王の遺命に由り太后政を攝し王の叔父オルリンスの君これを補佐せり後又太后の命を以て伊太里の人マザリンを用ひ宰相の職に任じて國事を托し其威權リセリウに異ならず此時に佛蘭西は日耳曼及び西班牙に敵對して國事多端なれども兵に將たる者はグレート、コンデイ等の人物ありて外に戰ひ内には宰相マザリンの經濟を以て財用を理し國王幼冲なりと雖ども内外の侮を取らず千六百六十二年マザリン死して政府の權柄始て國王に歸したりロイスの爲レ人父に異なり天資豪邁にして英斷あり恒に白から謂らく天の人君を生するは天に代て事を爲さしめんとするの趣旨なれば必ずこれに一種の明徳を附與するものなりと其說殆んど夢想に近しと雖ども之を信して疑はず既に自尊の心

を生じ功を貪て飽かず難に遭て恐れず遂に一世の洪大を致したるなりマザリン
棄世の即日より萬機皆王の親裁に出で宰相大臣の如きは唯書記の用に使役して
王命を傳へしむるのみコルベルト、ロラウイス等は稍や宰相の權ありし者なれど
も王の籠絡を脱して自から功を顯はすを得ず然れども當時佛蘭西にて富國利用
の術を施し政府の歳入も饒なるを得しは實に宰相コルベルトの功なり衣食漸く
洽ねくして智學も亦次第に進み文明開化期して待つ可きの勢あり○千六百六十
七年英と和蘭との間に事を起し佛蘭西は和蘭を援けて軍艦を出し蘭の海軍總督
ロイトル英の首府に入り英人敗走して事既に平らぎたれども各國の政府佛蘭西
の日に強盛なるを見て自から安せず英國、和蘭、瑞典の三國竊に結約して佛蘭西王
に迫りビレニースに盟て各國へ其侵地を返さしめ大に佛の國威を制したり佛蘭
西王は固より此條約を悦ばず殊に和蘭人の舉動を憤ること甚だし乃ち先づ策略
を施して英蘭の交を絶たしめ千六百七十二年十萬の兵を發し親から將として和
蘭に入り力を盡して之を攻れども蘭人も亦弱敵に非らず全國内一人として報國
の義を忘るゝ者なく死を守て佛の兵を防ぎ陸戰は利あらずと雖ども海上の戰に

は和蘭の本色を失はず名將ロイトルの智勇を以てよく英佛の海軍に敵し遂に本國の名譽を汚すことなし當時歐羅巴諸邦の政府和蘭を救ふの情に切ならずと雖ども佛蘭西王の威勢を見て唇亡齒寒の患を恐れ日耳曼、唵國、西班牙の三國兵を出して和蘭を援け英國も亦策を變して同盟に與し又一場の大戦争となれり此時に當て佛の將軍にグレート、コンデイ及びチャーレンあり日耳曼の將軍にモンテシクあり和蘭の將軍は則ち三世井ルムなり天下有名の四大將各々其智略を振ひ或は勝ち或は敗し戦争の闌なるに至ては唯用兵の巧拙を競ひ妄に人を殺して戰の本意を忘るゝこと多し數年の間に各國の力全く疲弊して皆兵革に倦むの色あり乃ち英國王の周旋を以て和議漸く成り千六百七十五年和蘭のニムゼンに會同して各國和睦の條約を結べり此度の戦争は元と和蘭より起りしことなれども和議成るに及で和蘭は嘗て其舊物を失はず地を割き國威を落としたる者は却て西班牙と瑞典とのみ佛蘭西王は和議のとき既に其盟主と爲り王の意を以て條約の箇條を定め土地を得ること少なからず意氣揚々として又天下に敵なきが如し和蘭合衆政治の大統領井ルム即ち第三世井ルム當時和蘭は合衆政治なりの如きは佛人の竊に輕蔑

せる所なりしが豈計井ルレムの謀を以て再び各國を連合して佛の跋扈を制せしが爲めオウグスボルフに會盟せり連合の國は澳地利、和蘭、瑞典、サウチイ日耳曼日耳曼是なり佛蘭西王これを聞き敵に先て事を發し皇太子をして十萬人に將として日耳曼に入らしめヒリブスボルフメンツスハイルス等の諸府を攻て立どころに之を灰燼と爲し佛兵の鋒に當るものなし事未だ平らがす千六百八十八年遇ま英國に亂を生じ國人英王第二世ゼームスの惡政を憤て之を逐ひ王の女婿和蘭の井ルレムを迎て王位に奉せりこれより第三世井ルレムは英吉利の王位に居て和蘭の政を兼ね兩國一君の勢を以て佛蘭西の好敵手と爲れり第二世ゼームスは佛蘭西に出奔し佛王これを扶けて英に入れんとすれども克たす此時に至て歐羅巴の本州英の二島を除き他を本州と云ふに於ては戰爭方にノ關なり佛の陸軍常に利を得て井ルレムも亦敗走するに至れどもケーブ、ラ、ヘーグの近海に於て英蘭の軍艦佛蘭西の艦隊を殄してより佛の海軍復た振はず干戈年既に久しく各國の政府敢て和を講ずるの意なしと雖ども事實其國力を竭して窘迫の餘りに一時の無事を企望し乃ち和蘭のペースヰッキに會して和議を結び佛蘭西をして盡く其侵地を返さしめり實に千六百九

十七年なり佛蘭西の國民は此條約を悦ばずと雖どもロイスの深意は機に乗じて暫時の太平を買ひ他に一事を企てんと欲するに在り蓋し其一事とは西班牙の王位相續の議論即是なり西班牙王第二世チャールス老して子なし歐羅巴の人皆其將來の相續に耳目を着けざる者なしチャールスの骨肉を尋るに其最も近親なる者は佛蘭西王第十四世ロイス及び日耳曼帝レオボルト是なり佛、日の兩君密に謀り西班牙王の死後には其國を二分して兩君の子に與ふ可しとの事を約せり西班牙王此密謀を探得て大に憤り故さらにバワリヤの君を迎て嗣子に定めたれども此君早く死し爾後王も亦前日の憤を忘れ佛蘭西王の孫アンジューの君を選て西班牙の國位を傳へりこれを第五世ヒリップとす日耳曼帝は全く其策を失して得る所なければ佛に對して怨を結ぶと雖ども未だ各國の應援を得ず此時に當て前きの英國王第二世セームス國を逐はし者佛蘭西に死し佛王復たセームスの子を助けて英に入れんとするの謀あり英人これを聞て大に悦ばず元來英の政府は西班牙の事に關らずと雖ども佛蘭西王の處置を怒て乃ち兵を發し英蘭兩國の力を合して日耳曼の應援を爲せり當時日耳曼の軍を帥る者はプリンス、エウゼン英蘭兩國の兵を指

揮する者は英國の將軍マルボロウ全權を以て號令を施し進退意の如くならざるはなし反て佛蘭西の朝廷に於ては第十四世ロイス其夫人メンテノンに惑溺して内臣事を用ひ將師に任ずること固からざるが故に兵に將たる者は闕外の權を專にすること能はず動もすれば機會に後れて利を失ふこと多し千七百四年佛蘭西の將軍タラルド及びマルジン六萬の兵を以てパワリヤの君に従ひ日、英、蘭の合兵六萬人とホクステットに戰て佛軍利あらず同年ジブラタルの要地西班牙の南方地中海の咽喉にも英人に奪はれたり伊太里の地方に於ては佛軍稍や勢を得て一時、日耳曼の兵に克てチューリンを圍たれども日の將軍エウゼンこれに赴き忽ち其圍を破て佛の兵威復た振はず佛蘭西の國內に於ては王室の子弟頻りに病死して既に王の氣膽を落し又之に加ふるに饑饉を以てし災禍並到り事情止を得ずして遂に和を求るの談判に及び同盟の各國も初めは佛の請求を拒みたれども日耳曼帝の死するに會し英の政府先づ其策を變じて和議を講し和蘭、日耳曼も其例に倣て双方和親の條約を結べりこれをユトレフト和蘭の都府の會議と稱す于時千七百十二年なり西班牙の相續に由り各國の兵を動かしてよりユトレフトの和議に至るまで十二年の久

しきに亘り佛蘭西の兵利を失ふこと多かりしと雖ども未だ其國の面目を穢さず
西班牙王の位は遂に「ボルボン」の家佛蘭西王の姓に歸したり○千七百十五年第十四世
ロイス死す齡七十七在位七十二年太子早く死し此他王室の親族も死亡多くして
位を嗣ぐ可き者なし乃ち王の曾孫ブルゴンデーの君を迎立つ之を第十五世ロイ
スとす年甫て五歳先王の姪オルリーンスの君ヒリップ後見職に任じて政を攝す第
十四世ロイスの時より連年の戰爭を以て全國中の貧困を致し第十五世ロイスの
初年に至りこれを救んとして却て又一層の疲弊を極めりスコットランド蘇格蘭の人ロウなる者
智慧ありて理財に巧なり本國を亡命し佛蘭西に來て後見職ヒリップに謁し紙幣を
以て國債を償ふの策を獻じて大にヒリップの信任を蒙り乃ち其策を施し又政府の
權を以て商人の會社を結び北亞米利加に在る佛蘭西領の地と貿易を開き一時其
壟斷を私して利を得ること多し國中の人其利潤の大なるを見て俄に貪慾の心を
生じ争て商社の手形を買ひ隨て手形の價は騰貴すれども之を買ふ者益々多し商
社は機に乗じて妄に手形を出だし國人或は産を空して唯此手形のみを貯る者あ
り是が爲め國の金銀は次第に減少して手形は次第に増し遂に又手形の價下落す

るに至れり一旦下落の萌あれば其勢止む可らず商社に行て引替ヒキカを求めども商津は固より之れを替べき術なければ手形の通用忽ち止まり名は千萬の財を有するも其實は一片の故紙を抱けるが如くして産を破り衣食を失ふ者擧て計ふ可らずロウは國民の憤怒を恐れて竊に佛蘭西を出奔せり初めロウの佛に來りしときは嘗て博奕に贏ちし所の金五十萬、ドルラルドゥルラルを所持し其後商社の全權を以て巨萬の富を致たれども出奔のときは僅かに其生命を全ふして身に携へしものは八百金のみなりしと云ふ○ユトレフトの和睦より以來數年の間天下無事の日に屬したりしが西班牙の謀臣アルベロニなる者あり妄に大事を企て英吉利の王を廢して其舊君第一二世セの子を立て日耳曼に叛て西班牙の舊地を恢復し西班牙の王を以て佛蘭西王の後見職と定めて遂に西、佛の兩國を併せんとするの策を運らし事未だ發せずして密謀先づ露顯し英、佛、日耳曼兵を合して其罪を問ひ西班牙王これに敵すること能はず乃ちアルベロニを放逐して罪を謝し早速に平定せり○千七百三十四年ポーランドの王オーグスチヌス死す國人共に議してスタニスロウス先に出に先出奔したるポーラを迎て之を立つ日耳曼帝はオーグスチヌスに左祖して魯西亞に謀

り兵を發して又スタニスロースを逐ひオーグスチヌの子を立てり佛蘭西王は外威の故を以てスタニスロースを助け遂に又佛蘭西と日耳曼との師を起したれども佛の宰相フロリッ戰を好まず日耳曼帝も亦老して唯一女子あるを以て男子に位を傳るの舊法を改めんとするの欲あり乃ち和議を結て佛蘭西は侵地を有し日耳曼帝は位を女子に傳ふ可しとの事を約定せり此條約には各國の政府も皆調印したれども日耳曼の將軍プリンス、エウゼン獨りこれを悦ばずして云く約束を踐さんと欲せば萬卷の條約書を以て之を固くするより一百の兵を以て之を守るに若かずと其言果して然り千七百四十年日耳曼帝死して其女子マリア、テレサ位に即き一杯の土未だ乾かず四國の君王早く既に帝位を窺ひポーランド、バワリア、西班牙サルデニーの君各々其口實を設て互に相争ふの勢あれども干戈未だ動かざりしが先づ戰爭の端を開きし者は普魯士王第二世フレデリッキなり是より先き普魯士は微々たる一小國未だ嘗て歐羅巴の大事に關らず四五十年以來窺に富強の策を施して千七百四十年第一世フレデリッキの死する時貯蓄の金六百萬ドルラル兵士七萬二千あり第二世フレデリッキ不世出の英才を抱て父祖の餘業を繼ぎ羽翼

既に成て將さに翔らんとするの勢あれども人これを知る者なし同年日耳曼帝死して後二月にして普魯士王第二世フレデリック三萬の精兵を卒ひ突然としてシレシヤ日耳曼帝の領地の地に顯はれ始めて天下の耳目を驚かせり普魯士王無根の議論を主張して此地方を取らんとし其口實は善ならざるも其兵備の善なるを以て忽ちこれに克ち爾後天下一般の騷亂と爲れりこれを塊地利相續の師と云ふ澳地利の家受帝の佛蘭西政府は此機會に投じて日耳曼帝家の權威を壓倒せんと欲し乃ちパワリヤの君を奉じて日耳曼帝と爲し大兵を發して日耳曼に入り戦ふとして勝たざるはなく女帝は出て、ホンガリヤに通れ日耳曼の存亡旦夕に迫たれども女帝行在所に於て兵を募り遂に佛軍を破てパワリヤの君を逐ふことを得たり此時に英國王第二世ジョージ舊國の故を以てハノーウルを領し第一世ジョージはもごハノーウルの位に即き爾後英ごハノーウルミは兩國一君なりハノーウルは日耳曼同盟の國なれば英の政府も亦日耳曼帝の應援を爲せり佛蘭西はもとパワリヤを援るの趣意にて兵を發したれども宰相フロリーの死後は戰議を拒む者なく専ら國力を盡くして兵を用ひ恰も首唱の勢を成し英人も亦他を顧みずして佛蘭西に敵し双方戦の本旨を忘れて唯二大國

り兵を發して又スタンニスロースを逐ひオーグスチヌの子を立てり佛蘭西王は外威の故を以てスタンニスロースを助け遂に又佛蘭西と日耳曼との師を起したれども佛の宰相フロリリ戰を好まず日耳曼帝も亦老して唯一女子あるを以て男子に位を傳るの舊法を改めんとするの欲あり乃ち和議を結て佛蘭西は侵地を有し日耳曼帝は位を女子に傳ふ可しとの事を約定せり此條約には各國の政府も皆調印したれども日耳曼の將軍プリンス、エウゼン獨りこれを悦ばずして云く約束を踐まんと欲せば萬卷の條約書を以て之を固くするより一百の兵を以て之を守るに若かずと其言果して然り千七百四十年日耳曼帝死して其女子マリヤ、テレサ位に即き一杯の土未だ乾かず四國の君王早く既に帝位を窺ひポーランド、パワリヤ、西班牙サルデニーの君各々其口實を設て互に相争ふの勢あれども干戈未だ動かざりしが先づ戰爭の端を開きし者は普魯士王^{プロシヤ}第二世フレデリッキなり是より先き普魯士は微々たる一小國未だ嘗て歐羅巴の大事に關らず四五十年以來窺に富強の策を施して千七百四十年第一世フレデリッキの死する時貯蓄の金六百萬ドルラル兵士七萬二千あり第二世フレデリッキ不世出の英才を抱て父祖の餘業を繼ぎ羽翼

既に成て將さに翔らんとするの勢あれども人これを知る者なし同年日耳曼帝死して後二月にして普魯士王第二世フレデリック三萬の精兵を卒ひ突然としてシレシヤ日耳曼帝の領地の地に顯はれ始めて天下の耳目を驚かせり普魯士王無根の議論を主張して此地方を取らんとし其口實は善ならざるも其兵備の善なるを以て忽ちこれに克ち爾後天下一般の騷亂と爲れりこれを塊地利相續の師と云ふ澳地利の家受帝の佛蘭西政府は此機會に投じて日耳曼帝家の權威を壓倒せんと欲し乃ちパウリヤの君を奉じて日耳曼帝と爲し大兵を發して日耳曼に入り戦ふとして勝たざるはなく女帝は出て、ホンガリヤに遁れ日耳曼の存亡旦夕に迫たれども女帝行在所に於て兵を募り遂に佛軍を破てパウリヤの君を逐ふことを得たり此時に英國王第二世ジョージ舊國の故を以てハノーウルを領し第一世ジョージはもとハノーウルの位に即き爾後英王ハノーウルミは兩國一君なりハノーウルは日耳曼同盟の國なれば英の政府も亦日耳曼帝の應援を爲せり佛蘭西はもとパウリヤを援るの趣意にて兵を發したれども宰相フロリーの死後は戰議を拒む者なく専ら國力を盡くして兵を用ひ恰も首唱の勢を成し英人も亦他を顧みずして佛蘭西に敵し双方戰の本旨を忘れて唯二大國

の強弱を競ふに至れり千七百四十三年デッチンゼンの戦には佛人敗走し千七百四十五年ホンテノイに於てはポーランドの王子サクセ佛軍に將として英人を破り英の陸軍復た振はず但し水戦に於ては英人常に利あり其後英の國內に事變ありて外國に兵を出たすこと能はず佛蘭西も亦和議を欲して千七百四十八年日耳曼のアクストラシャルに會して和睦の條約を結べり抑も此條約の始末は實に笑ふ可きの甚しきものと云ふ可し其戰爭を起したる因縁は塊地利の地を分裂し其女帝を廢せんとするの趣意なりしに和議を結ぶに至り塊地利は唯シレンシャの地を普魯士に奪はれしのみにて他に失ふものなく女帝は位に在て各國の政府もこれを認し英も失する所なく佛も得る所なし唯徒に數年の間戦ひしのみ○アクストラシャルの條約中に云へることあり他事は都て戰爭以前の有様にして之を守る可し云々と然るに亞細亞及び亞米利加にある英佛の所領相鄰して未だ其境界を定めざるもの多し千七百四十九年に至り佛蘭西の人北亞米利加に於てカナダの境へ英人の次第に侵入するを責め此時合衆國は未だ獨立せずカナダは佛蘭西領にて英領に鄰せり英人は却て佛人の英領を侵すことを責め爭論決せざること久し千七百五十五年英の政府不意に軍

艦を發してカナダ守護の佛船を襲ひしに佛蘭西王も亦直に兵を擧けたり是即ち七年の師の始なり所謂七年の師に於ては佛蘭西と埧地利と連合せり蓋し此二國は二百年來の舊敵なり又英國は普魯士と力を合せり此二國も互に強盛を妬むこと久し友敵の變化斯の如し其事情の混雜亦推て知る可きのみ戰爭の始に於ては佛人頻りに克ちカナダにては英人の跋扈を制し日耳曼に於ても英の將軍コンヘルランド佛蘭西に降てハノーウルの地を失ひ普魯士王も埧地利の將軍タウンに破られたれども千七百五十七年ロスバスの勝敗を以て戰の形勢更に一變せり此戰に於ては普魯士王其軍略を逞ふし不意に佛、埧の陣を襲ひ兵を交へずして二大軍を破り次て又リッサの戰にても勝利を得勢に乗じて先きに失ひしシレシヤの地を恢復し英人も亦ハノーウルを復したり普魯士王は頻りに戰場に勝つと雖ども其國力は日に疲弊し且魯西亞も埧地利に與みし二帝國の兵を合して普魯士に臨み其滅亡期して待つ可きの勢なりしが遇ま魯西亞の女帝エリサベス死して第三世ペイトルの即位に會せり從來ペイトルは普魯士王の人物に心酔し之を助けんとするに切なれば曾に埧地利との交を絶つのみならず隨て又魯西亞全國の兵を

以て普魯士を救ふ可しとのことを約したれども未だ其約を果たさずしてペイトル位を廢せられ第二世カタリナの世に至ては局外中立を守れり普魯士王は事變に遇て氣力を屈せず七年の間に所得甚だ多し海外に於ては英人所として勝たざるはなし印度地方にては佛の領地チャンテナゴール ボンヂチエリ等を取り亞非利加にてはセチガル 城及びジョージ島を奪ひ亞米利加にては西印度の諸島及びカナダの地方も盡く英人の手に落ちたり西班牙の政府英の海軍の日に強盛なるを見てこれを驚き其勢を制せんとして佛蘭西と條約を結び援兵を出だしたれども却て得る所なく又英人に海外の所領を取られ貿易の權を奪はれたるのみ○爭亂日久しく各國の人大平を企望して和議漸く行はれ千七百六十三年佛蘭西の首府パリに於て條約を結べり此戰爭に於て利を得しものは唯英國と普魯士とのみ英國にて海外所領の地を占め世界中の貿易を専らにする勢も此時に至て一層の盛大を致せり○七年の師を以て佛蘭西は盡く海外の所領を失ひ其海軍も衰微を極めて諸方の海に又一隻の佛船を見ず國內の風俗に至ては其醜惡殆んど名狀するに堪へず沈湎冒色放奢淫逸國王先づ其例を示して臣下これを倣ひ政刑は廢弛し國

用は困窮し上下交信を失て民其處を安んぜず甚しきは病院建立の爲に寄附したる金をもこれを奪て官吏酒食の資に用るに至る文武の官職或は寺院の僧官と雖ども錢を以て之を賣買すれば名は官職なれども其實は狼貪飽くことを知らざる者の餌食のみ大凡佛蘭西の歴史中に國風の不善なるは第十五世ロイスの末年を其最とす概してこれを云へば第十五世ロイスは無財無政無禮の國を遺して其子に傳へし者と云ふ可し千七百七十四年第十五世ロイス痘瘡を病で死す齡六十四在位五十九年其人物の不良なるは在世の事業を見て知る可し死するに至り人民皆これを一國の幸として其死を祝せざる者なしと云ふ太子早く死し嫡孫立つ之を第十六世ロイスとす此君は幼年の時より祖父の行ひを悦ばず即位の年二十歳既に人望あり第十五世ロイスの末年には佛蘭西の政府内外の戦に敗衄し政治敗壞の極度に至たれども其文學は嘗て衰微せざるのみならず益々盛美を致して諸邦を壓倒し恰も武に敗して文に勝つの勢あり第十六世ロイスの世に至り此文學を以て舊弊を一新せんとしたれども如何せん國內中人以上の種族放僻邪侈の習既に性と爲り舊物の安を甘んじて新法を悦ばず國王の天資美なりと雖ども果斷の

勇なく且又新法を行はんとする者も誠實の大義を失して慘酷に過ぎ一旦事を發するに至ては醉へるが如く狂するが如く事を發するを知て事を脩るを知らず遂に數十年の間全國の大亂に陥りたるなり蓋し此大亂の本を醸したるは年既に久しと雖ども別に又其近因あり千七百七十六年亞米利加にある英國所領の人民本國の苛政を厭ふて獨立の兵を揚げ自から亞米利加の合衆國と稱し英人と戰て屢利あらず使を佛蘭西に遣て援兵を乞ひしに佛蘭西王は之を救ふの意なしと雖ども國中の人民及び政府の官吏も常に英國の舊怨を報ひ國辱を雪がんとするに切なれば此好機會を空ふする能はず遂に亞米利加人の請求に應じて千七百七十八年パリスに於て亞佛兩國の條約を結び其後西班牙和蘭も亦これに與みして共に亞人の獨立を助けり海上の戰には英人頻に勝利を得て東印度にある敵國の所領は大半これを奪ひ和蘭の如きは海外所轄の地を殆んど失ひ盡したれども佛人は西印度の諸島を取り歐羅巴の諸方に於ても英佛西班牙の間互に勝敗あり亞米利加にても戰爭久しく決せず獨立の兵漸く強盛の勢を得て千七百八十一年合衆國の將軍ワシントン及び佛蘭西の將軍ラ、フェツタイ亞佛兩國の兵を以て英の將軍コ

ルンワリスと戦て大に勝ち是に於て英國の政府も合衆國の獨立を許し各國和を講じて其舊に復したり佛蘭西人は亞米利加の戰爭に功を成せしと雖ども其成功を以て却て自國の騷亂を促せり此時佛蘭西の宰相にテックルなる者あり理財に長せり戰爭の費冗を償はんが爲め國債の法を以て財を集め國債次第に増し收税の法も亦隨て苛刻なるを以て下民の怨望するは固より論を俟たず且又金を出して政府に貸したる者は國債の廢壞せんことを恐れて物論日に喋々たり又先きに亞米利加に行き其獨立を助けて戦ひし者は數年の間亞人に接して苦樂を共にし自から不羈自由の風に浸潤して歸國の後も其氣象を脱すること能はず既に本國の苛政を厭ひ願て一線の水を隔て英吉利を望見すれば亞米利加の戰爭に利を失ふと雖ども自國の政躰は嘗て變動せず人民皆自由の風化に浴し意氣揚々として太平を樂めり佛人は内外の景況を比較し彼を想ひ此を見て自から亦寛大自由の風を慕はざるを得ず是に於て當時の宰相カロンチ一議を發し從來貴族及び僧官と稱して税を免せし者へも國中一般の法に従て定額を出さしめんとしウエルセルに貴族を會して商議數日に及べども事遂に行はれず民情益々不平なり宰相カロ

ンチは其説の行はれざるを以て退職しプリンチ之れに代たれども二年を経ずして又職を辭し乃ち復た前の宰相チツクルを召して歸職せしめたり初めチツクルは貴族僧官の憤に觸れて位を失ひしが故に再勤の後は専ら衆庶の議論に左袒して其地位を固くせんと欲し王に説き衆庶の會議を開けり實に千七百八十九年なり第五月五日ウエルセールパリの西南に於て開議の始には國王も其席に臨み事情平穩にして後患なかる可きに似たれども其實は然らず貴族縉紳の内にもオルリーンの君の如きは其黨與も多く竊に衆庶を煽動して事を起さしめんとし且僧侶の賤しき者も平生僧官の驕傲を惡で盡く下流の人に與せるが故に衆庶は益々勢を得て會議に出席せる名代人なる者自から國會アッセンブナルと稱して獨立の躰裁を成せり政府は威を以て之を畏さんとし大に兵士を集め且此事端を開きしは宰相チツクルの罪なりとて其官職を剝ぎしに人心益々動搖して穩ならず將さに大事を發せんとするの勢あれども佛蘭西の貴族は從來下民を輕蔑するの風に慣れ貧賤の者を見ること犬馬の如く唯兵威を以て壓伏す可きものと思ひ嘗て警戒の心なく過す市街に國會の群集せるを見て官兵を遣りこれを撃たしめしに事變忽ち破

裂し一都府の舉動恰も一身の如く頃刻の間に市民變して兵士と爲り自から護國兵ガナニョナルと稱して大少砲を集め武器を携る者三萬人老兵扶助の病院に屯せり同年第七月四日バルナル城を襲て城將を殺し其強盛殆んど當る可らず此時に至て佛蘭西の全國黨與二類に分れて其分界甚だ明なり朝廷に附屬せる貴族及び國內の諸方に在る封建世祿の餘類は難を凌して其身分の權を保たんとし中人以下の輩は一旦の成功を得たるが故に破竹の勢に乗じて貴族の暴權を一掃せんとするのみ國王は其中間に挟まり躊躇して歸する所を知らず第八月に至り二名の貴族ノイエーデガイロンなる者民心を鎮撫せんが爲め從來貴族の身分に附たる特權を棄て佛蘭西國中に封建世祿の痕跡を絶たんとの説を首唱して之に同意する者多かりしと雖ども嘗て其益なく徒に民庶の侮を取るのみ國會の人は其成功を固くせんとしウエルセルより國王を迎へてパリスに歸り之を御すること囚俘の如くし新に政躰を設け王を要して新政に従ふ可しとの趣を誓はしめり是より先き貴族王族の脱走する者多く邊境に集りコンデイの君を奉じて勤王の兵を擧げ其勢固より微々たりと雖ども國王は僅かに妻子と共に宮内に居り鬱々として

樂まざれば乃ち出奔して脱走の兵に歸せんことを謀りしに其密謀發露して又禁錮せられ更に一層の苦難を増したり千七百九十二年ブロンヌウヰークの君壤地利普魯士及び脱走の兵に將としと國會の巢穴を覆さんとするの新聞あり佛人これを聞て大に怒り王宮に亂入して先づ國王及び王妃王子を捕へ政治改革の説を悦ばざる者は其罪を問はずして盡く之を殺し慘酷至らざる所なし就中「ジャコピン」の黨類とてダントン及びロベスピールなる者其魁首と爲り最も殺伐を極めたりと云ふ騷亂の初には國會の議論も平穩を主とし只管佛蘭西の舊法を改革して民庶の通義を固くし王室の權威に分限を定めて上下一様に其處を得せしめんとするの趣意にて専ら輕舉暴動を制し殊にラフエタイアメリカより歸りし將軍前に出づの如きは讓國兵の長官と爲りて固より民庶共議の大義を主張すると雖ども佛蘭西の人情風俗を察し決して勤王の旨を失はず危難の際に當て屢王族の生命を救ふ等の處置を施し力を盡して改革の成功を全ふせんことを勉められたれども事變一度び發して其勢復た止む可らず「ジャコピン」の黨與次第に暴威を振ひ遂に國王を廢せんとするの議を發して第十二月二十日國王を裁判局に下だし政體の趣旨に従ふこと信

ならずとて無根の罪を強ひ翌年第一月二十日法場に於て斬首せり年三十九見る者涙を垂れざるはなし○國王殺害の後は共和政治と稱して「ジャコビン」の黨類事を用ひ政府の舉動恰も狂するが如くなれども其狂に觸るゝ者は之を殺し國中の人皆惶恐せざる者なし殘忍既に甚しく不信の心又隨て生じ當時事を用る者の説に耶蘇の宗旨は徒に人心を惑溺せしむるものなれば之を廢すべしとて寺院を毀ち寺領を沒入し寺の寶器を鎔かして錢を鑄り其錢を以て兵士に與へ國中に布告して云く以後佛蘭西人は自由不羈の趣意を信じ公明正大の理に歸依し此大義を以て天神に代ふ可しと粗暴も亦甚だし名は自由なれども其實は然らず今般の革命を以て佛蘭西の政治は暴を以て暴に代へたるのみならず改革を望みし者も自由を求て却て殘虐を蒙ると云ふ可し○歐羅巴諸邦の人も佛の景況を傍觀するこゝ能はず各國同盟して兵を擧げんとし國內にも政府の暴を惡で叛かんとする者あり佛蘭西の政府は坐して之を待たず敵に先て事を起し内外の血戦に屢々利あり爾後「パリス」の人も漸く「ジャコビン」の兇惡を厭ひ千七百九十四年其黨類を捕て死刑に處し是より共和政府の躰裁次第に平穩に歸し兵威は益々盛なり千七百九十

五年和蘭を伐ち一擧して全國を滅じ普魯士は國論を變じて局外中立を守り西班牙も佛に與みしたれば同盟の兵にて佛人と戰ふ者は唯英吉利と埃地利とのみ同年佛蘭西の兵は六度び大戰して六度び勝ち都城一百二十四處を攻取たりと云ふ但し海上の戰には常に英人に勝たず千七百九十六年佛埃の間暫時の休戰を約し大に兵備を整へて又戰はんとす此時に佛蘭西共和政府の兵に將たる者はナポレオン・ボナバルテなり

ナポレオンは佛蘭西の屬島コルシカの人なり千七百六十九年第八月十五日アヤチヨに生れ幼にして奇才ありプリシチの兵學校に入り十六歳の時大砲士官の位を得たり千七百九十四年ツローンを攻るときに佛の領地にて政府始て戰場を試みて功を成し世人皆其非凡なるを知れり其後故ありて官を免せられパリスに居ること五年貧困極て甚だしと雖ども勇氣嘗て衰へず其志の行はれざるを憤り或は東洋諸國に行かんことを想ひ獨り自から歎じて曰く亞細亞洲には六億の人口あり世界中事を爲す可きの地なり歐洲は既に傷耗して見る可きものなしと居無何千七百九十六年佛の政府兵を發して埃地利と勝敗を決せんとするに當り再びナ

ボレオンを用ひて伊太里伊太里の北方嶺の領地なり征伐の將軍に命じたり于時に將軍の年二十六歳なりナボレオンは始て大兵を指揮し直に南方に出で、海岸の地よりアルペン山を越へんとし其絶頂に至りしときは兵士皆困耗して歩を進むること能はずナボレオン怒て曰く飢寒困耗は兵家の常事なり其苦を嘗てナ熱練を得べし何ぞ之を恐るゝに足らん伊太里の地に至らば衣食の饒なるを得べし功名の美なるを取る可しとて馬に鞭て山より下り其勢瀑布の如く忽ち埃地利とビデモンとの合兵を破りチユーリンの城下に迫て之を降だし伊太里南方の地を取て佛蘭西に併せり埃地利帝も禍の自國に及ばんことを恐れて和を乞ひ佛蘭西に敵するものは唯英吉利の一國のみ佛蘭西の海軍は千七百九十四年の戰に英の水師提督ロルドホーウの爲めに破られ西班牙の軍艦も千七百九十七年の戰に失ひ盡して英の海軍に敵す可きものなしナボレオンは既に瑞西に克ち羅馬の法王をも廢し天下に敵なしと雖ども唯意の如くならざるものは英吉利のみなるを以て乃ち工夫を速らしエジプト亞非利加を取て英人の東印度へ往來する者を妨げ其貿易の路を絶て英國富強の源を塞がんとの策を立て千七百九十八年水陸の兵を裝ひ

エジプトを攻め不日にして其北方の地を取りしに英の軍艦其跡を追て地中海に入り第八月一日アブーキルの港にて佛艦に逢ひ英の水師提督チルソン一夜の戦に佛の艦隊を破り或は焼き或は奪ひ佛船の遁るゝものは僅かに二隻のみ此二隻も次て又英人に奪はれたり實に古來未曾聞の大勝利なりナポレオンは獨り絶域に居り本國と應援の路を失ふと雖ども心に闕せず次第にエジプトの内地に入り又東に向て小亞細亞トルコの領地の地を攻め至る處勝たざるはなし千七百九十九年に至り本國の政府に事故あるを聞きナポレオンは機に乗じて大事を謀らんとし兵隊の指揮を副將に託して竊にパリに歸れり歸路地中海には英國巡邏の軍艦多しと雖どもこれを知るものなしこれより先き佛蘭西の政治漸く舊に復して王政の躰裁を成し議事官を兩局に分て一を舊議員とし一を五百議員と名づけ別に「ディレクトル」なる者を立て、兩局の上に位し行政の權は「ディレクトル」の官員に屬せりナポレオン歸國のときは埃地利とチイアル伊太里の一國と同盟して再び佛蘭西に敵し魯西亞も亦埃に與みし佛の形勢甚だ危し國人皆ナポレオンの英名を慕ひ此人に依頼して國威を興張せんとするの心あるを察し乃ち大議を發し舊政躰を一新し

て「デレクトル」の官員を廢し自から佛蘭西共和政府の大統領と爲り寸兵を用ひずして全國の權柄を奪ひこれより十五年の間佛蘭西の歴史はナポレオン一人の傳なりナポレオン國權を執りし後遇ま魯西亞と埃地利との間に不和を生じて同盟の勢漸く振はずナポレオンは此機に投じ大舉してアルペン山を越へベルナルドの絶頂海面より高きこと八千尺四時雪ありより直に下て敵の後に出で埃軍は不意を襲はれて進退を失ひ尙力戰したれども遂にナポレオンの鋒に當ること能はず兵器を置て降參せり此一戰を以て埃地利帝も再び和睦を乞ひ佛に敵するものは又英の一國となれり

ナポレオン既に諸邦の兵を破り其志願は唯英國を壓倒するの一事なれども英の海軍はネルソンの勇略を以て向ふ所勝たざるはなし概して云へば佛蘭西は陸に敵なく英吉利は海に敵なし獅子山に嘯き蛟龍水に蟠り互に雌雄を争て互に近づくを得ず双方勝敗の決し難きを知り始めて和睦の談判に及び千八百一年アミーンに於て英佛の和議成れり○英佛和睦の後ナポレオンは専ら國內の事務に心を用ひ宗旨の法を寬にして人心を籠絡し國の政治を次第に立君の躰裁に變じ大統領

の在職を生涯の期限に定め萬機皆總領の獨裁に出ざるものなし○アミーンの條約に従へば英人は地中海のマルタ嶋を棄つ可き約束なれども貿易の權を失はんことを恐れて其約に従はず加之千八百三年第五月英國の政府より強價の令初編業十六を出だして英國所領にある佛船を取押へしにナポレオンは佛蘭西國內に居る英人を捕へ士商の別を問はず盡く獄に繋て其讎を復し英佛の敵對復た一新せり佛兵大舉して英を攻めんとし軍裝を整るときに當て遇々國內に亂を生じナポレオンを殺さんとする者あり乃ち其黨類を捕て刑に處し此勢に乗じてナポリスに於て即位の禮を行ひ佛蘭西皇帝第一世ナポレオンと稱せり歐羅巴の人驚愕せざる者なし

西洋事情二編卷之三終

西洋事情二編卷之四

福澤諭吉纂輯

佛蘭西

史記

千八百五年魯西亞、瑞典、英吉利の三國同盟して佛蘭西皇帝ナポレオンに敵し後、
地利、普魯士も同盟に與みして皇帝の野心を制せんとし、
地利帝先づ兵を發して、
パワリヤに入り佛の境に臨めり、
佛には前年より英を攻めんとして兵備既に整た
れば乃ち此兵を發して、
地利を伐ち直に其首府井ンナに迫てこれを降だし、
又、
地利の殘兵魯西亞の大軍に合し、
オウストルリツの原に佛軍を迎戰て、
又敗績し、
魯の二帝は辭を卑して和を乞ひ、
佛蘭西の新帝に歸順して、
唯命是從ふのみ、
佛帝はオウストルリツの陸戰に大勝利を得たれども、
同年タラフルガル西班牙南の
水戰には佛蘭西、
西班牙の軍艦隊英の水師提督チルソンの爲めに破られ、
殆んど兩國の海軍を失ひ盡せり、
○普魯士王前車の覆るを見て之を戒めず、
千八百六年魯、
地利

の例に倣て佛蘭西を攻めんとせしに佛帝兵に將として之を迎へ側より其陣を突て糧道を絶ち一戦に普軍を破て又敵を見ず勢に乗じて其首府ベルリンを取り一月を出でずして普魯士の全國佛帝の手に落たり翌年魯西亞帝又兵を出だし普魯士の殘兵を集めて佛軍とフリードランドに戰て勝敗決せずと雖ども此一戦を以て魯西亞は面目を改め魯佛の兩帝親からナルシトに會し双方互角の條約を結び普魯士王も魯帝の周旋を以て舊地の半を得たり○佛帝ベルリンに於て各國へ命を下だし英國の產物を歐羅巴本州へ輸入するを禁じたり蓋し貿易を妨げて英人を苦しめんとするの策なり此時に至て佛蘭西の國力盛大を極め漸く國內の營繕に心を用ひ橋を架し川を掘り道路を修理し殿堂を建立し府内の壯麗又昔日のパリスに非らずコードナポレオンと稱する律令も此時に定たるものなり此律令一度び行はれてより佛蘭西の政治は至惡の極より至善の極に變じ法令の齊整なること歐羅巴諸邦に冠たり蓋し佛帝の天資用兵に妙なるのみならず治國の才も亦凡ならざるなり○西班牙の君チャールス暗弱にして國政大に亂る佛帝此機會に投じて別に西班牙と條約を結び葡萄牙に迫て英國と交を絶たしめ隨て又葡の王室

を廢するの命を下だし葡萄牙の君は英艦に乗て南亞米利加のブラジリに出奔し國亡びたり佛帝又西班牙の内亂に乗じ欺て西班牙王を捕へ「ボルボン」姓の君は西班牙に王たる可らずとて帝の弟を立て、西班牙王に封じたり西班牙相續の事は前に出西班牙の人民これを怒て諸方に蜂起し英の政府も兵を出だしてこれを援けたれども佛帝の親征に逢ひ西班牙の兵は盡く敗走し英人も僅かに隊伍を全ふして歸るを得たるのみ帝の西班牙に在るとき埃地利にて再び兵を擧げんとするの報告を得て急に師を返し「パリス」に過らずして直に日耳曼の地に出て軍略を以て埃の兵を分たしめ交々これを伐て皆これを破り遂に埃の首府「井ンナ」の城下に迫り「ワグラム」の一戰にて勝敗を決し埃帝又和睦を乞へり此一敗を以ては人皆埃地利の滅亡を期せざるものなかりしに豈圖らん和約の箇條甚だ寛大なれば更に又天下の耳目を驚かせり蓋し佛帝の權謀なり先きに帝一貴族の寡婦「ジョトセフィン」を娶て子なし之を患ること久し且又舊國の王族に婚して自己の權威を固くせんことを欲し「ワグラム」戦争の後に無事の皇妃を離別して埃地利帝の女「マリヤロイサ」を娶れり于時千八百十年なり此一舉を以て佛帝は大に人望を失したりと云ふ○魯西亞帝

は佛蘭西と埃地利と和睦せるを見て必ず又魯佛相敵するの勢に至る可きを知り既に佛蘭西の條約を重んぜず當時魯西亞の人竊に英の産物を國內に輸入する者あれども魯帝敢て之を咎めずナポレオン此事情を聞て怒ると甚だし直に兵を發して魯西亞を攻めんとし群臣之を止めども聽かず此時に於て佛蘭西には五十萬の兵あり將士の勇武伍卒の熟練天下古今に比類なく全歐羅巴洲に於て魯西亞西班牙英吉利を除くの外は盡く佛蘭西の命に服して佛帝は恰も諸王の王たるが如く各國の君に君臨して進退意の如くならざるはなし魯西亞の如きは固より之を蔑視して出師の前既に必勝を期せり乃ち埃地利に命して三萬の兵を出さしめ普魯士へも二萬の出兵を命し千八百十二年佛帝大軍を帥て東に出て第五月十六日日耳曼のデレスデンに會して軍議し魯西亞征伐の檄文を布告せり魯人は戰はずして敵を苦しめんとするの策を決し未だ佛兵を見ずして先づ自から火藥庫を毀ち家屋を破り糧食を盡して深く内地に退けり初め佛帝は魯西亞の首府ベイトルスポルフに入らんとするの策なりしが海軍利あらざるを以て策を變じ舊都モスコを攻めんとしてスモレンスコに至れり此地にて魯西亞の兵始て見はれ防戦

屢々利あれども長く戦はず自から火を放て邑城を焼き河を渡て退けり魯西亞の將軍デトリ諸軍に號令して次第に内地に引んどすれども兵士の議論沸騰して上命に従はず邁まデトリは軍務宰相に命せられて首府に歸りトコソフなる者代て指揮を執り遂に兵士の論を鎮ること能はずして戰議に決し九月七日ボルデン及びモスクワに佛の兵を迎へて血戦し曉より暮に達して勝敗相分たず双方の死者八萬人に下らず魯人は殘兵を集めて靜に退きモスコアの道路に敵を防ぐものなし佛帝勢に乗じて都府に入り其景况を見るに府民は早く既に家を空ふして其行く所を知らず夜に入り府内の諸方より一時に火を發し佛人これを救はんとすれども魯の間者預め水道の管を絶て汲水の便なく火焰益々盛にして近づく可らず四日の間に殆んど府内の家を燒盡して殘れる者は僅かに五分の一のみ佛蘭西の兵は漸く糧食に乏しく且北地の冬に慣れず饑寒共に至り進退^{キハツ}惟谷^{キハツ}り和を講せんとすれども魯人これを聽かず乃ち師を旋^マさんとするに決議して第十月二十一日モスコアを發し病傷にて軍に従ふこと能はざる者は盡く敵地に遣せり魯の將軍トコソフ早く既に其歸路を要しマロヤラスレウチに於て先づこれを撃ち次で

又佛軍の側に沿ひこれと並行して兵を進め隙を見れば側よりこれを突き、コサックの兵隊本編卷四の條を見る可しも前後より起て道路を妨げ佛人は一步を進る毎に敵に遭はざるはなし數萬の兵卒隊伍を亂だり輻重を棄て大砲を奪はれ水を踏で溺るゝ者あり橋を渡り墜る者あり其艱難名狀に堪へず佛帝も僅かに生命を全ふして第十二月五日パリスに歸るを得たり初め帝の師を出せしときは總員六十萬人に近かりし此大兵生て歸るものは十分の一のみ○此敗軍に乗じて普魯士の人其獨立を恢復せんとし佛蘭西に叛て瑞典及び魯西亞に與せり佛帝は戦争に敗ると雖ども未だ國民の信を失はず新に兵を募て既に三十五萬を得たり三月の間に此大軍を裝ひ四月十八日復た日耳曼の地に出でたるに魯西亞は未だ全軍を出だすに暇あらず其兵の半を以て普魯士と合し決戦二回にして遂に佛の爲めに敗られ互に休兵を約したれども其後埃地利も亦同盟に與みしたり○數年以前より英の將軍エルリントン兵を率ひて葡萄牙西班牙の地に上陸し兩國の人民を援けて佛兵を防ぎ互に勝敗あり千八百十三年第五月より又戦争を始め第六月下旬大に佛蘭西の兵を破り葡西兩國の地に又佛の兵を見ず○日耳曼の地に於ては佛帝デレスデン

に本陣を定め同盟の兵これを攻めればも勝たず第八月より第十月に至るまで同盟の兵は次第に増加し同月レイブシクの戦に於ては佛帝國陣を設て各方に敵を受け味方の陣路を近くして應援を便にし同盟の兵は其外を圍て亦自から圍陣を成し周圍遠くして應援不便なれども隨て勝ち隨て迫り十五日は其極度に至れり實に此一戦に於ては佛帝も最後の力を盡し用兵の妙奇を極めて昔日の名譽を辱しめずと雖ども衆寡敵せず十六日より十八日に至るまで苦戦して事の成らざるを知り乃ち圍を突て兵を引たり○レイブシクの一敗を以て世の形勢立どころに變じ日耳曼の諸國ハノーウルプロンスウァーキヘッセ等皆獨立恢復を唱へ和蘭も舊どの大統領を英より迎て佛の羈絆を脱し甚しきは佛蘭西の本國にも既に黨類を生じ或は「ボルボン」の王室を起さんとするものあり或は共和政治に復せんとするものあり千八百十四年第三月同盟の兵パリスに入て守兵を破り同時に英の將軍エルリントンハ西班牙より次第に兵を進めて既に佛蘭西の南境に迫れり同盟の兵は唯佛蘭西帝を罪して佛蘭西人に敵せざるの趣意にてパリスに入りし後も亂暴の處置なし議事の官員を命じて假に政府を建て第四月十一日帝位を廢して地中海

のエルバ嶋に流せり但し其待遇は頗る厚し其他帝家の親族へも相當の扶助を與へて寛大の意を示せり第五月三日第十六世ロイスの弟を迎へて即位の禮を行ふ之を第十八世ロイスとす同月晦日パリスに於て同盟の各國と和睦の條約を結び萬歳の太平期す可きに似たり

第十八世ロイスは温良の君にて即位の後専ら外國の交を厚くし其力を假て國內を鎮撫せんことに心を用ゆれども人民は數十年の戰爭に慣れて太平の靜なるに堪へず老將勇士皆脾肉の生ずるを歎せざるものなし且外國に迫られてロイスを立てしこのことを以て深く國辱と爲し機會の乘ず可きあらば事を起さんとする者多しナポレオン此事情を察し密にエルバ島を脱し千人許を從へて佛蘭西の南岸カンチスに上陸せり實に千八百十五年第三月一日なり全國の人帝の上陸を聞き未だ其舉動を見ざるも既に其名に歸服し帝旗の向ふ處箆食壺漿してこれを迎へざるはなし兵士雲集して隨處に其數を増し同月二十日直にパリスに入て府内の兵隊も盡くこれに應じ一發の彈丸を費さず一滴の血を流さず再舉以來未だ一月に滿たずして佛蘭西の全國復たナポレオンの手に歸しロイス王は竊に出奔せ

り此時に當て各國の公使埃地利の首府井ンナに會同し遇ま此報告を得て乃ち特に條約を結びナポレオンを廢するに至るまでは埃地利、魯西亞、普魯士、英吉利の四國各々十五萬の兵を備ふ可しとの議を定め佛帝の位に復するを許さず○英吉利、普魯士の兵隊先づ白耳義の境に集り英の將軍エルリントンは白耳義の首府プロッセルスを本陣に定め普の將軍ブルューセルはチームルに陣せり埃地利の兵も伊太里の北方より進で其路にあり西班牙の兵は南より迫り魯西亞の兵も將さに戰場に來らんとせり佛帝自國に敵を受るの不利を知り同盟の兵に先て事を起し不意に一戰して功を成さんと欲し第六月十日二十五萬の兵を帥ひてパリスを出づ出陣のとき人に告て云く余はエルリントンに對して余が用兵の巧拙を試んど欲するのみと同月十五日普魯士の先鋒隊を伐ち進でリグニに至り其本陣に迫れり佛軍の神速なること殆んど人知を以て測る可らず十五日の宵に至るまで英の陣舎にては毫も其動靜を知らず遇ま陣中にて宴を開き酒興方さに閑なるに當て遠方の砲聲歌舞を驚かし半夜俄に戦装を整へたりと云ふ十六日午時佛帝親から本隊を以て普魯士の兵を撃ち血戦時を移して遂にこれを退けたれども別將ニイは英

軍と戦て利あらず翌十七日エルリントン普魯士の應援を近くせんが爲めワート
ルローに退き大雨を冒して山上に陣を布き備を固くして之を守れり十八日朝
雨昨日の如し佛帝も亦山に陣してエルリントンの陣と相對せり方さに是れ天下
の兩雄中原に相逐ひ鹿誰れの手に落るを知らざるの日なり本日兩將の争ふ所は
唯時刻に在りエルリントンは滿を持して普魯士の兵の至るを待たんとしナポレ
オンは期に先つて勝を決せんとし午時佛陣よりはげしく大砲を發し烟に乗じて
英軍を犯し利あらず第二回は胸甲騎馬隊と歩兵隊とを以て英の中軍を犯し其騎
兵半途にして英の騎馬隊に逢ひ退て大砲隊の後に退きしとき英の騎兵これを逐
ふこと遠きに過ぎ佛兵却て又これを突き大に英の騎兵を破たれども歩兵隊は進
で英に破られたり第三回は英陣の右翼を犯せり英の歩兵は數個の方陣に分て碁
盤の形に排列し大砲三十門を備て其前面を護り以て敵の至るを待ちしに佛の騎
兵直に其大砲隊を破り進で方陣に近づけども英の歩兵は滿を持して放たず漸く
迫て歩騎相距ること十ヤールド「二ヤールド」は三尺なりに至り萬彈一時に發して斃るゝ者數
を知らず然れども一騎も背を示して退くものなし尙進で方陣の間に乘込み直に

銃鎗の尖頭に接して死力を盡し遂に英の歩兵隊を亂たること能はず三回の接戦に七時を費し皆功を奏せず英陣の兩翼は次第に進み初めは其陣列凸形なりしもの漸く變じて凹形と爲り普魯士の先鋒隊も遙に林樹の間より見はれりナポレオン自から謂らく佛蘭西帝國の存亡今日の一戦に在りと乃ち帝の親兵を分て二隊の縦陣と爲し將軍ニイに其指揮を命じてこれに告て云く敵若し劇しく放發することあらば我勝利必せりと佛の精兵は先づ大砲を放て直に英の陣を衝かんとしたれども英の兵隊はエルリントンの號令に従て遽に放發することなく地面に伏して彈丸を避け敵兵の近く迫るに及で乃ち起り前後四列の横陣を立て、一時に放發し彈丸急雨の如く止まざること久し遂に佛蘭西の隊伍を亂たり普魯士の兵も其處に會して遂に全勝を得たり本日の勝利は獨り英人の功なれども其失ふ所も亦少なからず死傷の數將士六百歩卒一万五千人なりしと云ふ○佛帝パリスに歸り或人亞米利加に出奔せんことを勧めたれども躊躇して決せず後其策に従ひロシホルトの海岸に至れども既に期に後れて航海の便なく第七月十五日英の船將メートラントに降り不日にして各國議を決し再びナポレオンの帝位を廢し

亞米利加西方の孤島シント、ヘレナに流し禁錮六年にして千八百二十一年第五月五日島に死せり

第十八世ロイス再び位に復したれども此度に至ては各國の政府も佛蘭西を遇すること寛大ならず改めて條約を結び外國の兵隊を佛の國內に屯しナポレオンの時代に諸國より分捕したる品物を其本國に返し、國境の諸城を外國に預けワートルローの軍費を各國へ償ふ可しとの約を定めり○佛蘭西の威名俄に衰へ人民の不平なるは固より論を俟たず然るに國王は外國人の力に由て位に復し且先きに英吉利へ出奔せしとき其待遇厚かりしを以て専ら英の政府を親しまんとして既に人心を失し之に加ふるに國內の政も舊時の王政に復して人民の自由を奪はんとするの處置多ければ物論益々穩ならず竊に黨與を分ち又爭論を醸すの勢あり千八百二十四年第十八世ロイス死して子なし弟立つ之を第十世チャールズとすチャールズ即位の初めは政治頗る寛大なるに似たれども其實は然らず王の大に欲する所は唯朝威を興張せんとするに在るのみ出版の自由を禁じ衆庶の會議を廢し人物選舉の法を改る等の處置に由り國民の不平を唱る者甚だ多し千八百三十年

亞非利加の北岸アルツール國を征して之を滅し此一舉を以て復た佛蘭西の威名を海外に耀かしたれども尙ほ人心を和するに足らず同年第五月新聞紙局の版を没入し新聞紙の開版を止めんとせしより遂に又爭亂の端を開きパリスの府民護國兵の戎服を着して漸く官軍に迫り官軍の兵隊にも官を去て護國兵に歸する者多く朝威を以て之を制するを得ず護國兵はラ、フェツタイ前出を奉じて將軍と爲し假に政府を設けり此度の亂は第五月二十七日に始り二十九日に終りたるを以て三日の騷亂と稱す第六月晦日に至りオルリーンスの君を迎て王位に奉じこれをロイス、ヒリップとす第十世チャールスは妻子を携て英吉利に出奔せり是に於て佛蘭西の人民合衆政治を欲するもの多くラ、フェツタイも固より合衆政治を好み亞米利加合衆國の政体を盡善盡美のものとして爲して中心にこれを慕ふと雖ども願て佛蘭西の風俗を察するに教育未だ洽ねからず人智未だ開けず人に制せらるゝに慣れて自から制するを知らず斯の如き人民を放て遽に自主自制の合衆政治を行はしむるは必ず十全の策に非らざるを先見して乃ち其意を枉げ國王を立て、其權威に分限を定む可しとの説を主張し會議の人もラ、フェツタイの説に同意せり即ちロイ

ス、ヒリップの王位に昇りし所以なりロイス、ヒリップ即位の初年は己を慮ふして民庶の利害を謀り農を勤め商を勵まし外國の交際を保て干戈を動さず漸く國の富強を致して民心歸服せしと雖ども此君は所謂有始無終者なり晩年に及で次第に其私欲を逞ふし専ら王室の親族に權威を收めんとして又國民の苦樂を問はず千八百四十八年第二月議事院發會のとき政府の命を以てパリス府内の某處に民庶の會議を禁ずるとの議を決せり蓋し此集會は從來府民の風習にて改革の宴と名け議員選舉の事等を談ずる爲めに設るものなれば政府の命ありと雖どもこれを聞かず既に期日に至り府内の人故さらに其會に出席して下民の決意を示さんとするの勢あり政府は兵威を以てこれを壓せんとし急に隊伍を裝ひ十萬の兵を以て市中を守らしめたれども兵士は固より市民に敵對して戦ふの意なし群民各處に蜂起して人氣愈々穩ならざる時に當て遇す兵隊より發砲して五十二名の市人を殺し此一舉動を以て忽ち戦闘の端を開きパリスの府内復た一場の戦地と爲れり都下の工商貧富老少の別なく各兵器を携へて王宮に迫れども守衛の兵隊はこれを傍觀して防ぐものなし國王も事急なるを知り僅かに生命を全ふし家族と共に英

國に出奔せりロイス、ヒリップ出奔の後は佛蘭西の政体復た一新して合衆政治と爲りデュボンドドロースラマルチンアラゴルリシラモリシールページスカウグナックデコータリアス等の如き國內の人物輩出して事を行ふとも人心一致するを得ずラマルチンの如きは専ら人情風俗を察して當時に行はる可き合衆政治を立てんとしロルリンの黨は其議論甚だしきに過ぎ貴賤上下の別を廢するのみならず國財平均と稱し富人の物を取て貧人に分ち國內に貧富の別もなからしむるの説を唱へり物論喋々として決することなく名は合衆政治なれども其實は政談家の黨與を分ち兵力を玩て權柄を奪ふの策を施すのみ同年冬議員選舉の期に至り議局にてロイス、ナポレオン、ボナバルテを用ひんとするの議を發して急に之を召し十二月十日庶民の入札を以て合衆政治の大統領に任せられたり即ち今の佛蘭西皇帝第三世ナポレオンなり

第三世ナポレオンは第一世ナポレオンの弟ロイス第一世ナポレオンの時の末子和蘭王に封せられたりなり千八百八年四月二十日パリスに生れ幼少のとき専ら母の教育を受けり千八百十五年ワートルローの敗後、家族に従て日耳曼のオウグスボルフに遁れ此地

にて日耳曼の語を學び次で又瑞西に行き又伊太里に遊びレバ^スに從て合衆政治の趣意を聞き頗る所得あり千八百三十年騷亂の時に當て歸國を歎願したれども佛蘭西王ロイス、ヒリップこれを許さず後英國に行き又歸て母の舊里トルゴ^{の地}に歸りし時遇ま第一世ナポレオンの實子レイチ斯塔ット病に罹り死して後なし乃ちロイス、ナポレオンを以て其相續に定めたり蓋しロイス、ナポレオンの大志を立て帝家の舊物を恢復せんとするの心事は既に此時に成れり爾後頻りに書を著述して政治の得失を論じ第一世ナポレオンの策略を記して其策の佛蘭西國に適當せる所以を稱譽し暗に人心を煽動せり千八百三十六年佛の東境スタラスボルフの番兵と相謀て兵を擧げ勝たずして囚俘に就き亞米利加に放逐せられ翌年母の病を聞て竊に舊里に返たれども佛の政府これを許さず乃ち復た英國に行き千八百四十年第一世ナポレオンの舊臣五十人と共に船に乗て佛の北岸ブロンに上陸し兵を募れども應ずる者少なく又捕へられて生涯禁錮の罰を受けハムの城内に閉居せり此禁錮中に閑暇を得て著述甚だ多し皆政治形勢の議論なり城内に在ること六年守衛の緩なるを窺ひ一醫師の助を得て役夫の衣服を着し伴て城門を出

で英國に脱走せり居ること二年千八百四十八年の騒亂に及び始めて青天白日の期に遇ひパリに召されて大統領の職に就き多年の志願を達す可き地位を得たりこれより大統領は専ら人心を収て自家の威力を固くするの策を施し權謀至らざる所なく國中大半の人は皆これに籠絡せられて統領の威名日に盛なり當時在職の官員も盡く皆有名の人物なれどもナポレオンの智略に壓倒せられて殆んど失路の勢に及びり千八百五十一年春將軍チャンガルニールの官を免じて兵權を大統領の手に執り同年第十二月二日不意に事を發して議事院を閉し議員百八十名を捕へて其魁首たる者は直に獄に下だし勢に乗じて大統領在職の期限を十年に定めり千八百五十二年大統領帝位に昇るの議を發して國中の人民此議に應ずる者多く第十二月二日即位の禮を行ひ佛蘭西皇帝第三世ナポレオンと稱す爾後佛蘭西の國力益々盛大を致して皇帝の名威全歐羅巴洲に轟き各國の政府佛帝の喜怒を窺て自國の禍福を卜するに至れり千八百五十四年英と共に土耳其を救て魯西亞を攻め二年の大戦争に及び千八百五十六年和議成り千八百五十九年帝親から兵に將として伊太里に出でサルヂニヤの王今の伊太里王なりを助けて埃地利と戰てこれ

に勝ち同年七月和議成るに及で佛蘭西はロンバルヂの地を取れり

政治

千八百三十年佛蘭西の政体一度び改まり立君定律の法に基つき血統の男子位を継ぎ上下兩局の議事院を設て政を爲せり千八百四十八年第二月の騒亂に及で此政体又一新して合衆政と爲り國民一般の入札を以て七百五十人の議員を選擧して政を爲せしが千八百五十一年以後屢々体裁を變じて國政の權柄遂にナポレオン一人の手に歸せり千八百五十二年第一月十四日の法令に従へば政府の体裁左の如し

第一 行政の權國帝に在り

第二 事務執政國帝これを命す

第三 國議の員執政の命に従て國法の議を案す

第四 議政の員國民一般の入札を以て選舉し政を議す

第五 二等會議の員國中有名の人物を第めて政体を保護し人民の自由を助け權威折衷の趣旨を論せしむるもの

國帝は過失あるも罪其身に及ぶ可らず執政官を黜陟するの權あり罪人を赦すの權あり吏人を命ずるの權あり爵位を與ふるの權あり海陸軍に號令し和を議し師を起し外國と條約を結で貿易を行ひ或は外國に應援して攻防を共にする等皆帝の權なり又國帝は議政に關るとき急に議を發して急にこれを決するの權あり何等の法令にても帝の然諾を得ざればこれを施す可らず何等の官員にても帝に對して誓はざる者は事を行ふを許さず○皇帝一歳の自用費二千五百萬フランクを以て分限とす此外帝室の地面より税を收め別に千二百萬フランクあり歐羅巴諸帝王の内にて歳給の最も多きものなり

事務執政は國帝の命ずる者にて帝の意に適せざれば即ち其官を免す可し各局の執政各々其一局の事務を治めて互に相關係なし但し當局の事務に付き過失あるときは其責に任せざる可らず事務執政の罪を白す可きものは唯二等會議の員のみ

國議の員は四十名乃至五十名帝の命ずる者なり一歳の給料二萬五千フランク其職掌は國帝及び執政の命を奉じて法令の議を案しこれを議政の官員及び二等會

議の員に附與するを司とる又國議の員は政府より發したる議案の趣意を主張するの職分なれば會議のとき帝の命を以て議員の内より數名を選び二等會議の員及び議政の員に對して政府議案の趣を説辯せしむ

議政の員は國民の選舉する者なり其員數は三萬五千人の入札を以て一人を擧るの割合なり千八百六十六年には國中に入札を投ずる者九百九十七萬五千六百十五人あり議員の在職は六年を限とし會議の間、一月の給料二千五百フランクを定とす其職掌は國議の員より發たる法令の議案を商議し錢貨出納の事を論ず但し國人の歎願書を受るの權なし議政の會席は毎年六箇月を限とす會議は衆人の聞くを許せども議員五名の請求あれば密議するも妨なし議長副議長は天子よりこれを命じ在職一年を限とす都て會議を命じこれを延期しこれを散するは帝の權なれども散會の後六月の内に又選舉せざる可らず

二等會議の員は權威折衷の旨を主張するものにて或は之を縉紳の會議と云ふ即ち其議員は僧官及び海陸軍の總督等是なり其員數百五十人に過ぎず天子の命する所なり一歳の給料三萬フランク此議員は議事の職を辭するも其爵位は身に附

して生涯これを失はず議政の官員にて議案を發するも縉紳會議の然諾を得ざれば定めて法令と爲すを許さず且縉紳の會議は國人の歎願書を受るの權あり事務執政と共に謀て國法改革の議を發するの權あり天子の允准を得て其改革を施行するの權あり又國の政体宗旨禮義風俗を察し人民の自由不自由裁判の正不正を注意し法令に失われれば異議を述るの權あり都て此議員在職の年限は帝の命を以て之を定む但し議長及び副議長の在職は一年を限とす

事務執政を十一局に分つ第一大閣老直に國帝に接し諸局の執政及び議員と國帝との間に立て上下の通達を司る第二刑法事務執政第三會計事務執政第四帝室事務執政帝室所領の歳入を處置し諸議員と會計出納の事を謀る故に其職掌或は會計事務執政に同じきことあり又時としては大閣老にて帝室事務執政を兼ることあり第五國議の統領第六兵馬事務執政第七海軍及び海外所領の事務執政第八外國事務執政第九內國事務執政第十教育事務執政第十一農商及び土木營繕の事務執政是なり

較近佛蘭西にては教育の道大に進み文化次第に盛なり千八百六十五年教育事務

執政より布告せる公書に據るに千八百三十二年には初段の學校へ出入する生徒の數、人口千人に付き五十九人あり千八百四十七年には九十九人八分千八百六十六三年に至ては百十六人の割合と爲れり學校の數も亦甚だ多し千八百四十七年より千八百六十三年に至るまで十六年の間に新に學校を開くこと八千五百六十六所生徒八十萬零六千二百三十三人を教育せり之を年數に平均すれば此新開の學校にて教を受ける者毎年九萬九千人の割合なり○全國を三萬七千五百十區に分ちこれを「コンミューン」と云ふ毎區多少の學校あり或は少きも必ず一所を設るを法とす其未だこれなきものは國中僅かに八百十八區のみ但し學校なき區内の者にても必ず其近隣に行て學ぶべき方便あり國中の人口を計て八歳以上十一歳以下の兒童にて學校に行かざる者は二十萬人に過ぎず千八百六十三年學校より出でし兒童を試るに百人の内六十人は皆よく書を讀み字を書き算術にも差支なし残り四十人は吟味を受けて落ちしものなり

公報に據るに千八百六十三年第十月佛蘭西の全國に初段の學校八萬二千百三十五所あり蓋し千八百四十八年より以來一萬六千百三十六所を増したり學校に出

入する所の人員千八百四十八年には三百七十七萬一千五百九十七人なりしもの千八百六十二年に至ては四百七十三萬一千九百四十六人と爲れり即ち十四年の前後を比較して凡百二十五萬の數を増したるなり國中三萬六千四百九十九區の中に男女合併教育の學校四萬一千四百二十六所あり此内三萬七千八百九十五所は俗人の教授にて生徒の數二百十四萬五千四百二十人其他三萬七千八百九十五所の學校は寺院講中の教授にて生徒の數四十八萬二千零々八人あり兩様合して二百六十二萬七千四百二十八名の學童を教へ總數三分の一は學費を出さしめずして教育するものなり右の外女子を教ゆる學校の數二萬六千五百九十二所の内一萬三千四百九十一所は俗人の教授にて他の一萬三千四百九十一所は宗門の婦人教授を司る此學校に入て教を受ける女子の數百六十萬二千二百十三人あり其總數三分の一は俗人の學校に屬し三分の二は寺院の學校に屬す又總數四分の一は學費を出さずして教を受ける者なり一年の間に婦人の教師へ與ふる給料九百十六萬九千零三士フランク之を平均すれば一婦人に六百五十五フランクを與ふる割合なり

佛蘭西に文教の盛なるは其軍政を見て亦知る可し千八百六十六年軍務執政の公報を見るに全國の兵卒字を知らざる者は百人の内に三十人のみと但し國中教育の盛否は處に隨て一様ならず都て南方の文學は東北の盛なるに及ばずと云ふ

海陸軍

佛蘭西の海軍は近頃百年以來屢々盛衰あり第十四世及び第十五世ロイスの時代に一度び盛大を極め其後次第に衰て又千八百五十五年の改革に由り再び舊時の盛なるに復したり千七百八十年第十五世ロイスの時代に當るの海軍は第一等艦六十隻第二等艦二十四隻以下小艦百八十二隻共計軍艦の數二百六十六隻大砲一萬三千三百門水士七萬八千人なりしが千七百九十年に至ては其數減じて軍艦二百四十六隻水士五萬一千人大砲一萬挺に足らず爾後尙は一層の衰微を致し千八百五年タラフ、ルガルの戰を見る可しには盡く佛の軍艦を用ひたれども其數僅かに十八隻大砲千三百五十二門のみ千八百四十四年ロイスの世には帆前船二百二十六隻蒸氣船四十七隻大砲八千六百三十九門水士二萬四千五百十三人と爲り千八百五十五年に至るまで増減なし同年第三世ナポレオン帝海軍改革の命を下して大に軍艦を

製造せり其種類左の如し

第一 帆前船の形を變ず可きもの蒸氣船に變ず可きものを第一種とす

第二 飛船四十隻尋常の「フレガット」にて遠方へ航海す可きもの二十隻以下の船艦九十隻共計百五十隻とす

第三 運送船七十五隻兵士四萬人軍馬一萬二千疋を載す可し

第四 小船隊凡そ百二十五隻

第五 諸港守護の軍艦凡そ三十隻

以上軍艦の數合して三百八十隻此外に帆前の運送船二十隻あり此數を加れば總數四百隻の軍艦あり千八百六十五年の春に至ては佛蘭西の海軍に甲鐵艦三十四隻あり之に備ふる大砲七百七十六門蒸氣の力合して一萬九千零七十五馬力甲鐵艦の内最も大なるもの二隻あり、一を「マゼンタ」と云ひ一を「ソルフェリノ」と云ふ各々大砲二十五門を備へ蒸氣の力一千馬力なり

佛蘭西にて海軍の人を募るは其法陸軍に異ならず千六百八十三年より既に此法則あり國中水邊の業を以て生と爲せる男子の姓名を記し年齢十八以上五十以下

の者を撰て之を役す

千八百六十三年海軍事務執政の公書に據るに佛蘭西海軍の士は第一等水師提督二名、第二等在勤の水師提督十二名、同預備の水師提督十四名、第三等在勤の水師提督廿四名、同預備の水師提督廿名、第一等軍艦の指揮官百三十名、フレガット艦の指揮官二百七十名、第一等士官七百五十名、第二等士官六百名、第一等積古士官三百名、第二等積古士官二百七十名、其他各處常住の士官七十五名、總員合して二千四百六十七名、水夫の數三萬二千八百五十四人、外に又蒸氣方、醫員、教師等合して海軍に關係する人員三萬九千二百五十四名なり、海軍學校はツローンロリーント及びプレストに在り、プレストには大船を繋ぎ船中に生徒を入れて教授を爲すと云ふ、此他海軍の小學校は國中に四十四所あり

○

佛蘭西の常備兵は第十四世ロイスの時代より始りしものなれども現今行はるゝ所の法は騒亂の時代及び第一世ナポレオンの世に其基を立てしなり、兵士を募る法、國中の男子二十一歳に滿たる者は軍役を免るゝを得ず、在昔は毎年八萬人を募

るの法なりしが千八百五十三年より千八百五十五年に至るまで東洋戦争の時には募兵の數を増して毎年十四萬と爲し千八百五十七年には又これを減して十萬人と定め伊太里の戦争に及び又十四萬人と爲し其後千八百六十一年以來は舊法に由て十萬人と定めり○兵士在役の年限は七年を以て定法と爲すと雖ども六年より長きものは稀なり大抵六年の後には家に返し新募兵と合して預備と爲す○毎年新募兵の數は多しと雖ども常備の員に加はる者は其内の一部のみ他は皆屯所に於て六箇月の間、訓練の業に就かしむ此六箇月の訓練を三年の間に行ふが故に練兵の時は毎年平均して二箇月のみ此法に従ひ千八百六十年には生兵の熟練せる者三萬零九百五十五人千八百六十一年には三萬三千二百三十四人を得たり蓋し此法則は第三世ナポレオンが瑞西に在て親から實驗せしものを千八百六十年より以來佛蘭西の陸軍に施行せしなり

兵士の員に募られたる者は金を以て陳代の人を買ふ可し昔日は此陳代を求るに相對の談判にて價を定めしなれども千八百五十五年第八月新令を下だし政府にて此賣買の權を占め陳代の價を官に取て官命を以て老練の兵士に其軍役の年限

を重ねしむるの法を定めりこれより軍役を以て生活を爲さんとする者は悦で他の陳代を勤め常備兵の内に自から老練の兵士を増したり陳代の價は政府より之を定め毎年高低あり千八百五十五年には其價二千八百フランクなりしもの千八百五十七年には下落して千八百フランクと爲り其後又騰貴して二千八百フランクと爲りしが千八百六十三年軍務執政の命を以て二千三百フランクと定めり政府は此金を収めて軍備の元金と爲し練兵の重年するときに若干の高を與へ在役七年の後は給金を増し十四年の後は更に又之を増し期の如くして四十五年の役を勤めし者へは役を免し一日に二フランクの扶助金を與ふるを法とす都て兵卒は其筋骨用に適するの間、軍役の年期を重ねるを許す給料なき郷團の兵は其數次第に減少せり千八百五十二年前は郷團の數毎年一萬人なりしもの其數漸く増加し千八百五十五年には二萬一千九百五十五人となりしが千八百六十年に至ては僅かに二千百九十二人のみ

左の表は千八百六十四年佛蘭西陸軍の備を示すものなり

佛蘭西の軍備	平時		戦争	
	人の數	馬の數	人の數	馬の數
將士の部	七千七百七十三	六百六十	千八百四十一	二百
歩兵	二十五萬二千六百五十二	三百二十四	五十一萬五千九百三十七	四百五十
騎兵	六萬二千七百九十八	四萬八千四百三十三	十萬零々二百一十一	六萬五千
砲兵	三萬九千八百八十二	一萬六千六百四十六	六萬六千三百三十二	四萬九千八百三十八
土工兵	七千四百八十六	八百八十四	一萬五千四百四十三	千四百
重騎兵	二萬四千五百三十五	一萬四千七百六十九	二萬五千六百八十八	一萬五千
「アドミニストレーション」の兵卒	六	五千四百四十二	三萬三千三百六十五	一萬二千
共計	四十萬零四千九百九十二	八萬六千三百六十八	七十五萬七千七百二十七	十四萬三千二百三十八

佛蘭西の全國を四大區に分て兵備を立て毎區一人の總督ありて之を支配す此四大區の内を分ち又これを細分して各々兵備の局あり○國中一百十九城あり其内第一等のもの八所パリヌアオンスタラスポルフメッツワルレットローンプレストセ

ルボルフ是なり第二等の城十二所第三等二十三所第四等七十六所なりパリヌの城を築くに二億フランクを費しセルボルフの城に一億七千萬フランクを費やしたりと云ふ佛蘭西にて常備兵を養ふには其費英國の兵備より少し英國にては平均兵士一人に付一年に百零二ポントを費す割合なるに佛にては僅かに四十三ポントニシルリングなり千八百六十四年佛蘭西陸軍の費用三億七千萬フランク即ち英の貨幣にして一千四百八十萬ポントなり

錢貨出納

千七百八十九年の騒亂より以前は佛蘭西の税法惡弊の極を致せり其法大概人の家産に就て分頭税を取ると雖ども貴族富豪僧徒の如きは此税を免して問はず又物品税の法もあれども其規則極めて正しからず或は賦役と唱へ強ひて人を役するの法を設け其苦役を蒙るものは獨り貧寒の農民のみ概して之を云へば一國の税法偏頗不正にして苛刻なるものと稱す可し騒亂の時に至て此惡弊を一新し改めて令を下だし國中の人民は其身分の區別なく唯其貧富に準じて國用を助く可しとの法を定め此法を施行せんが爲め初めは専ら分頭税を試みたれども行はれ

雖く乃ち又物品税の法を用ひ舊來の弊風を除て全く正に歸し今日に至るまで佛蘭西には分頭税よりも物品税の高を多しとす方今分頭税の主たるものは第一地税家税なり其貨料即ち地代の店賃なりの高に應じて之を収む第二雜税其内「ブルタキス」と稱するものは人別に就て収る税にて男子十八歳以上の者へ二日の口傭賃を税として納めしむる法なり又「モビリエル」と稱するは借屋の大小に従ひ其借人より納めしむる税なり又「ライセンヌデトナ」と稱するものは商賣免許の税なり其高は本人の住居する家賃の高下と都邑人口の多寡とに従て之を定む又國內の各所に官局を設て諸證文の受授を糺して其税を収め政府の歳入と爲るもの多し此他の税法は大抵英國に同じ

前條所記の外に佛蘭西には關門税なるものあり何等の品物にても外より來て各處の都邑に入るとき其關門にて税を收む其高は都邑の大小人口の多寡に従て之れを定む此税法は大に商工の妨を爲し不便なるに似たれども病院貧院等地方の雜費を償ふが爲め未だ之を廢すること能はず

千八百六十一年新に出納の法を定め會計事務執政の命を以て税を三種に區別し

常税、非常税、別税の名を設け歳出にも亦常費、非常費、別費の三種を區別せり。毎歳會計の時に至り先づ常税、常費の出納を記し之を議政官に下たして商議せしめ、議政官に異論なきときは次て非常の出納を議せしめ、又次て別税、別費の出納を議せしむ。

左の表は千八百六十五年錢貨出納の高を示すものなり。

歳入

常税

十七億九千八百八十萬零一千零六十二フランク

非常税

一億零八百七十五萬フランク

別税

二億二千九百四十九萬三千零三十五フランク

共計

二十一億三千八百萬零四萬四千零九十七フランク

歳出

常費

十七億九千七百二十六萬五千七百九十五フランク

非常費

一億零八百六十五萬フランク

別費

二億二千九百四十九萬三千零三十五フランク

共計

二十一億三千五百四十萬零八千八百二十五_{フランク}

最近は兵備の爲め多く金を費し毎年所入を以て所出を償ふに足らず第三世ナポレオン即位以來戰爭に金を費すこと二十億零二千六百萬_{フランク}メキシコ征伐の費は此高の外なり千八百六十五年の冬に至るまでメキシコの戰爭にも二億七千萬_{フランク}を費せり

國債の高も亦甚だ大なり千八百六十五年の春に至ては總計一百十九億零二百萬_{フランク}の國債あり即ち英の貨幣にすれば四億七千六百零八萬_{ポント}なり

佛蘭西て於ては騷亂以來大に歳入の高を増したりと雖ども歳出も亦隨て増加し却て其所出を償ふに足らず千七百六十一年の歳入は五億八千二百萬_{フランク}なりしもの千八百四年には八億_{フランク}と爲り千八百六十五年には又増して十七億九千九百萬_{フランク}と爲れり常税のみを云ふ人生二代の間に國の歳入は三倍餘に増したり其富強推て知る可きのみ會計の譯なるは社友小幡氏所著の錢穀出納表一冊あり就て見る可し

西洋事情二編卷之四大尾

雷
銃
操
法

雷銃操作法目録

第一編

教師の職掌

第二編

教授の順序

生兵を教授する順序の表

第三編

下九稽古

一 雷銃の掃除

二 雷銃の論説

三 狙ひの稽古

四 身構への稽古

五 雷管打ち

六 空發

七 遠近の見計ひ

八 銃包の製作

第四編

試験

一 一人立ちの放發

二 陣列の放發

三 急發

四 戦列の放發

五 遠近見計ひの試験

第五編

放發の中りに褒美を與ふること

第六編

教授免許の目錄

第七編

大隊にて雷銃の操法を稽古する規則

第八編

試験の場所を撰ぶこと

第九編

小銃の経験

第十編

銃術監察司の心得方

雷銃操法目録終

譯例

一 大小砲術の書、先哲の譯を経て其譯字も妥當せりと雖ども或は書中に其譯字あるのみにて砲術の稽古場にては其名を唱へざるもの甚多し譬へば「ハムマル」と云ふ原語を譯書中には鶏頭と記るしたれども稽古場にては之を打金と唱へ訓練のとき號令するにも打金云々と呼ぶ左すれば此鶏頭の字は唯譯文の体裁を飾るのみにて實用には益なく却て混雜を生ずることあるべし畢竟翻譯家の漢文に拘泥したる不調法なり故に今余が此小冊子を譯するに古來の譯例に拘はらずして専ら通俗の語を用ひたるは無學の歩兵にも書を讀ましめんと欲するの趣意なり世人漫に譯文の巧拙を論ずる勿れ

一 雷銃諸部分の名目等は書中に圖解あり今其外の譯例を左に示す

一「ライフル」

雷銃

銃筋入りの小銃あり名「ライフル」と云ふ今假に出銃と譯す書中に小銃を云ひ手銃と云ふも皆筋入りの「ライフル」なり近來西洋にては圖き玉を打つ舊式の小銃を廢せり

一「バタリオン」

大隊

一「コムバニ」

中隊

一「ブラトーン」〔蘭〕「ペロトーン」

小隊

一「コムマンヂング、オフヒシル」

指揮官

一「インスペクトル、オフ、モスケットリ」

銃術鑑察司

一「インスペクトル、ゼチラル」

同大鑑察司

一「カピタン」

甲比丹

一「ソプアルテルン」

甲比丹並

一「オフヒシル、インストリユクトル」

師範役

一「コムマンドル、イン、チーフ」

總都督

一「セルゼアント、インストリユクトル」

指圖役

右の外は大抵原語の儘記るし語の下に割註を附して之を辨解す

慶應二年丙寅九月

福澤諭吉誌

雷銃操作法卷之一

第一編

福澤諭吉譯

教師の職掌

第一章 小銃の業前も他諸術の如く一大隊毎に指揮官ありて其稽古を爲す但し指揮官は兵卒の職掌を心得他教師の上に立て躬から其指圖を爲し又銃術鑑察司が時々其場所へ見廻るとき鑑察司の説を聞き一人にて小銃業前の教を引受るものなり○指揮官は小銃業前のことに付き一切其舉動を認めて諸向へ報告し又銃術大鑑察の求に應じて逐一其事を辨解せざる可らず

第二章 「マジュール」も銃術の論説及び業前を心得指揮官の命を受けて日々稽古所へ出席し教授の行届くや否を吟味す但し指揮官の外「マジュール」一人にて同役なければ筆頭の甲比丹と順番に其職を勤む可し

第三章 甲比丹及び甲比丹並ナミは中隊大隊の教練及び小銃取扱ひの法を心得小銃稽古の場所へ出席して兵卒の放發し又は遠近を測るの術に達するや否を吟味す

第四章 雷銃を持つ歩兵には一大隊毎に銃術師範役一人ありて少年の士官生兵に小銃の取扱ひを教へ其他の士官兵卒にも年中大隊調練の下た稽古を習はしむ○又師範役は指揮官の委任を受け諸中隊の兵卒をして正しく規則に従て的打ちを爲し遠近の見計ひを心得しめ或は兵卒の間に不和を起すときは之を取捌く等一切の事務を引受くべし○師範役は大隊の中にて別段の役人として大隊屯所の職掌を勤めず若し之を定式の勤に用ゆるときは其趣を場所の總督に告げ又毎月銃術大鑑察へ報告する書面の中にも其次第を記す可し

第五章 大隊の稽古所にて教授する士官は總て定式の勤を爲さず且總都督より別段の命あらざれば其勤役中に轉役することなし但し此役を勤むるに甲比丹の教授方は三年を限とし教授方手傳は二年を限とす故に指揮官は其後役と爲すべし人物の出來するよう平生より心掛けざる可らず

第六章 少年のときより銃術の學校に入て銃術初段の免許を得たるものに非らざれば教授方と爲す可らず但し千八百六十三年第九月より教授を受けたる士官は初段の免許を取て大隊屯所の教授方と爲る可き丈けのことを心得ざる可らず

原書は千八百六十四年第十二月の出版なるもの故に本文に云ふ士官は十六月の間教授を受けたるものなり

第七章 一大隊毎に甲比丹並一人を撰て師範役助となして大隊屯所の常職を免す此師範役助も大鑑察にて人撰する所の者なり

第八章 定式の訓練をなし又は生兵の多きときは師範役及び師範役助とも急用に非ざれば同時に不在するを許さず師範役若し十四日以上不在なれば其間師範役助には別段の手當を與ふべし○此規則は大隊屯所に於ても同様なり大隊屯所にて教授するものは師範役助と其下役とにて平生下役の給料は少なけれども若し師範役助十四日以上不在なれば其間は下役の給料を増すべし○又師範役の休息するときは指揮官より其趣を總都督へ告げて代任の者を撰び總都督の鑑定にて之を命すべし

第九章 師範役アデュータント「コロネル」の大席及び「コールドル、マーストル」陣中の役は總て指揮官を助くるの職掌なれども雷銃操法の行届くや否に付き總都督よりの責を受くるものは指揮官にて其職掌は士官兵卒を共に教導するものなり故に指揮官たるものは以下の士官を鑑察して教授の職掌を懈たるものあるを知れば其趣を

總都督に建白すべし

第十章 陣中并に屯所にて休息の間、銃術の學校に行かんことを願ふものあれば指揮官より之を許すべし

第十一章 雷銃を持つ歩兵騎兵の大隊には指圖役なるものあり指圖役は銃術の學校にて免許を受けたるものにて其職掌は躬から手を下だしの打ちを教へ遠近見計ひの法を授くる等總て師範役の手傳を爲して兵卒を教導する者なり指圖役も大隊中、定式の勤を爲さず且此士官は無級なれども尋常無級士官とは其取扱ひ一樣ならず○指圖役の階級は三等に分つ

第十二章 一中隊毎に教授するものは第二等の指圖役なり其職掌は師範役及び第一等の指圖役を助け又小銃を解き小道具の掃除を爲し銃包を製することを教

第十三章 無級士官は中隊の中にて兵卒の教授を助くるものなり

第二編

教授の順序

第一章 生兵既に小隊の教練を心得れば乃ち又之に小銃の取扱ひを教ゆ其順序左の如し

第二章 小銃の取扱ひは甚大切なるものにて反覆丁寧に注意せざる可らず雷銃を兵卒の手に渡すは敵を殺さんが爲めなり我兵卒生命の安危も雷銃を用ゆるの巧拙に拘はるものなれば何程他の諸術を鍛練するとも雷銃の用法に拙なるときは百事皆益なし陣列の運動を訓練するも畢竟雷銃の功用を爲さしめんが爲めなり之を要するに發放の法を知らざる兵卒は陣中に於て無用の長物と云て可なり

第三章 雷銃の教練を分て二段と爲す即ち下九稽古と試験となり

第四章 下九稽古の箇條左の如し

第一條 手銃の掃除

第二條 手銃の論說

第三條 狙ひの稽古

第四條 身構への稽古

第五條 雷管打ち

<p>試驗 實發の下た稽古 第一期 第二期</p>	<p>銃包の製作 遠近の見計ひ 空發 雷管打ち 身構への稽古 狙ひの稽古 手銃の論說 手銃の掃除</p>	<p>下た稽古・</p>	
<p>四四四</p>	<p>二八二二六八八 六</p>	<p>試驗の數 稽古并に</p>	<p>官并に</p>
<p>二二二 十十十</p>	<p>二雷 十發</p>	<p>放發の數</p>	<p>生兵</p>
<p>四四</p>	<p>四 八四四四</p>	<p>試驗の數 稽古并に</p>	<p>せる兵卒</p>
<p>二二 十十</p>		<p>放發の數</p>	
<p>四四</p>	<p>四 四四四四</p>	<p>試驗の數 稽古并に</p>	<p>せる兵卒</p>
<p>二二 十十</p>		<p>放發の數</p>	

總計	第三期の放發			急發	戰列の放發
	第一期	第二期	第三期		
	二	二	二	一	一
九十				十	十
	二	二	二	一	一
九十				十	十
	二	二	一	一	
七十				十	

第七章 生兵たる者實發を爲すに至るまでには必ず右の表に記せる下た稽古の數を経ざる可らず若し此數を経て尙ほ實地に用ひ難きものは再び本に返て稽古を始む可し

第三編

下た稽古

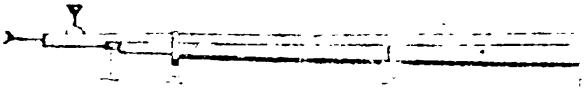
第一條 手銃の掃除

雷銃の掃除は生兵を教ゆる手始なり此教に於ては先づ雷銃諸具の名を知らしめ

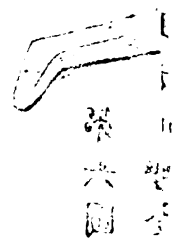
卷二圖

- ① 火 陰
- ② 火 陽
- ③ 火 陰
- ④ 火 陽
- ⑤ 火 陰
- ⑥ 火 陽
- ⑦ 火 陰
- ⑧ 火 陽
- ⑨ 火 陰
- ⑩ 火 陽
- ⑪ 火 陰
- ⑫ 火 陽
- ⑬ 火 陰
- ⑭ 火 陽
- ⑮ 火 陰
- ⑯ 火 陽
- ⑰ 火 陰
- ⑱ 火 陽
- ⑳ 火 陰
- ㉑ 火 陽
- ㉒ 火 陰
- ㉓ 火 陽
- ㉔ 火 陰
- ㉕ 火 陽
- ㉖ 火 陰
- ㉗ 火 陽
- ㉘ 火 陰
- ㉙ 火 陽
- ㉚ 火 陰
- ㉛ 火 陽
- ㉜ 火 陰
- ㉝ 火 陽
- ㉞ 火 陰
- ㉟ 火 陽
- ㊱ 火 陰
- ㊲ 火 陽
- ㊳ 火 陰
- ㊴ 火 陽
- ㊵ 火 陰
- ㊶ 火 陽
- ㊷ 火 陰
- ㊸ 火 陽
- ㊹ 火 陰
- ㊺ 火 陽
- ㊻ 火 陰
- ㊼ 火 陽
- ㊽ 火 陰
- ㊾ 火 陽
- ㊿ 火 陰

簡明易學



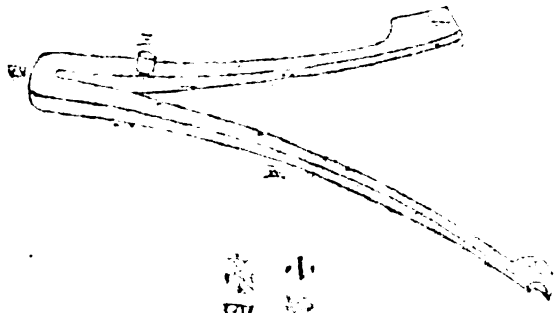
- 第五圖
- ① 銀片
 - ② 木片
 - ③ 漆片



- 第六圖
- ① 漆片
 - ② 木片
 - ③ 漆片

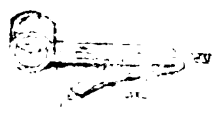
大板十
漆三區

- ① 漆片
- ② 木片
- ③ 漆片
- ④ 漆片
- ⑤ 漆片
- ⑥ 漆片



小板十
漆四區

- ① 漆片
- ② 木片
- ③ 漆片
- ④ 漆片
- ⑤ 漆片
- ⑥ 漆片



掃除の規則と銃の手持方とを教ゆ平日銃の手持方宜しからざれば放發を精密に
すること能はざるが政に此事を士卒に心掛けしむる爲めには丁寧反覆して力を
盡さざる可らず

第一教

掛金の諸道具并に雷銃の部分の名を示し又掛金の解き様を教ゆ

第一圖は掛金の諸道具并に之を解く順序を示すものなり

第二圖は雷銃諸部分の名を示すものなり

掛金の解き様左の如し

第一 心金の螺旋を抜く

第二 十分に打金を引揚げ萬力にて大弾きを挟み置き然る後に打金を卸して弾
きを去る。

第三 小弾きの螺旋を少しく弛るめ小弾きの曲りと地板との間に三つ勝の端を
入れ弾きの足を地板より引揚げ然る後に全く螺旋を抜き小弾きを脱す

第四 留金の螺旋を抜て留金を脱す

第五 轡金の螺旋を抜て、轡金を脱す

第六 木片を以て打金の本を二つ三つ叩ひて之を脱すべし

第七 心金を脱す

第八 舞金と心金とを分つ

第二教

掛金諸道具の部分の名を示す第二葉の圖を見るべし

第三教

掛金并に雷銃を掃除する法を教ゆ

掛金の掃除

第一章 掛金を解くときは先づ油布巾にて其諸道具を磨き次ぎに乾きたる切れを以て之を拭ふべし

第二章 心軸の孔等に班痕あるども決して砥の粉の類を以て之を磨く可らず元來掛金の諸道具は其外面のみ剛鐵にて内部は軟鐵なるゆへ若し砥の粉にて外面の剛鐵を磨き消し下より軟鐵露アラハるれば錆を生ずること速かなるべし

第三章 掛金を組立つるとき螺旋、心軸、舞金の軸には油を塗るべし

第四章 右の外油を塗るべき所は留金の鼻及び留金と小弾きとの間なり○油を塗るには羽根又は楊枝の端にて少しづゝ用ゆべし油を塗ること多に過れば却て諸道具の運轉を妨るものなり

雷銃の掃除

第五章 打金を十分に引揚げ込矢を抜く可し

第六章 込矢の端に布切れ(毛織物の方宜し)又は麻屑を巻くべし

第七章 左の手を伸ばして筒を持ち食指ヒヤシユビと大指とを筒口に平面にして握り廻はし臺尻を地に付け火門の方を下にすべし

第八章 筒の中に少しく水を入れ込矢を上下に動かして臍中を洗ひ其水は火門より出だす斯く幾度も洗て火門より出づる水清淨となるに至て止む但し臍中に水を入るゝとき筒と臺との間、又は掛金の中に水の入らざるよう用心すること緊要なり

第九章 布切れ又は麻屑を以て臍中を拭ひ全く濕氣を取り次て油布巾にて再び

之を拭ひ終て筒口に栓を挿すべし○放發のとき火門の周圍に附着したる汚垢を拭ふにも水を用ゆ可らず又は刃物を用ゆるも嚴禁なり○筒の掃除終れば火門及び打金の口をよく拭て打金を卸す可し

第十章 雷銃の膛中を掃除するに鈎を附けたる棒を用ゆるは嚴禁なり

第十一章 毎朝雷銃を用ゆる前には膛中をよく拭て乾かすべし

第十二章 右條々の規則に従て掃除を怠たらざれば筒に錆を生ずること少く且筒と臺とを取離すの患なかるべし但し筒を取離すは大に宜しからざることなり第十三章 臺木に水の染込むを防ぎ且木色に光澤を附るため油を以て臺を拭ふべし又筒の下に水の入るを防ぐため筒と臺との間に蜜蠟を塗り掛金の下にも之を塗るべし

「エストリ、リチャルド」氏が發明したる本と込の雷銃を取扱には上の條々に異なる所あり即ち左の如し

第五章 筒尻を開て膛中を見るべし

第六章 濕たる布巾又は毛織物にて膛中の垢を去り次ぎに之を拭ひ油を塗るべし

し

第七章 濕たる布巾にて「フラップ」の内面之に附屬せる栓及び箱を拭て垢を去り之を乾かして油を塗るべし

第八章 「フラップ」の端、及び其關節の所に少しく油を點すべし

第九章 火門及び打金の口を拭て打金を卸すべし

第四教

掛金の組立

第一 舞金を心金に附く

第二 地板にある心軸の孔に心金を入れ心金の体を地板の後釘に押し付く

第三 心金の軸に響金を合はせ其釘を地板に拵め響金の螺旋を捻込む

第四 響金と地板との間に留金を入れ其鼻を心金に當て、留金の螺旋を捻込む

○此螺旋は地板に深く入ることを防ぐため螺旋の終に段あり

第五 小彈きの螺旋を少しく地板に捻込み左手の大指にて小彈きを留金の体に押し付け其足を地板の孔に入れて後に全く小彈きの螺旋を捻込む

第六 打金を心金の方心に拵め心金の螺旋を捻込む但し打金は卸したる所に定むべし

第七 舞金の軸を大弾きの爪に掛け大弾きの足を地板に拵めて其鉤を地板の前釘に押付け打金を十分に引揚げて大弾きの萬力を脱す斯の如く組立て終て掛金の工合を試み打金を半分引揚げ置くべし

第五教

掛金諸道具の作用を説く

第一大弾き 此弾きは心金を弾きて打金を落とす爲めのものにて其足は地板の孔に入り其鉤は地板の前釘に掛かりて共に弾き金の働を丈夫にするものなり

第二小弾き 此弾きは留金を弾くものなり打金を打揚げて心金を轉ばすときは弾き金の趾留金の体を押へ留金の鼻をして心金の切れ目に入らしむ○小弾きの足井に其螺旋は弾き金を地板に附着せしむる爲めのものなり

第三留金 留金は心金の轉回を半分或は十分の所にて留むる爲めのものなり○留金の鼻は正しく心金の切れ目に符合せざる可らず○留金の腕は引金の働く所

なり引金を引けば留金の鼻を心金の第二切より脱して大弾きの弾力を受くべし
第六教

第四轡金 轡金は心金及び留金を其場所に維持するものにて轡金の釘は地板の孔に符合し留金及び轡金の螺旋と共に轡金を固くするものなり

第五打金 打金は心金に附て雷管を打つものなり

第六心金 心金は諸道具の中最も緊要なる品なり地板と轡金との間に轉回して打金を動かすが故に其體質大丈夫にして大弾きの力に堪へざる可らず○其側面にある二つの切れ目は打金を揚げて雷管を付け隨て打金を落とす爲めに設けたるものなり第一切の形ちは其尖りたる角度兩方相同じからず一方は緩にして一方は急なり斯の如くして留金の鼻を保つが故に第一切に打金を掛けたるときは力を盡して引金を引くとも留金の鼻を折る歟或は切れ目の尖りを潰すに非ざれば打金の落ることなし○第二切は少しの力を用ひて留金の鼻を脱す可きものなるが故に其尖りたる角度兩方同様なり○第二切も第一切も其圓き勾配は正しく一様にして心金の働を妨ぐ可らず若し其勾配一樣ならずして第一切の端突起し

なば第一一切より留金の鼻を脱して打金を落とすとき第一一切に留めらるべし之に反して第一一切の端平低に過ぎなば打金を半分引揚げたるるとき誤て落るの患あるべし○心金の莖は舞金を以て大弾きと相接屬する所なり

第七地板 地板は掛金の諸道具を取付る臺なり其前釘は大弾きの鈎を受け後釘は心金の轉するを適宜の所にて留むるものなり

第七教

雷銃及び彈藥の損敗して用に適せざる所以を説き又其損敗を防ぎ之を修覆する法を示す

第一 掛金の運轉を自由にし其作用を誤ることなからしむるには第一地板を平面に作り諸道具の螺旋、釘、軸、共に眞直ならざる可らず

第二空落 空落とは打金の落ち易きを云ふ、留金及び其他螺旋の弛るみたるに由て空落のすると思ふは心得違なり留金等の弛るむときは諸道具の部分を磨滅して一般に掛金の工合を損すれども空落の原因となるものには非らず○打金の落ち易きは心金の第二切と留金の鼻との符合、宜しからざる歟或は小弾きの強さに

過るに由て然るものなるが故に職人に命すれば其修覆容易に出來すべし但し決して兵卒の手を以て之を取扱ふ可らず

第三木咬^{ウカ} 臺木の内に掛金を咬み締めて諸道具の運轉自由ならざるを云ふ其原因は臺木に濕氣を含で膨脹するよりして故障を起すものなれば掛金を銃臺に附るとき其側面の螺旋を緩く捻し、螺旋の端を地板より出だす可らず

第四不發 雷管又は火藥の發せざるを云ふ其原因二つあり

其一

兵卒の油斷より起る即ち心金の軸及び心軸の孔に錆を生して打金の運轉を妨げ雷管を碎くこと能はざるに由てなり火門の汚かれたるに由てなり、火門に雷管を附るとき十分に押付けずして打金の力を妨ぐるに由てなり、故に雷銃を掃除するとき火門の垢をよく去り、心軸の孔より水の入らざるよう意を用ひ、下九稽古第五條の雷管打を勉強するは甚大切なることなり

其二

兵卒の不調法に非らず、雷銃の職人に命じて道具の部分を改正すべき箇條あり即

ち大弾きの力弱きことあり、通火の孔小なることあり、(通火の孔とは雷管の火氣を装薬に通ずる孔を云ふ)火門の螺旋、長きに過ぎ其端にて通火の孔を塞ぎ之に由て装薬の薬室に入るを妨ぐることあり、火門の口、大に過ぎ或は短に過ぎて雷管に合はざることあり

第八教

第五箇 兵卒は其雷銃を枉げざるよう之に疵を付けざるよう格別に心を用ひざる可らず平生謹慎して之を取扱へば容易に損するものに非らざれども若し疎漏にして之を枉げ或は疵を付ることあれば放發に妨を爲すこと最も大なり故に兵卒たらんものは何等の事あるとも雷銃を以て物を荷ふ等其主用に非らざるより外の事に之を用ゆ可らず○兵卒若し其手銃に疵付き又は枉がれると心付くことあらば直に其次第を士に報すべし

第六 雷銃を棚に掛るに手荒く取扱ひ或は之を無法に積立るときは動もすれば倒れて、枉がりを生じ再び修覆す可らざることあり殊に筒口の所は薄くして最も疵を受け易し

第七 前狙ひは枉がらざるよう潰れざるよう格別に注意して之を保つべし

第八 鎗の生ずる原因は濕氣と空氣とに在るが故に筒の鎗を防ぐには臍中を十分に乾はかし筒口には常に栓を挿し火門にも火門蓋を覆ふて空氣を防ぐべし○臍中に漸く鎗を生ずれば玉込を妨げ玉の膨脹を妨げ玉の轉回を妨げ臍中の筋に従ふを妨げ或は玉と玉の栓木とを分つ等の故障ありて遂に其雷銃は不用に屬すべし

第九 兵卒は玉込を爲すとき其玉のよく火藥の所まで届くや否を注意すべく又戰列點放のときは筒口を地に着けざるよう用心すべし若し誤て筒口を地に着ることあれば其兵卒は陣列を離れて筒の掃除を爲さざる可らず但し筒口に故障ある歟又は裝藥と玉との間に透き間あるを顧みずして放發すれば筒の破烈することあるものなり○筒口より塵の入りたるとき玉を抜くには格別に注意して臍中を洗ふべし若し臍中に塵の残りありて次ぎの玉込のとき裝藥と共に筒の底に下ることあれば筒を破烈し或は臍中に疵を生ず可し

第十五藥 胴亂の掃除は平生よく心掛可し然らざれば銃包の外面に塵垢の附く

ことあり

第十一 胴亂の内に銃包を詰めてゆるきことあらば包の外面に紙を巻て之を固くし以て其損傷を防ぐべし○玉薬を貯へて其損傷を防ぐには胴亂の内に固く詰込で銃包の間に透き間のなきようすべし

第十二 火薬に濕氣を含むときは其發力弱く且雷管の火を取ること能はざるが故に銃包並に雷管は常に注意して乾かし置べし

第十三 玉込を爲したる雷銃を雨に曝らすは甚宜しからざることなれば成る可き丈け之を避くべしと雖ども若し止むを得ざるときは火門に獸脂蜜蠟或は柔かなる木の栓を挿し其上に雷管を附くべし○雷管を程よく火門に押付れば管薬の發するるとき其下にある脂蠟木栓は一時に飛散して點火の妨を爲すことなし

第十四 無級士官並に兵卒は師範役より業前熟達の免許を得るに非ざれば掛金を臺より脱し其諸道具を解き離す可らず○又筒と臺とを解き離すは稀なることにて且之を解くときに筒口を損せざるよう格別注意すべきことなるが故に必ず之を兵隊附屬の職人に命ずべし殊に尋常の螺旋拔きは筒尻の螺旋を動かすに用

ゆ可らず無級士官には非職政府より委任の權を受けざる士官にて全く身分の階級に
「アン、コム、ミッ、シ、ド、オ、フ、ヒ、ン」
ル」云ふ他これに同じ

第十五 掛金の弾きの強弱を試る法左の如し

大弾きの強弱

打金を半分引揚げて其冠に分銅を掛け大弾きの力に勝て打金を揚るまでに釣り合はせ其分銅の重さ十三「ポイント」乃至十四「ポイント」なるを適宜とす二十「ポイント」は我百圓以下

小弾きの強弱

打金を落とし留金の腕に分銅を掛けて小弾きの力に勝つまでに之を釣り合はせ其分銅の重さ七「ポイント」半なるを適宜とす

引金なくして打金を落とす力の強弱

打金を十分に引揚げて留金の腕に分銅を掛け留金の鼻を心金の第二切より脱して打金を落とすまでに之を釣り合はせ其重さ十三「ポイント」乃至十四「ポイント」なるを適宜とす

引金を引ひて打金を落とす力の強弱

打金を十分に引揚げて引金に分銅を掛け留金の鼻を心金の第二切より脱して打金を落とすまでに之を釣り合はせ其重さ七ポント乃至八ポントなるを適宜とす

第二條 手銃の論説

第一章 此教授は師範役一人に限て引受るものなり手銃論の規則は實驗のときに必要なるものなるが故に師範役たるものは兵卒にても了解すべきよう最易き言葉を用ひて明に其大畧を説くべし其順序左の如し

第二章 教授のときに色々の圖を示すには白墨を以て黑板の上に書くべし

第一教

第一 筒の外部の様子はその内部に異なるが故に其上面を平に置けば膛中には自から勾配あるとの理合ひを示すべし

第二 筒の中心とは實に其線のあるには非らず唯膛中の真中に一筋の線あるものと人の心にて定めたるものなり○黑板の上に雷銃の側面を書き其中心の線を引くこと第一圖(イ)(ロ)の如し

側面とは雷銃を左右二つに切割し其切口の面を云ふ以下同じ

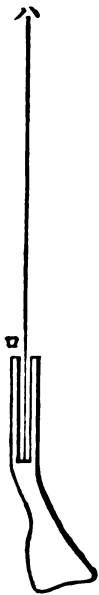
(註厚紙「ブリキ」の類を雷銃の側面の形ちに切り其筒尻の所に孔を穿ち釘にて黒板に打付け之を上下に回せば筒の勾配を自由にすべし

第一圖



第三 雷銃の玉、一と度び筒口より飛出で、後、空氣の故障なく又地球引力の爲めに引かるゝことなくば其玉は際限なく直線に飛ぶべきの理なり此直線の向きを放發線と名づく○第二圖の(ロ×ハ)は放發線にて即ち中心の線を延ばしたるものなり

第二圖



第二教

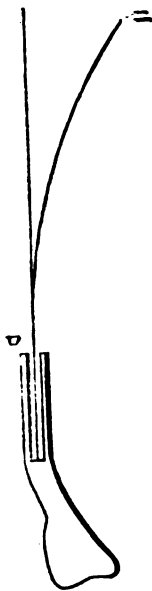
第四 第二教に於ては師役役は次ぎの事件を説くべし即ち空氣は細分子の集ま

りたるものにて其性質弾力あり故に雷銃の玉此空氣の中を押分けて飛行すれば空氣の力に由て次第に玉の進みを妨るものなり且玉の飛ぶこと愈々速なれば其速なるに準じて空氣の之に激することも亦愈々甚し

第五 引力とは萬物を地球の方向に向て引く力なり雷銃の玉筒口を離るれば同時に引力に引かれて地面に近つかんとするの勢あり且玉の飛行すること久しきに隨て地面より之を引く力は増すものなり

第六 火藥を以て玉を發すれば其進ひに隨て空氣の故障は次第に減じ引力の働きは次第に増し之に由て玉の飛ぶ道は弓の如く曲るものなり之を彈道クダラセと云ふ彈も玉も同義なれども彈道の字は既筒口より玉の發したるときは其速力の玉に進む力劇しくして且引力の働きを受くる間合ひも少きが故に大抵直線に進めど

第三圖

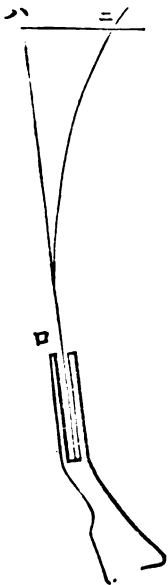


も筒口を離るゝこと次第に遠きに隨て彈道の曲り次第に増す第三圖(ロ×ニ)は彈道を示すものなり

第三教

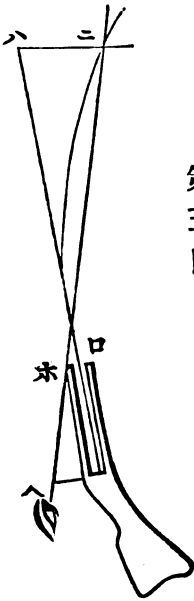
第七 師範役は第二教に論じたる規則を實地に施すことを教ゆべし即ち其兵卒に教示する趣意次ぎの如し○筒の中心を正しく的に向けなば其玉は決して之に中らずして的下に達す可し經驗に據るに筒口より玉の離れて百ヤールト「一」ヤールトは三尺の地に届くまでの間に地に下だること十「インチュ」分三厘強に當るが故に百ヤールト「二」ヤールトは三尺の地に届くまでの間に地に下だること十「インチュ」分三厘強に當るの的に中つるには筒の放發線を其的より十「インチュ」高くして狙ふべし然るときは彈道も自から高くなりて其玉正しく的に届くべし第四圖は中心の向きを變じて新に放發線を引くこと(ロ×ハ)の如くし(ニ)の彈道を得たるものなり

第四圖



第八 精密に放發するためには前後の狙ひを正しく眼との間に置く可し○
 筒の上面にある前後の狙ひの高さ筒の中心の線と平行なる歟又は筒口の厚さも
 筒尻の厚さも同様なるものならば百「ヤード」の距離に放發するに的の上士イン
 チの所を狙て正しく之に中つべき理なれども斯の如くしては狙を誤ることある
 が故に雷銃の後の狙ひにて此加減を爲し狙ひの最も低き度より直線に狙へば筒
 の中心には自から勾配を持って百「ヤード」の的に中たる可し但し狙ひの度の加減
 は筒尻の厚さと筒口の厚さなどに従て其割合を爲すものなり○第五圖に於て(ニ)の
 的より直線を引て、前狙ひの頂に達し尙ほ之を延ばして、後狙ひの切れ目の底に及
 ぼすときは(ニ)×(ホ)×(ハ)の線を得る、之を狙ひの線と名づく但し後狙ひの切れ目は自由

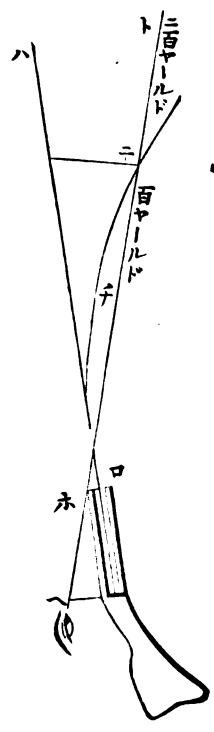
第五圖



に其高さを定むべきものなり 狙ひ板の頂を云ふ

第九 百ヤールドの狙ひを以て二百ヤールドの的に放發せば其玉は的の下に達す可し○百ヤールドに定めたる狙ひの高さにては百ヤールド以上の距離に向て不足なるどの理を示すには第六圖に於て狙ひの線を(ト)の如く延ばして二百ヤールドの所に及ぼすべし○百ヤールド以上次第に距離を増すに従て放發線の向きをも次第に高くせざる可らず然らざれば其玉常に低き所に達す可し○今距離の遠近に拘はらず直線に狙て的中てんが爲め後狙ひの板に摺り金を附け此摺り金を上下に動かして加減を爲すが故に距離の遠近に應じて或は之を上げ或は之を下げ百ヤールドより千ヤールドまでの融通を爲す可し千ヤールド以上なれば

第六圖



見計ひを以て後狙ひの上に眼を据へ前狙ひを見通して放發すべし又第六圖(チ)の如く「百ヤールド」よりも近き所なれば少しく的下を狙て彈道を狙ひの線より上くべし即ち五士「ヤールド」なれば的の下凡三「インチ」計りの所を狙ふ可し

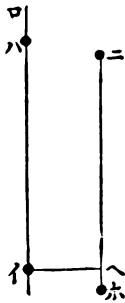
第四教

第十 前の條々に狙ひの線を論じたることに付き尙ほよく之を兵卒に了解せしむる爲め筒を臺より取り外し筒尻の螺旋を抜て其筒を自在臺上下左右自在に轉回する仕掛の臺なりに掛け兵卒をして尋常の法に従ひ「九百ヤールド」の狙ひを以て壁又は黑板の一點を目當にして筒を向けしめ次で筒尻より臍中を通して先の目當を窺はしめ之に由て放發の線と狙ひの線と相違あることを了解せしむるを得べし

第十一 筒を自在臺に掛けたる儘にして兵卒へ尙ほ之を示し後狙ひを眞直に立てざれば其狙ひにて放發せし玉は常に的の下に達し且狙ひの傾きたる方に従ひ左右の差をも生じて距離の益々遠き程中りの外れ益々甚しかるべしとの理を説くべし○右のことを明白に示すには第七圖に於て(イ×ロ)の鉛直線を黑板に引き(イ)を以て的の星と定め兵卒をして九百「ヤールド」の狙ひを眞直に立て、之を狙はし

め次で筒尻より臍中を通して之を窺はしめなば放發の線は星の上の方(ニ)の所に
 あるべし斯くて又九百ヤールドの狙ひを此度は一方に傾けて前の如く(イ)の星を
 狙ひ次で臍中より之を窺はしめなば放發の線は(ニ)に在らずして右の方に寄り(三)
 の所にあるべし故に此度の玉は(イ)の星に中たらずして(三)の點の下の方に中たる
 べし即ち(ニ)より鉛直線を引き其長さを(ニ)(イ)の長さに等しくすれば(ホ)の點を得る、
 之を中りの點とす○又(イ)より(ニ)(ホ)の線に向て平面線を引けば(イ)(ホ)の線を得る、之
 を左右の差とし(ハ)(ホ)を上下の差とす○右は圖上の談なれども之を實地に施して
 上下左右の差を見るには左の算法あり但し筒口より黒板までの間を五ヤールド
 と定め(イ)(ハ)の差を半「フット」し「フット」は「ヤールド」を三分にと(ハ)(ホ)の差を六分
 の二「フット」とす即ち

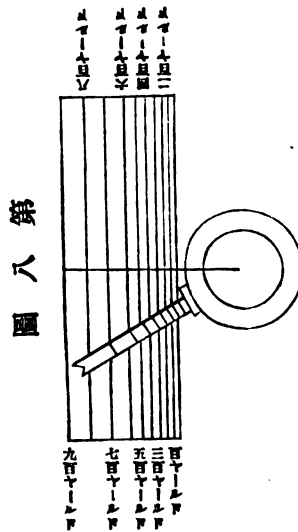
第七圖



左右の差、五「ヤールド」に付き半「フット」なれば九百「ヤールド」に付き九士「フット」の

割合なり上下の差五「ヤールド」に付き六分の二「フット」なれば九百「ヤールド」に付き三十「フット」の割合なり

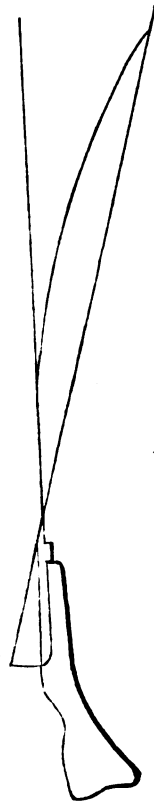
第十二 後狙ひを傾くれば之が爲め筒の勾配自から低くなるその理を明白に示すには厚き紙へ狙ひの度数に等しき線を引て此紙を狙ひの後ろに置き試に狙ひを傾けて兵卒に見せしめなば其勾配を誤るの多寡を了解すべし第八圖の如し



第十三 後狙ひの傾くに由て上下左右の差を生ずるとの理を示すには雷銃の雜形を作て之に三筋の針金を附け一を放發の線とし一を彈道とし一を狙ひの線と定む但し彈道の針金は蝶番を以て放發線の針金と繋ぎ合はせて自在に動く可し

此仕掛を用ゆれば狙ひを傾けて彈道に差を生ずることを知り且彈道の線は必ず放發線の向きに従て其下に達し二線上下の割合常に同様なるとの理をも了解すべし第九圖の如し

第九圖



第五教

第十四 距離の遠近に準して彈道に高低あることを教へ且狙ひの度數に従て歩兵又は騎兵に玉の中たる可き距離各々相異なるとの理を知らしめ以て遠近見計ひの大切なることを兵卒に了解せしむ○距離の遠近に應じて狙ひの度を上げ下げするこのことは前既に教示したれども兵卒若し肉眼を以て遠近の見計ひを爲し得ざるときは假令狙ひの加減を爲すども更に其益なかる可し○遠近の定り

たる的に放發して巧に中つるども戦場の活物に接して遠近を見計ひ敵に放發して之に中つるに非ざれば其業前は無用と云ふ可し是れ即ち兵卒を教導するに最も大切なる一事件なり

雷銃の彈道及び其玉の騎兵歩兵に中たる可き距離を示すこと左の表の如し

距離	彈道の最も高き所	玉の初て中たる可き距離		玉の中たる可き間		玉の外に可き距離
		騎兵	歩兵	騎兵	歩兵	
「ヤード」の數	「フット」の數	「ヤード」の數		「ヤード」の數		「ヤード」の數
百	四半	中たらざる所なし		中たらざる所なし		百八十
二百	五	中たらざる所なし		中たらざる所なし		二百六十五
三百	七	中たらざる所なし		中たらざる所なし		三百五十
四百	十	二百七十五	三百五十	百六十五	九十	四百四十
五百	十四	四百二十五	四百六十五	百零五	六十五	五百三十
六百	十九	五百五十	五百七十	七十五	五十五	六百二十五

千	七百	二百五	六百六十	六百八十	六十	四十	七百二十
	八百	三十四	七百七十	七百八十五	四十五	三十	八百十五
	九百	四十四	八百七十五	八百八十五	三十五	二十五	九百十
		五十七	九百八十	九百九十	三十	二十	千零十

騎兵の高さは八フート、平歩兵の高さは六フートと積る。〇三百ヤールドまでの所に放發するには雷銃の高さ、地面を去ること四フート、平とし三百ヤールド以上の所に放發するには銃の高さを三フートと積る。〇騎兵歩兵共に地面を去ること三フートの所に玉の達するを以て中りと定む。〇彈道の最も高き所は距離の二分一と三分二との間にあり。

表の中に記せる玉の初て中たる可き距離及び玉の外る可き距離は五ヤールドの數を元に立て、増減したるが故に精密の算定には非らず、但し斯の如く大數を示すものは之を記憶するに便ならしめんがためなり。

第十五 前條の表を見れば明に左のこゝを了解す可し、即ち六百ヤールドの狙ひを以て五百七十ヤールドの所に放發すれば其玉は目當の上を越すこと三フート。

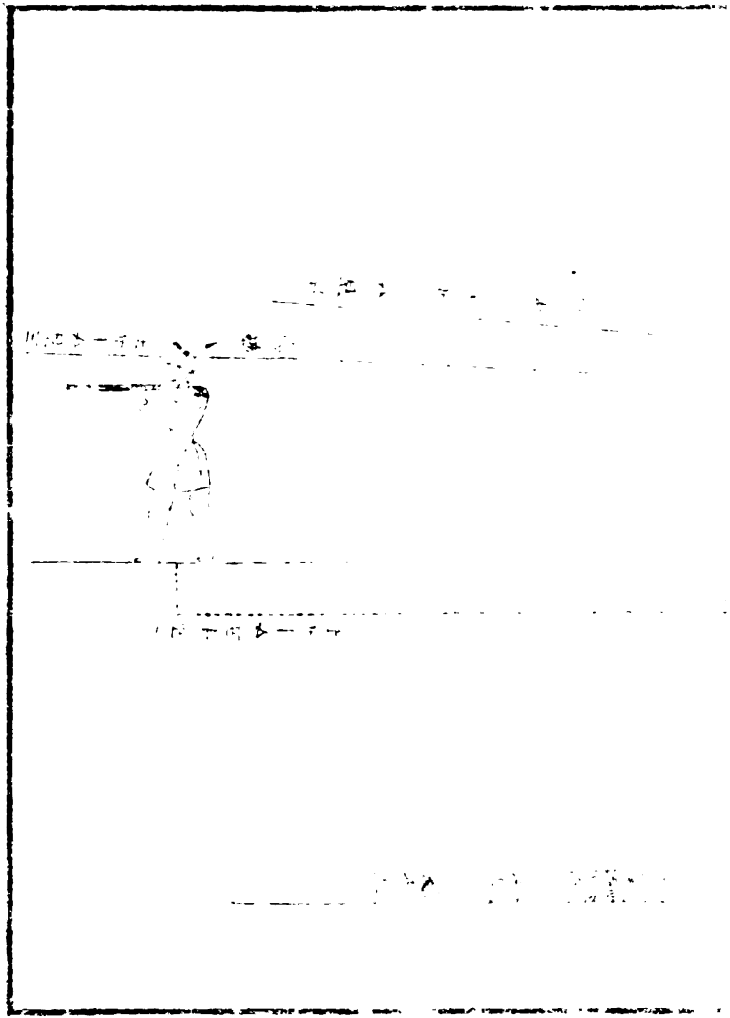
なるべし又此狙ひにて六百二十五ヤールドに放發すれば目當の下三フット」の所に達す可し故に遠近の見計ひ僅かに三十ヤールドを誤て上下三フットを相違するの理なれば人を目當とするときは其胴に中たらずして頭の頂き歟又は足の下に達す可し○三百ヤールドの狙ひを以て放發すれば其彈道の勾配六百ヤールドの彈道よりも低きが故に凡百三十五ヤールドの間は人の体に中たる可し又八百ヤールド九百ヤールドに於ては彈道の勾配益々高くなりて其玉の人体に中たるべき間益減少す故に放發のとき距離の遠ざかるに従て遠近の見計ひは益々精密にせざる可らず第十圖を見る可し○右の次第に付き八百ヤールド以上千ヤールドを隔て、小さき物を狙ひ打にするは餘程熟練せる兵卒に非ざれば能はざることなり但し斯の如く遠方の所にても敵兵の群集せるものを目當とすれば或は遠近を誤るとも功をなすことあり即ち第十一圖に於て敵兵二列の長さを百ヤールドとし其先列に向て放發するとき百ヤールドを見誤るとも其玉は尙は後列に中たる可し○假令ひよく熟練せる兵卒と雖ども遠近を正しく見定むるは甚だ難きことなるが故に戰場に臨で放發するには先づ目當とする物よりも少し低きと思

10 - 11

10 - 11

10 - 11

10 - 11



ふ所へ試に一發す可し然るときは其玉は先方へ達する前に地面に落ち更に跳躍して目當に達することあり右の如く一發を試み其玉にて砂塵を打揚る様子を窺ひ之に由て遠近を見定め隨て狙ひの加減をなすべし

第六教

第十六 第六教に於て師範役は風と日の光とにて放發の故障を爲すこのことを説くべし

第十七 風とは空氣の動搖するものにて放發のとき右の方より風吹けば左の方へ玉を吹き送り左の方より風吹けば右の方へ玉を吹き送る前より吹けば玉の進みを減じ後より吹けば玉の進みを助く但し向ひ風と追ひ風とにて玉の進みを妨ぐるは左右の風の働き程に甚しきものに非らず且又風の向きに由りて狙ひの加減を爲すは全く兵卒の手心に在ることにて其規則とては別に記す可きものなし唯左の方より風吹けば的よりも少しく左の方を狙て一發を試み其玉尙はも右の方に達すれば其次には尙は又少しく狙ひを變ずるまでのことのみ

第十八 人の走り馬の馳るものを目當として放發するとき玉を發するときと

玉の達するときとの間に其目當は何れへか動く可し故に其目當なるもの玉先の右より左に進み或は左より右に進むときは其進行する先の方を狙ふべし但し其物の進む遅速と距離の遠近とに由り兵卒の手心を以て狙ひの加減を爲す可きのみにて一定の規則あることなし

第十九 運動する物に向て放發する歎又は風の吹くときに放發するには先づ平生の如く其目當に向て狙ひを定め乃ち腰より体を回はして筒の向きを左右に變す可し但し眼と腕とは初め狙ひを定めたるまゝにして少しも動かす可らず○目當とする物左右に動かすして我方に向て近づき又は我方より遠ざかるときは其遠近に従て狙ひの加減をなす可し

第二十 暗夜又は烟の爲めに目當の見へざることあり敵の不意を襲ひ或は之を防禦するは多くは暗夜のことなるが故に若し一處のみを狙て放發すべき場合ひならば預じめ二股ニマタの木二本を地に立て、狙ひを定め置き其股に筒を掛て放發す可し○敵兵の遠近は既に分明なれども烟に被はれて狙ひ難きことあらば筒の前五六ヤードヤードの所に棒を立て棒の頂を筒口と敵兵の在る所との間に定め其頂を

を狙て放發す可し

第二十一 日の光、左の方より來れば前狙ひの左の方を照らし、後狙ひの切れ目の右の方を照らす、斯く日光を受けて狙ひを附くるときは自から正しき方角を失ひ右の方に傾くものなり、之に反して日の光、右の方より來れば誤て左の方を狙ふものなり

第二十二 時としては狙ひの高さ正しからずして彈道の勾配を誤ることあり、元來狙ひの製作は何れの雷銃にても同様なる筈なれども狙ひの板に記るせる度数の變動もすれば正しからざることあるが故に兵卒は一發する毎によく氣を附け其彈道の高低に従て、摺り金を當然の度数よりも高くし或は低くす可し○又前後の狙ひ、一直線に在らざることあり即ち後の狙ひ右に片寄れば筒は右の方に向くべし前の狙ひ右に片寄れば筒は左に向く可し是亦兵卒の手心にて加減せざる可らず

第二十三 玉込を爲すとき銃包に火藥の不足せるか若しくは誤て之をこぼすことあらば勾配を高くして放發す可し然らざれば其玉は目當に達せざる可し

第二十四 玉込を爲すとき成る可きことならば兵卒は立ちながら筒を眞直に持つ可し或は時宜に由り跪て玉込を爲し之に由て筒を傾くることあれば動もすれば其火藥、臍中の污垢に粘り着くことある可し

第二十五 玉込を爲すに臍中、滑らかならざるときは玉の周圍を口中にて濕はす可し然るときは唾の濕にて稍や之を滑らかにす可し

第二十六 雷銃の臍中は動もすれば大小あるものなり、兵卒若し幾度も玉込を試みて其玉の臍中に合はざることあらば必ず其次第を訴出づ可し

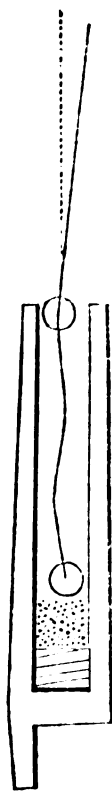
第七教

第二十七 第七教第八教に於て師範役の辨説することは左の如し即ち筋なしの筒にて放發すれば中りを誤るが故にこの誤りを防ぐ可き方術ありとの次第を教示して以て雷銃の機能を知らしむ可し

第二十八 筋なしの筒にて中りを誤る所以は遊隙の多きに由てなり遊隙とは玉と臍中との透間を云ふ○師範役は筒の側面圖を畫きて玉の臍中にある模様を示すこと第十二圖の如くす可し○舊式の筒には遊隙を多くせざる可らず然らざれ

ば臍中に垢付きたるるとき玉込を爲し難し故に舊式の筒に玉を込て放發の身構へを爲せば其玉は臍中の下面に付き、玉の上は大に透くべし斯く透間のある所に火藥を發して火氣は透間より通り抜るが故に其玉の筒口に出づるまで臍中の方々に突き當り之に由て其玉は眞直に進まずして中りを誤る可し

第十二圖

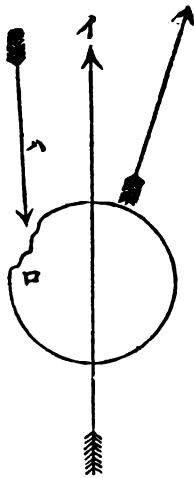


第二十九 今雷銃に用ゆる玉は其形ち細長きが故に空氣を押分けて進むに都合よく且此玉の仕掛にて臍中を出づるとき全く遊隙あることなし○雷銃の玉を込むることは容易なれども火藥の發するに及で其發力は玉を臍中より追ひ出さんとし、玉は自から其重さあるが故に止て動かざらんとし、玉の外にある空氣も火藥の發力に反して玉の出づるを妨げんとす、右の如く火藥と玉と空氣と三つの働きにて玉を太く爲して少しの透間をも残さず之に由て藥力の玉に激することは益

々劇しくして大に玉の速力を増す可し且右の次第にて玉の速力を増し随ては火薬の分量も減す可きが故に放發のとき筒の後へ押す力は少く之に由て狙ひを誤るの患なし但し筋なしの筒を以て圓き玉を放發すれば必ず此誤りなきこと能はず

第三十 圓き玉の不便利にして中りを誤るとのことは前條に議論せし外尙又別に一ヶ條あり即ち第十三圖に於て(イ)の方角に向て飛行する圓き玉あり此玉に疵あること(ロ)の如くならば此疵に空氣の激するは(ニ)の方角よりし之に由て玉の向きを改め(三)の方角に向はしむ可し○長き玉にても疵あるものを筋なしの筒より放發しなば其方角を誤ること圓き玉に異なることなる可しと雖ども雷銃の臍中には筋あるが故に絶て此患なし詳なるは第八教に説くべし

第十三圖



第八教

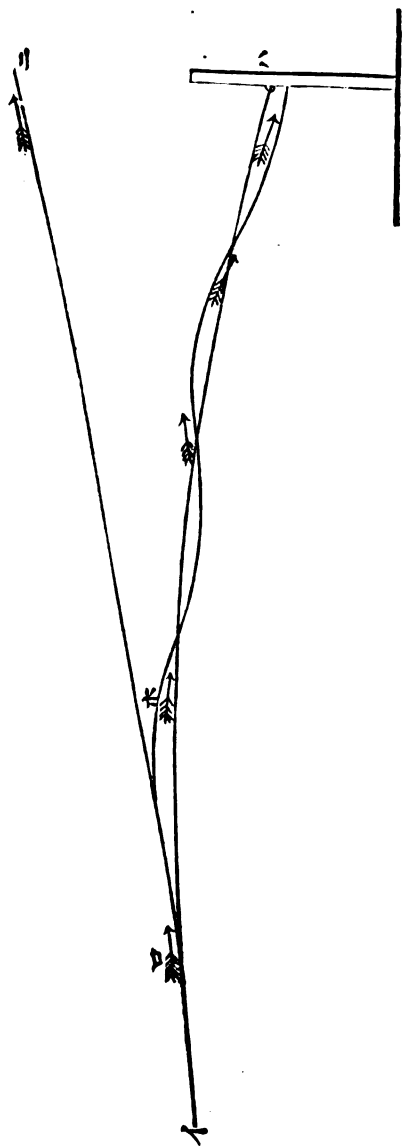
第三十一 筒の内面に幾筋にても細き筋を掘りたるものを雷銃ライズンと云ふ其筋筒尻より筒口に至るまで螺旋の如く捻じれたるはこの捻じれに従て玉を轉回せしめんが爲めなり○兵卒をして臍中を窺はしめなば筋の捻じれたる模様を了解す可し即ちこの筋は筒尻より筒口に至るまで右の方へ半回の捻じれを爲せるが故に筒尻の此側にある筋は筒口にては彼側に見る可し

第三十二 火薬の發するに由て玉の形ち俄に膨脹すれば其周圍、臍中一杯に符合するのみならず筋の内へも喰ひ込み筋の捻じれに従ひ、回はりながら筒口を離れ其勢にて的に達するまで玉の尖りを先に向けて回はりの止むことなし故に玉の向きは一方に定まり且玉に疵あるども其疵は玉の回はるに由て空氣に觸るゝこと一方に定まらざれば上下左右の差を生ずることなし

第三十三 雷銃の玉の飛行する模様は第十四圖の曲りたる矢(イ)を以て辨解すべし即ち矢の曲れる凸の方を下にして(イ)の點より(ハ)の星を狙て之を放ち、其矢更に轉廻することなくば凸の方にのみ空氣の押を受け之が爲め其狙ひを誤て(ニ)に向

ふ可し然れども其矢若し(ホ)に達する前に一度ひ轉廻しなば最初上に登りし丈け
又下に降る可し斯の如く一回毎に一度ひ登り一度ひ降りて其向きを改むるが故
に矢の形ちは曲れると雖ども甚しく狙ひを誤ることなくして遂に的の星に近づ
くを得べし

第三十四 玉の面に疵あれば放發に妨をなすの理を説き次て又兵卒等へ辨解す



第三十四圖

ることあり即ち玉込を爲すに強く突込むときは玉に疵を生ずるのみならず火薬をも突碎ひて大に放發の故障となるが故によく意を用ひて玉を込む可しとのことを了解せしむ可し

第三十五 前の條々に説辨せるを以て兵卒等は空氣の中に玉の飛行する模様を知り、狙ひの加減を了解し、放發の規則をも心得たるに付き尙又師範役は兵卒に説き、元來中りの正しきは右の條々に拘はるのみならず又雷銃の手持方并に玉薬の取扱ひにも由ることなれば之を等閑にす可からずとの趣を丁寧し心得しむ可し

第三十六 指揮官は一年に兩度大隊の士官を集め又訓練休息の間には時々無級士官及び兵卒を集むることありこの時に於て師範役は平生教導せし箇條の外に小銃の由來を説き火薬の發明よりして以來砲術の道次第に開け月に進み日に新にして遂に今日の雷銃を用ゆるに至れりとの論説を士官及び兵卒等へ明に了解せしめ其智識を博くして以て實地の働を助く可し

第三十七 雷銃の論説を教授するに別段の場所なくば學校に於て之を催ふす可し大抵學校の教授は毎日四時若しくは六時の間なるが故に其休息の間を見て之

と入替り二時の間雷銃の教を設くべし但し雷銃の教授と學校の教授と双方入替りて席に就くまでの時刻は四半時と定むるなり○學校に於て雷銃の教授を催ふするときは正しく其制限を定めて諸隊の兵卒に知らしむ可し

雷銃操法卷之二

題言

一此書卷之一は千八百六十四年英國開版の原本を譯したるものなれども其後千八百六十七年の新本を得たるに付則ち此第二卷は新本の翻譯なり故に書中の箇條初卷の目録と齟齬する所あれども其事柄に至ては大同小異聊か兩三年間の新工夫を増したるのみ

一初卷の譯例に英國度量の解を脱せり今こゝに其大略を示す

英國の「フート」は我一尺強に當る

同「ヤールド」は三「フート」にて我三尺強なり

同「インチ」は二「フート」を十二分にしたる一分にて我八分三厘強に當る

同「ポント」は目方の名にて其「ポント」は我百二十一匁強に當る

同一時は我半時なり一分時は一時を六十に分たる一分なり英語に「ミニット」と云ふ一秒時は一分時を六十に分たる一分なり英語に「セカンド」と云ふ

雷銃操法卷之二 目錄

第四編 下九稽古

第三條 狙ひの稽古

第四條 身構への稽古

第五條 空發

第六條 遠近の見計ひ

第七條 銃包の製作

第五編

第一條 玉打

甲 一人立ちの放發

乙 連發

丙 急發

丁 戦列の放發

目錄終

雷銃操作法卷之二

福澤諭吉譯

第四編

下九稽古

第三條 狙ひの稽古

第一 此稽古に於ては兵卒へ雷銃の狙ひ方を教へ後の狙ひを加減することを知らしむ其法は筒を自在臺に掛けて遠近の距離を色々に狙はしむるに由て其上達するや否を試ひべし若し自在臺なくば棒を三本築め其上の方を網にて結合する歟又は雷銃の劍を組合せて地に立て高さ四_フト_ト平の處に砂の袋を掛けて此袋の上に筒を据れば自在臺の代となる可し

第二 稽古人は一の臺に付き十人より多くすべからず銘々に雷銃を携て一列に並びしめ教師こゝに出て先づ狙ひの大趣意を教ゆ其箇條左の如し

一則 狙ひは前後とも右に傾く可らず又左に傾く可らず

二則 狙ひの筋は後の狙ひの切目に、前の狙ひの頂を合せて的の真中を見通す可

し

三則 眼は健に的を覘濟チヲヒスして筒又は前の狙ひに目を付く可らず斯くの覘へば

前の狙ひは自然に見通しの筋に掛るものなり初心の間は動もすれば的を見ずして前の狙ひのみに目を留め遂に見通しを定むること能はざる者あり、よく心得べし

四則 狙ひのときは左の眼を閉べし若し出来ざる者あらば手拭にて片眼を塞ぐ

べし自然に慣るゝものなり

第三 教師は又狙ひに大中小三通りの差別あるとこのことを辨解す即ち左の如し

後の狙ひの切目の底に前の狙ひの尖トギを合せて見通すものを小の狙ひと云ふ第

一圖の如し

後の狙ひの肩と前の狙ひの尖と同一高さになるものを大の狙ひと云ふ第二圖の如し

後の狙ひの切目の中程に前の狙ひの尖を合するものを中の狙ひと云ふ第三圖の如し

第一圖



第二圖



第三圖



第四 右三通りの狙ひの内にて平生は其中を用る規則なり且又大と云ひ小と云ふども其差僅のことにて筒の勾配に格別的高低を起すものにも非ず故に放發のとき其筒の持前にて始終玉の下るものには大の狙ひを用ひ其反對なるものには小の狙ひを用ゆべし

第五 教師は上に述たる規則をよく辨解し次て又稽古人をして其雷銃を以て百「ヤード」の的を狙はしむ既に狙ひを定むれば其儘筒を自在臺の上に置き當人は其傍に立しめて教師自から其場所に行て狙ひの正否を改む若し其狙ひ不正なれば當人は其儘立たせ置き他の稽古人を呼で其狙ひを示し不正なる箇條を述べしめ教師も亦傍より斯る不正の狙ひを以て放發しなば其彈道は斯くなる可しこのことを説き次の稽古人をして改て狙ひを定めしむ斯の如くすれば稽古人は仲間同士の不出來を見るゆへ大に勵むものなり

第六 右の稽古は百ヤールドより始め五十ヤールドづゝ次第に増して九百ヤールドに至るべし即ち九百ヤールドは雷銃の限なりの星は三百ヤールド迄を六「インチ」の角と定む斯の如く次第に星を大にする所以は的の遠くなるに従て前の狙ひを見通すこと難ければなり

第七 狙ひの稽古は眼力を達者にするものなり遠丁の處に放發せんには平生より心掛け實地にては玉の届かざる所にてても小さき物を見て成丈け眼力を増す可し此箇條は固く兵卒へ云ひ聞かす可きことなり

第四條 身構への稽古

第一 此稽古に於ては生兵並に熟練したる兵卒をして放發の身構へを爲さしめ或は立ち或は跪き一々其運動に氣を附て狙ひを誤ることなきを專一とす其大趣意は正しき身構へに筋骨を習し雷銃を自由に取扱ひ手と眼との間の釣合ひを取ることなり手の働は固より眼に従ふものなれども尙又之を實地に施し眼の向ふ所には雷銃の筒先も向ひ従て指も引金に觸るゝ如く自然に練磨の功を積ざる可らず

第二 小隊の訓練に於ては兵卒を列に並ばしめて玉込放發の身構へを教ゆることなれども、今此條に云ふ所の身構への稽古は銃術の教師にて格別に意を用ひて一人づゝに放發することを教ゆるものなり

第三 身構への稽古をするには兵卒をして進行の列を爲さしめ立つときは雷銃の剣をはめ跪くときはこれを外す稽古人の數は教師一人に付き十人より多かる可らず此人數を一行に並らべ人と人との間は一步づゝ離れて的を距ること適宜の所に止らしむ

第四 此稽古を始める前に教師は兵卒をして各々其狙ふ所の的に目を附けしむ但し其的は屯所の壁に黒く書きたるものにて大さ錢の如く邊波し八分其中に四五分計の白き星を記せり的高さは三「フット」的どの間も亦三「フット」なり

第五 指揮官は一通り身構への稽古を終れば、更に又これを始める手續きを爲す殊に其第一段第二段の稽古は幾度も繰返す可きものなり故に中隊の兵卒も十人づゝに分ち其士官の直傳にて度々身構への稽古を爲すことあり

第一段

此第一段の稽古に於ては兵卒をして雷銃を巧に取扱はしむるを專一の趣意とし其左の腕を遠者にし、左の手先を以て自由に雷銃を取舞はし、眼の向ふ所に従ひ体を動かさずして雷銃を肩まで上ることに馴れしむ故に此箇條の出来るまでは幾度も運動を繰返し少しの不出來にても見過す可らず且教師たらん者は其不出來なる所を一々説得し斯る不出來を等閑にしては實地に施し斯る不都合ある可し

このことを心得しむ可し

稽古に取掛る前號令の言葉左の如し

「號令次第前列又は後列或は立ち或は跪き身構への稽古第一段」

斯く前以て一度號令を下し置き次に又號令すること左の如し

「ザールド」の所用意

此號令にて稽古人は「肩へ筒」の身構へより運動を始む此運動に於て教師は格別に心を用ひて稽古人の身構へを見る可し第一左の手を以て固く雷銃を持つこと其持つ所は第三番の輪金の下にて地板の坐には手を掛く可らず即ち此部分は筒を構るときに持つ所なり第二用心金の下に右の手の指

を掛ること第三躰は眞直に立ち左の方は胸より足に至るまで一直線たること第四頭を曲げず足は曲金の形に踏分ること第五眼は的の方に向ひ頭も同様たるべきこと○跪くときは右の足と膝とを程よく構へて躰を固くして右の踵に腰を据べし

「構へ」

此號令にて兵卒は以前の身構へにして躰、頭、眼、手先共に少しも動かさず急に左の腕を伸して右の肩の前に筒を上げ後の狙ひを立て臺尻の上面を肩の高さと同様にし筒先は的より二三寸低くし右の手の指を用心金の内に入れ兩臂を下の方へ曲くべし

斯く身構へを爲し又「初へ返れ」どの號令を掛て再び最初より仕直し幾度も繰返して其不出來を改め十分に出來たる所にて「構へ」「二」「三」と號令するなり

「三」

此號令にて右の肩の窪に臺尻を當て左の手にて之を押付く又同時に左の臂を筒の下へ入れ右の臂も大低同様にし右の肩の前に出す斯く兩臂を筒の下に入る、

は其構へ方を丈夫にするためなり但し銃頭、眼手先は少しも動かさず指は鉤の形に屈げて引金の前にあれども之を押すことなし○跪くときは左の臂を左の膝の上に置く

【三】

此號令にて指を引金より外して用心金の下に置き玉込の身構へを爲す但し銃頭、眼手先は動かすことなし

「彈き金弛め」「筒卸せ」「筒放せ」

此三の號令にて定式の運動を爲し終る

右の如く號令を施して一と通りの運動を終れば次で又稽古人に自分にて運動の遲速を見計ひ最初からの手續を繰返して稽古せしむ其時の號令左の如し

「一段の稽古遲速見計ひ」

此號令にて用意をさせ置き次に又左の如く號令す

「構へ」

此號令にて稽古人は互に其運動の遲速を見合せて最初からの手續を爲す

「止め」

此號令にて玉込の身構へを爲し終る

「彈き金弛め」「筒卸せ」「筒放せ」

此三の號令定式の如し

第二段

第二段の稽古は兵卒へ筒を構へる運動を教込むことなり初の號令左の如し

「號令次第前列又は後列或は立ち或は跪き身構への稽古第二段」

斯く號令を下し置き次に又號令すること左の如し

「幾ヤールド」の所用意」

此號令にて「肩へ筒」の身構へより運動を始め教師は矢張り第一段に記せし箇條に心を用ゆ可し

「構へ」

此號令にて小隊訓練第一段の第一第二の運動を合せて後の狙ひの切目よりの見通す

【三】

此號令にて筒先を上げ前の狙ひと後の狙ひとを合せて的を見通し眼、腕、手先を少しも動かすことなく少しも震はすことなく引金を引て打金を落とす此時尙も眼は的を見張り且打金を落とすまでは呼吸をこらす可し

【三】

此號令にて玉込の身構へを爲し打金を皆引上ぐ可し

右の如く運動終て又『初へ返れ』との號令を下し幾度も其順序を繰返す可し眞直に躰を構へ各々其狙ひし的を見て眼を動かさるよう兵卒へ心得しむること
肝要なり

『弾き金弛め』『筒卸せ』『筒放せ』

右三の號令定式の如し

第三段

此稽古に於ては専ら眼と手との釣合を馴らすとにて中りを求むるには欠く可らざる箇條なり故に兵卒たらんものは稽古の時にあらずとも平生これを心掛けて怠

らざるやう丁寧に云ひ聞かず可し但し狙ふ可き目當なくして筒を構ふるは無用たる可きなり此稽古を始るときこの號令左の如し

『號令次第前列又は後列或は立ち或は跪き身構への稽古第三段』
右の如く一ど通り號令を下し置き又號令すること左の如し

『込』

此號令にて『筒卸せ』の身構へより急に玉込を為す但し筒先込の雷銃なれば込矢を廻はし右の方より手數の順を計て雷管を附るまでの身構へをなす教師は各々兵卒の身構へに氣を附け其次の運動を爲す可きや否を見る

『幾ヤールド』の所用意』或は

『前列又は後列跪き幾ヤールド』の所用意』

此號令にて狙ひを加減し打金を皆引揚て的の方を見る

『銘々打方』

右の如く前以て用意の號令を下し置き

『始め』

此號令にて兵卒は左右同列の人に拘はらず自分にて運動の遲速を見計ひ雷管を打ち又玉込の身構へを爲し玉を込む

【打方止め】

此號令にて兵卒皆玉込を終り筒を卸す

稽古人は立つ身構へにて右三段の稽古を一通り終り次には又跪て同様の身構を爲す可し筒を構へたるときは兵卒の身構へを細密に吟味せざる可らず即ち狙ひは前後共に真直に立つ可し筒は左の手を以て固く肩へ押付べし引金を引くには筒先を下げず打金の落るまでは腕手先共に少しも動かす可らず眼は的を見張て打金の落ちし後までも脇を見る可らず教師は稽古の間其引受の稽古人を一人づゝ順々に氣を附け其身構への不出來を見出しては之を改めさせ又或は稽古人の前に立ち自分の眼を的にして之を狙はせ其狙ひを附る遲速と引金を引くとき狙ひを動かすことなきや否やを試む斯く丁寧心に心を用ひて其不出來を見出せば其度毎に『初へ返れ』との號令を掛て又筒を構へさせ三度も四度も繰返して後に玉込の身構へに及ぶ可し

第五條 空發

第一 生兵に玉を込て放發するを許す前に先づ火藥のみにて空發の稽古を爲さしむ此稽古は専ら兵卒の躰を丈夫に馴らして放發のとき筒の戻りに堪へしむる趣向なり空發の數左の如し

一人づゝの放發

十發

同列の放發

四發

立つ身構へ

連發

六發

一人づゝの放發

十發

跪く身構へ

連發

十發

第二 此稽古に於て教師はよく心を用ひ兵卒の躰、腕、手先の取舞はし引金の引きよう並に狙ひのとき頭の構へ方等に不出來のことあれば直にこれを改めしむ可し若し之を改めざれば中りを求む可らざるは勿論のことにて且玉を込て放發するときに至ては其不出來を自由に改むることも難きものなり

第三 教師は又稽古人に辯解することあり即ち火藥の發するときは其勢にて臆

中より玉を打出し又同時に筒を後の方へ押戻す力を起すこれを筒の戻りと名く故に放發のときは臺尻を肩の窪に強く押付て筒の震動を防ぐべし都て自分所持の筒を大丈夫のものと思ひ少しも臆することなくして放發すれば必ず手際よきものなり

第四 臺尻を肩に押付るには臺尻の金の真中を肩の窪に當つべしこの理合を説き尙又兵卒に以前の論説を思出さしむることあり即ち第二條手銃の論説にて玉の筒より飛出るときは放發線の方に向ふゆへ筒の戻りも矢張り放發線の向にて後の方を押すとのことなり元來臺尻の曲りたるは筒の見通しをよくするためなり斯く曲りたる臺尻を肩に當て放發するゆへ筒を押戻す力は上の方にありて之に對する肩の力は下の方にあり故に放發のとき動もすれば筒先の上るものなり此理合を速に合點せんには臆の真中に筒を押返す力のあるものと思ふ可し然るときは其力は臺尻より上の方にあること明白なるべし

第六條 遠近の見計ひ

第一 此稽古に於ては生兵並に熟練したる兵卒へ色々の距りにある人又は物の

大さど形ちどを見分ることを教ゆ

第二 稽古打のときは的の丁敷定りたることなれども實地の敵に向ては固より其遠近を知る可きに非ざれば見計ひを以て速にこれを測り雷銃の勾配を加減して定式の如く放發せざる可らず

第三 兵卒へ眼を以て遠近を見積ることを教んには遠近見計ひの試験を許す前に先づ次の箇條を稽古せしむ可し

第四 稽古人の居場所を距ること五十ヤールド百ヤールド百五十ヤールド二百ヤールド二百五十ヤールド三百ヤールドの所に各々人を立たせ躰を眞直にして稽古人の方へ向ひ見分の目印イデックとならしむ

第五 右六所の場所を定むる仕法左の如し教師先づ遠方にある樹木或は建家等著しき物を目當に立てこれを見通して其見通しの筋に甲乙二人を向合に立たせ其間を二十ヤールドと定め又乙より左或は右の方十一歩一歩は兵法に於ての所に丙の一人を立たせて目當の人と爲す然る後に兵卒六人前後二人づゝ三行に立て乙の場所より眞直に進むこと五十ヤールドにして止り第三行後列の一人甲乙

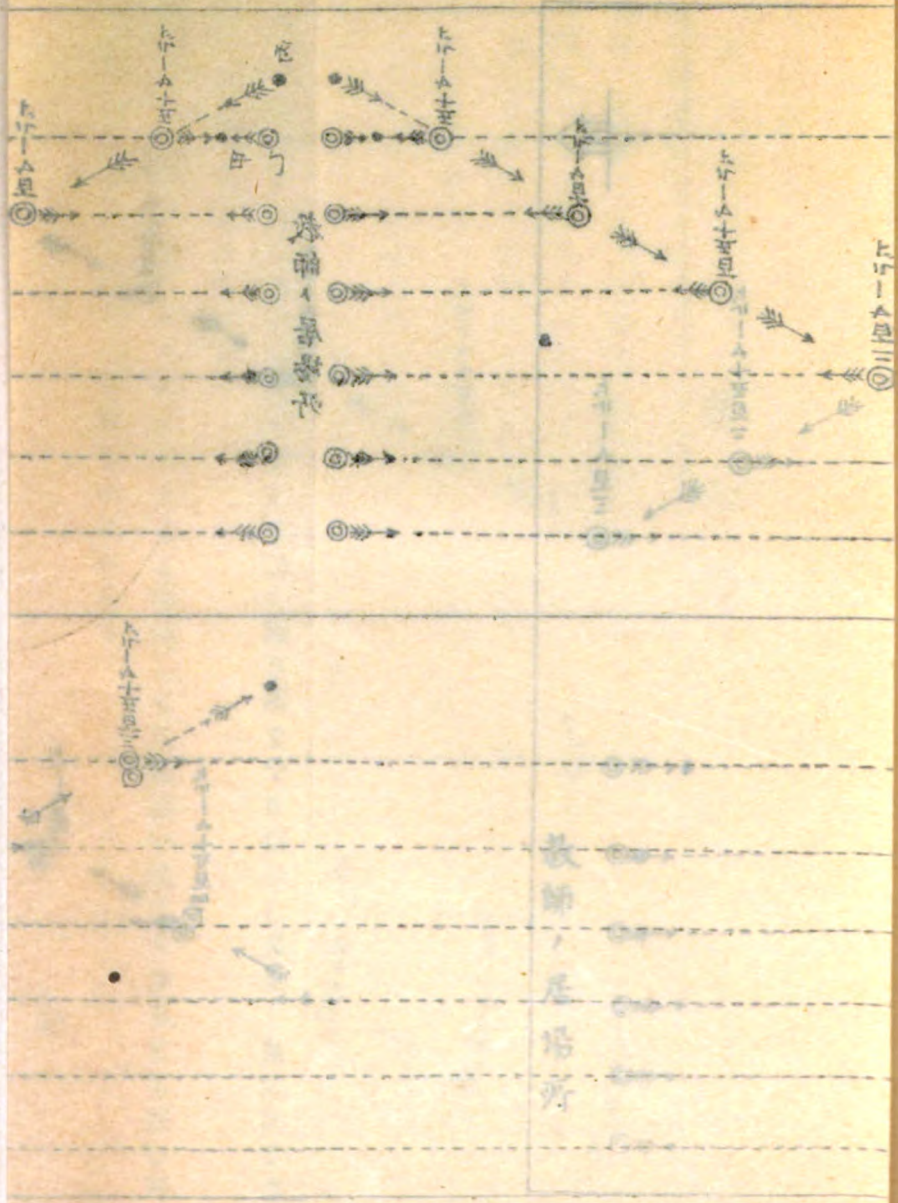
の筋に立て斜に丙の方を見通し此時に甲の一人は去らしむ又之より斜に進むこと六十一歩即ち五士ヤールド零六分の五の所に至て第三行前列の一人立止り初五士ヤールドの所に立ちし人と丙の人とを斜に見通して其居場を定む次第に六十一歩づゝ斜に進で其所に一人づゝ立止り行列既に定て後に目當たりし丙の人も去らしむ第四圖を見るべし

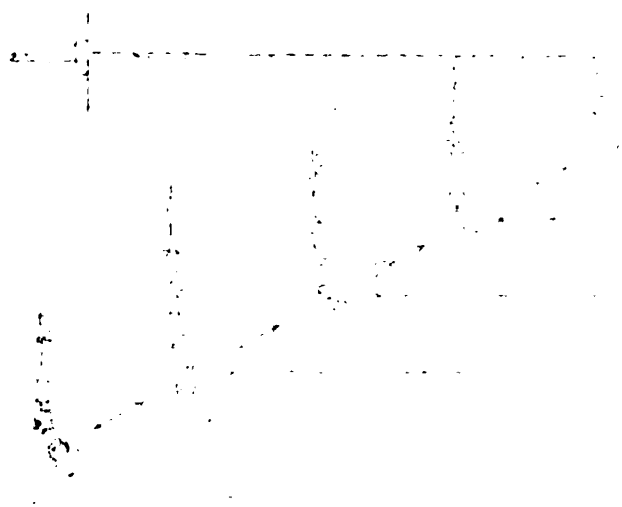
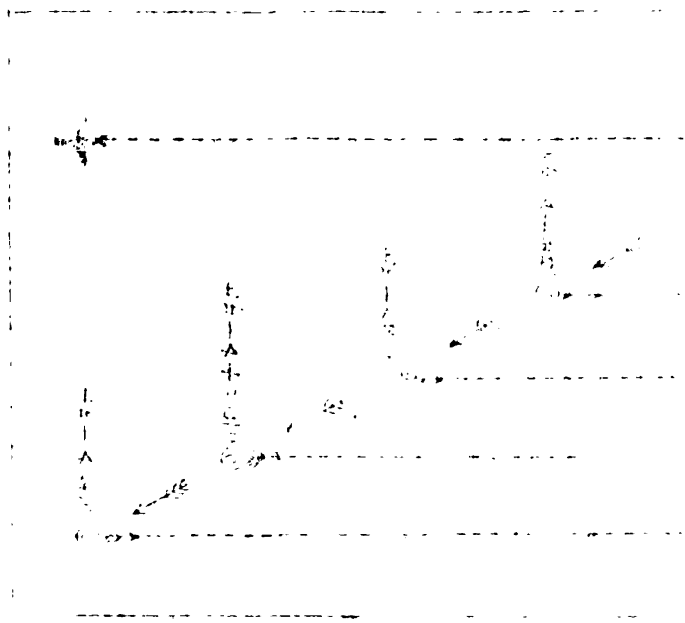
第六 前條の如く目印メソトの人六人を並び立たしむるに五士ヤールド五ヤールドと次第に遠くなるに従ひ横の方にも順々に距りて其形を斜にせし譯は稽古の場所より何れの目印をも見らる可きようにするためなり

第七 士官又は無級士官にても人數多くあれば教師の手傳として稽古の場所に於て各々一人づゝ六人の目印と相對したる所に立つ但し教師は自分の左の方へ稽古人を引連れ五士ヤールドの目印に向て立つ

第八 稽古のとき教師は其日の天氣の晴陰日影の様子並に近處にある山なせの形勢を説き其模様次第にて物の形も色々に變りて見ゆるこのことを心得しむ

第九 教師は五士ヤールドの目印に向て立ち稽古人へ目印の人の形其携ふる所





の武器、衣裝の部分を示す但し是等は稽古人の眼にも明に見ゆるなれども尙細密に及び見え難き所までも指示し次て又銘々の眼に見得る所の部分を聞糺し再三これを試て此位の距りにては人の形は斯く見ゆるとのことを合點せしむ右終て次の場所に行かしむ

第十 百「ヤールド」の目印に向て立てる教師教師は其場所付も其教授の仕方は一人づゝ別なり同様にて五十「ヤールド」の所にて見し部分を見分ることを教へ且其以前の場所にて見し目印と此場所にて見る目印と其模様の異なる所を區別せしめ一人毎に色々のことを聞糺して次の場所へ行かしむ斯く順々に場所を経て三百「ヤールド」の所に至るまで教授の法に異なることなし

第十一 三百「ヤールド」の目印に向て立てる教師は目印の形、衣裝武器の内明に見る可き部分を示すは勿論彷彿として見ぬ難き所までも指示し又全く見えざる部分はその次第を云ひ聞かす

第十二 教師は稽古人へ種々のことを聞糺して其返答一様ならざるども怪む可らず眼力の働は人々に由て異なるものなり

第十三 一と通り稽古を終りたる者は目印の場所へ入替り初め目印となりし者へ稽古を爲さしむ故に惣稽古人の數は少くも目印の一倍にて十二人より減す可らず

第十四 稽古人の數大勢なれば目印の場所を右と左とに分つ且目印の人へ一倍の遠丁を見せしむるため左右の場所を正しく相對すること第四圖の如くす

第十五 右の如く一同の兵卒残らず稽古を終れば次て又三百「ヤールド」の限の内にて遠近の見計ひを稽古す可し其法左の如し○教師は稽古人を引連れて最前稽古したる場所を替へ又其人數の内より一人を引出し遠近不定の所に至て立たせ置き其餘の稽古人へ其遠近の見積を爲さしむ

第十六 教師は稽古人の右の方の前三歩の所に立ち一人づゝ其前に呼出して銘々の見込を述しめ之れを手帳に記す但し遠近の數は五「ヤールド」を本として増減し聲へば七十「ヤールド」より遠しと思へば之れを七十五「ヤールド」と云ふ可し一二「ヤールド」の差は問ふことなし都て此間は無言にて見込を述るにも低聲にて云ふべし然らざれば互に人の見込を聞て自分の思ふ所を變ることあり○右の如く銘

々の見込を述置き其見込に從て所持の雷銃に狙ひの加減を爲す

第十七 既に稽古人の見込を帳面に記し終れば念のため一度これを讀聞かせ置き測量の道具を以て正しく其遠近を測る歟或は又其道具なければ教師の立合にて稽古人へ其間を歩行させ歩數を以て之を測る但し百二十歩を以て百「ヤード」に當る法なり右の如くして其遠近分りし上にて一同に之を知らしむ

第十八 生兵は四日の間右に云ひし如く三百「ヤード」までの稽古を爲し又其次の四日の間は六百「ヤード」までの稽古に掛る其仕方三百五十「ヤード」を始とし之より次第に五十「ヤード」づゝを増して六百「ヤード」に至り最初は定りたる目印を見分け次には不定の遠近を見積ること三百「ヤード」以下の稽古に異ることなし但し目印の人を増して一所に二人若くは三人も置くことあり第四圖を見る可し

第十九 三百「ヤード」以上の所にて不定の遠近を見積るときに測量の道具なければ人數を二にして左右に引分れ兩方共に遠近不定の場所に止て列を正し互ひに相向合て其間の距を見積りこれを帳面に記すること以前の如くし即ち兩方よ

も歩數を計て互に相進み其出逢ふ所にて兩方よりの歩數を合せ遠近を知る可し
斯くの如くすれば歩行の時間を省き時を費すこと少し

第二十 教師は此稽古を催す度毎に成べき丈け其方角を變へ天氣の模様も相異なる日を撰び兵卒を實地の變化に馴すことに心を用ゆべし

第二十一 遠近見計ひ一日の稽古は定りたる目印の人を見る稽古を一ど通り終て又遠近不定の所を見積ること三度と定む

第七條 銃包の製作

此箇條は筒先込の雷銃を携る兵卒のみ稽古す可し

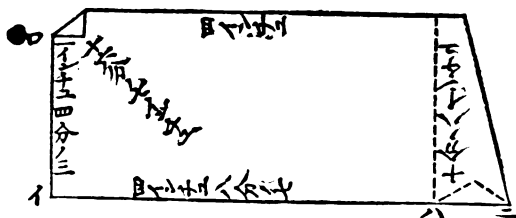
第一 生兵は銃包を作る法を稽古す可し其手續左の如し

第二 雷銃並に馬上筒の銃包を作るに紙を切ること第一第二第三圖の如くし次の手續に及ぶ

火藥の袋を作る法 第四圖形木の下の端を第一圖厚き紙の端(イ×ニ)に等しくして(イ×ロ)の端より巻き二巻き半計り固く巻て此上に第二圖中袋の紙の下端(イ×ハ)の所を四分の三「インナ」殘して(イ×ロ)の端より巻き終て形木の下に餘りたる端を八分の

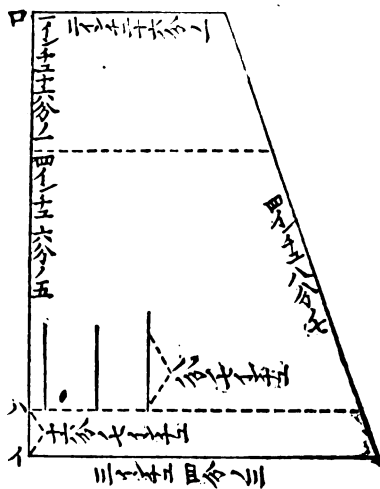
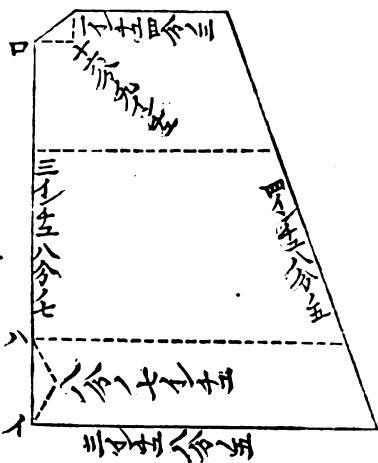
第一圖
藥袋圖

眞形二分の一

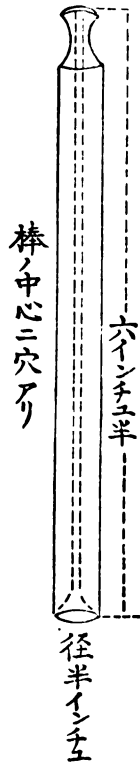


第二圖
中袋

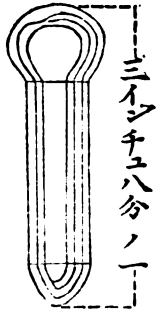
第三圖
上袋



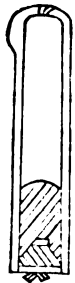
第四圖
形木



第五圖
栓木



第六圖
銚包の側面



七 インチ^二 即ち(イ×ハ)の長さ丈け形木の窟ウツの内に折込み第五圖栓木の先きを以て程よく押付け玉の頂をはめる穴の形ちを作て其間より火薬の漏ざるように紙の皺を滑にす

火薬の袋と玉とを取付る法 玉の頂を薬袋の穴に固くはめ第三圖上袋の紙の端(イ×ハ)の所を半インチ^二程玉の下端より残して(イ×ロ)の端より巻き玉と薬袋とを固く一處に巻て玉の下に残りたる端を撮寄ツクせ糸にて結び終てこれを臺の上に立て片手にて薬袋を押へ片手にて形木を抜き玉と薬袋との離れざるよう用心す可し

火薬の袋に薬を入れる法 薬袋の口に漏計ヒヤウを挿して火薬二グラム^二平を入れる或は又筒の種類に由て之より少きこともあり但し稽古のときは火薬の代りに砂を用ゆ○火薬を入れるには一粒たりとも上袋と中袋との間に入らざるよう用心すべし既に分量だけの薬を入れれば上袋と中袋との上端を捻て下袋を締め薬の上に軽く押付け置く第六圖は銃包を切割て内の模様を示したるものなり上袋の紙に筋目あるは放發するとき玉と袋とを離れ易きようにしたるものなり

銃包を塗る法 銃包既に成就すれば其下端より玉の肩の所まで蜜蠟を塗る可し

若し蜜燻なくば獸脂にてもよし

第三 一中隊の内より少くも十二人は毎年銃包製作の稽古を爲す可し

第五編

試験

第一條 玉打

一 士官一人彈道に居るに非ざれば放發す可らず

二 的打は下た稽古の出來不出來を試る證據なり下稽古を勉強したる者は的に於ても必ず手際よきものなり

三 的は高さ六[フ]ート[市]二[フ]ート[鐵]にて製し雷銃の玉を受けて破れざる程に大丈夫なるものなり又中りの界を見易くし且これに星角を畫くにも其寸法を取るための面の縦横に刻て六[イ]ンチ[づ]ゝの四角に分つこと第一圖の如し

四 胡粉ゴコを阿膠アカの水に解て的の面を白く塗る又星を黒くし角の筋を記すには阿膠の水に油煙を解したるものを用ゆ右白色黒色の混和物マは壺に入れて的の傍に備置く可し

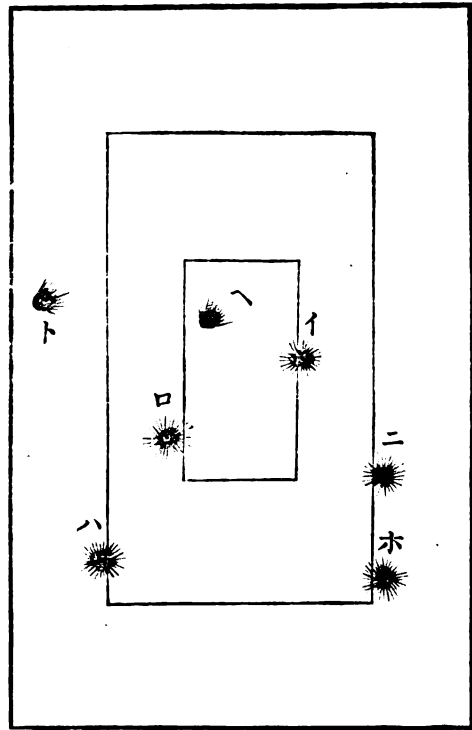
- 五 的は臺の上に据置き之を用るときは眞直に立つ可し
- 六 的を取扱ふには成る丈け損せざるよう用心し之を倒すにも意を用ひて靜にす可し控の棒を荒々しく取て其儘倒すことなほは必ず無用なり
- 七 的を用ひ終て倒すときは其面に雨の溜らぬよう之を斜にす且其錆を防ぐため時々錆留を塗替べし
- 八 的の損することあれば士官の寄合にて之を改め其損したる本を取糺して若し取扱の等閑に由て出来しことなれば兵卒共へ割付て其入用を出さしむ
- 九 稽古打のときは師範役の命にて無級士官は勤上りの兵卒手紙を貰ひたるも 軍役な 六人計を引連て的を掃除し相圖の筒を放發し彈道に往來の人の出ぬよう見張りの番をする等其外種々の用事を勤めしむ此兵卒等右の如く當番を勤れば多分は官より別段に上着を貸渡すことなり
- 十 中りの相圖をするには的の上に旗を揚げ又は玉見の小屋場より圍き板を揚ぐ其旗並に板の色分けと中りの位付を示すこと左の如し

の場所より放發を止るに相圖の筒を放てば的場より之に應じて紅色の旗を揚げ又放發を始る相圖を放てば之に應じて旗を下す○的場に止發の紅旗見ゆる間は何等のことあるとも決して放發す可らず一大事の法則なり

十三 放發の玉的の右の方に中れば相圖の旗を揚ぐるに右の方へ傾け左の方に中れば左の方へ傾け又的の上の中れば旗を成る丈け高く引揚げ下に中れば少しく引揚ぐ

十四 玉の中りは近處より見れば甚だ分明なるべし角並に星の界に中るものは其内に中りしものと同様の割合にて點を附く第二圖の如し其他都て的の面に少したりとも玉の痕跡を遺さざれば中りとす可らず

十五 玉の中りを見又跳躍を見る者も其内の一人は無級士官なり玉の中りを見る無級士官は色々の中りを見て間違なく其相圖を爲し且手帳を控て星角内角外跳躍外れと區別を立て一發毎に之を記して相圖に間違なき證據となす○跳躍を見る者は眼を銳くして彈道を見張りこれを見れば即ち聲を發して跳躍と呼ぶ



- ① 星
- ② 角内
- ③ 角外
- ④ 跳躍

十六 放發する者は組合を分て稽古の場所に進出づ其人數一度に二十人より多かる可らず斯く人數を分つ所以は一組の者放發し終れば直に他の組合と入替て時を延引すること無らんが爲めなり○稽古人の階級を正し放發するときは上等の者にて都合よき時を撰ぶことなり

十七 放發を始る前に稽古人の名前を帳面に記し其順序に従て稽古場に立つ可

し

十八 士官又は無級士官一人稽古場に居て帳面を扣へ稽古人の姓名を一人づゝ改め置き其姓名の上へ中りの點を附く

十九 稽古場の帳面に記すに石筆を用ゆ可らず必ず墨にて認め若し書損あれば細く筋を引きこれを消して其傍に書入れ且證據の爲め帳面を預る中隊の士官之に印を附く可し此規則を心得ずして或は書損のとき小刀を以て紙を削りなせして書入るゝとも其書は法に於て通用す可らず

二十 稽古人は玉込をするにも士官より號令の言葉あり放發の用意既に整へば稽古場の右の方にて相圖の筒を放ち的場の紅旗もこれに應じて下る則ち稽古人に號令して前後二列に並べ放發の順序は前列の右より始めて左に終り又後列の右より始めて左に終る放發の順に當るものは列の前に進出ること一步にして放發し終て肩へ筒を上げ其玉中るときは相圖の旗の揚るを見て右へ向き廻て列の後三步の所に退く斯く順々に放發し右の一人放發終れば左のものは直に進出て用意を爲すされども先の放發中りたれば其相圖を見るまでは次の筒を携べからず○

右の規則に従て一順放發し終れば前列後列共に三步づゝ後に列する形となる次で又號令に従ひ以前の場所に進て列を正し放發すること初めの如し

廿一 稽古人の放發するとき其身構に不出來のことあるとも傍より發言すれば其精心を混雜して狙ひを誤るゆへ教師は謹て默止す可し然れども其出來不出來はよく見分けて不出來なる者へは放發の後に之を云ひ聞かせて以後を改めしむべし

廿二 的に中りの數増して見分け難くなるときは其面を塗替へし其時には甲比丹並に玉見の士官にて中りの數と其帳面に記したる數とをよく引合せ相違なき所にて中りの痕を消し新に塗る可し

廿三 一の的にて打方終れば惣人數の中りを合せて其數を改め即ち止發の相圖を放發して甲比丹又は他の士官一人的の場所に行き玉見の士官と共に的中り數と帳面と引合せ若し相違あれば帳面の數を増減し其數既に定りたる上にて之を惣人數に割付け平均の數を知る可し○兵卒へ各々其中りの點數を讀聞かするるとき譬へば角内の中りを帳面には角外と記したる等のことありて兵卒は自分の

必覺にて其間違なる趣を訴れば尙又角内の中りと角外の中りとを取調べ其上にて事實角内の方に中り多ければ帳面を控る士官の取計ひにて右兵卒へは點を増す可し

二十四 右の如く中りの惣數定まりて帳面に記し玉見の士官これに調印し甲比丹又は他の士官も之に加印す然る後これを寫取り師範役又は其助役にこれを改め相違なき證據を記して稽古場掛りの差圖役に渡し次て又一同に布告す

二十五 生兵のみの稽古打ちなれば中りを記したる書付に調印する者は差圖役と玉見の士官となり此書附に師範役又は助役の加印を押すのみにて之を寫取ることなし但し師範役並に其助役二人の内一人は必ず稽古の席に出て取締を爲すことなり

二十六 帳面に名前ありて稽古に出ざる者あれば其名前の所に欠席の次第を記す可し

二十七 稽古終て屯所に歸れば中隊の教師は銃術の稽古試験と云ふ帳面を出して當日兵卒の得し中りの點數を銘々の名前の上に記し置く可し○生兵の得し點

數も同様の次第にて差圖役これを記す可し

二十八 一日の稽古に堪へずして其終らんとするときに一人放發を止むる者あるども其者は矢張終日稽古したる者と同様に取扱ひ中りの點を數へて甲乙の順を定め且其點を惣人數の點の内に加へて之を平均す可し

二十九 二三發放發し急病にて退席する者あれば其者は初より稽古せざる者と視做す可し但し其二三發にても上等の點を得しときはこれを人數の内に計込ひべし○稽古の終らんとするときに至て俄に大雨にて稽古を止むれば的と帳面と引合せて中りの點數を計へ置き他日其稽古の殘を終る可し

三十 稽古の場所へ立合ふ人は放發する所の右の方へ立つ可し且其兵卒に近づくとなく何等のことあるとも聲を發し之と談話するを許さず

三十一 生兵は右に述たる玉打の稽古に九十發を費し練兵も毎年定式の稽古に於て同九十發を費す其割合左の如し

一人立ちの放發

六十發

連發

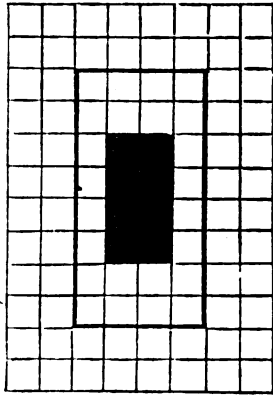
十發

急發

戦列の放發

三十二 一人立ちの放發に於て費す玉の數的の遠近大小星角の寸法左の如し

的を二つ合せたるもの



星の堅二「フット」横二「フット」
角の堅四「フット」横二「フット」

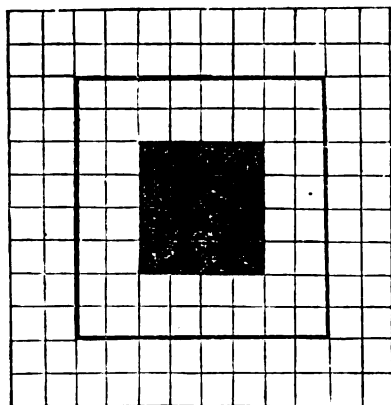
第三等

兵 練		兵 生	
三百「ヤード」	二百五「ヤード」	二百「ヤード」	百五「ヤード」
二百五「ヤード」	二百「ヤード」	百五「ヤード」	百「ヤード」
二百「ヤード」	百五「ヤード」	百「ヤード」	五「ヤード」

右の距離に付玉送り

十發 十發

的を三つ合せたるもの



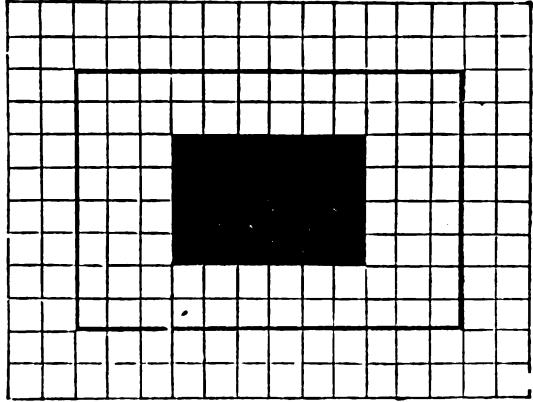
星の堅ニ「フト」横ニ「フト」
 角の堅四「フト」横四「フト」

等 二 第

兵 練		兵 生	
六百「ヤールド」	五百五十「ヤールド」	四百「ヤールド」	三百五十「ヤールド」
	五百「ヤールド」	四百五十「ヤールド」	三百「ヤールド」
		四百「ヤールド」	二百五十「ヤールド」

各の距離は五等り

的を四つ合せたるもの



星の堅ニ「フート」横三「フート」
角の堅四「フート」横六「フート」

第一等

兵 練

中上段の
兵士
の
練習
に
用
ひ
し
「イナナヨ」

の
練習
に
用
ひ
し
「カキムカキム」

兵 生

- 八百「ヤールド」
- 七百五十「ヤールド」
- 七百「ヤールド」
- 六百五十「ヤールド」

- 九百「ヤールド」
- 八百「ヤールド」
- 七百「ヤールド」
- 六百五十「ヤールド」

- 四百五十「ヤールド」
- 五百「ヤールド」
- 五百五十「ヤールド」
- 六百「ヤールド」

各の兵練に於て五等あり

星角を畫くには的の面の刻目より外に出づ可らず其巾は半「インチ」を限とす

三十三 三百「ヤード」までの的には立て放發しこれより遠くなれば或は跳き或は匍匐して放發す但し老年の士官にて身軀の屈伸不自由なる者は匍匐の代に跪くことを許す又騎馬隊の兵卒も指揮官の免許を得れば三百「ヤード」以上の所に立て放發することあり○兵卒は左の肩より放發することを許さず若し右の目の不明なるに由てこれを許すことあれば醫師より其證書を出す可し

三十四 歩兵差圖役は長き雷銃を用るとも短き雷銃を用るとも勝手次第なれども一度の稽古中にこれを取替ることを許さず

三十五 生兵及び練兵放發の中りに由て登級する點數左の如し

		中 り の 點 數	
三等より二等へ登級す	三十	口徑「インチ」五七七の「インフビール」雷銃及び諸種の馬上筒を以て	「ウットウナルス」の雷銃を以て
二等より一等へ登級す	三十		

一等の者は褒美を得る	二十	三十
------------	----	----

三十六 少年士官、生兵は規則の通り下た稽古を爲し終らざれば玉込の放發を許さず練兵と雖ども年々定式の試發を爲す前には必ず下た稽古を終らざる可らず

三十七 少年士官、生兵、練兵共に下た稽古の時に故障ありて年々報告の出来るまでに一箇條にても稽古せざることをあれば必ず其次第を記し置く可し

甲 一人立ちの放發

三十八 一人立ち放發の第一期に於ては生兵は五十ヤードより二百ヤードまで次第に五十ヤードづゝ増して放發し練兵は百五十ヤードより三百ヤードまで右同様の割合に距離を増して放發す

三十九 右第一期の稽古にて取りし點を集て帳面に記し置き其點數多き者は第二等に登級し點數の少くして登級するに足らざる者は三等に居て又稽古を繰返す

四十 第一期の稽古終て第二期第三期の稽古を始るときに登級せし兵卒の名前

並に其點數を稽古人の前にて指揮官讀聞かす可し

四十一 第二期に於ては第二等と第三等と二組にて放發す

四十二 第二期の放發終れば各々中りの點を計て其數多れば二等の者は一等に登級し三等の者は二等に登級す

四十三 第二期の稽古に於て三百ヤード以上の放發を爲さざるときは第二等の者も第三等の稽古を爲す可し但し第三等の的は二枚相合せたるものなれども今こゝに用ゐるものは堅六フート〔横二フート〕の的一枚なりこれに第三等の星と角とを畫き中りの數三十六點以上なる者を第一等に登級せしむ可し

四十四 第三期の稽古に於ては第一等第二等第三等と三組に分て放發す

四十五 稽古終れば中りの點數を計て等級を定ること以前の如し

四十六 第一等の者インフィールド〔雷銃を以て二十點を取りウキットウナルス〕雷銃を以て三十點を取るときはこれ一番の中りと名けて褒美あり但し遠近見計ひの稽古に於て上等の部に入らざりし者は放發の稽古に點を得るとも一番の中りと名けず

乙 連發

四十七 生兵練兵共に前後二列に並て四百「ヤールド」の的に向ひ跪て放發するごと各々十發づゝなり但し短き雷銃を携ふるときは前列のみ跪くべし

四十八 連發及び急發の稽古に於ては的を六枚並べて其中程に巾二「フート」の黒き筋を左右一文字に引きこの黒き所に中るものを四點とし其外に中るものを二點とす

四十九 連發急發の人数は二十人より多かる可からず五人より少かる可からず五十 連發のとき一人の放發に點火を誤ることあるども改て放發するを許さず其玉は放發せしものと同様に見据て數の内に計へ込ひべし連發を始るときは何等の差支あるども其列より外るゝことを許さず何等の出來不出來あるども中りの惣數を計へこれを總人数に割付て平均す可し

五十一 連發及び戦列の放發に於ては第三等の兵卒これまで三百「ヤールド」より遠きに放發せざりし者あるが故に遠丁の的に應じて狙ひの加減をするよう意を用ゆ可し

五十二。騎馬隊の兵卒は連發及び急發の稽古を爲さず

丙 急發

五十三 此稽古に於ては生兵並に練兵三百ヤードの所に急發すること十發づゝなり練兵へは前以て狙ひの加減をすることを許さずして放發を始んとするどき急にこれを加減せしめ或は放發の間始終後の狙ひを用ひざることをあり但し後の狙ひを用ひずとは雖ども狙ひの箱と前の狙ひと見通して目當を定む可し○放發の時刻を測るには「打方始め」どの號令の言葉を相圖にしてこれより放發の終るまで時計を以て時を計てこれを記し置く可し

五十四 急發の趣意は左の布告文に記したれば其文面の意を稽古人へ説辯し稽古の大切なることを合點せしむ可し

千八百六十一年第五月二日電銃稽古の布告文

將軍思ふに近年の戰爭に於て雷銃を携たる兵卒の十分に功を成さざるは武器の利ならざるに非ずこれを用るの巧ならざるなりと○雷銃の機能を益憾にするため百ヤードより九百ヤードまでの割合にて後の狙ひを附たり故に此

狙ひの取扱ひを心得遠近見計ひの術に達して身体を定め精心を安じて放發すれば雷銃の功を成すこと疑なき筈なり○然れども接戦のときに當ては人氣動亂して平生の考に異なることもあれば今般兵卒を指揮する士官其外のため戦場の規則を設て後來は同列の放發と連發とを劇しく急にす可し○右の次第に付三百ヤールド以下の所に放發するには狙ひの板を起さずして其箱と前の狙ひとを見通し練磨の手心にて勾配を定む可し斯の如くすれば急場のときに臨て前後の狙ひを本法に通す丈けの手間を省くなり○三百ヤールド以上の所歟又は距離の遠近に拘らず塙墻木蔭等より放發するときは前後の狙ひを正しく合せて勾配を定む可し將軍より命令あり甲比丹及び中隊の士官は此規則を無級士官兵卒等へ説辯して戦場の心得と爲し且又都て士官たる者は遠近見計ひの術に達し雷銃の眞の働を知る可し○「デビション」三兵を合せた「ブリゲード」四隊より六大隊を合せたる歩兵隊の名又は屯所を指揮する高位の士官は時々其兵隊を見廻りて中隊附屬の士官等が遠近見計ひの術を知り雷銃放發の議論と業前とに達するや否を厳しく吟味す可し此箇條を心得ざれば雷銃も眞に其用を爲すこと能はず

諸士官若し此趣意に従て心を用ひなば雷銃は接戦に於て其働固より恐る可きものなり或は又大砲隊に對しても九百ヤードまでの距離なれば大砲の玉先を挫くに足る可し

右は將軍の命に由て記すものなり

副將軍

ゼームス、ヨーク、スカルレット

丁 戦列の放發

五十五 生兵及練兵戦の列を爲して各々十發づゝを費す其法的を距ること四百「ヤード」の所に進み又二百「ヤード」の所より四百「ヤード」の所に退きこの進退の間に右の十發を放つなり但し兵卒は各々自分にて遠近を見計ひ其狙ひを加減す可し

五十六 此稽古に於ては的の間的との間を六步づゝ離して六個又は八個を并べ兵卒一列毎に其一個を用ゆ的中程に巾二「フット」の黒き筋を一文字に引きこの筋に中る玉を四點とし其上下に中る玉を二點とす

五十七 進みながら放發するときは跪き玉込をするには立つ但し放發並に玉込

のときは立留ることなれども玉込終て込矢を返せば直に走て列に追付き「用意」の掛聲をして雷管を附く○退きながら放發するときは絶て跪くことなし

五十八 的の左右四五十「ヤード」の所に見廻りの者を置て往來の人の彈道に出るを差留べし

五十九 戰列の放發連發、急發の稽古に於て其試験終れば中隊の教師、他の組合の無級士官と共に的の所に行き甲比丹の立合にて中りの數と場所とを改てこれを系引ケイビキの紙に寫し尙又的に引合せて相違なければ右の教師と無級士官とにてこれに調印し中隊の指揮官又これに裏印を記す○中りの點數は一隊毎に別にしてこれを小銃稽古試験の報告と名くる書面に記し置く可し

六十 前條の如く中りの數を系引の紙に記せば師範役もこれを其手帳に書留め報告の書面に寫したるものと双方相違なきことの證據と爲す可し

六十一 一人立ちの放發に於て第一期の業を成さゞりし者へは連發、急發戰列の放發を許さず又第一期の業を終らざる者へは固より第二期第三期の稽古を許すことなし

六十二 試験の終に至て階級を定むるとき第三等に居る者は再び又本に返て狙ひの稽古より始め身構への稽古空發を爲すこと生兵の如くし次て放發第一期の試験に掛る可し但し斯く稽古を繰返すども其兵卒を罪する譯にもあらず其面目を失はしむることにも非ざれば心得違をす可らず○右の如く二度目の稽古をする者は生兵と打交るとは雖ども其帳面に記す所を別にせり

六十三 一列一中隊又は一大隊にて惣人數の中りを計て中りの功を定むること左の如し一人立ち放發の第一期に得たる中りの點數を惣人數に平均して放發したる玉の數に割付べし譬へば惣人數にて百發し其點數六十なればこれを六分の中り云ふことなるべし

連發のときに得たる點數を平均して放發したる玉の數に割付べし
又第三期の終に至て階級を定むるとき譬へば第一等の平均は七分にて第三等の平均は一分なれば第一等と第三等との差を六分と云ふ

第一等の平均は七分五厘にて第三等の平均は五分なれば其差を二分五厘と云ふ
若し其差相反して第三等の平均の數都て多ければこれを無差と云ふ

右の如く第一期と連發とのときに平均したる中りの割合と第三期の終に一等と

三等と相違ふ割合とを合せてこれを中りの功と名くるなり
 左の表は「インフォームル」雷銃を以て放發し中りの點數を平均して其割合に上中下の
 段等を付たるものなり

	極	上	中	下
第一期	四分	三分六厘	三分	同以下
連發	二分	一分六厘	一分	同以下
一等と三等との差	四分	三分	一分	同以下
中りの功	十分	八分	五分	同以下
七分時以下の急發	一分八厘	一分五厘	一分二厘	同以下
戦列の放發	一分二厘	九厘	六厘	同以下

六十四 急發及び戦列の放發は中りの功に加入せざれども歩兵の調練には最も
 大切なる箇條なり故に總督の指揮官は半年毎に諸軍隊を見廻り其時臨機應變に
 諸隊の内より人數を呼出して十列計も集め後の狙ひを用ひずして急發の稽古を

十發づゝ試む可し斯く試みし上にて其試験の出来不出来は定式の帳面にも記し又指揮官の手張にも留置き指揮官より其筋へ別段に報告す可し
六十五 九百「ヤールド」に届かざる雷銃を携る兵隊又は其雷銃を携るとも屯所の近傍に九百「ヤールド」の的場なければ放發の法を變じて左の表の如くす

雷銃の玉 ⁺ 或は雷銃の距離		試験の數					放發す可き 玉の總數	* 此に記せる試験を終て其的場の模様第三期の試験を爲す可きときはこれを施す可し
第一期	第二期	第三期	連發	急發	放發列の			
三「ヤールド」	一	一	一	一	一	七十	第二等の者は一個的に放發して第三等の試験を爲し連發は三百「ヤールド」の所に立ながら放發し戦列の放發は三百「ヤールド」と二百「ヤールド」の間に於てす	
四「ヤールド」	一	一	一	一	一	七十	第二等の者は三百五十「ヤールド」と四百「ヤールド」の所に十發づゝ放發す可し	

「三百五十」ヤード	「四百」ヤード	「四百五十」ヤード	「五百」ヤード
一	一	一	一
一	一	一	一
一	*		
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
九 十	七 十	七 十	七 十
<p>第二期の者は三百五十「ヤード」と四百「ヤード」の所に五發づゝ放發し四百五十「ヤード」の所に十發す可し</p> <p>第二期の者は四百「ヤード」と四百五十「ヤード」の所に五發づゝ放發し五百「ヤード」の所に十發す可し但し一日に十發より多くす可らず</p> <p>第二期の者は四百「ヤード」と五百「ヤード」の所に五發づゝ放發し五百五十「ヤード」の所に十發す可し</p> <p>第三期に於て八百「ヤード」乃至九百「ヤード」の的場なければ第一等の者は放發せず</p>			

六十六 試験の場所三百「ヤード」に足らざれば玉藥を費すことなくして唯下た稽古のみを爲す可し

六十七 的打の試験始りし後に至て生兵の業前を終る者へは翌年の試験迄放發を許さず

的打の規則

不意の怪我を防ぐため左の規則を定めたるが故に凡そ的打に關係する者は盡くこれを心得て堅く守る可きものなり又土地の模様によつてこの規則を變ずることあれば其趣を場所の總督に訴へ總督よりこれを將軍に報ず可し

放發の場所に在る老士官への規則

- 第一 紅色の大旗を高さ柱へ引揚げ見廻りの者に命じて彈道へ人の出づることを防ぐ手配を爲すまでは必ず放發を許す可らず
- 第二 兵卒の玉込をすること順序に従ひ號令の言葉に應ずるや否を見る可し
- 第三 一人放發して的中れば其相圖を見るまでは次の者へ放發を許す可らず
- 第四 的場に紅旗を揚れば直にこれに應じて旗を揚げ止發の相圖を放ち的場の旗を下すまでは放發を許す可らず又放發の玉先へ不意の人の出或は獸類の走るを見るときも同様に放發を止む可し○的場の紅旗を下せば放發の場にも始發

の相圖を放ち旗を下す可し

第五 的の場所左右に相並へば放發の場所も左右に相並べて稽古人の組合に何れも其距離を一様にせしめ上等のものより先づ放發せしむ可し

第六 前條の如く放發の場所左右に相並ぶるとき其一方にて止發の相圖を放てば兩方ともに放發を止む可し的場の旗を下して始發の相圖を放つときも同様なり

第七 放發を見物せんと欲するものは稽古人の所を離れて其右の方へ立しむ可し且稽古人は業前に心を用るのみにて互に談話することを許さず

第八 稽古の間都て不規則のことなく殊に稽古人の列を亂ることなくして若し不意の誤あるときは手早くこれを防くよう心附べし

第九 的場に於て止發の相圖を爲すには必ず紅旗を用ひて間違なきよう心附べし

的場に居て中りを見る無級士官への規則

第一 紅色の大旗を高さ柱へ引揚げ見廻りの者に命じて彈道へ人の出ることを防く手配を爲すまでは必ず放發を許す可らず

第二 玉の中り、跳躍、用心、止發の相圖を爲すには左の通り色々の旗又は圓き板を用ひて間違なきよう心附べし

第一

白旗を用る歟又は黒き圓板を用ゆ圓板を用るには先づこ
 れを的の脇に示し次て玉の中りたる所の前に出す

紺色の旗或は黒色の圓き板

紅白の旗或は白色の圓き板

角外

角内

星

跳躍

用心止發

第二 的の前にて紅旗を二度振舞はす

第三 紅旗

第三 風の向、或は上に吹き或は下に吹ども旗の振様を變ず可らず的の右の方へ中れば旗を右の方へ傾け左の方へ中れば左の方へ傾くの上の方へ中れば旗を成丈け高く揚げ下の方へ中れば旗も人の目に見ゆる丈け少し揚ぐべし又旗の代に圓き板を用るとき玉の中り角外なれば先づこの板を的の脇に示し次でこれの中りの前の所に出す可し

第四 的を塗替る歟又は其他要用のため放發を留めんと欲するときには用心の紅

旗を引揚べしこの旗に應じて放發の場所より止發の相圖を放つ歟又は紅旗を揚るまでは何等の急用ありとも玉見の小屋より人を出す可らず○玉見の者小屋より出る歟或は其外の人彈道に在る間は始終紅旗を引揚げ置き尙又よく人の目に示さんがため時々これを動かす可し

第五 彈道の差圖を司る老士官の命に非ざれば當番外の者を玉見の小屋へ入可らず又小屋へ出入するにも必ず歩法を正しくす可し

第七 小屋の内には談話を禁ず

第八 見廻りの者高さ所より旗を揚げ又は聲を發して玉先に人の通行し舟の來る等のことを報ずれば的場にて直に紅旗を引揚げ頸にこれを動かす次で又掛念のもの通過さしとの相圖を見ればこれを下す可し

第九 第一等第二等の兵卒放發するときは玉見の者は成丈け小屋の奥に入て玉の落掛ることを避く可し第一等第二等の者は遠丁に放發するゆへ其彈道高

見廻りの者への規則

第一 人の何處に居り、何處へ行き、何處より來るを見張りて自分所持の紅旗を揚

げ大聲を發して玉見の小屋に居る無級士官へ用心と呼び其人の通過て掛念なきに至るまでは旗を翻す可し又海に向て放發するとき通行の舟を見ても同様に相圖を爲す可し

第二 放發のとき彈道へ往來の人の近づくを見掛けなば其危き趣きを知らせ相圖を以て其人を本の路へ返す可し

第三 放發の玉的に届かずして地面に觸れ又飛揚て的に中ることあらば大聲を發して跳躍と呼ぶ可し

第四 放發の場所にある紅旗を見張り若しこれを揚ることあれば玉見の小屋に居る無級士官へ旗揚ると呼ぶ可し

第五 右の役前を勤め處々徘徊するときには成丈け躰を低して跳躍の玉に中てられざるようこれを避く可し殊に戦列の放發に於ては格別用心せざる可らず

雷銃操法卷之二終

雷銃操法卷之三

題言

雷銃操法二冊既に世に行はれ今この第三卷を以て全部の譯を卒る但し第二卷題言にも云へる如く首卷刊行の後は千八百六十七年式の新版を譯したるが故に其目錄に相齟齬せる所あり且又第三卷中の原書には「リトルレンス」及び「フタルムス」として諸隊より官へ奉る公報の式ありこれを直譯すること甚容易なれども唯其文を譯するのみにて更に英國の軍制を知らず其官名職務等を詳にせざれば事の實際を解す可らず逐一これに註解を加へて説辯せんが如きは譯者數月の勞を費すに非らざれば能はず畢竟これを省くも雷銃操法の事實に損なければ姑く略して唯操法の急霽に應ずるのみ

明治二年己巳初冬

福澤諭吉誌

雷銃操法卷之三 目録

第五編之下

第二條 遠近見計ひの試験

第六編

測遠器用法の教

第七編

放發の中りに褒美を與る事

第八編

雷銃の的場を撰び之を鑑定する事

第九編

小銃試験の事

目録終

雷銃操法卷之三

福澤諭吉譯

第五篇之下

第二條 遠近見計ひの試験

一 左の條々に記るす遠近見計ひの試験は初學の生兵も中隊の士官も大隊の練兵も共に行ふ可きものなり元來この業は雷銃の實用に欠く可らざるものなればこれを試験して諸中隊の其業に上達すると否とを見んが爲めなり

二 此業に於て遠近を正しく測量するには「スタチヲメートル」云ふ測遠器を用ゆその用法は下の第八頁に詳なり若し此の測遠器なくば試験の場所に用ゆ可き長さの繩欸又は鎖にてもよし其端より五ヤールドづゝの處によく見れば分るやうなる目印マレンシを付け場所を見立て、此繩を張る可し但し試験の度び毎に場所の異なるを良とす

三 三百ヤールド以内の遠近を試るには其標的として一二名の人を立たしめ三百ヤールドより遠き處を試るには八人乃至十人を一列にして立たしむ可し測遠

器を用ひずして繩敷鎖を代用するときは標的の人は必ず繩の端か又は中途にて
も其筋に沿て立たしむ可きなり

四 指揮官は五ヤールドづゝに分たる目印の内の一處に來り稽古人を止めて遠
近の見込を問ひ五ヤールドを歩する間に其返答を爲さしむ

五 繩敷又は鎖を用るとき其繩を平に地面へ置く可きは地の平地なれば左に記
るす法に従て二組も三組も同時に遠近見計ひの試験を行ふ可し斯の如くすれば
時刻を費すことも少なく且其目當にして遠近を推量するの患なきゆへ試験のた
めに最も妙なり

六 教師は稽古人の内の一組譬へば第三番組へ無級士官指圖役一名を差添へて
標的となる可き場所へ送り残りの組々をして此標的の遠近を積らしむ標的の人
も亦願て其本組の方へ向ひ互に遠近の見計ひを行ふなり標的の場所に居る指圖
役も當日試験の指揮官より覺への書付を受取りこの書付を見れば某の標的は繩
の端より幾ヤールドの處に立ち某の稽古人は幾ヤールドの處に在りど一々詳に
其實の遠近を知る可し但し一條の繩に沿て幾組も人の立つことなれば見通しを

妨げざるやう心を用う可し

七 測遠器の用意もなく其土地は山阪多くして繩を用う可らざるときは三角形の法に由て遠近を測量せざる可らず

八 稽古人の返答は一々これを帳面に記す此帳面は差圖役又は小頭の預りにて立合の士官一人あり試験の間は堅く無言たる可く且其遠近を積るとき互に相談するを禁ず見込み定れば低聲にてこれを述べ他人の耳に入らざるやう用心す可し

九 指揮官は稽古人を召連れ遠近を見る可き場所に至り測遠器或は繩の右の方へ寄ること十歩にして止り標的の方へ向はしめ帳面を所持せる無級士官をば組々の列より前に進むこと三步にして右の方へ立たしむ稽古人の見込みを述べて帳面に記すとき他人の耳に入るを防ぐためなり斯く場所を定め無級士官先づ自から見込みを述べて帳面に記るし然る後に各々其組の稽古人を一人づゝ呼出だして其標的を距る遠近の見込みを云はしめこれを帳面に記す

十 組々の稽古人をして各々其見込みを返答せしめこれを帳面に記るし終れば

念の爲め一度読み聞かせて書損あればこれを改む斯く読み聞かせ終て指揮官は大聲にて實の遠近を唱へこれを帳面の上に記るし稽古人の巧拙に由て多少に得たる點をば各其返答の傍に記して即席に其本人へ示す但し實の遠近を告げし後は見込みの返答を變ずるを許さず

十一 一度の試験を行ふ毎に六箇所に場所を設け一箇所にて業を終れば又他所に移し何等の事あるも稽古人をして實の遠近を知る可き手掛りを得せしむ可らず

十二 一度の試験を終れば稽古人の得たる點數を計へて其組々へ読み聞かせ其點の總數を合して實と爲し稽古人の數を法にして除するときは組々平均の巧拙を知る可し點數を記したる帳面へは當日帳面を預りたる無級士官の名を調印し試験を監督する士官これに裏印して相違なき趣を證す但しこの調印裏印の手續は必ず試験の場所にて行ふ可し斯く帳面の書記終りて師範役は其帳面に點の總數を二様に記したる處の一片を裂き取り銃術稽古試験の公報と名づくる書面に之を寫す但し此手數は屯所へ歸りし後中隊教師の職掌なり

十三 生兵の試験なれば帳面に調印する者は其組の指圖役にしてこれに裏印す

る者は師範役歟又は其副役なり

十四 帳面の文字は誤あるも紙を削^ヤて字を改むるを許さず必ず其傍に書入れ且試験を監督する士官自から其書入れの文字の一字を書して相違なき趣を證す若しこの規則を破て書入るゝものあれば其書入れは無證據のものとする

十五 第三等の稽古人は三百「ヤールド」までの試験を爲し第二等は六百「ヤールド」第一等は九百「ヤールド」までを試む

十六 諸組稽古人の返答に従ひ點を以て其巧拙を分つこと左の如し

第三等百「ヤールド」より三百「ヤールド」を試るもの	五「ヤールド」の誤	三點
	十「ヤールド」の誤	二點
	十五「ヤールド」の誤	一點

第一等三百「ヤールド」より六百「ヤールド」を試るもの	二十「ヤールド」の誤	二點
	三十「ヤールド」の誤	一點

第一等六百「ヤールド」より九百「ヤールド」を試るもの	三十「ヤールド」の誤	二點
	四十「ヤールド」の誤	一點

十七 上等の稽古人の實に巧なるや否を試るため一等二等のものをして下等の業を爲さしむることあり然るときは上等のものにても下等の遠近を試み其點を附ることも前章の割合に従て下等のものと同様なり

十八 試験の第一期に於ては生兵其外の稽古人何れも百「ヤールド」より三百「ヤールド」までの遠近を見る

十九 第一期の終に至れば稽古人の得たる點數を合して銃術稽古試験の公報中に記し其多少に従て階級を分つ即ち十四點以上を得たるものは第二等と爲し十四點以下なるものは第三等と爲す

二十 第二期に於ては稽古人を二段に分つ即ち第二等第三等これなり

二十一 第二期の終に至れば稽古人の得たる點數を合して公報の書面中にある銘々の名前の上に記して二度目ニドメの階級を分つ即ち第二等の稽古人にて十四點以上を得たるものは第一等に繰上げ第三等の稽古人にて十四點以上を得たるものは第二等に繰上げ十四點以下のものは登級するを得ず

二十二 第三期に於ては稽古人を三段に分つ即ち第一等第二等第三等これなり

二十三 第三期の終に至れば稽古人の得たる點數を合して各々其等級に従ひ本人の名前の上に記し其點の多少に準して級を分つこれを分級の終とす即ち第一等に在て點數の最も多きものを一大隊中の上級と定む

二十四 第一等の中に同點のもの二三人あれば第二期の試験に得たる點の多少に従て其級の上下を定む第二期の點も同様なるときは第一期の試験に高點を得たるものを上級に定む

二十五 一大隊の内にて中隊と中隊とを比較して遠近見計ひの巧拙を定るには第一期の試験に得たる平均の點數十二章を見る可しを計へ第三期の終に等級を分つとき第三等の者は百分の内に幾割第一等の者は百分の内に幾割との勘定を爲して平均の點數の多くして第一等の人數の多きものを以て上席の中隊と定む但し士官の試業もこの中に加はるなり

二十六 大隊の士官も中隊の稽古人と共に遠近見計ひの下ヲ稽古並に其試験に加はり點數に由て上下の級を定めこれを例年銃術試験の公報に記す

二十七 前條々に記したる遠近見計ひの試験は三期共に的打の試験と同時に

ふものなれどもこの業前を益々上達せしめんが爲め中隊の司令官は不時に其組のものを率ひて野外に出で遠近見計ひの業を爲すことあり或は又行軍訓練の日に暫く止りてこの業前を爲すこともありこの時に上級の點を得たるものは屯所へ歸りし後其姓名を副大隊長へ達し其褒美として午後の人數改めに欠席を許し或は他に出格の免許を與ふることあり

第六編

測遠器用法の教

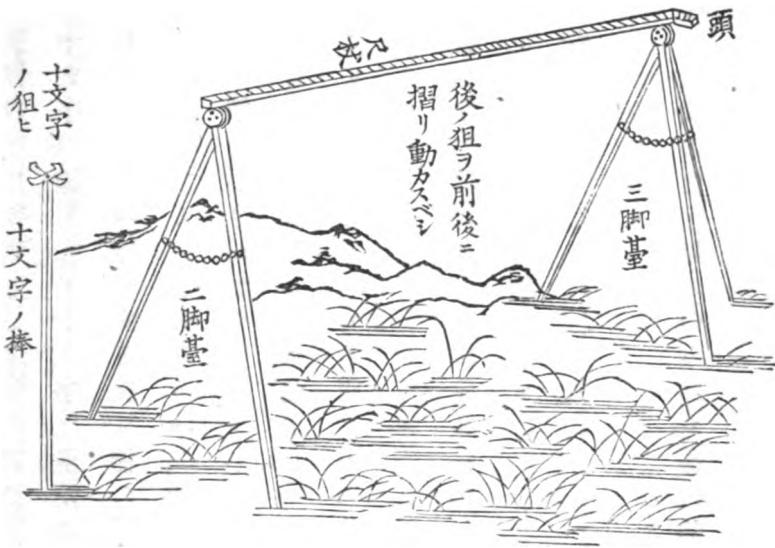
一 尺杖の頭を三脚臺の上に置き其端を二脚臺の上に置いて器械の仕掛を設るごと第一圖の如くす

二 此測遠器は普通の測量法に由て造りしものにて形の同じき三角は其邊線の割合も亦同じどの理に基づきたるものなり

三 人を標的に立て、其遠近を測るの法左の如し

第一 教師は第二圖に示す(イ)の旗を立て、これより標的の遠近を測る場所と定む

第一圖 測遠器
 眞形二十四分一の
 縮圖なり



- 第二 無級士官成る可くは差圖役を用ゆ可しは教師の差圖に従ひ(イ)の旗を距ること若干「ヤールド」の處に十文字の棒を立て十文字に附たる二つの狙ひと(イ)の旗とを見通して一直線と爲す但しこの棒を立るには棒の下の方に横棒あるゆへ足にて此横棒を踏附れば地面に立て大丈夫なり第二圖(ロ)の字の處なり
- 第三 十文字の棒より左の方へ鎖を引き四士「ヤールド」の長さを定め十文字の狙ひを見通して第二圖(ハ)の旗を建つ斯の如くして曲尺カチノゲ形の方角を定め十文字の棒を抜て其穴に旗を立ること(ロ)の如く爲し(ロ)の旗と(ハ)の旗との間に標的の人を立たしむ
- 第四 測遠器を置き其前の狙ひを第二圖(ニ)の處に定め後の方にある(ホ)の狙ひの切れ目の底より(イ)(ロ)の旗を見通して一直線と爲す
- 第五 (ホ)の狙ひを後に引き或は前に押して尺杖の頭にある(ヘ)の狙ひを見通し(ハ)の旗と一直線になるまでこれを加減す
- 第六 旗の遠近を知るには唯尺杖の度を見るのみ即ち後の狙ひの處に現はれたる數字は遠近の數なり

四 尺杖の頭の曲尺形になりたる處に内外二個の狙ひありつゝあるなり印二内の一個は尺杖の前の狙ひ印なり離るゝこと二「インチ」にして外の一個はこれを離るゝこと四「インチ」なり都てこの器械に於ては四「インチ」を以て四十「ヤード」の割合に定め尺杖の長さは僅に五「フート」三「インチ」す印へ五「フート」三「インチ」は即ち六十二「インチ」なるゆへ六百「ヤード」より遠き處へ用ゆ可らず若し六百「ヤード」よりも遠き場所なれば内の狙ひを用ひて測量の法を行ひ後の狙ひの處に現はれたる數を倍して勘定を立つ可し然るときは二「インチ」を以て四十「ヤード」に當るの割合なり

五 組々の稽古人を二分に分て双方より互に相望み其遠近の積りを爲さしむるときは一方の組には測遠器の用意なきゆへ相圖を以てこれに實の遠近を知らしめざる可らず其法左の如し一種の旗を用ひこれを右の方へ振倒すときは百「ヤード」の相圖とし左の方へ振倒すときは十「ヤード」の相圖とし前の方へ振倒すときは五「ヤード」の相圖とす譬へば右の方へ旗を振ること四度び左へ振ること五度び前へ振ること一度びなれば即ち四百五十五「ヤード」の相圖なり

六 家屋樹木等を標的とし其遠近の積りを爲すの法は左の如し但しこの業は行軍訓練の路にて取行ふか又は例年の稽古時を除き臨時に取行ふべきものなり

第一 十文字の棒を立ること第三圖(イ)の如くなし其二つの狙ひを見通して直に家の方に向ひ(ニ)の點を見て十文字と家との間の遠近を問ふ

第二 十文字の棒より左の方四十「ヤード」の處に測遠器を置き十文字の横の狙ひを見通して尺杖の頭(三)と正しく相對し(ニ×ホ)の方角を定む

第三 尺杖の後の狙ひ(ホ)を後に引き或は前に押して前の狙ひの(ニ)を見通し(ニ)の點と一直線になるまでこれを加減す

第四 右の手數終て尺杖を一見し其遠近を知る可し

七 測遠器を置く場所と其標的とする場所と高低相異なるも器械の用法に妨げなきが故に之を用れば遠近見計ひの業に地形を選ぶに及ばず

八 測遠器は常に乾はかし置く可しこれを用ひて雨露に濕ふことあらば必ずよく拭て箱に納む可し斯の如く手持をよくすれば多年の間損傷の患なし

第七篇

放發の中りに褒美を與ること

一 雷銃の取扱に上達したる兵卒を賞してこれを勵ましむる爲めに褒美の法則を立ること左の如し

二 褒美の種類左の如し

第一種の褒美 金糸にて縫たる小銃の十文字打違ウチ、がヒと國王の冠の賞飾シヤンを許しに賞飾は戎服の袖なり一日に付き別段に「ペンズ」の手當を與ふ相續シヤンを四十五シヤン銀にばして八分四厘右は四中隊以上の兵を合したる一大隊の内にて放發の中り最上の者へ與る褒美なり但しこの褒美は屯所豫備の兵隊へ與ることなし或は又常式の大隊にても其内の分隊隊中に小銃例年の稽古を欠て一人立ちの放發を爲さざるものあるときは褒美を得べからず

第二種の褒美 金糸にて縫たる小銃の十文字打違の賞飾を許し一日に付き別段に「ペンズ」の手當を與ふ右は一中队の内にて中りの上級なる者へ與ふる褒美なり但し此中队の人數少なくも四十人は例年小銃の稽古に出席して一人立

の放發を爲し此人數の内より上級の者を撰て褒美を與るなり

第三種の褒美 毛糸にて縫たる小銃の十文字打達の賞飾は「マークスマン」の中上級には非ざれども小銃の術に與ふ其人數の内或は一日に付き別段の手當一に達して中りのよき者を云ふに與ふ其人數の内或は一日に付き別段の手當一
ペンス「づゝ」を與るものあり但し此手當を受る者は例年の稽古に於て一人立の
放發を爲して欠席せざりしもの、内より撰て總人數十分の一より多かる可ら
ず又一大隊の内にて百人より多かる可らず

右第一種第二種第三種の賞飾は左の袖に附るものなり

第四別種の褒美 金糸にて縫たる小銃の十文字打達の賞飾のみを許して別段
の手當をば與へざるものあり右は一大隊の内にて放發の巧なるに付き上席に
位したる中隊の差圖役に與ふる褒美にして之を右の袖に附く其當人の巧なる者の上達するに付き差圖役も賞を受るなり但しこの大隊の人數は四中隊より少なかる可らず且其
中隊の人數皆例年の稽古に出席したるものに非ざれば不可なり此褒美を受く
るには中隊の人數少なくとも四十人は稽古に出席せざる可らず斯の如くして褒
美を與ふれば人々皆雷銃の操法に巧を競ひ且其本人は賞を得ざるも銘々の勉

強に由て其隊中の差圖役へ面目を得せしむ可しとの趣意を了解す可し

三 一大隊の内にて最上の中りと名づくる者は第一等の組に居り「インフィールド」の雷銃を以て二十點を得る歟又は「ウ*ットウナルス」の雷銃を以て三十點を取り第一等第二等を合しても其内の高點となり且遠近見計ひの試験に於て終に等級を分つときにも上級たりし者なり

四 一中隊の内にて最上の中りと名づくる者は其中隊の内にて第一等の組に居り「インフィールド」の雷銃を以て二十點を得る歟又は「ウ*ットウナルス」の雷銃を以て三十點を取り第一等第二等を合しても其内の高點となり且遠近見計ひの試験に於て終に等級を分つときにも上級たりし者なり

五 大隊及び中隊の内にて最上の中りを以て褒美を得たる者はこれを用ひて「マークスマン」ど爲すことあり「マークスマン」は兵隊の職掌あり然るときは又別に「マークスマン」の手當を取る可し譬へば大隊の内にて最上の中りたる者は第一種の褒美と兼て又第三種の褒美を得るなり

六 都て「マークスマン」ど爲す可き者は第一等の組に居り「インフィールド」の雷銃を

以て二十點を得る歟又は「ウットウナルス」の雷銃を以て三十點を取り且又遠近見計
ひの試験に於て終りに等級を分つときにも上級たりしものに非ざれば不可なり
組上「マークスメン」に爲るには
最上の點に非ざるも可ならん

七「マークスメン」には定りの員數あればこれに別段の手當を與るには其人數の
内にて上下の順序を立てざる可らず即ち第一等第二等の組を合して高點の者を
上席と爲す斯の如くして若し同點の者二三人もあるときは左の法に従ひ次第に
これを試みて高點を得たる者へ別段の手當を與ふ可し其法次の如し

(イ)第一等の組にて放發を試み同點の者あれば

(ロ)第一期の放發を試むこれにても尙同點の者あれば

(ハ)遠近見計ひ第三期の業を試むこれにても尙同點の者あれば

(ニ)遠近見計ひ第二期の業を試むこれにても尙同點の者あれば

(ホ)遠近見計ひ第一期の業を試む

八 騎馬隊の兵隊へは金にて二十五「シルリング」二十餘に當るの褒美を與るこ
とあり即ち第二の的に四「マイルド」の距りにて十發し其第一期に於て四十點以

上を得る者をして巧拙を競はしめ其内にて高點の者へ與ふるなり但し十人の内にてこれを得る者は唯一人の割合にせり此褒美へは毛糸にて縫たる小銃の十文字打達の賞飾を添へ兵隊の區別を論せず點數の多き者なれば何人にてもこれを得べきものなり然れども遠近見計ひの業に於て第一等たりし者に非ざれば不可なり○此試験を爲すには別段に上官へ訴へて彈藥を受取る可し

九 騎馬隊の兵卒にて中りのよき者へ褒美を與ふるの割合左の如し

四十點以上を得て褒金を競ふ人の數	褒 の 高	褒金を受る人の數
一人乃至十人	一「ポント」五「シルリング」	一人
十一人乃至二十人	二「ポント」十「シルリング」	二人
二十一人乃至三十人	三「ポント」十五「シルリング」	三人
三十一人乃至四十人	五「ポント」	四人
四十一人乃至五十人	六「ポント」五「シルリング」	五人

五十一人乃至六十人	七「ポイント」「十」シリング」	六人
六十一人乃至七十人	八「ポイント」「十五」シリング」	七人
七十一人乃至八十人	十「ポイント」	八人

褒金を競ふもの百人あるときは其内の上級の者へは別に又二「ポイント」の金を與ふ即ち其上級とは試業のときに三十弾を放て高點なりしものなり此兵士へは褒金の外に金糸にて縫たる小銃十文字打違と國王の冠の賞飾を許す

十 雷銃操法の學校に於て教を受け其業に上達する者は中りの上級に由て褒美を得べし但し入校の前に毎年の試験へ出席したる者は此例に非ず常式の稽古人にて學校に入ることをあれば其次第を官に告げ且學校中にて取行ひし試験の公報はこれを大隊の長官へ差出すを法とす

十一 中りの上級を以て未だ褒美を得ざる前に差圖役又は大鼓方に命せられ或は雷銃を携へざる隊伍に轉じ或は他の隊に入るも「マークスマン」より外の職分を勤るときは第三種の褒美を受く可らず

十二 此中隊より彼の中隊に轉じ此大隊より彼の大隊に轉じ或は屯所豫備隊より常備隊に轉じ常備隊より豫備隊に轉じたる兵卒は轉隊の後も其先勤のときに得たる別段の手当を失ふことなし

十三 「マークスマン」と爲りて別段の手當を受けし者立身して差圖役又は大鼓方と爲り或は死し或は出奔し或は軍役を止め或は雷銃を携へざる隊伍に轉じ或は他の隊に入るも「マークスマン」より外の職分を勤るときは前段の手當を受けざるが故に其手当はこれまで前段の手當なかりし次席の「マークスマン」に與るを法とす但しこの繰上の次第は大隊の帳面に記し且其手当を受る日限は先役の席を空ふせし日より計へ始るなり

十四 一大隊又は一中隊の内にて中りの上級に由り褒美を得たる者無勤の名目に加はるときは其褒美を他に讓ることなく本人にてこれを持續く可し無勤の名目兵卒の名目にのみを存して實に軍役を勤るとなきものを云ふ但し其給金は本人へ與へずして其隊の積金の如きものに爲し或は割合を以て士官に分配するともあり

十五 中隊の放發に中り多くして諸中隊の上席となればこれが爲め其差圖役は第四別種の賞飾を得べし既に此賞飾を受け又其本人の放發も巧にして或は大隊

の上級と爲り或は中隊の上級と爲り或は「マークスマン」の上級と爲るときは別に又其中りの賞飾を受く可し但し別種の賞飾は其中隊を去るときに棄ざる可らず十六 隊伍の放發に中り多ければ其差圖役にも褒美を與ふることありと雖ども六百「ヤールド」の的場に於ては一人立の放發を三期共に行はざればこれを許さず且又大隊及び中隊の上級たる者は唯一名に限り「マークスマン」は右の二名を合して百人に限る又賞飾を許し別段の手當を與るも其翌年の試験に於て前年よりも中り少なければ兩様どもにこれを取上るを法とす又一大隊にて其中りの點數を平均して前年の中りよりも少なければ大隊の賞飾を盡く取上げ別段の手當をも與ることなし又兵卒に罪ありて押籠オシカゴの罰を受け稽古に出席せざる者はこれを欠席同様に見て褒美を與ることなし

十七 勉て實功を奏せんがため功なき者へ金を費すこと勿らんがため褒賞に偏頗の沙汰なからんがため試験の帳面と其表は放發の中りを試みたる即日ツクに記し謹でこれを納め置き命の下だるを待つ可し若し其書類に字を削て書替へたる處ある歟又は其書替へたる文字の首一字を士官にて記さるものある歟或は其書

類に士官の調印なき歟或は其書類を紛失することある等不正不審の箇條露顯に及ぶときは褒賞の沙汰も止む可し

十八 的打又は遠近見計ひの業に於て跳躍トビキリの數を計へ風の向ムカを考へて的の置き様に加減を爲し定りの場所よりも近き處にて放發し遠近に従ひ定りの法よりの數を多くし定りの法よりも角星カクホシを大にする等不正の事を爲して規則の趣意に戻ることあれば其褒美を取上ぐ可し

十九 中隊の士官たる者的打又は遠近見計ひの試験に立合て其職分を怠り誤て不相當の人へ中りの褒美を與ることあれば其士官をして間違の褒金を償はしむるを法とす

二十 大隊の内の諸隊伍には一様に褒美の數を分配せり譬へば「マークスマン」百人を常式の中隊と豫備の中隊とに分配すること左の如し

常式の中隊

十隊

「マークスマン」五十人

合て百人

預備の中隊

二隊

「マークスマン」十人

二十一 中りの上級に付き豫備隊の「マークスマン」へ別段の手當を與るの法は豫

備隊の種類に關らず預備一大隊の人数にて例年の試験を行ふたる者の總人数百人に付き十人の割合にして常式の兵一大隊に付き其豫備隊にはマークスマン二十人より多かる可らず

二十二 別段の手當及び賞飾を得たる者は其命の下りたる次季一年を四に分ち三月を一季とすの初日よりこれを受け一年の間持續可し

二十三 兵隊若し戦争の地に出陣する歟又は他所に屯して打的打の試験を行ふ可らざることあれば改めて試験の命を受るまでは皆て受たる褒賞を持續くべし然れども常式の期限一年を終りし後二年より長かる可らず但し右の如く期限を延ばすには隊長より其次第を三通の書面に認め譬へば千八百何十年の雷銃試業は何等の差支に由て延引するとの趣を記し別に又褒賞を持續けんどの願書を添へ隊長これに裏印して銃術の總督に出だし副將軍の手を経て遂に大將軍の間に達す

二十四 中りの上級に付き褒美を願ふの書面も三通に認め例年雷銃操法の公報と共にこれを銃術總督に呈し總督の一覽を経て副將軍に白す軍務局より褒賞免

許の命を下だすときは勢揃の時にこれを本人へ申渡し其姓名を大隊の簿籍に記して公に布告す

二十五 中りの上級に由て得たる所の別段の手當は軍律に於てこれを取上ること定式の給料を取上る箇條に同じ但し出奔又は不身持に由て軍律の仕置を蒙り或は他の罪に由て英倫^{エンロン}及阿爾蘭^{アイルランド}の裁判所にて罰を受るとも其年雷銃の試業に出席して褒賞を受るに妨なし

二十六 兵卒を屬まして雷銃の操法に巧ならしむるには其術に上達せる者へ政府より賞飾と別段の手當とを與へて既に十分なれば中隊の長官又は其他の士官より私の財を散じて士卒を賞することはこれを禁せり但し大軍或は大隊に於て「ライフルコンテスト」にて技術を競はしむることあり此時は別段の趣意を以て其場所の總督より免許を受け長官の私財を散するも妨なし

第八篇

雷銃の的場を選び之を鑒定する事

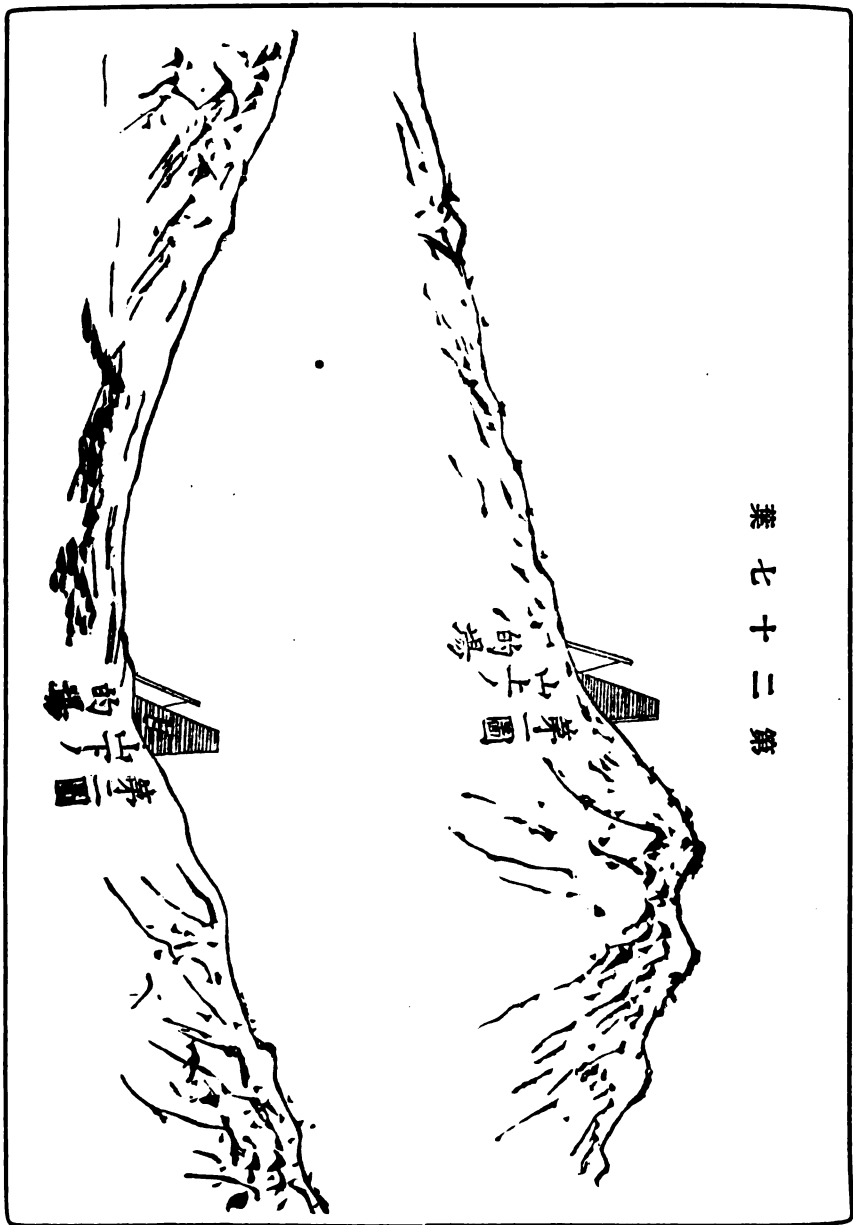
一 雷銃の的場を定むるには諸人の怪我なきやう稽古の便利なるやう雜費の少

なきやうこれを選ぶこと甚だ難し固より其土地の形勢に由て一定の法を立て難しと雖ども左の條々を以て通常の心得とす

二 少なくとも三百「ヤード」の彈道を取り難き地は雷銃試験の的場と爲す可らず
三 的場を定るには其的の後ろの地を見通して危からざる場所なかる可らず見廻りの人は此場所に伏して諸件に注意し事あれば放發を留めんが爲めなり故に山の上の的場よりも山の下の的場を佳とす第二十七葉第一圖第二圖を見る可し
山下の的場なれば的の後ろの地必ず高くしてよくこれを見る可し

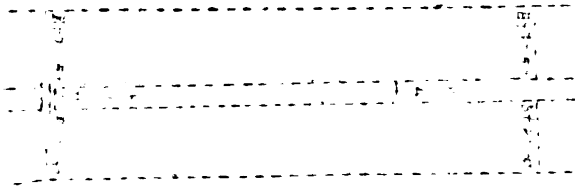
四 的場は二筋相並べて設くべし然るときは其的の間十「ヤード」より狭かる可らずこれを的一對とす其一對の兩方に四十「ヤード」づゝの空地を設るが故に二筋の的場を立るには其幅狭くも九十「ヤード」たる可し第三十葉第一圖の如し
五 同じ土地に二筋も三筋も的場を設るときは二筋を一對とし此一對の中心より彼の一對の中心まで九十「ヤード」の空地を取り其兩方に又四十「ヤード」づゝの空地を設ること第三十葉第二圖の如くして兩對互に相混雜するを防ぐ可し
六 稽古の人數甚だ多くして的場と爲すべき土地の幅狭ければ的場の間を十「ヤ

第七十二葉



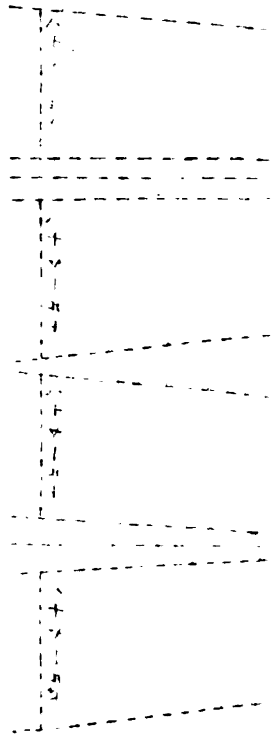
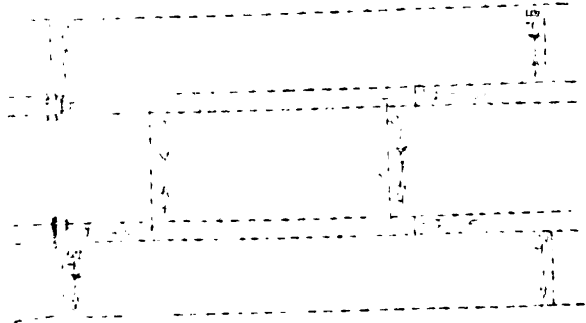
第十卷

第



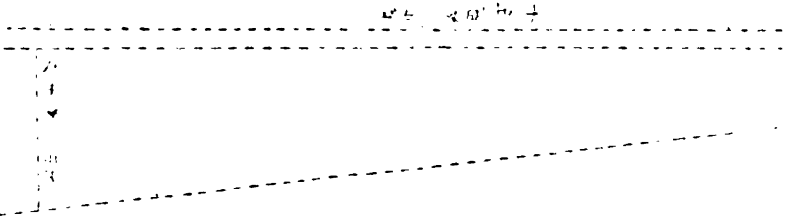
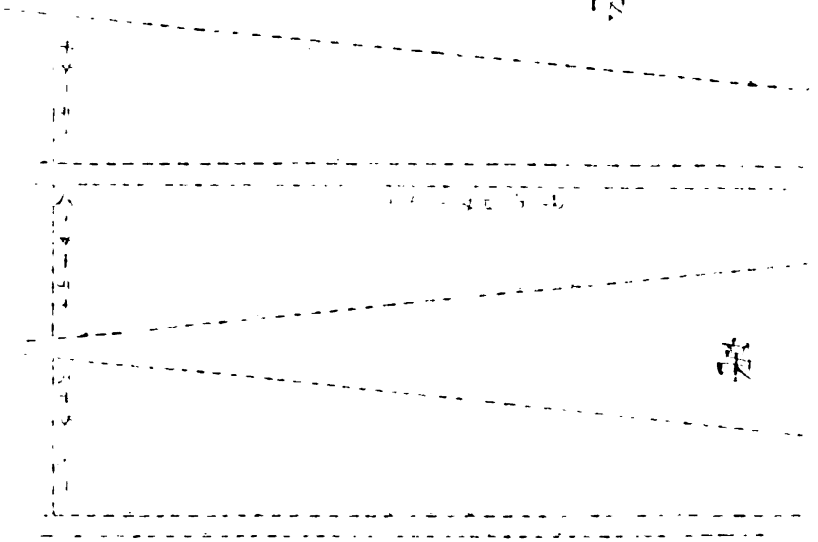
二

第



第 一

一



「ード」づゝ隔て、三筋も四筋も相並べ其兩方に四十「ヤールド」づゝの空地を設ること第三十葉第三圖の如くすべし。

七 的場の筋平行に相并ぶときは的の後ろの方にては其兩方の空地四十「ヤールド」より次第に増して八十「ヤールド」に至る可し。的場の筋平行ならずしての方へ向て次第に狭くなるときは其狭くなる所の多少に従て空地の幅にも多少あるべし。第三十葉第四圖の如し。但し。的場の筋は平行なるも或は次第に狭くなるもの處に於ては的との間は必ず十「ヤールド」より少なかる可らず。的の此一對と彼の一對との間は八十「ヤールド」より少なかる可らず。

八 的の後ろの地は平地にて凡千五百「ヤールド」なかる可らず。然れども後ろの方に絶壁の山あれば千五百「ヤールド」の長さなきも可なり。都て的場を選ぶときには假令差支あるもの後ろまで玉の達するものと定めざる可らず。

九 的の後ろの土堤は土地の形狀に従て其高さを定む可し。平面の土地にて的の後ろの空地千五百「ヤールド」より少なければ土堤の高さを四十五「フート」乃至五十「フート」に築立つべし。的の後ろに空地多ければ土堤の高さ二十「フート」にて足る可

し或は海の方に向て放發するときは十二「フット」の高さにて十分なり

十 或は又土地の形狀に由り天然の土堤を得ることあり但し流彈ソンドを留るには其山の勾配四十五度より緩なる可らず若しこれよりも緩なるときは却てこれに激し其玉を跳躍せしめて大に害を爲すことあり

十一 一對の的に用る土堤の長さは其頂の處にて四十五「フット」より短くす可らず

十二 土堤の前には四方十六「フット」厚さ九「インチ」なる石又は鐵の板を敷て臺と爲し其上に的を立て的の位置と彈道の筋とを直角ならしむ可し

十三 的場の遠近は土工方の士官にて精密に測量し的を去ること百「ヤード」の處より始め五十「ヤード」づゝに區別し九百「ヤード」に至る可し

十四 地形に不都合なければ的の臺を去ること十「フット」の處に於て臺の正面に穴を掘り玉見タマミの者の伏する處と爲すべし其寸尺は第三十二葉の圖の如し玉見の者は穴の内の棚に腰掛け窓よりの全面を窺見るべしこの式に従て玉見の穴を設れば跳躍彈を見るためにも別段に穴を掘るに及ばず的の前にて近く玉の中り

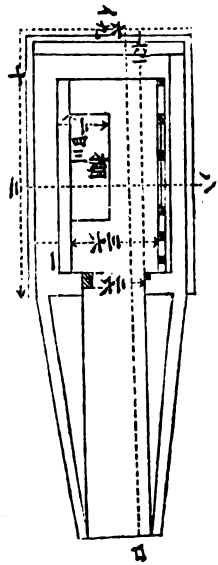
を見分け跳躍と尋常の中りとを區別すること甚容易なり若しこの法式に従て玉見の穴を作り能はざるときは別に又この穴を去ること八士「ヤールド」の處に土の小屋を作て二人を入れ跳躍彈を見せしむ

十五 前條の式に従て玉見の穴を作れば玉の中りを相圖するに旗を用ひずして圓き板を用ゆ板の棒は平たくして穴の横木に平に當て、板の位置を誤らざるやうにせり

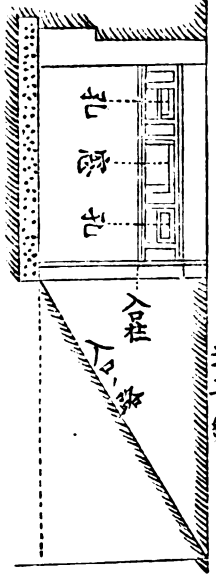
十六 土地の形狀に由り右の如く玉見の穴を掘るに入費多ければ陣屋奉行に訴て鐵障ツラシイカツを受取るべし此鐵障は的の臺を去ること十五「ヤールド」の處に於て臺を脇に置き玉見の者の屏遮と爲す又此鐵障の手前八士「ヤールド」の處へ別に一個の鐵障を置て跳躍彈を見る處と爲す

十七 的を置くために土堤を築き穴を掘り又は土地の凸凹を平均する等都て的打の試験に付ての力役は老兵の職分なり但し土工方より受取たる尋常の道具にて成す可き事には老兵を使役するなれども非常の土功は此例に非ず

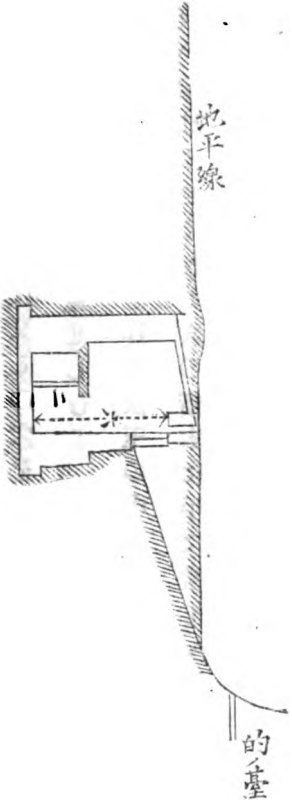
十八 的場土堤玉見の穴等を修覆するも老兵の職分なり兵隊若しこれまでの場



①④ノ側面圖



地平線



②③ノ側面圖

的臺

所を去て他處に轉移するときは必ず其附屬の的場を十分に修覆して去るべし若し然らずして破損することあれば其兵隊の罪とす

右の圖に記せる數字は「フート」と「インチ」どの數なり譬へば十は十「フート」二は二「フート」なり或は二六と記したるは二「フート」六「インチ」なり圖面小なるが故に唯其數字のみを記したれども固より眞形の縮圖なれば其長さを量りても大略を知るべし

第九編

小銃試験の事

一 小銃彈丸火藥の善惡を見るには數個の玉を放發して其中りの一處に集ると散するとの差を試み其差の大小に由てこれを定むこの差を名づけて平均の外ハズレと云ふ

二 前條所記の平均の外れを定めるの法左の如し

第一 的の左の端より玉の中りの中心までの距りを一個づゝ量りてこれを左右の距離と名づく

第二 的の下の端より玉の中りの中心までの距りを一個づゝ量りてこれを上
下の距離と名づく

第三 左右の距離を集め又上下の距離を集め兩様の距離を合して其數即ちなり長
を設け中りたる玉の數を以て除すれば左右平均の距離と上下平均の距離とを
得べし亦これに由て平均線の切點をも知る可し左右平均の距離として上下に
直線を引き上下平均の距離と
字にて左右に直線を引き兩線の十文
字になりたる處を切點と云ふなり

第四 左右上下平均線の切點を記し此の點より玉の中りの中心までの距離を
量りてこれを眞の差と名づく但し外れたる玉の差は假に玉の半径と定む

第五 眞の差を集め其數を玉の數にて除すれば平均の外れの數を得べし

三 平均線の切點と狙ひの點との間に差あれば此差は風の所爲と狙ひ方の正し
からざるに由て然るものとす

四 申分マツケンありと思へる小銃を試るには必ず左の條々に記す所の手數を盡す可し
第一 其筒をよく吟味し道具掛の差圖役をしてこれを掃除せしめ或は不都合
なれば物事に丁寧なる兵卒へこれを命ず可し

- 第二 一大隊の内より放發の最も巧者なるもの一人を選で試験の業を命ず
- 第三 謹慎して火藥の目方を量り玉の良否をもよく吟味す可し
- 第四 小銃の臺尻を肩に當て筒先きは食椅等の如き臺の上にもたらしめて放發す可し
- 第五 申分コトワズありと思へる小銃を試るに五百ヤードヤードの的に放發して平均の外れ三フートフート以上なれば此筒は廢物として棄つ可し又二三の筒の良否を比較し或は彈藥の善惡を試んとするには的の遠近を三處に變じ三度サマび放發せざる可らず
- 第六 六百ヤードヤードより近き處に放發するには的の大き巾六フート長さ八フートフートなるものを用ゆ可し
- 第七 狙ひの勾配の高さを正し的の星の位置を定るため試彈として數個の玉を放發す可し
- 第八 命中表は十發以上二十發以下の試験を記すものなり但し其狙ふ所は試験にて定めたる星なり

第九 的の中りを見てこれを命中表に寫すにはよく謹慎を加へて其位置を誤ること勿る可し放發したる玉の數は試發を除き他は一二三の順番を以て計へ中りの數を圖に記すにも其順に従ひ的を外れたる玉は命中表に外れど記す可し

第十 命中表には放發者の姓名、放發の遠近、小銃彈藥の品類、火藥の量目、玉の量目、風の方向、寒暖計、晴雨器の高下を記し或は彈藥の損したるに由て玉込の難たかりし有様等都て命中に故障と爲る可き箇條は盡く記すべし

試験の命中表

何年何月何れの地に於て

寒暖計 八十二度半

晴雨器 三十インチナ零三七

天氣快晴

放發者 「マークスマン 荷某

距離 五百ヤード」

放發の數 十發

試驗の趣意 雷銃の試験なり

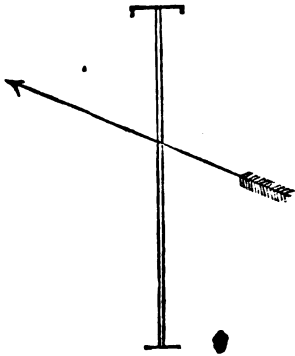
雷銃の種類 長さ「インフールド」にて口徑壹「インチ」五分七厘七毛

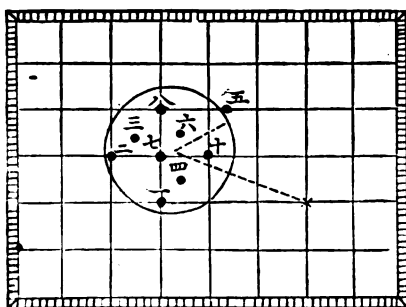
火藥の量目 二「ダラム」半 風「一」モ「七」五に當る 我四分七

玉の量目 五百三十「グレイン」七「モ」ニ「八」九に當る 我一風

玉込 故障なし

風の方向は矢の如くして強し





上の圖に記したる四角の一個を以て
 二「フット」とす
 Xの印は狙ひの點なり

第一		放銃の距離	
第二	第一	左右の距離	的の下の端と左の端より量りたる距離
二「フット」	三「フット」	上下の距離	平均線の切點より量りし眞の差
三「フット」	二「フット」		
二「フット」三分	二「フット」三分		

雷銃操法卷之三大尾

雷銃操法卷之三

狙ひの點	六「フート」	ニ「フート」	三「フート」零一厘	
平均	三「フート」二分二厘	三「フート」一分六厘	一「フート」三分七厘	
共計	二十九「フート」	二十八「フート」五分	十二「フート」七分四厘	
第十	四「フート」	三「フート」	七分九厘	
第九			五「フート」	外れ
第八	三「フート」	四「フート」	八分六厘	
第七	三「フート」	三「フート」	二分七厘	
第六	三「フート」六分	三「フート」五分	五分	
第五	四「フート」四分	四「フート」	一「フート」四分	
第四	三「フート」五分	二「フート」五分	七分五厘	
第三	二「フート」五分	三「フート」五分	八分	

西
洋
旅
案
內

西洋旅案内序

論語に朋遠方より來ることあり亦悦ほしからずやと朋の遠方より來るは随分悦ほしくもあるべけれども唯人の來るを居ながら待ばかりでもなし折節は此方からも遠方へ出懸たきものなり余が性質旅行を好み幸に其機會を得て萬延申の年はじめてカリホルニヤに航海し其後文久戌の年は歐羅巴の諸國を巡歴し今茲は又ワシントンニューヨークへ行き都合三度外國の旅行せしがいろく珍しき事を見聞し其國々の人情風俗も分りて心得となることゞも少からず依て私に考るに我日本國も近來は追々外國人と親しくなり殊に去年の夏は外國に勝手に行くべしとの官許もあり同時に太平洋海の飛脚船は出來いよ

く 双方の交り厚かるべき兆にてこの後日本人の外國へ往來するもの必多かるべしと思ひぬれば其輩の手引のため飛脚船の模様乗船の時の心得方なごこの度見聞せしたけを書集又先年歐羅巴へ行きしとき書留置し日記其外原書の中よりも拔書しかれこれ取集て一冊に綴り是を西洋旅案内と題せり固よりこの冊子は外國の事を更に辨へざる人の爲に綴りたるものにてその意味淺ければ彼國の書を讀み又はこの國へ渡りて物事に明るき人はこれを見るともれもしろくもなく無益のことなり余が本意とても實は世間にかゝる博識の多くなりてこの冊子なごを見る人のなごこそ願ふ所なれ

慶應三年丁卯八月

福澤諭吉誌

西洋旅案内目録

卷之上

世界の圖

總論

船賃拂方の事

爲替金の事

通用金相場の事

船中の模様

経緯度の事

世界中時候の事

印度海飛脚船の立寄る場所

上海

シンガポウル

アデン

香港

ピナン

スエス

サイゴン

セイロン

アレキサンデリヤ

メシナ

マルセイユ

パリ

マルタ

シアラタル

サウスアンプトン

ロンドン

卷之下

太平洋飛脚船の立寄る場所

サンド、ホナ

サンフランシスコ

アカホルコ

バナマ

アスピンウランル

ニウヨルク

附録

商法

コンシユル勤方の事

兩替屋の事

商賣船歴入の事

積荷請取状の事

商賣船質入の事

目錄終

西洋旅案内目錄

貨物送狀の事

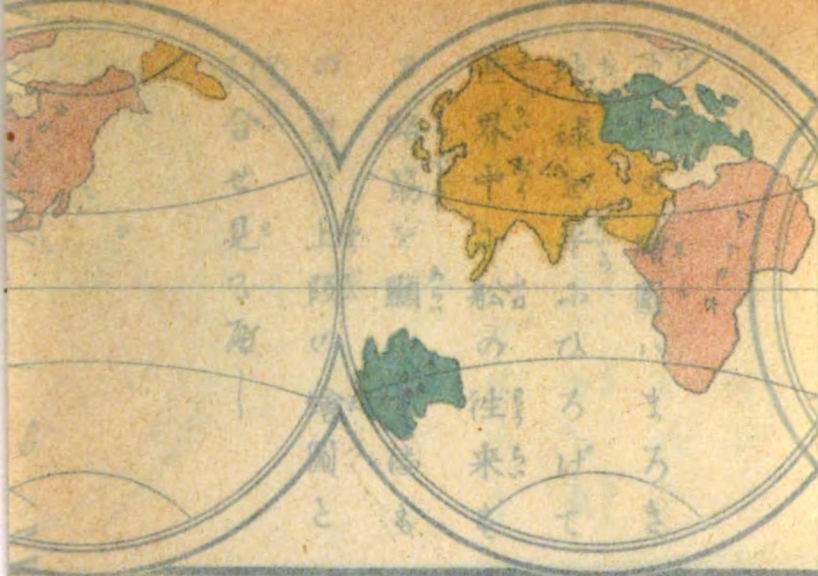
賣捌勘定書の事

災難請合の事

生涯請合

火災請合

海上請合





西洋旅案内卷の上

福澤諭吉著

世界の形ちは圓くして球の如し故にこれを地球といふこの地球の中に海あり陸地あり陸地を五に分て五大州と名く第一亞細亞洲第二歐羅巴州第三亞米利加州第四亞非利加州第五塊太利州これなり亞細亞洲の中には日本支那印度等の諸國ありて金銀銅鐵材木絹糸綿茶砂糖其外天然の産物多し亞非利加塊太利も其國の産物は多けれども國人の生れつき愚にして學問の道開けず道具仕掛の目論見も出來ず一口にいへばつまらぬ國柄なり世界第一學問の世話行届き人情おとなしくして兵力強く禮儀正しくして國富み天然の産物は少けれども人の工夫にて物を造り陸には蒸氣車を用ひ海には蒸氣船に乗り何事も便利を盡し文武ともに盛なるは歐羅巴と亞米利加とに限る殊に歐羅巴の中にて英吉利佛蘭西日耳曼荷蘭を始とし亞米利加にては合衆國合衆國は亞米利加の内にて合衆國の島々には等いづれも出交易を勵み既に支那日本とも條約を取結び且又印度邊の島々には

歐羅巴諸國の領分ありて數千の商船東西に往來し商賣日に繁昌するは元來亞細亞州に產物多きゆへにて即亞細亞州は世界第一の交易場といふべし日本にて外國人のことを西洋人といふは歐羅巴亞米利加の人々商賣の荷物を持渡るに西方より來るゆへなり然る所右の通西洋の人々東方の亞細亞州と交易するに荷物は抵帆前船にて喜望峯を積廻すことなれども急用の品物を送り又は商人などは遠き海路を往來するに荷物船に乗ては不都合なるに付き先年より英吉利佛蘭西の商人仲間を結び印度海定飛脚の蒸氣船數艘を作て其便利を達し支那日本より歐羅巴へは海上風雨に拘らず凡六十日にて着し夫より亞米利加へは十日餘にて渡るべし尤飛脚船は數艘用意して途中度々乗替ることにて先日本を出帆し其乗筋并に船を乗替る場所左の如し

橫濱より 上海さんはい 五百五十里

上海より 香港 四百五十里

香港より シンガポール 七百五十里

シンガポールより セイロン 七百五十里

セイロンより アデン 千里

アデンより スエス 六百里

スエスより上陸し百里ばかりの川續を蒸氣車に乗て一日に越し地中海に出るこの港をアレキサンデリヤといふこれより又船に乗り地中海を渡り佛蘭西のマルセイルに着するか又はジブラタルの瀬戸を出て英吉利のサウスアンブトンへ着す又亞米利加へ行くものは英吉利のライウルポラルといふ港か又は佛蘭西のハウルといふ所より毎日出帆の飛脚船あることなれば十日餘の船路にて亞米利加のニウヨルクといへる所へ着すべし尙くわしきことは繪圖を見るべし

世の開け月に進み日に新にして諸國の産物次第に増し交易の道益繁昌する中に亞米利加の合衆國は世に名高き大國にて商賣の繁昌するは英吉利佛蘭西などの諸國よりも遙に勝るほどのことなるがこのたび其國の商人等仲間を結び太平洋の定飛脚とて大なる蒸氣船數艘を打建其内一艘は去年の冬既に成就して日本へも渡來し即余輩のこのたび乘て亞米利加へ行きしコロラドと云る大船なり

た「アメリカ」にて打建たる船の數五艘「コロラド」「グレイトレボック」「セントスチ
 ルム」「パール」「ニホン」アメリカ名を附けたり右五艘も何れも三千トンの餘の大
 船なり一体亞米利加にて太平洋の飛脚船を目論見し趣意はこれまで西洋の人々亞
 細亞州へ行て交易するに西の方より出て印度海を渡りたれども元來世界の形ち
 は圓きものなれば西より行くも東より行くも行きつく先は同じことなるゆへ此
 度は東の方を廻て亞細亞の諸國へ往來するの便利を設けたるなりこの飛脚船に
 て西洋諸國へ往來する船路并に船を乗替る場所左の如し

香港又は上海より

横濱

里數は前に
 記るセリ

横濱より

サンフランシスコ

二千五百里

・サンフランシスコより

バナマ

千五百里

バナマより

ニウヨルク

千里

バナマは北亞米利加と南亞米利加との界にてこの所へ上陸し二十里あまりの
 地積を二時計にて通越し亞米利加の東側なるアスピンウナルといへる所へ出
 て夫より又飛脚船に乗り亞米利加合衆國の大都會なるニウヨルクへ着すニウ
 ヨルクより歐羅巴諸國へ行くには矢張英吉利佛蘭西より亞米利加へ渡るも同

とことにて日々出帆の飛脚船に乗り十日計にて英吉利のライウルボラルか又

は佛蘭西のハウルへ着すべし

右の通りこのたび太平洋の飛脚船出來たるに付ては西洋諸國より亞細亞洲へ往來するに船路の日數は印度海の飛脚船と同じことにて且印度海は夏冬の差別なく暑氣甚しくして船中難澁なるゆへ此後西洋の人々荷物は印度海より積廻すも旅客だけは多分太平洋の船にて渡來すべしさればこれまで外國人を見て西洋人と唱へたれども今は東の方より來るゆへ東洋人といふとも理なきにあらざる實に昔日とはことわりたる世の有様なり

日本より外國へ渡るには印度海の飛脚船に乗るも太平洋の飛脚船に乗るも其手續へは同じことにて心得べき箇條左の如し

船賃拂方の事

船賃は先方着までの惣入用を前金に拂ふ取極なり横濱住居の外國人に飛脚船の引請ありてこの者に金を拂て便船の切手チケットを請取り此切手を本船に持參して船賃拂濟の證據とするなり船賃の直段は凡左の如し

横濱より印度海の飛脚船に乗て佛蘭西のマルセイユか又は英吉利のサウスア
ンプトンまで行くに

一番の客 七百二十ドル餘

二番の客 五百ドル餘

横濱より太平洋の飛脚船に乗て亞米利かのニウヨルクまで行くに

一番の客 四百三十ドル餘

二番の客 三百十ドル餘

横濱より亞米利かまでの船賃は英吉利佛蘭西までの船賃よりも餘程下直なれ
ども亞米利かの飛脚船は賄も粗末にて且酒の代は別の勘定なるゆへ南方とも

同じ割合なるべし

亞米利かど英吉利佛蘭西との間の船賃は凡左の如し

一番の客 百三十ドル餘

二番の客 七十五ドル餘

一番二番の外にスタヤレシ又はデッキパッセンゼルとて極下等の客ありこの船賃は

甚下直凡百五十ドル計の入用にて歐羅巴まで行かるべしサンフランシスコへの船賃などは五六十ドルなりされども船中賄の粗末なるはいふまでもなく寢床もあるかなしにて甚難遊なり

船中持越しの荷物印度海の飛脚船は一人前目方三十六貫目限太平洋の飛脚船は同三十貫目限を定どすこの定より目方張るときは凡一貫目に付一ドル半計の運賃を別段に拂ふことなり但着替の風呂舖包などを携て船に乗るときも其目方を改るることなし若又莫大の荷物ありてこれを積荷にして船底に積込先方へ達するには其運賃右の割合よりも下直なり

爲替金の事

横濱長崎箱館邊に専ら通用する洋銀はメキシコドルラルとて亞米利加合衆國の隣國なるメキシコの通用金なり其相場は時々違あれども大抵日本にては一ドルラルに付三步位の通用なり日本の通用金は外國にていまだ見なれしもの少く不通用なるゆへ彼國へ行くときはこのメキシコドルラルを持越ことなれども大金になりては船に積卸の取扱も不都合なり又これを飛脚船へ預切にして先方着の

横濱より印度海の飛脚船に乗て佛蘭西のマルセイユか又は英吉利のサウスア
ンプトンまで行くに

一番の客 七百二十ドルヲル餘

二番の客 五百ドルヲル餘

横濱より太平洋の飛脚船に乗て亞米利加のニウヨルクまで行くに

一番の客 四百三十ドルヲル餘

二番の客 三百十ドルヲル餘

横濱より亞米利加までの船賃は英吉利佛蘭西までの船賃よりも餘程下直なれ

ども亞米利加の飛脚船は賄も粗末にて且酒の代は別の勘定なるゆへ南方ども
同じ割合なるべし

亞米利加と英吉利佛蘭西との間の船賃は凡左の如し

一番の客 百三十ドルヲル餘

二番の客 七十五ドルヲル餘

一番二番の外にスチャレシ又はデッキパッセンゼルとて極下等の客ありこの船賃は

甚下凡百五十ドル計の費用にて歐羅巴まで行かるべしサンフランシスコへの船賃などは五六十ドルなりされども船中賄の粗末なるはいふまでもなく寢床もあるかなしにて甚難澁なり

船中持越しの荷物印度海の飛脚船は一人前目方三十六貫目限太平洋の飛脚船は同三十貫目限を定どすこの定より目方張るときは凡一貫目に付一ドル半計の運賃を別段に拂ふことなり但着替の風呂舖包などを携て船に乗るとも其目方を改ることなし若又莫大の荷物ありてこれを積荷にして船底に積込先方へ達するには其運賃右の割合よりも下直なり

爲替金の事

横濱長崎箱館邊に専ら通用する洋銀はメキシコドルとて亞米利加合衆國の隣國なるメキシコの通用金なり其相場は時々違われども大抵日本にては一ドルに付三歩位の通用なり日本の通用金は外國にていまだ見なれしもの少く不通用なるゆへ彼國へ行くときはこのメキシコドルを持越ことなれども大金になりては船に積卸の取扱も不都合なり又これを飛脚船へ預切にして先方着の

上請取る仕法もあれども百ドルに付一ドルラル餘も預賃を取らる右の次第に付外國へ金子を持越すには其金を爲替にすべし其法色々あれどもこの節専ら行はれて大丈夫なるは英吉利の爲替問屋とバンクの手形を買ふことなり英吉利の都ロンドンに萬代不易ともいふべき商人組合の爲替問屋幾軒もありて世界中の諸國へ出張の店を設け既に横濱長崎にも店を出して爲替商賣を爲せりこの店に行て何程にても金を入れるれば其高に應じ時の相場を以て英吉利の通用ポンドといへる金の手形を渡すこの手形を以てロンドンの本店へ行けば正金と引替るは勿論なれども本店計に限らずいづれの國へ持越ても右ロンドンの爲替問屋と取引をする兩替屋へ渡せば直に正金と引替又は素人同士の賣買にもなるゆへたとへば世界中通用の銀札なり其手形の文言讀へば左の如し

覺

一 幾ポンド幾シルリング幾ペンス也

右者何年何月何日何處にて何某より請取候高に付此第一之手形を差出候上幾日之後同人は本書之高可被相渡但し第二第三の手形へ金子相渡申間敷候

仍如件

場所附

爲替問屋仲間姓名書判

月 日

ロンドンのユニオンバンク

右の文言に第一の手形と金子を引替にして第二第三の手形へは金子を渡間敷云々どあるは初め手形を買ふとき同じ手形三枚渡して一二三の印をつけ即一印に金を渡せば二三印には渡さず二印に渡せば一と三印に渡さずと記せりゆへに遠方へこの手形を持越すとき三枚の中一枚を留主宅へ残し置次の飛脚船にて送る。ようにし一枚は自分に懐中し一枚は連の者へ預け置なごのことにすればたどひ途中にて紙入を海に落とし又は萬一難船なごして手形をなくせしときは留主宅へ残し置さし手形を取寄て金を請取べき趣向なり但し金子を請取ときは當人の書判を手形の裏に記し且手形の數三枚揃はざれば然るべき請人を頼むなご彼是と渡方手重なるゆへなるべくは三枚とも間違なきよう自分にて持参する方宜し又手形の文言に手形を差出せし上幾日の後金子可相渡とありこれは前にもいへ

る通りロンドンの爲替問屋の手形なれば世界通用の銀札にて何方にても差支なく正金に引替るなれどもこれは相對のことにていよく本筋に行き正金と引替る所はロンドンの爲替問屋なるゆへこの手形追々人の手を経て遂に右問屋に至り金を請取るとき手形を出して正金を請取るまでの間或は三日或は十日二ヶ月三ヶ月半年までも夫々の日限ありゆへに初め手形を買ふときたどへば三日限の手形なれば其相場たかく三ヶ月限の手形なれば相場やすし直にロンドンの本店にてべらつくあうによするなり即手形の文言に何日の後とはこの日限をいふなりされども買ふときやすき手形は相對に賣るときもやすきゆへ日限の長短にて損徳はなきものなり

右の外爲替の仕法は種々あれども其説話長ければこの小冊子に記し難し

通用金相場の事

一英吉利の通用ポントといへる金銭を二十に分たる銀錢をシルリングといふ一シルリングを十二に分たる銅錢をペンスといふ彼國の銅錢を一文つニかいといふ一即一ポントは二百四十ペンスなり

一メキシコドルラルを以てポントの手形を買ふには固より時の相場次第なれど
も大抵一ドルラルに付五十二三ペンス即ち一ポントは凡四ドルラル半に當る
ドルラルの相場を三步とすれば一ポントは日本の通用金三兩一步二朱計なり
一亞米利加のドルラルはメキシコドルラルよりも少し輕し大抵百ドルラルに付
六七ドルラルの差あり

一佛蘭西の通用金はフランクといふ銀錢にて大抵五フランク半と一ドルラルと
釣合ふ相場なりこのフランク二十枚に當る金錢あり十年計以前の新吹にて金
錢の表に今の佛蘭西帝ナポレオンの面の像あるゆへに歐羅巴にてはこの金錢
に異名を附てナポレオンといへり即ち一ナポレオンは日本の二兩三步計に當
る

西洋諸國にてはあまりメキシコドルラルを通用せざれども印度海の港井に上海
香港邊は専らこのドルラルのみ取扱ふゆへ日本より外國へ渡るとき船中の小遣
錢はメキシコドルラルを正金にして持參すべし

船中の模様

西洋にて船の大小をいふにはトンの數を以て計ふ日本にて船の大きさを積高の石數にて勘定すると同様なりトンとは掛目の名にて一トンは米六石餘の重さに當るゆへに千トンの船といへば六千石餘積む船なり飛脚船は大抵二千トンより四五千トンまでの大船にて荷物も澤山積み旅客も多人數乗るべし船中の模様は太平洋の飛脚船も印度海の飛脚船も大抵同じことなれば此度余輩の乗りし太平洋の飛脚船コロラドの模様をあらまし左に記すべし船の大きき三千七百トン長さ六十間巾八間蒸氣の力も甚強く逆風に於て一晝夜に百二三十里も走る船の兩側にライフボウトとてばつていらし十艘程ありこのばつていらしは底に仕掛ありてたどひ水船になるとも沈むことなきやうにしたるものなるゆへもし本船の難船することあるときはこのライフボウトにてたすかる工夫なり其ためライフボウトの内には平生より飲水パン井に天文を測る道具を備置き何時にても不意の節はこれに乘移り饑渴の心配もなく道具にて天文を測れば何方にても自由に行かるとやうにしたるものなり又船中の人數銘々の寢床に浮袋の用意ありこれ亦非常のため備へしものなり○乗組の人數船將以下役々水夫船頭小使に至るまで百人

餘にて船中一切の事を取扱ひ旅客は千人計も乗せて席を上中下三段に分け上の客は船の艙に部屋あり一部屋の廣さ凡四疊半其片側へ巾二尺長さ六尺計の寢床の棚を三段につりて三人相部屋なり但し船中造作の模様によて二人寢の部屋もあり六人寢の部屋もあり又客の多きときは三人寢の部屋へ別に寢床を附て五人寢とすることもあり○部屋々々の寢床へ夜具の用意は勿論朝夕のつかひ水手水鉢うがい茶碗さぼん手拭水こぼし玄びん船に酔ひしどき吐く器なども備り部屋井に其外の掃除は小使の引請にて船中塵ひとつもなきやうによく行届けり毎朝掃除終れば四半時のころ船の役人并に醫師の立合にて船中の見廻あり○食事は朝晝夕三度朝の食事をブレッキフアスといひ晝をロンチンといひ夕をヂンチルといふ朝は茶をのみ食事の品も十色計畫も同じく一寸葡萄酒などのみ格別の馳走なし夕の食事は三度の内一番の馳走にて色々の品三四十種も取揃へ酒も澤山用ひゆるりと飲食す馳走の品は三度とも肉類魚類飯パン食後には蒸菓子水菓子總て料理は日本よりも餘程丁寧なり但し日本にて平生肉食に馴れざる人は船に乗るとき漬物醬油其外の食物少し計用意すべし外國風の食物のみにてははじめ

二三十日の間困るものなり○食事の間には巾三尺計の長さ臺幾個もありて其上に馳走の品物并に銘々の皿茶碗をならべこの臺をテーブルといふ食事をする者は十人も二十人も椅子に腰を掛けてひとつテーブルの周圍に寄集り寄合膳にて食事する姿なり○上の客病氣の節自分の部屋へ食物を取寄るは勿論又は自由に茶などいひ付ることも勝手次第なれども部屋の内に煙草は禁制なり都て船中は火の元嚴重にて火消の道具も十分に用意し時々不意に鐘を鳴して火事の調練をすることあり○中の客は艙の下の段に部屋あり部屋向も倉末食事も上の客と一處にするることならず其外の取扱上の客とは差別あれども格別見苦しきこともなし○下の客は船の舳の方にて水夫など、打交り寢床もあるかなし食物の粗末なるは勿論つかい水とても自由にならぬ位にて極下輩の者ならでは其難澁に堪ざるべし○船はもとより乗合のことなれば世界中諸國の旅客打交り親子連もあり夫婦連もあり老人もあり子供もあり或は酒を飲で謠を歌ひ或は茶を飯で理屈をいひ或は書を読み或は牌子をどり或は田舎者が在處の自護をし或は下手將棋がまけて腹を立笑ふ者あり泣くものあり愚弄さるゝ者あり嫌はるゝ者あり其有様は日

本の乗合船に少しも替ることなし但し西洋にては婦人を丁寧に取り扱ひ都て行儀正しき風俗なるゆへ初て船に乗る人などはよく其ことを心得婦人へ向て失禮をせざるは勿論男子同士にてもあまり漫がまじき話をすべからず人の見る處にてこしはだをぬき赤足を出し婦人の前にて烟草をのひなどは甚だ失禮のこと、せり謹むべしこのことは船中計に限らず彼國一体の風俗なるゆへ上陸の後も忘るべからず○船中の便所は左右に十所づゝもありて上の客と中の客とは區別あり又船の方へも下の客并に水夫どもの便所數ヶ所あり都て便所は船中役人の立合にて毎朝掃除し誠に奇麗なり彼國の大便所は家の内にあるものも船中にあるものも其模様少しも替らず一段高き所に圓き穴ありてこの穴に腰を据る趣工なり然るに初て外國へ行く人など其ことを心得ずして日本流にすると便所を汚しかならず外國人に笑はれて面目次第もなきことありよくくつゝしむべし

經緯度の事

陸地に人の住居する處なれば此處より彼處まで幾町此山より彼山まで幾里と定りたることあれども廣き大洋にては渡海中十日も二十日も山も見ず陸も見ず目

當とすべきものなきゆへ西洋の航海者は天文を測て方角を定めいかなる大洋にても少しも間違なし其方角を定る仕方は地球の北の端を北極といひ南の端を南極といひ北極と南極との間まんなかの所に西より東へ一筋を引てこれを赤道といふ赤道をまんなかとしこれより北極に至るまで南極に至るまで兩方とも九十づゝに分て赤道の通り西東に筋を引き兩方合て百八十となるこれを南北の緯度といふ扱前にもいひし通り世界の形ちは圓さものゆへ右の如く西より東へ眞直に筋を引けば其筋は圓き地球を取廻はしたる輪の形ちになりて地球の表側にて北極より南極まで百八十度あれば裏側にも同じく百八十度あり兩面合て三百六十度なり一度は英吉利の六十里なるゆへ世界の周圍は六十里を三百六十里せたる數にて二萬千六百六十里なり又英吉利のグリンウヰツチといへる所の天文臺を本とし北極より南極まで眞直に筋を引きこの筋より西と東へ段々に六十里づゝ隔て、同じやうに北極より南極へ筋を引き地球の周圍を三百六十に分けてれを東西の經度といふ右の如く世界の周圍を東南西北十文字に分け一度を六十里と定め渡海のとき天文を見て方角を測れば地方の見へぬ大洋にても船の居處

は寸分も違ふことなしこれを航海者の測量といふたどへば大洋にて船の居處北緯三十四度東經百三十七度といへば赤道より北の方三十四度即ち二千四十里英吉利の天文臺より東の方百三十七度即ち八千二百二十里の處に船の居るといふことにて日本の遠州洋に當る但し英吉利の一里は日本の十六町五十七間に當り其百里は日本の四十七里餘なり飛脚船も波海中は毎日測量して經度緯度の數と一晝夜走りたる里數を紙に記して船中に張出すゆへ其度數を見て世界の圖に引合すれば素人にては船の乗筋は分るべし左の繪圖は經緯度の大略を記するものなり

世界中時候の事

都て時候は土地の模様によて色々に差あれども一躰に世界中の時候の事をいへば其大畧左の如し赤道を真中とし此より北の方へ二十三度半南の方へ二十三度半合て四十七度の間を熱氣の方角といひ時候甚だ熱し此邊の地方には草木よく生長し大木銘木珍しき禽獸多し紫檀黒檀などいへる材木并に獅子虎象の類も盡くこの暖地に出来るものなり其外菓實には椰子芭蕉の實麥米もよく登るゆへ

に先年より外國の人象虎などを持來て見世物にしたることもあれども西洋の本國より持來たるにはあらず印度又は中亞米利加邊の段地にて買しものなり且又近來は南京米とて多く米を持渡れども此亦かならず南京の米ばかりにあらず暹安南其外の熱國に出來たるを外國人の買取て日本へ輸入するもの多し扱右の如く赤道より南北二十三度半づゝの所に界を立て其界を黃道といふ又此黃道より南と北の方へ兩方とも四十三度づゝの間を平和の方角といひ此邊は春夏秋冬の差別ありて禽獸草木五穀菓實も程よく出來人の住居するによき所なり日本支那西洋諸國は皆此方角にあるゆへ時候は大抵同じことなり但し魯西亞などの冬分寒氣強きは此平和の方角の内にある國なれども餘程北の方によりて其都べイトルスボルフなどは赤道より北の方六十度の所に當る位の場所柄ゆへなり其外歐羅巴の諸國も日本に較れば少し北の方にあるゆへ矢張日本よりも少し寒し平和の方角を外れてこれより北極と南極とに至るまで二十三度半づゝの所を寒氣の方角といひ草木禽獸少く人も住はれぬ程寒き地なり右の如く赤道より南北二十三度半づゝの間は時候熱く夫より又南北四十三度づゝの間は時候程克夫より

又南北二十三度半づゝ北極と南極とに至るまでの間は時候寒し外國へ旅行する
とき衣類を用意するにもあらずし時候の様子を心得ざれば甚だ不都合なり又世
間の人々動すれば外國へ行きし人に彼國の時候は如何哉など尋る者多けれど
も右に述べたる理合を知らば言葉を費さずして自分に分るべし尙又前の繪圖に引
合せ見るべし

印度海飛脚船の立寄場所

日本より印度海を渡り西洋諸國へ行くに佛蘭西のマルセイユまで道程凡四千七
百里餘英吉利のサウスアンプトンまで同じく五千四百里餘途中船を乗替又は石
炭を積込ため立寄場所の模様左の如し先横濱より上海まで五百里五日路なり
上海は支那の南京を距ること七十里餘揚子河といふ大河の口にある港にて人の
數二十萬人西洋諸國の高貴船并に支那の小船も出入し繁華なる場所なり其土地
の産物は絹布象牙の細工物等又市中の外に茶園ありて夥しく茶を製して外國へ
賣出す○市中に城構あり建安城といふ支那の人は専らこの構の内に住居し外國
人の家は構の外にあり此城は古代三國のとき呉の孫權が極強せし城とて名高き

古跡なれども近來は支那の政事不行届にて英吉利佛蘭西へ警衛を頼み城中には外國の旗印を建り○氣候は大抵日本と同じことなれども濕地にて水あしく飲水に困るコレラなど傳染病の流行するときは死人多き由なり

上海を出帆して香港まで四百里船路四日にて着すべし

香港は支那の南東の方にある島なり長五里巾三里岩山のみにて草木少く平地なしも支那の領地なりしが天保十三年英吉利との合戦に支那の人敗北して和睦のときこの島を英吉利へ與へてより永代英吉利の領分となれり其後追々英吉利人の家を建交易場を開き近來は尙又寺を建立し學問所を設け人の數も次第に増して繁昌の港となれり此合戦の發端は英吉利の商人兼て阿片烟草を支那に賣込支那の人も類にこの烟草を好み追々に其賣買大造になりしが一躰阿片烟草は人の毒にもなりこれを用れば無益に金を費して國の不爲になるゆへ支那の役人この賣買を差留んとすれども英吉利の商人もこれを聞入れず内々品物を持渡り支那の人もこの毒烟草をのむことの癖になりて矢張これを買ひ内證にて互に商賣し居たるを役人の内に林則徐なせいへる人ありて大にこれを立腹し英吉利人の

持渡たる阿片烟草を理不盡に取扱てこれを燒棄し所英吉利の政府にても立腹し
事の理非を談判もせずして我國人の荷物を燒棄しとは相濟さることなりとて本
國より軍勢を支那へ差向散々に撃すくめて遂に支那より和睦を願ふといふこと
になり廣東厦門福州寧波上海の港五ヶ所を開き價金は左の通に約束せり

一六百萬ドルラル

是は支那の役人の燒棄たる阿片烟草代金の高

一三百萬ドルラル

是は廣東の商人より兼て英吉利人へ商賣の事に付引負となりし分を支那の
政府より償ふ高

一千二百萬ドルラル

是はこのたび英吉利より軍勢を差向たるに付其入用として支那の政府より
拂はしむる高

右右て二千一百萬ドルラルの高を三ヶ年賦に定めもし其拂方延引するときは
一ヶ年五分の利足を取るべしと約定せり

斯く五ヶ所の港を開き二千一百萬ドルの償金を拂ひし外に香港の地は永代英吉利の領分にすべしとの掛合にて和睦の談判始て詞ひたり頃は西洋の千八百四十二年支那の道光二十二年日本の天保十三年に當り今より二十六年前のことなり其後萬延元年申年天津といふ所にて英吉利の軍艦と間違のことも出来遂に又合戦となり支那の人敗北し八百萬金の償金を英吉利の方へ拂ひ廣東の地方にある九龍といへる地面を英吉利の領分となしたり○香港の時候はあつし寒中にも日本の三四月頃の如しこれより次第に南の方へ向ひ印度海に出紅海に入るまでは始終熱氣の方角を渡海するゆへ衣類其外夏の支度をすべし但し印度海の暑さにて日本の暑中よりも嚴きことはなけれども夜盡どもに同じ暑さにて日本に居るときの如く朝夕夜中の冷氣に休息することの出来ざるゆへに格別難澁なり香港よりシンガポールまで七百里七日路なり但し佛蘭西の飛脚船なれば此間に交趾のサイゴンといふ港に寄り石炭などを移送ひこの地は元安南の領分なりしが六七年前佛蘭西に攻取られ當時は佛蘭西のものとなり軍艦商船も出入し追々繁昌に赴けり土地の産物には米多し

シンガポウルは英吉利領の島なり赤道より北の方二度の所にありて時候甚だわつし四季の差別なくいづも夏の通りにて日本の寒中にてもこの地には胡瓜茄子西瓜の類澤山あり又此邊の島々には丁子胡椒生姜椰子芭蕉バナブルなどいへる菓實ありバナブルは草の實なり形ち松子に似て大なり味甚だよし芭蕉も日本にては實を見されどもこの邊の芭蕉には夥しく實を結て水菓子に用ゆ味殊に甘く日本の甜瓜に似たりこの外蜜柑橙實等何品によらず澤山にして價もやすし○此島には虎多く折々人を害すとなり其外禽獸には野猪山猫大蛇鸚鵡猿の種類多し飛脚船入津すれば土地の人猿鸚鵡などを賣物に持來り可愛らしく見れども日本へ持歸れば時候寒して生育難し○シンガポウルの人の數凡六萬人此内半分は支那の人にて本國より渡世に出しものなり此外印度海井に太平洋の島々サンフランシスコなどにも支那の人の住居する者多し然る所其者共外國人へ交るに支那の言葉は不通用なるゆへ英吉利の言葉を用ゆ世間の様子を知らざる人が支那の文字は廣く通用するよふに思ふ者もあれども心得違なり凡世界中に交易の行はるゝ港に英吉利の言葉の通用せざる所なし又西洋の内地に入ては佛蘭西の言

葉を貴ざる國なしゆへに當時外國人に交り外國の模様を知らんには是非とも英佛の言葉を學ぶるべからず

シンガポウルを出帆してマラッカの瀬戸に入右にマレヤの地方を見左にスモタラの島を詠て次第に北西に向ひ印度海に出セイロンといへる島の内にあるポインテゴウルなる港に着すシンガポウルよりセイロンまで海上七百五十里八日路なり但し英吉利の飛脚船なれば途中にてピナンといふ小島に寄て石炭を積むピナンはマラッカの瀬戸の中にて右手にあり此島も英吉利の領分なり土地産物の模様は略シンガポウルに同じ

セイロンは往古葡萄牙の領分なりしが一度荷蘭に取られ其後又英吉利の領分となり島周圍三百里計港數ヶ所あり飛脚船の入津する港をポイントゴウルといふ時候は略シンガポウルと同様に暑し産物も同じく椰子蜜柑胡椒の類多し殊に桂枝はこの島第一番の名産にて諸國へ積み出すゆへ一名桂枝嶋ともいふ山には象多し或はこれを馴して牛馬の如くつかふ者あり就ては象牙も澤山なり色々細工したる賣物あり○セイロンは暖地にて一年に二度の米作あり即ち七

月より十月迄の間に種つけし米は翌年の正月より三月迄の間に取收め三月より五月迄の間に種を下したるものは八月より十月迄の間に登るされども其米を外國へ積出す程澤山には出來ず却て他國の米を用ゐることあり○セイロン島は釋迦如來誕生の地にて島の人皆佛法に歸依せり嶋の中にアダムが峯とて高き山あり高き千二百間餘島人の物語に釋迦如來この山に籠て法を説き遂に其頂より天上に登り今に至るまで其足跡ありといふ

セイロンよりアデンまで凡千里船路九日にて達すべし

アデンも英吉利の領分なり紅海の人口にあり時候はシンガポウルセイロンなどよりもあつし土地柄よろしからず草木少し人の數一萬人餘商賣繁昌せず唯飛脚船などへ石炭を積込む用意をなすのみされどもこの邊を渡海する船はセイロンを出帆してより外に立寄るべき港なきゆへ何れもこゝに碇泊せざるものなしアデンを出帆して紅海に入右の方にはアラビヤの地方あり左の方に寄れば亞非利加州を見る即ち亞細亞州と亞非利加州との界なり一躰この海はシンガポウルセイロンなどよりも北の方にある割合にてやゝ冷しきはづなれども亞非利加州

并にアラビヤの地方に幾百里となく廣き砂原ありて炎天に照され其燥砂より熱き風を吹送るゆへ晝夜とも暑氣に堪難し日本より歐羅巴へ行く途中一番苦しき場所なり

アデンよりスエスまで六百里餘海上六日にて着す

スエスはエジプトの南岸の港なり此邊の地方はもと土耳其の分領なりしがどもエジプトの城下カイロといふ所にパシヤとて城代の如き者ありて自由にこの邊を支配し今にては土耳其と別の國のやうになれり○スエスの港は遠淺にて本船は沖に錨を卸し小船にて上陸す○スエスよりアレキサンデリヤまで地積百二十里計蒸氣車にて一日に通越べしカイロといふ城下は其途中にあり古き土地にて名所舊跡多しマホメット宗の寺あり洪大なる構なり又カイロより三里計の處にピラミドとて目を驚すほど大なる石塔二あり高さ四十丈巾六十丈石垣のよふに築きたるものなりこの石塔は凡四千年前セオプスといへる國王の墓印といふ世界中に名高き舊跡にて秦の始皇が築し萬里の長城にも劣らぬほどの大仕事なり○この邊は四季ともに雨のふることなき熱國なれども夜露多く且ナイルといへる

大河ありて其潤にて草木よく生長す土地の産物は綿、コーヒーの類なり○人氣は甚だよろしからず旅人通行のとき用心すべし

アレキサンデリヤはエジプトの北岸にある港にて地中海に臨めり此海は亞細亞州と歐羅巴州と亞非利加州と三國の間にあるゆへ地中海と名けたるなり○アレキサンデリヤも實は土耳其の領分なれども今はエジプトの支配になりてカイロの別城下なりこの港より佛蘭西の飛脚船に乗ればイタリイとシ、ハリとの間の狭き瀬戸を通り其瀬戸口にあるメシナといへる港に立寄て一時計船掛し直に出帆して佛蘭西のマルセイルへ赴くアレキサンデリヤよりマルセイルまで海上七百七十七里路なり

マルセイルは佛蘭西領の南手にあり地中海諸港の内一番大なる場所にて諸國の商賈船日々出入し大船千二百艘も船掛すべきほど廣き港なり諸方へ飛脚船も往來し交易の繁昌すること一かたならず産物は石鹼、香具、其外製藥類、煙草、甘き酒、履帽子等○土地の人數三十萬人餘時候は大抵日本に同じ○飛脚船の旅客上陸すれば先宿屋へ一宿すこれより佛蘭西の都パリスまで路程凡二百里餘蒸氣車にて一

晝夜に達すべし途中にリオンといふ繁華なる所あり土地の人専ら絹布羅紗の類を織る世界に名高き織物の場所なり日本より佛蘭西へ積出す絹糸も多分にリオンへ行く様子なり

扱又アレキサンデリヤより英吉利の飛脚船に乗れば佛蘭西の飛脚船とは乗筋違ひ先同處を出帆しマルタ島に立寄シブラタルの瀬戸を出て英吉利のサウスアンプトンへ着することなり道程はアレキサンデリヤよりシブラタルまで八百里五十里同處よりサウスアンプトンまで五百五十里合て千四百里十二三日の渡海なり

マルタ嶋は地中海の中途にある小島なり元佛蘭西の支配なりしが六七十年前より英吉利の領分となり土地柄はよろしからず岩山計なれども地中海要害の場所なるゆへ英吉利より大造に臺場を築き用心堅固當時マルタの臺場とては世界中に名高き程なり○この邊の産物は珊瑚珠海綿の類多しメシナ并にマルタ島へ着すれば珊瑚の玉を球數のやうにつなぎ又は花形なせに刻たるを賣物に持來り價はやすけれども品物は下品なり但し上品は英吉利佛蘭西の商人等兼て數金を

して其本國へ引上るゆへこの邊の賣買にはなき様子なり
ワラルタルも英吉利の領分なり地中海の入口にて臺場の堅固なるは世界中第一番ともいふべき構なり海岸の岩山を切て砲門を開き大砲千挺餘も据付あり英吉利人の地中海にて威光を耀かす譯は此臺場とマルタ島の臺場とにて要害の地を占たるに由てのことにて諸國の人々これを恐ざるものなし○シラルタルの瀬戸の南岸は亞非利加の地方にて北岸は即ち右の臺場なり兩方の間狭き所にて六七里計なり此瀬戸に不思議なることは潮の流なり地中海は此瀬戸のみ一方口にて袋の如くなるに瀬戸の外より始終潮の流込て内より外へ流出たることなしされども古來地中海に水の溢しことも聞かず西洋人の説に斯く毎日毎夜流込水は地中海の暖氣にて湯氣の如くなりて空中に消失且地の底に道ありて人の目に見ざる所より外へ流出るなるべしと右の次第に付地中海には何れの海岸にても満潮も干潮も大抵同じ水の高さにて土地の人潮時といふことを知らず
サウスアンブトンは英吉利の都ロンドンの西南の方三十里計の所にある名高き港なり諸國の船出入して交易商賈の盛なるは勿論殊に此港は世界中に往來する

晝夜に達すべし途中にリオンといふ繁華なる所あり土地の人専ら絹布羅紗の類を織る世界に名高き織物の場所なり日本より佛蘭西へ積出す絹糸も多分にリオンへ行く様子なり

扱又アレキサンデリヤより英吉利の飛脚船に乗れば佛蘭西の飛脚船とは乗筋違ひ先同處を出帆しマルタ島に立寄シブラタルの瀬戸を出て英吉利のサウスアンプトンへ着することなり道程はアレキサンデリヤよりシブラタルまで八百五十里同處よりサウスアンプトンまで五百五十里合て千四百里十二三日の渡海なり

マルタ嶋は地中海の中程にある小島なり元佛蘭西の支配なりしが六七十年前より英吉利の領分となり土地柄はよろしからず岩山計なれども地中海要害の場所なるゆへ英吉利より大造に臺塙を築き用心堅固當時マルタの臺塙とては世界中に名高き程なり○この邊の産物は珊瑚珠海綿の類多しメシナ并にマルタ島へ着すれば珊瑚の玉を球數のやうにつなぎ又は花形なせに刻たるを賣物に持來り價はやすけれども品物は下品なり但し上品は英吉利佛蘭西の商人等兼て數金を

して其本國へ引上るゆへこの邊の賣買にはなき様子なり

シブラルタルも英吉利の領分なり地中海の入口にて臺塙の堅固なるは世界中第一番ともいふべき橋なり海岸の岩山を切て砲門を開き大砲千挺餘も据付あり英吉利人の地中海にて威光を耀かす譯は此臺塙とマルタ島の臺塙とにて要害の地を占たるに由てのことにて諸國の人々これを恐ざるものなし○シブラルタルの瀬戸の南岸は亞非利加の地方にて北岸は即ち右の臺塙なり兩方の間狭き所にて六七里計なり此瀬戸に不思議なることは潮の流れなり地中海は此瀬戸のみ一方口にて袋の如くなるに瀬戸の外より始終潮の流れ込内より外へ流出たることなしされども古來地中海に水の溢しことも聞かず西洋人の説に斯く毎日毎夜流入水は地中海の暖氣にて湯氣の如くなりて空中に消失且地の底に道ありて人の目に見ざる所より外へ流出るなるべしと右の次第に付地中海には何れの海岸にても満潮も干潮も大抵同じ水の高さにて土地の人潮時といふことを知らずサウスアンブトンは英吉利の都ロンドンの西南の方三十里計の所にある名高き港なり諸國の船出入して交易商賣の盛なるは勿論殊に此港は世界中に往來する

飛脚船を仕出し又外國より飛脚船の入津するも此港なるゆへ貴賤貧富の旅人一
年の間に出入すること幾萬人なるを知らず土地の繁昌いふ計もなし○此港には
船の修葺場數所あり洪大なる構なり見物すべし其外學門所も盛なり世に名高き
蒸氣機關を工夫したるワットといへる大先生も當地にて生れたる人なり○サウス
アンブトンよりロンドンへは蒸氣車にて一時の間に通行すべし
右の手續にて佛蘭西の飛脚船に乗れば佛蘭西の都パリスへ着し英吉利の飛脚船
に乗れば英吉利の都ロンドンへ着すべし既に既にパリスロンドンへ着すれば兩都の
間百二三十里蒸氣車と蒸氣船に乗て僅に一日路なり先パリスよりロンドンへ行
くには佛蘭西領の北なるカレイといふ所へ出夫より十里餘の瀬戸を渡り英吉利
領のドヲウルといふ港へ着し直にロンドンへ達すべし其外歐羅巴の諸國には蒸
氣車の路縱横に互り旅行するどて杖笠草鞋の用意にも及ず其儘車に乗て百里や
二百里の道は一夜の間にも行かるべきことなれば歐羅巴州の内にて遠國へ旅行
するなほいふとも實は江戸より近在まで歩行するほどの苦勞もなし○歐羅巴へ
着の上宿屋の様は上中下色々にあり上の旅籠なれば一日の賄一人に付二三兩

下の旅館なれば一日に一歩計なるもあり又大勢にて長逗留をするには貸坐敷を借て手廻にするもよし先宿屋に着すれば店の振場に行て名前を記し部屋の鍵を請取其部屋へ案内させて荷物なども部屋へ入れ一先落附き其後出入の節はかならず部屋の戸に鍵をおろすべし大勢人の出入する宿屋には盗賊も多し油断すべからず宿屋の部屋には一々番附あり大きな宿屋には部屋の数の五六百もあり部屋に居て宿の者へ用事あるときは部屋より勝手へ通たる針金の糸を引き鈴を鳴らして人を呼ぶべし食事は部屋に取寄てもよし又は食事の間に大勢と一處にしてよし但し食事を部屋に引けば旅館の代少し増すべし○外に出るには馬車といふものあり英吉利の言葉にカリエイジといふ二人乗四人乗の車を馬に引かせ日本なれば駕籠の代になるものなれども駕籠よりも乗りよくしてはやし矢張江戸の駕籠屋と同じことにて車屋へいひ付て雇ふこともあり辻駕籠の様に途中にて乗ることもあり馬車の賃金は道の遠近にて取極又は一時何程と取極ることもあり大抵一日借切にて乗れば一人前の車賃三四兩なるべし又オミチアスとて柔合の馬車ありこの車はたどへば籠造見附より日本橋までか日本橋より京

橋までとか道筋を極て一日に幾度も同じ道を往來するものにて人数二三十人も乗すべき大車なり乗台の人は日本橋より乗て京橋まで行く者もあり又は銘々行く先の方角に由て途中より乗り途中にて下る者もあり但し賃錢は其道筋を半分乗るも皆乗るも同じことなれども一躰に此車の賃錢は甚だやすし市中人通の多き通筋にはこの車幾挺も往來するゆへ市中の道筋をよく心得て此通より彼通へと順々に飛乗をすれば僅計の賃錢にて終日も車に乗るべし

右の外西洋諸國の風俗模様を事明細に説んには其事柄多くしてこの小冊子に盡すべきにあらざればこれを略し下の卷には又太平洋の飛脚船にて西洋へ行く途中の模様をあらまし記すべし但し西洋諸國の政事向年貢の取立方其外文學兵制等のことは去年余が著したる西洋事情といへる書に其大畧を記せり就て見るべし

西洋旅案内卷の下

福澤諭吉著

太平洋飛脚船の立寄場所

太平洋の飛脚船は香港より亞米利加を通り歐羅巴までの間を往來するものにて日本へは其往來に立寄こと二度なり但し香港と横濱との途中にて上海へは立寄ず横濱より上海へは別に仕出しの船ありて横濱を出帆し長崎へ寄て夫より上海に行き歸には先に香港へ行し船と横濱にて出逢ふ趣向にせりゆへに上海へ通ふ船に乗れば横濱と長崎との間の便船も出來べし香港を出帆して横濱に寄り夫よりサンフランシスコへ往來する船はこれまで唯一艘にて一年に四度の往來なれども追々に新艘出來なば一月に一度又は二度にもなるべし先香港より横濱に著すれば二三日逗留し船の仕舞出來次第直に出帆す

横濱より亞米利加のサンフランシスコまで道程凡二千五百里船中二十二三日にて達すこの二千五百里の海は即ち太平洋にて世界中一番廣き大洋なりサンフラ

橋までとか道筋を極て一日に幾度も同じ道を往來するものにて人数二三十人も乗すべき大車なり乗合の人は日本橋より乗て京橋まで行く者もあり又は銘々行く先の方角に由て途中より乗り途中にて下る者もあり但し賃錢は其道筋を半分乗るも皆乗るも同じことなれども一軒に此車の賃錢は甚だやすし市中人通の多き通筋にはこの車幾挺も往來するゆへ市中の道筋をよく心得て此通より彼通へと順々に飛乗をすれば僅計の賃錢にて終日も車に乗るべし

右の外西洋諸國の風俗模様を事明細に説んには其事柄多くしてこの小冊子に盡すべきにあらざればこれを略し下の卷には又太平洋の飛脚船にて西洋へ行く途中の模様をあらまし記すべし但し西洋諸國の政事向年貢の取立方其外文學兵制等のことは去年余が著したる西洋事情といへる書に其大畧を記せり就て見るべし

西洋旅案内卷の上終

西洋旅案内卷の下

福澤諭吉著

太平洋飛脚船の立寄場所

太平洋の飛脚船は香港より亞米利加を通り歐羅巴までの間を往來するものにて日本へは其往來に立寄こと二度なり但し香港と横濱との途中にて上海へは立寄ず横濱より上海へは別に仕出しの船ありて横濱を出帆し長崎へ寄て夫より上海に行き歸には先に香港へ行し船と横濱にて出逢ふ趣向にせりゆへに上海へ通ふ船に乗れば横濱と長崎との間の使船も出來べし香港を出帆して横濱に寄り夫よりサンフランシスコへ往來する船はこれまで唯一艘にて一年に四度の往來なれども追々に新艘出來なば一月に一度又は二度にもなるべし先香港より横濱に著すれば二三日逗留し船の仕舞出來次第直に出帆す

横濱より亞米利加のサンフランシスコまで道程凡二千五百里船中二十二三日にて達すこの二千五百里の海は即ち太平洋にて世界中一番廣き大洋なりサンフラ

ンシスコは丁度日本の真東に當る所なれどもこれまで同處へ渡海する船は潮の流又は風の模様によつて往路は北の方へ寄りしが此度の飛脚船は格別の大船にて蒸氣の力強く帆前を疾にせざるゆへ此大洋を真直に乘切て直にサンフランシスコへ着す渡海二十二三日の間は山も見ず島も見ず茫然として空中を行くが如し波風なき夜甲板に出て月を詠などすれば其景色淋しくもあり又面白くもありなんとなく人の氣分を引立るものなり○途中にサンド井チといふ島あり模様次第にてこゝに立寄ることもあり

サンド井チは日本と亞米利加との中程にて少し亞米利加の方へ近き所にある島國なり一舛此邊は熱國の場所柄なれども其割合にしては凌よし産物は硫黄砂糖縮烟草芋の類其外小麦も出来る由なり○今より八十八年前英吉利船將カピタンコックといふ人初て此島を見出し其節は島人の數三十萬人もありし由なれども其後年々鯨獵に出て歸らざる者もあり又は抱瘡など流行病にて人の數追々に減し當時は十萬人にも足らざる位なりされども島に王あり其家の名をタメハマハといふ住居はホノル、といへる港にあり矢張國王の格式にて既に西洋の國々とも

貨物を取替へり政事台并に年貢の取立方等は亞米利加人に頼み島國とて世間に
賣らるゝこととすし亦にこの島にては多年外國人に附合追々に物事の道理を知
て近來は處々に學問所を建築吉利の言を稽古せり○島人の風俗は甚だ見苦し色
も黒く大老武足履袴仕家とて宋さなき小屋並なり斯く積き島人の中にも賣女あ
り十人二十人並あしき病のある由にて一目見ても驚くほどの品物なり旅行の人
置とも心無達さあるさとしきことなれざる居心すべし

ナンフランシスコへ着すれば同處よりパナマへの飛出船は毎月三度づゝ出帆す
るゝへ丁度行進にて一願乗後るゝとも十日船待すれば次の船に乗るべし若しサ
ンフランシスコへ逗留すれば見物の場所甚だ多し

ナンフランシスコは亞米利加台衆國の内西の方にあるカリホルニヤ州の港なり
太平洋の左岸に一番大なる港にて入口の中一里に足す内は入海となり長さ三四
十里六六七里半月の形ちに廣まりて幾千艘の船入津するとも差支なし其入口を
ゴラルデングイトといひ右手の陸地はヘルトポイント「ブラッキポイント」にて二所
の蘆葦あり左手にはアルカトラズといふ小島あり此亦蘆葦なりこの三所の蘆葦

には近來新工夫の珍しき大砲を据付玉の大さ一尺二寸より一尺六寸なるもの一
 里半計の所にも届く由にて要害堅固なり○カリホルニヤ州は元メキシコの領分
 なりしが彼國の千八百三十九年即ち日本の天保十年土地の人謀叛を起し彼是ど
 稔ならざる内に八九年を経て彼國の千八百四十八年即ち日本の嘉永元年に至り
 合衆國よりメキシコへ金を拂てこの一州を買取永久合衆國の領地となれり時候
 程よく産物甚だ多し金銀銅鐵水銀石材木五穀菓實牛馬豚羊に至るまでなにひと
 つ不自由なき國なり此土地を合衆國へ買取しときまでは人の數もあまり多から
 ざりしが丁度其頃金山を見出し珍しき渡世の道出來たるに付諸國の人追々に入
 込日々月々に其人數増して遂には金山渡世の者計も十四五萬人の數となり金銀
 を掘出すことも亦夥しく毎年五六千萬ドルの高を諸國へ積出して世界中金
 銀の相場を動かせしはどのことにて土地の繁昌一方ならず此節にても一七日の
 間に七十五萬兩餘の金銀を掘出すといふ就てはサンフランシスコも初は淋しき
 所にて百姓家の六七軒もある小村なりしかども僅十七八年の間に數萬の人家建
 ならび産物の道次第に開け近來は羅紗ブランクット等を織る所あり銅鐵の道具を

製する所あり金銀の小間物を作る所あり砂糖を製し酒を造り港には諸國の商船
鑄を卸して一年の間に船の出入二千艘餘運上を取立る高二百萬兩に下らず實に
太平洋の東岸に比類なき大都會となれりこの地起立より以來度々火災ありしか
ども火事の度毎に新に普請して家並は以前よりもよくなれり其一二を擧ていは
んに運上所を建るに六十萬兩を費し金座の普請に二十二萬兩海軍の養生所を建
るときも三十萬兩を費せり又メトロポリタンといふ芝居あり大なる構にて見物
人二千人を入るべし其外寺學問所諸問屋宿屋兩替屋等の大造なるは推て知るべ
し余がサンフランシスコへ渡海せしは萬延元年にて今より僅七年前のことなり
しが今茲再其地に行て様子を見るに以前に一倍したる繁昌なり○前にもいひし
通カリホルニヤは新に開けたる土地にて世界諸國の人寄集り先を争て渡世の
道を勵む場所なり既に支那の人も此國を金山と唱へ先年より金掘の渡世に出掛
るもの多く一錢なしに國を出四五年も辛抱して相應に元手をこしらへ本國へ歸
るものもあり又は此地に店を出して生涯居附ものもあり此様子を見て考るに日
本どカリホルニヤは正しく西東向合の隣國殊に此度は太平洋の飛脚船も出來僅

二十日の船路にて彼地へ渡るべく江戸から長崎へ道中するよりも手輕のことなれば日本の人も追々カリホルニヤへ出掛元手あるものは交易商賣をはじめ元手なきものは金山の渡世をして遂には身代を仕出す者多かるべし此亦日本開國の恩澤なり

サンフランシスコとニウヨルクとの間陸地の差渡し東西千六百里余この間に蒸氣車の道を造り過半出来てこの後三年の内には不殘成就すべしとの様子なり然る上は日本より亞米利加へ行くに船路二十日にてサンフランシスコへ着しそれより蒸氣車に乗て千六百里の陸路を六七日にて越すべければ海陸の旅一月に足らずしてニウヨルクまで達すべしされども右蒸氣車の成就するまでは矢張バナマの地積を通るゆへ其道筋の模様を左に記すべし

サンフランシスコにて船に乗替へ南の方バナマまで凡千五百里十二三日計の船路なり途中カリホルニヤ并にメキシコの地方を左手に見るカリホルニヤの海は四月より十月頃までの間北西の風強く時候涼し夏にても夜分などは綿入を着る位なり且其海岸は霧深くして甚だしきときは船の艦より舳のものも見ざること

あり航海者の心配する所なり斯く八九日渡海してメキシコ領のアカポルコといふ港に着す

アカポルコはメキシコの都より南西の方九十里計の所にあり昔は繁昌せし場所なりしかどもカリホルニヤに金山を見出してサンフランシスコの港盛なるに従ひ遂に此地は衰微し當時は人家も少く土地に出来る産物とてもなし時候は暑く天氣不揃なり上陸するときは傘の用意すべしよき天氣にても直に雨の降ることあり飛脚船はアカポルコの港に錨を卸すこと三時計にして石炭を積入れ直に出帆すこれより追々メキシコの海岸を過ぎ中亞米利加の岸に沿てパナマに着す此邊の海岸には夏分強く雷の鳴ることあり船中にて雷鳴は随分氣味わるきものなり

パナマは遠淺にて本船は一里半計沖に掛り小船にて上陸す殊に此邊は沙の満干の多き所にて潤沙には一丈七尺大沙には二丈二尺も差引あるゆへ小船とても沙時に由て動かさることあり○上陸場にあがれば陸には既に蒸氣車の用意しありて二十里餘の地積を二時計に通越し亞米利加國の向側に出たる所をアスピノウ

アルといふ總て此邊の地は南亞米利加之ニウガラナダといへる國の領分にて赤道より北の方八度計の所に當り北亞米利加之南亞米利加之の界なり時候は暑く春夏秋冬の差別なし四月の末より十二月頃までは雨の時節にて毎日雨の降ると夥しく家の内に居ても濕氣深く衣服膳碗に黴の生るなど日本の梅雨よりも甚だし斯る暑濕のため折々熱病の流行することありバナマ熱とて惡症なり旅行の人よく用心すべし通行のとき一寸休息なごする所へ土地の者共菓實又はリモニイドとて氷の水に砂糖と橙汁を交たるを賣に來りいかにも味よく覺れども暑さのあまりに用ひ過すべからず又蒸氣車の内に色々の酒を持來て頻に客へ勧ることあり價もやすしされども大抵賈物にて一口も飲むべからず何れも皆熱病の本になるものなり心得べし○土地の人は愚にして政府の世話も不行届なり其一例を擧ていはんに四年前バナマに瘡瘡の流行して一萬人計の人数の内に千人餘の死人ありしと其次第は土地の人疑深くして殖瘡瘡の法を信仰せず政府よりも其世話をせずして斯く大勢の人命を落したるなり○此地積を越す蒸氣車の路は彼國の千八百五十五年即ち日本の安政二卯年に成就せしものにて其長さ二十二里

餘あり途中は不殘山にてバナマより五里計の所殊更に高し海に較れば其高さ二十六丈ありのへにバナマより次第上りに道を附け坂の急なる所は一里に付十二丈餘の勾配ありて登坂には蒸氣車も遅し夫より又段々に進めば下坂となりチャグレスといふ河を越すに盛の橋あり○印度海の道を通してスエスの地續を越すときは其土地大抵砂原にて草木少く年中雨の降ることなく砂埃に困るはどなるがバナマの地續は丁度其反對にて半年の間は雨も降續き一体に雲霧深き濕氣地なり澤に枯草なく木に紅葉なし往來の時蒸氣車の内より眺れば四方の深山青々として樵夫の跡も見ず谿水の音幽に聞へ見馴ぬ鳥の古木に啼き其景色いかにも寂寥たり獅子虎躰なども此奥山にこそ住ひことなるべしと思はる○途中處々に二三軒又は七八軒づゝ人家あり其様子を見るに木葉にて屋根を葺たる小屋掛の内は床もなく掘立の柱より柱へ網のよふなる釣床を掛あり夜分はこれに寝ることなるべし子供の十才あまりまでは皆丸裸躰にて大地にころつき豚犬の友達なり婦人は腰巻一つにて立ながら物を食ふもあり大の字なりに寝たるもあり又裸躰の子を抱て乳を飲する者もあり思ふに此子も此母の子に相違はなけれども恥に

一人の爺父ありて生れたるものか其邊は甚だ覺束なし
アスピントウナルにて蒸氣車より下り直に船に乗て出帆す但し此港より直に歐羅
巴へ行く飛脚船もありニウヨルクに用事なき者は此船に乗るべし○アスピント
ウルよりニウヨルクまで千里に足らず七八日にて着すこの間の海はアタラ海と
いふ大洋なり渡海の中程に「ジャマイカ」「サントミンコ」「バ、マ」なぞいへる島々の間
を通る「ジャマイカ」「バ、マ」は英吉利の領分にて産物には薑胡椒の類あり又左手に
西班牙領のキューバといへる島を見るこの島はよほ広し産物は烟草砂糖世界中
に名高き名産なり○アスピントウナルを出帆してこの島々を通りすぎ次第に又冷
氣に返る凡暑さの甚だしきはパナマの地積を通る前後五日づゝとして十日あま
りの苦なり

ニウヨルクへ着すれば市中の様様宿屋の取扱なども歐羅巴の諸國と同じとなり
この所は亞米利加合衆國の内一番の大都會にて世界中に人の多き都を計れば英
吉利のロンドン佛蘭西のパリス支那の北京日本の江戸亞米利加のニウヨルクと
て誰知らざるはなき繁華の地なり港には萬國の商船櫓を連て林の如く川蒸氣船

の往來するは木葉の水に流るが如し屋形造の渡船をへレボウトといひ大船を引く蒸氣船をタグボウトといふ出帆する帆前船あれば入津する蒸氣船あり歐羅巴より來る飛脚船あり印度海へ行く軍艦ありいかに廣き川口にも竿一本横たふべき透間なし陸には數十萬の人家五階六階に建ならび間口數十間の大店に端物をかざりたる呉服屋もあり手狭き店に金銀造の小道具又は補時計などならべたる小間物屋もあり一町内皆大家にて表通の靜なるは雨替町なり野菜山の如く魚肉林を爲して人聲の喧しきは市場なり車に乗て芝居の番附を觸るもあり四辻には見世を出して往來の人を招くもあり市中の往來するには馬車に乗り遠方へ行くには蒸氣車に乗り百里の路も日返にして其便利なることは人に翼を附たるが如し實に世間知らずの田舎者へこの有様を見せなば人間世界とは思はざるべし

○斯くニウヨルクの繁華は「ロンドン」「パリス」にもおどらぬほどにて市中の混雜一方ならず時々間違のこともあるに付町々の取締嚴重なれども土地の繁昌するに従ひ自然に惡黨も多く夜盜押込すりかたり火附人殺も間々あることなれば初ての旅人は別して用心すべし且合衆國は五十年前より南北の合戦に莫大の金子

を費したるに付近來は諸運上の高を増し通用金の代に紙札を用ゐるなどにて諸色高直何品によらず六七年前の直段に較れば二倍三倍となり下々の者の難澁は勿論他國より來て買物をするにも不都合なり

合衆國の合戦の事を記すはこの冊子の趣意にあらざれども此節彼國へ行けば其話多く合戦の前は斯くありし合戦の後には斯くなりし此も合戦に由て出來しこと彼も合戦の時より始りしことなど一寸した話の場合にも合戦の事を知らずしては何事も分らず不都合のこともあるゆへ其始末を極あらましに記すこと左の如し

合衆國の内南の方の國々には百姓多く農業を勉め麥綿の類を作り北の方の國々には職人の業を専とし蒸氣仕掛などにて色々の物を製せ商賣を勵む風なり然る所昔より南の方の國々は亞非利加の黒奴を買ひ生涯年期にして養おき農業の働に使用仕來なりしが北の方にて心ある人々は此仕來を甚だ好まずいかに黒奴とて人を生涯年期にして牛馬の様に使用ふは天の道理に返ることなりとやかましくいひしこともありしかども南の方にては今更黒奴をやめにすればはたど差支る

ゆへ中々これを承知せず彼是にて數年來北と南とは不和なり去る萬延元年の冬に至り合衆國大統領の代替に付次の大統領を入札にて人撰せし所リンコルンといふ人へ入札の數多くして大統領となりしがリンコルンは固より北の方に左袒する人にて黒奴の一件に付ては兼て議論あることなれば南の方にては此人を大統領にすることを好まず色々いひあがりて遂に南の方のサウスカロリナといふ一州合衆國へ叛きたり明る文久元百年の春「ミッシピイ」「フロリダ」「アラバマ」「ジョルジア」「ロイシヤナ」「テキサス」「井ルジニヤ」「アルカンサス」「ノラスカロリナ」「テンネシイ」の十州もサウスカロリナに與し一味の國々十一州にて師を起し政府の武器庫などを奪取てリチエumontといへる所に都を建てイ井スといふ人を頭取にして合衆國の支配を離れ別に一の政府を建んとの企にてこれより合衆國の内南北二に分れ大合戦の世となれり南北二に分れしは北亞米利加の合衆國の内南北二に分れたるにはあらずや北の方にては早速軍勢を集め追々其人數を増して百萬人に近き大軍となりて頻に征伐の手配を運らせども南の方も中々手強く且は英吉利佛蘭西よりも内々これに力を添十一州の軍勢五十萬人計にて度々勝利を得て遂

に北の都なるワシントンへ間近く攻寄せ戊年の冬頃は北の方よほ危き模様なりしが其後追々勢を取戻し慶應元年の三月に至り南の勢次第に衰て大將分の者も段々に降参し其頭取なるデイ井スをも生捕り彌々北の勝利となりて遂に又太平無事の春にかへりたり合戦の終らんとする前に兼て南の方のたくみにて北の大統領リンコルンをだまし討にし首尾克これを刺殺したれども合戦の勝負既に定たる後のことにて南の謀も水の泡となり徒に一人の英雄を殺たるのみリンコルンは合戦の始より大統領となり千辛萬苦よく國事の多端なるに堪へ事を決するに勇氣あり人を使ふに慈悲ありて上も下も之に歸服せざるものなかりしが斯く非命の死を遂げしに付ては國中の悲一方ならず父母に喪するが如くなりしといふリンコルンの代にはジョンソンといふ人大統領となり合戦の後より今日に至るまで専ら國中の取鎮をなせり實に此度の合戦は古今未曾有の大軍にて南北双方の人数合て百五十萬人互に秘術をつくし或は鐵張の軍艦を打建或は地雷火水雷火を工夫し大砲小銃世界に珍らしき武器を造て四年の間數十度の戰場に骨を暴し血を流し討死手負其數を知らず子年の春井ルデルニスといふ所にて北

の大將ゼチラルグランドと南の大將ゼチラルリイと戦ひしときは二日の間に敵にも味方にも討死の數一萬二千人餘なりしといふ○又合戦の間に軍用金を費すことも夥しく毎日の入用百二三十萬ドルナルなりしこともあり就ては諸運上の高を増したれども尙引足らずして戊年の春より紙札を通用せりされども元正金の不足することなれば此紙札も通用わしく正金半分の價にもならず子年の夏頃は正金百ドルナルと紙札二百九十ドルナルと鈞合相場になりたり合戦後の勘定に合衆國政府の借財二十七億九千九百九十八萬ドルナルなりと○南の方にて名高き大將はゼチラルリイゼチラルジャクソン等北の方の大將にてはゼチラルグランドゼチラルシャアマン等なり南の諸大將其外の者は合戦の後何れも謀叛の罪を赦されて差搦なし當時は合衆國にてゼチラルグランドの評判甚だ高し今の大統領ジョンソン來る巳年の春交代の期限になるゆへ其次にはグランド大統領となるべしとの風説もあり

右は合衆國合戦の大略なり尙委しきは近日開版の西洋事情第二編に記すべし

西洋旅案内卷の下終

西洋旅案内附録

商法

世界中に旅行せんと思ふ人は本編を見て略其手續を知り外國の模様も大概分し
ことなるべしされども外國へ旅行するどて用事もなき所へ遊に行く者もなし何
れ學問の執行か又は商賣のためならん學問執行の人なればよき世話人を頼て一
年に六七百兩の入用を掛け自分の積古一式にて外に心配はなけれども今外國へ
行て交易商賣をせんには略彼國の商法を知らざれば必ず不都合なり且商法のこ
とは外國へ出交易する者計に限らず日本の交易場にて外國人と取引する者どて
も同様の譯にて大略其振合を心得ずしては損をせず済むことにも損をするこ
とあるべし詰り日本國の損なりこれを譬へば素人が圍碁に同じたどひ練磨にて
上手の様に見るとも碁の定石を知らざるゆへ生涯ざる碁の仲間を免れず右の次
策に付今この巻末には彼國商人の取扱ふ金の取引商賣船の雇方海上荷物の請合
方等商法の大畧三四箇條を記して本編の附録となせり固より日本にても町人の
商賣は眞劍勝負にて其加減差引精密を極め余輩の傍より彼是と議論すべきこと

萬々なけれども世間には新出來の商人もあり又は素人にて町人の眞似をせんとする者もあるべければ其人々の爲にも外國交易の定石を知しめんと欲するのみ

コンシユル勸方の事

コンシユルとは其國の政府よりいひ付けられ外國の港へ勸番して本國より交易に來る商人の取締をする役人なりゆへに其商人等外國にて難題を蒙ることあればコンシユルたらん者は其國と取結し條約の理合を押し港の役人と掛合て其難題を救ざるべからず又其國人に罪を犯す者あれば其仕置をすることは出來ざれどもこれを召捕て本國へ送返す丈のことは取計ふべし但し其國人のことに付港の役人と掛合を盡して華落着せざるときはコンシユルの上役にミニストルなる者ありて同じ外國の首府へ勸番するゆへこれへ持出してミニストルより同國の政府へ談判するなり譬へば支那にても上海廣東其外五箇所の港に諸國のコンシユル勸番してミニストルは其首府なる北京に住居せり若し右五箇所の港にてコンシユルと其地の奉行との掛合向決斷し難きことあれば北京のミニストルへ持出しミニストルと北京の重役との談判にて事落着に及ぶなり○本國の商賣船入津すれば其船

主より船の書附積荷の目録等をコンシユルへ渡しコンシユルよりこれを港の運上所へ差出し荷揚終て出帆のときも運上所より出帆の免状はコンシユルへ渡す都へ此等の世話をするはコンシユルの役前なり○コンシユルの役金は本國の政府より出るものもあり又は其國の商人より世話料を取るものもあり但し商人より世話料を取るのみにて政府の役金を受ざる者はコンシユルの役義を勤る傍に商賣をするも差構なし

兩替屋の事パンク

西洋の商人は自分の手許に正金を置くことなし皆これを兩替屋へ預て入用のときに受取り又は他人へ金を拂ふにも兩替屋の手より其人へ渡す仕法にせり其便利なることを擧ていはんに一には金を大丈夫なる兩替屋に預れば紛失の心配なし二には正金を方々へ持運ばざるゆへ盜難の心配なし三には人と金を取引するに金性の善悪を見分け數を改る手間を省き就ては店の人數を減して入用を省くべし四には手許に金なきゆへ番頭其外召使の者に引負の出来ることなし○金を兩替屋に預れば先自分の名前書判を店の帳面に留置く然る上は兩替屋より當人

へ金の預高を記したる小帳一冊と別にチエツキとて短冊形の切手二三十枚横帳に綴たるものを渡す即ち小帳は金子預の證據なり扱右の如く二冊の帳面を請取り其後金の入用あるときは横帳の切手を一枚切てこれに何程の金高を請取と認め書判を記して兩替屋へ送り正金と引替にす又他人へ金を拂ふときも同じことに誰々へ何程の金を渡すべしと記して其當人へ切手を渡せば當人にて兩替屋へ行き金を請取べし兩替屋にては唯切手の書判を證據にするゆへ先に店の帳面へ留置し書判と引合せ相違なければ誰にても人の顔には構す金を渡すことなり斯く追々に金を請取る間に又此方より預ることあれば例の小帳を持參して其預高を記させ置き最前の振合にてこれを受取る右の次第にて金を預る者は取引の手數を兩替屋に譲り且受取渡しに付間違われれば此亦兩替屋の引受なるゆへ此方は安心して商賣に取掛るべし○金を兩替屋へ預れば商賣人の身に取て格別調法なることあり其次第は兩替屋と取引の仕様にて己が身元の正きことを世間へ吹聴する術にもなり又他人の身元を聞かす手掛にもなるべし商賣の上には大切なることなり○兩替屋には大丈夫の土藏あるゆへ得意先の人は大切の書附類其外金

銀寶玉なども預置くべし○兩替屋へ世話料を取る仕法二通りあり其一は一年の間取引するに始終兩替屋の方へ金の残る様にし其金を融通する利分を兩替屋に取て別に世話料なし又一の仕法は兩替屋へ残たる金には通例の利足を附て勘定を濟し世話料として一年に總金高の八百分の一又は四百分の一を取ることあり八百分の一とは八百兩に付一兩なり四百分の一とは四百兩に付一兩なり其高下は時の約束次第なるべし

爲替とは遠方へ金の取引を便利にする爲のものなり今盤へば佛蘭西の一助より英吉利の二助へ三百兩拂ふべき金あり然る所英吉利の三助は佛蘭西の四助へ二百兩同五助へ百兩拂ふべき約束ありこれに由て一助は英吉利の二助へ正金を送らずして佛蘭西の四助より二百兩の手形と五助より百兩の手形とを買て二助の許へ送れば二助は此手形を以て三助より三百兩の金を受取べし故に兩國の間に正金の持運をせずして双方の取引皆濟すべし○右は爲替の大趣意にて兩替屋の取扱もわり又平の町人にも身元ある者は自分に手形を出す近來は其仕法追々手廣くなりて品物の買主より賣主へ代金を拂ひ遠方の人へ借財を返済するにも

皆爲替を取組て正金の遣取は甚だ稀なり○爲替手形の文言左の如し

覺

一幾千幾百兩也

右者我等受取候高に付今日より幾日之後何某に可被相渡候仍如件

月 日

場所附

姓名書判

場所附

名宛

右は一國の内に通用する手形の書様なり外國と爲替を取組む仕法并に手形の文言は上卷の初に記せり

商賣船雇入の事 チャルトルバルチ

商賣船を雇ふには日數を限り一艘借切にすることもあり又は半分借ることもあり左に其證文の一例を記すゆへこれを見て一舩の振合を知るべし此雇船は帆前船にて英吉利の都ロンドンより西班牙の港カヂスといふ所へ乘廻し同處より羊

の毛を積てロンドンへ歸るまで借切にしたるものなり但しロンドンよりカヂス
までは海上五百五十里計なり證文中にゐる船賃の高を見れば大凡其割合も分る
べし

雇船の證文

一 フリイドム名船の船頭エドワルドとロンドンの町人ロスと雇船のことに付双

方左の通り取極たり但し右船は百四十トン積にて當時ロンドンの川口にあり

一 此船は八九百石積なり

一 此船は大丈夫に渡海すべきものなるに付此度カヂスへ赴き羊毛六百俵其外の

荷物も船相應に積込てロンドンへ歸り荷主の差圖通り何れの場所にて荷揚

すべし船賃は羊毛の正味二百二十四斤入十目なり百二一俵に付十四シルラング

一 シルラングは外荷物の運賃も同様の割合にし且荷積の手數銀として惣運賃

銀十匁餘なり

に五分を増し賃銀拂濟の上荷物を引渡すべし但し海上不時の災難は双方共に

差構なく船を損すれば船頭の損亡とし荷物を損すれば荷主の損亡たるべし

一 船賃は荷揚のとき正金にて半高渡し残半高は荷揚の日より三月の後に正金を

受取べき手形を渡すべし

一 カヂスにて荷物を積ロンドンへ積廻して荷揚するまで船の働く間を四十日と定む但しこの日限はカヂスへ着船して荷積の用意出来し日より計ふべし又荷積荷揚の都合に由て日限より長く船を引留るども十日を限とす若し十日を過るときは一日に付三ポイント一ポイントに當る三兩三シルリングを船頭へ拂ふべし○若しこの約束に違背するときは三百ポイントの過料を出すべし

一 船の下積にするものは鐵石小石の類にして砂泥の如き荷物に害あるものを積むべからず又荷物を積むにも品物の損せざる様程よく積込むべし○カヂスにて船中の入用もあるべきに付船賃の内百ポイントを爲替に取組これを船頭へ貸すべし

右の取極相違これなく互に調印するものなり

船頭姓名書判

月日 ロンドンにおゐて

荷主姓名書判

右の通り同文書の證文を二通認て船頭と荷主と互に取替することなり

積荷請取狀の事

積荷請取狀の事、ピル、オフ、レイ、ア、ン、グ
商賣船を借切にせずして荷物のみを積込むときは船頭より其荷物の受取書を出
すこれを積荷受取狀といふ萬一荷物紛失等のことあれば此受取狀を證據にして
船頭へ折合ふべし今こゝに一例ありこれはロンドンより魯西亞の都ペイトルス
ボルフまで更紗并に毛織物を送しよきの受取狀なり

覺

一い印荷物 一番より十二番まで

當時ロンドンドックといへる船入の場所へ繋げるラヂペイルウ名船のへ船頭コビ
ンなる者乗込ペイトルスボルフへ赴くに付商人ブルックスの荷物更紗五箱毛織
物七包前書記號番附の通り儘に請取り右船へ積込船中にて荷物の損せざる様
心附け積込のとき同様の形にてペイトルスボルフまで送届同處におゐて運賃
三ポイント十八シリングと別に荷積の手數銀五分の割増を請取りし上にて商
人ペルトンの組台へ荷物を引渡すべし但し海上不時の災難は船頭の引受にあ

らす

右約定の證據として同文言の請取狀四枚を渡すに付此内の一枚を以て荷物と引替にすれば残三枚は不用たるべし

月日 ロンドンにおゐて

船頭コビン書判

右は帆前船にて荷物を送ることゆへ運賃も下直なり飛脚船に荷物を積むときは其運賃餘程高し

佛蘭西の飛脚船にてマルセイユより横濱まで荷物を送るに其賃銀凡一尺立方の物にて三十フランク又重き品物は目方にて運賃を定め百斤に付百二フランクとあり但し一斤の目方は百二十目に當り一フランクは銀八匁餘に當るの金銀

は上巻の通用金相場をを見るべし

亞米利加のニウヨルクより横濱まで荷物を送るに飛脚船の急便なれば一尺立方の物にて四ドルラル二分又重き品物にて其目方一尺立方に付四十五斤の餘に上れば目方にて賃銀を定め百斤に付九ドルラル
同飛脚船の並便なれば一尺立方の物に付二ドルラル一分五厘目方の品は百斤

右運賃の割合は商賣の模様によつて時々高下の違あるゆへ極たるものと思ふべからず

商賣船質入の事 ボットムヨロチン

商賣船又は其積荷を引當にして金を借ることあり渡海中に難船すれば金を貸したる者の損亡たるべき約束なり斯く危き引當なるゆへ高利を取るとも國法におゐて差構なし大抵二割半より三割までの利足を取る都て西洋諸國にては金の貸借に其利足三分より五分を限とし五分より高きを高利と名く○斯く金子を借て出帆し其船途中にて破損すれば餘儀なくこれを修覆するに又其荷物を引當にして金を借ることあり然るときは兩度の借金を返済するに後に借たる金を先に返すを以て常法とす其次第は二度目の金なくしては船の修覆も出來ず行くべき所へ行くべからざりしとの譯なり

荷物送状の事 インウチアイヌ

送状とは遠方の人より注文を受けて品物を買ひこれを船に積て先方へ送るとき書の附なり其認方左の如し

ジョンソン名人の組合より綿五百俵をシュリヤ名船のへ積込み船頭グレイなる者の手よりリイウルポウル港英吉利の町人スミスの組合へ送る荷物の送状

一 壹萬四千四十ドルラル 綿二百六十俵代

目方九萬三千六百斤但し一斤に付十五セント久

一 壹萬二千九十六ドルラル 同二百四十俵代

目方八萬六千四百斤但し一斤に付十四セント久

俵數合而五百俵目方十八萬斤

代金二萬六千三百三十六ドルラル

一 六十二ドルラル半

品物買出し仲買の口錢一俵に付十二セント半

一 四十ドルラル

一 三ドルラル半

荷車賃一俵に付八セント 雜用

一 二萬六千二百四十二ドルラル

一 千四十九ドルラル六十八セント

荷物并に爲替取組之世話料總高四分

割合

總べ二萬七千二百九十一ドルラル六十八セント 百分の一はドルラル

月日 ニウヨルクにおゐて

ジョンソン組合書判

賣捌勘定書の事 エツカサント、セイル

人の荷物を引請てこれを賣捌き其勘定を荷主へ送る書附なり荷物賣捌の世話料は其時の模様によて定め難し荷物引請の商人舊家にて世間に名の通りたる者なれば世話料高く賣捌たる總金高の内より二分又は二分五厘時としては三分も割合を取るこどあり新家の商人なれば世話料も自からやすし今こゝに伊太里の港シドニの商人英吉利の人より麥酒を引受てこれを賣捌き其荷主へ送りし勘定書あり

船頭スミス乗組のパンクス船の名のより送たる麥酒百六十八箱を請取りロンド

ンの商人ジャミンソンのためにこれを賣捌きし勘定書

一七十二ポント

麥酒四十八箱代

徳利百四十四組入一組に付代十シルツング十一組本は徳利

一五ポント十シルリング 同五箱代

同十五組入一組に付代七シルリング四ベンス

一八十六ポントニシルリング 同八十二箱代

同二百四十六組入一組に付代七シルリング

一二十ポント 同二十箱代

同六十組入一組に付代六シルリング八ベンス

一四ポント 同五箱代

同十五組入一組に付代五シルリング四ベンス

一六ポント 同八箱代

同二十四組入一組に付代五シルリング

百六十八箱德利五百四組入

代金百九十三ポント十二シルリング

内諸入用を引くこと左之通

一四ポント四シルリング 物揚場運上一箱に付六ベンス

一二ポント十一シルリング四ペンス

此者麥酒を入札にて賣拂ひしとき其代金百二十一ポント十二シルリング
ゑ入札の運上一分五厘の割合を以て一ポント十六シルリング四ペンスを
拂ひ外に雜用十五シルリングを加へ前書の高となる

一十九ポント七シルリング四ペンス

世話料並に荷物引受の割合として總高の内一割引

ベ二十六ポント二シルリング八ペンス

差引殘百六十七ポント九シルリング四ペンス

月日 シドニにおゐて

井ルソン組合書判

災難請合の事イシュアランス

災難請合とは商人の組合ありて平生無事の時に人より割合の金を取り萬一其人
へ災難あれば組合より大金を出して其損亡を救ふ仕法なり其大趣意は一人の災
難を大勢に分ち僅の金を棄て大難を通るゝ譯にて譬へば今英吉利より亞米利加
へ一萬兩の荷物を積送るに二百兩計の請合賃を拂へば其船は難船するとも荷主

は價を取返べし又此一萬兩の荷物を二百兩にて引請し商人の組合も數千艘の船を請合ふことゆへ其船百艘の内に二艘難船するとも九十八艘の請合賃を以て二艘の價となせば損得はなき姿なり若し又世間に火事難船多くして請合人は始終價金を出す計の様に於ては損亡なれども斯く災難の積くこともなく丁度平均して双方よき様に割合をなせり○災難の請合に三通りあり

第一 人の生涯を請合ふ事此法は甚だ入組たることなり素人同士組合を結て若し組合の内に病氣其外災難に逢ふ者あれば組合一統より金を出し合せてこれを救ひ又は死後に其妻子を扶助することあり又或は商人に元金を以て組合を立てる生涯達者の内に年々何程かの金を取て若し其人病氣を煩ひ渡世の出來ざるよふになれば死ぬまでの手當を年々組合より拂戻し又は約束次第にて死後の妻子を養ふこともあり又或は商人に組合ありて此組合へ年々積金を納れば十年か二十年の限にて毎年積金の高を減じ年限を終れば金を出さずして其組合に入り其後は却て仲間の割合を取て其身の老後死後の暮向を立る法もあり都て此請合は年の老若生質の病身と達者どに由て年々金を納る高にも多少あり又は平生より

死後の覺悟と思ひ商人の組合へ金を納め置きしに老年に及で不幸にして妻子を失ひ死後の心掛なき様になりし者は夫まで拂ひし金を自分生涯の内に取返し安樂に命を終ることもあり○都て災難請合の約定は其國の政府へ貰たるものにて萬一其約定に付間違のことで起れば政府の裁判を受けるゆへ約定するときはも政府へ訴へ夫がため速上を納ることとなり英吉利にて人の生涯を請合ふ約定の運上左の如し

請合の金高五十ポントに付

運上ニシル半

同五十ポントより百ポント

同五シルリング

同百ポントより五百ポント

同一ポント

同五百ポントより千ポント

同二ポント

同千ポントより三千ポント

同三ポント

同三千ポントより五千ポント

同四ポント

同五千ポントより以上

同五ポント

第二 家宅諸道具商賣品田畑山林等を請合ひ火事又は雷の落ることあるときは

其損亡を償ふ商人の組合ありこれを火災請合といふ其請合賃は家作の良否場所柄の模様等に由て甚だ相違あるゆへこゝに記し難し

第三 波海中船の災難を請合ひ萬一其船難船するか又は賊船に掠取るゝ等のことあるときは船并に荷物の代金を償ふ仕法ありこれを海上請合といふ西洋諸國に海上の請合を波世にする商人の組合多けれども其最も盛なるものは英吉利のロイドなり同國の都ロンドンにロイドの仲間とて商人の組合ありて諸國の船を請合ひ其仕組甚だ洪大なり凡全世界中の港に此組合の出店あらざる所なし其出店の者共は始終港に住居して船の出入難船の始末海上風波の模様等を取調べ又は方々にて新艚を打建ることあれば其善惡をも見分て一々此をロンドンの本店へ知するゆへ本店の帳面には世界中の船の員數大小新古善惡船號并に船頭の姓名に至るまで事明細に記せり故に何れの船にてもロイドの店に行て海上請合の掛合をすれば店の帳面を調べ此船なれば大丈夫なるゆへ請合賃は何程彼船なれば古船にて請合賃も高しなせゝ直に其相談調ふことなり又其船波海中に風波に逢ひ荷物を損じて港に入ることなせあれば其港に居るロイド組合の者共直に船

へ乗込て其模様を改るゆへ船頭にて不正の事も出来ず都ての始末に不行届のこ
 どなしこれを一口にいへばロイドの組合は萬國商船の取締をなす者なり○ロイ
 ドの組合は人数を限り元金を定たる者にあらず何人にてても金を出して組合に入
 んどする者はこれを許し其人数甚だ多し且船を請合ふに少人数にて大金を引請
 ては萬一の節不都合なるゆへ譬へば千兩元金のある者も其金を一口に出さずし
 て二三艘の請合に分つ様にせり大抵其組合の者一艘の船に付一人にて三四百ポ
 ントより多くの金高を請合ふ者なしされども組合を集れば一艘の船に六十三萬
 ポントの高を請合ひしことあり組合の多くして商賣の大なることも推して知る
 べし○海上請合の賃銀も船の善惡海上の遠近に由て高下あり大抵五厘より三分
 までなり英吉利にて海上請合に付政府へ納る運上の割合左の如し
 一英吉利國內の商賣にて海上請合の賃銀一分より以下なれば請合の金高百ポ
 ントに付運上一シルリング六ペンス
 一同断にて請合の賃銀一分より以上なれば同百ポントに付運上ニシルリング六
 ペンス

一 外國へ渡海する船にて請合の貨銀七厘五毛より以下なれば同百ポントに付運

上一シルリング三ペンス

一 同斷にて請合の貨銀七厘五毛より以上一分五厘より以下なれば同百ポントに

付運上ニシルリング六ペンス

一 同斷にて請合の貨銀一分五厘以上なれば同百ポントに付運上五シルリング

一 海上請合は十二箇月を限る若しこの月數を過れば新に約定の證文を認むべし

證文を取替れば新に

西洋旅案内大尾

西洋旅案内附録

明治三十年十二月廿一日印刷
明治三十一年一月一日發行



編輯者兼
發行者

右代表者

芝區三田四國町二番地十七號

吉田東洋

印刷者

麴町區內幸町一丁目五番地

中西美重藏

發行所

京橋區南鍋町二丁目十二番地

時事新報社

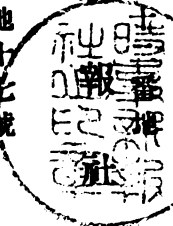
印刷所

麴町區內幸町一丁目五番地

シヤパン、タイムス社

福澤全集第一卷與付

定價金貳圓四十錢





To avoid fine, this book should be returned on
or before the date last stamped below

10M-11-57-87212

SEP 19 1976

081.8 F85B V.1

C.1

Fukuzawa zensh u / [he

Stanford University Libraries



3 6105 094 481 145